

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月23日) (水曜日)

| | |
|--|-----|
| 開 会 | 1 1 |
| 開 議 | 1 1 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 1 1 |
| 日程第 2 会期の決定 | 1 1 |
| 日程第 3 諸般の報告 | 1 1 |
| 日程第 4 行政報告 | 1 1 |
| 宮路市長報告 | 1 1 |
| 日程第 5 陳情第 9 号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、 現行保育制度の堅持・拡充を求める国への意見書提出を求める陳情書 | 1 2 |
| 漆島文教厚生常任委員長報告 | 1 2 |
| 西園典子さん | 1 3 |
| 花木千鶴さん | 1 4 |
| 日程第 6 意見書案第 1 号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書 | 1 5 |
| 漆島文教厚生常任委員長提案理由説明 | 1 5 |
| 西園典子さん | 1 6 |
| 花木千鶴さん | 1 6 |
| 山口初美さん | 1 6 |
| 日程第 7 報告第 1 号平成 2 3 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について | 1 7 |
| 宮路市長提案理由説明 | 1 7 |
| 小園総務企画部長 | 1 7 |
| 日程第 8 議案第 3 号上神殿辺地総合整備計画を定めることについて | 1 8 |
| 日程第 9 議案第 4 号日置市地区公民館条例の制定について | 1 8 |
| 日程第 1 0 議案第 5 号日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について | 1 8 |
| 宮路市長提案理由説明 | 1 8 |
| 小園総務企画部長 | 1 9 |
| 田畑純二君 | 2 1 |
| 小園総務企画部長 | 2 1 |
| 花木千鶴さん | 2 1 |

| | |
|---|-----|
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 2 2 |
| 山口初美さん | 2 2 |
| 富迫財政管財課長 | 2 3 |
| 山口初美さん | 2 3 |
| 宮路市長 | 2 3 |
| 休 憩 | 2 4 |
| 日程第 1 1 議案第 6 号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 2 4 |
| 日程第 1 2 議案第 7 号日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について | 2 4 |
| 宮路市長提案理由説明 | 2 4 |
| 小園総務企画部長 | 2 4 |
| 西菌典子さん | 2 5 |
| 福元総務課長 | 2 5 |
| 西菌典子さん | 2 5 |
| 福元総務課長 | 2 5 |
| 西菌典子さん | 2 6 |
| 福元総務課長 | 2 6 |
| 日程第 1 3 議案第 8 号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 2 6 |
| 日程第 1 4 議案第 9 号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について | 2 6 |
| 宮路市長提案理由説明 | 2 6 |
| 小園総務企画部長 | 2 7 |
| 黒田澄子さん | 2 8 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 2 8 |
| 花木千鶴さん | 2 8 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 2 8 |
| 福元総務課長 | 2 9 |
| 花木千鶴さん | 2 9 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 2 9 |
| 福元総務課長 | 3 0 |
| 坂口洋之君 | 3 0 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 3 0 |

| | | |
|-------|---|----|
| 日程第15 | 議案第10号日置市立保育所条例の一部改正について | 30 |
| 日程第16 | 議案第11号日置市特別会計条例の一部改正について | 30 |
| | 宮路市長提案理由説明 | 30 |
| | 桜井市民福祉部長 | 30 |
| 日程第17 | 議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について | 31 |
| 日程第18 | 議案第13号日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について | 31 |
| 日程第19 | 議案第14号日置市診療所条例の一部改正について | 31 |
| | 宮路市長提案理由説明 | 31 |
| | 桜井市民福祉部長 | 32 |
| 休 憩 | | 33 |
| | 桜井市民福祉部長 | 33 |
| 日程第20 | 議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算(第11号) | 33 |
| 日程第21 | 議案第16号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | 33 |
| 日程第22 | 議案第17号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第2号) | 33 |
| 日程第23 | 議案第18号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号) | 33 |
| 日程第24 | 議案第19号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 33 |
| 日程第25 | 議案第20号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | 33 |
| 日程第26 | 議案第21号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号) | 34 |
| 日程第27 | 議案第22号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号) | 34 |
| 日程第28 | 議案第23号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第2号) | 34 |
| 日程第29 | 議案第24号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) | 34 |
| 日程第30 | 議案第25号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号) | 34 |
| 日程第31 | 議案第26号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | 34 |
| 日程第32 | 議案第27号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算(第3号) | 34 |
| 日程第33 | 議案第28号平成22年度日置市水道事業会計補正予算(第2号) | 34 |
| | 宮路市長提案理由説明 | 34 |
| | 田畑純二君 | 41 |
| | 富迫財政管財課長 | 42 |
| | 有村市民生活課長 | 42 |

| | |
|--|-----|
| 地頭所教育総務課長 | 4 2 |
| 梶 康博君 | 4 3 |
| 宮路市長 | 4 3 |
| 出水賢太郎君 | 4 3 |
| 地頭所教育総務課長 | 4 4 |
| 芝原社会教育課長 | 4 4 |
| 出水賢太郎君 | 4 4 |
| 宮路市長 | 4 4 |
| 休 憩 | 4 5 |
| 日程第 3 4 議案第 2 9 号平成 2 3 年度日置市一般会計予算 | 4 5 |
| 日程第 3 5 議案第 3 0 号平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 3 6 議案第 3 1 号平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 3 7 議案第 3 2 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 3 8 議案第 3 3 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 3 9 議案第 3 4 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 0 議案第 3 5 号平成 2 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 1 議案第 3 6 号平成 2 3 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 2 議案第 3 7 号平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 3 議案第 3 8 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 4 議案第 3 9 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 5 議案第 4 0 号平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 6 議案第 4 1 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計予算 | 4 5 |
| 日程第 4 7 議案第 4 2 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計予算 | 4 5 |
| 宮路市長提案理由説明 | 4 6 |
| 小園総務企画部長 | 4 8 |
| 日程第 4 8 陳情第 1 号国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書 | 5 4 |
| 散 会 | 5 5 |

第 2 号（3 月 8 日）（火曜日）

| | |
|---|-----|
| 開 議 | 6 1 |
| 日程第 1 議案第 3 号上神殿辺地総合整備計画を定めることについて（総務企画常任委員長報告） | 6 1 |

| | | |
|---------|--|-----|
| 日程第 2 | 議案第 4 号日置市地区公民館条例の制定について（総務企画常任委員長報告） | 6 1 |
| 日程第 3 | 議案第 5 号日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について（総務企画常任委員長報告） | 6 1 |
| 日程第 4 | 議案第 8 号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告） | 6 1 |
| 日程第 5 | 議案第 9 号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告） | 6 1 |
| | 池満総務企画常任委員長報告 | 6 1 |
| | 山口初美さん | 6 5 |
| 日程第 6 | 議案第 1 0 号日置市立保育所条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告） | 6 6 |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 号日置市特別会計条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告） | 6 6 |
| 日程第 8 | 議案第 1 3 号日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について（文教厚生常任委員長報告） | 6 6 |
| | 漆島文教厚生常任委員長報告 | 6 6 |
| | 山口初美さん | 6 9 |
| | 東福泰則君 | 6 9 |
| 日程第 9 | 議案第 1 5 号平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号）（各常任委員長報告） | 7 0 |
| | 池満総務企画常任委員長報告 | 7 0 |
| | 漆島文教厚生常任委員長報告 | 7 2 |
| 休 憩 | | 7 8 |
| | 漆島文教厚生常任委員長報告 | 7 8 |
| | 上園産業建設常任委員長報告 | 7 9 |
| 休 憩 | | 8 3 |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 6 号平成 2 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 7 号平成 2 2 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 8 号平成 2 2 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |

| | | |
|---------|--|-----|
| 日程第 1 3 | 議案第 2 2 号平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 3 号平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 5 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 6 号平成 2 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 7 号平成 2 2 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 3 号）（文教厚生常任委員長報告） | 8 3 |
| | 漆島文教厚生常任委員長報告 | 8 3 |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 9 号平成 2 2 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（産業建設常任委員長報告） | 8 9 |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 0 号平成 2 2 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告） | 8 9 |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 4 号平成 2 2 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告） | 8 9 |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 8 号平成 2 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告） | 8 9 |
| | 上園産業建設常任委員長報告 | 9 0 |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 1 号平成 2 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）（総務企画常任委員長報告） | 9 3 |
| | 池満総務企画常任委員長報告 | 9 3 |
| 日程第 2 3 | 請願第 6 号免税軽油制度の継続を求める請願（産業建設常任委員長報告） | 9 4 |
| | 上園産業建設常任委員長報告 | 9 5 |
| 日程第 2 4 | 意見書案第 2 号免税軽油制度の継続を求める意見書 | 9 6 |
| | 上園産業建設常任委員長提案理由説明 | 9 6 |
| 休 憩 | | 9 6 |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 9 号平成 2 3 年度日置市一般会計予算 | 9 6 |
| 日程第 2 6 | 議案第 3 0 号平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計予算 | 9 6 |
| 日程第 2 7 | 議案第 3 1 号平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 | 9 6 |
| 日程第 2 8 | 議案第 3 2 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計予算 | 9 6 |

| | | |
|---------|--|-------|
| 日程第 2 9 | 議案第 3 3 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 0 | 議案第 3 4 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 5 号平成 2 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 2 | 議案第 3 6 号平成 2 3 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 7 号平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 8 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 9 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 6 | 議案第 4 0 号平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 7 | 議案第 4 1 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計予算 | 9 7 |
| 日程第 3 8 | 議案第 4 2 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計予算 | 9 7 |
| | 田畑純二君 | 9 7 |
| | 福元総務課長 | 9 8 |
| | 富迫財政管財課長 | 9 8 |
| | 上園企画課長兼地域づくり課長 | 9 9 |
| | 肥田学校教育課長 | 1 0 0 |
| | 田畑純二君 | 1 0 0 |
| | 松尾公裕君 | 1 0 0 |
| | 富迫財政管財課長 | 1 0 1 |
| | 松尾公裕君 | 1 0 1 |
| | 富迫財政管財課長 | 1 0 2 |
| | 野崎福祉課長 | 1 0 2 |
| | 池満 渉君 | 1 0 2 |
| | 宮路市長 | 1 0 3 |
| | 花木千鶴さん | 1 0 4 |
| | 富迫財政管財課長 | 1 0 5 |
| | 花木千鶴さん | 1 0 5 |
| | 宮路市長 | 1 0 6 |
| | 花木千鶴さん | 1 0 6 |
| | 宮路市長 | 1 0 7 |
| 休 憩 | | 1 0 8 |
| | 富迫財政管財課長 | 1 0 8 |
| | 長野瑛や子さん | 1 0 8 |

| | |
|----------------|-------|
| 野崎福祉課長 | 1 0 8 |
| 久保建設課長 | 1 0 9 |
| 芝原社会教育課長 | 1 0 9 |
| 長野瑳や子さん | 1 0 9 |
| 野崎福祉課長 | 1 0 9 |
| 芝原社会教育課長 | 1 0 9 |
| 梶 康博君 | 1 1 0 |
| 宮路市長 | 1 1 0 |
| 瀬川農林水産課長 | 1 1 0 |
| 地頭所教育総務課長 | 1 1 1 |
| 富迫財政管財課長 | 1 1 1 |
| 出水賢太郎君 | 1 1 1 |
| 富迫財政管財課長 | 1 1 1 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 1 1 2 |
| 大園貴文君 | 1 1 2 |
| 宮路市長 | 1 1 3 |
| 瀬川農林水産課長 | 1 1 3 |
| 上園哲生君 | 1 1 4 |
| 富迫財政管財課長 | 1 1 4 |
| 上園哲生君 | 1 1 5 |
| 黒田澄子さん | 1 1 5 |
| 久保建設課長 | 1 1 5 |
| 黒田澄子さん | 1 1 6 |
| 久保建設課長 | 1 1 6 |
| 黒田澄子さん | 1 1 6 |
| 坂口洋之君 | 1 1 6 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 1 1 6 |
| 坂口洋之君 | 1 1 7 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 1 1 7 |
| 西菌典子さん | 1 1 7 |
| 宮路市長 | 1 1 8 |
| 野崎福祉課長 | 1 1 8 |

| | |
|-----------|-------|
| 富迫財政管財課長 | 1 1 9 |
| 西園典子さん | 1 1 9 |
| 中島 昭君 | 1 1 9 |
| 野崎福祉課長 | 1 1 9 |
| 中島 昭君 | 1 2 0 |
| 山口初美さん | 1 2 0 |
| 宮路市長 | 1 2 0 |
| 山口初美さん | 1 2 0 |
| 宮路市長 | 1 2 0 |
| 佐藤彰矩君 | 1 2 1 |
| 吉丸消防本部消防長 | 1 2 1 |
| 佐藤彰矩君 | 1 2 1 |
| 宮路市長 | 1 2 1 |
| 佐藤彰矩君 | 1 2 2 |
| 富迫財政管財課長 | 1 2 2 |
| 休 憩 | 1 2 2 |
| 池満 渉君 | 1 2 2 |
| 宮路市長 | 1 2 3 |
| 散 会 | 1 2 3 |

第3号（3月16日）（水曜日）

| | |
|------------|-------|
| 開 議 | 1 2 8 |
| 宮路市長 | 1 2 8 |
| 日程第 1 一般質問 | 1 2 9 |
| 長野瑛や子さん | 1 2 9 |
| 宮路市長 | 1 3 0 |
| 田代教育長 | 1 3 2 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 2 |
| 宮路市長 | 1 3 3 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 3 |
| 宮路市長 | 1 3 3 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 3 |

| | |
|-----------|-------|
| 宮路市長 | 1 3 4 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 4 |
| 宮路市長 | 1 3 4 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 5 |
| 宮路市長 | 1 3 5 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 5 |
| 田代教育長 | 1 3 6 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 6 |
| 田代教育長 | 1 3 6 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 7 |
| 宮路市長 | 1 3 7 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 7 |
| 宮路市長 | 1 3 8 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 8 |
| 横山副市長 | 1 3 8 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 8 |
| 宮路市長 | 1 3 8 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 9 |
| 宮路市長 | 1 3 9 |
| 長野瑛や子さん | 1 3 9 |
| 小園総務企画部長 | 1 3 9 |
| 長野瑛や子さん | 1 4 0 |
| 鉾之原商工観光課長 | 1 4 0 |
| 長野瑛や子さん | 1 4 0 |
| 宮路市長 | 1 4 0 |
| 長野瑛や子さん | 1 4 0 |
| 宮路市長 | 1 4 0 |
| 長野瑛や子さん | 1 4 1 |
| 宮路市長 | 1 4 1 |
| 休 憩 | 1 4 1 |
| 東福泰則君 | 1 4 1 |
| 宮路市長 | 1 4 2 |

| | |
|-----------------|-------|
| 田代教育長 | 1 4 3 |
| 東福泰則君 | 1 4 3 |
| 宮路市長 | 1 4 4 |
| 東福泰則君 | 1 4 4 |
| 宮路市長 | 1 4 4 |
| 東福泰則君 | 1 4 5 |
| 宮路市長 | 1 4 5 |
| 東福泰則君 | 1 4 5 |
| 平田税務課長兼特別滞納整理課長 | 1 4 6 |
| 東福泰則君 | 1 4 6 |
| 宮路市長 | 1 4 6 |
| 東福泰則君 | 1 4 6 |
| 田代教育長 | 1 4 7 |
| 東福泰則君 | 1 4 7 |
| 田代教育長 | 1 4 7 |
| 東福泰則君 | 1 4 7 |
| 田代教育長 | 1 4 8 |
| 東福泰則君 | 1 4 8 |
| 田代教育長 | 1 4 8 |
| 東福泰則君 | 1 4 8 |
| 東福泰則君 | 1 4 9 |
| 休 憩 | 1 4 9 |
| 花木千鶴さん | 1 4 9 |
| 宮路市長 | 1 5 0 |
| 田代教育長 | 1 5 1 |
| 花木千鶴さん | 1 5 2 |
| 久保建設課長 | 1 5 2 |
| 花木千鶴さん | 1 5 2 |
| 久保建設課長 | 1 5 2 |
| 花木千鶴さん | 1 5 2 |
| 宮路市長 | 1 5 3 |
| 花木千鶴さん | 1 5 3 |

| | |
|--------|-------|
| 宮路市長 | 1 5 3 |
| 花木千鶴さん | 1 5 3 |
| 宮路市長 | 1 5 3 |
| 花木千鶴さん | 1 5 4 |
| 宮路市長 | 1 5 4 |
| 花木千鶴さん | 1 5 4 |
| 宮路市長 | 1 5 5 |
| 花木千鶴さん | 1 5 5 |
| 宮路市長 | 1 5 5 |
| 花木千鶴さん | 1 5 6 |
| 田代教育長 | 1 5 7 |
| 花木千鶴さん | 1 5 7 |
| 宮路市長 | 1 5 7 |
| 花木千鶴さん | 1 5 7 |
| 宮路市長 | 1 5 8 |
| 田代教育長 | 1 5 8 |
| 花木千鶴さん | 1 5 8 |
| 宮路市長 | 1 5 8 |
| 花木千鶴さん | 1 5 8 |
| 宮路市長 | 1 5 8 |
| 花木千鶴さん | 1 5 9 |
| 田代教育長 | 1 5 9 |
| 花木千鶴さん | 1 5 9 |
| 田代教育長 | 1 6 0 |
| 花木千鶴さん | 1 6 0 |
| 田代教育長 | 1 6 0 |
| 花木千鶴さん | 1 6 0 |
| 宮路市長 | 1 6 1 |
| 田代教育長 | 1 6 1 |
| 休 憩 | 1 6 1 |
| 西蘭典子さん | 1 6 1 |
| 宮路市長 | 1 6 3 |

| | |
|--------|-------|
| 田代教育長 | 1 6 4 |
| 西藺典子さん | 1 6 4 |
| 田代教育長 | 1 6 4 |
| 西藺典子さん | 1 6 5 |
| 田代教育長 | 1 6 5 |
| 西藺典子さん | 1 6 5 |
| 田代教育長 | 1 6 5 |
| 西藺典子さん | 1 6 5 |
| 田代教育長 | 1 6 5 |
| 西藺典子さん | 1 6 5 |
| 田代教育長 | 1 6 6 |
| 西藺典子さん | 1 6 6 |
| 田代教育長 | 1 6 7 |
| 西藺典子さん | 1 6 7 |
| 田代教育長 | 1 6 7 |
| 西藺典子さん | 1 6 7 |
| 宮路市長 | 1 6 7 |
| 西藺典子さん | 1 6 8 |
| 宮路市長 | 1 6 8 |
| 西藺典子さん | 1 6 8 |
| 宮路市長 | 1 6 8 |
| 西藺典子さん | 1 6 8 |
| 宮路市長 | 1 6 9 |
| 福元総務課長 | 1 6 9 |
| 西藺典子さん | 1 6 9 |
| 宮路市長 | 1 7 0 |
| 西藺典子さん | 1 7 0 |
| 福元総務課長 | 1 7 0 |
| 西藺典子さん | 1 7 0 |
| 宮路市長 | 1 7 0 |
| 西藺典子さん | 1 7 0 |
| 宮路市長 | 1 7 1 |

| | |
|--------|-------|
| 西園典子さん | 1 7 1 |
| 宮路市長 | 1 7 1 |
| 西園典子さん | 1 7 1 |
| 宮路市長 | 1 7 1 |
| 西園典子さん | 1 7 1 |
| 宮路市長 | 1 7 2 |
| 西園典子さん | 1 7 2 |
| 宮路市長 | 1 7 2 |
| 散 会 | 1 7 2 |

第4号（3月17日）（木曜日）

| | |
|------------|-------|
| 開 議 | 1 7 6 |
| 日程第 1 一般質問 | 1 7 6 |
| 田畑純二君 | 1 7 6 |
| 宮路市長 | 1 7 9 |
| 田畑純二君 | 1 8 0 |
| 宮路市長 | 1 8 1 |
| 田畑純二君 | 1 8 1 |
| 宮路市長 | 1 8 1 |
| 田畑純二君 | 1 8 1 |
| 宮路市長 | 1 8 2 |
| 田畑純二君 | 1 8 2 |
| 宮路市長 | 1 8 2 |
| 田畑純二君 | 1 8 2 |
| 宮路市長 | 1 8 2 |
| 田畑純二君 | 1 8 3 |
| 宮路市長 | 1 8 3 |
| 田畑純二君 | 1 8 3 |
| 宮路市長 | 1 8 4 |
| 田畑純二君 | 1 8 4 |
| 宮路市長 | 1 8 4 |
| 田畑純二君 | 1 8 4 |

| | | |
|---|-----------------|-------|
| | 宮路市長 | 1 8 4 |
| | 田畑純二君 | 1 8 4 |
| | 宮路市長 | 1 8 5 |
| | 田畑純二君 | 1 8 5 |
| | 宮路市長 | 1 8 5 |
| | 大園貴文君 | 1 8 5 |
| | 宮路市長 | 1 8 7 |
| 休 | 憩 | 1 8 8 |
| | 大園貴文君 | 1 8 8 |
| | 宮路市長 | 1 8 8 |
| | 大園貴文君 | 1 8 8 |
| | 豊辻東市来支所長 | 1 8 9 |
| | 井之上吹上支所長 | 1 8 9 |
| | 大園貴文君 | 1 9 0 |
| | 豊辻東市来支所長 | 1 9 0 |
| | 大園貴文君 | 1 9 0 |
| | 豊辻東市来支所長 | 1 9 0 |
| | 大園貴文君 | 1 9 0 |
| | 宮路市長 | 1 9 0 |
| | 大園貴文君 | 1 9 1 |
| | 宮路市長 | 1 9 1 |
| | 大園貴文君 | 1 9 1 |
| | 宮路市長 | 1 9 1 |
| | 大園貴文君 | 1 9 1 |
| | 宮路市長 | 1 9 1 |
| | 大園貴文君 | 1 9 1 |
| | 宮路市長 | 1 9 1 |
| | 鉾之原商工観光課長 | 1 9 1 |
| | 大園貴文君 | 1 9 1 |
| | 鉾之原商工観光課長 | 1 9 2 |
| | 大園貴文君 | 1 9 2 |
| | 宮路市長 | 1 9 2 |

| | |
|--------|-----|
| 大園貴文君 | 192 |
| 宮路市長 | 192 |
| 大園貴文君 | 192 |
| 宮路市長 | 193 |
| 大園貴文君 | 193 |
| 宮路市長 | 193 |
| 大園貴文君 | 194 |
| 宮路市長 | 194 |
| 大園貴文君 | 194 |
| 宮路市長 | 194 |
| 大園貴文君 | 194 |
| 宮路市長 | 194 |
| 大園貴文君 | 194 |
| 宮路市長 | 194 |
| 大園貴文君 | 195 |
| 宮路市長 | 195 |
| 大園貴文君 | 195 |
| 宮路市長 | 196 |
| 大園貴文君 | 196 |
| 宮路市長 | 196 |
| 大園貴文君 | 196 |
| 宮路市長 | 196 |
| 大園貴文君 | 197 |
| 宮路市長 | 197 |
| 休 憩 | 197 |
| 山口初美さん | 197 |
| 宮路市長 | 198 |
| 山口初美さん | 200 |
| 宮路市長 | 200 |
| 山口初美さん | 201 |
| 宮路市長 | 201 |
| 山口初美さん | 202 |
| 宮路市長 | 202 |
| 山口初美さん | 202 |

| | |
|----------------|-----|
| 宮路市長 | 202 |
| 山口初美さん | 203 |
| 宮路市長 | 203 |
| 山口初美さん | 203 |
| 宮路市長 | 203 |
| 山口初美さん | 204 |
| 宮路市長 | 204 |
| 山口初美さん | 204 |
| 宮路市長 | 204 |
| 山口初美さん | 204 |
| 宮路市長 | 205 |
| 山口初美さん | 205 |
| 宮路市長 | 205 |
| 山口初美さん | 205 |
| 宮路市長 | 205 |
| 山口初美さん | 206 |
| 宮路市長 | 206 |
| 出水賢太郎君 | 206 |
| 宮路市長 | 207 |
| 田代教育長 | 209 |
| 休 憩 | 210 |
| 出水賢太郎君 | 210 |
| 宮路市長 | 210 |
| 出水賢太郎君 | 210 |
| 宮路市長 | 210 |
| 出水賢太郎君 | 210 |
| 宮路市長 | 211 |
| 出水賢太郎君 | 211 |
| 宮路市長 | 212 |
| 出水賢太郎君 | 212 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 212 |
| 出水賢太郎君 | 213 |

| | |
|----------|-------|
| 宮路市長 | 2 1 3 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 3 |
| 宮路市長 | 2 1 4 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 4 |
| 富迫財政管財課長 | 2 1 4 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 5 |
| 田代教育長 | 2 1 5 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 6 |
| 宮路市長 | 2 1 6 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 6 |
| 久保建設課長 | 2 1 6 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 7 |
| 宮路市長 | 2 1 7 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 8 |
| 福元総務課長 | 2 1 8 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 8 |
| 小園総務企画部長 | 2 1 9 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 9 |
| 小園総務企画部長 | 2 1 9 |
| 出水賢太郎君 | 2 1 9 |
| 宮路市長 | 2 1 9 |
| 出水賢太郎君 | 2 2 0 |
| 宮路市長 | 2 2 0 |
| 出水賢太郎君 | 2 2 0 |
| 宮路市長 | 2 2 0 |
| 散 会 | 2 2 1 |

第5号（3月18日）（金曜日）

| | |
|------------|-------|
| 開 議 | 2 2 6 |
| 日程第 1 一般質問 | 2 2 6 |
| 漆島政人君 | 2 2 6 |
| 宮路市長 | 2 2 6 |

| | |
|----------------------|-------|
| 漆島政人君 | 2 2 7 |
| 福元総務課長 | 2 2 8 |
| 漆島政人君 | 2 2 8 |
| 福元総務課長 | 2 2 8 |
| 漆島政人君 | 2 2 8 |
| 福元総務課長 | 2 2 8 |
| 漆島政人君 | 2 2 8 |
| 富迫財政管財課長 | 2 2 8 |
| 漆島政人君 | 2 2 9 |
| 福元総務課長 | 2 2 9 |
| 漆島政人君 | 2 2 9 |
| 福元総務課長 | 2 2 9 |
| 漆島政人君 | 2 2 9 |
| 宮路市長 | 2 3 0 |
| 漆島政人君 | 2 3 0 |
| 宮路市長 | 2 3 0 |
| 漆島政人君 | 2 3 0 |
| 宮路市長 | 2 3 1 |
| 漆島政人君 | 2 3 1 |
| 宮路市長 | 2 3 1 |
| 漆島政人君 | 2 3 1 |
| 宮路市長 | 2 3 2 |
| 漆島政人君 | 2 3 2 |
| 宮路市長 | 2 3 2 |
| 漆島政人君 | 2 3 2 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 2 3 3 |
| 漆島政人君 | 2 3 3 |
| 上園企画課長兼地域づくり課長 | 2 3 3 |
| 漆島政人君 | 2 3 3 |
| 宮路市長 | 2 3 4 |
| 漆島政人君 | 2 3 4 |
| 宮路市長 | 2 3 5 |

| | |
|---------------|-------|
| 漆島政人君 | 2 3 5 |
| 宮路市長 | 2 3 5 |
| 漆島政人君 | 2 3 6 |
| 宮路市長 | 2 3 6 |
| 漆島政人君 | 2 3 6 |
| 宮路市長 | 2 3 6 |
| 漆島政人君 | 2 3 6 |
| 宮路市長 | 2 3 7 |
| 漆島政人君 | 2 3 7 |
| 福元総務課長 | 2 3 7 |
| 漆島政人君 | 2 3 7 |
| 宮路市長 | 2 3 8 |
| 休 憩 | 2 3 8 |
| 黒田澄子さん | 2 3 8 |
| 宮路市長 | 2 4 1 |
| 田代教育長 | 2 4 1 |
| 福元選挙管理委員会事務局長 | 2 4 2 |
| 黒田澄子さん | 2 4 3 |
| 宮路市長 | 2 4 3 |
| 田代教育長 | 2 4 3 |
| 黒田澄子さん | 2 4 3 |
| 田代教育長 | 2 4 4 |
| 黒田澄子さん | 2 4 4 |
| 田代教育長 | 2 4 5 |
| 黒田澄子さん | 2 4 6 |
| 田代教育長 | 2 4 7 |
| 黒田澄子さん | 2 4 7 |
| 田代教育長 | 2 4 7 |
| 黒田澄子さん | 2 4 7 |
| 地頭所教育総務課長 | 2 4 7 |
| 黒田澄子さん | 2 4 7 |
| 田代教育長 | 2 4 8 |

| | | |
|---|-----------|-------|
| | 黒田澄子さん | 2 4 8 |
| | 吉丸消防本部消防長 | 2 4 8 |
| | 黒田澄子さん | 2 4 8 |
| | 吉丸消防本部消防長 | 2 4 8 |
| | 黒田澄子さん | 2 4 8 |
| | 野崎福祉課長 | 2 4 9 |
| | 黒田澄子さん | 2 4 9 |
| | 野崎福祉課長 | 2 4 9 |
| | 黒田澄子さん | 2 4 9 |
| | 吉丸消防本部消防長 | 2 4 9 |
| | 黒田澄子さん | 2 4 9 |
| | 宮路市長 | 2 5 0 |
| 休 | 憩 | 2 5 0 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 0 |
| | 宮路市長 | 2 5 1 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 2 |
| | 有村市民生活課長 | 2 5 2 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 2 |
| | 有村市民生活課長 | 2 5 2 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 3 |
| | 有村市民生活課長 | 2 5 3 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 3 |
| | 有村市民生活課長 | 2 5 3 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 3 |
| | 有村市民生活課長 | 2 5 4 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 4 |
| | 有村市民生活課長 | 2 5 4 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 4 |
| | 久保建設課長 | 2 5 4 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 4 |
| | 有村市民生活課長 | 2 5 4 |
| | 佐藤彰矩君 | 2 5 5 |

| | |
|----------|-------|
| 有村市民生活課長 | 2 5 5 |
| 佐藤彰矩君 | 2 5 5 |
| 有村市民生活課長 | 2 5 5 |
| 佐藤彰矩君 | 2 5 6 |
| 有村市民生活課長 | 2 5 6 |
| 佐藤彰矩君 | 2 5 7 |
| 有村市民生活課長 | 2 5 7 |
| 佐藤彰矩君 | 2 5 7 |
| 桜井市民福祉部長 | 2 5 7 |
| 佐藤彰矩君 | 2 5 8 |
| 宮路市長 | 2 5 9 |
| 坂口洋之君 | 2 5 9 |
| 宮路市長 | 2 6 0 |
| 休 憩 | 2 6 2 |
| 坂口洋之君 | 2 6 2 |
| 宮路市長 | 2 6 3 |
| 坂口洋之君 | 2 6 3 |
| 宮路市長 | 2 6 4 |
| 坂口洋之君 | 2 6 4 |
| 宮路市長 | 2 6 4 |
| 坂口洋之君 | 2 6 4 |
| 宮路市長 | 2 6 4 |
| 坂口洋之君 | 2 6 4 |
| 宮路市長 | 2 6 4 |
| 坂口洋之君 | 2 6 5 |
| 宮路市長 | 2 6 5 |
| 坂口洋之君 | 2 6 5 |
| 宮路市長 | 2 6 5 |
| 坂口洋之君 | 2 6 5 |
| 宮路市長 | 2 6 5 |
| 坂口洋之君 | 2 6 6 |
| 宮路市長 | 2 6 6 |
| 坂口洋之君 | 2 6 6 |
| 宮路市長 | 2 6 6 |
| 坂口洋之君 | 2 6 6 |
| 宮路市長 | 2 6 6 |
| 坂口洋之君 | 2 6 7 |
| 宮路市長 | 2 6 7 |

| | |
|-------------|-------|
| 坂口洋之君 | 2 6 7 |
| 宮路市長 | 2 6 7 |
| 坂口洋之君 | 2 6 7 |
| 宮路市長 | 2 6 8 |
| 坂口洋之君 | 2 6 8 |
| 宮路市長 | 2 6 8 |
| 坂口洋之君 | 2 6 8 |
| 大園健康保険課長 | 2 6 8 |
| 坂口洋之君 | 2 6 9 |
| 大園健康保険課長 | 2 6 9 |
| 坂口洋之君 | 2 6 9 |
| 大園健康保険課長 | 2 6 9 |
| 坂口洋之君 | 2 7 0 |
| 大園健康保険課長 | 2 7 0 |
| 坂口洋之君 | 2 7 0 |
| 大園健康保険課長 | 2 7 1 |
| 坂口洋之君 | 2 7 1 |
| 宮路市長 | 2 7 1 |
| 坂口洋之君 | 2 7 2 |
| 大園健康保険課長 | 2 7 2 |
| 坂口洋之君 | 2 7 2 |
| 平地日置市診療所事務長 | 2 7 2 |
| 坂口洋之君 | 2 7 2 |
| 宮路市長 | 2 7 3 |
| 坂口洋之君 | 2 7 3 |
| 平地日置市診療所事務長 | 2 7 3 |
| 散 会 | 2 7 3 |

第6号（3月28日）（月曜日）

| | |
|--|-------|
| 開 議 | 2 7 9 |
| 日程第1 議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について（文教厚生 常任委員長報告） | 2 7 9 |

| | |
|--|-----|
| 日程第2 議案第14号日置市診療所条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告） | 279 |
| 漆島文教厚生常任委員長報告 | 279 |
| 東福泰則君 | 282 |
| 山口初美さん | 283 |
| 池満 渉君 | 283 |
| 花木千鶴さん | 284 |
| 東福泰則君 | 285 |
| 山口初美さん | 286 |
| 池満 渉君 | 286 |
| 坂口洋之君 | 287 |
| 花木千鶴さん | 287 |
| 日程第3 議案第29号平成23年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告） | 288 |
| 池満総務企画常任委員長報告 | 288 |
| 休 憩 | 293 |
| 漆島文教厚生常任委員長報告 | 293 |
| 上園産業建設常任委員長報告 | 299 |
| 休 憩 | 301 |
| 上園産業建設常任委員長報告 | 301 |
| 山口初美さん | 304 |
| 梶 康博君 | 305 |
| 日程第4 議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） | 305 |
| 日程第5 議案第31号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） | 305 |
| 日程第6 議案第35号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） | 305 |
| 日程第7 議案第36号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） | 305 |
| 日程第8 議案第39号平成23年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） | 305 |
| 日程第9 議案第40号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員 | |

| | |
|--|-------|
| 長報告) | 3 0 5 |
| 日程第 1 0 議案第 4 1 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計予算 (文教厚生常任委員長報告) | |
| | 3 0 6 |
| 漆島文教厚生常任委員長報告 | 3 0 6 |
| 山口初美さん | 3 1 0 |
| 東福泰則君 | 3 1 1 |
| 山口初美さん | 3 1 2 |
| 東福泰則君 | 3 1 2 |
| 休 憩 | 3 1 3 |
| 日程第 1 1 議案第 3 2 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告) | 3 1 3 |
| 日程第 1 2 議案第 3 3 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告) | 3 1 3 |
| 日程第 1 3 議案第 3 7 号平成 2 3 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算 (産業建設常任委員長報告) | 3 1 3 |
| 日程第 1 4 議案第 3 8 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告) | 3 1 3 |
| 日程第 1 5 議案第 4 2 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計予算 (産業建設常任委員長報告) | |
| | 3 1 3 |
| 上園産業建設常任委員長報告 | 3 1 3 |
| 日程第 1 6 議案第 3 4 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 (総務企画常任委員長報告) | 3 1 7 |
| 池満総務企画常任委員長報告 | 3 1 7 |
| 日程第 1 7 陳情第 1 号国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書 (文教厚生常任委員長報告) | 3 1 8 |
| 漆島文教厚生常任委員長報告 | 3 1 8 |
| 山口初美さん | 3 1 9 |
| 坂口洋之君 | 3 2 0 |
| 日程第 1 8 陳情第 8 号核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書 (総務企画常任委員長報告) | 3 2 0 |
| 池満総務企画常任委員長報告 | 3 2 0 |
| 日程第 1 9 意見書案第 3 号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書 | 3 2 1 |

| | | |
|---------|--|-------|
| 日程第 2 0 | 意見書案第 4 号拡大生産者責任（E P R）とデポジット制度の法制化を求める意見書 | 3 2 1 |
| | 漆島文教厚生常任委員長報告 | 3 2 2 |
| 日程第 2 1 | 意見書案第 5 号核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書 | 3 2 3 |
| | 池満総務企画常任委員長報告 | 3 2 3 |
| 休 憩 | | 3 2 3 |
| 日程第 2 2 | 発議第 1 号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について | 3 2 3 |
| | 池満 渉君提案理由説明 | 3 2 4 |
| 日程第 2 3 | 発議第 2 号日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について | 3 2 4 |
| | 宇田議会運営委員長提案理由説明 | 3 2 4 |
| 日程第 2 4 | 報告第 2 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について | 3 2 5 |
| 日程第 2 5 | 報告第 3 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について | 3 2 5 |
| | 宮路市長提案理由説明 | 3 2 5 |
| | 小園総務企画部長 | 3 2 5 |
| | 梶 康博君 | 3 2 6 |
| | 平田税務課長兼特別滞納整理課長 | 3 2 7 |
| | 梶 康博君 | 3 2 7 |
| | 平田税務課長兼特別滞納整理課長 | 3 2 7 |
| | 花木千鶴さん | 3 2 7 |
| | 久保建設課長 | 3 2 7 |
| | 花木千鶴さん | 3 2 7 |
| | 宮路市長 | 3 2 7 |
| | 花木千鶴さん | 3 2 8 |
| | 宮路市長 | 3 2 8 |
| 日程第 2 6 | 議案第 4 3 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について | 3 2 8 |
| 日程第 2 7 | 議案第 4 4 号日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正について | 3 2 8 |

| | |
|---|-------|
| 宮路市長提案理由説明 | 3 2 8 |
| 小園総務企画部長 | 3 2 8 |
| 福留農業委員会事務局長 | 3 2 9 |
| 梶 康博君 | 3 2 9 |
| 福留農業委員会事務局長 | 3 2 9 |
| 日程第 2 8 議案第 4 5 号平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 2 号) | 3 3 0 |
| 宮路市長提案理由説明 | 3 3 0 |
| 花木千鶴さん | 3 3 0 |
| 瀬川農林水産課長 | 3 3 1 |
| 花木千鶴さん | 3 3 1 |
| 瀬川農林水産課長 | 3 3 1 |
| 上園哲生君 | 3 3 1 |
| 瀬川農林水産課長 | 3 3 1 |
| 上園哲生君 | 3 3 1 |
| 瀬川農林水産課長 | 3 3 1 |
| 日程第 2 9 決議案第 1 号東北地方太平洋沖地震に関する決議 | 3 3 2 |
| 宇田議会運営委員長提案理由説明 | 3 3 2 |
| 日程第 3 0 閉会中の継続調査の申し出について | 3 3 3 |
| 日程第 3 1 所管事務調査結果報告について | 3 3 3 |
| 日程第 3 2 行政視察結果報告について | 3 3 3 |
| 閉 会 | 3 3 3 |
| 宮路市長 | 3 3 3 |

平成23年第2回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 会 議 別 | 摘 要 |
|-------|---|-------|------------------------|
| 2月23日 | 水 | 本 会 議 | 議案上程、質疑、表決、付託、市長施政方針説明 |
| 2月24日 | 木 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生・産業建設（補正予算等） |
| 2月25日 | 金 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生・産業建設（補正予算等） |
| 2月26日 | 土 | 休 会 | |
| 2月27日 | 日 | 休 会 | |
| 2月28日 | 月 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生（補正予算等） |
| 3月 1日 | 火 | 委 員 会 | 文教厚生・総務企画・産業建設委員会予備 |
| 3月 2日 | 水 | 休 会 | |
| 3月 3日 | 木 | 休 会 | |
| 3月 4日 | 金 | 休 会 | 議会運営委員会 |
| 3月 5日 | 土 | 休 会 | |
| 3月 6日 | 日 | 休 会 | |
| 3月 7日 | 月 | 休 会 | |
| 3月 8日 | 火 | 本 会 議 | 付託事件等審査結果報告、表決、総括質疑、付託 |
| 3月 9日 | 水 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算等） |
| 3月10日 | 木 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算等） |
| 3月11日 | 金 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算等） |
| 3月12日 | 土 | 休 会 | |
| 3月13日 | 日 | 休 会 | |
| 3月14日 | 月 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生（当初予算等） |
| 3月15日 | 火 | 休 会 | 委員会予備・中学校卒業式 |
| 3月16日 | 水 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 3月17日 | 木 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 3月18日 | 金 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 3月19日 | 土 | 休 会 | |
| 3月20日 | 日 | 休 会 | |
| 3月21日 | 月 | 休 会 | 春分の日 |

| | | | | |
|-------|---|---|-----|-------------|
| 3月22日 | 火 | 休 | 会 | |
| 3月23日 | 水 | 休 | 会 | 議会運営委員会 |
| 3月24日 | 木 | 休 | 会 | 議案発送・小学校卒業式 |
| 3月25日 | 金 | 休 | 会 | |
| 3月26日 | 土 | 休 | 会 | |
| 3月27日 | 日 | 休 | 会 | |
| 3月28日 | 月 | 本 | 会 議 | 付託事件等審査結果報告 |

2. 付議事件

| 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|---------|---|---|---|
| 報告第 1号 | 平成23年度日置市土地開発公社事業計画の報告について | | |
| 報告第 2号 | 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について | | |
| 報告第 3号 | 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について | | |
| 陳情第 1号 | 国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書 | | |
| 陳情第 8号 | 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書 | | |
| 陳情第 9号 | 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の堅持・拡充を求める国への意見書提出を求める陳情書 | | |
| 議案第 3号 | 上神殿辺地総合整備計画を定めることについて | | |
| 議案第 4号 | 日置市地区公民館条例の制定について | | |
| 議案第 5号 | 日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について | | |
| 議案第 6号 | 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | | |
| 議案第 7号 | 日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について | | |
| 議案第 8号 | 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | | |
| 議案第 9号 | 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について | | |
| 議案第 10号 | 日置市立保育所条例の一部改正について | | |
| 議案第 11号 | 日置市特別会計条例の一部改正について | | |
| 議案第 12号 | 日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について | | |
| 議案第 13号 | 日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について | | |
| 議案第 14号 | 日置市診療所条例の一部改正について | | |
| 議案第 15号 | 平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号） | | |
| 議案第 16号 | 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | | |
| 議案第 17号 | 平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号） | | |
| 議案第 18号 | 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号） | | |
| 議案第 19号 | 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | | |
| 議案第 20号 | 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） | | |

- 議案第 21号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 22号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 23号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 24号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 25号 平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 26号 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 27号 平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 28号 平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 29号 平成23年度日置市一般会計予算
- 議案第 30号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 32号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 33号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 35号 平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 36号 平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 議案第 37号 平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 議案第 38号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 39号 平成23年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 40号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 41号 平成23年度日置市診療所特別会計予算
- 議案第 42号 平成23年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 43号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 44号 日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正について
- 議案第 45号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第12号）
- 発議第 1号 日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
- 発議第 2号 日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 請願第 6号 免税軽油制度の継続を求める請願
- 決議案第 1号 東北地方太平洋沖地震に関する決議
- 意見書案第1号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書
- 意見書案第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 意見書案第3号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

意見書案第4号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

意見書案第5号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応
を求める意見書

第 1 号 (2 月 2 3 日)

議事日程（第1号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告（監査結果報告等：議長報告） |
| 日程第 4 | 行政報告（市長報告） |
| 日程第 5 | 陳情第 9号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、 現行保育制度の堅持・拡充を求める国への意見書提出を求める陳情書 |
| 日程第 6 | 意見書案第1号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書 |
| 日程第 7 | 報告第 1号 平成23年度日置市土地開発公社事業計画の報告について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 上神殿辺地総合整備計画を定めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 4号 日置市地区公民館条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 5号 日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 6号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 7号 日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 8号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 9号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 10号 日置市立保育所条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 11号 日置市特別会計条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第 12号 日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第 13号 日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について |
| 日程第19 | 議案第 14号 日置市診療所条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第 15号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第21 | 議案第 16号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第 17号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第 18号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第24 | 議案第 19号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第25 | 議案第 20号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第26 | 議案第 21号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第27 | 議案第 22号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第 28 議案第 23号 平成 22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 2号)
- 日程第 29 議案第 24号 平成 22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2号)
- 日程第 30 議案第 25号 平成 22年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 4号)
- 日程第 31 議案第 26号 平成 22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2号)
- 日程第 32 議案第 27号 平成 22年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 3号)
- 日程第 33 議案第 28号 平成 22年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2号)
- 日程第 34 議案第 29号 平成 23年度日置市一般会計予算
- 日程第 35 議案第 30号 平成 23年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 36 議案第 31号 平成 23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 32号 平成 23年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 33号 平成 23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 34号 平成 23年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 35号 平成 23年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 36号 平成 23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 37号 平成 23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第 43 議案第 38号 平成 23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 44 議案第 39号 平成 23年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 45 議案第 40号 平成 23年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 46 議案第 41号 平成 23年度日置市診療所特別会計予算
- 日程第 47 議案第 42号 平成 23年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 48 陳情第 1号 国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書

本会議（2月23日）（水曜）

出席議員 22名

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 黒田澄子さん | 2番 | 山口初美さん |
| 3番 | 東福泰則君 | 4番 | 出水賢太郎君 |
| 5番 | 上園哲生君 | 6番 | 門松慶一君 |
| 7番 | 坂口洋之君 | 8番 | 花木千鶴さん |
| 9番 | 並松安文君 | 10番 | 田代吉勝君 |
| 11番 | 大園貴文君 | 12番 | 漆島政人君 |
| 13番 | 中島昭君 | 14番 | 田畑純二君 |
| 15番 | 西園典子さん | 16番 | 池満渉君 |
| 17番 | 梶康博君 | 18番 | 長野瑳や子さん |
| 19番 | 松尾公裕君 | 20番 | 佐藤彰矩君 |
| 21番 | 宇田栄君 | 22番 | 成田浩君 |

欠席議員 0名

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 住吉伸一君 | 次長兼議事調査係長 | 恒吉和正君 |
| 議事調査係 | 下野裕輝君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 横山宏志君 |
| 教育長 | 田代宗夫君 | 総務企画部長 | 小園義徳君 |
| 市民福祉部長 | 桜井健一君 | 産業建設部長 | 瀬戸口保君 |
| 教育次長 | 山之内修君 | 消防本部消防長 | 吉丸三郎君 |
| 東市来支所長 | 豊辻重弘君 | 日吉支所長 | 熊野一秋君 |
| 吹上支所長 | 井之上正人君 | 総務課長 | 福元悟君 |
| 財政管財課長 | 富迫克彦君 | 企画課長兼地域づくり課長 | 上園博文君 |
| 税務課長兼特別滞納整理課長 | 平田敏文君 | 商工観光課長 | 鉾之原政実君 |
| 市民生活課長 | 有村芳文君 | 福祉課長 | 野崎博志君 |
| 青松園長 | 田淵裕君 | 健康保険課長 | 大園俊昭君 |
| 日置市診療所事務長 | 平地純弘君 | 介護保険課長 | 満留雅彦君 |

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから平成23年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、宇田栄君、黒田澄子さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの34日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月28日までの34日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（監査結果報告等、議長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります。例月出納検査について、平成22年11月24日、25日に実施された10月分の検査結果、12月21日、22日に実施された11月分の検査結果。

定例監査について、平成22年12月7日、15日から17日まで実施された関係課の監査結果。

平成23年1月7日、11日から13日まで実施された、関係課の監査結果報告がありましたので、その写しを配付します。

次に、日置市教育委員会の点検・評価報告書の提出がありましたので、その写しを配付しておきましたから、ご了承ください。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年11月21日からの主な行政報告についてご報告申し上げます。

初めに、12月21日、伊集院中央公民館で平成22年度から平成26年度までの第3期中山間地域等直接支払い制度に対する補助金交付決定通知書を日置市内で新たに集落協定が締結された26団地を含む団地の代表者95団地の代表者に授与しました。延べ面積は181ヘクタール増加し、約722ヘクタールとなり、共同作業で行う体制整備により農地の荒廃防止等に期待しているところでございます。

次に1月3日伊集院文化会館におきまして、平成23年日置市成人式を挙げていただきました。

ことし新成人を迎えた546名のうち524名と来賓を含め615名の出席をいただき、盛大にかつ厳粛にとり行うことができました。

次に、1月9日、鹿児島県消防学校におきまして、日置市消防出初式を挙げていただきました。

た。

式には、市内の消防団員や市消防本部職員など400名が参加し、分列行進を行った後、規律訓練、救助訓練、放水訓練を行うなど、消防関係機関のご協力のもと防火への気持ちを新たにし、とり行うことができました。

次に1月26日、平成23年4月から指定管理者に指定する「東市来B&G海洋センター」「東市来庭球場」「東市来相撲場」の指定管理者に決定した株式会社日本水泳振興会への指定通知の交付式を行いました。

指定期間は平成28年3月までの5年間で、民間活力を生かした一層の活性化に向け、ますますの発展を期待しております。

以下、2月15日までの主要な行政執行につきましては、報告書を提出してございますの、お目通しをお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 陳情第9号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の堅持・拡充を求める国への意見書提出を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第5、陳情第9号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の堅持・拡充を求める国への意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています陳情第9号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度

の堅持・拡充を求める国への意見書提出を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、平成22年12月24日の本会議におきまして、本委員会に付託され、閉会中の継続審査扱いとなっておりましたが、本委員会では、平成23年1月25日、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしました。

初めに、陳情書の提出者は、伊集院町保育協議会であります。また、陳情趣旨につきましては、現行の保育制度は国や市町村の保育の実施義務が明確に位置づけられていることにより、保育所最低基準に基づき、全国どの地域においても保育の質が等しく保証されている。また、保育料についても、保護者の所得格差により、子供たちが受ける保育に格差が生じないように応能負担が原則となっている。しかし、今回、政府が提案している子ども・子育て新システムは、保護者と保育施設の直接契約制度導入による応益負担や保育所最低基準の緩和など、保育の公的責任を縮小、後退させる市場原理に基づく改革内容となっている。さらに、幼保の一体化や民間保育運営費の一般財源化も検討されている。こうした経済効率優先の改革が進めば、市町村の財政格差がそのまま保育の地域格差となつてあられることや、保育の質の低下にもつながりかねない。また、家庭の経済的事情により、子供が必要な保育を受けられなくなることも想定される。

したがって、現行の保育制度の堅持、拡充はもとより、待機児童解消の名のもとに、保育所最低基準の廃止や緩和などを行わないこと。また、保育の質の低下を招くおそれ等がある保育所運営費の一般財源化の導入はしないことなどを明記した意見書を国へ提出を求める内容であります。

そこで、本委員会では、まず、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱について、内容の調査をいたしました。また、その後、子ども・子育て新システムが導入された場合、本市の保育行政にとってどういった影響等が予測されるのか、このことについて所管課の説明を求めました。

その結果、所管課の説明内容を要約いたしますと、子ども・子育て新システムについては、現段階では、基本的な概要部分だけの公表であるため、保育事業が今後、こうなるとした確定的なことまでは言えない。しかし、想定されることとして、幼保の一体給付となることで、市は保護者の就労形態に応じて必要な保育量を認定し、必要な保育量の「りょう」は料金の「料」じゃなくて、容量の「量」のほうです。必要な保育量を認定し、その保育量に応じて保護者個人に給付する。また、その一つの方法として、回数券制度等の導入も想定される。なお、こども園の運営に関する財源については、（仮称）子育て包括的一括交付金が導入され、最終的には一般財源化されることが予測される。そのほか、保育の必要度が高い困窮世帯の子供への対応が、新システムではどうなるのか、十分な配慮が必要ではないか心配しているとの説明がありました。

本委員会では、所管課の説明や本市の現状、また、ほかに入手した資料等をもとにさまざまな角度から討議した結果、次の内容が意見集約されました。

政府が子ども・子育て新システムを取り入れようとする背景には、待機児童の解消と同時に、行財政改革についての意図もうかがえる。また、本市における待機児童の問題は、伊集院地域に園児が集中している現状はあるものの、都市部で見られるような大きな問題には至っていないが、あえて現行保育制度のあり方を大きく変換する新システムの導入は、

今の安定した保育事業を混乱されることにもなりかねないとの意見集約がなされました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第9号については全委員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第9号について討論を行います。討論はありますか。討論がありますので、発言を許可します。

まず、反対討論の発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

私は、この陳情第9号意見書提出に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

さまざまな意見があることは認めております。また、基本的な概要の段階であるということも、今の説明でもございました。子供の幸せのためには、どの子供にも、その子に必要な適切な環境で保育が行われることが必要という意味で、自公政権のときから、幼保一元化という形で研究がなされてきた、その流れの中にあります。今まで私たちの保育は、幼稚園は3歳以上の幼稚園に、教育を中心として短時間。また、保育所はゼロ歳から養護を中心とした厚労省が中心というふうに二つに分けられておりました。親の都合で保育園か幼稚園か養護か教育か、福祉か教育かという二者択一をさせられてまいりました。子供にはどちらも必要なことであります。

また、今日の急激な少子化と働く母親の増加の中で、幼稚園に少子化が激減、幼稚園に入る子供が少なくなり、むしろ幼稚園と保育園を一緒にした子供の集まりというものが子供にとっても必然なものであったり、分けね

ばならないということに疑問を持つ人も少なくありません。子ども・子育て新システムは、すべての子供への良質な生育環境を保証し、子供を大切に作る社会、出産、子供と働くことの希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会を築くことを目指しております。具体的には、もう始まっております子ども手当、現金給付と学校給食などの現物給付、妊婦健診、乳幼児などの全戸訪問などの地域子育て支援、病後病児保育、また、小学校4年生以上の学童保育、また、産前産後育児休業中の現金給付、小規模保育サービス、また、早朝夜間休日保育などの短時間の利用者向けの形、その他いろいろなものがあり、幼稚園、保育所、認定こども園などの垣根を取り払ったこども園などの多くの事業が上げられております。

市町村の関与のもとで、利用者と事業者の間の公的保育契約で利用者が必要なサービスを選べるようにして、必要な給付の保証責務や利用者の支援などに市町村の責務が明確化されております。

すべての子供へのよい生育環境をというものを保証するためには、利用者がサービスを選ぶことができるという仕組みも必要であります。

さまざまな住民のニーズにこたえるサービスの提供が、今求められております。もちろん、安易な規制緩和は行うべきではなく、公の責任というものも担保されなければなりません。自治体は、その自治体に合った創意工夫によって、より豊かな保育を実現する方法を目指すということもすばらしいことでもあります。

国や関係者の中でも多くの意見が出されておりますが、長い間、二つに分断されて決めつけられたものであったということに対して、すべての子供に親が、自分の子供の育ちに責

任を持って選べる選択可能な自由な保育制度というものも必要なのではないかと思います。

行政が決められた形だけでなく、さまざまな親の働き方や暮らしの中で、どの子にもその家庭とその子供に応じた必要な保育と教育が与えられるべきであります。

問題とされていることなどさまざまな課題は改善されるべき努力が今後も必要であり、政府も協議中であり、問題視されております保育所最低基準の緩和なども、現行維持をすべしというふうになっております。

また、費用は国、地方自治体、個人という社会全体で負担し、子ども・子育て包括交付金などを予定し、個人には子ども手当、生活保護の母子加算の復活、また、児童扶養手当など、弱者救済がなされております。また、安易な規制緩和は避けるべきと思いますが、現行制度でも企業参入は可能であり、指定管理や民営化など簡単に進んでいくのを考えてみますと、国、県、市町村の公の責務がしっかりうたわれているこの制度に心強いものもあります。今後、問題点は主権者である国民、私たちや自治体などの公の責任でしっかり充実させて、一人一人の子供に合った保育と教育を目指していくべきであり、この制度に関しまして、労働者団体の全国組織である連合も賛同しているところであります。

よって、私はこの陳情書採択に対しまして反対の討論とさせていただきます。

○議長（成田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○8番（花木千鶴さん）

私は、陳情9号に賛成の立場で討論をいたします。

政府が導入しようとしています子ども・子育て新システムは、保育制度を市場化し、営利企業の参入を進め、公費の大幅な増額なしに安上がりに保育サービスの供給量の増大を図ろうとしているものであります。また、こ

ども園の運営に関する財源については、子育て包括的一括交付金が導入をされ、最終的には一般財源化されることが予測されています。

このように、経済効率優先の改革が進めば、市町村の財源格差がそのまま保育の地域格差が発生することや、保育の質の低下なども懸念されるところであります。

本市の実情を見てみましても、少子化が進み、園児数が減少する地域とふえる地域がありますが、ふえる地域は定員増で対応できる範囲となっています。新制度の導入は、本市において地域格差を生むことにつながります。自由選択は必ずしも保育の質の向上にはつながりません。今、保育園等で問題になっておりますのは、若い保護者の親の子育て観、そしてその子育て力が問われている中で、その親たちに選択をゆだねることが必ずしも市場原理を導入した後の保育サービスが質の向上につながるとは言いきれないわけであります。今、国が取り組むべきことは、新システムの導入ではなく、現在の公的保育制度を充実させ、必要な財源支援を行っていくべきであると私は考えます。

現在の保育制度は、子どもの権利、最善の利益の保証にかなう制度であります。市町村が事業の責任者として、その場所をふやすことや、保育の質の向上に向けてさらなる積極的な取り組みが求められているのが本当の課題を解決する究極の問題ではないでしょうか。そうであるにもかかわらず、短絡的に市場原理を持ち込むことが、国が子育ての責任を放棄する姿だと言わざるを得ません。現在の公的保育制度を大きく変えようとする子ども・子育て新システムの導入に対しては、強く反対するものであります。

したがって、文教厚生常任委員会の報告のとおり、陳情第9号については賛成するものであります。議員皆様方のご賛同方、よろしくお願いをいたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第9号は、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△日程第6 意見書案第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書

○議長（成田 浩君）

日程第6、意見書案第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書を議題といたします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました意見書案第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択された陳情第9号の願意は、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に対し、現行制度の堅持・拡充を求める国への意見書提出を求める内容でした。そこで、日置市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、ここに提案するものであります。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、政府が導入しようとしている子ども・子育て新システムは、保育制度を市場化し、営利企業の参入を進め、公費の大幅な増額なしの安上がりに保育サービスの供給量の増大を図ろうとするものであります。今、国が早急に取り組むべきことは、新システムの導入ではなく、現在の公的保育制度を充実させ、待機児童解消のための必要な財政支援を行っていくべきであると思います。現在の公的保育制度こそ、子供の権利、最善の利益の保証にかなう制度であり、現在の公的保育制度を大きく変えようとする子ども・子育て新システムの導入に強く反対することから、地方自治法第99号の規定により、関係省庁等への意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣、国家戦略担当大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、意見書案第1号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。

最初に反対討論の発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

意見書案第1号に関しまして、陳情第9号と同じ理由で反対をさせていただきます。

○議長（成田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○8番（花木千鶴さん）

私は、意見書案第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書について、賛成の立場で討論を行います。

この意見書は、ただいま採択された陳情第9号の願意が、関係省庁等へ意見書を求めるものであります。国が老人施策にかける額に比べ、子どもに対する支援は少な過ぎるのが日本の今の現状であると認識しています。討論者が先ほど言われた課題があるとするれば、もっと国が責任を持ってその解決に努力するのが、財源を充てていくのがあるべき姿ではないでしょうか。

先ほど陳情9号の賛成討論でも述べましたとおり、今、国が早急に取り組むべきことは、新システムの導入ではなく、現在の公的保育保障制度を充実させ、待機児童解消のための必要支援を行っていくべきであると思います。現在の公的保育制度こそ子どもの権利、最善の利益の保証にかなう制度であり、現在の公的保育制度を大きく変えようとする新制度の導入には反対をすることから、意見書案第1号に賛成するものであります。皆様のご賛同方、よろしくお願いをいたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私は、この意見書に賛成討論を行います。

民主党政権が進めようとしておりますこの新システムには、次のような問題があります。

第1に、新システムでは指定制度が導入され、しかも企業参入を促すため、指定基準が大幅に緩和されて、保育水準が今より低下す

る可能性があります。特に、介護保険と同様、指定基準の人員配置基準に常勤換算方式が導入されると、保育士すべてがパートという保育所も出現する可能性があります。

第2に、新システムのもとでは、市町村の保育の実施義務は消滅し、市町村は認定だけを行い、保護者が自分でこども園を探し、直接契約をすることになるため、公的責任が大きく後退します。何よりも新システムのもとでは、待機児童という概念自体が消滅し、認定を受けた子供がこども園に入れないのは契約上のミスマッチとして扱われ、公的責任ではなく、保護者の自己責任で対処すべき問題となります。公的責任による施設整備の道が完全に閉ざされると言ってもよいでしょう。

第3に、新システムでは、給付の内容が時間単位の個人給付となり、保育料も応益負担となるため、経済的な負担増で、特に低所得世帯の子供がこども園を利用できなくなる可能性があります。市町村により認定される保育時間が幾らかが、保護者やこども園にとっての最大の関心事となり、こども園としては、経営上、できるだけ手のかからない、保育時間が長い子供を入所させようとする方向に誘導され、多動な子供や障害のある子供の受け入れも難しくなるでしょう。

第4に、新システムのもとでは、こども園の運営が不安定となり、保育士など保育労働者の労働条件が急速に悪化し、非常勤化や給与減が加速し、保育の質が低下する可能性があります。一方で、請求事務などの事務量は膨大にふえ、保育士の人材難が顕著となるでしょう。

今、全国各地で新システムの本質を知った保護者や保育関係者が新システム反対の声を上げ始めています。子どもたちの権利を守る意味でも、私はこの意見書に賛成をいたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 報告第1号平成23年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第7、報告第1号平成23年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、平成23年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成23年2月3日理事会が開催され、平成23年度日置市土地開発公社事業計画、資金計画及び予算が議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、報告第1号平成23年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

まず、別紙の2ページをお開きください。収益的収支で収入を5,958万4,000円、支出を5,679万1,000円見込みまして、

次の3ページに資本的収入を5億円、支出を5億2,405万円計上いたしております。

その内訳としまして27ページからが予算説明書となっておりますので、お開きください。事業収益の土地造成事業収益としまして、清藤工業団地4区画の貸付料と住宅団地16区画中10区画の販売を含めまして合計5,945万3,000円を計上しております。

事業外収益としまして、受け取り利息、雑収益の合計を13万1,000円としております。

続きまして、収益的支出の主なものについてであります。事業原価の土地造成事業原価5,387万7,000円で、住宅団地販売見込みの同額を計上し、販売費及び一般管理費、予備費の合計を5,679万1,000円としております。

続きまして、29ページ、資本的収入でございます。清藤工業団地造成事業の借りかえ分の5億円を計上しております。

資本的支出については、清藤工業団地の工事費、関連費、支払い費の合計1,760万円、本町住宅団地につきましても、工事費と関連費の合計で540万円を計上し、その他の住宅団地では、それぞれ関連費のみの合計55万円を計上しまして、土地造成事業費の支出に係る総額を2,355万円としております。

30ページの最後になりますが、公社債及び償還金につきましては、清藤工業団地短期借入れ分の元金5億円と予備費を50万円計上しております。

次に、26ページにお戻りください。現金収支の当初資金計画でございます。受け入れ資金で6億1,782万3,000円、支払い資金で5億2,696万4,000円、差し引き9,085万9,000円の繰り越しを予定しております。

その他のページにつきましては、これらの

内訳でございますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、報告第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告を終わります。

△日程第8 議案第3号上神殿辺地総合整備計画を定めることについて

△日程第9 議案第4号日置市地区公民館条例の制定について

△日程第10 議案第5号日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第8、議案第3号上神殿辺地総合整備計画を定めることについてから日程第10、議案第5号日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第3号は、上神殿辺地総合整備計画を定めることについてであります。

現計画が平成22年度をもって満了することに伴い、次期計画を定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により提案するものであります。

次に、議案第4号は、日置市地区公民館条例の制定についてであります。

共生・協働による地域社会を実現し、及び市民の主体的な地域づくりを推進する拠点施

設として地区公民館を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第5号は、日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてであります。

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として交付された住民生活に光をそそぐ交付金を管理する基金を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件につきまして、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第3号上神殿辺地総合整備計画を定めることについて補足説明を申し上げます。別紙をお開きいただきたいと思ます。

辺地といたしましては、上神殿辺地ということで、これまでの計画が平成18年度から平成22年度までの計画でしたので、さらに計画を更新するものであります。

辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情については、これまでと変更はございません。

公共的施設の整備計画については、平成23年度から平成27年度までの5年間となります。

計画の内容について、事業費では、道路、橋梁の整備で2億4,000万円、財源内訳では、一般財源2億4,000万円で、同額の辺地債を予定し、飲用水供給施設の整備では2億1,67万6,000円。財源内訳では、特定財源8,067万円、一般財源1億2,100万6,000円で、一般財源のうち3,740万円の辺地債を予定し、事業費合計で4億4,167万6,000円、財源内訳では、特定財源8,067万円、一般財源

3億6,100万6,000円で、このうち辺地債を2億7,740万円予定するものでございます。

上神殿辺地の区域につきましては、次のページの伊集院町管内図の右上に赤で囲ってございますが、青線を表示してありますのが市道小間線でございます。

ページめくっていただきまして、次のページには、市道小間線の道路改良全体計画1,200mで23年度の用地測量を初め、年次計画を表示してございます。

次のページには、伊集院北地区水道未普及地域解消事業の年次整備計画で平成22年度以前の施工及び23年度から25年度までの施工計画を表示してございますので、ご確認いただきたいと思ます。

議案第3号は以上でございます。

次に、議案第4号日置市地区公民館条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

本条例は、これまで社会教育法に基づき、日置市公民館条例で設置しておりました地区公民館を、地方自治法に基づく公の施設である日置市地区公民館として設置するものでございます。

まず、第1条は設置で、共生・協働による地域社会を実現し、市民の主体的な地域づくりを推進する拠点施設としての設置するものでございます。

第2条は名称及び位置、第3条は事業の内容でございますが、地区公民館の活動を規定しており、これまでの日置市地区コミュニティ連絡所設置規則で定めていた内容でございます。

第4条の使用時間及び休館日から、第10条使用料の還付までと、第13条権利譲渡等の禁止から、第18条販売行為等の禁止までは、日置市公民館条例と同じ内容となっております。

第11条の証明書等の交付申請と、第12条の使用料については、日置市地区コミュニティ連絡所設置規則で定めていた内容でございます。

第19条の指定管理者による管理から、第23条の準用までは、指定管理に係る規定でございますが、現在、地区公民館と併用している児童館等が指定管理者制度を導入していることから、規定の整合をとるため定めるものでございます。

第24条は地区公民館に館長及び支援員を置くものでございます。館長及び支援員は、市長が任命し、報酬及び費用弁償は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例を適用するものです。また、第4項で館長及び支援員の職務等に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

第25条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則としまして、第1項、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2項は指定管理者の関係、第3項は日置市藤元地区コミュニティセンター条例の廃止で、地区公民館と同様の施設ということで、廃止するものでございます。

第4項は日置市公民館条例の一部を改正するもので、題名を日置市中央公民館条例とし、本則中、「公民館」を「中央公民館」に改め、別表第1、別表第2及び備考3から備考5までの地区公民館に関する部分を削るものでございます。

第5項は、日置市藤元地区コミュニティセンター条例の廃止及び日置市公民館条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

第6項は日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、別表の1、報酬の部、地区公民館主事補の項5、地区公民館支援員、月額12万9,200円に改め、別表の3、

その他の委員会の部、第2項第2号を中央公民館運営審議会委員に改めるものであります。

第7項は日置市東市来総合福祉センター条例、第8項は日置市活性化支援交流施設条例の一部改正で、第2条の次に第2条の2として使用時間及び休館日の条項を加え、第16条を21条とし、第16条から第20条までの指定管理者の関係の5条を追加し、第9項はその経過措置でございます。

第10項は日置市農村センター条例の一部改正で、利用状況に即した条文の整理と、使用料に洗濯機の使用料を追加したものでございます。

議案第4号につきましては、以上でございます。

次に、議案第5号日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてご説明を申し上げます。別紙により説明いたします。

日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の第1条、設置につきましては、円高・デフレ対応のための国の緊急総合経済対策による交付金を管理する基金を設置するものでございます。

第2条の積立額につきましては、一般会計歳入歳出予算で定めるとしており、今回は650万円を基金造成するものでございます。

第3条の経理につきましては、交付金相当額分と、それ以外の部分につきましては、区分して整理するとして、一般財源の積み増しを想定しております。

第4条は基金の管理でございます。

第5条は運用基金の処理でございます。

第6条は処分ですが、基金は配偶者からの暴力対策、自殺予防等の弱者対策または自立支援に係る事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとしております。

第7条は委任でございまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定

めるものでございます。

附則としまして、第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項、この条例は平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金のうち交付金相当額に残余の財産があるときは、当該残余の財産の額に相当する金額を予算に計上して国庫に納付することとしております。つまり、この基金の交付金相当分につきましては、2年以内にすべて取り崩して活用しないと、国に返納しなければならないというものでございます。

以上3件、よろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

今、総務企画部長のほうから説明があったんですけど、もう一つちょっと理解に苦しむちゅうか、よくわからんことがありましたので、単純な質問かもしれませんが、あえて質問します。

まず、この提案理由ですね、地区公民館を設置するため、公民館の条例を制定すると。先ほどちょっと部長のほうから説明があったんですけど、なぜ今の時点でこの条例を設定する必要があるのかと、その理由ですね。というのは、もう地区公民館というのはできて数年たっていますし、あえて今この条例を、それはわからんことでもないんですけど、その理由をもう一つはっきりして説明していただきたい。

それと、この第5号、日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定、これにつきまして、この住民生活に光をそそぐ交付金事業、当然これのためのものなんですけど、この住民生活に光をそそぐ交付金事業とは具体的にどんなものを考えておられるのか。補正予算の説明書でもあちこち出てくるんですけど、あえて

この場でお聞きします。

その2点、答弁願います。

○総務企画部長（小園義徳君）

ただいまのご質問でございますが、地区公民館の設置条例をなぜ今の時点かということでございます。

これまで地区公民館の設置を、先ほど申し上げましたように、社会教育法に基づきまして教育委員会のサイドの公民館条例の中に地区公民館を設置してございました。それで、自治公民館、条例自治公民館と地区自治公民館の区別が非常にわかりにくいという部分もございました。

そういったことで、先ほど申し上げましたように、その区分をしっかりとしていくという形で、日置市地区コミュニティ連絡所設置規則というものと条例と、二通りの運営の方法をやっていたもんですから、非常にそれがわかりにくいということでもございましたので、今回、公の施設として地区公民館条例と一本化して、これを制定して、市民と協働の活動という部分で公民館づくりをしていくということで、今回改めて切り離して設置するものでございます。

それから、住民生活に光をそそぐ交付金ということでもございまして、こちらにつきましては、地方消費者行政、弱者対策の自立支援といったものに光を当てていこうということで、これまでハード的な部分が大きかったんですけども、ソフト的な部分で市民相談とか、そういった部分に対応できるような形で、今回この基金を造成して、活用していこうということでもございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

1点、公民館条例のことで伺います。

地区公民館条例のことは今答弁があったとおりですが、市は、この地区公民館が設置されて数年の間に、いろんな課題に直面をいたしました。そして、各地域も、この拠点施設をどのようにしていけばいいのかというところで、いろんな課題にぶつかってきたと思うんですが、今回この条例を整備するに当たって、その辺の課題解決も図らんとする条例改正がなされたのかどうかですね。これまでの二つあった条例を一本化し、地域づくり課の範疇におさめる条例となっていくんでしょうけれども、そこら辺のところ、どのような工夫がなされたのか、考慮があったのかというのが1点。

もう一つは、これまで違って、この条例を定めることによって、どのように変わっていくのか、使いやすくなっていくのか、その辺の何を見通してこの条例は策定されたのか。細かいことは、付託案件ですので、委員会のほうであると思いますが、この場で以上の2点について説明をいただきたいと思います。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

ただいまのご質疑でございますけれども、二つの条例の一本化ということにつきましては、部長が冒頭申し上げました内容のほかに、これまで社会教育基本法に基づく内容では、補助金、交付金を受け入れておった状況もありますけれども、こういった地域活動すること自体が、この交付金を活用すること自体がなじまないという点もございました。

今後におきましては、社会教育法に基づく公民館の場合は、生涯学習あるいは各種講座等を中心とした取り組みが主体となっておりますけれども、生涯学習は地域にとっても重要なこれは内容でございます。

現在でもこの伊集院地域は各種生涯学習講座も取り組んでおりますので、これは引き続き行うことといたしまして、地域住民の交流

の場としての機能あるいは地域の皆さんみずからの判断で運営できる機能を充実させていきたい。

そういったところが今回の主なルールでありますと同時に、これまで総合計画の内容でも、皆さん方にもせんだっての議会でも議決いただきまして、中央公民館の構造がこれまで地区公民館、自治会、3層構造で進めてまいりましたけれども、これが2層の構造になっていくという形。今後、地区公民館を主体とした2層構造に持っていくことから、この二つの条例に分けたということでございます。

今度どのように変わっていくかという内容でございますけれども、例えば使い勝手のいい地区公民館という内容を考えてみますと、これまで地域の方々の交流の場として、お酒の場であったりとか、いろんな交流がなかなかできない状況もございました。

こういった点では、地域の皆さん方が自由な発想のもとで使い勝手のいいもの、あるいは休みの日をこれまではなかなか地域の自主的な判断で決められなかったということもございましたけれども、今回のこの条文の中に館長の判断で都合によってこうして休館するというようなことが自由にできるといったことも、これは大きな成果だと考えております。

以上が主な今ご質疑のあった今後の方向づけと内容でございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私のほうからは、この5号のほうで1点、質疑を行いたいと思います。

先ほど、この基金は、配偶者からの暴力対策、自殺予防の弱者対策、または自立支援に

係る事業の財源に充てると、このように説明もあるわけですが、もっと具体的に市民にわかるように説明をお願いしたいんですが、この管理はどの課が、どの係が管理して運用していくのか。どこが決定してお金を使っていくのか。また、その自立支援といいますと、具体的にどういう場合にそのお金を使うつもりなのか。自殺予防といってもどういう対策をとるのか。それから、配偶者からの暴力対策というのは、この点は具体的にどういうふうにお金の使い方として使われていくつもりなのか。市民にわかるように、ぜひ説明いただきたいと思います。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまご質問の、住民生活に光をそそぐ交付金実施に関する事業の内容についてでございますが、まず、今回ご提案申し上げました基金の関係でございます。こちらにつきましては、先ほど部長のほうからもございましたように、ドメスティックバイオレンスとか自殺対策、そういったものを包含した総合相談窓口を設置することにいたしておりますが、その相談員の人件費ですね。

それと、母子保健の関係で、がん検診等にそれぞれお手伝いいただいている一般の臨時の方の賃金ですね。この関係の23・24年度分の賃金の財源を基金に積み立てて活用してまいります。

それ以外につきましては、消費者行政啓発の関係の電話の設置でありますとか、公営住宅の手すりの設置、それから小中学校、幼稚園、それと図書館の図書の購入、そういったものを予定して、それぞれ予算に計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいでしょうか。

○2番（山口初美さん）

今のご説明によりますと、いろんな課が連

携をとらないとできないと思うんですが、その辺は市のほうではどのように位置づけられておられるのか、お願いします。

○市長（宮路高光君）

第1に、今回この光をそそぐ事業の中で約5,500万円程度なんですけど、やはりその中でなぜ基金をつくったかということの、これをちょっとご理解していただきたいのは、通常補正予算で、今回、後ほどちょっとご説明申し上げますけど、補正予算をして、明許繰越をする部分でやっていくわけなんですけど、特に人件費を含めた活動の中において、これが23年度、24年度までできると。そう使うことができることは、基金に設置しなければ使えないと。

私どもは、やはり基本的に財源をより多くした、効率的な財源をつくるために、今回若干のこの基金であったわけなんですけど、そういう人件費、2年間使えるということでございますので、あえてこのような基金条例をつくったとご理解してほしいと思っております。

言いましたように、主管するのは財政管財課のほうで基金はあれますけど、仕事のほうにはそれぞれの部署でやると。ここをきちっと、なぜ基金をつくったかという、そのことをご理解していただければいいのかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号、議案第4号及び議案第5号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 議案第6号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

△日程第12 議案第7号日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第11、議案第6号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び日程第12、議案第7号日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第6号は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

休息時間の廃止に伴い勤務時間を短縮するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第7号は、日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条

例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第6号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

従来の日々の勤務時間は8時間で、8時30分から17時15分のうち、12時から12時15分までは休息時間、それ以降13時までが休憩時間と規定されておりましたが、この15分間の休息時間は勤務時間に含まれ、待機時間としての取り扱いがございました。民間にはこのような取り扱いがないことから、休息時間が廃止されたことにより、職員団体とも協議の上、12時から13時までを休憩時間とし、退庁時間は17時15分で、現在と同じ体制といたしました。したがって、条例の改正は次のようになります。

第1条、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、第2条第1項中、「40時間を38時間45分に改め」とありますのは、1週間の勤務時間を改正するものでございます。

同条第3項中、「16時間から32時間までを15時間30分から31時間までに」とありますのは、再任用職員の勤務時間ですが、本市には該当ございません。

第3条第2項中、「8時間を7時間45分に改める」とありますのは、1日の勤務時間の改正でございます。

第7条は、国家公務員法に準拠して休息時間を廃止するというものでございます。

次に、第2条、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、第

12条中、「20時間、24時間または25時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分に改める」とありますのは、育児短時間勤務の勤務態様を改正するもので、1週間の勤務時間を38時間45分としたことに伴う改正でございます。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。

議案第6号は以上でございます。

続きまして、議案第7号日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正するもので、第2条は、給与を受けながら職員団体のための行為ができる場合の規定でございまして、地方公務員法の一部改正に伴い、「日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、第1号の次に第2号として加えるもので、1月に60時間を超える時間外勤務時間を振り替え規定を利用して得た時間外勤務、代休時間を、職員団体のための行為——団体交渉等になりますが、これができることを規定したものでございます。あわせて、条文の整理を行うものでございます。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（西園典子さん）

これは即決でございますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議案第7号についてでございますが、今の説明におきまして、60時間を超える残業と

いうことに対しての代休などを含めた取り扱いということになっているようでございますが、実際60時間を超えるような働き方をしている職員が何人ぐらい、どのような職場で、どんなときにしていらっしゃるのかどうなのか、実態をお知らせいただきたいと思っております。

○総務課長（福元 悟君）

勤務実態での60時間を超える勤務状態ということでの形ですが、私どもで把握しておりますのは、職員の在庁時間ということで、数字的にはタイムカード等で在庁している職員の実態というのは把握しておりますが、時間外という形での届けの中では把握はしておりませんが、在庁時間が長い職員という部分では、勤務実態としては年度当初、それから予算編成時期等々、年間の中でいろいろな過渡的な業務があるわけですが、そういったところで60時間を超える実態というのは一部にございます。

それと、選挙関係等があった場合で勤務時間が長くなるという実態はございます。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

一部にはあるということで、余りよく把握していないというお答えでありましたけど、よく夕方、8時、9時とライトがついているところもあつたりもしますが、その把握の仕方というものを具体的にはどんなふうに今後していこうというふうに思っていらっしゃるのか、お尋ねします。

○総務課長（福元 悟君）

これは事前に時間外勤務等につきましては、所属長の承認を得て時間外勤務として進めております。そういったところで、60時間を超える実態というのは、今のところ、そう多くないというようなことです。

今回の議案でお願いいたしましたところは、この60時間を超える部分について勤務の振り替えによる代休時間をこの職員団体のため

の活動に承認できるという条例案でありますので、そのようなことをご理解いただきたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

かえるという、そこはわかりました。先ほど実態がよくわからないということでしたので、やはりそこは職員管理、また働きやすい職場という意味でも、再度やはり調査をすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○総務課長（福元 悟君）

丁寧な説明になりませんでしたけれども、時間外の勤務につきましては、確実に時間外支給という手当につながりますので、実態としては十分に把握いたしております。

ただ、今、統計をとっておりますのが、在庁時間という把握で実態を把握しておりましたので、そのことを申し上げましたが、時間外という中では、時間外手当につながる分として確実に届けに基づきまして承認して、そして時間外勤務に対する手当を支給しているというのは確実に把握いたしております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号及び議案第7号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号及び議案第7号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第8号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△日程第14 議案第9号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第13、議案第8号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び日程第14、議案第9号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第8号は、日置市報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正についてであります。

社会教育指導員及び教育専門員の報酬の額を改定し、並びに男女共同参画相談員を設置するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第9号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

単身赴任手当を新設し、及び休息時間の廃止に伴い勤務時間を短縮するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第8号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するもので、第6条第3号ただし書きの改正は、市内の費用弁償の支給額、これを1日900円とするものの除外規定でございまして、不支給の吏員に男女共同参画相談員を追加するものでございます。

また、別表1の改正では、社会教育指導員と教育専門員の報酬月額を、それぞれ勤務実態に合わせて、10万1,400円を12万9,200円に改正し、男女共同参画相談員の報酬月額を10万1,400円にしようとするものでございます。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号日置市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市職員の給与に関する条例の一部を次

のように改正するもので、第3条に規定する給料以外の手当に、国家公務員法に準じ単身赴任手当を加えるものでございます。

第12条は住居手当の支給でございますが、単身赴任手当を支給される職員の配偶者が借家住まいの場合で月額1万2,000円を超える家賃を支払っている場合に、住居手当を支給する規定を第12条第1項に第3号として追加するものでございます。

第12条第2項は住居手当の額ですが、第12条第1項第3号の規定により算出した額の2分の1に相当する額を支給するもので、第3号として追加するものでございます。

次に、単身赴任手当でございます。これも国に準じて手当の規定を設ける必要があることから、新たに13条の2を追加するもので、同条第1項では、単身赴任手当を支給できる職員を規定し、その趣旨は、二重生活に伴う経済的負担を軽減し、家族間コミュニケーションを緩和するための経済的補てんを行うことが目的であるということでございます。

第2項は単身赴任手当の月額の規定ですが、基礎額が2万3,000円で、交通距離により4万5,000円を超えない範囲において加算される額となっております。

次に、第3項は、人事交流等における国家公務員、他の地方公共団体の職員等が引き続き給料表の適用を受ける職員となり、別居を余儀なくされた同条第1項と同様の場合の規定でございます。

第4項は、単身赴任手当の支給の調整に関する事項について規則で定めるものです。

第16条第2項の改正は勤務時間の改正によるものですが、再任用短時間勤務職員に関する規定で、本市には該当ありません。

第4項中括弧書きを削るというのは条文の整理で、第6項の改正は勤務時間の改正によるものでございます。

第28条は再任用職員についての除外規定

ですので、本市には該当ございません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、第16条の改正規定は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（黒田澄子さん）

議案の第8号について少しお伺いいたします。

提案理由の中に男女共同参画相談員を設置するためという文言も入っておりますが、まず、この人選に関してはどのような感じで進めておられるか。

それと、男女共同参画相談員という意味合いからして、この相談員の方が男性であるか、女性であるかというのを伺うのも、ちょっと私も心苦しいではありますが、女性相談室の設置等をさきをお願いをしたりしたこともあった関係上、できれば女性相談員が配置されるのかなと期待をしているところでございますが、そこらあたりについて詳しくお知らせください。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

最初の人選をどうするかということでございます。今のところは鹿児島市内のNPOの方々をお願いするように検討しているところでございます。

また、男性か、女性かという点につきましては、女性の方のほうがやはり相談はしやすいんじゃないかということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○8番（花木千鶴さん）

2点についてお尋ねをしたいと思います。一つは、8号、ただいま質疑もありました

けれども、私もこれまで、相談員の件もですが、専従を置くべきだというのをずっと申し上げてきてまして、そして、きちんと担当を専従として設置すべきだというふうに申し上げてきているわけですが、まだそこまでは至っていないにしても、相談員が配置されることは一歩前進かなと評価したいと思っております。

それで、ただ、ただいま人の登用についてもありましたが、何日ぐらい働いていただくつもりなのか。そして、鹿児島市内から非常勤で来られて対応もしていただくわけですが、どのようなことまで、最初からそんなに拡大はできないだろうと思うんですけれどもね、どのような仕事をまず最初担っていたらこうと、電話相談のそれだけに限ろうとしているのか、少しその辺のところが見えるようにご説明をください。

もう1件は9号をお尋ねしたいと思います。9号のところで、相手の方——配偶者ですね、配偶者に対しての部分ですが、その方が収入がとてたたくさんあられて、なった場合、どうなのか。病気等で疾病があったりして動けなくてね、一緒に行けなくて、そういったのに限ると書いてあるんですが、もう少し、文言をずっとさらうにしては、なかなかそういった事態を想定するというのは、どこまで想定すればいいのかわかりませんので、相手の方のそういった収入といたしますか、そんなものがある場合はどうなのか。

その2点、もう少し具体的に細かく配偶者をどのように制定しているのか、ここで口頭でご説明をいただけませんか。その2点。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

指導員の勤務体制でございますけれども、大体、月14日程度を今考えているところでございます。

なお、指導員の役割としましては、今、要綱を策定の段階でございますけれども、DV

はもちろんでありますが、セクハラあるいはストーカー、女性に対する暴力の、こういった状況の解決あるいは女性の人権にかかわる問題、男女共同参画という面で、かなり幅広い面の指導員の内容になるかと思えますけれども、今申し上げました、こういった状況、そして過去の相談内容を見てみますと、やはりDVに対する内容が多くございますので、そういった内容で対応してまいりたいと思います。

なお、女性相談員という名称も検討はしたんですけれども、これまでの相談の中でやはり男性の相談もありましたので、そういった意味で男女共同参画相談員、指導員という形の名称を使わせていただきました。

以上でございます。

○総務課長（福元 悟君）

旧条例の改正の第12条のところの3号という形で追加している部分、それから第2項に3号を追加している部分ということのご質問でございますが、ご質問の中で単身赴任手当を、もちろん同居で赴任すれば、そういう住居手当というのはもうないわけですが、二重生活になるということでは今回規定をするものです。

それで、配偶者の所得、疾病というご質問でしたが、そのような所得関係での制限ということは規則も入っておりませんので、2分の1の額を支給するというところに、単身赴任手当を支給する場合についてはその配偶者の住居手当については2分の1の額とするというふうに規定しているものでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○8番（花木千鶴さん）

ただいま8号については説明がありましたけれども、せっかく配置していただくわけですが、これから要綱も策定していくことですので、内容の難しさ、そして幅広

さを考えたときに、鹿児島市内で活動しているNPOの方をお願いするということまで考えておられるんだと思うんですが、せっかくそういった方にしていただくのであれば、非常に狭い範囲で活動を、これらの問題について、これぐらいしてくださいというような形で始められますと、いろんなこともやってみたかったり、男女共同参画という分野は、言ったら庁内全部の課に横ぐし通すほどに重要な仕事になっておられますので、それをせっかく配置するその方が、一定の専門的な知識も持っておられる方を採用すればするほど、横との連携を密に高めていただくために、そしてせっかく配置した人がより働きやすいように工夫をして要綱をつくって、非常に狭い範囲で位置づけないで、もっと働きやすいような形で、今後つくる要綱は策定をされたいと思うので、一言、今の説明を伺って、市民サイドから言えば、お願いを申し上げたいと思いますので、検討いただきたい。

それから、9号についてお尋ねします。今、伺いますと、配偶者については、所得制限がないのだということでありまして、一般的には、えらい待遇だなと思う方もあるかもしれない。それはそれなりにいろんな事情もあるだろうしとか、考え方もあるだろうということはあるでしょうけれども、他市の状況です。ほかの団体はどのような取り扱いになっていて、本市がこのような規定にしたのか。比較するものをお示しいただけませんか。よそはどうなっているんでしょうか。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

先ほどの働きやすい環境という面では、今でも庁舎内のドメスティック・バイオレンスの被害者の保護のための連絡会も行っておりますので、関係各課の連絡体制は十分にとっていききたいと思っております。

なお、先ほどの答弁の中で、指導員と申し上げましたけれども、相談員の誤りでござい

ます。訂正させていただきます。

以上でございます。

○総務課長（福元 悟君）

このたびの改正につきましては、これは人事規則にもありますし、今回のひとつの規定は、鹿児島県の、鹿児島県も平成2年にこの制度を新設しております、そういった意味での単身問題に対しては、このような運用をいたしております。そういうこともありまして、他市の状況というところじゃなくて、鹿児島県の手当の支給の仕方に準じた形で規則を定めた——条例を一部改正するものでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの男女共同参画相談員のことで、お尋ねをいたします。

相談員の方は、市内で顔が知られるよりは、市外の方がいいということで、鹿児島市内のNPO法人の方が来られるということを知っておりますけれども、月額10万1,400円という金額が示されておりますけれども、その根拠をお尋ねいたします。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

ただいまの報酬額の基準でございますけれども、県庁が家庭相談員の方、あるいは生活保護就労支援員の方々の月額が10万1,400円となっております。現段階では、この方々と合わせようという結論のもとで10万1,400円の額を決定したところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第15 議案第10号日置市立保育所条例の一部改正について

△日程第16 議案第11号日置市特別会計条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第15、議案第10号日置市立保育所条例の一部改正について及び日程第16、議案第11号日置市特別会計条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第10号は、日置市立保育所条例の一部改正についてであります。

日置市立永吉保育所を民間に移管するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第11号は、日置市特別会計条例の一部改正についてであります。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定により、老人保健医療特別会計を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（桜井健一君）

まず、議案第10号日置市立保育所条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

この条例の一部改正は、日置市立永吉保育所を民間に移管しようとするための改正でございます。現行の条例で第2条の表に、日置市立ゆのもと保育所と永吉保育所の2保育所の名称、位置、定員をそれぞれ記載しておりますが、このうち永吉保育所の項を削除しようとするものでございます。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第11号日置市特別会計条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。別紙により説明をいたします。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定により、老人保健医療特別会計の設置義務は平成23年3月31日までとされていることから、老人保健医療特別会計を廃止するため、条例の第1条第4項を削り、第2条の関係する項を繰り上げするものでございます。

平成23年度以降も引き続き特別会計を設置するか、一般会計で処理するかは、今後の会計規模や事務処理の利便性等を勘案し、各市町村で判断することとされております。

本市におきましては、会計規模も年々縮小傾向にありますことから、一般会計で処理することが望ましいとしまして、特別会計を廃止しようとするものでございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行しますが、経過処置としまして、この条例による改正前の第1条第4項の老人保健医療特別会計の平成22年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しましては、なお従前の例によることといたしております。

ご審議よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質

疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号及び議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

△日程第17 議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について

△日程第18 議案第13号日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について

△日程第19 議案第14号日置市診療所条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第17、議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正についてから日程第19、議案第14号日置市診療所条例の一部改正についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第12号は、日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正についてであります。

日置市特別養護老人ホーム青松園に指定管理者制度の導入を図るため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第13号は、日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止についてであります。

日置市日吉在宅介護支援センターの施設を日置市特別養護老人ホーム青松園の施設へ用

途変更するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第14号は、日置市診療所条例の一部改正についてであります。

日置市診療所に指定管理者制度の導入を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件につきまして、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○市民福祉部長（桜井健一君）

それでは、議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について、補足の説明を申し上げます。別紙により説明をいたします。

この条例改正は、日置市特別養護老人ホーム青松園に指定管理者制度の導入を図るため、改正しようとするものでございます。

従来の規定は、設置項目だけを定めておりましたので、まず、第11条で青松園の管理を地方自治法の規定に基づき、指定管理者に行わせることができる旨を定めております。

第12条では指定管理者に行わせる業務の範囲を定めております。

また、これまで、先ほど申し上げましたとおり、従来の規定では、第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で入所者定数、第4条で事業、第5条で委任、これだけの条項を定めておりましたが、今後、市長が行っていた入所の承認、利用料の収受やその減免など、指定管理者が行うことになるため、これらの管理基準を整理する必要があるため、第1条では字句の整理を行い、第3条で入所対象者、第4条で入所定員、第5条で入所手続、第6条で利用料、第7条で利用料の減免、第8条から第10条までは利用者の禁止、責任事項を定め、第13条で規定の準用と読みか

え、第14条では利用料の収受をそれぞれ定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、経過処置としまして、指定管理者に日置市特別養護老人ホーム青松園の管理を行わせる場合には、指定管理が開始された日以降については、それ以前にされた処分、手続等については、当該指定管理者において、またはその者に対してされた処分、手続等と見なす旨を定めております。

以上、ご審議よろしく願います。

続きまして、議案第13号日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について、補足説明を申し上げます。別紙をお開きください。

日置市日吉在宅介護支援センターは、特別養護老人ホーム青松園に併設してございますが、青松園の施設として用途を変更して仕様するため、関係条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この在宅介護支援センターで行っていた介護支援サービス相談は、現在も地域包括支援センターや介護関係の各施設、支所の市民課等でも対応をいたしております。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

ご審議よろしく願います。

続きまして、議案第14号日置市診療所条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。別紙により説明をいたします。

今回の条例の一部改正は、日置市診療所に指定管理者制度の導入を図るため、改正しようとするものでございます。

そのため、第11条は診療所の管理を地方自治法の規定に基づき、指定管理者に行わせることができる旨を定めております。

第12条では指定管理者に行わせる業務の範囲を定めております。

それから、第6条は使用料と手数料とを区

別するために改めるもので、別表第1にその額について表記しております。

第13条では診療時間及び診療日の変更等について、市長の承認を得て、指定管理者が診療時間や診療日を変更できること等を、また、第14条では利用料等の額や利用料等の収受について定めております。

第15条においては、規定の準用及び読みかえについて定めております。

また、第9条では、新たに手数料の徴収について定めているもので、その額については別表第2に表記しております。あわせて関連条文の読みかえについて定めております。

第6条の使用料は、行政財産の目的外使用許可を受けて行う行政財産の使用または公の施設の利用に対し、徴収されるもので、第9条の手数料は、特定のもののためにする事業に対するものであり、それぞれ区分するために、別表第1及び別表第2として表記してございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、経過処置としまして、指定管理者に日置市診療所の管理を行わせる場合には、指定管理が開始された日以降については、それ以前にされた処分、手続等について、当該指定管理者により、またはその者にされた処分、手続等と見なす旨を定めてございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民福祉部長（桜井健一君）

先ほどの議案第14号日置市診療所条例の

一部を改正する条例の補足説明の中で、第13条のところで、第13条の説明の中で、「診療時間及び休診日」と申し上げるところを、「診療時間及び診療日」と申し上げたようでございますので、「休診日」のほうにご訂正をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

訂正方をよろしく願いをいたします。

これから、議案第12号、13号、14号、3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号、議案第13号及び議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

△日程第20 議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）

△日程第21 議案第16号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第22 議案第17号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第18号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第24 議案第19号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第25 議案第20号平成22年

度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第26 議案第21号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第27 議案第22号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第28 議案第23号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第29 議案第24号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第30 議案第25号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第31 議案第26号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第32 議案第27号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号）

△日程第33 議案第28号平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第20、議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）及び日程第33、議案第28号平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの14件を一括議題といたします。

14件について、提案理由の説明を求めま

す。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第15号は、平成22年度一般会計補正予算（第11号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,104万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億5,840万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の補正予算に係るきめ細かな交付金を活用した市道等整備事業や各施設の維持補修等、住民生活に光をそそぐ交付金を活用した図書備品の整備事業など、年度内に事業完成が見込めないものの繰越明許費の設定、それと日置市土地開発公社の借入金に対する債務保証などの債務負担行為の追加及び変更、さらに人事院勧告等に基づく人件費の減額やそれぞれ事業の執行残の減額、それと将来の施設の維持補修等や市債償還の財源として施設整備基金と減債基金への予算積み立て、地域づくり推進基金への予算積み立てによる増額補正でございます。

まず、歳入の主なものは、市税で、法人市民税の現年度課税分及び固定資産税の滞納繰り越し分の実績見込みの増により4,695万9,000円を増額計上いたしました。

地方交付税の普通交付税を6億217万2,000円増額計上いたしました。

分担金及び負担金で、土木費分担金の県単急傾斜地崩壊対策事業費分担金の事業費額定等により158万1,000円を減額計上いたしました。

使用料及び手数料の使用料で、土木使用料の公営住宅使用料滞納繰り越し分の実績見込みの増などにより40万6,000円を増額計上いたしました。

手数料では、総務手数料の戸籍全部事項証明交付手数料等の各種証明交付手数料や衛生

手数料の塵芥処理手数料など、実績見込み減により64万1,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金の国庫負担金では、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費国庫負担金や児童扶養手当国庫負担金、子ども手当国庫負担金の実績見込みによる減額を、衛生費国庫負担金の国民健康保険基準超過費用額共同負担事業費国庫負担金や国民健康保険基盤安定化等事業費国庫負担金の交付決定に伴う減額、災害復旧費国庫負担金の現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の事業費確定による減額などにより3,677万円を減額計上いたしました。

国庫補助金では、総務費国庫補助金で、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の交付見込みによる増額、民生費国庫補助金の障害程度区分設定等事務費国庫補助金の実績見込み減や次世代育成支援対策交付金の交付決定に伴う減額、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の事業費減額に伴う減額、土木費国庫補助金の公営住宅家賃対策等国庫補助金の交付見込み増や社会資本整備総合交付金の区画整理事業の追加内示に伴う増額、教育費国庫補助金の小学校建設費交付金の鶴丸小学校屋体大規模改良や中学校建設交付金の伊集院中学校グラウンド整備補助金の交付決定に伴う増額などにより2億9,538万1,000円を増額計上いたしました。

委託金では、民生費国庫委託金で子ども手当事務費交付金の交付対象者数の減に伴い100万8,000円を減額計上いたしました。

県支出金の県負担金では、民生費県負担金で障害者自立支援給付費県負担金の実績見込みによる減額、衛生費県負担金で国民健康保険基準超過費用額共同負担事業費県負担金や国民健康保険基盤安定化等事業費県負担金の交付決定に伴う減額などにより1,991万

5,000円を減額計上いたしました。

県補助金では、総務費県補助金で、かごしま応援寄附金市町村交付金の増額、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の実績見込みに伴う減額、衛生費県補助金の妊婦健康診査支援事業費県補助金や浄化槽設置整備事業費県補助金の実績見込みに伴う減額、農林水産業費県補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や園芸産地育成対策事業費県補助金の事業費確定に伴う減額、土木費県補助金で、県単急傾斜地崩壊対策事業費県補助金の事業費確定による減額などにより4,306万8,000円を減額計上いたしました。

県委託金では、総務費県委託金で国勢調査費県委託金の交付決定に伴う減額などにより195万2,000円を減額計上いたしました。

財産収入では、財産貸付収入で土地貸付収入の収入見込み増やミニ住宅団地土地貸付収入の繰上償還による増額、利子及び配当金の各種基金利子の見込み減に伴う減額などにより267万3,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金や指定寄附金の収入見込みにより17万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で歳入歳出予算額の調整により4億1,772万7,000円を減額計上いたしました。

特別会計繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金の見込み減などにより10万円を減額計上いたしました。

諸収入の預金利子では、利子見込み増に伴う増額、雑入では、資源ごみ有価物売却代実績見込み増に伴う増額、土地区画整理事業保留地処分費の増額、市町村振興宝くじ交付金の配分などにより1億2,864万3,000円を増額計上いたしました。

市債の衛生費では、一般廃棄物処理事業債の減額、土木債では、市道整備事業債や地方特定道路整備事業債、急傾斜地崩壊対策事業債の事業費確定による減額、教育費では給食センター整備事業債の事業費確定による増額、災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債や現年補助公共土木施設災害復旧事業債の事業確定による減額などにより4,260万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なもの、それぞれの目的ごとに、人事院給与勧告等に基づく給料、職員手当等共済費などの人件費を減額計上いたしました。

議会費では、議員期末手当の減額と議事録作成委託料の執行残など732万5,000円を減額計上いたしました。

総務費の一般管理費では、コピー使用料の不足に伴う増額、財産管理費では、庁舎耐震診断調査委託や土地購入費の増額、将来の市債の償還財源として減債基金への積立金と、将来の施設整備の財源としての施設整備基金への積立金の増額、それと平成23年から24年度まで住民生活に光をそそぐ交付金事業の財源として活用するため「住民生活に光をそそぐ基金」を創設することに伴う積立金の増額、まちづくり応援基金の収入見込み増による積立金の増額、情報管理費では、電算システム法改正業務や使用料の執行残による減額、地域づくり推進費では共生協働による地域づくりを推進するための財源として、地域づくり推進基金への積立金の増額、賦課徴収費では、標準宅地鑑定評価業務等の執行残の減額など6億6,632万2,000円を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉総務費では、地域支援事業費や障害者自立支援給付費の事業実績見込みに伴う減額、老人福祉費では、生きがい対応型デイサービス事業費の実績見込み減や介護保険特別会計の実績見込みに伴う繰り出し

金の減額、福祉センター費では、日吉老人福祉センターの屋根防水工事の増額、健康交流施設費では、健康づくり複合施設「ゆすいん」の施設修繕費の増額、児童措置費では、児童扶養手当や子ども手当の実績見込みに伴う減額、生活保護総務費では、生活保護適正実施推進等事業費の国庫精算返納金確定に伴う増額など3,834万9,000円を減額計上いたしました。

衛生費の環境衛生費では、衛生処理組合負担金の実績見込みによる減額、水道事業会計への上水道及び簡易水道工事負担金の確定に伴う減額、浄化槽設置整備事業の補助金実績見込みに伴う減額、保健指導費では、妊婦健診等委託料の実績見込みに伴う減額、老人保健費では、老人保健医療特別会計への実績見込みに伴う減額、保健センター管理費では、機能訓練室床補修や保健センターエアコンの購入に伴う増額、国民健康保険財政対策費では、国民健康保険基盤安定化等事業費や国民健康保険財政安定化等事業費の交付決定に伴う減額、後期高齢者医療費では、負担金確定に伴う繰り出し金の減額、塵芥処理費では、指定ごみ袋等の購入実績見込みに伴う減額、クリーンリサイクルセンターの補修工事等執行残の減額など1億3,913万4,000円を減額計上いたしました。

農林水産費の農業委員会費では、委員数減に伴う報酬の減額、農業振興費では、新規就農・後継者育成事業や活動火山周辺地域防災営農対策事業、園芸産地育成対策事業費の事業費確定に伴う減額、農地費では、吉利地区の畑地帯総合整備事業計画書作成業務を今年度見送ったことに伴う減額、県営中山間地域総合整備事業の事業費確定等による減額、農道等施設整備事業費の増額、河川工作物応急対策事業費の事業費確定に伴う減額、県営中山間地域総合整備事業費の事業費確定に伴う増額、林業振興費では、舟川野下線測量業務

の執行残の減額と林道舗装工事の増額、水産業施設管理費では、江口蓬莱館の冷蔵庫の新設と吹上漁港の航路しゅんせつの増額など1,778万5,000円を減額計上いたしました。

商工費の商工業振興費では、制度資金利子補給事業及び緊急保証制度事業の実績見込みによる減額、観光費では、江口浜荘解体、泉源工事等執行残の減額、観光施設管理費では、美山陶遊館屋根等改修工事執行残の減額など1,953万4,000円を減額計上いたしました。

土木費の道路新設改良費では、道整備交付金事業や活力創造基盤整備事業など組み替えによる増額、一般道路整備事業費の増額、半島振興地域道路整備事業や過疎対策事業の事業費確定等に伴う減額、区画整理事業費では、湯之元第一区画整理事業費の交付金事業費の組み替えや社会資本整備総合交付金の追加内示による増額、徳重地区の移転箇所変更に伴う補償金の減額、住宅管理費では、公営住宅の施設修繕費の増額、住宅建設費では、榎園住宅建設事業の入札執行残の減額など5,249万3,000円を減額計上いたしました。

消防費の常備消防費では、消防署庁舎雨漏り補修工事や北分遣所の高規格救急車更新による増額、消防施設費では、消防ポンプ車の購入による増額など4,840万8,000円を増額計上いたしました。

教育費の小学校管理費では、小学校施設営繕費の増額、鶴丸小屋体アスベスト除去工事や屋根防水工事、飯牟礼小学校の校庭整備改修工事の増額、教育振興費では、各小学校の図書購入費の増額、中学校管理費では、各中学校施設修繕費や伊集院北中学校屋体屋根防水工事の増額、教育振興費では、各中学校の図書購入費の増額、幼稚園費では、土橋幼稚園、日置小付属幼稚園の耐震診断業務や図書

購入費の増額、社会教育費の公民館費では、中央公民館や地区公民館の施設修繕費の増額、日置市中央公民館の空調工事、吹上中央公民館のキュービクルの改修工事、中央図書館駐車場の整備に伴う伊集院地区体育館解体工事、永吉地区公民館キュービクルの改修工事による増額、図書購入費の増額、保健体育費の体育施設費では日吉運動公園の外灯修繕工事、日吉総合体育館屋根防水改修工事などの増額、給食センター費では、日置南学校給食センターの備品購入費等の減額など1億5,734万円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の事業費確定に伴い7,218万5,000円を減額計上いたしました。

公債費では、平成21年度事業債を低い利率で借り入れたことにより1,421万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第16号は、平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,805万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,988万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で、現年課税分見込み増や退職被保険者等国民健康保険税で、現年課税分見込み増に伴う増額、国庫支出金では療養給付費等負担金の見込み額に伴う減額、財政調整交付金の交付見込みによる減額、県支出金では財政調整交付金や保険財政共同安定化事業交付金の交付確定に伴う減額、繰入金金の一般会計繰入金では保険基盤安定繰入金金の交付決定に伴う減額、財政安定化支援事業繰入金金の算定額決定に伴う減額、基準超過費用額共同負担金の交付決定に伴う減額、諸

収入で、一般被保険者第三者納付金や退職被保険者等第三者納付金の確定に伴う減額等により3億4,805万2,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費の連合会負担金で国保連合会システム改修費の確定に伴う減額、医療費適正化特別対策費で、一般賃金の実績見込みによる減額、保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費の見込み減による減額、退職被保険者等療養給付費の給付費見込み増による増額、高額療養費の一般被保険者高額療養費の見込み減による減額、退職被保険者等高額療養費の見込み増による増額、共同事業拠出金で高額医療費共同事業拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う増額など3億4,805万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第17号は、平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、支払い基金交付金で、医療費交付金の老人保健医療費概算交付金の確定による増額、繰入金で、一般会計繰入金の医療給付費の変更に伴う減額など73万1,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費で、医療給付額通知事務委託料の実績見込みによる減額、医療諸費で、医療費支給費の支給見込み減による減額など73万1,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第18号は、平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,906万3,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,867万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、サービス収入の施設介護サービス収入で、施設介護サービス収入、利用者自己負担金収入の実績見込み増などにより1,906万3,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費で、屋根防水工事執行残の減額や施設介護サービス事業費で維持管理業務の執行残の減額、基金積立金の財源調整に伴う増額など1,906万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第19号は、平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,264万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,672万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、事業債で、単独事業債の減額などにより1,264万7,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の維持管理費で、消費税の中間納付確定に伴う公課費の減額、事業費で、下水道整備事業の執行残など1,264万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第20号は、平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,566万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、農業集落排水処理施設使用料の減額などにより15万7,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、農業集落排水事業費の維持管理費で、維持管理費委託料の執行残

の減額、消費税確定による公課費の減額などにより15万7,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第21号は、平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,344万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,793万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、事業収入の料金収入で、宿泊者の減に伴う宿泊料と婚礼売り上げ実績見込み減による減額、国民宿舎事業基金繰入金では、施設修繕の実績見込みによる減などにより1,344万4,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、経営費の総務管理費で、大浴場改修工事執行残等の減額、一般事業費で、実績見込みに伴う賄い材料の増額と、国民宿舎事業基金費で、国民宿舎事業特別会計の収入減に伴う基金積立金の減額、予備費の減額などにより1,344万4,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第22号は、平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ676万7,000円とするものであります。

歳入では、温泉給湯事業基金利子の減、預金利子収入見込みの減により4,000円を減額計上いたしました。

歳出では、維持管理費で、泉源ポンプ電気料の執行残による光熱水費の減額、可燃性天然ガス除去施設保守業務の執行残に伴う委託料の減額、予備費の増額などにより4,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第23号は、平成22年度日置

市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367万4,000円とするものであります。

歳入では、公衆浴場事業基金利子の減額、預金利子の減額などにより3,000円を減額計上いたしました。

歳出では、公衆浴場事業基金積立金の減額、予備費の減額により3,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第24号は、平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408万8,000円とするものであります。

歳入では、諸収入の貸付金元利収入の減額、過年度収入の滞納繰越分の収入見込み減により21万8,000円を減額し、繰入金の一般会計繰入金を21万8,000円増額計上いたしました。

次に、議案第25号は、平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,755万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,884万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料の第1号被保険者保険料の現年度分普通徴収保険料の被保険者数の減少による減額、国庫支出金で、介護給付費負担金、調整交付金の給付費見込みによる減額、地域支援事業交付金の事業費見込みによる減額、支払基金交付金で介護給付費負担金の減額、地域支援事業交付金の減

額、県支出金で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金の減額、繰入金で、一般会計繰入金で介護給付費及び地域支援事業費見込み減による減額、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金の減額などにより3,755万5,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費で、賃金や通信運搬費、委託料の執行残の減額、介護認定審査会費で委員報酬の執行残の減額、介護給付費の介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費のサービス利用見込み増による増額、地域密着型介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費の利用見込み減による減額、介護予防サービス等諸費の介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費の利用見込み減による減額、高額介護サービス費で利用見込み増に伴う増額、特定入所者介護サービス費ではサービス利用見込み増に伴う増額、地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業費で保健師等の一般賃金の執行残の減額、介護予防一般高齢者施策事業費で、いきいきサロン活動補助金の実績見込みによる減額などにより3,755万5,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第26号は、平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ447万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,851万7,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料で、特別徴収保険料の現年度分の異動に伴う減額、繰入金で、一般会計繰入金の事務費繰入金の減額、保険基盤安定繰入金の負担金確定に伴う減額、諸収入で雑入の増額などにより447万8,000円を減額計上いたし

ました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金確定に伴う減額、保健事業費で健康診査費の実績見込み減に伴う賃金の減額などにより447万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第27号は、平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,286万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,387万円とするものであります。

歳入の主なものでは、診療収入の入院収入で入院患者の減少に伴う減額、外来収入で外来患者減少による減額、そのほか診療収入の諸検査等収入の外来患者減少に伴う減額、繰入金の一般会計繰入金で事業債償還金の確定に伴う減額補正、諸収入の雑入で病院事業精算金や過年度収入の増額、市債で診療所建設事業債の事業費確定に伴う減額などにより4,286万円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、一般管理費で、賃金や報償費、光熱水費の執行残の減額、医業費や給食費で患者数減少による需用費等の減額、施設整備費で工事請負費の入札執行残の減額、公債費で起債利子の減額、予備費の増額などにより4,286万円を減額計上いたしました。

次に、議案第28号は、平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出の総額は、既定の収入支出予算の総額のとおりとし、予算の総額を収益的収入及び支出をそれぞれ7億6,433万3,000円とするものであります。

収益的支出では、人事院勧告等による人件費の減額などにより137万3,000円を減額し、予備費を137万3,000円、同

額計上いたしました。

また、資本的収入及び支出の予算では、予算第4条括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額「4億3,191万9,000円」を「3億7,910万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「3億4,897万8,000円」を「2億9,616万5,000円」に改め、資本的収入の予算を206万9,000円減額し、資本的収入の予算総額を3億5,245万3,000円に、資本的支出の予算を5,488万2,000円減額し、資本的支出の予算総額を7億3,155万9,000円とするものであります。

資本的収入では、入札執行残による工事負担金の減額、神之川広域河川改修事業に伴う増額などにより206万9,000円を減額計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費の配水設備工事費で入札執行残等に伴う減額などにより5,488万2,000円を減額計上いたしました。

以上14件、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。

まず、議案第15号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）について質疑いたします。

私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について4点ほど質疑いたします。各担当課長は、具体的にわかりやすく誠意をもって答弁してください。

まず、説明資料の37ページでございます。説明資料の37ページ、財産管理費、節25積立金、減債基金積立金2億円、将来の

市債償還の財源とするための積立金の増額補正、補正後9億1,100万円とあります。それと、その下、この9億1,100万円という金額の計算根拠ですね。それと、その下の今度は施設整備基金積立金、施設の老朽化等に伴う維持補修等の増加に対応するための積立金の増額補正、補正後が3億3,170万3,000円とあります。非常にわかりにくいですので、この金額の計算根拠、具体的にわかりやすく説明してください。

その下の住民生活に光をそそぐ基金積立金、住民生活に光をそそぐ交付金事業、これにつきましては、さきの条例制定のときにお聞きして、答弁もいただきましたので、これでやめます。

それと、2番目が71ページの今度は環境衛生費、節19の負担金補助及び交付金、この中で衛生処理組合負担金、マイナスの1,471万6,000円、衛生処理組合負担金執行残に伴う減額補正とありますけれども、これは具体的にどういうことか、ちょっと非常にわかりにくい、理解しにくいですので、わかりやすく説明してください。

それから、3番目、3番目は136ページの教育振興費、節の14使用料及び賃借料160万円、教育振興費、執行残に伴う減額補正とありますけれども、予想はつくんですけども、具体的にどんな内容か。そして、その執行残の内容ですね、内容とともに理由をちょっとわかりにくいので、具体的にわかりやすく説明していただきたい。

最後、159ページ、給食センター費、先ほど市長の説明でも若干触れられておったんですけども、この給食センター費の備品購入費、給食センター建設費、執行残に伴う減額補正というのが4点ほどありますけれども、具体的にこの備品購入費、どういう理由で執行残になったのか、その中身と内容をわかりやすく、できるだけ細かに説明していただき

たい。

以上4点、答弁を求めます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

37ページの減債基金の積立金のことからご説明申し上げます。

平成21年度末の減債基金の残高が1億4,653万円ということになっておりますが、今後の23年度以降の公債費の推移といたしまして、23年度が39億4,700万円余り、また24年度が40億円余りということで、この23、24が大分公債費の償還もふえてまいっております。

今のところ、将来にわたっては毎年25億円程度の新しい起債の発行で推移するとすれば、とりあえずは24年度が一つのピークということもございまして、その償還財源を確保する意味で、今回2億円を積み増しをさせていただきたいと考えているところでございます。その結果といたしましては、22年度末の現在高として減債基金のほうが、利息も含めて3億4,724万円ということが見込まれます。

それから、施設整備基金の積立金ということで、今回3億3,081万9,000円をお願いしてございますが、こちらにつきましては、いろんな公共施設等の屋根の吹きかえでありますとか、年々老朽化することによってふえてきていることもございます。そういったことから、21年度末の施設整備基金の残高が5億8,550万6,000円ということでございまして、今回3億3,000万円余り積み増しをすることで、22年度末が9億1,720万9,000円という残高になります。

こういったことで学校施設でありますとか、運動公園とか、いろんな公共施設の今後の維持補修に対してこの基金等を充てながら、計

画的な施設営繕を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○市民生活課長（有村芳文君）

71ページの環境衛生費の負担金補助及び交付金の中の衛生処理組合負担金1,471万6,000円の減の数字でございます。

これにつきましては、南薩地区の衛生管理組合にし尿処理の委託をいたしております、し尿処理等ですね。当初では3,338万8,000円を計上いたしております、今回、見込みといたしまして3,116万1,000円、マイナスの222万7,000円の減になります。それから、始良のクリーンセンターのほうにし尿処理を委託いたして、負担金といたしまして支払いをしてございまして、当初予算が5,678万5,000円、これに対しまして今回の補正額で4,429万6,000円となっておりますので、この始良クリーンセンターといたしましては1,248万9,000円の減額ということで、合計で1,471万6,000円の減となっております。

以上です。

○教育総務課長（地頭所浩君）

質問のありましたことについて回答いたします。

最初に、中学校費の教育振興費、使用料及び賃借料の補正要因でございます。これにつきましては、東市来、伊集院地域におきまして教師用のパソコンを整備したものです。台数につきましては、18台を教師用として整備しております。3月1日からリース開始となっております。そのことによる減額でございます。

続きまして、給食センターの備品購入費についてでございます。1件100万円以上のものということで、111万1,000円減額しておりますが、これにつきましては、南給食センターにおいて配送車を3台購入しま

した。その執行残でございます。

続きまして、100万円未満のもの、給食センター建設費において390万9,000円減額しております。これも建設に伴うものでございますが、執行としましては、食缶、揚げもの、汁もの、それぞれございますが、それらに要したお金が980万円、それから食器かごが180万円程度、それから移動台、そういったものに420万円ほど要しました。それらを購入した結果の減額でございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

市長に伺いたいわけですがけれども、非常に国も地方も財政が厳しい中で、昨年度も、それから今年度も年度末に国の地域経済活性化対策資金ということで交付金がなされておるわけですがけれども、この原資は国債の発行による本予算が半分ぐらいの中で、こういう財政対策はいつまで続くのかわかりませんが、こうして本市の予算も200億円ぐらいが適正と言われる中で、今回の改正では245億円ということになっているようなんですが、こういうことを繰り返していくことについて、全国の市長会とか、都道府県の知事会とか、やはり政府にこういうことを続けていっているのか、やはりそういう問題は出ていないのか、そのことをお聞きしたいと思いますけれども。

○市長（宮路高光君）

今回の補正につきまして、景気対策といえますか、雇用対策、そういうものが今回の補正には入っております。今ご指摘ございます、この予算におきまして、私どもも最初合併後の5年間で約50億円ぐらい減少という形でまいりましたけど、特に今の中におきましては、子ども手当を含め生活保護、こういうもろもろが本当に15億円から20億円程

度入ってしまいまして、私どもも予期しない形の中で予算編成というのがされております。

今、特に子ども手当に対しまして、各自治体で国の仕事をもうしないと、返上するところも出てきておりますし、ここあたりのやはり国のこういう赤字国債といえますか、こういうものを発行して歳出をしていく、こういう一つの進め方ということに対しては大変大きな批判もあり、また市長会としてもこのことについては国のほうに申し立てております。

その反面、やはり私ども地方でございますので、やはり地方交付税を含めたこういうものの確保というのは十分していかなくやならない。基本的には地方交付税であっても、臨時特例債を発行したり、これも本当に国の税収と見合わない部分がいっぱいあるのも事実でございます。ここあたりの部分のやはり国として財政基盤といえますか、財政出動といえますか、こういうものについてやはりきちっとした留意をしてほしいという、そういう考え方は市長会としてもご提案を申し上げているところでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

説明資料の127ページと、あと148ページ、鶴丸小学校の屋体のアスベストの除去及び伊集院地区体育館の解体の工事、この2件についてなんですが、昨年、市民病院解体並びに江口浜荘の解体工事においてアスベストの問題がありまして、我々が所属します産業建設常任委員会のほうでも調査を行いまして、執行部のほうには提言を申し上げたわけですが、その反省に基づいて、これら2カ所の工事については、どのような方針で進められていくのか。

それから、これは子供たちのいるところの施設、近い施設でございますから、工事の時

期というものは慎重に取り計らわなければならないと思うんですが、その辺の時期の問題はどうなのか、この2点について伺います。

○教育総務課長（地頭所浩君）

鶴丸小学校のアスベスト除去についてご説明申し上げます。

このアスベストの除去につきましては、平成17年の10月にアスベストの調査をいたしております。平成18年に、2月ぐらいですかね、結果が出ました——平成18年の12月ですね、受け付けが。その時点でアスベストを含有している吹きつけ剤であるということがわかっております。その後、状態が安定していると、むき出し、剥離とか、そういったことが発生していないということで、ずっと監視をしてきたところです。

アスベスト除去につきましては、今回することにつきましては、鶴丸小の屋体の雨漏りが発生しているといったことがありますので、アスベスト等の剥離等が発生するおそれがあるといったことで、今回アスベストの除去工事をするものでございます。

時期等につきましては、やっぱり子供たちへの影響等を考慮しながら進めていきたいと思っております。また、アスベストの吹きつけですので、工事においては拡散しないような方法の中で、そういう工法の中でしていくということにしております。

以上です。

○社会教育課長（芝原八郎君）

お答えします。

146ページのほうで伊集院地区体育館の解体工事に伴うアスベストの調査でございます。これは伊集院地区の体育館が昭和40年に建築されております。そして、現在、46年経過をして、鉄筋コンクリート造の804㎡ぐらいの2階、下のほうが車庫、体育館、それと踊り場等があるわけですが、その中で今回、地区体育館を解体するというこ

とを計画しておりまして、それに伴うアスベストの調査費ということで、アスベストの分析とか、定性分析とか、そういうことの手数を計上してあります。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

大体の概要は今の答弁でわかるんですが、これは執行されるのは教育委員会のほうでされるわけですから、我々の所管の委員会では扱うことができませんので、あえて質問しているわけですが、前回の解体のいろんな問題点に対して、どういった反省に立って、この執行をされるのかということを知っているわけですか。

これは本当は市長にお答えいただきたいわけなんですけれども、実際の工事は建設課のほうも入ってされると思うんですけれども、やはりあれだけの問題になったわけで、今度は学校施設、体育館という関係で、やはり子供たちもかかわってくる大事な施設の解体ですので、どういった反省に立って改善策をとられて、こういった工事を執行されるのかということをお聞きしたいわけですか。そこをお答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

昨年——ことしですかね、22年度いろいろな解体におきまして課題がありました。その中で、いろいろと議会のほうからもいろいろご提言をいただきながら、解体するにおきましては、アスベストに対します、ある程度の事前調査をしていこうと。その後にまた、解体した後について変更というのが起こるかもしれないんですけど、最小限はやはり解体するにはアスベストという形の中であるのか、ないのか、どの位置にあるのか、こういうものは確認した中で解体したいという、これが一つの基本の方針でございまして、今回これを補正の中で繰り越しをしていかなきゃならない仕事でございまして、基本的にはそういう

観点に立ち、また事業費が若干変わる部分が出てくるかもしれません。

こういうふうにして、二重立ての中でまた業者が決まって若干変更する部分があるかもしれませんが、まず最初に、最小限はこのようにアスベストに対しましての調査委託をして解体していく、これが基本的な考え方で、今後ほかの解体するものについては、このような手法の中でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第16号から議案第28号までの13件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第15号は、各常任委員会に分割付託いたします。

議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号は文教厚生常任委員会に付託いたします。議案第19号、議案第20号、議案第24号及び議案第28号は産業建設常任委員会に付託します。議案第21号は総務企画常任委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第34 議案第29号平成23年度日置市一般会計予算

△日程第35 議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第36 議案第31号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第37 議案第32号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第38 議案第33号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第39 議案第34号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第40 議案第35号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第41 議案第36号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第42 議案第37号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第43 議案第38号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第44 議案第39号平成23年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第45 議案第40号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第46 議案第41号平成23年度日置市診療所特別会計予算

△日程第47 議案第42号平成23年

度日置市水道事業会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第34、議案第29号平成23年度日置市一般会計予算から日程第47、議案第42号平成23年度日置市水道事業会計予算までの14件を一括議題といたします。

ここで議事の進め方についてお諮りいたします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は3月8日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。

それでは、14件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成23年日置市議会第2回定例会に当たり、市政の状況並びに「市民のみなさんと一緒に安心して暮らせ、ひかり輝く日置市」を創造するための施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました平成23年度当初予算案等の概要をご説明し、議会を初め市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

国においては、政権交代後、初めての本格的な予算編成となった平成23年度予算は、平成22年6月18日の閣議で決定された「新成長戦略」に基づいて「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」を着実に実現し、元気な日本を復活させるための極めて重要な予算であると位置づけ、事業仕分けと並行して編成作業を進めてきました。

また、長引くデフレや急速な円高進行による景気の後退に緊急対応するため、平成22年9月10日の閣議で「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」ということで、

まず第1に、経済危機対応・地域活性化予備費の活用と、第2に、平成22年度補正予算で地方交付税の1兆3,126億円の追加や、地域活性化交付金3,500億円などを盛り込んだ総額約5兆1,000億円の追加経済対策の実施、それと第3に、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現に向けて「新成長戦略」を本格実施するための平成23年度当初予算と、3段階の経済対策に取り組んでいます。

本市におきましては、このような国の経済対策と連動して、平成22年度1月及び3月補正予算に「きめ細かな交付金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」等を財源として5億2,500万円余りをご提案させていただき、平成23年度当初予算と切れ目なく執行することにより、地域経済の活性化に取り組ませていただきたいと思います。

ただし、国の当初予算については、国会の審議状況によっては内容を変更せざるを得ないことも懸念されますので、今後の国の動向等も十分見きわめながら適切に対応してまいります。

さて、来る3月12日に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業いたしますが、このことは鹿児島県にさまざまな経済効果をもたらし、地域経済の活性化と景気浮揚を図る絶好の機会と期待されております。市におきましても、この機会をとらえ、自然や文化等の地域資源を生かした観光客の誘致や伊集院駅周辺の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成21年度から市内26地区公民館で、それぞれの地区の現状や課題を把握して策定された第一次地区振興計画への対応が最終年度となります。地域でできることは地域で解決するという理念のもと、「共生・協働の地域づくり」をさらに進めてまいります。

それと、雇用・経済対策として鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金や、ふるさと雇

用再生特別基金を活用して雇用機会の拡大に取り組むとともに、市内の道路等インフラ整備を通じて景気の下支えを図ってまいります。

昨年は、10年ぶりに口蹄疫が宮崎県で発生し、約29万頭の牛や豚が処分されるなど、畜産農家は大きな打撃を受けました。また、12月には、高病原性鳥インフルエンザが鹿児島県で発生し、全国各地で、野鳥や養鶏農家で発生が続いており、終息の兆しが見えない状況です。本市においても畜産や養鶏は重要な産業の一つであることから、これらの予防については、今後もこれまでどおり防疫対策を講じていくことが重要であると考えております。

本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化の影響が大きく過疎化が進みつつある地域に、今年度、小規模の市営住宅を3地域に22戸建設し、定住人口の確保を図り、地域の活性化に取り組んでまいります。

また、子宮頸がんやインフルエンザ菌b型、小児用肺炎球菌といったさまざまな疾病から子供たちを守り、安心して育てられるように、そのワクチン接種費用の9割を公費で助成し、支援してまいります。

平成23年度からの行政改革の指針となります「第2次行政改革大綱」は、先般、日置市行政改革推進委員会から答申もいただいたところでありますので、今後、本大綱等に基づいて、「住民サービスの向上とコスト削減」を目指して、着実に行政改革を推進してまいります。その中の一つといたしまして、日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園を、民間事業者等が有するノウハウを最大限活用し、より効率的で市民に喜ばれるサービスを提供するため、平成24年度からの指定管理者制度への移行に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、私がマニフェストでお約束いたしました「安心・安全に暮らせ、活気に溢れる

日置市の創造」、「共生と協働による温もりに溢れた日置市の創造」、「更なる行政改革による持続可能な財政基盤の確立」の実現に努め、「市民のみなさんと一緒に、安心して暮らせ、ひかり輝く日置市を創造する」ために全力で取り組んでまいります。

平成23年度国の予算編成につきましては、「新成長戦略」を着実に推進するために、「財政運営戦略」に定めた財政規律のもとに、成長と拡大を実現するとの基本的な考え方により編成されております。

地方財政への対応といたしましては、企業収益の回復等により、地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれています。

このため、財政運営戦略に基づき、社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の一般財源総額が、実質的に平成22年度を下回らないよう確保することを基本に、平成23年度の地方財政への対応を行うこととしております。

県におきましては、引き続き厳しい財政状況に直面していることから、平成17年3月に「県政刷新大綱」を策定し、歳入歳出両面にわたる徹底した見直しを行い、この6年間で財源不足を403億円縮小したものの、依然として財源不足が生じているところでございます。

このような現状を踏まえ、平成23年度の予算編成に当たりましては、本市を取り巻く状況が非常に厳しいことを再認識し、歳入に見合う財政構造への転換に向け、徹底した事務事業の見直しによる効率化を図り、恒常的な財源不足の縮減に取り組んだところでございます。

歳入面では、景気の悪化などにより市税収入の減少も見込まれ、市税や各種使用料等の

滞納整理対策の強化を図るとともに、資産・債務管理により遊休市有地の売却などを進め、自主財源の確保に努めてまいります。

歳出面では、国の予算編成や地方財政への対応を踏まえ、住民福祉の向上を図るため最小の経費で最大の効果を上げることが念頭に、市民に対する説明責任を十分認識しながら、徹底した事務事業の見直しを行い、編成いたしました。

なお、平成23年度における各会計予算の概要と部門別の主要事業については、総務企画部長から説明させます。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と本年度の施政方針並びに平成23年度の当初予算の概要について申し上げますが、本施策の推進に当たりましては、議会を初め、市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、平成23年度における各会計予算の概要と部門別の主要事業について、順次ご説明申し上げます。

一般会計につきましては、財政計画で掲げておりました予算総額200億円を目標に予算編成を行ってまいりましたが、社会保障関係費の自然増や公債費の増などにより221億円といたしました。昨年度と比較しますと、6億4,000万円、3%の増額となりました。

まず、歳入の主なものでは、景気の低迷により個人市民税を中心に市税の減収が見込まれることから、前年度より282万5,000円減の39億7,291万6,000円を見込みました。

地方交付税では、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、基準財政需要額に「地域活性化・雇用等対策費」1兆2,000億円を新たに計上し、地方交付税総額を17兆3,734億円、対前年度比4,799億円の

2.8%増が見込まれていることから、普通交付税で81億1,000万円を、また特別交付税で6億円を見込み、総額で87億1,000万円を計上いたしました。

市債につきましては、合併特例債を活用した基金造成事業など8億4,860万円、臨時財政対策債10億8,000万円とするなど、対前年度1億2,960万円、4.9%を減額し、25億2,570万円を計上いたしました。

一方、歳出では、第一次総合計画の後期基本計画を着実に推進するため、子育てしやすい環境をつくるための施策を初め、保健福祉の向上、安心・安全のまちづくりの推進、農林業の振興、教育環境の整備充実、中心市街地活性化のための都市基盤整備、幹線道路の整備充実など、それぞれ所要の予算を計上しました。

以下、目的別に主要な事業をご説明いたします。

まず、総務部門でございます。

地区公民館を共生・協働の地域づくりの拠点として位置づけるために、日置市地区公民館条例を制定し、地区における地域づくり活動のより円滑な推進を支援するとともに、地区館管理等の一元化に取り組みます。地区振興計画に基づく課題解決につきましては、引き続き地域づくり推進基金を活用して、多彩な事業を支援してまいります。

また、自治会や地域団体、企業、NPO法人など、多様な主体による自治や共生・協働の取り組みに対しましても支援を行いながら、地域特性を生かした継続性のある地域社会づくりと市民参画による自治の推進を図ってまいります。

次に、市民の皆さんが安心して安全に生活していただけるよう交通安全施設の整備を進めると同時に、万が一災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき対応していただけるよ

う防災マップを配布し、防災意識の高揚と、災害時における安全な避難行動などの普及啓発に取り組むとともに、災害応急対策に必要な資機材及び食料や生活必需品の備蓄を計画的に進めてまいります。

また、合併当初から懸案事項でありました防災行政無線の整備につきましては、これまで整備手法等について検討を進めてまいりましたが、平成23年度、防災行政無線とあわせて自治会等のコミュニティーでも活用できるシステムの構築を図るため、詳細な調査を行い、計画的な整備を進めてまいります。

次に、交通政策につきましては、4地域で運行しているコミュニティバスの平準化を図るために、同バスの運行路線の見直しを行うとともに、伊集院、吹上両地域で乗り合いタクシーの運行に取り組み、効率的で利便性の高い総合的な公共交通体系の構築を目指します。また、路線廃止代替バス運行につきましても引き続き支援してまいります。

男女共同参画関係では、異性からの暴力やセクシャルハラスメント、心身の悩み等、総合的な相談に応じるために、男女共同参画相談員を設置します。市民への啓発を図るため、市男女共同参画推進懇話会を核に、関係団体や企業等と連携しながら、男女共同参画週間などのさまざまな機会をとらえた活動を展開しつつ、内部的には男女共同参画の視点に配慮した事業の企画や執行等、関係各課等との情報の共有化を進めてまいります。

特に、広報広聴につきましては、市民の皆さんに各種の行事や地域の話題など行政情報を広報するため、広報紙やお知らせ版の発行、ホームページによる情報発信、各地区公民館等95カ所に設置したモニターでの市議会中継などを活用して、広く市政の広報に努めてまいります。

さらに、各種の施策に市民の皆さんの意見を広く聞くため、適宜パブリックコメントを

行うとともに、各施設に設置した「提言箱」やホームページでご意見をお聞きし、市民の皆さんがより市政に参画しやすい環境づくりに努めてまいります。また、今年度も「KKBふるさとCM大賞」に参加し、県内全域の人々に日置市情報の発信を図ります。

次に、情報政策につきましては、本年7月の地上デジタル放送の完全移行に向けて、「新たな難視」とされる地域を中心に難視世帯の解消に努め、円滑な完全デジタル化に努めてまいります。

市民が情報通信技術を積極的に生かせるよう情報化の拠点である地区公民館において、超高速ブロードバンドが活用できる回線や、ブロードバンド未普及地域である藤元工業団地で超高速ブロードバンドが活用できる回線の整備に取り組んでまいります。

また、効率的に行政事務を進めるため、法改正に対応するシステム改修やセキュリティの確保などに取り組むとともに、平成24年1月稼働の総合住民情報システムへのデータ移行を適切に行い、安定したシステムの運用に努め、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、債権管理対策につきましては、市では、市民負担の公平性を確保しつつ、滞納対策の一層の強化を図るため、平成22年度から特別滞納整理課を設置し、組織全体で横断的な滞納対策に取り組んでまいりました。本年度はさらなる債権管理の徹底を進めるため、4月から施行します債権管理条例に基づき、適正で効率的な債権管理に努めるとともに、裁判所への申し立てなど、法的な措置につきましても強化してまいります。

次に、民生部門であります。

地域福祉の関係では、社会福祉法における「地域福祉の推進」について、地域福祉を推進する担い手は、「地域住民」や「社会福祉を目的とする事業を経営する者」、「社会福

社に関する活動を行う者」であり、子供から高齢者まで、障がいのある方も、ない方も、だれもが地域において地域社会を構成する一員として、個人の尊厳を持ち、周囲と平等・対等に、かつ自立した生活が送れるよう、地域住民やボランティア、NPO法人や民間事業者などが相互に協力し合い、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせ、単に社会的弱者へのサービスとしてではなく、地域での多様な生活課題に自発的・積極的に取り組み、「ともに生き、支え合う」地域づくりを目指すものとされています。これは「共生・協働の地域づくり」と同じ概念でありますので、いろいろな側面から地域及び自治会等と連携しながら、「安心して、安全に住みやすい日置市」の構築に取り組んでまいります。

また、障害福祉の分野につきましても、障害者自立支援法の一部改正法が昨年施行されたことに伴い、その内容を踏まえた障がい者計画及び障がい福祉計画の見直し作業を初め、これまで以上にきめ細かい障がい者の特性や環境等に応じた福祉サービスの確保、さらには指定相談支援事業所と連携して、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう配慮した対策を講じてまいります。

高齢者福祉の分野につきましては、老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、心豊かな長寿社会を目指し、地域及び自治会で実施する「ふれあい・いきいきサロン」等のさらなる充実に努めてまいります。

児童福祉の分野につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援のための「日置市子育て支援計画」が策定されており、次代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。また、昨年度創設されました「子ども手当」や、ひとり親世帯の生活の安定のための「児童扶養

手当」につきましては、国の制度に基づいて適切な対応に努めます。

公立保育所の関係では、平成24年度から永吉保育所の民営化に向けて準備を進めているところではありますが、引き続き延長保育や一時預かり保育、障がい児保育の実施など、適切な保育に努めてまいります。

乳幼児医療費助成制度では、小学校就学前までの医療費の無料化を引き続き行い、少しでも子育てしやすい環境をつくるため、制度の充実を図ってまいります。

子宮頸がんやインフルエンザ菌b型、小児用肺炎球菌といったさまざまな疾病から子供たちを守り、安心して育てられるように、そのワクチン接種の費用の9割を公費で助成し、支援してまいります。

また、妊婦健康診査事業では、安心して出産していただけるよう健康診査に支援を行うとともに、子育て支援に努めてまいります。

各地域での保健推進体制の充実を図るとともに、病気、介護に対する予防事業を充実し、きめ細かく質の高い福祉サービスの提供に努め、子供から高齢者まで健康で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

環境政策につきましては、公共用水域の水質保全のための浄化槽設置事業を推進してまいります。また、資源循環型社会の構築に向け、ごみの分別徹底に取り組んでまいります。

さらに、吹上浜を初めとする貴重な自然を守っていくため、環境調査を行い、公害の未然防止に努め、自然と調和する豊かな暮らしの実現を目指してまいります。

労働部門では、社団法人日置市シルバー人材センターの運営費の助成を行い、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを推進してまいります。また、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、雇用機会の拡大に努めます。

次に、経済部門であります。

農林業生産基盤の整備につきましては、県営土地改良事業等を推進するとともに、地域づくり振興事業と農道等の施設整備に関する原材料等支給事業を併用しながら、また流域育成林整備事業等によりハード面の整備を進めてまいります。

ソフト面では、担い手や集落営農への対策を初め、農業近代化資金利子補給や新規就農・後継者育成事業、中山間地域等直接払交付金事業、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、農業者戸別所得補償制度等を推進してまいります。

また、平成20年度から担い手農家結婚支援事業を実施していますが、成果も徐々に上がっています。今年度も引き続き独身担い手農家等への配偶者確保に向けた取り組みを進めてまいります。

そのほか、畜産や水産業の分野においても環境整備に努め、農林水産業全体の振興を図ります。

商工部門では、商工業者の育成・振興を図るため、商工業制度資金等利子補給補助事業やプレミアムつき商品券の発行補助等を行うとともに、商工会と連携しながら地元商店街の活性化を図ってまいります。

観光部門につきましては、本年3月に九州新幹線全線の開業を迎えることに伴い、多くの観光客が訪れることが想定されるため、今度も日置市観光協会や関係団体と連携を深め、日本三大砂丘「吹上浜」を核に、すぐれた泉質を誇る温泉、小松帯刀が眠る園林寺跡や薩摩焼など、貴重な資源、伝統工芸などを活用した観光客の誘致と、妙円寺詣りフェスタを初めとする各地域のイベント開催に助成を行い、誘客促進に取り組んでまいります。

次に、建設部門であります。

主要道路網及び生活道路の整備につきましては、辺地対策事業や過疎対策事業等を活用

して事業の推進を図ってまいります。また、国道及び県道の整備につきましては、継続して事業促進が図られるよう要望してまいります。

なお、維持管理につきましては、道路パトロールや通常の維持管理に加えて、地域との連携により市道の除草等を実施してまいります。

公営住宅につきましては、引き続き榎園住宅等の整備や維持管理に努めるとともに、過疎化が進みつつある地域に小規模の市営住宅の建設を進めてまいります。

都市計画事業につきましては、街路の整備や徳重地区及び湯之元第一地区の区画整理事業を進め、良好な住環境の整備を促進するとともに、地域の活性化と市民の利便性が向上するよう取り組んでまいります。

公園につきましては、都市公園の適切な維持管理を行い、安全な環境の維持に努めてまいります。

また、伊集院駅周辺整備により、駅利用者の利便性の向上と駅前広場の混雑の解消並びに地域の活性化を図ってまいります。

消防部門につきましては、経年劣化している消防本部の通信指令台の部分更新を行い、効率的な指令体制の整備を進め、レスポンスタイムの向上を図ります。また、消防団再編に伴う消防分団車庫の新設など、整備を進めてまいります。

次に、教育部門であります。

学校教育につきましては、伊集院小学校校舎改築工事に本年度より着手してまいります。

少子化が進む中で、将来的な小・中学校のあり方について、平成22年度検討委員会を設置し、引き続き研究してまいります。

また、市学習指導アシスタント派遣事業、学校教職員派遣研修事業及び理科支援員実践教育事業を継続しながら、特別支援教育支援員の配置拡充により、子供たちの学力向上と

特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、引き続き夢づくり事業を実施し、より一層特色ある学校づくりに努めます。

日置市教育相談員やスクールソーシャルワーカーの適切な配置により、不登校児童生徒の自立を促し、いじめ問題等への対応など充実に努めてまいります。

英語教育と国際理解教育の充実に努め、地域内外で活躍する人づくりに努めるため、外国青年招致事業を実施してまいります。

社会教育事業につきましては、各種社会教育団体へのきめ細かな支援を行い、組織の充実と活力のある社会教育の振興を図ってまいります。

また、各地域の伝統ある郷土行事を傳承するとともに、青少年海外派遣事業やふるさと学寮を実施し、心身ともに健やかな次代を担う青少年の人材育成に努めてまいります。

平成23年度から、「日置市学校応援団活動推進事業」に取り組み、地域の子供を地域で育てる機運を高め、地域に根差した開かれた学校づくりを進めてまいります。学校応援団につきましては、学校を支援するボランティアの方々が、学校のニーズに応じて、学習支援や環境整備、安全確保などの活動に取り組み、地域の教育力を向上させるとともに、子供たちへのきめ細やかな教育活動が展開できるものと期待をしております。

公民館事業につきましては、中央公民館を中心に、26の地区公民館での生涯学習の推進に取り組んでまいります。

また、地域づくり課と連携し、地域活動の充実に努めてまいります。

図書館事業では、市民の生涯学習の場として親しみやすい図書館運営を目指し、中央図書館の開館時間を変更して、サービスの向上に努めます。

このほか、平成22年度より推進を図ってまいりました「市民総ぐるみの読書活動推進

計画」を充実するとともに、選定された「日置市推薦図書200冊」を読破された方々の認定を継続して行い、認定者が増加するよう公立図書館及び学校図書室の読書環境整備に努めてまいります。

文化事業では、指定管理者とも連携して、文化会館及び文化交流センターの自主事業をさらに充実させるとともに、地域の伝統を継承し活用する仕組みの構築に努めてまいります。

文化会館は、市民に文化活動の発表と、舞台芸術の鑑賞の場として重要な役割を担っています。しかし、建設から32年が経過し、老朽化が著しく、公演に支障を来す可能性もあります。複数年にわたり大規模な改築が必要で、今年度は照明設備の調光基盤設備取り替え工事を行います。

埋蔵文化財事業では、日置南学校給食センターの建設に伴い行った辻堂原遺跡は、古墳時代の集落としては県内でも最大級の遺跡です。発掘調査で得られた貴重な資料をまとめ、報告書を刊行する予定です。

社会体育事業では、生涯スポーツへの参加による市民の健康づくりを推進するため、市体育協会や各種競技・活動団体の育成、競技力の向上に努めてまいります。

また、昨年に引き続き9月に開催されます県民体育大会は、陸上競技が伊集院総合運動公園陸上競技場で、剣道競技が伊集院総合体育館で、弓道の遠的競技が東市来弓道場で、またゴルフ競技も南九州カントリークラブで、それぞれ開催される予定です。

今後においても、社会体育施設の整備に取り組みながら、宿泊施設との連携による合宿利用等の利用促進に努めてまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化

対策や介護納付金をあわせた保険税の収納率向上対策に取り組むとともに、経営努力に努めながら適正な運営を目指し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億1,577万9,000円と決めました。

なお、本市の国民健康保険財政は、収支両面にわたる構造的な問題により、極めて厳しい状況にあり、今後、財源の確保が喫緊の課題となっております。

続きまして、特別養護老人ホーム事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

特別養護老人ホーム青松園は、指定介護老人福祉施設として運営を行っておりますが、介護保険法の規定による施設介護サービス等を利用者に提供した対価として報酬を得て、この施設報酬を主たる財源として施設の運営を行っております。

また、居宅介護サービス事業であります短期入所生活介護事業を併設し、同時に運営を行っており、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,100万円と決めました。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、終末処理場及び汚水中継ポンプ場等の維持管理費、つつじヶ丘団地に係る幹線設計委託、管路（診断・長寿命化）調査委託、終末処理場長寿命化計画策定委託、長寿命化・妙円寺団地ふた取りかえ工事、つつじヶ丘団地幹線管渠築造工事等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,468万6,000円と決めました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、維持管理費の光熱水費、修繕料、手数料、委託料等及び公債費で起債元金、利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,774万4,000円と決めました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、原材料費及び基金積立金等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,000万円と決めました。

経営面におきましては、景気の悪化に伴う利用客の減少など経営環境が一層厳しくなる中で、職員の資質向上によるサービスのレベルアップ等を図り、お客様の満足度の向上に努めてまいります。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、温泉給湯事業費で電気料等の管理運営費及び施設維持修繕料、委託料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ482万7,000円と決めました。

続きまして、公衆浴場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公衆浴場につきましては、昨年からは新しい指定管理者に管理運営を委託し、運営しております。

公衆浴場事業特別会計は、公衆浴場費で施設維持修繕料、火災保険料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109万9,000円と決めました。

続きまして、飲料水供給施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

飲料水供給施設特別会計予算は、薬品費や水質検査手数料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58万8,000円と決めました。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、公債費で起債元金及び利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ324万5,000円と決めました。

続きまして、介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険制度は、制度開始後10年が過ぎ、その内容は着実に浸透してきております。その結果、サービス利用者は年々増加し、介護報酬の増額改定も加わり、介護給付費は増大している状況にあります。

本年度は、第4期介護保険事業計画の最終年度となりますが、制度の所期の目的であります、介護を要する高齢者等が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、自立支援に向けた介護予防事業等の推進を図るとともに、地域密着型サービス提供施設の充実、また、関係機関と連携して介護給付の適正化にさらに取り組むため、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億6,196万9,000円と決めました。

歳入では、介護保険料や支払基金交付金、国・県支出金等を計上し、歳出では、保険給付費や地域支援事業費、介護基盤緊急整備特別対策事業費等を計上しました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が主体になり運営を行い、市におきましては、保険料の徴収、申請及び届け出の受付等の窓口業務を行っております。

後期高齢者医療特別会計予算は、保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金、広域連合納付金等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,719万7,000円と決めました。

続きまして、診療所特別会計予算についてご説明申し上げます。

診療所特別会計予算は、歳入では、診療収入や一般会計繰入金、雑入として病院事業繰越未収金等、歳出では、診療所の運営・管理に係る総務費や診療のための医業費、起債元金や利子返済のための公債費等を計上し、歳

入歳出の総額をそれぞれ1億1,779万3,000円と決めました。

続きまして、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

水道事業会計では、伊集院北地区水道未普及地域解消事業を初め、道路改良に伴う配水管布設がえ工事等の水道施設整備を推進してまいります。

また、浄水場や配水池、各施設の改修や水源確保事業を行い、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

収益的収入及び支出の予算では、収入・支出額それぞれ7億5,341万1,000円と決めました。

収入では、水道料金や給水負担金等の営業収益、簡易水道事業分に係る一般会計補助金等の営業外収益、支出では、職員の人件費のほか、水道管破損等の修繕費等の営業費用、支払利息等の営業外費用を計上しました。

資本的収入及び支出では、収入額3億1,448万1,000円、支出額6億5,929万9,000円を計上し、財源不足額3億4,481万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億3,000万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,481万8,000円で補てんすることとしました。

以上、平成23年度における各会計予算の概要と部門別の主要事業でございます。よろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで議案第29号から議案第42号までの14件に対する提案理由の説明を終わります。

△日程第48 陳情第1号国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第48、陳情第1号国民健康保険税の

値上げ中止及び引下げを求める陳情書を議題
といたします。

陳情第1号は文教厚生常任委員会に付託
いたします。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

3月8日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時50分散会

第 2 号 (3 月 8 日)

議事日程（第2号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|---------------|--|
| 日程第 1 議案第 3号 | 上神殿辺地総合整備計画を定めることについて（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第 2 議案第 4号 | 日置市地区公民館条例の制定について（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第 3 議案第 5号 | 日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第 4 議案第 8号 | 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第 5 議案第 9号 | 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第 6 議案第 10号 | 日置市立保育所条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 7 議案第 11号 | 日置市特別会計条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 8 議案第 13号 | 日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 9 議案第 15号 | 平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）（各常任委員長報告） |
| 日程第10 議案第 16号 | 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第11 議案第 17号 | 平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第12 議案第 18号 | 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第13 議案第 22号 | 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第14 議案第 23号 | 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第15 議案第 25号 | 平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第16 議案第 26号 | 平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第17 議案第 27号 | 平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第18 議案第 19号 | 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設 |

常任委員長報告)

- 日程第19 議案第 20号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) (産業建設常任委員長報告)
- 日程第20 議案第 24号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) (産業建設常任委員長報告)
- 日程第21 議案第 28号 平成22年度日置市水道事業会計補正予算(第2号) (産業建設常任委員長報告)
- 日程第22 議案第 21号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号) (総務企画常任委員長報告)
- 日程第23 請願第 6号 免税軽油制度の継続を求める請願 (産業建設常任委員長報告)
- 日程第24 意見書案第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 日程第25 議案第 29号 平成23年度日置市一般会計予算
- 日程第26 議案第 30号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第 31号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 日程第28 議案第 32号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第 33号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第 34号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第31 議案第 35号 平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第32 議案第 36号 平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第33 議案第 37号 平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第34 議案第 38号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第35 議案第 39号 平成23年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第 40号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第 41号 平成23年度日置市診療所特別会計予算
- 日程第38 議案第 42号 平成23年度日置市水道事業会計予算

本会議（3月8日）（火曜）

出席議員 22名

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 黒田澄子さん | 2番 | 山口初美さん |
| 3番 | 東福泰則君 | 4番 | 出水賢太郎君 |
| 5番 | 上園哲生君 | 6番 | 門松慶一君 |
| 7番 | 坂口洋之君 | 8番 | 花木千鶴さん |
| 9番 | 並松安文君 | 10番 | 田代吉勝君 |
| 11番 | 大園貴文君 | 12番 | 漆島政人君 |
| 13番 | 中島昭君 | 14番 | 田畑純二君 |
| 15番 | 西園典子さん | 16番 | 池満渉君 |
| 17番 | 梶康博君 | 18番 | 長野瑛や子さん |
| 19番 | 松尾公裕君 | 20番 | 佐藤彰矩君 |
| 21番 | 宇田栄君 | 22番 | 成田浩君 |

欠席議員 0名

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 住吉伸一君 | 次長兼議事調査係長 | 恒吉和正君 |
| 議事調査係 | 下野裕輝君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 横山宏志君 |
| 教育長 | 田代宗夫君 | 総務企画部長 | 小園義徳君 |
| 市民福祉部長 | 桜井健一君 | 産業建設部長 | 瀬戸口保君 |
| 教育次長 | 山之内修君 | 消防本部消防長 | 吉丸三郎君 |
| 東市来支所長 | 豊辻重弘君 | 日吉支所長 | 熊野一秋君 |
| 吹上支所長 | 井之上正人君 | 総務課長 | 福元悟君 |
| 財政管財課長 | 富迫克彦君 | 企画課長兼地域づくり課長 | 上園博文君 |
| 税務課長兼特別滞納整理課長 | 平田敏文君 | 商工観光課長 | 鉾之原政実君 |
| 市民生活課長 | 有村芳文君 | 福祉課長 | 野崎博志君 |
| 青松園長 | 田淵裕君 | 健康保険課長 | 大園俊昭君 |
| 日置市診療所事務長 | 平地純弘君 | 介護保険課長 | 満留雅彦君 |

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第3号上神殿辺地総合整備計画を定めることについて

△日程第2 議案第4号日置市地区公民館条例の制定について

△日程第3 議案第5号日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

△日程第4 議案第8号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△日程第5 議案第9号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第3号上神殿辺地総合整備計画を定めることについてから、日程第5、議案第9号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの5件を一括議題といたします。

5件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第3号、第4号、第5号、第8号、第9号について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月24日、25日に委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、28日に討論、採決を行いました。

まず、議案第3号上神殿辺地総合整備計画を定めることについてであります。

本計画を定めることにつきましては、さきの本会議でも提案理由の説明がありましたように、平成13年度から平成17年度までを第一次とし、そして平成18年度から同22年度までを第二次として整備してきた現計画が満了することに伴い、継続して上神殿地区の公共的施設の総合整備のためにこれを定めるものであります。

いわゆる辺地とは、他の地域に比較して、住民の生活水準が著しく低い山間地、離島、その他へんぴな地域で、市役所、学校などの公共施設までの距離が遠隔で、その程度を示す点数が100点以上であることが基準とされます。

上神殿地区の辺地度点数は134点、人口は271人、面積は6.9平方キロメートルであります。

今回の計画では、道路、橋梁で市道小間線の延長1,200メートル、幅員5メートル、水路1メートルを含む6メートルの道路改良計画と、飲料水供給施設ではこれまで継続してきた伊集院北地区水道未普及地域解消事業が主なものであります。

予定する事業費は道路、橋梁で2億4,000万円、飲料水供給施設で2億167万6,000円の、総額4億4,167万6,000円で、そのうち、辺地対策事業債は2億7,740万円を予定をしています。

また、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第7条の助言および調査として、去る2月10日に、県知事から計画についての異議はないとの回答を得ております。

次に、主な質疑の内容について申し上げます。

道路、橋梁に関しては、辺地対策事業債は100%適用されるが、飲料水供給施設では

一部しか適用されない、その理由は何かとの問いに、飲料水供給施設は財源の一部に企業債なども充てられ、財源の確保がしやすいためとの答弁。

今回の整備計画は第三次をもってすべて終了するのかとの問いに、飲料水供給施設の整備が整えば、辺地度点数は30点減じられ、辺地としての条件は下がるが、現在の段階でははっきりしていないとの答弁。

上神殿のほかに市内で辺地に指定しているところはどこかとの問いに、吹上地域の平鹿倉、芋野、山手があるとの答弁。

そのほか、質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、辺地対策事業債は元利償還金の80%が交付税措置されるなど、有利な起債であります。借金に変わりはなく、財政事情も厳しい中、事業の必要性や規模及び将来の財源見通しなど、十分留意されるよう、委員会の意見として申し添えて報告といたします。

次に、議案第4号日置市地区公民館条例の制定について申し上げます。

ご承知のように、本市は平成19年度からおおむね各小学校区単位にその地区の地域づくりの拠点として、26の地区公民館を設置してまいりました。また、その施設の設置目的を初めとするさまざまな規則は、日置市公民館条例として社会教育法第24条の規定に基づき規定し、同法第22条に規定する事業を展開してまいりました。

しかしながら、平成21年度からは共生協働による地域社会の実現のために、基金の活用による地域の課題解決などに取り組み、その目的が従来の社会教育法の範囲にとどまらず、地方自治法上の範囲へと拡大してきてお

ります。

そこで、これまでの日置市公民館条例に規定されていた26の地区公民館に該当する施設を新たに地方自治法第244条第1項の規定に基づき、日置市地区公民館として条例化するものであります。

特に第3条の事業では、生涯学習に関することや証明書等の発行業務は従来どおりとし、地区住民の参画及び交流による地域づくり活動を第一に据え、その施設及び設備は地区住民の各種集会など、使い勝手がいいようにと規定しております。

また、第18条の販売行為等の禁止については、第3条に規定する地域づくり事業にかかわる行為については、販売行為を除くと規定をしております。

第19条では、地区公民館との併設で、既に指定管理者制度を導入している児童館などの整合性を保つために、その管理について規定をしています。

24条で、支援員の設置があります。この支援員とは従来の地域づくり指導員であり、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、その別表1の地区公民館主事補の項を、地区公民館支援員と改め、報酬額を12万9,200円にするものです。

なお、これまでの主事補は地区公民館に対する交付金で対応することになります。

この条例の制定に伴い、関係する条例の日置市藤元地区コミュニティセンター条例は廃止され、日置市公民館条例は、日置市中央公民館条例に一部改正及び日置市東市来総合福祉センター条例、日置市活性化支援交流施設条例、日置市農村センター条例の一部も改正されます。

次に、質疑の概要を申し上げます。

今回の条例制定について、地区館長や自治会長は同意、認識しているのかとの問いに、地区館長、指導員、主事補については、直接

市長との意見交換を行い、自治会長には体制づくりについて説明を行ってきているとの答弁。

これまで地区館長は地区で選出し、指導員とあわせて市長が任命することになっていたが、変わるのか。また、人口減で役員のなり手がない地域では、年齢の上限など、どう規定するのかとの問いに、選出の方法はこれまでどおりで、年齢など任期についてはおおむね館長が75歳、支援員は70歳をめどにお願いをしたいと説明してある。ただ、支援員については、任期5年を10年として地区を移動する可能性もあるとの答弁。

児童館を併設している地区では、健康づくり事業や子供の対応など多忙である。主事補は社会福祉協議会の雇用だが、児童館長は指導員兼務の場合もある。このような場合の対応はどうするのかとの問いに、児童館併設の地区公民館には、交付金の増額などできないか、検討していきたいとの答弁。

これまでの地域づくり指導員を支援員と変えたのはなぜかとの問いに、指導するというより、地域住民と一緒に活動し、それを支援することが設置目的であり、そのまま地区公民館支援員と改めたとの答弁。

以上のほか、多数の質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について申し上げます。

昨年10月8日に、円高デフレ対策のための緊急総合経済対策・ステップ2が閣議決定され、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対して、地方の取り組みを支援するとして、平成22年度の国の補正予算で1,000億円の地域活性化交付金が創設さ

れました。

さきの1月議会で提案された282万円を除き、今回の補正予算に3,584万8,000円を計上したものであります。

この交付金は、地方消費者行政、DV対策、自殺予防などの弱者対策及び自立支援、知の地域づくり、地方単独事業など、その用途が限定され、公営住宅の手すり設置や小学校、中学校、幼稚園、4地域の図書館などの図書購入などで、年度内に事業完成が見込まれないものについては、繰越明許費を設定して対応することになります。

ただ、一定の条件のもと、平成23年度以降の地方単独事業の財源とすることができるのと要件もあることから、DV対策や自殺予防などの相談業務の継続のために平成23年度、24年度の相談員の人件費について基金を設け、条例を制定するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

図書館や学校などに購入を予定している図書は、どのような内容のものを考えているかとの問いに、辞書など通常購入しにくいものや、子供の学力低下が叫ばれる中で、その向上に向けた内容のものを教育委員会や学校現場の判断で購入していきたいとの答弁。

弱者対策、自立支援など、大人の引きこもり、子供の不登校など、さまざまな問題があるが、その取り組み体制についてはどうかとの問いに、企画での相談員設置になり、DV対策と男女共同参画の関係とあわせて、児童虐待は福祉、不登校は教育委員会と、全庁的な対応が必要になってくるとの答弁。

DVなど弱者への対策として、現在市が実施している政策にはどのようなものがあるか、また家庭の事情で予防接種が受けられないなどの要支援児の対応などはどうかとの問いに、非常用の政策空き家の確保、また県と連携してDV被害者のシェルターとしての住宅を確保するなどの対策をとっている。

また、要支援児の対応は教育委員会、福祉などと連携して充実をしていきたいとの答弁。

基金の創設で24年度までは相談員の確保ができるが、その後はどうするのかとの問いに、相談状況を見きわめて、単独事業で対応するのか、新たな事業があるのか、国の動きなどにも注目をしていきたいとの答弁。

以上のほか、質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号につきましては原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

主な改正内容は、二つであります。

一つは第6条の3項に、男女共同参画相談員をつけ加え、この相談員は母子保健事業や配偶者からの暴力対策、自殺予防などの弱者対策、または自立支援にかかわる総合相談に当たるもので、月14日程度、午前8時30分から午後5時15分までの勤務予定であります。

二つ目は別表1報酬で、その単位を月額とし、報酬額を10万1,400円とするものであります。

また、同じく別表中の社会教育指導員の項及び教育専門員の項の報酬額10万1,400円を、夜間、土日、祝日の仕事がふえているなど、その勤務実態に即し、12万9,200円に改めるものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

男女共同参画相談員の設置について、市民への広報はどうするか。また、庁舎内での連携をどうとるのかとの問いに、市の広報誌や各種会合など、あらゆる機会をとらえて周知し、庁舎内ではこの趣旨を幅広く徹底させるため、各課との打ち合わせを綿密に行いたいとの答弁。

相談業務がない日などはどのような職務になるのかとの問いに、国や県、その他の自治体の動向や取り組みなどについての情報収集と、相談員自身の資質向上に向けた自己研さんなどになると思うとの答弁。

社会教育指導員などの報酬改定の主因は何かとの問いに、地区公民館の機能などがこれまで以上に地域づくりに重点が置かれて、休日、夜間の職務がふえ、勤務日数も超過する実態にあるためとの答弁。

以上のほか、質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第9号日置市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

今回の改正に至った経緯は、平成23年4月から、本市の職員を1名国の機関に派遣するため、単身赴任手当の創設が必要となったため、国家公務員の一般職の給与等に関する法律に準じたものであります。

改正の内容について簡単に説明をいたします。

まず、単身赴任手当を新たな手当として追加し、配偶者の単身赴任により、二重生活を余儀なくされる残された家族が住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている場合なども、住居手当を支給することとしています。また、残された家族が18歳未満の子供であっても同様とするとの内容であります。

その住居手当の額は、通常の住居手当の月額の2分の1に相当する額とするものであります。

例えば、最高限度額でいえば、月額2万7,000円ですので、1万3,500円となります。そして、単身赴任手当は、職場の異

動やその移転に伴い、住居を移転したり、父母の疾病などやむを得ない事情により、配偶者と別居することになった職員に対し、二重生活に伴う経済的負担を軽減するために、通勤距離などを考慮して支給すると規定をしています。

また、単身赴任手当の月額については、基礎額を2万3,000円とし、交通距離により4万5,000円を超えない範囲において加算をするものとしています。この規定は、人事交流等により、国家公務員その他の地方公共団体の職員が日置市の職員になり、別居を余儀なくされた場合にも同様とすると規定しています。

最後に、勤務時間の改正に伴うものと、再任用職員等に関する規定がありますが、現在のところ、再任用の該当者は本市にはございません。

次に、質疑の概要を申し上げます。

現在、この改正に係る職員がいるか。また4月からの派遣は何人を予定をして、その期間はどれくらいかとの問いに、現在、国への出向という形で1人の職員がいるが、夫婦一緒に赴任をしているので、夫婦が一緒になって赴任をしているので該当はしない。

4月から、1人の職員を2年間を予定し、派遣をするとの答弁。

予定している職員に支給する単身赴任手当の額は、幾らくらいになるかとの問いに、単身赴任手当の基本額2万3,000円に交通距離に応じて最高4万5,000円を加算するので、予定される手当の額は6万5,000円程度になると思うとの答弁。

本市の県職員との人事交流のケースはどうなるかとの問いに、その職員の籍がどこにあるかが基準になるため、本市の場合は、あくまでも県の職員の籍であり、該当しないとの答弁。

そのほか、質疑がありましたが、担当部長、

課長の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

○2番（山口初美さん）

議案第4号に対する反対討論を行います。

この条例の中に、指定管理の部分が出てまいります。第16条、17条のところに、指定管理者による管理の件が含まれておりまして、私はこの点をどうしても認めるわけにいきませんので反対いたしますが、指定管理者制度そのものに私は問題があると考えておりまして、市の公共施設は市が責任を持って直接管理すべきという考えでございますので、反対させていただきます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第10号日置市立保育所条例の一部改正について

△日程第7 議案第11号日置市特別会計条例の一部改正について

△日程第8 議案第13号日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について

○議長（成田 浩君）

日程第6、議案第10号日置市立保育所条例の一部改正についてから、日程第8、議案第13号日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第10号、11号、13号について、委員会審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

3議案は、去る2月23日の本会議におきまして、本委員会に付託されました。それを受け、2月24日、25日、28日、3月1日、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと、委員会を開会し、提案理由につきまして、担当部長、課長等の説明を受け、そ

の後、質疑を行い、審査いたしました。

初めに、議案第10号日置市立保育所条例の一部改正についてから申し上げます。

提案理由につきましては、さきに決定した日置市立保育所あり方検討委員会の提言により決定した方針に基づき、永吉保育所を平成24年度から民間へ移管することに伴い、日置市立保育所条例の第2条の中の日置市立永吉保育所の項を削るための条例改正である。

なお、この条例は平成24年4月1日から施行するとの説明でありました。

次に、主な質疑について申し上げます。

民間移管の応募者申し込みまでの経過について何うの質疑に対し、平成22年11月、永吉保育所の民間移管に関する募集について、説明会を開催したところ、市内事業所の二、三の事業所が参加しなかつただけで、ほかの事業所は全部参加した。同じく12月に永吉保育所の民間移管に関する現地説明会を開催したところ、参加者は吹上地域の3事業所だけであった。

その後、最終的に応募があったのは、社会福祉法人清光福祉会の1事業所だけであったとの答弁。

応募者は1事業所だけで、その事業所を移管先として決定するとのことであるが、どういった経緯で決定に至ったのかの質疑に対し、鹿児島県保育連合会会長、永吉地区館長ほか、検討委員会7名のもとで、初めに資料の審査とヒアリングを実施した。次に、清光福祉会に関する評価をしていただき、その事業者の総合点数が基準の点数より低ければ白紙に戻す予定であったが、応募者の評価点数が全員上回ったために、清光福祉会を移管先として決定したとの答弁でありました。

永吉保育所は、今まで、投票所や避難所として利用していたが、この件については、今後どう対処するのかとの質疑に、この件については、今後総務課と協議していくとの答弁。

当該地区については、今後園児数がふえる見込みは低い。また、施設も35年程度経過しており古いが、長期的に運営に行き詰まるようなことはないのか。この質疑に対し、吹上地域全体では定員を超している園もある。仮に園児数が少なかったときは、ほかの園との調整も検討していく。それでも運営継続が難しいときは、施設を返していただくことになる。また、建物補修については、平成23年度で屋根補修等を実施する計画であるとの答弁でありました。

次の質疑に、全体的に園児数はふえる方向にはない。また国の制度的な変更で、園児が偏在する可能性もある。財政的なこと等も考えれば、地域内の民間保育園に永吉保育園の園児を受け入れてもらい、閉園という考え方もあり得るが、そういった意見や検討はなかつたのかの質疑に、まずは民間移管への方針が決定しているので、その方向で進めており、閉園は考えていないとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論を行ったところ、以前から公立保育園は残してほしいとする署名も議会へ提出されている。公立保育園は市の責任で最後まで運営していくべきであるとの理由で、民間移管は認められないとの反対討論がありました。

一方、公立保育園運営については、日置市の行革の一環として、民間へ移管していく方針が決定し、伊集院北保育園を初め、年次的に推進されている。また、民間経営であるが、施設運営については継続されていくので、問題はないとの理由で、賛成討論がなされました。

その結果、採決の結果、賛成多数により、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号日置市特別会計条例の一部改正について申し上げます。

提案理由の説明につきましては、老人保健

医療特別会計の設置義務は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定により、平成22年度末までとされており、23年度以降も引き続き特別会計を設置するか、一般会計で処理するかは、23年度以降の会計規模や事務処理の利便性等を勘案し、各市町村の判断ですることとされている。

そこで、本市においては、会計規模も年々縮小傾向にあることから、一般会計での処理が望ましいとして、特別会計条例第1項第4項に規定する老人保健医療特別会計を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであるとの説明でありました。

次に、出された質疑につきましては、予算を審議する側としては、特別会計のほうがわかりやすいが、一般会計で処理することによる事務的な効率はどういった部分であるのか。また、平成20年3月以前の医療費請求分はどういったものが残っているのかの質疑に対し、特別会計で残すとなると、新たに条例制定が必要になる。また、年々会計規模は縮小方向にあり、平成23年度に関する予算規模は、90万3,000円で、一般会計処理でもいいのではと考えている。

また、残っている医療費請求分は、平成22年度で請求はなされなかったが、高額医療請求が29人、38件残っている。

そのほか、第三者行為による訴訟審議により、時効を中断しているものもあり、そういった分の請求が今後見込まれるとの答弁。

質疑を終了し、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号日置市日吉在宅介護支援センター条例の廃止について申し上げます。

提案理由につきましては、青松園を指定管理に移行することに伴い、併設する日吉在宅介護支援センターを青松園の施設へ移管し、一体的に管理運営することで、施設の有効活

用を図るため、日置市日吉在宅介護支援センター条例を廃止するための提案であるとの説明でありました。

なお、現況等に関する説明につきましては、当該施設は、平成11年4月に旧日吉町が在宅介護支援センターとして開設し、地域の高齢者等の相談や行政機関との連絡調整を担ってきたが、平成19年4月、日置市地域包括センターが設置されたことに伴い、業務の範囲を在宅介護等の相談のみに縮小した。その後、近くに民間の居宅介護支援事業所がオープンしたため、平成19年8月末で居宅介護事業所を廃止し、相談等については、青松園の職員が兼務で対応している。

在宅介護支援センターを廃止しても、地域包括支援センター等もあり、利用者への影響はないと考えているとの説明でありました。

また、この施設部分は、平成10年の建設時、県補助を受けていたが、県の介護保険課と協議した結果、補助金適法化に基づく返金対象にはならないとの確認を得ている。なお、当該施設は今後青松園の相談や談話コーナーとして活用し、入所者への支援充実を図っていきたいとの説明でありました。

質疑もなく、その後討論を行いました。討論もなく、採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第10号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第10号日置市立保育所条例の一部改正について、反対討論を行います。

この議案は、日置市立永吉保育所を民間に移管するためのもので、私は公立の保育園は市が責任を持って運営すべきであり、市民の貴重な財産であります。公立の保育園は公立の保育園として市がきちんと責任を持って最後まで運営すべきであるというのが私の考えでございます。民間任せにすることに反対です。

また、市民の皆さんからも、公立の保育園を残してほしいとの陳情署名も以前議会に提出されております。市民の声にこたえるべきと考えます。

また、働く人たちの雇用の面でも問題があると考えます。これまでの雇用が継続されないことも問題であり、また経営者が変わり、民間になることによって、雇用条件の悪化につながる可能性がありますので、認めることはできません。自治体の公的責任と公共サービスを投げ捨てて民間任せにするということを私は認めるわけにはいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、東福泰則君の賛成討論を許可します。

○3番（東福泰則君）

私は、議案第10号について賛成の立場で討論いたします。

本案は、日置市立永吉保育所を民間に移管するに当たり、条例の一部を改正するために提案されたものであります。

行政改革大綱が策定され、その中で保育所あり方検討委員会で民営化の答申がなされ、平成24年4月1日から社会福祉法人清光福祉会に移管するため、準備が進められているところであります。

移管後も引き続き保育サービスの提供には柔軟性をもって対応できるものと信じており

ます。

よって、以上の理由から、私は本案に対し賛成の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

次に、議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第15号平成22年度
日置市一般会計補正予算
(第11号)

○議長（成田 浩君）

日程第9、議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっています議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）は、去る2月23日の本会議におきまして、本委員会にかかわる予算を付託され、2月24日、25日に委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、2月28日に討論、採決を行いました。

これから、本案についての本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億1,104万7,000円を追加し、総額をそれぞれ240億5,840万2,000円とするものであります。

その概要について申し上げます。

まず、歳入では市税が法人市民税の現年課税分の増4,311万3,000円と、固定資産税の滞納繰越分の増などを合わせて4,695万9,000円の増額補正。

地方交付税は、交付決定額88億9,330万8,000円の留保財源6億217万2,000円の増額補正となります。

国庫支出金はきめ細かな交付金の交付限度

見込み額2億4,105万6,000円のうち、1月補正の残り2億4,015万6,000円の増額補正、光をそそぐ交付金交付限度見込み額3,866万8,000円のうち、1月補正の残り3,584万8,000円の増額補正となります。

財産収入では、土地貸付収入で、携帯電話等の鉄塔貸付分など、172万5,000円、吹上のミニ住宅団地の土地貸付料の繰上償還に伴い239万9,000円のいずれも増額補正であります。

諸収入の雑入では、市町村振興宝くじの交付金1億2,377万4,000円が主なもので、ことし初めて政府の事業仕分けの関係で、サマージャンボ宝くじの収益金が配分されたものであります。

市債は、4,260万円の減額となり、今年度の市債の合計は28億8,540万円となります。

次に、歳出の主なものでは、給与関係費が人事院勧告に基づく職員の給料、手当、共済費の減額と議会議員の期末手当の減額を合わせて全体で4,960万4,000円の減額補正となります。

財産管理費では、本庁、日吉、吹上支所の庁舎の耐震診断調査をきめ細かな交付金で実施するための委託料780万円の増額。

日吉支所近くの土地開発基金で所有する土地2筆、3,036平方メートルを買い戻すための土地購入費1,204万円を増額補正。また将来の市債償還財源を確保するため、減債基金に2億円、庁舎を初め公共施設の維持補修財源を確保するため、施設整備基金に3億3,081万9,000円を。そして今回条例を制定した住民生活に光をそそぐ基金に650万円、一般、指定4件と、かごしま応援寄附金202万1,000円の合計219万7,000円をまちづくり応援基金に、合わせて4つの基金に5億3,951万

6,000円積み立てることになります。

その他については、執行残による減額補正が主なものであります。

情報管理費の備品購入費の1,014万8,000円の減額は、パソコン250台の購入及びいわゆる電子申請、電子申告などのオンライン手続のための公的個人認証機器の入札執行残であります。

地域づくり推進費の交通政策費655万9,000円の増額は、廃止代替路線のいわさきバス・鹿児島交通の利用者減少による運行補助金であります。また、地域づくり推進事業のために、1億6,231万6,000円を同基金に積み立てます。

消防費の常備消防費の工事請負費330万円は、消防本部の消防署庁舎の会議室から通信司令室まで雨漏りが広がり、救急な補修が必要となったための増額補正、備品購入費の3,000万円は、北分遣所救急車の更新のための増額補正であります。

その他については、予算説明書にお示しのとおりでございます。

次に、主な質疑についてご報告申し上げます。

まず、財政管財課関係では、施設整備基金の積立予定や、各施設の年次的な整備計画が必要と思うがとの問いに、基金は9億1,000万円ほどになるが、今後の財政事情も厳しさが予想され、予定について明言ができない。

各施設については、現在所管課であり方の検討を進めているので、その後全体の計画を立てていきたいとの答弁。

日吉支所付近の開発基金からの公有財産購入について、その目的などはとの問いに、近隣の市民から事業拡大に伴い土地の払い下げの要望があり、開発基金から買い戻し、その処分に向けた準備をしたいとの答弁。

庁舎のダイヤルイン実施を見送った理由は

何かとの問いに、電話が込み合う場合に各課への直通が可能になるように計画をしたが、その後庁舎内各課の配置がえなどを検討したために先送りをしたとの答弁。

総務課関係では、自主防災組織育成事業費の減額理由は何か、また今後の対応はどうかとの問いに、県は70%ぐらいの組織率がほしいということであるが、本市は昨年10月1日現在56.8%の組織率と低い。高齢化など懸念材料はあるが、消防本部とも連携をしながら必要性を働きかけていきたいとの答弁。

防災行政無線の現状と今後の予定はどうかとの問いに、本庁から支所、基地局へはデジタル無線で、それから先はコミュニティ無線と考えている。平成21年度に全般調査を実施したが、中継局を7カ所増設すれば全市に届くが、個別受信機についているロッドアンテナで受信できる地域が58%から60%という結果で、残りの40%は外部アンテナを設置しなければ受信できないので、再検討に時間を要したとの答弁。

商工観光課関係では、山形屋物産店の不参加は残念である。来年度以降の参加についてどう対応をするのかとの問いに、山形屋側から、伊集院だけでなく日置市全体としての参加を要請され、観光協会が出店業者を募ったが希望者が少なかった。来年度からは早くから準備をし、参加業者を募り参加できるように取り組みたい、取り組む必要があるとの答弁。

天神ケ尾のキャンプ場跡は、国有地として借り受けているが閉鎖状態である。そのままいいのかとの問いに、鹿児島森林管理所と協議し、返還に向けて作業を進めたいとの答弁。

次に、税務課関係では、法人市民税が4,300万円増加したが景気が上向いてきたのかとの問いに、全体として厳しさに変わ

りはないが、業種によっては上向きも見えるところの答弁。

特別滞納整理課関係では、物品差し押さえの状況はどうか、また先般の市町村合同の公売会はどうだったかとの問いに、差し押さえるものは預貯金、国税還付金などさまざまであり、現在の差し押さえ件数は120件で、先般の公売会には本市から9品を出して完売したとの答弁。

差し押さえられた人は納得をしているか、また悪質なケースはどのようなものかとの問いに、再三の差し押さえ通知及び折衝に全く反応がない人に差し押さえを実施するが、その結果、納税納付相談に応じてくる人もある。市営住宅使用料について、納付相談している人もあるが、その約束が履行されない場合は裁判所に訴えを起こすこととなるとの答弁。

特別滞納整理課ができ、この1年の成果、感想はどうかとの問いに、各課の職員意識も上がり法的な手段、整理も可能であり、成果は上がっていると思うとの答弁。

次に、企画課、地域づくり課関係では、伊集院駅前のLED公告板の電気料は予算の半分程度で済んだ。来年度は、当初から光熱費を少なめでいいのではないかと問いに、LEDは夏場に熱を持つとのことであったが、来年度は減額して予算化したいとの答弁。

電算システムがパッケージ化されると、情報管理費はどのくらい減額されるのか。また、平成24年1月から新しいシステムに移行予定だが作業は順調かとの問いに、日置市独自にカスタマイズしたものを少なくしてパッケージ化されると、費用を採用自治体数で案分するので確実に割安になる。しかし、法改正などの内容によってその数値は変動するので、今の段階で削減額は示しにくい。移行作業では、三菱と行政システム九州でかみ合わない部分もあるが、おおむね順調であるとの答弁。

空港バスの利用者が減っている。今後の対策はとの問いに、市来串木野市と本市で負担をしているが、新幹線の影響を1年間見きわめて24年度から対応を考えたいとの答弁。

22年度地域づくり推進事業の進捗率はどうかとの問いに、事業費ベースで95%、今後執行残などを見きわめ、最大限活用していきたいとの答弁。

次に、消防本部関係では、北分遣所の救急車更新が予算化され評価をしている。2方面団の消防車の購入も予算化されているが、そのほかの分団の消防車の整備状況はどうかとの問いに、調子がよくない分団の消防車は至急整備するなど点検をしたいとの答弁。土橋分団の消防車購入はありがたいが車庫がない。保管はどうするのかとの問いに、繰越明許費で計上をして、消防車の仮装作業などで5カ月は必要と思われる。材政官財課とも協議し、保管場所を検討していきたいとの答弁。

ポンプ、操法用ホースの購入執行残があるが、通常の消火用ホースは足りているのかとの問いに、各分団からもホースの要望があるので検討したいとの答弁。

以上のほか、多数の質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第15号の本委員会にかかわる予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を申し上げます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

議案第15号につきまして、文教厚生常任委員会に分割付託された部分につきまして、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして、当委員会に付託されました。それを受け2月24日、25日、28日、3月1日の4日間、第2委員会室におきまして全委員出席のもと、委員会を開会し、担当部長、課長等から提案理由の説明を受けた後、質疑を行い審査いたしました。

まず、市民福祉部所管にかかわる補正内容について申し上げます。提案された補正額は、1億8,107万8,000円を減額し、予算の総額を92億3,083万円とするものであります。

それでは、それぞれの所管課における補正予算の説明と概要と主な質疑応答について申し上げます。

初めに、市民生活課から申し上げます。

戸籍住民基本台帳費、国民年金事務費の減額補正の主なものは、職員2名の育児休業や人事院勧告に伴う人件費の減である。また、予防費の中の狂犬病予防注射事務費の7万円の減額は、鑑札等の購入による執行残であるとの説明。

環境衛生費の4,940万6,000円の減額の主なものは、南薩衛生処理管理組合及び始良衛生処理組合への負担金の見込額が確定したことによる減額、また浄化槽設置整備事業補助金を当初220基での見込みをしていたが、150基の実績見込みとなったことによる減額である。

そのほか、環境衛生総務管理費の使用料及び賃借料の40万円の減額は、海岸漂ごみの撤去に関する重機借上料の執行残であるとの説明。

塵芥処理費の1,602万9,000円の主な減額は、ごみ袋の購入費や販売手数料及び平成22年度で計画していた各補修事業費の執行残である。また、歳入の塵芥処理手数料177万8,000円の減額は、ごみ袋の売上代の減額であるとの説明。

質疑につきましては、狂犬病予防に関する注射の接種率の状況はどうかの質疑に、年々少しずつであるが下がっている傾向にある。各地域別の接種率を見ると、東市来で78.6%、伊集院で73.1%、日吉で80.8%、吹上で79.7%となっている。また、登録されていない犬もいる。その背景には飼い主の認識の問題があり、今後は台帳を再度精査整備して周知を徹底していくとの答弁でありました。

海岸漂着ごみの撤去に関する重機借上料については、予算額に対する実績率が少ないが例年との違いは、また今の時期での補正についてはの質疑に、例年台風だけではなく冬の季節風等で海岸に大量の漂着ごみが押し寄せることが多い。しかし今年度は少なかった。年度末になって予算執行することも多いので、今の時期での補正となるとの答弁。

ごみ袋の売上代が減額となっているが、ごみの搬出量は減っていることによってごみ袋の消費が減っているのかの質疑に対し、昨年度と比較してごみの搬出量は横ばい状態であるとの答弁。

次に、福祉課について申し上げます。

主な補正内容については、社会福祉総務費の報酬、一般賃金、費用弁償、役務費等の減額は、障害程度区分認定審査の減や障害者給付認定審査会の開催回数が24回から12回に減ったことが主な要因である。

また、委託料の相談支援事業委託料の減額は、180件の見込みに対し47件の実績見込みに伴うもので、積算根拠については1件当たり3,150円と、1時間当たり980円で積算している。時間実績では887時間であった。

次に、老人福祉費の減額の主なものは、扇尾、藤元地区館に関する地域介護福祉空間整備推進交付金事業の設計費や工事費の執行残であるとの説明。

福祉センター費の増額補正の主なものは、きめ細かな交付金による日吉老人福祉センター屋根防水改修工事費の1,008万9,500円である。また、健康交流館費の中の健康づくり複合施設ゆすいんに関する施設維持修繕料577万3,000円の増額補正は、同じくきめ細かな交付金による大広間畳100畳分の畳がえ、入浴料券売機の交換、2階玄関屋根防水工事、非常用バッテリー交換に関する費用であるとの説明。

児童措置費の休日保育事業に関する委託料は、2月までは実績がなかったため減額補正となったが、3月から実施する予定である。また、生活保護総務費の委員等報酬の減額については、嘱託医が昨年8月から2名体制から1名減となったことによる減額である。

また、歳入では、高齢者共同生活住宅貸付収入の減額は、当初単身用で2軒の空きがあったが、1軒は昨年5月入居があった。しかし、1軒については空きの状態であり、今回減額したとの説明でありました。

質疑につきましては、生活保護に関する嘱託医1名減について、その理由と影響はの質疑に、医師の科目は一般医で、高齢と体調不良がやめた理由である。もう一人の医師は、精神科医であるが内科医でもあるので、業務についての影響はないとの答弁。

高齢者共住宅は魅力的な住宅であると思うが、なぜ申し込みがないのか、その要因について何があると考えているのかの質疑に、現地を見に来られた中には不便だという理由で申し込みをなされない例もあったとの答弁。

次に、ゆすいんの修繕費については、指定管理者と市の負担区分がわかりにくい、畳の取りかえ、非常用バッテリーの交換、券売機の交換等が計上されているが、今回予算計上に至った経緯と積算までの過程について何うの質疑に、畳がえは平成12年建設されたその後平成16年に畳がえを実施しているが、

利用者が座ったとき畳が服につくなどの理由で取りかえの要望があった。

また、非常用バッテリーの交換は、施設のメンテナンスを実施していた業者がバッテリーの交換時期を過ぎていることに気づき全部調査したところ、99個の交換が必要となった。

券売機については、既に1台は故障中で、もう1台についても何回も修繕しながら使用している。また、今回利用状況の把握ができるようパソコンと連動したシステムの整備費も含め予算計上したとの答弁。

委員会では、この時点でゆすいんの修繕箇所について現地調査を実施し、再度質疑を行った。

その質疑につきましては、畳は営業行為によって消耗するもので、飲食や宿泊を提供する部屋は特に畳がえの周期は早い。したがって、営業行為によって消耗する修繕費は指定管理者側で負担するのが制度導入の意義であると認識する。また、畳は床からすべて取りかえるとの説明であったが、見た感じでも一般的な耐用年数からしてもござがえでいいのではないかと思うのに、どういった経緯で予算計上したのか。

また、今回交換する非常用のバッテリーについては法的な整備基準があるのか。券売機の金額はほかの施設と比べかなり高額だがこの理由は。また、番台での現金徴収はできないのか。また、利用者把握のためにパソコンと連動したシステム整備を含んでいるとの説明であったが、なぜゆすいんだけ利用者の状況把握が必要なのか。そのデータを住民サービスにどう活用していく考えであるのかの質疑に対し、畳の取りかえは金額が大きいので市で負担することとなった。畳工事の中身については、指定管理者側が見積もった金額をそのまま計上した。交換に必要な非常用バッテリーについては、法的な設置基準はない。

番台での入浴料徴収は、パート職員が現金を直接扱うことになるので券売機は必要である。また、1万円札まで取り扱いができることや、市内市外の利用者が区別して購入できる券売機になるとこの金額になるのでは。利用者のデータ活用については、施設が設置されてから継続して統計をとっており、今後も継続していきたいとの答弁。

ゆすいんの修繕費については幾つか問題提起がなされたが、このことについてどう対処していく考えかの質疑に、いろいろ出された意見は今後検討させていただきたいとの答弁。

次に、健康保険課について申し上げます。

保健衛生総務費の人件費の減額の主なものは、人事院給与勧告等に伴う減額である。保健指導費の一般賃金120万4,000円の減額補正の内容については、健康教室、健康相談、訪問指導、がん検診、自殺対策事業、それぞれの事業に従事する看護師等賃金の実績見込みに伴う補正である。なお、自殺対策における現在までの相談者は11名である。

同じく、報償費の減額の主なものは、健康づくり推進事業に関しては1月に開催された健康づくり大会欠席に伴うもの、自殺対策事業費に関する減額は、人材育成事業の講師予定を保健師等で対応したことや、自殺対策講演会での講師を当初県外での見込みをしていたが、県内の志学館大学大学院教授に依頼したことによる経費減である。

乳幼児医療費助成事業の自動償還システムに関する手数料15万3,000円の増額は、12月補正で一月3,200件として増額していたが、現時点では月平均3,560件の申請が見込まれるためである。

委託料の中の母子健康診査事業費744万円の減額は妊婦健診等にかかわるもので、母子手帳の発行430件見込んでいたが420件となった。また、1人の健診助成回数を平均13回で見込んでいたが、12回平

均となる見込みによる補正である。

20節扶助費の補助事業54万5,000円の減額は、妊婦の里帰り出産により県外の医療機関で受診した場合の償還払い分として10人分130件を見込んでいたが、実績であった3人分と、今後の見込み分含め42件とし、差額分の54万5,250円を減額補正したとの説明。

次に、保健センター管理費に関する補正の主なものにつきましては、工事請負費60万円の増額はきめ細かな交付金によって、東市来保健センターの機能訓練施設の床が5センチほど沈下しているため下地板を張りかえる工事費である。また、備品購入費110万円の増額は、同じくきめ細かな交付金によって東市来保健センター検査室と事務所にエアコンを購入するものであるとの説明。

次に、国民健康保険財政対策費の中の国民健康保険基盤基準超過費用額負担事業費216万5,000円の減額は、国庫補助の対象外となる6,431万840円の2分の1を繰り入れするもので、その額が3,215万5,420円と通知があったため、差額を減額するものであるとの説明。

質疑につきましては、自殺対策に関する相談状況と講演会への参加者数はの質疑に、相談時間は1人30分を計画していたが、不足するため45分に延長した。また、相談申し込みについてはすべて対応している。講演会については、公民館中ホールを使用していたがほぼ満席で、200名ほどの参加者があったとの答弁。

妊婦健診の助成回数は昨年度から14回になったが、受診者数については平均12回との説明であったが少ない理由はの質疑に、妊娠届けが遅かったこと等によるものが主な理由である。

次に、介護保険課について申し上げます。

老人福祉費の中の人件費の削減は、人事院

勧告に伴う減額や職員の居住地変更に伴う減額が主なものである。同じく11節の需用費、19節負担金の在宅介護支援センター運営に関する経費の減額は、それぞれ事業の執行残による補正である。また、28節繰出金841万9,000円の減額の主な補正は、介護給付費、介護予防事業、事務費等の見込み減に伴い、介護特会への繰出金を減額するものであるとの説明。

介護予防サービス事業費の一般賃金の減額補正は、介護支援専門員の人員体制について12名から1名増の計画であったが人材の確保が難しく、結果的に11名体制での対応となったことによる補正であるとの説明。

質疑については、地域包括支援センターは11名体制で問題はないのかの質疑に、ハローワークには年間を通して求人募集をしている。また、お知らせ版等でも案内しているが人材確保は難しい。1人で約50件を抱えているが、新しく入ってきた職員は最初からそうはいかないので、ほかのケアマネージャーにも負担がかかっている。しかし、4月からは12名体制でいける見通しになっているとの答弁でありました。

次に、教育委員会所管にかかわる補正内容について申し上げます。提案された補正額は1億5,734万円を増額し、予算の総額を24億9,920万5,000円とするものであります。

それでは、それぞれの所管課における補正予算説明の概要と主な質疑応答について申し上げます。

初めに、教育総務課と学校教育課から申し上げます。

小学校管理費の施設維持修繕料980万円の増額の主なものは、きめ細かな交付金による妙円寺小門扉改修、伊作田、上市来、住吉小のトイレ改修、日新小の音楽室改修、日吉小のフェンス改修等である。

同じく、工事請負費5,497万1,000円の増額の主なものは、きめ細かな交付金による鶴丸小屋根アスベスト除去及び屋体屋根防水工事に4,142万1,000円、飯牟礼小の校庭整備改修に1,320万円である。なお、鶴丸小の屋体大規模改修に伴い工事費の3分の1の837万3,000円が国庫補助金として歳入で受けているとの説明。また、18節の備品購入費の1,081万円の増額の主なものは、まだ整備されていなかった事務室や主事室等のエアコン設置事業費であるとの説明。

次に、小学校教育振興費にかかわる補正の主なものは、光をそそぐ交付金により備品購入費で550万8,000円の増額により、各小学校の図書を購入するものであるとの説明。

次に、中学校管理費の補正については、11節需用費の中の施設維持修繕料985万円の増額の主なものは、きめ細かな交付金による伊集院北中自転車置場改修、土橋中調理台取りかえ、東市来中理科室暗幕取りかえ、費用中渡り廊下床改修、吹上中キューピクル改修費が主な修繕である。

また、工事請負費の1,740万円の増額は、同じくきめ細かな交付金による伊集院北中屋体屋根防水改修工事、日吉中美術室補修工事費で、美術室はシロアリ被害による改修であるとの説明。

18節備品購入費の増額の主なものは、事務室、主事室のエアコン設置と生徒用机、いす等の購入費である。なお、エアコンについては今回の補正で合計37台整備し、これで要望があった小中学校のエアコン整備はすべて終わるとの説明。

中学校教育振興費の備品購入費の増額の主なものは、小学校と同じく図書購入費であるとの説明。

次に、幼稚園費に関する補正については、

委託料の増額はきめ細かな交付金による土橋、日置小附属幼稚園の耐震診断に係る費用である。また、備品購入費の増額は小中同様光をそそぐ交付金により図書購入費が主なものであるとの説明。

次に、主な質疑について申し上げます。図書購入費については、学校司書からの要望か、またその配分基準はの質疑に、司書からの直接要望は聞いていない。教育振興備品の配分基準は児童数と基準を設け統一しているので、図書の購入については学校長の裁量に任せているとの答弁。

中学校の特別支援員の賃金が5人から4人になったことによる減額補正が出ているが、4人で済んだ理由についての理由はの質疑に、学校からの要望を聞いて対応しているが、実績として4人であった。

今回、多額の修繕費や備品購入費等が計上されているが、どういった考え方で予算化したのか。また、机いすの更新計画はの質疑に、大規模なものは総合振興計画に基づき、小規模的なものは平成23年度当初で計画していたものを前倒しして計上した。また、机いすの更新については、使えるかどうかが判断基準である。今回は緊急分を計上したものであるとの答弁。

平成23年度の前倒しの割合は、また計画外の予算計上はあったのかの質疑に対し、前倒しの割合は予算編成の関係もあり割合は把握していない。計画外の予算化は光をそそぐ交付金で購入した図書費850万円であるとの答弁。

伊集院中に設置してある太陽光発電の売電代が、3カ月で4万円計上されているが、クリーンエネルギーによる環境保護の重要性と、投資額に対する経済的な効率性についてどのような考え方で生徒に教育しているのかの質疑に、設置されている太陽光発電は50キロワットで設置費用は約4,000万円。うち

2分の1が国庫補助である。学校で使用する電気の約25%を賄っていると同時に、余った分は売電している。国が補助することで普及推進を促し、普及が進めば環境保護が図られると同時に価格的にも安くなる。こういった考え方で設置しているとの答弁。

次に、社会教育課について申し上げます。

初めに、社会教育総務費の中に計上している青少年海外派遣事業にかかわる50万6,000円の補助金の減額は、当初8名の予定が6名の実績に伴う減額であるとの説明。

公民館費の謝金の減額補正の主なものは、それぞれの公民館学級講座にかかる実績見込みによる補正である。

同じく、施設維持修繕料費270万2,000円の増額は、きめ細かな交付金による東市来文化交流センターの看板修理を初め、吹上中央公民館、皆田地区公民館の施設修繕費である。また、工事請負費6,377万3,000円の増額は、きめ細かな交付金による日置市中央公民館中ホール空調工事、吹上中央公民館、永吉地区公民館キューピクル改修工事、伊集院地区体育館解体工事、旧吹上小プール解体工事に伴うものが主なものである。なお、伊集院地区体育館を解体した後の跡地利用は図書館の駐車場として利用していきたいとの説明。

また、図書館の備品購入費1,145万5,000円の増額は、1階の空調設備が故障していたため住民に光をそそぐ交付金で空調設備を購入するほか、4地域の図書館に新たな図書を購入するとの説明。

次に、体育施設整備費の施設維持修繕料190万円の増額は、きめ細かな交付金による日吉運動公園の8基分の外灯修繕工事費である。また、工事請負費の1,000万円の増額は、同じくきめ細かな交付金による日吉総合体育館屋根防水工事費である。なお、この建物は平成元年7月に完成で、約22年経

過しており、昨年10月末1時間当たり98ミリの集中豪雨により内部まで浸水。屋根の面積は980㎡であるとの説明。

備品購入費の270万8,000円の主なものは、日吉武道館柔道場畳購入費270万円である。なお、この畳は平成元年に購入し23年が経過しているとの説明。

そのほか、今回補正予算に計上した施設維持補修を初め、備品購入費等総額で2億1,556万8,000円を教育委員会所管にかかわる繰越明許費として予算書に計上しているとの説明でありました。

次に、主な質疑について申し上げます。

図書購入のルートはの質疑に、主に市内の業者で対応しているとの答弁。

自治会活動補助金の執行残の経緯について伺うの質疑に、6月補正で地域づくり課へ移管したが、それまでの執行残で実績ははっきりするまで期間がかかったのが今回の補正となったとの答弁。

今回の補正で、キューピクル、日本語で高圧受電変電設備です。の改修費が多く計上されているが改修基準はどうなっているのかの質疑に、電気保安協会からの指摘を受け、入札で明興テクノスが点検し、その結果必要な箇所を改修をすることとしたとの答弁。

日吉武道館で購入する畳の枚数は70枚とのこと、この予算から見ると1枚単価は約3万8,000円となる。スポーツ店から見積もりをとればこの金額になるのが一般的であるが、もともとは畳屋が製造するもの。畳屋に直接発注しても、機能性、安全性、耐久性に問題のない安価な畳は確保できる。このことは、旧吹上町で実績済である。調査検討する必要があるのではの質疑に、意見を聞いて仕様書を作成し執行していきたいとの答弁。

以上が、本委員会に付託された所管分にかかわる説明及び質疑、答弁です。

質疑を終了し、討論を行ったところ討論も

なく、議案第15号の文教厚生常任委員会に付託された部分については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では指定管理者制度を導入している施設の修繕費については、今までも指摘されていた経緯があるが、指定管理者かそれとも市で負担すべきものであるのか、この負担区分の根拠が明確でない。したがって、施設ごとに設備や備品等の状況をきちんと把握し、その内容を指定管理者側に説明し、修繕のあり方については契約の中で双方の役割と責任の範囲を明確にしていくべきである。

また、予算計上に至る積算については、指定管理者側に見積もりを求めるのではなく、市が責任を持って積算し予算計上するべきであるとの附帯意見が集約されましたので申し添えておきます。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時30分といたします。

午前11時22分休憩

午前11時31分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議案第15号の文教厚生常任委員会に所管された部分について報告を申し上げましたけど、ここで3カ所ほど数字のいい間違いがありましたので訂正をさせていただきます。

1カ所は、市民生活課の浄化槽設置整備事業補助金を、当初220基の見込みであったが150基の実績であったと申し上げましたけど、これ155基の実績見込みとなったための減額であると。150が155に変更です。

もう1カ所は、ゆすいんに関する畳工事の

質疑応答の中で、ゆすいんについては平成12年の建設時期にスタートして、その次に平成16年に畳がえをしているということなんですけど、私はこの平成22年の建設時期を、ごめんなさい、平成12年の建設時期を平成22年度と申し上げたようですので、ここを平成12年度に変更をお願いします。

もう1カ所、健康保険課に関する部分で、国民健康保険財政対策費の中の国民健康保険基準超過費用額負担事業費2,016万5,000円の減額はというところをですね、私は216万5,000円と申し上げたようです。ここを216万円を2,016万5,000円に訂正をお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

以上、3点の訂正をよろしく願いをいたします。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして、本委員会所管にかかわる補正予算を分割付託され、2月24日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、農業委員会局長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑を行い、翌25日に討論、採決を行いました。

提案されました補正予算のうち、農業委員会を含む農林水産業費にかかわる予算は1,778万5,000円減額し、総額を10億2,878万8,000円にしようとするものであります。

まず、農業委員会における歳入の主たるも

のは、農業手数料において土地調査手数料の実績見込みによる増額補正、県補助金において農地制度実施円滑化事業費の変更に伴う減額補正であります。

歳出の主たるものは、農業委員1名欠員による減額補正、農地制度実施円滑化事業費の耕作放棄地調査、非農地確認調査等の執行残に伴う減額補正であります。

次に、農林水産業費にかかわる歳入の主たるものは、分担金として、県営中山間地域総合整備事業のゆすいん地区の暗渠排水事業費確定、県営中山間地域総合農地防災事業の日吉地域の山田地区の暗渠排水事業費確定に伴う増額補正であります。

県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業、園芸産地育成対策事業の入札による減額補正であります。

災害復旧費県補助金は、平成22年6月に発生した豪雨が激甚災害の指定を受け、補助率が90%を超えるため、総額で108万4,000円の減額補正であります。

雑入として、平成21年度に実施しました県営江口漁港海岸環境整備事業に入札執行残が発生したために、既に納入した負担金が減額となったため、返還金として増額補正であります。

災害復旧費の事業費の確定と補助率の決定に伴う起債額の減額補正であります。

歳出の主たるものは、農業振興費の委託料において、2名の営農指導員の採用を予定しておりましたが、1名は当初から採用できず、1名は年度途中で辞職されたことによる減額補正。

負担金については、各種協議会への事業費確定に伴う減額、補助金及び交付金は、平成22年度農業公社に新規の研修生がいなかったことによる減額補正であります。

投資的経費としては、活動火山周辺地域防災営農対策事業、園芸産地育成対策事業の入

札に伴う大幅な減額補正、食料自給率向上、産地再生緊急対策交付金事業として、ミカン等の果樹選果機（光センサーによる糖度測定機）導入による増額補正であります。

農地費の委託料は、日吉地域の畑地帯総合整備事業の計画作成業務を予定しておりましたが、県営事業採択には、事業同意率95%が必要であるため、12月現在、同意率88.5%で達しないことによる減額、県営中山間地域総合整備事業、日置北部地区は、平成25年度新規採択に向けて事業計画を進めてきておりましたが、予算の確保が非常に厳しく、県としても新規採択よりも継続事業の完成を優先するという方針のため、新規採択のめどは立たないための減額補正であります。

工事請負費は、きめ細かな交付金事業を財源に、農道等施設整備事業費の増額、下神殿農村生活センターの駐車場舗装工事の増額補正であります。

公有財産購入費は、県がかめまる館周辺整備事業を進めているため、駐車場等の敷地は、土地開発基金で購入しましたので、一般会計で買い戻すための計上であります。

林業振興費の委託料は、東市来の舟川野下線の測量設計委託の入札執行残に伴う減額補正であります。

工事請負費は、きめ細かな交付金を財源に、吹上地域の下朝追線と、伊集院地域雪降線の増額補正であります。

水産業施設管理費の工事請負費も、きめ細かな交付金を財源に、江口蓬莱館に野菜冷蔵庫の設置と、吹上漁港航路しゅんせつ工事に伴う増額補正であります。

農林水産施設災害復旧費においては、3,737万7,000円減額し、総額を7,750万円にしようとするものであります。

内容的には、施設維持修繕料は、補助対象

とならなかった単独事業の執行残に伴う減額、委託料は、設計委託の入札執行残、工事請負費は、事業費確定による減額補正であります。

平成22年6月に発生しました豪雨により、農地が24カ所、農業用施設の22カ所で災害が発生をいたしました。すべて復旧工事は完了しているとの説明でありました。

次に、土木費にかかわる予算は、5,249万3,000円減額し、総額を29億2,973万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳入の主たるものは、分担金において、県単急傾斜地崩壊対策事業の県補助金の割り当てがなく、事業費確定による減額補正であります。

使用料は、公営住宅使用料滞納繰越分実績見込みによる増額補正であります。

災害復旧費国庫負担金は、事業費確定による減額補正。国庫補助金は、公営住宅家賃対策調整補助金交付見込みに伴う増額、社会資本整備総合交付金は、事業費確定に伴う増額。

土地区画整理事業費としては、交付金追加内定に伴う増額補正であります。

県補助金は、事業費確定による減額補正であります。

雑入は、湯之元第一地区の保留地処分による増額補正であります。

歳出の主たるものとして、土木総務費の備品管理費は、執行残による減額補正。

道路維持費の報償費は、道路愛護作業執行残に伴う減額補正、道路新設改良費の委託料、工事請負費、土地購入費は、きめ細かな交付金の追加による一般道路整備事業費の増額補正、河川総務費の報償費は、河川愛護作業の執行残に伴う減額補正、投資的経費の河川維持管理費は、事業費確定による減額補正であります。

土地区画整理事業費の補償金として、交付金事業の追加に伴い、湯之元地区の建物移転補償の増額補正、地方特定分のうち、徳重地

区の移転箇所変更に伴う減額補正。

公園費の工事請負費として、きめ細かな交付金事業の追加による城山公園や妙円寺団地内の公園の補修等に伴う増額補正。

住宅管理費の委託料と工事請負費は、榎園住宅建てかえ事業の執行残に伴う減額補正、公有財産購入費は、新規公営住宅土地購入の執行残に伴う減額補正であります。

公共土木施設災害復旧費は、3,480万8,000円減額し、総額を1億77万9,000円にしようとするものであります。

内容的には、委託料が執行残による減額、工事請負費は、補助事業が事業費確定による減額、単独事業が補助事業での執行残による減額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、農業委員会におきましては、農業委員が1人欠員になった理由と、業務への支障はどうであったかとの質疑に対し、東市来の委員が、昨年1月に体調不良で辞職の申し出があり、欠員となった。その委員の管轄する区域を、他の委員で補ったので、現在のところ支障は出ていない。欠員が生じたときの補充は、公職選挙法と農業委員会に関する法律で補充しなければならないときの要件があり、それを満たしていないので、今回は補充をしていないとの答弁でありました。

耕作放棄地調査と非農地確認調査との違い、調査方法、それに対する成果はどうかとの質疑に対し、非農地確認調査は、平成20年度に、全国的に農地の一筆調査を行い、本市には2万筆の非農地がある。台帳上は農地であるが、現況では家屋が建っていたり、山林になっていたりと、すべてが耕作放棄地というわけではなく、農地転用手続はしているが、地目を直していない農地等も含まれている。

平成21年度で振り分けて調査を行ってきているが、1万9,000筆ほど残っている。農業委員が現場を確認して、農業委員会の総

会で非農地を決定し、通知決定をしているとの答弁でありました。

次に、農林水産課においては、ミカン等の果樹選果機導入に当たって、まず選果の種類、対象農家数、取扱量はどのくらいかとの質疑に対し、マンゴーははかれないが、ポンカン、デコポン、普通温州等のははかれる。対象農家はJAさつま日置の部会員、平成19年から21年までの3カ年平均で162人、出荷量698トン、販売額1億8,300万円である。

内訳的には、いちき串木野市の部会員100人、出荷量378トン、販売額7,855万円、日置市の部会員55人、出荷量263.9トン、販売額7,557万8,000円、南さつま市の金峰分が、部会員7人、出荷量56トン、販売額2,977万6,000円である。

これをもとに、国が50%、農協が25%、残り25%を3市が均等割、部会員割、出荷量割、販売額割の負担割合で実施するとの答弁でありました。

次に、日吉地域の畑地帯総合整備事業の県営事業の採択のためには、同意率は95%必要であるとのことであったが、今現在何人残っていて、22年度中に何人の同意を得られて、継続事業として、国・県の信頼性、今後の見通しはどうかとの質疑に対し、236分の209人が同意しており、残りが27人である。平成21年10月の同意数が182人であったので、平成22年12月現在、27人の同意が得られた。県外に子孫が散在しており、戸籍等で追跡しているところである。

県もかんがい排水事業との関連で、関心を持ち、一体となって地域に入り、推進を見守っているとの答弁でありました。

さらに、この日吉地域の畑総整備後、どのような作物を選定して、営農を推進していく

のかとの質疑に対し、畑地帯総合整備事業は、基本的には、畑の圃場整備であるが、この地域の実態は、水利用を考えていかなければならないので、県営かんがい排水事業も同時並行で取り組んでいる。水があると、生育的に収量も上がってくるので、野菜を中心に、施設、ビニールハウスの導入もできるとの答弁でありました。

また、農業公社での研修を終え、これから自立していく吹上地域の生産組合、空と大地が実施したビニールハウスの建設に伴う入札執行残があまりにも大幅であるがとの質疑に対し、3年ほど前までは、中国での鉄鋼需要があり、当時のハウスは非常に高かった。それが落ち着き、業者による競争入札の原理が働いたものと考えたとの答弁でありました。

次に、建設課においては、まずアスベスト調査について、調査員を4名、9月補正で計上し、今回執行残が出ているが、4名の調査員はどのような資格を持ち、研修を受けたとのことであるが、どんな研修を受け、調査の進捗状況はどうか。また、この調査結果をどう生かしていくのかとの質疑に対し、調査員は職員OB2名、外部の方が2名、資格は1級建築士が3名、2級建築士が1名である。

研修内容は、統一した基準で建物を見ていくということで、いろいろな書類を検討してもらい、10月末に県の研修会にも参加してもらった。

調査に入るパソコンや設計図書を一堂に集めるための場所の確保等、電算と協力していく準備期間を持った。調査の進捗状況は、東市来で調査対象は284のうち、280が11月1日から12月2日の調査で終わっている。

日吉関係は、12月3日から1月19日までかけて、調査対象276すべて終了している。

吹上関係も、1月20日から2月17日ま

でかけて、調査対象321、すべて終了している。

本庁関係は、現在3月末まで調査続行中である。

調査終了後は、ワークシートに建物の構造や階数、これまでの増改築の有無、アスベスト調査の有無、設計図書の確認、設計図書がない場合は、現地にて天井、壁、床の材質を調べて入れ込み集計していく。放っておけないものは、注意書きして、担当課に報告して、次の対応につなげていくとの答弁でありました。

きめ細かな交付金で行う道路整備は、地区振興計画のどの程度の割合を計上しているのかとの質疑に対し、そのきめ細かな交付金事業は、もともと単独事業で行っていたものを、補助金ですということ、地元から上がってきている維持補修が主である。当然、地区振興計画で上がってきているものを優先しなければならないが、それ以前から要望が上がってきているものもあり、それらをミックスして、今回は計上した。

地区振興計画の割合は、本庁7割、東市来6割、日吉10割、吹上7割の割合で計上しているとの答弁でありました。

土地区画整理事業の湯之元第一地区の建物移転の補償費が、1件計上されているが、年間の補償件数は何件か。また、平成21年度分の建物移転が半年以上おくれ、昨年の暮れまでかかっている現状だが、進捗の状況はどうかとの質疑に対し、今回の1件については、社会資本整備総合交付金事業の追加を受けて、補助がつくということで計上した。年間の補償件数は21件である。新しい家をつくる準備期間と、契約終了後、整地の関係、取り付け道路の関係を同時に行っていくので、予定よりもかなりの期間がかかっているとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、

所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でご報告を終わります。

最後のほうでちょっと間違いがあったみたいで、議案第15号、ここを一般会計補正予算（第11号）と混同したみたいでございませぬので、議案第15号平成22年度日置市一般会計補正予算（第11号）に訂正をお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

訂正のほうをよろしく願いをいたします。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第15号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

15号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第16号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第11 議案第17号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第12 議案第18号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第13 議案第22号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第14 議案第23号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第15 議案第25号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第16 議案第26号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第17 議案第27号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第10、議案第16号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第17、議案第27号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題といたします。

8件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第16号、17号、18号、22号、23号、25号、

26号、27号について、委員会審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

8つの議案は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託されました。

それを受け、2月24日、25日、28日、3月1日の4日間、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと、委員会を開会し、提案理由について、担当部長、課長等の説明を受け、その後、質疑を行い、審査いたしました。

初めに、議案第16号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から申し上げます。

今回の補正は、3億4,805万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、64億1,988万9,000円とするものです。

初めに、連合会負担金の減額は、国保連合会が電子レセプトに対応するため、システムの改修を行うことに伴い、その経費を負担するもので、負担割合は、レセプト件数割で、本市は県全体の3.12%で、その額が350万9,000円と確定したことにより、当初との差額分を減額するものである。

一般被保険者療養給付費3億9,900万7,000円の減額は、3月から10月までの実績と、今後の見込み額との合計と、当初の計上額との差額分を減額するものである。

減額の要因は、医療費が下がったわけではなく、伸び率を5%で見込んでいたものが、2.5%前後で推移していることによるものである。

逆に、退職被保険者等療養給付費3,000万円の増額は、12月で増額補正をしたものの、さらにそれを上回る見込みとなったための補正であるとの説明。

一般被保険者高額療養費3,430万7,000円の減額補正は、療養給付費と同じく、伸び率の見込みが5%より下がったことによるものである。

また、退職被保険者等高額療養費500万円の増額は、推計額が見込み増となることによる補正である。

高額医療費共同事業拠出金866万4,000円の増額は、国保連合会より拠出金の額が確定した通知により、補正前の差額を補正するものである。

同じく、保険財政共同安定化事業拠出金も、5,755万円の増額になっているが、拠出金の基準対象額について、県内全市町村の高額療養費の額でございます。この基準対象額が前年度に比較して大幅に増加したことにより、それを賄う拠出金も増額となったことによる補正であるとの説明でありました。

特定健康診査等事業費の一般賃金40万円の減額は、脱メタボ教室に参加しない、特定保健指導の必要な対象者に対し、電話や訪問で指導する看護師等の執行見込み額で、減額の理由については、特定保健指導対象者が307人実績で、前年度より32人減少したためであるとの説明。

疾病予防費の補助金及び交付金の減額は、国保被保険者が平成22年度がん検診を受けたときの自己負担分を補助するもので、実績で5,831人の383万1,100円となったとの説明。

質疑につきましては、がん検診の実施率は、県内の中ではこういった状況にあるのかとの質疑に、国保被保険者の胃がん検診率は43%と多いが、全体的には県の平均より低いとの答弁。

医療費の伸び率が見込みより低かった要因はどの質疑に、被保険者の数が325人減となっており、これが大きな要因であると見ているとの答弁。

退職被保険者の医療費が上がっている要因と、病気の多い種類はどの質疑に、団塊世代の退職者が、退職被保険に多く加入していること等が医療費を押し上げている要因であると

考えている。また、病気については、糖尿病は、平成20年5月と、昨年10月と比較して、48件増加しているとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論を行ったところ討論もなく、議案第16号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、73万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を141万7,000円とするものであります。

初めに、一般管理費の委託料の減額は、医療給付費減に伴い、国保連合会に委託している医療給付額通知事務委託料の減額補正である。

また、医療費支給費の扶助費61万1,000円の減額は、医療費の請求実績がなかったため、高額療養費の未請求分11万4,000円を残し、差額分を減額補正したものであるとの説明。

歳入の返納金1万8,000円の増額は、九州厚生局による医療機関への共同指導により、診療報酬の返還が指摘された1医療機関より1万9,069円の返還に伴う増額補正であるとの説明。

これについては、1医療機関が1万9,069円、日置市から過大に受け取っていたため、返していただいたお金であるとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入ったところ、討論もなく、議案第17号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、1,906万3,000円を追加し、予算の総額を3億4,867万3,000円とするものであります。

初めに、歳入の施設介護サービス収入の増額は、介護保険の9割相当分の保険給付分1,700万円の増額と、利用者の自己負担分1割の200万円を増額補正するものである。

増額の要因は、延べ利用者が4月からことしの1月までの10カ月で、昨年度対比702人ふえている。これは、医療入院で部屋をあけた人数が、昨年度と比較して691人減っていることが主な要因であるとの説明でありました。

次に、諸収入の雑入増の内訳は、昨年7月の参議院選挙で、8人が不在者投票をし、その事務手数料として、1人当たり727円の交付を受けた。また、専門学校等の学生さんが、4人で延べ30日実習したことに伴い、1日当たり500円の謝礼金を受け取った。また、ほかにも、介護労働安全センターや日本労働者協同組合センター事業団からの要請で、実習を受け入れ、3万2,685円の謝礼金を受け取った。そのほか、無償であるが、中学生の職場体験や職場訪問、市社会福祉協議会主催のサマーボランティア体験等も受け入れたとの説明でありました。

同じく雑入で、食用油廃油の売却収入4,000円、昨年工事した屋根防水工事の際、施工業者が使用した分の水道料6,300円を受け取ったとの説明。

次に、歳出の研修旅費の減額は、宿泊を伴う研修は、昨年度までは霧島市が多かったが、離島の参加者が2泊する必要があることから、約半分が鹿児島市内の研修会場に変更された関係で、日帰りが多くなり減額となった。

印刷製本費の減額は、デジカメを購入し、自前でプリントをするため、写真の現像、プリント代が不用残となったとの説明。

基金積立金の増額は、財源の収支調整を図るため、2,480万円を基金へ積み立てるものである。

なお、今年度の積立金は、5,867万円となり、平成22年度末基金残高は、1億7,750万円程度になる見込みであるとの説明でありました。

質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第18号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、4,000円を減額し、予算の総額を676万7,000円とするものです。補正内容につきましては、歳入の基金及び預金利子の減額分と、歳出の泉源ポンプ電気料及び可燃性天然ガス除去設備保守委託料の執行残に伴う減額分を、歳出の予備費で財源調整しているとの説明でありました。

質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第22号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、3,000円を減額し、予算の総額を367万4,000円とするものであります。

補正内容につきましては、歳入の減額補正の主なものは、基金及び預金利子の減額見込みによるもので、その減額分を歳出の予備費で財源調整しているとの説明でありました。

質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第23号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号平成22年度日置市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、3,755万5,000円を減額し、予算の総額を48億7,884万2,000円とするものです。

初めに、歳出の一般管理費の筆耕賃金の減額は、職員1名増となったことにより、筆耕賃金を2名から1名へ減としたことによるものです。

通信運搬費の減額は、納付書が従来の自治会から個人発送へ変更になったことに伴い、その分を幾分見込み過ぎていたことによる減額補正です。

介護認定審査会費の委員等報酬の減額は、審査会欠席分と法改正等が少なく、研修会が3回から2回に少なくなったための減額が主な理由であるとの説明でありました。

認定審査等費の手数料の増額は、主治医の意見書手数料であるが、介護認定申請件数の増加が多く見込まれることによる増額である。

居宅介護サービス給付費の増額は、介護認定者の増額に伴い、居宅からの介護サービス等を多く利用される方がふえたことが主な要因である。

また、施設介護サービス給付費の増額は、入所者の数については、定員数があるので、大きな変化はないが、入所者が入れかわるとき、介護度の高い人が多くなったこと等も増となった主な要因と見ているとの説明。

一方、地域密着型介護サービス給付費、これはつまりグループホームでのサービス給付費です。この地域密着型介護サービス給付費や居宅介護福祉用具の購入費、居宅介護住宅改修等の減額は、昨年度の給付費をもとに予算計上していたが、結果的に見込み過ぎとなり、減額補正としたとの説明。

そのほか、現在建設中の小規模特老ホームやグループホーム、小規模多機能型居宅介護

事業所など、建物の配置や用地関係で、年度内完成が見込めないため、総務管理費の介護基盤緊急整備特別対策事業費で、1億5,400万円を繰越明許費として計上したとの説明でありました。

質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第25号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号平成22年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、447万8,000円を減額し、予算の総額を5億7,851万7,000円とするものです。

補正内容につきましては、歳入の督促手数料12万1,000円の減額は、当初2,910件で見込んでいたが、4月から12月までの実績プラス今後の見込みの合計が1,700件となるため、その差額分を減額するものであるとの説明。

また、雑入の増額は、健康診査補助金と重複頻回受診に対して、広域連合から支給される訪問指導補助金で、補正前より実績見込みが多く見込まれるため、その差額分を増額補正したとの説明。

次に、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金377万7,000円の減額は、特別徴収保険料の減額分と、保険基盤安定負担金の減額分であるとの説明。

質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第26号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第27号平成22年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、4,286万円を減額し、予算の総額を2億7,387万円とするもの

です。

補正の主なものにつきましては、歳入の1款診療収入及び2款使用料、手数料の減額補正は、いずれも入院患者、外来患者減少見込みに伴う補正である。また、5款の一般会計繰入金の減額補正は、起債償還金利子分確定に伴い、地方交付税の基準財政需要額に算入される7割分を補正前との差額分を減額補正するものである。

また、7款2項1目の雑入4,434万9,000円の増額補正は、旧市民病院時代の精算金が確定したことに伴い、補正前の差額分を増額補正するものである。

8款1項1目の診療所建設事業債2,740万円の減額は、旧市民病院の解体工事や外構工事の入札執行残の決定と、医師住宅の建設中止に伴う補正前との差額分を減額補正するものであるとの説明。

9款2項1目の感染症外来協力医療機関整備事業補助金の減額は、新型インフルエンザに対応する医療機関へ交付される県からの補助金が確定したことに伴い、補正前との差額分を補正するものであるとの説明。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費の人件費にかかわる減額補正の主なものは、人事院勧告や常勤看護師未雇用等による減額が主なものである。

また、12節役務費の手数料及び14節の使用料及び賃借料の増額は、平成23年度から勤務する医師用住宅の借り上げに伴う敷金支払い等に必要増額補正である。

2款1項1目医業費及び2項1目給食費にかかわる減額補正の主なものは、患者の減少に伴う補正である。

予備費の増額補正は、歳入歳出補正額を予備費補正により調整するものであるとの説明。

なお、診療所事業に関する平成22年度末地方債残高の見込み額は、3億3,870万円となることは予算書の調書に記されて

います。

次に、質疑の主なものについて申し上げます。

現在の職員体制と外来患者数及び入院患者数について何うの質疑に、医師を含め、正職員が11名、臨時、パート職員が14名である。

また、1日当たりの平均外来患者数は45.2人である。入院患者数については2名であるとの答弁。

それに対して、入院患者の受け入れ先ははっきりしているのかの質疑に、しているとの答弁。

今年度償還する起債利子分の7割が一般会計からの繰入額で補正されているが、交付税の中にどれだけ算入されたか、はっきり出てきた数字をもとに補正したのかの質疑に、財政管財課から示された数字をもとに補正したとの答弁。

来年度から勤務する医師について、可能な範囲で説明を求めるの質疑に、賃金体制で雇用する。年齢は45歳、大阪出身、久留米大医学部卒業で、消化器系が専門の医師であるとの答弁。

質疑を終了し、討論を行ったところ、討論もなく、議案第27号については、全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、8議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告8件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第19号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第19 議案第20号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第24号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第21 議案第28号平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第18、議案第19号平成22年度日

置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第21、議案第28号平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第19号、議案第20号、議案第24号、議案第28号の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、2月24日、25日に委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第19号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告をいたします。

歳入歳出予算の総額は、1,264万7,000円減額し5億8,672万4,000円にしようとするものであります。

歳入は、利子及び配当金において利率の減による減額と、受益者負担の増額に伴い事業債の借入れができなくなったことによる減額補正であります。

歳出は、都市計画総務費の使用料及び賃借料が、6月22日大雨時の荒瀬雨水ポンプの執行残に伴う減額補正であります。

維持管理費の光熱水費は、当初最大需要電力で積算しておりましたが、節電に努めた結果の減額、委託料は維持管理費業務にかかわる入札執行残に伴う減額、公課費は平成22年度消費税の中間納付確定による減額補正であります。前年度分の確定額が400万円以上の場合中間納付を年間3回行うが、平成21年度分の確定額は281万円余りで400万円を下回ったために、中間納付1回

と確定申告で済むことになった。

下水道整備費の賃金は、新しい電算システムが平成24年1月から行われるということで、国の緊急雇用対策事業を使い受益者負担箇所等の確認事務に2人を考えていたが、2年にかけて行うということでの人員減による減額、委託料は汚水環境設計委託の入札執行残による減額、工事請負費は細かいものまで含めて20件ほどの入札執行残による減額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

荒瀬雨水ポンプは、リース契約かとの質疑に対し、3社の見積をとって、5月21日から11月8日までの期間172日間のリース契約であるとの答弁であった。

今の災害は、年間を通じて備えなければならぬときに、1年間を通した契約はできないのかとの質疑に対し、買い取って所有すると維持管理や定期点検などが係るので、通年で契約ができないか業者等に確認をしながら検討していきたいとの答弁でありました。

そのほかに質疑はなく、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第19号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告をいたします。

歳入歳出予算の総額を15万7,000円減額し、3,566万6,000円にしようとするものであります。

歳入は、集落区域内の人口減少による使用料の減額補正であります。徴収方法は、従量制、世帯割、人数割で行っているが、平成22年4月の人口が557人であったのが、23年1月末の人口が551人である。世帯

割が月2,000円、人数割が1人500円であるが、ほとんど1人世帯であったため減額補正となった。

歳出は、委託料の入札執行残による減額、公課費は消費税確定に伴う減額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

このまま確実に人口が減っていけば、維持管理費も確保できなくなるが、使用料値上げの見通しはどの質疑に対し、この事業の供用開始当時から将来的には厳しくなるとの見通しの中で、当初から基金を積んでいる。現在7,670万円ほどの基金残高である。この基金を有効に活用していく段階で、料金改定を考えていかなければならないとの答弁でありました。

供用開始以来10年以上経過し、これまでは出てこなかった修繕費が今後は出てくるが、基金活用も含めてどう対応していくのかとの質疑に対し、ことし課内で修繕計画を検討している。補助事業を入れられるものもあるので、有効に基金を活用していきたいとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第20号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額は408万8,000円と変わらず、歳入予算の組みかえであります。貸付金、元利収入と過年度収入見込み減額に伴い起債償還金不足見込みとなるため、一般会計から21万8,000円を繰り入れ増額補正するものであります。

この事業は、地域改善特別措置法に基づき平成7年まで行われた事業であります。現在は、貸付事業は終了し、これまでの返済業務、起債償還のためだけの特別会計であります。当初国庫補助金があったことで一般会計からの繰り入れについて許容される範囲、この事業の現状と今後の対応について、所管部長、課長、さらに財政管財課課長にも出席を依頼し、説明を求めました。

それぞれの旧町が借り入れた資金と国庫補助で、土地、建物を求めた特定の個人との間に返済契約を結び資金を貸し付け、長いものでは最終的には平成30年まで続くものもあります。その返済を受けて、市が償還期限に合わせて償還をしていく。平成22年度末起債の未償還額は1,332万円ほどである。

次に、質疑の概要について申し上げます。

起債償還不足の見込みということであるが、現在の状況はどうかとの質疑に対し、平成22年度で償還が続いているのが、伊集院で7名、日吉で3名あり、償還額が288万6,000円である。日吉の3名と伊集院の7名のうちの4名はきちんと返済されているとの答弁でありました。

これまでの滞納者で自己破産された方もいるが、何名でどのような対応しているのかとの質疑に対し、2名おる。1人は保証人がいたので、その保証人に請求している。もう1人は、管財人が清算を平成19年に終え、差額が30万円ほど残っている。最終的には不納欠損になるかと思うが、起債残額は財源がないと一般会計からの繰り入れとなるので、不公平感を除外する意味からも特別滞納整理課と連携しながら、基本的には全部徴収していく方向でいきたいとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第24号平成22年度日置市住宅新築資

金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告をいたします。

収益的収入について補正は予算なく、収益的支出も水道事業費は人事院勧告に伴い人件費を減額し、財政調整として同額を予備費に増額する組み替えであります。

資本的収入は、工事負担金206万9,000円減額し、総額を3億5,245万3,000円にしようとするものであります。

内容的には、道路改良等配水管布設がえ工事に伴う市の一般会計負担分を減額し、県からの負担金を神之川広域河川改修事業に伴い増額補正するものであります。

また、資本的支出は人事院勧告に伴い人件費の減額、委託料、工事請負費の入札執行残に伴う減額など、5,488万2,000円減額補正し、総額を7億3,155万9,000円にしようとするものであります。

工事請負費減額の内容は、伊集院地域で2件、1件は大久保橋道路配水管の布設がえ工事において県と協議した結果、下流側に予定していたが上流側に変更し、来年以降に施行するための減額、もう1件は、中央第一浄水場の改修工事で、水量を確保するため工期延長し、今年度は減額し23年度に改めて施工するためのものであります。あと、日吉地域の市道庄野中線改修工事に伴う減額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、水量の確保はどうかとの質疑に対し、まだまだ足りていない、特に東市来、吹上が足りず、伊集院では清藤がぎりぎりである。清藤がどんどん発展し、誘致企業が来ても水量が足りない状況である。東市来、吹上、清藤の電気探査等の調査を急がなければならな

いとの答弁でありました。

ことしの冬は寒さが厳しかったが、事故はどの程度あったのかとの質疑に対し、伊集院地域で2件ほどあった。基本的には、メーターから宅内には個人の持ち物で、直接指定工事店に連絡した場合把握ができないとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第28号平成22年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第21号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第22、議案第21号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております議案第21号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月24日に委員会を開催し、担当部長、課長の出席を求め質疑、28日に討論、採決を行いました。

これから、本委員会における審査の経過と結果についてご報告をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,344万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,793万4,000円とするものであります。

まず歳入では、事業収入が口蹄疫の影響などで5月から7月まで735件の予約キャンセルがあり、浴場の改修期間による影響、年末年始の大雪などもあり、宿泊料が700万円の減額補正となります。

10組を予定していた婚礼も、年度末まで6組に見込み変更、さらに婚礼1組当たりの客数も平成21年度は平均85人でしたが、22年度は66人と小規模化しているなど、その影響で婚礼売上料を400万円減額補正をしております。

国民宿舎事業基金繰入金240万3,000円は、基金からの繰り入れで予定をしていた事務室や宴会場などのエアコンの改修を、営業実績を踏まえて断念したための減額補正であります。

次に、歳出では、総務管理費で電話代などの通信運搬費が29万円、客数の減少でカラオケ使用料が減り、コピーの使用料も減少す

るなど、使用料及び賃借料が24万7,000円とそれぞれ減額補正となります。

工事請負費240万2,000円の減額は、温泉浴場の改修と非常警報装置改修工事以外の事務室等のエアコン改修を、先ほど申し上げました基金繰入金の減額理由と同じく断念したためであります。

公課費の消費税は、税額確定による21万1,000円の減額、一般事業費の売店、婚礼の賄い材料費723万円の減額は、宿泊客及び婚礼数の減少によるもの、光熱水費46万2,000円も比例して減額となりました。しかし、一般の賄い材料費は野菜、マグロなどの高騰と、タラバガニなど高級食材の消費がふえたために、逆に200万円の増額補正となります。

国民宿舎事業基金費の積立金300万円の減額は、営業収入の減少により積み立てを減額するもの、また予備費の154万7,000円の減額は、歳入歳出の調整のためのものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

大学など、スポーツ関連の合宿は経営に寄与していると思われるが、来年度の予定はどうか、また昼食などメニューの工夫も大事だがとの問いに、今も2つの学校が利用をしているが、今後もリピーターとして利用されるよう努力していきたい。メニューも一品物をふやすなりして工夫をしていきたいとの答弁。

売上減少の原因をどう見るか、また婚礼など市職員の利用を促すべきだがどうか。基金の推移はどうなっているかとの問いに、売上減少は社会的な要因もあり厳しいが、今後も努力を重ねていきたい。婚礼は個人的なものであり、職員に強制もできないが、さまざまな利用についてはお願いをしていきたい。基金は、平成21年度末で7,015万円、本年度末で8,265万円と見込んでいるとの答弁。

業績不振で、エアコンの改修を見送ったが、今後の予定はどうか。また、このような営業分野は本来行政がやらなければならないのか、民間委託など将来の方向を考えるべきではないかとの問いに、エアコンの改修は現状では考えていない。今後の方向性は断言はできないが、秋に民営の江口浜荘がオープンすれば競合も予想される。行政改革の観点からいけば、民営化の議論は出てくるかもしれないとの答弁。

以上のほか、多数の質疑がありましたが、部長、課長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

△日程第23 請願第6号免税軽油制度の継続を求める請願

○議長（成田 浩君）

日程第23、請願第6号免税軽油制度の継続を求める請願を議題といたします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております請願第6号免税軽油制度の継続を求める請願について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、去る11月30日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月3日、2月5日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審議をいたしました。

請願提出者は、日置市伊集院町野田2383番地、申木野日置農民組合松下兼文氏であります。

初めに、請願の趣旨について申し上げます。

農業経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の附則の中で平成24年3月までと期限を切られており、このままでは廃止される状況にあります。この免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税1リットル当たり32円10銭を免除する制度であり、農業用の機械など申請すれば免税が認められてまいりました。

この免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営の負担は避けられず、その影響は深刻であります。地域農業の振興と食糧自給率の向上の観点からも、この免税軽油制度を継続すべく意見書の政府関係機関への提出を求めることが請願の趣旨であります。

そこで、本委員会では所管である農業委員会に説明を求め、まずどういういきさつでこのような状況になっているのか、国県においてどのような対応の動きがあるのか、本市で一番多く使っている人はどれくらいの影響があるのかの質疑に対し、平成21年度の税制改正で道路特定財源が一般財源化されたこと

から、それまで道路を使用しない農業用機械、船舶に対し、軽油引取税について免税措置がとられてきていた。この改正に伴い、すぐに廃止することができず、地方税法の附則の中で平成24年3月末までの継続となった。通常の時限立法による租税措置法といったものではなく、地方税法を改正する方向しかないのでは。また、今現在でも国県の対応がどのようになるかわからない状況である。本市で一番多く使っている人は、共同申請の限度である1万リットル未満の9,999リットルの方もいるとの説明であった。

本委員会も、いろいろ視点から審議をいたしました。この願意に基づいた意見書を提出すべきであるとの意見に集約され、よって、その後の討論においても討論はなく、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから請願第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから請願第6号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第6号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△日程第24 意見書案第2号免税軽油
制度の継続を求める意見
書

○議長（成田 浩君）

日程第24、意見書案第2号免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。

本件について提出者に趣旨説明を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております意見書案第2号免税軽油制度の継続を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

先ほど、採択されました請願第6号の願意が関係機関へ意見書提出ということでありますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定によりここに提案するものであります。

意見書案につきましては、お手元に配付してあるとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

なお、この趣旨はこれまで農業経営に貢献してきた免税軽油制度が、このままでは2012年、平成24年3月末に廃止される状況にある。この免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営の負担は避けられず、深刻な影響が出る可能性がある。地域農業の振興と食糧自給率の向上の観点からも、国は免税軽油制度を継続されるよう地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣宛であります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第25 議案第29号平成23年度日置市一般会計予算

△日程第26 議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第27 議案第31号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第28 議案第32号平成23年

度日置市公共下水道事業
特別会計予算

△日程第 29 議案第 33 号平成 23 年
度日置市農業集落排水事
業特別会計予算

△日程第 30 議案第 34 号平成 23 年
度日置市国民宿舎事業特
別会計予算

△日程第 31 議案第 35 号平成 23 年
度日置市温泉給湯事業特
別会計予算

△日程第 32 議案第 36 号平成 23 年
度日置市公衆浴場事業特
別会計予算

△日程第 33 議案第 37 号平成 23 年
度日置市飲料水供給施設
特別会計予算

△日程第 34 議案第 38 号平成 23 年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計予算

△日程第 35 議案第 39 号平成 23 年
度日置市介護保険特別会
計予算

△日程第 36 議案第 40 号平成 23 年
度日置市後期高齢者医療
特別会計予算

△日程第 37 議案第 41 号平成 23 年
度日置市診療所特別会計
予算

△日程第 38 議案第 42 号平成 23 年
度日置市水道事業会計予
算

○議長（成田 浩君）

日程第 25、議案第 29 号平成 23 年度日置市一般会計予算から、日程第 38、議案第 42 号平成 23 年度日置市水道事業会計予算までの 14 件を一括議題といたします。

この 14 件につきましては、さきの本会議において提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することにしておりましたので、これから総括質疑を行います。

てから質疑することにしておりましたので、これから総括質疑を行います。

まず、議案第 29 号について質疑はありますか。

○14 番（田畑純二君）

議案第 29 号平成 23 年度日置市一般会計予算について質疑いたします。

この当初予算案の主な細かな点につきましては、説明資料を一読しただけではその表現の仕方などで十分に理解できない点があります。そうでありますので、私は私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、6 点ほどあえてこの本会議の場で質疑いたします。各担当課長は具体的にわかりやすく、明確に誠意をもって答弁してください。

まず、説明資料の 43 ページでございます。一般管理費、報酬委員等報酬特別職報酬等審議会委員報酬、それから行政改革推進委員会委員報酬と、このようにこの予算説明書の中でも各種審議会や各種委員会が、あちこちに出てまいります。これらは総体的に前年と比較してその合計の数や予算額はどうか。

また、それらの整理合理化等の検討はしなかったのか、これは前年度もお聞きしたと思っておりますが、あえてまたこの場でのお尋ねをいたします。そして、できれば各種審議会等、各委員会の名称と目的と委員数、会議回数などを簡潔に一覧表にして、後日、私たち市議会全員に配付していただきたいのですがどうでありましょうか。まずこれが第 1 点。

第 2 点は 49 ページ、財産管理費その中の節の 19 節負担金、電子入札システム開発負担金県と共同開発とあります。これも前年度もお聞きしたんですけども、前年度とことしも同じ金額で予算されていますが、これは大体県と共同開発いつ頃完成なのでしょう。それと、この鹿児島県のほかの、日置市以外の市町村の負担金はどうか、こ

の負担金の149万6,000円の算出根拠をお知らせ願いたい。それと、これに関連して、本市の電子入札へ向けての準備は、その後どんな状況なのかお尋ねいたします。これがまず第2点。

第3点が、57ページの企画費、一番下の普通旅費、まちづくり研究会先進地視察とあります。これも前年度は3期生で85万9,000円でしたが、今年度はどんなメンバーで、この研究会は、今までの研修で具体的にどんな実績がどんなところに表れているのかなど、具体的にわかりやすく説明願いたい。また、68ページにある「まちづくりを語る会」20人掛ける2,000円掛ける4回、16万円とありますが、これとはどのように違うのか、その違いも合わせて説明してください。

それから4番目、61ページの企画費、その中で補助金及び交付金、企業誘致対策費2,250万円とあります。これは、前年度は3,000万円でありましたが、今年度はなぜ減額するのか、その理由と前年度の具体的実績はどうであったのか説明願いたい。これは4番目。

5番目は76ページ、地域づくり推進費補助金及び交付金、その中で3番目にあります協働の地域づくり事業助成金10万円掛ける5団体、それとその下にある芸術家招聘による地域振興事業補助247万7,000円、この助成の具体的な内容の違い。

それから、この芸術家招聘による地域振興事業補助、この事業の具体的な内容をわかりやすく、詳しく説明していただきたい。これは、皆様読まれたと思うんですけども2月24日付けの南日本新聞にも掲載されました。吹上を芸術の都にという記事内容と同じであると思いますが、あえてその確認と、その内容を詳細に説明していただきたい。この新聞記事では、関連事業費292万円を計上して

おると記載されておりますけども、この292万円と247万7,000円との関連、その根拠どうなっているのか説明願いたい。

それと、一番最後です。一番最後は、219ページの事務局費賃金、一般賃金「伸びゆく塾賃金」4,000円掛ける40日掛ける2人掛ける4地域とあります。それで222ページにも事務経費として「伸びゆく事業費」4万円掛ける4地域とあります。それで、この伸びゆく塾とはどんな事業内容で、具体的に何のために、何をしようとしているのかなど、できるだけわかりやすく説明願います。

以上6点、具体的で明確な内容のある答弁を各課長期待いたします。以上。

○総務課長（福元 悟君）

審議会等の委員の数とかというようなご質問でしたが、これにつきましては予算に関する説明書のところでも明細書をつけてはおりますが、本年度は報酬職員等につきましては、非常勤の特別職になるわけですけれども2,175名という数字でございますが、前年度と比較しますと56名の減でございます。これにつきましては、昨年は国勢調査等が行われておりましたので、その数等が影響して56名の減でございます。

それから、その審議会等の名称を後ほどリスト化してということのご質問でしたが、これは予算書全域にわたりますので、これにつきましては、また後ほど対応をまいります。

以上です。

○財政管財課長（富迫克彦君）

説明資料の49ページの電子入札システムの負担金の関係でございます。

県と県下の43市町村が共同して入札事務の効率化のために、平成19年からだったと思いますが準備を進めてきております。この負担金の考え方に関しましては、県下の

43市町村プラス県ですので44の均等割と人口割、そういった形で負担金の積算がされております。

日置市は平成21年の10月から、原則電子入札ということで本格運用を始めておりまして、今のところ順調に進んでいるところでございます。このシステムの開発経緯につきましては、今後も同じように運用してまいりますので、額の多い少ない、大小、少なくなったり多くなったりする可能性はありますが、システム運用の上では続いていくものというふうに考えております。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

まず3点目からでございます。57ページ、まちづくり研究会の成果と実績でございますけれども、これは、いわゆる「まち研のグループ」でございます。昨年、今14名でございますけれども、その前が15名でございました。成果といたしましては、キャッチコピーとして日置市の魅力をどうつないでいくかという点が大きな成果でございました。九州管内中国地方、先進地研修も含めまして、この研修の成果がCM大賞の「しっただれたでしょう」というこの賞につながった経緯もでございます。まあ、そういった点からいたしますと、まち研の組織を通じて、それぞれの各課から希望した職員が精力的に取り組んでおります関係で、現段階で14名のまち研の研究員が活動に取り組んでいるところでございます。

続きまして68ページの「まちづくりを語る会」20名、この違いでございますけれども、実はこの「まちづくりを語る会」は平成22年度日置市民の方々を、自由な発想で語り合おうという内容の検討会を立ち上げる予定でございましたけれども、地域づくり課でことしかなりのハード事業、あるいは地域づくり課の新しい課の設置になりまして、大変多忙を極めた状況もありまして、なかなか自

由に語れる機会が取れない状況でございました。ただ、本会議でもご指摘がありましたとおり要綱を策定しておりますので、これが策定できましたので、今後この取り組みと合わせまして平成23年度は「まちづくりを語る会」大体20名ぐらいを想定しているところでございます。

4点目でございます。61ページの企業誘致対策の関係でございますけれども、20年度の実績は清藤工業団地に立地いたしました、「てまひま堂」3,000万円の実績を見込んでいるところでございますけれども、23年度はこの22年度に清藤工業団地に進出いたしました「しまうまプリント」の投資額がまだ決定いたしておりません。と申しますのは、23年度改めて増築という計画がございますので、とりあえずは大体この満額3億円の投資をした場合、20%の3,000万円なんですけれども、約7割程度を今回当初予算で計上したところでございます。したがって、この23年度の「しまうまプリント」さんの投資によっては、補正をお願いするかもしれません。

そして5点目、76ページでございます。地域づくりの補助金で10万円掛ける5カ所の取り組みでございます。

この内容につきましては、これまでのイベントとは別に、新たに地域おこしのためのイベント、取り組んでいただいた集落あるいはNPOを通じた団体に与えられる補助金でございますけれども、昨年は伊集院地域の1自治会、そして福祉の団体のNPOの方々への補助金2団体を、今のところは申請がまいりましたので決定をしているところでございます。そういった内容の取り組みを、ことし引き続き同額を計上しております。

そして、5点目のうちの2点目、芸術家の招聘でございますけれども、この点につきましては今ご指摘のございましたとおり南日本

新聞で247万7,000円のこの予算が紹介されたところがございます。この額につきましては、あくまで補助金として出す額が247万7,000円でございます、このほかに芸術家の選考委員会の謝金として約5万円、また芸術家画材等の材料費としての消耗品を約40万円計上しております。トータルいたしまして292万7,000円を今回総額をお願いしているところでございますけれども、この趣旨につきましては、今26地区で地域づくりにそれぞれ取り組んでいただいているところでございます。その中でこの野首地区のワンダーマップ事業につきましては、3回目のイベントを実施していただいたところでございます。

この中に、2回目に芸術家の方々が30名、そしてことしの2月には約20名の芸術家の方々が全国から集まっていたいて支援をいただいたところがございます。その中でも京都から来た青年の一人は、このイベントの前から宿泊して、民間の家を借りながら協力していただいた経過もございます。

したがって、こういった芸術家をさらに活かす意味で、「芸術の都日置」の計画を、実はこのワンダーマップ実行委員長さんから提出していただいたところがございますけれども、この中で特に、芸術の都をつくるということ、そして地域をつくっていく、これは芸術家の方々だけではなくて、そこに住む人たちとの交流をさらに高めて拡大していく、そして生活の一部として、地場産業として今後活性化策につなげないか、またアーティストの集まりやすい環境づくりができないかという大きな目標設定がございます。

この中で、地域高齢化あるいは少子化、日置市のみならず鹿児島県内で課題になっているということは、もう議員さん方もご承知のとおりでございます。共通の課題でございますが、こういった課題の一つを解決していく

意味で、地域とのかかわりをもちながら、決してこの野首地区だけでなく、伊作地区とこの商店街の活性化にもつながっていく一つの方策を検討いただくようにしております。

こういった今回の芸術家の招聘につきましては、日置市内4地域へも波及できるその成果が期待できるのではないかと思います。吹上地域のみならず支援策できるような内容でもっていきたいと考えております。したがって、これらの取り組みは他産地域へも波及される効果から予算した絡みでございます。若い芸術家の方々のいきいきとした姿が、この農村地域にどういった形で活かせるか、それが期待される内容でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（肥田正和君）

「伸びゆく塾」についてお答えいたします。

毎週土曜日に、各4地区それぞれの場所で3年生以上の子供さんの希望者を対象に、主に算数の基礎的な力をつけるという目的で実施しております。大体各地域20名ないし30名の子供さんの希望がございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○14番（田畑純二君）

はい。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（松尾公裕君）

本年度の当初予算のことで、ちょっとお伺いをします。

基本的なことと、少し具体的なことをお伺いをしたいと思います。まず方針の中で、近い将来の地方交付税の減額に対応できる財政構造にしていくために、200億円規模の予算にしたいということであったわけでありませうけれども。

以前からこの行政改革、あるいは総合計画でもでしたけれども、毎年10億円ずつは減

らしていく予算編成をしていくんだということになっておったわけでありましてけれども、今回は6億4,000万円を上回って、昨年210億円からことしは200億円台になるつもりが6億4,000万円を上回るというようなことになってしまったわけでありましてけれども、その原因としていろいろ言われておりますけれども、まあ、子ども手当の問題とか、あるいは障害者の自立支援とか、あるいは生活保護とか、駅周辺の整備とかこういったことで非常にそういう経費がふえたことによって、予算もこうなるんだということを書いてあるようでありましてけれども。

特に、私は扶助費が非常に大きく増額しているということが気にかかるところでございますけれども、またこの人件費についても当然ながら、やはり全体的には下げるのが必要なかなと思っておるわけでありましてけれども、扶助費、人件費を含めて義務的な経費を、やはりこのような非常に厳しい国の財政、あるいは地方の財政を見たときに、当然下げなければいけないのかなと思うんですが、または、それから財政計画との整合性が実際に取れているのかなということ、まず伺っておきたいと思えます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問でございます。

平成23年度の当初予算に関しまして、平成18年度に策定しました財政計画では歳入歳出200億円を目指すということで、これまで取り組んでまいりました。で、今ご質問の中でもお話ありましたように、この財政計画を作成したときに子ども手当のことを全然計画していないわけですね、したがって新しい制度ができたことで日置市は6億円ぐらい負担が増えたということが一つございます。

それと、あと扶助費の関係で、今の現行制度で障害者医療の関係とか生活保護、その辺

の制度の関係がありまして、当然高齢化が進むことでその対象者もふえてきているというような現況で、大体1億円から2億円ぐらい毎年その辺がふえてきているということがございまして、この部分については、少し私どもの見誤った部分もあるのかなというふうには感じておりますが、今の現行の制度上では、今申しましたように子ども手当の創設というのが一番大きいかなというふうに考えております。

それから義務的経費に関しましては、予算の概要の中でもお示ししてございますけれども、総人件費的には職員数もだいぶ抑制してまいっておりますので減少はしてきているんですけども、退職手当の関係でありますとか今回の議員年金の関係、そういった突発的なものがございまして、退職手当に関しましては、あと2年23、24で終了する見込みでございまして、そこまで少し耐えていければ、もっと減額していくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○19番（松尾公裕君）

まあ、高齢化の関係あるいは子ども手当の関係ということで、こうして予算が増額しているということだったわけでございますけれども、その中で、最初申し上げましたけれども、特に障害者の自立支援、説明資料で申しますと102ページですが、これが16.3%に増加したということで、非常に高い増加であります。これを思うときに、このままでは毎年急増するのではと非常に懸念をするわけでありまして、これの一番の原因は何かと、また抑止性的方法があるのかなということも1点伺います。

そしてもう一つは、先ほども申しましたが生生活保護の問題であります。123ページに出ておりますけれども、これは11.5%の増加ということで、これも日本全体非常にふえているわけでありまして、それこそ

全国では200万人いるというようなことも聞いておりますけれども、我が市においても11.5%の増というのは非常に大きいのかなと思っておりますが、これはやはり不景気の問題とか失業者の問題とか、こういった問題があるかと思っておりますけれども、この原因と状況について、わかっている範囲内でお知らせをください。

○財政管財課長（富迫克彦君）

制度的なことは福祉課長のほうから答弁されると思いますが、私のほうからは障害者自立支援給付費の本年度8億6,607万9,000円計上させていただいておりますが、前年対比16.3%ふえたということで、昨年度は制度の移行期でもあったことから、当初予算を1億円余り少なく見込んで予算を編成した過程がございます。で、12月補正の中でまた追加をお願いしたということでございますので、ここの上げ幅が大きくなっているということがありますので、まずご理解いただきたいと思っております。

○福祉課長（野崎博志君）

まず102ページの障害者自立支援の伸びでございますが、伸び率については今財政管財課長の申したとおりでございます。

あと障害者は年々増加傾向にございます。で、サービスを受けるものでも、今、限度額がないような状態でサービスを受けているというようなものが現状でございます。そういったことから、23年度の事業からアセスメント等を作成したりモニタリングを作成して、ある程度サービスを限定していくというか、不用なサービスをのけると言いますか、そういったことで相談支援等も行いながら適正なサービスを利用していただけるように努めていくというようなことに、23年度から取り組んでいきます。

それと生活保護の増に関してのご質問だと思っておりますが、22年度の実績を申しまし

ても、実際保護の開始というのが64件ほど22年度で新たに開始になっているような状況でございます。まあ、景気の部分でまだ低迷しているというようなことで、生活困窮者がふえている状況でございます。この辺の生活困窮者の歯止めというのが、なかなかできていないというようなものが現状で、保護費の増につながっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに。

○16番（池満 渉君）

今、財政規模の問題などの質問がございましたけれども、2つだけ市長にその考え方を尋ねたいと思っております。

1つは、もちろんこの財政問題ですが、特に国・県それぞれ厳しい中で合併の10年間というのももうすぐでありますから、依存財源をあてにできないようになってきているわけではありますが、そういった中で市税がなかなか40億円を超えないわけであります。

いろんな要因があるのは私も承知しておりますが、いかにこの自主財源を増やしていくのかということが、やっぱり最大の課題であろうと思っております。そうしないと国からいろいろなことが少なくなってくれば、我が家の家計はやっていけないということになりますので、幾らか漠然とした質疑になるかもしれませんが、23年度に向けて市長が自主財源の確保についてどのような努力を払っていかれる決意なのか、そのことを一つお伺いをします。

それからもう一つは、人口減少社会の中で、特に子供たちが少ないわけでどうしても負担は大きくなっていきますが、この少子化ということに、本市としてどのような形で歯止めをかけていかれるのか、今、企画課長の中からも、いわゆるまちづくりの中で芸術家招聘

とか何とかという事業をもちながら地域を元気にして、本市においでいただく方々も募りたいというような話もいろいろありましたけれども、やっぱり農業委員会などが花嫁、花婿対策等もやっておりますが、とりあえず対象者はいっぱいおりますので、そういった方々をまず結婚していただけるような初動の体制が必要だろうと思います。

そういったことも含めて、この本市の少子化対策をどのように乗り切っていこうと、努力というか極端な解決策は見つからないかもしれないませんが、そのようなお考えをお持ちなのか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

私ども一番考えなければならないのは、やっぱり一般財源の確保、自主財源の確保これが一番大きなポイントになろうかというふうに考えております。

ご指摘のとおり、税収にいたしましては40億円程度であるというふうに思っております。この中におきましても、このような景気の中におきます個人所得という中で、大変伸びが悪いというのも事実でございまして、またその半面、法人税の確保ということも大変大事なことでございますけど、やはり経営的に大変苦しい状況の中で、私どもこの地域におきまして法人税の伸びというのは、大変望めないというのも一つでございます。

そのような中におきまして、やはり一般財源をどう確保するかということでございますので、基本的には私ども未利用地と言いますか、周知等におけますそれぞれの売却等を含めてやっていかなければならないという、確保しなければならない、また、いろいろと今までもしておりますけど、ネーミングライツと言いますかそういうものの広告等におきまして、皆様方からのいろいろなご寄附をいただく、そういうことを踏まえて、やはりこの

財政状況の中でご質問ございましたとおり18年度、19年度から23年度まで財政計画で年間10億円ずつ減らしていこうという計画をつくっておりますけど、その当時といたしますと、さっき財政課長が話しましたとおり、大変いろんな国の政策を含めまして、いろんな要因が変わってきてまして、今回221億円という予算を計上せざるをえなかったということでもあります。

基本的にこの5年間の財政状況を考えたとき、やはり一番は、私どものこの起債残高をある程度減らしていく、それとある程度の積み立てをしていこうと、この二つの目的の中で、ある程度の5年前からいたしますと、起債にいたしましても約20億円程度、また基金にいたしましても約20億円程度ふえております。

やはり今国が景気対策をしている中におきまして、そういうものを活用しながら、やはり若干ずつではございますけど、ある程度の積み立てもしながら、次に来る対策の中で、この基金を取り崩しをしてしのいでいかなければならないのかなとそのような財政構造でございまして、今回の23年度の予算編成におきましても、そのように編成をさせていただきました。

また少子化対策ということで、このことで、大変一口で言えるものではないのかなあというふうに思っております。今ご指摘ございましたように、農家の皆様方を含めた後継者対策ということで、結婚の場を提供している、そういうものもやっておりますし、またそれぞれの今回しております過疎地域におきます公営住宅、こういうものも一つの一環であろうと、またいろいろと雇用の問題におきましても、さっきご指摘ございましたとおり10人以上の雇用をした場合につきましては、市といたしましても約3,000万円程度の助成を出さなければならない、そういういろ

んな、もろもろをやっておりますけど、今のこの段階の中で、大きな少子化対策でどれだけ効果が出てくるのか、大変このことは大きなまだ結果というのは大変難しい、今の推移でいきますと、やはり1年間出生というのは約300人、死亡というのは600名、この300名という自然的な体系の中で人口減が約国勢調査におきましても1,500名減っております。こういう中におきまして、どういう形の中で少子化対策をしていけばいいのか、いろいろと工夫しながら今後とも予算の中で組みさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに。

○8番（花木千鶴さん）

では1点ずつ、ちょっと3問ありますので、系統立てて、だんだんで伺っていきたく思うので、まず1点お尋ねします。

先ほど来出ています本体の財政に関する問題なんです、交付税をどう見ていくかという話で、22年度は88億円が合併算定で入ってきたんだということで、一本算定に比べると16億円上積みされているんだと、しかしながら10年後には一本算定、今のところでいけば16億円が、これがどんどん、どんどん上積みが減っていくので、行財政改革に今以上に取り組んでいかなければならないというくだりが書いてあります。

そこで、本年度はその国から入ってくる交付税をどう見ていくのかという、非常に大きな本市を支える財源でありますので、当初は81億円組んでいるという前提での当初予算であります。81億円がどうなのか、幾らぐらい入ってくるのかというのを、これまでを見てみると、やっぱり思ったよりは入ってきた、後年度の分で、年度末の調整のところだと思っていただければという感じでいっ

ていると思うんですが、一方で交付税は、基準財政需要額の不足分を国が払ってくれるというものですから、必要最小限度のそのまらが運営をするために必要な不足する財源を、国が補ってくれるというのが交付税の前提ですけれども、国はそれを満額払えない、払えないから昨年度は15億円ぐらいの借金をしました。国が借金をして何とか生き延びろと言っております。今年度は10億8,000万円、当初予算では見込んでいます。で、国は、3割を自治体と地方が言えば、7割が国が面倒を見るのが交付税の仕組みだけれども、それを払えないから市町村は借金をして何とかしてくれというお金で、要するに足りていないわけですよ。国はそれほどに大変な状況にあるという前提に立たなければなりません。

そこで、じゃあ、この借金をしておきなさいというお金は、あとで交付税に面倒見てあげるよという鳴り物入りなわけですが、それでも今年度の当初予算は23年度末を見てみますと、この間の借金の積み上げ額が、毎年、毎年交付税足りないから、あんたのところちょっと借金しておいてくれと言われた23年度末の残高は86億円にも上るわけです。本当に国は、市町村に借金をしておいてから、あとで面倒を見るからねと言うけど、一体幾らぐらい面倒を見てくれているのかというのがわからないわけです。

そこでお尋ねしますが、今年度10億8,000万円を一応足りない分を臨時財政対策債に充てました。しかしながら、国のほうは一応交付税で面倒をみると言っているわけですから、今年度のこの81億円という交付税の見込みの中に、これまでの交付税を足りなかった臨時財政対策債にしてあった分を少しは入れてあげるというのを、どれぐらい見ていると財政管財課はお考えなのか、これは大変細かい、私もいろいろ調べたことがあります。大変どれぐらいになりますか、毎年資

料をつくって国に上げなきゃいけませんよね。その中で、国は係数計算までしながら、あんたところの今年度分の交付税は幾らだというふうに出すわけです。

ですから一応の、満額は来ないことになっていますが、一応これぐらいという積算はすると聞いておりますね、大体81億円の中に、これまでの借金分をその交付税に入れてあげるといった臨時財政対策債分を81億円の中に幾らぐらい見込んでおられますか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

臨時財政対策債の市の償還分に対する交付税の基準財政需要額の算定額ということだと思いますが、22年度の実績といたしまして基準財政需要額としては13億5,330万円程算入されております。これは、論理償還方式で計算をされますので、実際市が借り入れて償還する額とは少し違います。で、結果としてはこの論理償還額のほうが、市が返す額よりは上回っているというのが今の現状です。最終的にはそういうすべての積み上げで、基準財政需要額の総額が140億円余りというふうになりまして、それから基準財政収入額の39億円余りを引いたところ、そこが実際の交付税額というふうになります。

ただ、国のこれまでの説明の中でも、23年度の普通交付税の総額が22年度に比較しましても4,800億円余り上積みをしているということで、17億3,714万円というような計画になっております。

それと23年度からは、これまで交付税のうちの6%は特別交付税の枠ということで進めてまいってございましたが、23年度はそれを5%、24年度は4%というようなことで段階的に特別交付税枠を減らして、普通交付税のほうをふやしたいというような考え方で今取り組みが進めておりますので、そういったことを参考にしながら今回81億1,000万円という金額を積算したところでございます。

○8番（花木千鶴さん）

今、13億円を基準財政需要額の差額の分のところだという説明でしたけれども、結局特例債、合併特例の中での算定変えというのは、いわば基準財政需要額4町分を合併しなかった分として見直すということですので、こここのところの補償なわけですよ。この算定方式を補償するということですから、それからすると本市は合併以前から比べて140億円ぐらいが基準財政需要額だったんだらうと思います。

それから考えていくと、市の交付税の問題、いろいろ話をされたんですけども、全体にパイの中のパイも減って行って、そして市町村の状況を見てみても、もし本市の分が交付税の分がそんなに変化していないということだとすると、ほかの、もろもろが減っていかねばならないんですけども、それについても先ほど来あるように、国は臨時的にいろんなものを載せこんで、最後はたくさんのお金をくれるから何とかしろというわけで、そうすると非常に複雑な財政規模だったり、市の財政状況が非常に国に振り回されているという現状から考えると、その振り回している分を抜きにして考えると、非常に厳しい状況にある、もう自転車操業の状況にあることは間違いではありません。合併して80億円近くの借金をしながら、基準財政需要額を担保していくというのですから、大変な状況にあるということをやっぱり考えないといけないと思うんですがね。

それから見ますときに、私聞きたいのはこの辺をどう考えながら今年度の予算を組んだのかという意味で聞きたいわけですけど、そうしますと240億円、先ほどもありましたが22年度は、その240億円で年度末を大体今の年度末の状況から予測では、決算ではありませんけど予想数字がそのようになっています。そうしますと今年度も221億円、

子ども手当がふえたからだとか、いろいろありますが、本市の国の財政状況、市の財政状況を見たときの財政規模が200億円ぐらいなんだよというのが、200億円の大体の考え方だったんだと思うんですね。それを国の最後の駆け込みみたいないろんな臨時的な、それから政府のいろんな政治的な絡みとかがあるかもしれないけど、これからまた二百三十、四十登るんじゃないか、これは国が載せたからしょうがなかったというよりも、財政規模というのは本市が身丈にあった財政をするという基本的な考え方なので、国が掛け込んできそうだと思うのであれば、当初を少し小さく緊縮財源で、非常に当初もっていくべきだったのではないかなというふうに思うのですが、それこそ算定替えが終わるときに、どれぐらいそれに耐えられるのかというのを今から身の丈合わせてないといけないんだという前提にたてば、少し財政規模が大きいのではないかなという感じがするのですが、その辺はどのように見通しながら今年度予算を立てておられるのですか。

○市長（宮路高光君）

まあ、身の丈といいますか私どもの日置市におけます身の丈の財政、規模と言いますか、今200億円というのは基本的に5万人の人口規模によります類似団体、これを全国の市町村会におけます統計上の中におきまして、約類似団体で200億円、この中で特に合併していないところとしているところ、ここ当たりが若干違うんですけど、まあ、類似団体におきましては200億円前後でやっておるということでございます。

今、ご指摘のとおり身の丈にあった中では、若干規模が大きいんじゃないかなというご指摘であります。特に、さっきも申し上げましたとおりこの要因というのが子ども手当を含めた扶助費等が伸びたという理由でございまして、これは特に、子ども手当等にするには

トンネルで来ている部分も多いわけですが、それが国庫補助金が伸びておるというのも事実でございます。

また基本的には市の裏付けの4分の1の手当という部分も自立支援事業の中には含まれるわけなんですけど、子ども手当については、児童手当、子ども市が出しているのは児童手当分については、その負担を出しておりますけど、基本的には国庫の金額が全額入ってきておるというのも一つで、このような予算規模、実質よりも予算規模は大きくなっているというのも理解してほしいと思っております。

その中で、今回ここに上げている221億円の中でもまだ今後確定していない、特に、社会基盤整備を含めまして確定していない道路関係について挙げていない部分もございまして。そういうものは、今後6月、9月補正で挙げていかなければならないということでございます。

実質、さっきも申し上げましたとおり財政計画200億円ということをつくったわけでございますけど、さっきも申し上げましたように国庫補助金が、割と大変多く入ってきてトンネルみたいな感じになっておりまして、実質の財政、その身の丈にあった財政というのは、本当にこの220億円でございますけど、210億円も足りない中で私は実質あるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

市長の思いは、できるだけ市民にできることはしてやりたいという思いは、とてもよくわかるように思います。市民はそう願っているでしょうし。

ただ、経営的に考えていきますと、それではほんとに来るべきときにやっていけるのかということがあるので、少しは、その辺にも市民にわかっていただいて、削れる努力をすべきじゃないか。今、答弁にあったように、

「今年度中にもいろんな、また国からの国庫補助が上乘せがあるだろう」というようなお話がありました。ということは、財政がまた上っていくってことです。市民は、やっぱりしてはもらいたいが、そのことができるようになると、やっぱりその感覚っていうんですか、厳しいという感覚を身にしみて感じないわけです。その辺のところは考えながら、厳しいところでしょうけれども、やっぱり住民とともに共感していかなきゃいけないんじゃないかなんかと思っているところなんです。

もう1点、最後にお尋ねします。先ほど来、やっぱりこれからのことを考えないといけないうて言うんですが、先ほど行革大綱が出ました。それで、一般質問、皆さん、何人か予定されておられるようです。でね、大綱の中でも、そして委員会の答申の中でもあったように、人員が削減されていく。今の本市の状況では、人員は合併当初からすると100名近く減るのに、行政サービスはそのまんま維持していこうという体制は、100人も減っているのに、合併しなかった旧町も含めて支所も含めて、その状態を維持していくという前提に立って行政運営をしています。100人減っているのにサービスは変わらないんだよという前提のまま、このまま6年来てるんですけども。それが本当に維持できるのかどうかという検討は、組織改革のところをしてみましても27年まで、要するに合併10年後まで支所方式をどうするのか、本所方式をどうするのかっていう結論をする方向性は出てないんです。ただ、今伺ったこの財政のずっと見てみますと、その後は大変に厳しい財政状況になるってことを踏まえるんですけども。

最後に、やっぱり大変重要な問題だと思っておりますが、方向性をつけるというのは大綱の中には出てこないけれど、庁内の中で具体的にそれらについて話を進めていって、何年

か後には結論に導き出そうというような庁内会議なりを始めて、その分を、ことしはこの分野この分野と言いながら、合併前と同じようなことを繰り返すような議論じゃなくて、それをきちんと積み立てていくっていうのは、庁内の中で段取りっていいですか、準備は組織としてやっておられるのかどうか。お考えを伺って、質疑を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

職員の削減につきましては、ご指摘ございましたとおり合併後から約100名程度は少なくなっております。その中で、今ご指摘ございます本所と支所のあり方ということでございます。特に、いつも言われております支所の職員は削減しますと、大変地域を含めいろんな皆様方から大変いろんなご批判もあるのも事実でございます。そういう中におきまして、やはり今後の組織のあり方ということで、特にそれぞれ部といいますか総務また民生、教育委員会、産業とありますけど、やはりできるところからそういう体制をとっていききたいというふうには思っております。特に、今までの課の減ってきたのは、課長級、合併当時約50幾つありました課が、今38程度になっておりますし、またそれぞれおりました係長級といいますか、そういう方々も大変多く係も減らしておきまして、そういうことをしながら職員数を減らしてきたというのは事実でございます。基本的には、ある程度、こういう手法じゃあ大変難しい部分であったのかなんかと思っております。そういうことを含めまして、今ご指摘ございましたとおり今後5年間をかけた、また新たな一つの方法の中で進めていかなきゃならないということで、ある程度、今、特に部長さんたちをした会議の中で、こういう提案を申し上げながら内部の中でも今後におきます本所、支所の人数のあり方、また組織のあり方、こういうものを具体的に進めていきたいというふうに思っ

おります。

○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を15時15分といたします。

午後3時05分休憩

午後3時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

先ほどの花木議員のご質問の中でちょっと数字を言い間違っておりましたので、訂正をさせていただきますと思います。

まず、1点目が、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債の償還費でございます。13億5,000万円余りというふうに申し上げたかと思いますが、この数字は22年度の臨時財政対策債発行可能額でございます、実際の償還額として算入されるのは4億1,700万円余りというふうになります。それから、基準財政需要額の総額として140億9,000万円余りということで申し上げましたが、これもその臨時体制対策債の振りかえ前の額でありまして、振りかえ後は127億4,000万円余りになります。それに基準財政収入額の39億7,000万円余りを引いたのが普通交付税の額ということになりますので、訂正をさせていただきますと思います。

○議長（成田 浩君）

訂正方をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○18番（長野瑛や子さん）

新規事業3点と、あと1点お伺いいたします。

まず、福祉課のほうで95ページに地域生活支援事業と出てきてますけども、これが先ほどの補正で実績が4割から5割だったと思うんですけど、改めてまたこれが新規でって

いうことで、この概要はどうか。実績に基づいたものなのか、お伺いします。

それと、もう一つ新規事業、発達障害児等支援事業。これは、歳入のほうで20ページで安心子供基金事業が出てきてますけど、ここで発達支援相談事業、これが人件費のようですが、これに相当するものなのか。また、事業展開はどのようにされるのか。

あと、202ページです、説明資料の。13節の委託料の活力創出基盤整備事業1,200万円ですけど、公園の延命化ということなんですけど、これの概要。どこがどのように延命されるのか。

あと、262ページですけども、施政方針でも説明がありましたけども、埋蔵文化財事業、辻堂原遺跡ですけども、これは旧吹上中学校の跡のときもこれが出てきまして、中学校建設、今度はまたテニスコートのところです。給食センターになりましたけれども、前回との関連性。最大級の遺跡、古墳時代といえれば仁徳、御陵、この辺だと思えるんですけど、1400年から500年前だと思えるんですけど。規模は、上野原遺跡よりもほんと大きいとは聞いているんですけど、またその規模的には給食センターのそこだけだけでも、報告書を出されるということだけでも、今後に及んでそういうまだ調査をしていく必要があるのかどうか。この辺をもう少し詳しくお聞かせ願います。

○福祉課長（野崎博志君）

初めに、95ページのほうの地域生活支援事業費でございますが、地域生活支援事業費の相談支援専門員の分だと思えるんですけど、3名と書いてございます。身体、知的、精神で各1名ずつ相談員をお願いして事業を実施しようというものでございます。22年度までは施設のほうに相談事業としてお願いしておりましたが、今年度から新たに福祉課のほうの近くの会議室を利用して、そこで1部屋

設けて相談事業を開始しようというようなものでございます。

それと、歳入のほうの20ページの安心子ども基金にかかわる分の発達支援の分でございますが、臨床心理士を雇いまして、幼稚園、保育園あるいは学校等、あと親子教室を実施しているところなどに臨床心理士を派遣しましていろんな相談業務に乗っていただくというふうなことを、子ども基金のほうを利用して実施していく予定でございます。

以上です。

○建設課長（久保啓昭君）

公園費の202ページの活力創出基盤整備事業の公園の予備調査でございますけれども、新規事業ということでございますけれども。これにつきましては、日置市内の都市公園52カ所でございますけれども、そのトイレとか駐車場等のバリアフリー化、また遊具等また公園の施設等の修繕整備等につきまして、補助事業を導入していくための公園施設の長寿命化計画を策定するための予備調査ということでございまして、補助率が50%でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（芝原八郎君）

262ページの辻堂原の発掘調査費関係ですが、一応発掘についてはもう全部、すべて終わっております。そのあと整理ということと、いろんな報告書をまとめるための事務とかトレースとかそういった報告書に仕上げのためのあと整理等を含めておりますので、新たに発掘をするということじゃなくて、現在遺品として出たやつ整理にかかわる分でございますので。

○18番（長野瑛や子さん）

大体了解いたしましたけど、この地域生活支援事業、この3名の派遣の分はわかりますけど、22年度の補正、今度の補正で大体地域生活支援事業のところを見ましたら、実績

としては4割から5割、ほとんど執行残になってるんですけども。また、この事業とは関連するのか。するんだったら、課と検討委員会では地域自立支援協議会、ここの連携を図る、機能の充実を図るとありますけども、ここからの諮問されて、その意見が出てきてこの事業を拡大していくのか。ここあたりの連携っていうのは、どうなっているのか。

あと、発達児はわかりました。

それと、今の辻堂原、ここですけど、施政方針では非常に今重大性があるということを書いておられますけども、これはもう何年も前から重大性があるって言われながらもつい調査が終わった段階でそのまま。最大級の遺跡だったら、もっとこれはいろんなルーツとかそういうのも取り組む必要性もあるんじゃないかなと。今回は報告だというんですけど、専門家等の意見はこれからなのか、あったのか。発掘したところで一番重要な物があったのかどうか。ここをお伺いいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

地域生活支援事業でございます。3月補正の分では、その上のほうに書いてあります手話通訳の業務ということで、ここの分が、執行のほうで、日数が減になったために3月補正で減額をしたものでございます。

相談支援専門員につきましては、自立支援協議会の部会のほうで相談支援事業を行政のほうでも部会のほうから実施したほうがいいんじゃないかということで、部会から協議会に上げて、協議会のほうからもそういう意見をいただいて、今回23年度から行政のほうでそれぞれの種目ごとに相談委員もお願いして実施するものでございます。

○社会教育課長（芝原八郎君）

住居跡等は出ておりますが、そんな中で埋蔵文化センター等の指導を受けながら、後ろのほうの263ページにありますとおり、辻堂原の発掘調査報告書の中にそういった形の

状況等を記載していきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに。

○17番（梶 康博君）

二、三伺いたいと思いますが、先ほど、まず市長がちょっと発言がありました本年度の土木費の問題ですけれども。一括交付金ということで、今後予算が配分されるということなんですが、例年などかなりの予算が計上されておりますけれど、各自治体の自由度が、使い方がいよいという政府の考え方のようなんですが。政府から来た予算が、全額土木費にこれまでどおり使う計画なのか。それとも、一部は迂回に使うのか。そこらあたりがどのように市長も考えておられるのか。初めての一括交付金ということですので、その使い道について伺いたいと思います。

それから、予算書の中から二、三伺いたいと思いますが、農林水産課の152ページと153ページの営農指導員を4名、それと農業公社の営農技術指導官1名ということで人件費が上がっているわけですけれど、農業改良普及所や農協の営農指導員等がある中で、それ以上に営農指導員が複数市内で採用する。何か、今後違う展開が見込んでのことなのかどうかということを伺いたいと思います。

それから、220ページの市の育英奨学資金の運用のことですけれども、この育英奨学資金についても議会は直接タッチしているのかどうか、そこあたりが最近定かでないような気もいたします。審議会に参加するしないは、とやかくはいうわけではございませんけれども、やはり議会にも1年に1回なり結果報告については運用状況を報告はできないものなのかということを伺いたいと思います。

それと、もう1点、AEDの電極パッドということですが、平成22年度は30基以上あるいは30基ぐらいですか、新規購入があったと思うんですが、この耐用年

数といいますか、こういうのが約3年ぐらいというように感じるんですが、そのぐらい耐用年数があるのか。あるのであれば、市内で指定管理施設に市で購入して預けてあるわけですけれども、そういった部分についてのおおきな量であっても、指定管理者の経費としてやはり負担をしていただく方法も検討の余地はないのかどうか。そういうことをって思っておるもんですから伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

一括交付金の場合は今年度は県だけでございまして、県が約5,120億円程度、24年度におきましては、市町村のほうに約5,000億円ということであります。

私どもは、23年度は今までの交付金または補助金の中で運営をさせていただきたいというふうに考えておりまして、さっき申し上げましたとおり国の、国会のあのような審議の中におきまして、確定しないといいますか予算は上げてありますけど、その細かい配置といいますか、予算が通るか通らないかもわからない部分がございますので、基本的に新規を含めて内示が来たときに一応制度のほうに上げさせていただきたいということ、さっき若干まだそういう積み残しが、国庫補助金があるという中でご説明申し上げたということでございますので、ご理解してほしいと思っております。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ただいまのご質問ですけれども、152ページの13節委託料に計上してございますふるさと雇用再生特別基金事業ですけれども、市内には大きなたくさん直売所がありまして、大きなところはチェスト館、蓬莱館それぞれあります。今回は、この直売所の方の、そういう指導員を雇用してもらって生産者のほうの指導に当たってもらおうというふうな形で、いわゆる直売所の経営面からいろんな品物がだぶつかないように、時期によって同じ物が

できるというふうなことじゃなくて、そういうふうに出荷者のほうの生産の中にまで指導できるような指導員の業務を、そういうところに委託するというふうな形でございます。

それから、153ページのほうにつきましましては、吹上支所のほうで営農技術指導官をこれまでも雇ってきておりました。ただ、残念ながら昨年も途中で退職なさったりというふうなこともありまして、こっちのほうは全く単独費でございました。152ページのほうは全額国庫補助になりますので、できることでしたらこちらのほうの部分を振りかえていきたいなということにも考えております。

○教育総務課長（地頭所浩君）

奨学資金の件についてお答えいたします。

奨学資金の運用につきましましては、奨学生の選考委員会を開きまして、そこである程度決定しまして、それから教育委員会で最終的に決定してるところでございます。その基金の運用状況につきましましては、決算書において基金の運用状況また監査委員の監査等も受けまして、その報告等も提出してるところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

AEDの関係の消耗品並びにバッテリーのことでお尋ねだったかと思えます。

ご質問のとおり、各支所の公共施設に計画的にAEDを設置してまいっております。基本的にバッテリーについては、大体5年から6年程度もつものだと認識しておりますが、パッドについては1回使うたびに交換していますか、そういう消耗品的な部分があると思えます。それを指定管理施設でどういう対応をするのかというようなことでございますが、そちらについては、まだ具体的に協議も

いたしておりませんので今後また協議を進めていきたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

説明資料の36ページの2節過疎地域自立促進特別事業債ということで、これは過疎法の見直しによってソフト部分が入ってきたということで、非常に本市にとっては有効に使える事業になったなと思うわけですが。これは事業の中身を見てみますと、全市的にまたがる事業が全部含まれております。ただ、皆さんもご存じのとおり伊集院地域は過疎地域に指定されておられませんので、全市的な事業をするときにはこの問題が足かせになってくると思うわけですが、その辺の進め方をどう考えておられるのか。これが1点目です。

それから、2点目をお伺いいたします。

61ページです。19節のところの補助金及び交付金のところで、辺地共聴対策施設の整備事業補助金ということで8施設ということですが、この8施設がどの部分か。それと、7月には地上デジタル放送が全面的に始まるということでアナログが見れなくなるわけですが、その辺の対策というのはどのぐらいになっているのか。日置市内の普及率が何%になっているのか。また、新たな難視聴というものが指摘されているわけですが、日置市内ではどういうふうな箇所が考えられ、そしてその対策はどのように考えていくのか。お伺いいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

まず、36ページの過疎地域自立促進特別事業債のことでございます。

今回、申請といいますか起債を充当しようということで考えてる事業については、市内全域にかかわる事業ということになります。本来なら一般財源でこれらをすべて手当てし

てきたわけですが、3地域については過疎が使えるということで、その部分の財源を入れかえるという考え方で、今回このような対応をしたところでございます。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

ご質疑の2問目の61ページ、辺地共聴の関係でございます。

地区名につきましては、長迫、麓上、そして瀬戸内、そして伊集院地域の下土橋、上土橋の1地区と2地区——これは2カ所ございます。そして下谷口、そして下谷口の池田、そして長里地区——庁舎の東口周辺でございます。こういったところを、この23年度で取り組む予定でございます。ただ、この地区につきましても、この地デジの開始に向けてすべて間に合うかという、それはちょっと難しい状況にあります。

また、普及率でございませけれども、実はまだこれからも恐らく新たな難視が出てくると思いますけれども、おおむね95%以上は整ってきたのではないかなと思っております。その背景には、自治会長さんを通じての個別の調査、それをもとにしての生活保護世帯の皆さん方のチューナーの貸し付けなり、あるいはそのほか協力をいただいた関係もありまして、かなり普及率は上がってきていると考えております。

今後の対策ですけれども、どうしても1世帯、2世帯、こういった世帯の方々が共聴施設に加入できない状況がございませ。その対策にいたしましては、高性能のアンテナを取り急ぎ設置せざるを得ないかなという国の方針でございませ。現段階でも、件数的にはデジサポに来る件数は減ったように聞いておりますけれども、ただこれまでの申し込み件数がかかなり多かつたために、その対応が早急にできない状況もありますので、デジサポと今連携をとりながら普及に努めているところでございませ。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○11番（大園貴文君）

説明資料の19ページと152ページに書いてありますグリーンツーリズムによる2地域居住地域間交流推進雇用創出事業ということがあります。この内容と計画を説明いただきたいと思ひます。

それから、これは市長のほうにお聞きしたいんですが、180ページ水産業費のところなんですが、吹上漁港の管理費、きめ細かな事業ですか3月補正の中でも700万円、増床100万円と。800万円ぐらいのお金を、そうして毎年毎年そのときによるんですけども、港ということもありますけれども、伊作川の河口ということで、あるいは生活水もきちっと流していかないといけない。そういった場所にあるわけなんです。その辺の整備について、ただ毎年そのお金を砂の除去のためだけに予算を組んで、改善がされない状況でいいのか。今後の考え方をしてこの予算が組まれたのかをお聞きしたいと思ひます。

それから、206ページの公営住宅の建設に4億5,000万円ほど予算を組んで、和田、花田、上市来のほう3カ所計画をされておりますけれども、これが定住と地域の活性化ということで計画されていると思ひます。

先ほど、市長のほうでも市の持っている未利用地の売却、利用促進ということもありましたけれども、やはりこの伊集院地域においては、住宅も3階建て、2階建てがいいのかもしれないが、ここの過疎地域においては平屋式で償還が済み規制が外れたような状態で払い下げ方式にしていかないと、市の住宅をずっと持っているとしてすべて老朽化をしてきて改善がなされない。古いところから新しいところに移り変わるだけで、この居住者の

方々は、やはり鹿児島市内から入ってこられるような環境づくり。そういったもの等も考えながらやっていかないと、この定住促進や地域の活性化と一緒に繋がっていかないと、そのように私は考えるわけなんです。こういった計画の中で、平屋でそういった考え方も検討されなかったのか。そして、また地域に特性にあったことを計画されるのが、私は妥当なやり方であり、またその償還が終わった状態でまた新しい住宅を建設し、また払い下げをしていくということによって過疎地域にも人口増が見込めていくのではないかと思えます。その辺の計画、予算をつくるに当たっての考え方をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

吹上漁港の問題でございますけど、今回は大変こういう特有の季節風といいますか、そういう中におきまして、特に漁港の出入り口におきます砂の堆積があったということで漁協のほうからもいただいて、こういう端的な中でこの船の出入りができるようにしたいということで、今回3月補正の中でもさしていただきました。これは、抜本的な漁港の整備をという部分も来るし、いろいろと漁協におきまして今後の経営、そこあたりのほうも十分検討していただかなきゃならない。2年ぐらい前、漁協の合併というのもありまして、いろいろと論議もした経緯もあります。ここあたりの部分もしていかなければ、今私どもは端的な中でこのしゅんせつというのを毎年しておりますけれども、これしなければまた大きな一つの、漁民の皆様方の生活圏に困るという部分もございますので、当分このような形になるかというふうに感じております。

また、今ご指摘ございました公営住宅の部分でございますけど、基本にご指摘ございましたとおり地域におきます活性化を含め、また地域の定住促進、こういうものを考えた中におきました部分もありますけど、基本的

には学校の存続を含めた、そういう大きな狙いもございます。

今回、私どもはこの公営住宅の国の補助金をいただいて、まだこれ家賃等の補助金もいただかなきゃならない。その中で、今ご指摘ございました払い下げという部分がありますが、これはまた違った補助事業じゃなく、単独、いろんな部分ですればそういう部分も取り入れられるというふうに思っておりますけど、こういう財政状況が厳しい中におきまして、どうしても国の補助事業でつくっておりますので、ここあたりの議員がおっしゃいますように、何年かしたら払い下げをしていく、この方策でやはり定住促進も図られるというのは十分わかってはおります。その中で、そのつくるに至ってその財源をどうするのか。ここあたりの最初の発想の中で、そのことは決めていかなきゃならないわけでございますけども、今回はやはり公営事業におきます国の補助事業をいただいておりますので、今言ったように何年かした中で払下げというのは大変難しいというふうに思っております。

その中で、今平屋とか、いろいろと論議をしなかったかということでございますけど、土地の地形を含めまして今回取得した中におきましては、若干平屋では難しいのか、2階建ての形になるのかと、そのように考えております。

○農林水産課長（瀬川利英君）

大園議員の質問のグリーンツーリズムの関係ですけれども、この事業につきましては平成22年度からふるさと雇用再生特別基金事業というふうなことで続けておりまして、23年度で2年目になります。ご存じのとおり日置市におきましては、中学生・高校生の修学旅行の受け入れを進めておりまして、平成22年度は15クラス、557名の受け入れがされております。こういったようなことで、特に新幹線効果とかそういうふうなもの

も踏まえまして、地域のいろんな資源とかそういう指導者とか、そういうふうなものも全部一緒になりまして、観光のほうにまで取り組みまして市内に滞在してもらう、宿泊してもらおうというふうなことが、南さつま、それから枕崎のほうとも協議会をつくりまして対応しております。そういう中で、日置市内、吹上、日吉、伊集院、東市来、この4つの地域にそれぞれ受け入れ家庭等もあるわけなんですけれども、今後におきましては、日置市内だけでも一つの形がとれないのかなというふうなことで今回この緊急雇用事業を入れまして、そういうふうなコーディネートができる人間を育成していくと。そのために、現在エコリックアソシエーションというところのほうに市内の人間を雇ってもらいまして、今後におきましてそういうふうな対応ができる人間を育成するという事業を今取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ほかに。

○5番（上園哲生君）

本来であれば委員会審議にお任せをしたいんですけども、どうしても気になるものですから質疑をさせていただきます。1点だけです。

説明資料の28ページの有価証券売り払い収入のところですけども、いろいろ財源確保ということは大事なことですけれども、このいわさきコーポレーションの株式売り払い。ご承知のとおりいわさきコーポレーションというのは、鹿児島交通あるいはいわさきバスなんかの持ち株会社でございますけれども、そこに株を売ることになったそのいきさつといたしますか背景といたしますか。そこらと、それからこの1株150円という評価はどういうところから出てきた、客観的な根拠のあ

る数字なのか。そこらをまずお尋ねいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問でございますが、まずこの株券につきましては、旧伊集院町、日吉町、吹上町の時代から鹿児島交通線、南薩線の関係もあって、それぞれの3町で株券を取得されてたということがまずあります。全体では、10万5,686株ございまして、これは額面はすべて50円券ということで、一番古いのは昭和の39年の9月になるようでございます。それ以降それぞれ保有されて、平成4年ぐらいまでは金額にすればわずかですけど配当もあったというような状況でございます。

今回のお話があったのは、今は岩崎コーポレーションが所有している株式会社について、岩崎産業グループで買い取りたいという申し出が1月の下旬にございました。その申し出の内容によりますと、岩崎産業の会社全体の中的意思決定をスムーズに進めるために、会社の再編といいますか、そういったことも進めていくためには、どうしても株式を買い取って、そういう体制をつくっていききたいというような会社の意向のお話をいただいたところでございます。

この1株150円という根拠でございますが、先ほど申しましたように昭和39年、40年当時の額面50円というのが、現在150円がどうかというようなこともあるわけですが、今回この150円について公会計の運用の中で、私どもが委託をしています地域科学研究所にも少し情報を問い合わせたりいたしました。実際は株式上場をされてない株なものですから、非常に難しい面もあるわけですが、当初、昨年、岩崎コーポレーションの株主総会で提示された1株当たりの価格というのが181円という金額があったものですから、それをベースにして地域科学のほ

うへ問い合わせをしたところです。

そうしたところ、先ほど申しましたように上場されておられませんので、なかなか難しいところではあります。ほぼ現状の中では上限ではないかというような意見が一つございます。それと岩崎側のほうからは、別途会社のほうで、そういう公認会計士とかの資格を持った方の評価の資料もいただいたところですが、それによりますと127円から147円という幅を持たせて表示はしてあったわけですが、それを上回る金額ということ。

もう一つは、県内の金融機関の関係も幾らかあるものですから、そちらについては今問い合わせもいたしておりますが、その辺も含めて、現在のところは150円という金額が妥当ではないかと考えております。ただし、今申しました金融機関の情報等も今後は集めながら、実際契約の中では、あと指宿市さん、南九州市さん、南さつま市さん、うちを含めて4市ございますので、そこらとも連携しながらお話を進めることになるかと思っております。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

今のところの経緯はちょっと理解できたんですけれども、やはり岩崎コーポレーションの株というのは、岩崎本体との株の持ち合いをしている会社ですよね。それだけに、そこへの影響力のある売却ですよね。と同時に、これはあくまでも岩崎側から依頼をされてきた件でございますので、ぜひとも、こういう場で言うのはふさわしいかどうかわかりませんが、「江戸の敵は長崎で」という言葉がありますけれども、吹上から出てきている我々にとりましては、あの風光明媚なさつま湖が、鉄条網が張られ、そしてそのままほっちらかされて、そしてそういうところに絡んどの会社が向こうから、今度はうちの会社の株を買い取らせてということに對しまして、やはり、きちっとした対応で臨んでいただき

たいと思ひまして、結構ですあとは。（笑声）

○議長（成田 浩君）

答えはいいんですか。

○5番（上園哲生君）

はい、結構です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（黒田澄子さん）

私は河川総務費についてお伺いをしたいと思ひます。1点だけです。

194ページのほうに、河川維持管理費愛護作業報酬費が233万円で、あと河川維持修繕費が123万円、河川維持管理費が241万円等々と掲げてあります。昨年度の河川総務費からすると、2,300万円ほどマイナスになっております。これに関して、まず、詳細な説明をいただきたいということと、それから市民による河川愛護に230万円出ている割には、市独自でやる河川維持管理費というのが123万円で、本当に少ないわけなんです。本市内における河川の量、それから2級河川においては県の管理でございますが、そこも市民が愛護作業でやっているわけです。その中でこれだけ削減をされているということと、これで本市内の河川の維持ができるとお考えになって計上されているのか、私はもっとたくさん計上されなければならないのかなというふうに考えているわけですが、そこらについて質疑いたします。

○建設課長（久保啓昭君）

ただいまの質問でございますけれども、昨年との予算の比較で、昨年は急傾斜地の崩壊対策事業、県単事業ですけれども、伊集院地域と東市来地域で2,300万円ほどございました。その分が今回は計上してございませんのでその分の減額でございます。

それから河川愛護と、また河川の維持費でございますけれども、河川愛護につきまして

は各自治会のほうに毎年お願いして作業していただいているわけですが、維持修繕につきましては、市のほうで管理する普通河川、14河川のところの寄洲とか伐採等を一応例年の予算計上で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○1番（黒田澄子さん）

今、普通河川と14河川のほうの寄洲の除去等に123万円の計上をしているということでありましたが、それでは2級河川のほうの寄洲の除去等は、どうされていかれる予定でございますか。

○建設課長（久保啓昭君）

2級河川につきましては、県の管理の河川でございますので、県のほうに毎年県単防災事業等がございますので、その要望をしまして、各地域から要望のあった箇所を寄洲除去また伐採等を要望しているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

2級河川の昨年度要望したことが実績として上がったのは、どれくらいのが実績としてあるかだけ、お願いします。

○議長（成田 浩君）

私のほうからよろしいですか。これは、ただいまのは県の予算の中の、事業の中の質問ですから、ここの市の予算の中には出てきていないから、こちらとしても答えることができないのではないかなと思います。よろしいですか。ほかにございませんか。

○7番（坂口洋之君）

3点ほどお聞きいたします。施政方針の中で、男女共同参画の点がありますのでそこに触れたいと思います。

6ページ、市男女共同参画推進懇話会を核に関係団体や企業等と連携をしながら、とい

うことがありますけれども、具体的に企業とどういった形で連携をする予定なのかお尋ねいたします。また、具体的にどういった企業と連携をするのかお尋ねをいたします。

2点目に、今回の予算方針の中でも、予算書の中にもNPO法人の活用が指名されていると思います。予算についてもNPO連絡会の補助に3万円、NPO活動推進フォーラムの参加として5万1,860円、NPO鹿児島企業化交流年会費として10万円計上されております。昨年に比べてNPOに関する予算が数多く計上されておりますけれども、来年度はNPOとの活用連携について具体的にどういった形で進めていくのかお尋ねをいたします。

あと予算書の56ページ、2款1項7目企画費の県の企業誘致対策費ということで38万5,000円が計上されておまして、昨年と比較してもそう変わりませんが、来年度は具体的にどういった形で進めていくのか、九州新幹線が開通いたしまして関西圏、中国圏との人の流れも大きく変わる方針の中で、来年度はどういった形で考えられているのか3点お尋ねをいたします。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

男女共同参画についての取り組み、とりわけこの企業との連携ですけれども、これまで市役所内を含めまして地域、そして家庭こういった場所で男女共同参画の呼びかけをしてきましたけれども、やはり企業の中でもこれからは男女共同参画のこの取り組みの姿勢、情報をいただきながら、我々も把握をしていきたいと考えております。

と申しますのは、やはり日置市自体が企業として男女共同参画にどういった取り組みをしているのかという状況も、私どもは把握する必要があると考えております。合わせまして懇話会の中でもこういった企業との連携、そういったものも話題とされている内容でこ

ございましたので、この23年度に向けて企業も連携を取り合ったこの男女共同参画の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

2点目のNPOの活用でございますけれども、日置市内に14のNPO法人が今ございます。とりわけその中で独自に活動をしていらっしゃるNPO法人の方も結構いらっしゃるんですが、私どもに情報をいろいろ寄せていただく3グループのNPOの方々、特に福祉の関係、あるいは環境の取り組みで江口浜海岸の清掃を通じて、海岸のごみを拾ってコンサートの入場料をかえるとか、こういったものの取り組み、あるいは福祉の関係では、福祉等でそれぞれ車を指定して、民間のNPOの方々が鹿児島市まで運ぶといったような取り組みあるということでございます。

今、ご指摘のありましたとおり、76ページあるいは69ページあたりにこのNPOという名前が出てまいります。県も共生・協働のこの取り組みを、かなり強調して進めてもらっているわけですが、この中でやはり自助・共助・公助、共助という面でのNPOの方々のお力が必要ではないかと思えます。

とりわけ先ほど農林水産課長のほうからありました修学旅行の受け入れ自体は南さつま市のNPO法人のエコ・リンク・アソシエーションでございます。こちらのほうにツーリスト等々から連絡がまいりまして、各県内のこういった市町に配分という形となっております。また23年度におきましては、先だっただけ提案申し上げましたけれども、男女共同参画の相談員の方も鹿児島市のNPO法人の方へ相談できればなあとということで、これから話を詰めていきたいと考えております。

3番目の企業誘致の関係の旅費でございますけれども、結果として昨年度と同額でございます。なお、この旅費につきましては、関東、中部、関西の企業訪問を含めまして、関

西につきましては企業化交流会という組織がございまして、鹿児島県内の方々が非常に活躍していらっしゃるということもございまして、こういったところとの連携、また清藤工業団地、亀原工業団地、残りの用地もございまして、積極的にこの部分に対応するよう、今回この予算計上を同額でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

最初の質問で、男女共同参画社会のことで、具体的に企業との連携というのを質問したと思えますけれども、具体的にどういった企業との連携を図られるのか、具体的な事例等がもし考えがあればお答え願いたいと思えます。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

具体的な内容につきましては、まだこれからでございますけれども、民間の企業の方における管理職の女性ポストとか、こういったところも鋭意情報をいただきながら取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに。

○15番（西園典子さん）

2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つは、子ども手当事業費のことで確認も含めてお尋ねしたいと思います。歳入と歳出におきまして、歳入は14ページの052負担金が入っておりまして、歳出の部分が説明資料118ページの児童措置費の部分に入っているじゃないかと思っております。

これは聞くところによりますと、ゼロ歳から小学生までが4,497人と、中学生が1,294人ですか、そういうのが両方に載っておりまして、そのほかに歳出の部分は、それぞれの担当のところにまた子ども手当と、それぞれの所管の中の手当の中に子ども手当というのが職員の部分が入っているわけです。

この職員の部分のところ、結局は4ページの部分の地方特例交付金の中に入って、その児童手当及び子ども手当特例交付金、その4,445万円、これが職員の分などに関するそれなどが入っているというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。その4,445万円の内訳またこの計上のあり方について、ちょっと一つこういうふうな解釈でいいのかどうかを確認したいと思います。

それからもう一つ、先ほどから財政規模のことがいろいろと言われております。200億円というのを前は目指してきたんだがということで、新聞等では最近、それぞれの自治体の鹿児島県内の市町村の当初予算などがいろいろと載ってきております。

その中で、やはりどこもこの特例交付金、地域活性化の特例交付金、また交付税措置などいろいろなのは、この日置市に限らず利用してもいいよというような形で、どこもあるわけでございますけれども、まあ、歳出がふえたところ、予算規模がふえたところを、また減ったところそれぞれがあるようであります。

それはそれぞれの市町村の考え方だと思いますが、やはり苦しくても頑張っ、どうにか非常にこの県内の自治体はどこも財政が豊かであるというところはないのであって、どこも日置市と同じような条件の中で、どう健全財政化を進めていこうかという形を目指しているというふうに私は思っているわけですが、その中で日置市と同じように多いところもあれば、やはり削減の努力をしているといったところもあるようでございます。

それはそれぞれの自治体の考えだとおっしゃればそうですが、そこ辺のところに関しまして、削減の努力もしているようにはたから見れば、見える私から見たらそういうふうに見えたりもするところもありますが、そこへんに関する市長の見解も一つお伺いをしたい

と思います。お願いします。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、合併当初11年ということでもございました。特に今回、このように各自治体も予算規模と言いますか、恐らく21年、22年、国の景気対策、こういうもろもろも含めまして、私ども自治体も県も大変規模的に縮小していかなければならないところでもございましたけど、国のそのような事業がまわりまわしてふえているのも事実でございます。

そういう中におきまして、今後を含めて、また私どものほうも23年度までの財政計画をつくりましたけど、また24年度からの財政計画というのも今年度中につくらなきゃならないというふうに思っております。

どうしても、さっきも申し上げましたとおりこの交付税が算定変えをしたときにどうなってくるのか、ここらあたりにおいて、少しでも私としては基金を積み立てていこうと思っております。やはりある程度基金がなければ、大変難しい部分もでてまいりますし、そういうふうにある程度基金のほうに積み立てをしながら、今後の先行きの財政計画とにらみあわせをしながら進んでいかなきゃならないというふうに考えております。

以上です。

○福祉課長（野崎博志君）

子ども手当についてでございますが、まず14ページの5節の子ども手当国庫負担金でございますが、申し訳ありません字の訂正をお願いしたいと思います。ゼロから3歳未満の被用者の分でございますが1万442人としてあるところを、1万422人に訂正をお願いします。

それと同じく18ページです、5節の子ども手当の県負担金、ここもゼロから3歳未満の被用者分が1万442人となっておりますので、1万422人に訂正をお願いします。

子ども手当につきましては、今歳入のほうのこの14ページ、18ページと、歳出のほうでは118ページに記載されている分が日置市の一般の方の児童手当に関する歳入歳出の予算でございます、子ども手当のですね。

子ども手当につきましては、公務員は子ども手当は勤務先から支給するというふうになっておりますので、各節ごとに子ども手当が出ている分は、職員の分の子ども手当の分で計上されております。それと4ページのほうの分の歳入につきましても、その職員分のほうの歳入の財源ということでございます。

以上でございます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

今の福祉課長の説明に少し補足をさせていただきたいと思っております。

地方特例交付金の中身について、この子ども手当というのが児童手当の上に乗ったような形の暫定措置ということで、1年間の時限立法ということになっております。で、その中の国負担分と地方負担分というのがそれぞれございまして、特例交付金の中には児童手当分の従来分、それから従来の5,000円、1万円が1万3,000円になっておりますので、その拡大分、それから公務員家庭にかかる子ども手当分というような形で三つに大きく分類されておまして、その分が都道府県、市町村に国のほうから交付されるということでございますので補足をさせていただきます。

○15番（西園典子さん）

子ども手当の部分はよくわかりました。

先ほどの財政規模のことでございますが、鹿児島県も確かにずっと縮減をしておりましたが、赤字が400億円ぐらい、それをクリアできたというふうで今度は上昇で上がったのではなかったですかね。やっぱりそういうふうなことはあるかもしれませんが、日置市はやはり財政がそれだけ、確かに借り

ると返すの、それは返すほうが多くて少しずつ縮小はされてきておりますけれども、やはり厳しい現状にはあるわけですので、国の動きに振り回されない努力というのも、私の立場から言わせてもらえば、お笑いになるかもしれませんがそんな気もいたしますので、やっぱり努力はお互いにしていくべきだというふうに私は思っているところです。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

○13番（中島 昭君）

先ほどの子ども手当の件なんですが、私も今度ちょっとお尋ねしようと思っていました。民主党の看板政策でありますけれども、15ページ、それから18ページ、118ページ全部見ていたのですが、数字を、テレビをゴランの人もはっきりわからないと思うんです。それで、入ってくる交付金あるいは県からの負担金、これが総額幾ら、そして出るお金が幾ら、トータルで結構です、それをちゃんと数字で示してください。そして市の持ち出しは、なんぼですよということを、みんなわかるように数字で説明をしてください。

○福祉課長（野崎博志君）

子ども手当の内訳ですが、まず14ページのほうで子ども手当の国庫負担金が7億250万円、これが国からの収入でございます。次に、18ページでございます。18ページの5節子ども手当の県負担金が1億48万7,000円、この分が県からの収入でございます。

支出として、118ページの9億347万4,000円が支出でございます。今そのあと残りといまして、市の9億347万4,000円が歳出する総額でございますが、国・県を省いた、あと市の一般財源としましては1億48万7,000円が一般財源としてこの中に計上されております。

以上でございます。

○13番（中島 昭君）

私も確認のために数字を出してもらいました。質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

23年度の当初予算、一般会計でもこれまでの決算や予算の分析でも、ここの五、六年間の流れを見れば、本当に良い方向になっていないということが確かなわけですが、本当に厳しい財政の中でいろんな事業をやっているかなければならないわけですが、市民から見て市の行政にどういうことを期待しているかということを見ますと、私どもが「くらしのアンケート」というのを行いまして、その中で寄せられた声というのは、一番多いのが市税や国保税などの負担を軽くして欲しいとこれが82%でございます。また、景気をよくしてほしいというのが2番目で74.3%、そして3番目が安心して働けるようにしてほしい、安定した職業につきたいとこういう声が69.2%でございます。

こういった市民の声に、願いに応えるような、市民に本当に希望がわくような23年度の予算になっているかどうかというその観点から見て、市長はどのようにお考えかということ、この予算がどういうふうな市民に受けとめられるだろうというふうに思われるか、その点をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました市税、保険料を安くしてくれと、こういう基本的な市民の願いというのはわかるわけでございますけど、予算上に表れているのは法定の法定率に基づきました税率で掛けております。これが40億円程度になっておりまして、市民の願いの中で市税を下げてくださいと、その法定率以外という部分にはなっておりません。これはこのとお

りの予算編成でございます。

特に、今ご指摘ございました景気の問題、雇用の問題、私ども一自治体では大変難しい部分であるというふうに認識しております。やはり私どもはこの地域を考えた場合におきましては、この一次産業というのをどうにかしてこ入れをして、やはりそこに産業構造、そういうものが出てくればということで、ある程度基盤的な整備も入れております。また安心して暮らせる中において、道路関係につきましてもそれぞれ入れております。

そのような部分の中で、今議員がおっしゃいましたとおり雇用とか、そういう部分の中で、この予算が大きく市民の皆様方にすぐプラスになると、そういうものではないというふうに私自身自身も思っております。

○2番（山口初美さん）

この施政方針に市長も冒頭に述べておられるわけなんです、「市民の皆さんと一緒に安心して暮らせ、光輝く日置市を創造するための施策」ということで、まあ、努力されていろいろな事業を予算の中に盛り込まれたということ、また借金なども本当に減らす努力をされてきているというような点は私のほうもわかりますし、本当に高く評価をしたいと思います。そういう厳しい財政の中でも、どういう点に市長としては力点、重点を置いて予算を組まれたのか、その点をもう一回お聞きして私の質疑は終わりたいと思います。お願いします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この予算の中ではソフト事業という部分と、ハード事業と端的には分かれるというふうに思っております。やはり特に私ども、この日置市を含めましてこのソフトと言いますか人と人とのつながりをしながら、「共生・協働」というのを端的にはソフト事業の中で目指していこうという部分で、地区館とか自治会とかそういう単位の皆様方と一

緒にやっっていこうと、こういうものがこの予算のなかに入っているというふうに思っております。

また、ハード的なものにつきましては、やはり農林水産業を含め、さっきも申し上げましたように道路整備というのも、やはり私は、これは必要な部分については整備もしていかなければならないというふうに考えております。その中でこの予算でまだまだ市民の皆様方に満足いくことはできない部分もございませし、また防災を含めて安心・安全という、また消防を含めまして、そういうものの対策というのもこの中に入っております。基本的には昨年の事業の継続と言いますか、そういうものが主たるものであるというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

○20番（佐藤彰矩君）

210ページ、使用料及び賃借料のほうで、通信司令台の更新リースというのがございます。恐らくアナログの切り替えの問題じゃないかと思っておりますけれども、今後の、この問題について説明を求めます。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

今質問がありました資料の210ページの通信司令台の更新、この関係かと思っておりますけれども、今議員がおっしゃいましたアナログ、デジタルの切り替え、これがまた全然別の考え方です。

今の指令台は平成10年に入れた指令台で、もう12年という年数にたっております。その中で、一部改修ということで、今回リースで挙げてございます。まあ、5年間のリースというような考え方で、6,000万円程度で改修を行うということで、12年経過した指令台の一部改修、デジタルとの交信の関係とはまた違っております。

以上です。

○20番（佐藤彰矩君）

このデジタル的なものの切り替えというのが、今後出てくるだろうと思っておりますけれども、この件について、今後の取り組みについて、もうことしあたりから、ぼつぼつ計画あたりに出てくるんじゃないかと思っていただんですけども、非常にこの事業は金のかかる事業で、長期的な28年度の3月ぐらいまでだったですか、なる事業だと思っておりますけれども、この計画について市長のほうで何か、もう計画があるのでしょいか。

ことし当初頭出しでもでてくるんじゃないかという気がしたんですけど、その辺についての進め方について説明をお願いします。

○市長（宮路高光君）

この消防におけます通信関係でございますけど、特に今県のほうにおきまして、広域消防という一つの中で結論を出さなければならない。私どもその中に入っているのは鹿児島市、日置市、いちき串木野市、この鹿児島地方振興局このエリアの中でという部分でございまして、話し合いを何回かしておりますけど、まだ結論も出ておりません。

そういう中におきまして、南薩は南薩、北薩、鹿児島県を7つぐらいのブロックに分かれてしようということでございますけど、基本的にはこのデジタル化を含めて、やはりこういうものについては、この方向が広域をもうしていくのか、していないのか、ここ当たりが最終的に結論したなかでデジタル化という部分は考えなきゃならんということで、もう少しちょっとその結論が、ことしでるのか来年でるのかわかりませんが、その結論次第の中でデジタル化という部分は考えなきゃならないというふうに思っておりますけど、今、消防長が話ございましたとおり、まだ消防の中におきましてのこの無線のアナログからデジタル化変更、まあ、アナログが使えないということはまだありませんので、十分使

えるものについては使っていこうという一つの基本的な考え方をもっております。

○20番（佐藤彰矩君）

アナログで使えれば、それで幸いしたことなんですけれども、恐らく28年度の3月頃まで一応切り替えというような、そういう基準になっているようでございます。

こういうものを考えますと、広域的なものができなければ、単独で市でやらなければならぬという時代になるんじゃないかという気がいたします。そういうふうになった場合、概算で五、六億円というような単位の金額になるかというような推定をされているんですけれども、やはり本市におきましても駅の改修とか小学校、それから中山間、いろんな道路整備そういうものを抱えますと、非常に財政的に今の財調の中から、ここ5年間ぐらいのやりくりというものは、非常に苦しい状態になるんじゃないかというそういう中で、最終的23、4、5、6その辺の財政のやりくりというものを、先ほどから、きょうちょっと聞いておりますと、非常にことしの予算が221億円というような金額になりますけれども、5年間ぐらいの財政計画というものをお立てになっただけじゃあるのか、その辺を、まあ、5年間ぐらい、財政管財課長あたりのほうでその辺の見通しがどうなっているのかをお聞きして終わります。

○財政管財課長（富迫克彦君）

これまで取り組んでまいりました、いわゆる第1期目の財政計画というのは、平成23年度を一応最終年度といたしております。で、24年度以降の、また5カ年の計画を今後つくっていくこととなりますが、いかんせん国の動向が非常に不透明な中で、難しいところでもございます。

まあ、23年度は都道府県の関係が一括交付金、24年度からは市町村の関係も一括交付金化というようなことでこれまで説明され

ておりますが、その辺の流れのことが全然今のところわかりません。また普通交付税の関係ですね。その辺の財源手当てのことがどうなるのか、まあ、わかりませんが、その辺の情報をつかみながら何とか24年度以降の計画を、早いうちにつくってまいりたいというふうには考えております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を16時40分といたします。

午後4時29分休憩

午後4時40分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

門松議員から欠席の申し出がありましたので許可いたしました。

次に、議案第30号から議案第42号までの13件について質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

一括でというか変な言い方ですが、特別会計すべてという感じの質疑になるのかもしれませんが、先ほど特別会計条例の一部改正を採択いたしました。これは、もちろん老人保健医療がほかの受け皿へ変わるためということでもありますけれども、この特別会計の中で飲料水の供給施設の特別会計などがございますが、平成22年度の当初で52万円、23年度の今回の当初で58万円という年間予算でございます。これに限らず、もう少し特別会計そのものを整理あるいは統合はできないのかという気がいたしますが、いろんな制度上補助金などの絡みもあって厳しいところもあるのかもしれませんが、こういったような特別会計の今後について、この23年度

をそれぞれ予算上程をされましたけれども、市長としてはどうお考えか。しっかりと、割とすっきりとした形でこれからを臨んでいくといったほうがいいんじゃないかという気がします。そこ辺のお考えを一つお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご質問の中におきまして特別会計の整理ということでございまして、特に飲料水供給、これと水道事業、これは簡易水道も含めまして上水道、こういうものにつきましては、今後一本化した中でできないのか。こういう検討もしていかなきゃならないというふうに思っております。

また、下水道関係とこの種、今おっしゃいましたように補助金とかいろいろと違いますけど、会計上の中におきまして、できるものを含めて23年度中にいろいろと法的な制約もある部分があるというふうには思っておりますけど、ここあたりは23年度中に特別会計の整理ということには入らしていただき、またいつから一緒にできるのか。ここあたりも、整理したことについてまた議会の皆様方にもご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は各常任委員会に分割付託いたします。

議案第30号、議案第31号、議案第35号、議案第36号、議案第39号、議案第40号及び議案第41号は文教厚生常任委員会に付託いたします。

議案第32号、議案第33号、議案第37号、議案第38号及び議案第42号は産

業建設常任委員会に付託いたします。

議案第34号は総務企画常任委員会に付託いたします。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月16日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時44分散会

第 3 号 (3 月 1 6 日)

議事日程（第3号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-----|-------|
|-----|-------|

| | |
|-------|---------------------|
| 日程第 1 | 一般質問（18番、3番、8番、15番） |
|-------|---------------------|

本会議（3月16日）（水曜）

出席議員 21名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 黒田澄子さん | 2番 | 山口初美さん |
| 3番 | 東福泰則君 | 4番 | 出水賢太郎君 |
| 5番 | 上園哲生君 | 7番 | 坂口洋之君 |
| 8番 | 花木千鶴さん | 9番 | 並松安文君 |
| 10番 | 田代吉勝君 | 11番 | 大園貴文君 |
| 12番 | 漆島政人君 | 13番 | 中島昭君 |
| 14番 | 田畑純二君 | 15番 | 西蘭典子さん |
| 16番 | 池満渉君 | 17番 | 梶康博君 |
| 18番 | 長野瑛や子さん | 19番 | 松尾公裕君 |
| 20番 | 佐藤彰矩君 | 21番 | 宇田栄君 |
| 22番 | 成田浩君 | | |

欠席議員 1名

6番 門松慶一君

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 住吉伸一君 | 次長兼議事調査係長 | 恒吉和正君 |
| 議事調査係 | 下野裕輝君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 横山宏志君 |
| 教育長 | 田代宗夫君 | 総務企画部長 | 小園義徳君 |
| 市民福祉部長 | 桜井健一君 | 産業建設部長 | 瀬戸口保君 |
| 教育次長 | 山之内修君 | 消防本部消防長 | 吉丸三郎君 |
| 東市来支所長 | 豊辻重弘君 | 日吉支所長 | 熊野一秋君 |
| 吹上支所長 | 井之上正人君 | 総務課長 | 福元悟君 |
| 財政管財課長 | 富迫克彦君 | 企画課長兼地域づくり課長 | 上園博文君 |
| 税務課長兼特別滞納整理課長 | 平田敏文君 | 商工観光課長 | 鉾之原政実君 |
| 市民生活課長 | 有村芳文君 | 福祉課長 | 野崎博志君 |
| 青松園長 | 田淵裕君 | 健康保険課長 | 大園俊昭君 |
| 日置市診療所事務長 | 平地純弘君 | 介護保険課長 | 満留雅彦君 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 農林水産課長 | 瀬川利英君 | 建設課長 | 久保啓昭君 |
| 上下水道課長 | 宇田和久君 | 教育総務課長 | 地頭所浩君 |
| 学校教育課長 | 肥田正和君 | 社会教育課長 | 芝原八郎君 |
| 会計管理者 | 朴木義行君 | 監査委員事務局長 | 石塚澄幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 福留正道君 | | |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

本会議前に、このたび発生いたしました東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになられた方々に対し、衷心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

ここに、お亡くなりになられた方々に対してご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。どうか、皆さん方、ご起立お願いいたします。黙禱。

〔黙禱〕

○議長（成田 浩君）

ありがとうございました。人々の支え合うきずなを大切に、一日も早い復興を祈り、私たちを初め日置市民のこの思いが遠く被災地の皆様方に届くことを願い、言葉といたします。頑張ってくださいものです。

ここで、市長から発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

○市長（宮路高光君）

今、皆様方と一緒に黙禱をさしていただきましたけど、今回被災された皆様方に市長からも心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

まず、東北地方太平洋沖地震におきます本市の取り組み、また、今後の経過について議会の皆様方にご報告をさしていただきたいと思っております。

平成23年3月11日金曜日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源として発生しました今回の地震は、マグニチュード9.0という巨大な地震でありました。この地震発生後、全国で大津波警報や津波警報が相次いで発表され、本市でも午後5時20分ごろ津波が到達するおそれがあるということから、午後4時8分警戒本部を設置、防災行政無線を通じまして市民の皆様方にお知らせをすると同

時に、消防本部、北、南分遣所における海岸線の広報活動を実施いたしました。その後、午後4時40分には東市来、日吉、吹上の各消防方面団の関係分団によりまして海岸線の警戒をし、あわせて、海岸線の低い地形にお住まいの市民に対しまして、高台への自主避難をするよう広報しながら午後6時20分まで警戒をいたしましたが、幸いにいたしまして津波による影響は確認されませんでした。

警戒本部は、3月12日土曜日の午後2時に設置を解除したところでございます。

それから、3月14日月曜日午前8時50分、総務省消防庁の対策本部から鹿児島県に対しまして、消防緊急救助隊の出動要請がありました。これを受けまして、鹿児島県危機管理局消防保安課長から、地域を代表する消防本部へ本日中の出動もあり得るという連絡があり、本市消防本部においても午前10時6分、同様の連絡があったところでございます。その後、午前11時25分に、消防庁から鹿児島県へ出動指示があり、また、午前11時57分に鹿児島県代表消防機関の鹿児島市消防局から地区代表本部を經由いたしまして、本市に消防本部に出動指示がございました。

この指示に基づきまして、午後1時10分、待機しておりました緊急援助隊4名の職員と救急車、指揮車2台の車両を派遣いたしました。

また、3月14日月曜日午前8時37分に、鹿児島県土木・生活排水対策室や日本水道協会からの水道関係の職員の人的援助について調査依頼があり、近隣市の動向も確認し、3月16日本日から、4名の職員と給水タンク積載トラックなど2台の車両を派遣することにいたしました。

ところが、昨日夕方になって、先に出発しました消防の緊急援助隊も、原子力発電所の関係で、今は静岡のほうに足どめをしている

という状況でございましたので、この水道につきましては、今、待機待ちということになります。

今述べましたとおり4名ぐらいの職員を派遣いたしますと、約1週間程度ということでございますけど、約40万円程度かかるということでございますので、緊急な措置として、予備費から流用をさしていただきたいというふうに考えております。

今申しましたとおり、また2次、3次という派遣要請もあるということでは間違いのないということでございますので、きょう、議会の皆様方に報告をさしていただき、今、さっきも申し上げましたとおり消防のほうは静岡で待機待ちということでございますけど、水道を含め今回要請されているのは特に専門職、こういう方々を国のほうから要請があるということでございますので、特に市民におきましてもボランティアとか、いろんな形の中でしたいという方も多うございますけど、こういうところについてはご遠慮していただきたいというふうに考えております。

そのような中で、議会の皆様方にもご理解をいただき、また、私ども本庁、各支所におきましても義援金ということで、今、広報等に努めながらお願いを市民の皆様方にはしているところでございます。今、私どもができるご援助というのは、これぐらいのものと、また、今後におきましていろいろな形の中で要請がございましたら対応するつもりでございますので、特に議会の皆様方にはある程度の私執行する中で、予備充用ということをさしていただきたいということのご了解をお願い申し上げます、このことにつきましてのご報告に終わらせていただきます。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

東北地方太平洋沖地震に関連する急を要する扱いについてでありますので、ご了解のほ

どをいただきたいと存じます。よろしくご意見をいたします。

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

門松慶一議員より、本日から18日まで欠席届が提出されておりますので、お知らせいたします。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許可します。

まず、18番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔18番長野瑛や子さん登壇〕

○18番（長野瑛や子さん）

先に通告しました3項目について質問いたします。

まず、電源立地地域対策交付金等への対応策についてです。

東日本第震災は各地で大惨事をもたらし、安全第一の福島第一原発も想定外の安全対策は機能せず、「原発安全策もろく」の新聞記事等で、放射線の見えない恐れていた不安が現実のものとなりました。

ことし1月12日には、川内原発3号機増設にかかわる原子炉設置変更許可申請が経済産業大臣に提出され、今後は国の審査を受ける状況と聞きます。原発、石油備蓄基地の隣接地にとって、市民への安全対策は最重要課題であります。吹上浜の豊かな自然環境や多くの河川を抱える安心・安全なまちづくりの観点から、距離的条件を勘案した交付金の見直し要望、そして、安全協定締結の対策等について、機会をとらえて責務として緊急に取り組むべきと考えるが、市長は、さきの私の質問の答弁後、関係機関へどう対応されたのかをお伺いします。

次に、歴史を生かしたまちづくりについてです。

総合計画には県都鹿児島と隣接する地理的特性と、自然や歴史との調和を最大限に生かしながら魅力ある観光地づくりを進めますとあります。新幹線・大交流元年にちなみ、高速道路やJRの利便性を生かした誘客、日置市の特性を生かした魅力あるまちづくりなど、積極的型の取り組みをすべきと考えます。

そこで、市長、教育長にお尋ねします。

1点目、九州に例を見ない中世城郭として原形をとどめる亀丸城ほか、伊作城一帯、鶴丸城跡の整備保存は重要であり、世界文化遺産登録を目指した、まずは国指定への取り組みで、魅力あるまちづくりにつなげるべきと考えるが、どうお考えなのか。

2点目、八百十数年前から伝わる中島常楽院跡は、島津家の繁栄や民衆の五穀豊穡を祈禱し、盲僧琵琶から薩摩琵琶へと改革された薩摩士風の聖地と言われます。振興計画による周辺整備事業への取り組みで魅力あるまちづくりとして有効活用を図るべきと考えるが、どうか。

3点目。歴史を生かした観光地づくりに大河ドラマ誘致は欠かせません。戦乱の世にして博愛を貫いた日新公の大河ドラマ化へ向けたその後の脚本依頼の検討を伺います。

4点目、秦の始皇帝を祭神とし、日本に2つしかないと言われる太秦神社や日新公、義弘公、義久公など子孫3代の生誕地の独自性を生かし、日置市内外への醸成や発信で魅力ある観光振興につなげるべきではないか。

次に、男女共同参画社会の推進体制整備についてです。

23年1月、国の第3次アクションプランの通達に伴う重点項目や日置市の基本計画に基づいた庁舎内推進対策本部及び懇話会の啓発活動等により、今後の推進体制が期待される状況であります。

そこで、市長にお尋ねします。

1点目、基本計画の実効性が目に見えるためには、市民や職員の統一した意識改革が必要であり、そのための推進体制の柱となる検討中の条例の制定を図るべきと考えるが、どうなのか。

2点目、今後の事業計画への反映や有効活用の取り組みはどうお考えなのか、お伺いします。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の電源立地地域対策交付金等への対応策についてということでございます。

川内原発3号機の増設につきましては、昨年、薩摩川内市と鹿児島県が同意し、ことしに入って九州電力から経済産業省に許可申請が提出されている段階でございます。

以前の質問でもお答えしましたとおり、電源立地地域対策交付金の対象といたしましては、本市は行政区域上は隣接地となりますが、対象となるには、自然的条件や社会的条件に照らし合わせて交付対象とすることが、施設の設定及び運転の円滑化のために必要と認められることが必要になってきております。これまで、県の地域政策課の担当者とも情報の収集と打ち合わせをしていますが、まだ設置許可が出ておらず、交付金算定の対象となる範囲や基準が新たに示される状況でもないが、1号機、2号機建設時と特に条件や状況が変わるものではなく、範囲が見直される可能性は極めて少ないと聞いております。

したがって、電源地域として対象となるには、客観的に認められる相当な理由をもって、必要性を納得させられる合意形成が求められております。現段階では非常に厳しい状況であると判断していますが、建設に係る進捗状況や情報の把握に努め、今後も可能な限り努力をしていきたいと考えております。

2番目の歴史を生かしたまちづくりについてということでございまして、特に、1番目については教育長のほうに答弁さしていただきまして、2番目の常楽院の周辺でございすけど、特にこの周辺につきましては農地等もございすので、今の計画の中におきましては周辺の農地整備を中山間地域総合整備事業等で整備をしていく予定であります。

その3でございす。県内におけるNHK大河ドラマの誘致につきましては、県観光連盟や県観光誘致促進協議会などが中心となりまして、島津義弘公や薩摩義士を主役とする大河ドラマの誘致運動が長年にわたって続けられてきましたが、平成20年度におきましては「篤姫」が放映されたということでございす。

なお、ご質問の日新公の大河ドラマ誘致に向けた脚本の依頼はまだ行っておりません。誘致を進める上では県を挙げた取り組みが大切であると思っておりますので、このことについては、今後とも関係機関の皆様方と十分打ち合わせをさせていただいて進めさせていただきたいというふうに考えております。

4番目でございす。上市来にあります太秦神社につきましては、東市来郷土史によりますと、島津氏が薩摩に入国する以前に建立されていた古い神社で、島津初代忠久の祖先が惟姓で、その祖先が太秦、それをさかのぼった祖先が始皇帝という説から、神社名と祭神が決められたものではないかと思われす。

この神社は、地域の氏子によってまつられてきた氏子神社でありますので、情報発信として観光客が呼び込められるものか、観光振興につながるのか、大変いろいろとご意見をいただかなければならないというふうに思っております。現状といたしましても、田んぼの山奥にございまして、大きな敷地もないという部分があるかというふうに思っております。

本市には、日新公、その孫の義弘公、義久公ら4兄弟が生まれたといわれます伊作城跡のほか、一宇治城跡、園林寺跡など各地域に歴史的価値観の高い史跡が多く、本市の貴重な財産であると思っております。

このような史跡等につきましては、市のホームページ、パンフレット、観光周遊バスの見学等でも紹介をしているところでもございす。今後におきましても、情報発信を進めながら観光振興に役立つよう努めてまいりたいと思っております。

3番目の男女共同参画社会の推進体制整備についてというご質問で、その1でございす。

男女共同参画基本条例は、男女共同参画社会基本法に基づくもので、鹿児島県内では4市2町で制定されております。男女の人権が尊重され、公平に実現される社会の確立は、少子化、高齢化とも相まって必要性を一層強めていると認識しております。

本市におきましても、平成20年3月に策定いたしました日置市男女共同参画基本計画に基づき、推進懇話会の提言を踏まえながら、各課の連携により実施計画を推進しているところでございす。さらに、今年度から懇話会みずからが啓発活動に取り組んでいただき、大変すばらしい創作劇を各地域の女性大会でご披露をしていただき、机上の論議から実践活動へとシフトした懇話会の活動で、多くの市民が関心を寄せ、理解を深めていると考えておりますので、今後もこのような実践活動を継続支援していきたいというふうに思っております。

2番目でございす。平成23年度から男女共同参画相談員を配置し、男女共同参画社会形成を阻害する事案の処理に取り組みます。そのためには、庁内各課の連携はもちろん、警察や県、男女共同参画推進懇話会等関係機関との調整が必要だと考えております。男女

共同推進懇話会の活動充実と相談員の活用を両輪に、市や関係機関が連動し得る体制を構築して、市基本計画を推進してまいりたいと思っております。

以上で、終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

歴史を生かしたまちづくりにつきまして、亀丸城、鶴丸城跡の整備保存は重要であり、世界文化遺産登録を目指した国指定の取り組みはどうかということでございますが、伊作城、市来鶴丸城跡は、県内に残る山城の中でも原形をよく残しております。特に亀丸城跡は島津忠良、義久、義弘など、鹿児島史上の重要な人物の生誕地として県指定文化財になっております。市来鶴丸城もさまざまな歴史の舞台になった史跡として、市指定文化財に指定をされております。

国指定には申請制度はございません。あくまで国のほうが選定をして検討をすることになっているようでございます。そのために、伊作城跡や市来鶴丸城跡の歴史的価値をホームページでの紹介はもとより、さまざまなものを通して情報を発信しているところでございます。また、地域の皆様に広くその価値を知っていただくことが重要だと考え、その一環として道徳の補助教材として「日置市 郷土の教育資料 ～日置市の偉人たち～」を作成し、子供たちの教育にも使用しているところでございます。

国の指定となれば、山城の敷地の主要な部分を広い範囲で確保する必要があると思われまます。伊作城はその面積がおよそ50万平米、市来鶴丸城の面積がおよそ20万平米になるようでございます。敷地内には個人の所有地もあり、所有者の承諾が必要になる可能性もあります。個人の所有地でも、指定されますと土地の利用や工事等に制限を受けるので、承諾を得ることが難しいこともあります。そ

うしたこともあり、自治体による買い上げが望ましいとされておりますが、相当に広い面積になり難しいと思われまます。

2番目に、中島常楽院は、史跡として鹿児島県の指定文化財にもなっており、毎年10月12日には、県指定無形文化財の妙音十二楽演奏が開催をされております。薩摩琵琶と南九州の盲僧文化という鹿児島独自の文化財の発祥の地として、地域の貴重な財産だと考えております。無人の寺になってから20年ほどがたっていますが、周辺住民の清掃活動等によって荒廃は防がれております。また、周辺には常楽院や妙音十二楽の案内板も充実しております。これまで妙音十二楽演奏に備えての駐車場の整備をしてきたところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねしてまいります。

まず、電源立地交付金等への対応策です。

今回の地震、津波の影響で、これまでの原発の有事の際のリスクの距離、今、半径10キロメートル以内が完全に押しよけられたと思うんですけども、吹上浜もそうですけど、今回の地形的に入り込んだ湾、そういうところの被災というのは想像を絶するものでありました。これまで隣接地の電源立地交付金というのは、先ほど市長もおっしゃったけど、行政区分となっておりますけども、やはりこの交付金というのは、着工の前からそういう電源三法のあれによりやられてるものんですけども、やはりどうしても甕島が、以前にも申しましたけど、50キロある。東市来までは20キロ弱だと思うんですけども、やはり50キロと20キロ、こういう区分が非常に時代に合わないんじゃないか。ましてや、今回のこういう大震災のことを考えれば、隣接市として——隣隣じゃなくて、うちは隣接になりますので、早急に関係機関へ私はもっと

強く訴えるべきと考えますが、このことを今までと違った立場になってると思うんですけど、今までの想定外のことが起こってますので、この件について、市長、今後どういうふうに取り組まれるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

先ほど答弁申し上げましたのは、今までの国におきますこの立地交付金等の要項であったというふうに思っております。今回、この福島におきます原発、大変大きな想定外のことも起こりました。国におきましても、ここあたりを十分見直しをしながら、この立地交付金等におきましても見直しをしてほしいというふうに思っております。

そういうことを踏まえながら、国の動向も注視しながら、また、私ども関係といえますか、する市町村もございまして、十分連携をとりながら、特にこのことについては県が主体的になりますので、県のほうとも十分今後このことについて対策をとりたいというふうに考えております。

○18番（長野瑛や子さん）

今回、福島原発第一と第二がありますけども、第一のところは6基と、あと着工準備があと2基ありますね。第二では3基と、とてつもない150万キロワット級と。今度、川内に建てる3号機と一緒にこの規模があるんですけども、合わせて13ですかね。だから、相当危険性をあるところなんですけども、この原発設置地への電源三法交付金等は、市町村の裁量でほとんど自由に使われているということなんです。

だから、今回の地震、津波の被災地の状況を見ますと、目に見てもすごいことなんですけど、こういうリスクを負う隣接地のやはり高台に避難場所とか、あと、防災対策、こういう使途基準というのをもっと優先するべきじゃないかなと、見てて私は感じたんですけども、うちも原子力発電所また石油備蓄の隣

接地、ましてや、吹上浜の抱える、市長も吹上浜森林保全協議会の副会長もされておりますので、こういう関係機関が一つになって、これからのこういう電源三法の交付金の使途基準、こういうのも見直していくべきではないかなと。あと、安全協定の締結ですね。こういうのも積極的にやはり今回のことを踏まえてやるべきじゃないかと思っておりますけど、このことに関して、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、この安全の確保ということにおきまして、県と薩摩川内市、九電との間に3者による安全協定を結んでおります。今のところ、この隣接自治体との、この安全協定書というのはございません。今さっきも述べましたとおり、今回の福島の原発の事故等によりまして、根本的に、この国として原発に対します見直し、これが私は必要であろうかというふうに思っておりますので、ここを今、議員からご指摘ございましてこの立地交付金とかこういうものじゃなく、本当の原発に対します基準の見直し、これがやはり私だけじゃなく、ほかの自治体も考えているというふうに思っておりますので、ここあたりは、もう根本的な見直しをやっていかなければ市民の安心・安全というのは守っていけない、そのように私も今回の事故を見させてもらいまして痛感しております。

また、全国の市長会、そういうところを通じた中におきましても、やはりこれは全国的なうねりとして、このことについては対応をしていくべきであろうかというふうに考えております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり電源三法、交付金、これにはやはりすごい恩恵があるんですけども、まずは、本当、防災対策のほうに優先して、先行して予算づけをされるように。ただ、その設置地のみじゃなくて、隣接地、ここあたりの今回の

本当吹上浜は入り込んで入り江になってますので、このリスクは私は大きいんじゃないかなど。ここあたりから市長の関係諸機関へ向けての強い姿勢を望みたいと思います。

あと、日置市の防災対策ですが、今回のことを受けて、やはり原発または石油備蓄の隣接地、本当に今までの想定外のことが、大丈夫だと。つい先日も川内市に行ってみましたが、本当10キロ以内ですからとか、職員が簡単に口にしますね。だから、そまだれは地震がある前でしたので、だから、やはり今までの想定外、起こらないというそういう、クリーンで安全だというそういう言葉は払しょくされたいぐらいのことなんですけど、まだまだ今テレビ等で報道の状況を見ますと、目に見えない放射線のリスク、こういう対策、また、環境への影響、いろいろあると思うんですけど、うちの危機管理のあり方、また、防災会議、ハザードマップ等のやはり見直しもこれを機に考えるべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、この防災対策ということで、ハザードマップを含めて、私どももやはり今回のこういう津波を想定した地震等、やはりこのことは見直しをすべきところは見直しをしていかなきゃならないというふうに考えております。今後におきましても、やはりいろんな関係の機関とも十分協議をし、まだ今回の地震の全容といいますか、原発にしてもまだ何も私どものほうには情報も入っておりません。やはりこういうものを、津波にいたしましても、地震にいたしましても、こういう全容をきちっと把握した中において見直しもしていかなきゃならない。当分ちょっと時間がかかりますけど、私どももそういう情報収集を今はすべきであるというふうに考えておりますので、今ご指摘ございましたとおり、今、私どもも防災計画をつくっ

ておりますけど、そういう情報、いろんなことをした後において見直しはしていかなければならないというのが基本的な考え方でございます。

○18番（長野瑳や子さん）

やはり吹上浜というのを抱えてますので、津波は起こらないというのは本当そういうことは考えないで、起こるんだということを頭に入れて、やはり吹上浜を抱えるこの近隣市との連携ですね。うちがちょうど弓なった真中になりますので、やはりいろんな面のリスクが一番大きいと思います。今回の津波のあれでも見てみますと、やはり入り込んだところに相当入ってくるちいうことですので、先ほどもありましたけど、海と低いところの対応もしたということですけど、吹上浜一帯、市民の安心・安全の確保のためには、やはりこれからは行政ばかりじゃなく、官民一体となったこういう原発事故、津波等の防災訓練、避難訓練、こういうのも必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、今後、こういうことをどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

特に、本市におきましてはすばらしい吹上浜海岸といいますか、こういうものを持っております。今ご指摘ございましたように、原発、備蓄、こういう分もございまして、この約30キロ以上を有するこの浜をどう守っていくのか、また、浜を守る前に市民の安心・安全をどう守るのか。さっきもちょっとお話し申しあげましたとおり、特に避難所の問題を含めて、もう一回そういうものも見直しをしていかなければならない。やはり高台を含め、また、距離的なものも、やはり今回の津波におきましても、特に川を逆流してくる。ただその周辺部だけじゃく、川に沿った形のその地域がどう本当に今後あれだけの地震が想定される中において、特に浜周辺だけじゃなく、川に沿ったところまで逆流して大

変大きな悲惨な事故になるということが、今回のある程度の結果におきます教訓になったと思っておりますので、ここあたりも含めまして見直しをすべきところは見直しをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

長野瑛や子さん。

○18番（長野瑛や子さん）

今後、川内原発増設についての第2次公開ヒアリングが原子力安全委員会主催で行われる予定ですが、今回のことも踏まえて、隣接地としてこういう温排水等も今の倍になるような感じですね。結局、流量というのは、川内川の今の流れと変わらないぐらいの大きさになると思うんですけど、こんなことも含めて、やはり放射線対策また環境対策、地形的なこういう隣接地の安全対策、ましてや危機管理についても、私は、市長は積極的にヒアリング等にも行かれて意見を出すべきだと思うんですけども、第1次には行かれてるかどうか分かりませんが、この2次公開ヒアリング、これに向けてどう対処されるのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今回、さっきもちょっと申し上げましたとおり、今、2次ヒアリング、こういう原発の事故が起らない前の中で想定されて今国が進めておりますけど、恐らく私はこっから基本的に見直しをして、その設計も含めてあるべきであるというふうに思っております。特に今、薩摩川内のコメントもありましたとおり、私ども隣接する本体の市町村のところをどうあるのか、まだ国の要項がわからないという状況でございます。さきもございましたとおり隣接する市町村という意味だけでなく、やはり薩摩川内市の市長とも十分ここあたりも連絡をしながら、今後、国におきますそれぞれのヒアリング、そういうものがございま

したら、出席をしていろんなご意見は述べたいというふうには思っておりますけど、まだその要項というのが、今回このような状況の中で、今のスケジュール通りにはいかないということは、私自分自身今思っているだけのことでございますので、ここあたりは、やはり国がどうこのことについて対応してくるのか、やはりここあたりも十分注視しながら今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

電源立地交付金に関しても、なかなか今までは上から下に物を言うような感じでしたね。今回のことを踏まえて、これからはやはり隣接地とはいえ、地形的なもの、また、そういう環境的なもの、やはり目に見えないこういうリスクがありますので、外に向けての危機管理、また、自分の日置市内の危機管理、こういうことにまずはもう白紙状態で取り組むべきだと思いますので、やはり一致団結して職員の方々また近隣市町との市長の積極的なそういう対処の仕方を期待いたしております。

次に、歴史を生かしたまちづくりについてであります。先ほどは、教育長、相当な広さであるから無理だろうと。やはりよその例を比べますと、今、岩見金山、これは相当、うちよりもちょっと古くはないんですけど、その時代から何百年前の時代から環境的にエコとか、そういうことに非常に苦慮して、掘り方にしろ、石見銀山ですね。そういうことが認められたと。それも郷土を愛する必死の思いでそういうことが、資料提供ですね、研究したものを出されて成功した例なんですけど、もちろん沖縄の首里城周辺、これもやはりそういう努力が報われたと思うんですけど、うちの一字治城にしろ、亀丸城、伊作城、鶴丸城、やはり中世の山城ですね。これ鹿児島県下でも相当原形をとどめてるちいうことで、専門家の方々は特に亀丸城の県文化財指定を

受ける際、当時の鳥羽鹿兒島大教授ですか、これは中世史上重要な人物の、また生誕地、居住地であると。築城技術というんですか、こういうのも全日本的立場からしても文化的価値の高いものであると非常に評価されています。

また、将来はさらに城跡の全地域の指定をすべきであろうと明言されています。やはり中世時代の鶴と亀、長寿のめでたい象徴としてつけられていますけど、こういうのが現存するちいうことですね。群れの史跡文化財として、私は積極的に取り組むべきものだと思うんですけども、もちろん、この国の指定には何も県はしないけども、やはりそういう評価の研究資料をどんどん積極的に出すべきだと思いますけども、この件に関していかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

特に県指定になっております伊作城跡ですけども、これも国の指定にということで研究資料を出すべきだということでございますけれども、鹿兒島県はご存じのとおり大変山城が多くて、鈴木先生の教えによると八百幾らあると、昔の資料に書かれているようでございます。しかも、あの伊作城は大変そういう意味では貴重な山城の一つだということはおわかっておりますが、ただ、国の指定に向けて進む場合は、同じようなものが鹿兒島県に、指定というのは、要するにその施設を後世まで残しておきたいと、大事なものだからということですので、同じようなものを幾つも指定というのはなかなかしないんだそうでございます。

したがって、鹿兒島県では特に伊作城と比較しますと、近くの知覧城跡でしょうか。あそこも大変大規模な山城跡であり、国の指定をもう受けております。で、あそこは山城だけではなくして、ふもとの武家屋敷群が国の伝統的建造物の指定を受けているというよう

な、そういう絡みも非常に連携というんですか、一緒になったものがあると思うわけです。そして、知覧城跡あたりがちょうど薩摩の国の当時の社会を形づくっている一つの例として、例示としての国の指定がなされているようでございますので、もし、例えば伊作城が国の指定になるとするならば、これよりももっと別な特殊な、特別な何か物が出てきたりすると、それは非常にある程度可能性は強いかなと思われま。そのためには、今後、もし、するという立場でいきますと、もっともっと発掘調査もたくさんして、何かそういう貴重なものが出土するとか、あるいは、整備計画を長期的なものを組んで、どういうふうにしていくとか、そういうものをしなければかなり厳しいのではないかなと、いろんな情報を集めたりする中で感じているところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

知覧が国指定ですね。私は知覧をしのぐ価値は十分あると思います。伊作城の鳥瞰図では、7つの城からなって、くるわも二十数カ所あるんじゃないですかね。そういう現存している。また、空堀も少しは崩れてますけど、そのまま、あの昔の工法で、手掘りであんだけやると、今の機械でもできないような工法、そういう築城の工法などももっと研究されて、積極的にうちのこういう、南九州一とも言われますので、私は知覧城がなぜ先になって、うちがなならないなんて不思議でならないんですけども、やはりこういうことをもっと積極的に訴えていくべきだと思います。また、何ていいますかね、空堀が今のところ崩れる状態もありますね。そこあたりもやはりただほったらかしでは指定にもならないと思いますので、やるべきところはやって整備をされたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在、県の指定になっているわけござい

ますので、特にそういうものが需要かどうかという判断がまず大事だろうと思うんですが、そういう判断をしながら、しなければならぬものであれば調査をしたりしながら取り組まなければいけないものではあると思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

鶴と亀、この鶴丸城、亀丸城、ここあたりのかかわり、また一字治城も城跡100景の中でも相当入ってますね、うちの城は、伊作城ももちろんですけど。だから、この辺をもっともっと研究資料っていうのをアピールされたいと思います。

2点目です。常楽院の、これは弁財天、祭神である妙音天、この弁財天、これは福の神様って言われますけど、この七福神の一人は資料館の展示したまま、やはり周辺整備復元による、私は一体を望みますけども、こういう宝山検校、また、薩摩琵琶で改革した寿長院ですね、この歴代のお坊さんたちのお墓もありますので、あと伝説の竜の絵馬とか、あと木版っていうんですかね、そういうものも保存をしないと非常にそのままじゃどうだろうと思いますけど、やはり雨の中、昔は中島という湖の中に庵を建てて、そこで一生懸命読経をされたというのがありますけども、先ほど中山間事業、これの計画で田んぼのほうからするとおっしゃったけども、この中島の復元っていうんですかね、これ1回浮上しましたけど、その後、何とか活用策を図りたいと思うんですけど、振興局等には地域推進事業という、こういう活用策もあるようですが、荒廃状況の、またミニ住宅というのもそばにあります。こういう連動した活性化を図らないといけないと思うんですけど、この点いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

県への中山間事業につきましては、これは農地の関係の補助整備でございます。特に、

周りの環境整備というのは、そういう事業等で進めていきますし、この事業が面的といいますか、建築、建物、こういうものを若干今、事業の採択の要件に入っていないということでございます。とりあえず周辺部の、やはり荒れた土地がございますのでそういう整備をし、また道路網の整備をきちっと、こういう中山間等事業で実施をし、この常楽のところにつきましては、どういう事業がまた、中が該当するのかどうか、ここあたりも十分今後も精査をしていかなければならないというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

振興局の方とお話をしましたけども、地元からそういう声が上がったら取り組まないでもないという返事なんです。だから、積極的にこういう歴史を生かしたまちづくりにつなげるように、またミニ住宅の促進、ここあたりも連動してますので、ぜひ事業、こういうのを足を運ばれたいと思います。

3点目です。原口先生が、以前、日新公の大河ドラマ誘致は可能かと聞きましたら、可能ですとおっしゃいました。また、日新公の一番弟子の井尻神力坊というのは、今の伊藤知事が子孫ですね。このことも知事にも話しました。笑っておられましたけど、やはり日新公が育った環境には、朱子学の母梅窓、貴久はキリスト教歓迎の母寛庭院、義弘の母雪窓院は、非常に子育て、男の子を育てられると、武将を。やっぱりこういう元祖薩摩おごじょの脚本っていうのは何かおもしろいものがあると思うんですけども、やはりここが生誕地ということで脚本依頼は、またそれなりの伊作由来記とかそういう古い本もそろってますので、日新公っていうのは250年間、自分のことを書くなという禁止令を出してますのでなかなか書いてないですけども、こういう薩摩伊作由来記っていう、こういう本をもとに脚本依頼したら私はおもしろいものが

できるんじゃないかなと。また、他市よりも先行すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今のところ、この脚本家にご依頼はしておりません。今、ご指摘ございましたとおり、このことについては特に、鹿児島大学の原口泉先生とも十分な連携はとらせてもらっております。本当に大河ドラマの誘致ということで、本当に大きな一つのエネルギーを使っていかなきゃならないというのは十分認識はしておりますのでございます。今後におきましても、特に今、申し上げましたとおり、原口先生とも十分連携をしながら、またNHK、いろんな中におきまして推進といいますか、そういうことはやっていきたいと思っておりますし、基本的に日新公っていいですか、この一つにとらわれず、やはりこの4兄弟含めた、またそういう形の中のそういう部分の中で脚本といいますか、書いていただいたほうが、やはり大きなひとつのいろんなストーリーが書けるのかなというふうに、私、自分自身は思っております。そういうことを含めながら今後とも、やはりちょっと道のりが厳しい部分があるというのはわかっておりますので、絶えずそういういろんな方々のお知恵を借りながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

旧町時代、横山副市長、日新公、貴久、義弘、今、市長が言われました、こういう三代にわたって3州統一を平和にもっていこうと。だから、旧町時代、横山副市長は3町統一のまち宣言、これも、この話も出されましたけど、なかなか市長が日新公についてのご理解がないようですけど、市長への引き継ぎはどうされたのか。副市長、お尋ねします。

○副市長（横山宏志君）

引き継ぎはどうしたかということですが、これは合併時のまちづくり計画の中、

そしてまた、その後の日置市の総合進行計画の中等で一応うたい込めであるという形で引き継ぎはいたしているというふうに思っています。

○18番（長野瑛や子さん）

私も感じることでですけど、日置市の職員の方々もですけども、県の方々もなかなか知らない。だから、もうだんだんこの日新公知ってる人が少なくなってきてるんですけど、やはりほかにはない、よそから見れば、知ってる人はもううらやましいと、これが。生誕地だと。加世田じゃないですよと、ここが生誕地で、五十何歳まで、ましてや伊集院に梅岳寺って、あそこがいろは歌の発祥地ですね、市長。だから、本当に職員にももっと市長がおおしてほしいんですけど、日置市の宝、鈍く光ってる宝を、歴史の特徴とか大事さは、ましてや、まちづくりにつながることありますので、市長を初め、職員一同、周知すべきと考えますが、やはりこれはどう展開していったいいのかわからないこともあると思いますので、観光アドバイザー派遣事業とか、あと鹿児島探検会の東川龍太郎さん、この方々の活用で我がまちの魅力発見をすべきと思いますけども、こういう制度とか、人のアドバイスを受けられることはどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました東川君を含め、今もアドバイスをいただいております。そういう方々とも十分連携をしながら、私どもの本市にあります史跡の発掘を含め、また発掘の中におきまして、またいろんな方々にPRといいますか、そういうことを今やっております。これがまだ十分でない部分も承知しておりますけど、今後ともやはりいろんなそういう方々と知恵を出していただきながら、このことについては進めさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

4点目です。先ほどは地域の中の田んぼの中とおっしゃいますけど、これは京都の太秦ですね、やはり撮影所、あの辺は一带太秦。太秦っていうのは聖徳太子の「太」と「秦」、秦の始皇帝、これは秦の始皇帝の子孫である「秦」、これは「ハタ」とも読みますから、秦河勝、この方が1,300年前、7世紀のころ、聖徳太子と非常に親交が深められて、また、そういう中国文化を伝えられて、聖徳太子がこの仏様をぜひ祭ってくれということで、聖徳太子の菩提寺でもありますけども、広隆寺っていうところがありますね。そこの方なんですけども、そこをつくった人たちですけど、やはりそこで太秦、その当時、天皇にその方が渦のように高い、高く絹織物とか、酒をつくったり、だから大酒神社ってあるんですけど、これが太秦神社のもう一つのほうです。一つが東市来、日本に2つしかありません。やはりこういう独自性をいかに生かすかと。ホームページ等にも載ってますけども、やはり歴史、文化生かす殺すも、まずは市長の取り組み、姿勢だと思います。ただ、田んぼの中にあるからとか、こんなものが、日本に2つしかないものをどう生かすかっていうのが、やはり各課連携して観光振興チームっていうのをつくってすべきと思います。やはり滞納整理課は1円でも徴収しようと一生懸命収入確保を考えておられます。課長はけがまでして、毎日、本当に委員会でも頭が下がる思いでした。努力の成果も出てます。1円でも確保しようという、そういう税務課がやってるのに、ほかの課も、やはり1円でも入るように、歳入確保ちゅうのを考えないといけないと思います。こういう日置市の宝をどう生かすか。今、新幹線が来るというのに、そういった利便性も日置市が一番いいんじゃないかなと、高速道路、あとJRもありますから、そこあたりで本当考えるべきだと

思いますけども、各課連携の観光振興へのチーム編成、この考え方がですか。

○市長（宮路高光君）

太秦神社、私、今回、長野議員が質問して初めて行ったところでした。もうそれまで、もう6年ぐらいたつんですけど、この神社の偉大さが、私、自分自身も知らなかったというのも事実でございます。そういう中におきまして、議員の皆様方はみんな全員知っておったかもしれませんが、私は知らなかったということでございます。特に今、連携といいますか、商工観光課を含めまして農林水産課、いろんところが連携していかなきゃならない。さっきもちょっと申し上げましたとおり、それぞれ史跡を含め、いろんなルートの発信ということはやっておりますけど、いろいろと今後にも、こういう太秦神社という一つの、日本に2つしかない神社の名前であろうかというふうには思っております。この場所に行きましたけど、特に氏神という形の中で地域の皆様方がお守りしておった神社であろうかと。改築したのが昭和10年という記念碑があったようでございますけど、神社の中で、まだ私どものほうは人を呼んでどうこうという形じゃ、まだもう少しいろいろと時間がかかるし、また地域の方々ともそういう神社で、氏神神社でございますので市が率先して動くということでは大変難しいのかなというふうには考えております。そういうことを含めながら、今後関係各課とは十分発信という意味の中では連携を深めていきたいというふうには思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

この太秦神社に関しては、小園部長から何年か前に聞いた、聞いて調べたわけです。部長、市長にはおっしゃってなかったんですか。

○総務企画部長（小園義徳君）

この太秦神社というのを、私のほうで何年か前に知ったような状態でございます。秦の

始皇帝を祭ってあるということ、その歴史もまだ知らない状況がございました。実は、私の出身の自治会にこれがあるんですけども、その私も知らない状況がございまして、今そういう意味では、さらに勉強させていただきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

私は、やはり京都の太秦まで行ってまいりました。すごい、向こうの資料も見ました。すごいことだなと思います。1,200年、1,300年前のことですので、やはりこういう秦の始皇帝をなぜ祭るのか、やはり研究もしないといけないと思いますが、やはり生かせるものは生かしていくと、先手必勝だと思います。だから、また市長も出張の折には京都に行って、太秦神社にも拝んでいただきたいと思います。

あと、総務委員会による観光振興の調査結果等を、意見を相当出していると思いますけど、その一つに伊集院駅整備に伴い観光案内所設置、こういうことも出しています。やはり新幹線が来る来るだけで騒ぐだけじゃなくて、やはりきちっとしたものを、自分たちのこれからの歴史と、こういう文化をどう発信していくのか、やはり観光案内所設置が大事、これはまた観光協会との接点もあると思うんですけど、このことはどうお考えですか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

観光案内所の設置につきましては、観光協会としてはそういった施設あるいは窓口というのが欲しいというようなことは聞いております。しかしながら、駅自体の全体の建物がどういった形で展開できるのかということにつきましては、まだ具体的に私どもも、建設課が担当なんですけど、私どもとしてのお互いの詳細なそういった詰めはしてないところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

これはまた連携してされることなのであり

ます。

次、参ります。3番目の男女共同参画ですけども、先ほど、これ市長は条例はどうするか答えられたでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今の段階では条例という制定は考えておりません。せっかく基本計画つくっておりますので、この実施計画にのっとって進めていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

うちがよく外に行けば、女性議員5人、県下一だよ、自慢だよと懇話会でも言われますし、やはりこういう先導してるところが条例がなしで、ただ、何ていうんですかね、柱がなくて実施計画とおっしゃるんですけど、やはり柱があったら、DVでもうちはこういうまちだよと、宣言してるんだよって、条例があるからって、そういう説得力ちゅうのがあると思うんですね。あと職員のやはり一致した、やはりこういう条例でちゃんとくくってあるから、決まりがあるから施策を進めないといけないとか、そのためにも本当は私は条例が先で、ずっと施策をとというのが普通じゃないかなと思うんですけど、やはり今回、第3次の行動計画ですね。実効性のための成果目標、設定数、こういうことが言われてますし、それをくくるのは条例であるし、また、その成果目標の達成につながることだなと思うんですけども、やはり実施計画を先にちゅうけど、進むにはそういう決まりが必要だと思うんですね。そう難しくない、えびの市では非常にわかりやすいように、硬い言葉じゃなくてされてますけども、概要版も出して、こういうことだってやはり理解させることが大事だと思いますけど、そういうわかりやすいものでもいいと思うんですけど、そういうことはどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、条例があれば

いろんな形でアピールができるという、一つの長野議員の考えであろうかというふうに思っております。本当に条例があつてするのがいいのか、やはり下からの盛り上がりがそれぞれ実践して条例をつくるのか、ここあたりの取り組み方、またいろんなもののケースによって違うのかなと思っております。私、皆様方の懇話会のああいう寸劇を見てると、条例がなくてもきちっとみんなでいろいろと啓発といいますか、条例があつて啓発していくことではなく、ただ実施計画に基づきましてあのようなすばらしい啓発、ことができるということでございますので、あえてして条例をつくる必要があるのかなという考え方を持っております。

○議長（成田 浩君）

長野瑛や子さん、残り時間がありません。

○18番（長野瑛や子さん）

後でまた職員のことは同僚議員がおっしゃいますけど、こういう各種審議会とか委員会、ここが、うちがまだまだ女性登用が少ないと思います。こういうことの実効性の成果目標のためにはやはりそういう行政がやるべきことを、また市民がやるべきこと、そういうのをくくった上で施策を進めていく、これはやはりちゃんとした決まりがないと、いつまでたってもこういう女性の登用ちゅうのはできないと思いますね。またほかのいろんなプラン策定時のアンケートよりもと、いろんなことが、不平等な意見が多く見られます。こういうことの解決策のためには条例をしたら、行政がもちろん先導を切ってやっていく、こういうことが必要だと思いますけど、最後に、この条例制定に市長の積極的な取り組みを求めますけどもいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

各審議会におきます女性の登用ということでございますけど、基本的に私、自分自身もいろんな委員会には女性の方を登用したいと

いう考え方は持っております。今後におきましても、この条例ということにつきましていろいろとまだ今、さっきもございましたとおり懇話会等がございますので、こういう方々にも十分ご意見もいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時20分といたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、東福泰則君の質問を許可します。

〔3番東福泰則君登壇〕

○3番（東福泰則君）

新幹線が全線開通し、大きく変わろうとする矢先、東日本大震災、巨大地震、巨大津波の発生、想像を絶する被害状況、救援が思うように進まない中、死者、行方不明がふえ続け、まだ被害の全貌さえわからない、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りいたします。また、捜索や避難されていらっしゃる方々に心からお見舞いを申し上げます。今、私たちに何ができるか、見守っていきたいと思います。

さて、通告に基づき質問いたします。初めに、国民健康保険特別会計の現状についてであります。

少子・高齢化が進む中、急速な高齢化や医療技術の高度化により1人当たりの医療費が増大、被保険者数は自然減少傾向に触れ、移行しているにもかかわらず、保険給付費はほぼ横ばいの状況にあります。国、県、市も健診と予防に力を入れているが、なかなか医療費の抑制にはあらわれてこない現状であります。まだ、22年度の決算は見えてきません

が、新年度当初予算を見ますとき、国保は破綻の傾向にあります。

そこで、国保税の税率の改正を余儀なくされているわけですが、それに至った経緯、財源不足の原因は。2番目、国保特別会計への支援策はどのように考えておられますか。3番目、収納率の向上と滞納整理課との連携は。4番目、国に対して国庫負担の増を求めているのか。

大きな2番目、長期的展望に立った適正な学校規模についてであります。

少子化等社会構造が変化していく中で、本市においても児童生徒数は一貫して減少を続けていますが、その中で平成22年度設置された日置市学校在り方検討委員会の審議内容と今後のスケジュールはどのようになっていますか。

②その中で基本的な考え方ですが、児童生徒の通学に関する交通手段、2番目、地域社会とのかかわりに対する考え方、校舎の有効な活用。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国民健康保険特別会計の現状について、その1でございます。

財源不足の原因についてでございますが、1つ目には医療費の増加がございます。本市の国保加入者の平均年齢は53.3歳と高く、また、医療費水準も高いことから、1人当たりの医療費は毎年3%程度増加しております。

2つ目には、景気の低迷等によります国保税収入の減少がございます。平成20年度決算と23年度の当初予算を比較いたしますと、毎年度4,000万円、3年間で1億2,600万円の減少になっているところでございます。

3つ目には、国保基金の減少でございます。平成22年5月末には3億4,914万円の

積み立てがございましたが、本年度は前期高齢者交付金の精算等に伴い、2億8,290万円を繰り入れますと、残り6,624万円となります。

以上のように、医療費が増加する中で、国保税収入等が減少いたしておりますことが、財源不足の原因と考えられます。

2番目でございます。保険給付費等の歳出が増加いたしまして歳入不足が生じる場合には、国保税率の改正が必要となってまいりますが、被保険者の皆様への負担増となります。税率の改正には限度がございますので、一般会計からの繰り入れも余儀なくされるというふうに思っております。

3番目でございます。国保税の収納率につきましては、平成21年度で現年課税分92.54%、滞納繰越分13.4%で、前年比0.54%、0.82%増加になっておりますが、依然厳しい状況に置かれております。

収納率向上の取り組みとしましては、電話催告、夜間徴収の実施、短期被保険者証、資格証明書の発行など、滞納世帯を減らすための納税相談、臨戸訪問、財産調査等による生活実態の把握、特別な事情がなく、納付にに応じていただけない方には、公平負担の原則から預金等の差し押さえを実施するなど、徴収強化を図っております。

また、高額滞納者や徴収困難な滞納者に対しまして、特別滞納整理課と連携し、職員の研さんにより資質の向上を図る一方、滞納処分のさらなる強化を図り、収納率の向上に努めているところでございます。

このほかにも口座振替未加入者に対する加入促進や平成24年度から導入予定のコンビニ収納など、納税者が納めやすい納付環境の拡大にもさらなる努力を行ってまいりたいと考えております。

4番目でございます。毎年度、全国市長会等国保関係9団体の主催によります「国保制

度改善強化全国大会」を開催しております。本年度は12月に開催されましたが、席上、国保税制基盤強化策の拡充・強化を図るとともに、従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げ等について検討することなど、7項目の大会決議を採択し、政府・国会へ要望いたしております。

また、本市が属しております九州都市国民健康保険研究協議会におきましても、毎年、国民健康保険に関する要望書を取りまとめ、厚生労働省へ陳情を行っております。

今後も、これらの機会を通じまして国への働きを行ってまいります。

2番目については、教育長のほうが答弁いたします。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

長期的展望に立った適正な学校規模とは、ということにつきまして、まず、小中学校の学校在り方検討委員会の審議内容と今後のスケジュールですが、学校の在り方検討委員会につきましては、市の小中学校代表2人、各地域から保護者代表を1人ずつ4人、学識経験者3人、その他代表が3人、あわせて12人の方を委員に委嘱して調査研究をしていただいております。会長には鹿児島大学教育学部長を経て、現在、総務担当の理事についておられます河原先生が委員から選出されて、検討委員会を運営していただいております。

調査研究内容につきましては、少子化傾向の中にある中で、将来にわたって教育水準の維持向上を図り、「生きる力」を培うことができる学校を目指す観点から、日置市の小中学校のあり方を調査研究することが必要となってきたことを踏まえ、学校の規模のあり方、学校の適正配置及び小中学校間の連携、接続のあり方等について検討していただくこ

とにしております。

経過につきましては、昨年の11月2日に第1回検討委員会を開催し、第2回を3月2日に開いたところでございます。第1回は、文部科学省などの資料を用いて、今後の教育の方向等を報告し、また日置市内の各学校の学級、児童生徒数の動向を説明をいたしました。また、第2回では、日置市の学力・体力・生徒指導等の状況を説明し、学校規模によるメリット・デメリットなどについての意見交換を行ったところでございます。今後、議論すべき項目等を整理し、議論を深めていく段階となっているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、検討委員会で決定されることとなりますが、事務局といたしましては、平成23年度中に提言をまとめていただくようお願いをしているところでございます。

②につきましては、各1、2、3を総合的にお答えしたいと思います。

基本的な考え方で上げております児童生徒の通学に関する交通手段、地域社会とのかかわりに対する考え方につきましても、今のところ検討委員会で調査研究の段階ですので、今後議論を深めていくものと考えております。

なお、提言をいただいた後には、教育委員会としての基本方針を定め、地域の方々への報告会の開催等を行いながら意見交換し、議論を深め、校舎の有効活用なども含め、それぞれの学校のあり方を協議していただきたいと考えております。

○3番（東福泰則君）

1回目の答弁をいただきました。財源不足の原因ということで、医療費の増大等、長引く景気の低迷による所得の減少ということで、市長のお答えのとおり私も認識しております。そういう中で、我が委員会ですと国保も審議して、まさか今年度、こういう状態になるということはちょっと認識が甘かったなとい

うことを私も反省してるんですが、どう見ても基金が6,624万円というような、22年度の、まだ成果出てませんが、それぐらいになるだろうと、いや、なるということです。報告があったとおりであります。

そこで、基金条例では保険給付費の平均月額3カ月分に相当する目標額に達していないということで、過去の17年間ずっと見ますと3億4,000万円ぐらいずっとそのまま、何とか様子を見ながら、基金を積み立てる努力もせず、っていったら失礼、ちょっと言い過ぎであるかもしれませんが、そういう中で今まで来てるということに対しては、市長はどういう見解を持ってらっしゃるか、お答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

合併当初、国保の問題につきましているいろいろと協議をさせていただきまして、特に4町間におきます税率等を含めた不均一課税、これをやっていこうということで、徐々にこの均一課税をやってまいりまして、基本的には22年度でこの課税が一本化されたということになります。

今ご指摘のとおり、17年度を含め約3億四、五千万円あった基金が崩すことなく繰越金で運用をしておりました。その中におきまして、特に22年度におきまして、前期高齢者におきます国への精算といいますか、その額が約2億3,000万円程度ありまして、この中におきまして基金を相当つぎ込まなきゃならなくなったということで、さきに申し上げましたとおり6,600万円程度ございますけど、まだ十分このことにつきまして、2月と、3月、この給付がまだ確定しませんし、また、国からの調整交付金、これが若干まだ固まってないということがございますので、基本的には3月いっぱい一応様子を見ながら、この最終的な税率を含めて決めていきたいというふうに考えております。

特に、議員の皆様方には4月の全協の中において、ある程度の指針をお話を申し上げ、その後に、やはり地域におきます説明会と、そういう今後のスケジュールになろうかというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

合併して均一課税によりやく一本化になったという事情は聞いております。そういうわけで、何とか基金を取り崩さなくても課税の分でやりくりができたというように認識してよろしいんですね。はい。本当医療費についても1人当たりに換算しますと39万9,347円というようなデータが出ておまして、本当保険者数は減少するけど、医療費はそんなに減少しないで横ばいでいってるというようなことで、300名ぐらい加入者数が少ないのに医療費は何ら変わらないというような現状であるわけは認識しておるわけでございますが、そこで、先ほど市長も、2番目になりますか、税率の改定をお願いしているが、その上げ幅には限度があるということで、一般財源からの繰り入れも23年度の予算は考えていかにやいかんのじゃないかということで、先般の全協でも資料に基づいて説明をいただいたところであります。

そこで、税率をどれぐらい上げるのか。1月、2月のまだ出てこない関係、幾らぐらい繰り越しができるかというような実情もあるかと思いますが、私とすれば、もうこの高い保険料で何とかふみとどまって一時的に一般財源を充当して対応はできるものか。もう今後ずっとそれが続くような状況なのか、そこあたりはどのように考えていらっしゃるか、答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、22年度の決算状況、こういうものを十分把握した数字的なデータが出なければ、今ご指摘のとおり税率をどれだけにしようかという部分はま

だ確定はしておりません。さっきも申し上げましたとおり、市民の皆様方に急激な増というのは大変難しいというふうに思っております。そういう許容範囲というのがどれぐらいのものなのか、ここあたりも十分精査した中で若干、どれだけかわかりませんが、一般会計からの繰り入れと、本当に基本的には目的税でございますので、一般からの繰り入れというのは本当にしたくないというのも事実でございます。ですけど、あまり急激に上げて、市民の皆様方に大きな負担をするのもいかなものかなという部分がございますので、いろいろと今後このパターンといいますか、税率をどれだけにしたときに、一般会計からどれだけとか、ここあたりを、不足する部分につきまして検討していかなくならない。基本的には、今後恐らく毎年このことについては見直しをせざるを得ない。こういう3年か、5年かという長期的な形じゃなく、もう毎年度毎年度税率を含め、また、繰り越しをどうするかということは、やはりそういう部分に直面しているということでございますので、二、三年して、もうこれで安定的にいくかということは、若干難しいのかなというふうに思っております。

ここあたりについて、また、いろいろと議会の皆様方に説明し、また、市民の皆様方に説明した中で、いろんなご意見があろうかという部分がございますので、十分、今は私どもはきちっとしたこの数的なデータ、これをきちっとしたある程度のまとめる、また、公表できる形ができるまで、ちょっとデータを集めさせていただきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。まあまあ段階で税率をどれぐらいとかいうのは、ちょっと判断が難しいと。当然だろうと思います。市長とすれば、できるだけ急激な負担は避けて、あと、一般

財源を充当して対応していきたい。そして、毎年見直していかなく長期展望が立たないというような答弁をいただいたんですが、その方法も、毎年見直すというのものもあるかもしれませんが、もう思い切って基金をもっと1億円、2億円ぐらいつぎ込んで、そういう中で運用するというような考えはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、一般財源のほうにも余裕があれば、そういう手法というのとはとれるかと思っております。やはり一般財源のほうにも、財政調整基金にも本当に大きなそういう余裕のある基金ではございませんので、その繰り越しを含め、恐らく基金の残高というのは、そんなに多く残るような形の予算編成はできないと。通常それぞれ基金のあり方というのは、約3カ月の基金を積んでいなさいということでございますけど、当分の間、3カ月ぐらいの基金が積めるぐらいな国保運営というのは大変難しいというふうに思っております。

そういう中で、特に、私どももその半面税収もでございますけど、市民の皆様方に健康づくりを含めまして、この医療費のあり方といいますか、そういう部分も十分ご説明申し上げます、みんなでこの医療費の抑制というのに取り組んでいく、そういう姿勢も、この税収を確保する傍ら、そちらのほうも特に保健師の職員を含め、いろいろと活動を今後強化していかなくならないというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

国保税率の改定ばかり言ってますが、一方、社会保険のほうですね、一般の健康保険ですが、これもちょっと調べてみましたら、22年の3月、それまで8.22%だったのが、昨年の3月は9.36%、それと、またことしの3月に改定がありまして5.91%というようなことで、もう社会保険のほうも

否応なしに上がってきている現状です。

そういう中で、以前から見ますと1.29%増というようなことで、まあ社会保険の場合は半額負担ですので、企業にしろ本人というような形ですね。もろに国保税負担と比べるわけにはいきませんが、そういうような状況にあるわけでございます。

それと、介護保険につきましても、保険料率につきましても、1.19から1.5%ということで、これはもう去年の3月で1.05%上がっております。それは一応この関係とは無いんですが、一応社会保険のほうもこういうふうになんていう現状だけは認識していただければと思っています。

それから、収納率の向上と滞納整理課との連携というようなことをご答弁をいただきました。そこで、21年度の国保税の徴収率、現年課税分で92.54%、滞納繰り越し分で13.34%というような回答があったんですが、現時点で22年度の国保税の現年度分、滞納繰り越し分の徴収をどれぐらいと予想されているか、今の時点ではちょっと難しい判断もあるかと思いますが、そのあたり、税務課長ですか、お答えを。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

平成22年度国民健康保険税の現時点での徴収率でございますが、2月末におきましては現年課税分で87.52%、滞納繰り越し分で14.88%となっております。これを昨年度同時期と比較いたしますと、現年課税分で1.48%増、滞納繰り越し分で2.3%増と上回っており、昨年と同率程度見込んでいるところでございます。

以上です。

○3番（東福泰則君）

滞納整理課の努力で昨年と、最終的にはまだですが、一応増の傾向にあるということで、職員の方々の苦勞に対し敬意を表したいと思っております。

所管課と違うわけで、滞納とか徴収にはそれぞれ苦勞されて、夜間徴収とかされているということでもあります。特に所管課の方々と一緒になってお願いに回るというようなことをされてるんですかね、どうでしょうか。例えば、健康保険課とかということで、そこをご答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

特に、この滞納整理等につきましては、税務課、滞納整理課が中心になりますけど、もう長いことしております管理職の方々も年に2回、このことには携わっております。特に、住宅、水道、そういうものにつきましては、今のところ個別にそれぞれ徴収率を上げるために努力をしております。全体的に滞納整理課のほうにそういう整理簿といいますか、そういうものも今は作成をしながら、それぞれの原課と滞納整理課とそれぞれの徴収する方の今打ち合わせ等も十分しておりますので、今後、そういう横の連携も十分しながら、収納率をこの国保税だけでなくほかの分野につきましても上げていきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。どうも努力をされてるということで、また、その成果も少し上がってきているように結果的には認識をしております。

そういう中で、最後になるかと思うんですが、定期健診、早期発見、早期治療が医療費抑制につながると思って、予防と健診に力を昨年から特に入れられているように思うんですが、その成果はすぐには出ないんですけど、なかなか受診率が上がらないというようなこと等も聞いておって、日曜日健診とかいう努力もされてるというようなこと等ですが、一方、新聞の記事ですが、3月3日の、これは紹介だけになろうかと思いますが、受診遅れで71人死亡というようなことで、全国的にです、これ。その中では、保険証がありなが

ら受診、保険料の絡み等で受診を控えて亡くなったのが29人で、前年の約3倍というように、保険別では国保が23人、後期高齢者と協会健保が3人というように、鹿児島県には該当はなかったというように、その点は安心してらんだなあ。短期保険証とか、資格証明書ももらって受診をされてる方々も数字的にも上がってきておりますが、そういうことがないということ、滞納ですね。受診できなくて亡くなった。もう保険で医療費を払えずというように、データが出ておりますが、そういう内容に配慮方をお願いといたらいけないんですが、そういうことでお願いをしておきたいと思えます。

次ですが、将来にわたって教育水準の向上を図り、生きる力を養うということが出来る学校を目指す観点から、あり方委員会を計画されているというように、昨年11月でしたか、で、ことしは3月ですか、先ほど報告をいただきました。

そういうことで予定されて、委員も12名されて名前も紹介いただきましたが、そういうことであるわけですが、これは統合とか、そういうのを見据えたところのこのあり方委員会だと私は思っておるんですが、これは県教委からの指示なのかどうか、お答えを。

○教育長（田代宗夫君）

今のところ県教委からとか、国からその指示があったとか全くございません。私どもの日置市に住んでいる子供たちに生きる力をつけるためにはどうしたらいいかという観点から考えたときに、改めて再編という言葉を使いたいんですが、学校を再編する必要があるのか、ないのか、そういう視点で学校のあり方を検討していただくという会でございます。

○3番（東福泰則君）

そこをちょっと確認したかっただけです。実は、ことし県内で小中校17校、そして、

来年にも廃止というようなこと、それと、次年度以降は80校を検討しているというように、この記事を見て、ああ指示があったのかなど。まあ指示という言い方は、適正な配置というように、日置市もそれぞれ小規模校がどっちかいうと我が地域も多いわけで、現在、もう廃校になっておるといような状況の中で、本当にどれぐらいが適正かとか、また、子供たちのことを考えたときに、もうちょっと生徒数がおれば、より効率的な教育が、団体競技とか、そういうのもできるんじゃないかなという観点で、私も地域にあっては学校は残してやりたい、あるべきだといようなことはもう考えておるわけですが、時代の流れ、少子化といふうなことで、これは保護者が考えることと、地域も考えなきゃいかんといふうなことで考えておるわけでございます。

それで、今、規模は何名とか、そういうふうに確実に言えない面もあるかと思いますが、小学校、中学校それぞれあると思います。教育長、そういう人員的はどれぐらいが、答えられる範囲で答弁をお願いします。

○教育長（田代宗夫君）

そのような規模の問題を今、その委員会の中でどれぐらいが適正かと、さまざまな視点から検討していきたいといふうことでございますので、今のところ、私がここで申し上げるのはどうかと思います。

○3番（東福泰則君）

わかりました。今それを検討してるということですね。23年度中には何らかの答申をいただきたいと、提言をいただきたいといふうなことで理解してよろしいんですね。はい。

それから、地域とのかかわりとか、子供会活動も含むんですが、なかなかそういうことで少子化になって、子供会組織も見直したり、

学校間の競技とか、そういうのも当然、まあ記録会なんかもあります、学校で団体競技ができるのと、まあ個人競技とか、記録会とか、そういうのもあるわけですが、なかなかもうそういうことが、競技も団体の競技ができなくなるという現実が実際あるわけです。例えば、旧東市来町なんかでやっている彼岸相撲なんかチームをつくろうとか、地区対抗とか、学校対抗にするしても、こっちは多い、こっちは少なくて、なかなか——それはやり方一つかもしれないですが、そういうことなんかを考えると、競技内容を考えないと、今後そういったことで非常にこの競技のあり方も、人員がおらんで、もうこっちは出ないというようなことがあったりするから、それはやり方次第かもしれないですが、そういったところにも影響が出てくるというふうに思っておるわけです。

それと、学校の1年生とか、学校の選択ですか。同じ地域内が原則で学校は学校指定するというか、希望ですが、中には、親の希望で、ここに住んでるんだけど、よそに行くとか、他区に行くというような事例があるんですが、そういう考え方はどのように考えて、指導なされてるのか。

○教育長（田代宗夫君）

基本的には、通学区域というのを決めておりますので、その通学区域内、決められた学校に行くというのが基本でございますけれども、今、国のほうも通学区域の弾力化ということでもう数年前から打ち出して、で、私のほうも、割と弾力性のある通学区域というのを今決めてはいるんですが、例えば、中学校で特にわかりやすく申し上げますと、自分の行く中学校には、野球をしたいんだけど野球部がないと。どうしても野球をしたいんだけどというときには、そういうのが認められるとか、あるいは、親の仕事の都合でどうしてもそこに帰れないので、おじいちゃんの家がど

っちかの学校にあるので、安全のためにそっちに帰りたいので、そこの学校に行かしてほしいとか、そういう事由等も認められるように今なっておりますので、小学校1年生に上がる時に就学通知というのが、あなたはどこの学校ですよと通知が行くんですが、そのときにそういう旨のことも、事情がある場合はということでちゃんと記載をされて、相談に応じることにいたしております。

○3番（東福泰則君）

最後になります、例えば統合とか、そういうふうになった場合の問題の件について質問ですが、有効活用という観点からは、どのような考え方。例えば前提としてですよ、今後提言をいただくわけですが、今の時点で、教育長、どのように考えていらっしゃるか、答えられないか。（発言する者あり）現在の跡地も含めてですね。

○教育長（田代宗夫君）

土地の活用については、今のところ私でどうとは考えておりませんが、できるだけ地域が活性化させるようなものということで、当然そういう検討委員会で決まったことを各校区で報告をいたしまして、そこで、これから自分たちの地域の学校をどうしていけばいいかという議論の中で十分出していただきながら、これから検討していきたいと考えております。

○3番（東福泰則君）

ちょっと先走った感じがありましたが、それでおさめておきますが、後、休校校舎の活用というのは、事例で、いちき串木野市が土川小ですか、フリースクール開校というふうな形に、そういう取り組みをことしからやるというようなこと。それからまた、鹿児島市は吉野だったか、ボーイスカウトの養成校というか、何かそういうような話も、学校を廃校したところを活用して使わせてもらってるとかいうようなこと等も聞いております。

そういうことで、全国的には老人施設ですね。まあそれは特異な例かもしれませんが、そういった運用もありますので、そういったことなんかも提言の中で出てくるかはわかりませんが、私の考えとして、そういった運用もあるんじゃないかなというようなことで認識して、今後我々もそういう方で協議していかなきゃならんということですが、地域になくてはならない小学校、学校ですが、時代の流れでそういう形で統一の考え方でいけたらと思うて、最後の質問——質問じゃなくて、終わらせていただきます。

○議長（成田 浩君）

答弁はよろしいですか。

○3番（東福泰則君）

はい。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時ちょうどといたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可いたします。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

質問に先立ちまして、3月11日に発生いたしました東日本巨大地震で被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表します。また、昨年夏、私の所属します文教厚生常任委員会の行政視察で伺った折、心温まる対応で丁寧なご指導をくださいました仙台河川国道事務所と名取市役所の皆様に重ねてお見舞いと哀悼の意を表したいと思います。

それでは、さきに通告してありました4点について質問をいたします。

1問目は、妙円寺地域の道路改修について伺います。

このことは、これまで地域の現状を明らかにしながら改修計画について何度も質問をしてまいりました。市長の答弁は、財源確保と地域の要望を見ながらとのことでした。地域にしてみれば、これまで何度も要望したにもかかわらずなかなか実現しませんでした。地区振興計画に掲げても見通しさえ立たないことにいら立ちがありました。しかしながら、やっと今年度から一部の街盤や道路改修が始まったところであります。

そこで、お尋ねいたします。道路の傷みは緊急度の高いところ、低いところとあるわけですが、どのように改修していく予定なのか、お尋ねいたします。

2問目は、男女共同参画推進の観点から、市役所職員の女性管理職登用をすべきだと思いますが、市長、教育長はどのように考えておられますか。

3問目は、3課連携で成果を挙げ、他市からも評価が高まっている子ども支援センターのさらなる充実のために、現在非常勤となっている心理職を常勤にすべきではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

4問目は、市立図書館運営について伺います。

公共施設運営の指定管理者制移行が進む中、図書館運営についても導入する自治体が多くなりました。本市では、教育委員や図書館運営協議会の皆さんからのなじまない制度であるとの意見を受けて導入に至ってないと認識しています。

そんな中、昨年12月にも図書館運営協議会に指定管理者導入の諮問をされたと聞いているところではありますが、どのような考え方に立っているのかを伺います。

また、図書館ではお話し会や本読み会などが盛んに開催されていますが、図書館によっ

てはスペースがなく、近くの空き教室を使っているところもあります。それがいけないということではありませんが、少人数を対象としたこれらのものも、舞台を使つての鑑賞が文化芸術性を高めます。

そこで、旧東市来町議会の議場を人形劇場として活用してはどうかと思っています。人形劇場といっても人形劇だけをする場所ではなく、お話し、紙芝居、影絵、パネルシアター、ミニコンサート等々、活用は多様です。児童文学、文化の拠点として活用できるのではないかと思うんですが、見解を伺います。

最後に、本市には大人の読書会や歴史文化の研究、啓発活動も含めた団体が40ぐらいあると認識しています。このような活動を支えるのも図書館の重要な役割であることから、東市来庁舎の空き室を皆さんの事務所や活動拠点として開放し、さらなる活性化を図ってはいかがでしょうか。

以上、1問目として市長、教育長の答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の妙円寺団地の道路補修についてということでございます。

妙円寺団地内の道路は、県住宅供給公社が造成して約30年が経過しております。現在までに約38.6キロメートルが市道認定されておりますが、ご指摘のとおり舗装面の劣化や側溝ふたのがたつき等補修の必要な箇所が見受けられます。

団地内の幹線道路につきましては、本年度から平成29年度にかけまして、道整備交付金事業で舗装修繕工事を計画しております。今年度は、くろがね通りを4工区に分けて、工事費約5,800万円で、延長1,500メートルの工事を実施しております。平成23年度以降は、徳重野田線、いすのき通り線、桜通り線など約2,300メートルを計画して

おります。また、側溝の補修等につきましては、市の単独事業や地域づくり推進事業などにより、予算の範囲内で整備を実施しております。

今後、団地内の区画道路につきましては、地域の要望等も踏まえ劣化の程度によって優先箇所を選定しながら年次的に整備を進めていきたいと思っております。

2番目の男女共同参画についてでございます。

管理職への女性登用につきましてでございますが、現在、日置市の女性職員数は140名で、そのうちで管理職はおりませんが、いわゆる管理職としての係長、課長補佐級については17名登用しており、この係長以上の女性職員の割合を県内の自治体で見ますと、平成22年4月1日現在で市の平均が10.5%で、本庁におきましては8.6%ということで、1.9%下回っている現状でございます。

今後におきましても、これまでと同様、男女に差別なく公正・公平な職員配置に努めたいと考えております。

3番目の子ども支援センターの充実ということについてでございますけど、現在1人の心理士を配置いたしまして、支援を要する児童等に必要な支援を行っております。また、これまで5歳児歯科検診におきましても従事していただき、発達障害の早期発見に努めているところでもございます。

近年、発達障害に対します社会的な関心が高まったこと等によりまして、発達障害にあります乳幼児の本市のフォロー率もこれまでの3倍となるなど、専門職でございます心理士の果たす役割は大変大きなものがあると認識しております。

このようなことから、本年度から、3歳児健診、1歳児半健診におきましても心理士を配置いたし、また、来年度からは発達障害児

等支援事業といたしまして、心理士の充実も予定しておりますので、子ども支援センターの心理士の雇用面につきましても、今後の動向や先進事例等を調査研究してまいりたいと存じます。

図書館運営については教育長のほうに答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

男女共同参画について、女性管理職を登用すべきではないかということですが、本市の小中学校における女性管理職は、全小中学校26校小中学校に3人の校長、また、教頭は小学校に1人、中学校に2人おります。割合としては、約12%と、県全体の割合9%よりは少し多く配置されている現状でございます。

管理職を含む県費負担教職員の人事は県教委が行っていますが、市教育委員会としても、資質向上に努め、女性管理職の育成、登用を推進してまいります。

次に、支援センターの心理職の問題ですが、現在、心理士の雇用としては、子ども支援センターに心理士が1名、非常勤で1日4時間、年間50日勤務をしているほか、健康保険課に3歳児健診、1歳児半健診で、心理士を年間48日配置し、カウンセリングに対応しているところでございます。

カウンセリングの件数は年々増加の傾向にあります。そのために、来年度は福祉課に心理士を年間100日勤務で配置し、支援センター全体としてカウンセリングの要望に対応していくとのことであります。

今後、カウンセリングの要望等や子ども支援センターのあり方等を考慮し、心理士の雇用形態については調査研究をしてまいりたいと思っております。

次に、図書館の運営につきまして、指定管理者制度の導入を考えているのかということ

ですが、県内図書館が63館あり、うち7館については指定管理者制度を導入されております。日置市においても平成20年に図書館の指定管理者制度導入について検討され、3月の定例教育委員会で審議をされ、委員会としては、時期尚早と判断したところでございます。

理由としましては、職員による毎月のお話し会、各学校への出前のお話し会、企業への本の配布、職員室文庫の配本、日吉、伊集院地域の小中学校への巡回文庫、乳児健診での読み聞かせ、中高校生の職場体験学習や教職員の職場研修受け入れ、それから、レファレンスサービスなど、さまざまな活動とサービスを、職員が中心となって行っております。このようなサービスが指定管理者制度の導入をしても維持できるのか検討する必要があるということでございます。

現在、県内で指定管理者制度を導入しているところの意見などをまとめてみますと、指定管理者の利点として、開館時間が長くなり利便性が高まったことや、集客イベントなどが多くなり利用者が増加していること。経費削減により図書購入費がふえたなどが挙げられているようでございます。

しかしながら、図書館は単に図書の貸し出しをするなどの図書関係分野だけでなく、地域の資料収集や教育行政にかかわる重要な側面も持っていることや、司書という専門職員の育成、充実が、期限の定められた指定管理者の中では難しいこと。さらに、図書館サービスは無料の原則があり、他の公共施設と違い指定管理者にはなじまないことなど課題も挙げられております。

このような点から考えまして、図書館の指定管理者の導入はなじまないと考えております。

次に、議場を人形劇場にしたらどうかということですが、議場は天井が高く密

閉されており、また、床が階段状になっているなどから、これまでも小ホールとして有効な活用はできないと言われており、1つの活用方策ではあると思われま

す。ホールとして活用するためには、まずホールあるいは人形劇場の設置の必要性、それから活用方策をどう考えていくか。2つ目には、議員席等の机、いすなどの撤去と、照明、放送等設備、備品の設置費用はどの程度かかるか、どうしていくのか。また、夜間・休日等の利用に当たっては、支所の執務室内への出入りができないような手立てをどうするか。さらに、駐車場につきましては、平常日の勤務時間帯は支所等の利用者がいるので、現在の駐車場は使えないが、その確保をどうするかということなどの課題があります。

今後、このような課題を解決すべく調査研究する必要があると考えております。

庁舎の空き室を市民活動団体の拠点として活用してはということですが、勤務時間外の活用のあり方や利用団体の選定などもありますけれども、それよりも、市役所の全体的立場からの活用方策を検討することが必要であると考えているところでございます。

○8番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつお尋ねいたします。

団地の道路の件ですが、計画的なことは今お示ししていただいたので大体わかりました。で、傷みの具合を見ながら、というのがありましたけれども、道路の痛んでいる状況というのをどのように所管のほうでは認識しておられるのかをお答えください。

○建設課長（久保啓昭君）

路面の傷みの程度ですけれども、ひび割れの程度とか、路床の状況、そういうものを調査いたしまして、まず幹線道路のほうから劣化の激しい個所を中心に路床調査等を行いま

○8番（花木千鶴さん）

して、工事を実施している状況でございます。先般、細かいところで私のわかっているところはお話をさせていただいて、で、現場に行っていたと伺っています。で、緊急度の高いところをご承知のことと思いますが、人口が密集して交通量の大変多い地域であります。また、開発して30年たちますので、特に傾斜地でのひずみがあらわれるのが当然の現象だと言われてたりもしていますが、先ほどあったように多数の路線全部を一度に改修することはできません。で、優先度については、先ほど市長のほうからもありましたけれども、現場を見た担当のほうでは、もう少し優先度についての考え方をお示してください。

○建設課長（久保啓昭君）

優先順位の決定でございますけれども、先ほど市長のほうからございましたとおり、現場の状況を把握しながら幹線道路や劣化の激しい個所からということで計画しておりますけれども、これにつきましては、先ほど申しました路床調査等も行いまして、道整備交付金事業で整備をしていくわけですけれども、あと、残った幹線道路から中に入りました区画内の道路につきましても、きめ細かな交付金事業とか、地域づくりの推進事業等で整備を図っていくように考えております。

○8番（花木千鶴さん）

この間から、私の質問の中でも現状を報告していますけれども、当然自宅の敷地内での補修はみんな事故責任で行っています。で、市道についてはしっかり管理していただかないと困るわけで申してるんですが、個別に傷み具合をどんなふうなんだというのが必要であれば報告しますが、現場のほうはもう見て承知しているということですので、改善が図られることを期して、このことは、もうこれで終わりたいと思います。

で、年次的なところで、私どもも住民と一緒にになって見守っていきたいと思います。

次の男女共同参画基本計画についてです

れども、先ほどの質問にもありましたけれども、基本計画の話、市長、これを中心にやっているとされるんですけども、実行できているということについてはどのように認識しておられるんですか。お考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

実施基本計画といいますか、このことに基づきまして、この男女共同参画の問題については取り組ませてもらっております。さきの18番議員もございましたとおり、条例化という部分があるかという部分はございます。特に、今この男女共同参画の中で、私どものほうにしてはそれぞれの各種委員会等を含めまして、こういうものに女性の登用、こういうものは十分、今後におきましても配慮していかなきゃならないというふうについていつも考えております。

○8番（花木千鶴さん）

私は今、そういうことを聞いてるんじゃないかと、計画が順調に実行できていると思うかということをお伺いしたんですね。これからやっていかなければいけないとは思っていることは、できていないという今、ご答弁だったんだろうかと受けとめさせていただきたいと思っております。そして、私が男女共同参画の考え方で、女性を登用してほしいということをお知らせしてあります。伺います。能力のある人がいないと思っておりますか。先ほどは、管理職の中でも係長の件はありました、何人かいると。課長に抜擢する、能力のある人がいると思っておりますか、いませんか。

○市長（宮路高光君）

この陣容の登用につきましては、合併いたしました係長試験、管理職試験をしてまいりました。その中におきまして、特にこの管理職の試験に、今まで職員の中から受けようという方は今までいらっしゃいませんでした。そういう中におきまして能力というのは、私

はそれぞれ皆様方一生懸命しておりますが、これはあるというふうには考えております。この管理職というのは、ただ自分の仕事ができるということだけでなく、基本的には人を把握して、人をどういうふうにして指導していくのか、ここあたりになるかというふうに思っております。今後、今それぞれの部分におきます任用試験というのは、ことしは行っておりません。ですけど今後、それぞれの方々は、私は能力はあるというふうには認識しております。

○8番（花木千鶴さん）

能力のある人はいると思っていると。任用試験ももうやってませんね。課長職、管理職についてそういう手続は踏んでないと思えますね。能力があると思っていれば、登用するかしないかという問題にもなってくると思うんですが、私がいろいろ、いろんな人に聞いてみました。その中では、女性の意見として、やれと言われて当然やるというのが圧倒的に多かったですね。ただ、だれが引き受けても組織の理解がないことで苦勞するだろうと。そのためには登用を受けるには覚悟が要ると思えますねとか、それでも後に続く女性職員のためにも、必ずその人は頑張るはずだ。そんな言葉が圧倒的だったんです。ここで、こんな女性職員の組織に対する不安と、でも頑張るはずだ、頑張りたいっていう前向きな気持ちをお伺いして、どのように受けとめられますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ前向きな気持ちというのは十分理解しております。この登用の問題でございますけど、さきにも言いましたように命令であったらすると、命令でない、さっきも言ったようにやる気の中でおられたのかということにすればそうしますと、先ほど管理職試験もしましたが、そういう環境の中でだれもいなかったというのも事実でございます。ここあたりの部分を、やはり管理職を採用する

に当たりまして十分、そういう意見も私も職員のほうからも意見をお聞きしたりしておりますので、今後やはり能力、特に一番、管理職というのは仕事ができるよりも人を束ねていかなきゃならない、そういう能力、やはり論理の中でやはり十分そういう覚悟を持った中で、あらゆる方をやはり中心的に登用していくべきであろうというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

今の答弁、ちょっと私、矛盾するだろうと思いますね。それは、まず組織に対する不安っていうのがあるから、積極的に自分のほうからなれないって言ってるんですね。それと、市長は積極的に、自主的にやればいいじゃないかっていうことだったんですけども、先ほどの係長級のところではそれなりにとは言っておられるんですね。それから、もう一つ矛盾があると思ったのはどこだったですかね。先ほどの答弁、振り返ればそうなんだと思うんですが、本当にその能力があって、登用するっていうことなんだとしたらしてもいいじゃないかっていうところまでは来ているんだけども、市長自身は、やっぱり本人にその気がないんじゃないかっていうふうに言っておられるような感じがします。職場の声は、女性の声は組織に対する不満がある、そこなんですよね。だから、市長は積極的ではないっていうんだけども、本人たちはやりたいけれども組織に不安があるって言ってるんですね。だから、少しその辺のところでは、本当に女性の人たちがやる気があるけど、そのやる気に一歩踏み出せるだけの準備ができていない、役所の中にはそんな気風がないっていうことなんじゃないかなと私、思いますがね。

それから、去年の4月、内閣府の調査によりますと、全国の市区町村1,827のうち、女性管理職の中の市はゼロっていうのが

513なんですね。513の中には市区町村も入ってまして町村が多いんですね。全くいないっていう市は74、その中の一つなんです、本市。全国ですよ、全国の市の中で74。そして本市もその一つです。先ほど県の話がされましたね。たしか市長は、県の男女共同参画審議会の市町村代表、代表委員を務めておられました。鹿児島県内19市のうち、10市に女性管理職がいます。ゼロは9市、9つしかないんですね。係長級の、先ほど8.6%の登用率の話がありました。これで見ると8.6%というのは、市の中で下から5番目なんです。そして、下から5番目のうち、後ろに4つあるわけですが、課長級の人があるところを優先すれば、本市は下から3番目の登用率になってるんですね。どう思われますか、市長。

○市長（宮路高光君）

その数の中でどう思われるかという、数字の中で。現実的には、数的には少ないというのは認識しております。やはり、これやはり男女の中におきまして、やはり質の問題といえますか、さっき言った能力の問題、質の問題を含めまして、これは私はやはり平等に今後も見ていきたいというふうに思っております。現在、このようにして数的には少ないわけですが、やはり今後、やはり職員のそれぞれの研修等を重ねながらやっていくことが大事なことで、女性を何人登用したからどうかという、そういう問題じゃなく、やはりお互いにレベルアップをするような研修等をしていく必要があるというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

やっと思い出しました。矛盾してるっていう話ね。男女共同参画というのは、女性を参加させていくということなんです。まずは、割合の中でふやしていくという、このところをやっぱり考えないといけないということ

と、それから質の問題っておっしゃるんですけども、能力はあるという前提に立ってるとすれば、細かくいけばおかしくなるんじゃないかと。能力があって、本人の意欲もあるんですけどっていう意味ですね。そういったところで、さっきの矛盾を言いたかったことでした。

登用率の件については、職員数を分母にしての割合ですから、市長も数字のことではおっしゃいました。でも、ゼロっていうのはもう比べようもないんですよ。ご認識されてると、うなずいてらっしゃいますが、ゼロっていうのはもう比べられないんです。私たち議会には22人中5人の女性がいて、22%となるんですね。男女共同参画というのは、物事を企画、決定するところから女性に加わってもらうというのが、もう原理原則。これが柱なんですよ。ここがゼロなんだから、スタートもしてないんだっていうことになるんじゃないですか。それから考えてみますと、日置市の重要政策を決定する部課長会に女性が一人もいないのは問題ではありませんか。だから、私こんな質問するんです。ちょうどここに並んでいらっしゃる皆さんですよ、部課長会のメンバーの皆さんだと思います。女性が一人もいない、こちらは22%だということですよ。本当に時代におくれているんじゃないか。市長が、もう基本計画もつくって実行するんだって言うてるのに、これはやっぱりおくれているんですよ。だから、こんな質問しています。どの部署でも私、いいと思うんですけども、女性専門職が圧倒的に多い保険介護の分野であったり、女性のかかわりの多い福祉や教育の分野からでも始めてもいいと思うんですが、その辺のところをもう少し具体的に、その分野からでもっているところはどうか。考えられないんですか。

○市長（宮路高光君）

大変ご指摘いただきましたとおり、22名の中におきまして5名いらっしゃる、大変この議会は女性が、素晴らしい能力のある女性の皆様方であるという認識を言わざるを得ないというふうに思っております。

その中におきまして、今おっしゃいましたとおり、特に今、専門職を中心とした、特に市民窓口を含め、また介護保険、また健康そういうものにつきましては女性のほうも入りやすいという、私はそういう認識は持っております。その中におきまして、特にそういう部分におきまして、係長級におきましてもそういうところに趣を置いた中で係長職も十分拝聴しておりますので、今後、ゼロが一番だめだということでございますので、今後それぞれ配置等を含めた中で努力をしていきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

議会は能力があるからとかって言うて、そういう問題じゃないんですよ。もうそういう時代なんだって言うてんです。だから、能力があるから議会のほうは22%が、じゃなくて、これが普通の時代になってるのに、そちらはゼロじゃありませんかっていう話なので、その辺のところ、議会の能力を褒めていただいてもそういう問題ではないということと考えていただきたい。ちょっと笑って申しわけないんですが、そういう感覚でいます。

人材がいなくてというわけではありませんので、いつから登用するっていうふうに決めてしまえば簡単なことなんじゃないかなと思いますが、先ほど条例はつくらなくても計画で十分だっていうことでしたけれども、こんなことをちゅうちょするようでは、基本計画でさえも絵にかいたもちにする行為だと私は思うんですけど、どう思いますか。

○市長（宮路高光君）

この登用の問題に、いつからという中であるのも大事かもしれませんが、やはり管理

職を含め、年齢構成を含め、やはりこれはきちっとした組織ですので、ただむやみに、ただ女性を登用するだけで自己満足してることじゃ私はないというふうに思っております。やはりそれだけの経験を積んだ方がやはり管理職になっていかなければ、大変大きな、惨めなといいますか、なっても、ただ女性を登用しただけということにはいかないというふうに思っております。ここあたりについては、さっき話のとおり、いつということとは言えませんが、やはりその時期が来たらそういう努力をするし、また本人もそういうやる気がある中においたら登用していくべきであるというふうに思っております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

よく伝わってくるんですけれども、経験を積んだ人とか、男の人も女の人も関係ないとか、それはそういうことあるんですよね。能力もないといけないとか、女だからだれでもいいとか、そういうふうに、一概にはならないんだっていう考え方あるかもしれないけど、まずは女性を登用するっていうことから始まるんだって言うてるんです。それから、その能力もある人がいるんで経験を積んだとかっていうところをどう見るかだけれども、女性を最初から登用するっていうことには条件が整っていなければ、サポートをしなければならんっていうのが男女共同参画を推進していくための基本的な姿勢なんですね。そのところをやっぱり考えないと、そういったこともなく、今のようにおっしゃるのは、いつまでたっても進んでいかないと思います。女性の職員は悲しいと思いますよ。考えていただきたい。

それから、男性組織に入っていく、その難しさを私はもう10年来経験して感じています。ぜひ始めるときは2名登用からの配慮を、これが組織への配慮だと思います。そうしていただきたい。ゼロだったところから始める

ときにはぜひ配慮をしていただきたい。そう申し上げて次の質問に移りたいと思います。

この問題は、私の所属する委員会の所管ですので、23年度から3名、もしくは4名体制、非常勤の予算が計上されていることはもう十分にわかっています。予算審査で事細かく審議もさせていただきました。予算は3つの課で400万円ほど計上されていると思います。可能な限り連携でさまざまな課題に対応したいとのことでありますが、人数が多いほうがいいのか、非常勤の人数が多いほうがいいのか、常勤を確保したほうがいいのかという問題にぶつかるんだろうと思います。委員会でもそんな話が出ました。私は人数が多いほうがいいのかと思います、それは。でも、常勤職でなければだめだと私は考えているんです。だから、質問させていただきました。なぜなら、子ども支援センターは、乳幼児期から18歳までの子供を対象にしていまして、生まれたときから発達診断、健診フォロー、地域で遊ぼう会、幼稚園、保育園子育て支援、療育、小中学校の発達障害、特別支援教育、不登校、いじめ、青年期うつ、児童虐待などで、でまた、それがさまざまに問題を複雑に絡ませて大変な状況になっているのが現状です。これまでの事業を通じて心理職の重要性が高まっています。市長も答弁がありました。だから、23年度からは3名、4名の予算が組まれたことだと私も認識しています。子供は、親を初め、いろんな人とかかわって成長、発達していくわけですから、問題やかかわる人をきちんとならないうでいかないと支援センターの本来の役割は生かされないと私は思うんです。継投だって指導、助言できる常勤の専門家が必要だっていうのはそういった意味です。非常勤の連携って簡単に言いますが、そうそう簡単にいかないことは現場が一番よく知ってるんじゃないんですか。非常勤の先生、専門職といえども連携が難しいこと、一

番知っていると思います。現場が知っていると
思います。私はいろんな声を聞いて、この三、
四年間の実績を見せていただきました。大変
難しいです。連携なんて簡単にはいきません。
臨床心理士っていうのは、発達臨床心理と臨
床心理の2つの分野に分かれています。支援
センターでは、圧倒的に発達臨床心理の専門
が必要とされる分野です。しかしながら、必
要性が理解されず、人材育成ができていない。
これが大変社会的な問題なんです。そんな中
で日置市は1人から2人、2人から3人へと
広げてきたこと。私は本当にこのことを高く
高く評価しているんですよ。私だけでないん
です、この評価は。日置市の評価は高まって、
あちらこちらから、全国からの視察も絶えま
せんし、それをまねて各地での認識も高まり
つつあるところですよ。今後は各自治体が少な
い人材をめぐる確保や位置づけなどある種
の競争で子育て支援の格差が出てくると思わ
れます。だから、常勤の心理職を置いて、ど
こよりも先に支援センターを中心とした基盤
を整えるべきだと私は訴えたいぐらいの気持
ちでこれ聞いているんです。さて、これらに
関する市のビジョンというものはどういうも
のなのか、教育長でも市長でもお答えくださ
い。

○教育長（田代宗夫君）

先ほども答弁のところで申し上げたんです
が、これまでと違って、来年度におきまして
は100日、福祉課のほうでふやしていただ
いたと。私ども、かねてにおきましては、教
育相談の職員、あるいはスクールソーシャル
ワーカーの職員、家庭教育相談員の者どもが
一応対応しまして、そして、これはどうして
も心理士に見てもらったほうがいいなとい
うときには臨床心理士の先生に診てもら
うという立場で進めてまいりました。しかしながら、
需要が大分多くなってきておりますので
100日ふやしてもらったという現状でござ

いますので、23年度はとにかく100日ふ
やして、この状況がどういうふうに動いてい
くのか、そのような状況を十分見ながら、今
後のことはまた考えていきたいということで
ございます。

○8番（花木千鶴さん）

教育長がお答えになりました。そして、今
の答弁を伺いますと、いやお気の毒だと私は
思うことです。教育長のお立場であるならば、
きちんとしたビジョンをつくって、できるも
のならそうしたいというのが教育長の願いだ
ろうと思います。先ほど来、上げたそのこと
をすべて、子育ての専門として考えるならば
構築したい、これが本当に教育長の願いであ
ろうと私は思いますが、今、与えられた財源
であったり人であったりする中で、精いっぱい
やろうとする答弁だったと私は思うんです。
市長は、もう人材を確保するには、財政的に
は非常に権限を持っておられる。市長の立場
ではどのようにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

今回、福祉課のほうで、また補助事業等
を入れながらやっていくということでござい
ますので、今ご指摘のとおり、やはり基本的
にはやはり人の確保においても、やはりある程
度の財源保障というのがなければできないと
いうこともございます。むちゃくちゃの中で、
財源の保障のない中で人雇用はできないとい
うふうにご考えておりますので、教育長がお話
ございましたとおり、またことし、23年度、
ある程度の日数確保をしておりますので、こ
こあたりも十分運営等を見ながら、次のステ
ップにはどうすべきかということは判断して
いかなきゃならんというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

23年度の予算は大変ステップアップして
ることは私も承知してます。頑張っ
てほしいと願っているところで、その先のビジョンま

で含めて申し上げてるところですが、伊佐市に発達支援センターができました。早速4月から大変若い方、20歳代の方が常勤で勤めることになったそうです。市長、教育長、このことはご存じでしたか。

○市長（宮路高光君）

はい、新聞報道の中におきまして、伊佐市のほうにはできたということがございますけど、そのだれが採用されたかというところまでは、私のほうは認識しておりません。

○教育長（田代宗夫君）

子ども交流支援センター笑（すまいる）という名称でできてるようですが、私どもが調べるの、ちょっと早かったのか知りませんが、その時点では常勤はまだしていないというところで私は聞いておりました。

○8番（花木千鶴さん）

この若い人を育てる組織もつくったと聞いています。伊佐市は20年ぐらい前からの取り組みがありますので、行政、保育園、幼稚園、学校など専門職の層が厚いと言われる有名なところですが、でも、私は本市でも、本市のやり方が絶対できると確信してるんです。行政の熱意があれば必ず日置方式と呼べるものが絶対できると私は確信してるんです。それだけの能力があります。日置方式がつかれる、つくる、そういうことについては市長、どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ学校、福祉課、原課連携して、すばらしいこの子ども支援センターという、さっき、連携というのが大変難しいというご指摘ございましたけど、これはやはり人がすることで、縄張り根性の中で連携というのは難しいのは十分わかっております。そういうことを乗り越えて、もうこの支援センターをつくりまして二、三年たちますけど、私はうまく活用して、いろんな勉強会もしてるという

ふうに認識しておりますので、これをまた少しずつ充実していくことが大事なことであるというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

23年度はやっていただかないともう始まりますし、予算も審議したところですので、私はそう思うんですけど、先ほども私も言いました。時間がないし、人材確保だとか、それを整えるときにはもう競争が始まっていますという考え方でいっていますね。それから、発達分野の人はカウンセラー資格を持ってるんですね。さまざまな問題に対応できます。臨床心理の分野もカバーできるんですね。保健師さんだから赤ちゃんから高齢者、介護、自殺問題など精神的に負担の多い業務にかかわっています。ニーズはどんどんふえるけれど、機能する仕組みをつくらないと何人いても足りる状況ではありません。心理職の常勤がいれば、いろんな働き方をさせることができます。保健師さん1人採用するよりも、ずっと機能強化するとこの分野では言われてるんです。また、保健福祉分野で何百人もの支援する人たちがいて、講演会や研修もありますけれども、まとまった定期的な研修をすることによって財政的にも人材育成でも層と幅を、そして質を厚くすることができ、ずっと効果的だと私は思います。常勤にするのにどんな条件、財政問題だっていうことなんでしょうが、今後、見るときに何が整えばできるだろうと思われますか。

○市長（宮路高光君）

常勤というのが、議員が一番いいということでございますけど、その連携ができない。今回、心理士を含めまして、やはりたくさんの方が来ていただきまして、それぞれの特色を持ちながら仕事をしていただけたというふうに考えております。おっしゃいましたとおり、こういう資格でございますので、大変人材というのを見つけるのは難しいという部分

はわかっておりますけど、今後におきましても、やはり多様な方々に来ていただく。やはりこれは人のすることですので、心理士でありましてもそれぞれ能力が違うというふうに思っておりますので、ここあたりも十分見極めをしながら、それぞれの、常勤化していくのか、予算的には、今言ったようにある程度ありますし、それを1人にするのか、二、三人でやっていくのか。さっきも申し上げましたとおり、ことしを含めてそういう状況を踏まえた中で、今後やはり常勤化というのをやっていかなければ、一たん常勤化してしまえば、いろんな、また形が出てくるのかという一つの不安材料もございますので、多様な方々もきちっとまた、それぞれの担当の職員を含めまして見ていただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私も23年度の予算見てみますと、予算は十分だと思います。職員を採用するというのとは違って、私は常勤だと言ってるだけですね。ですので、職員を1人採用したほうがいいんじゃないかとは言ってません。それは大変な財政を伴いますので、そんなこと今、申し上げる時期ではないと思っています。検討してください。予算はあります。

次に移ります。どちらがいいかという図書館問題ね。図書館を貸し本屋程度にしか考えていないまちは指定管理者制のほうが効果的だ、そうなんじゃないでしょうかね、財政的に。無料の図書館するのに職員なんか配置する必要ないから指定管理者制のほうが安くつきますね。でも、図書館の教育、学術、文化に関する事業を行うという目的を重視すれば、学校やほかの図書館、研究機関との連携なども担わなければなりません。なじまないという答申はこのような意味で、よその地域もですけれども、出されているんだと思います。今のところ考えていないという答弁でありま

した。そうであるならば、もっと図書館が市民にとって身近なものになり、その役割を發揮してほしいと願わずにはられません。

きょうは時間がありませんので、リバレンスですね、図書館が担うべき、貸し本とは別のいろんな業務です。そのことについては、時間がありませんので次の機会にじっくりとお尋ねをしたいと思いますが、きょうは、人形劇場の件です。新しいものをつくるのか、すごい構造物をつくるのかってようなことを私、言っていないんですね。小さなステージと、ちょっとした階段状の100席程度で十分なんです。それはコンサートの、例えばコンサートの会場が回数が多くなって、人形劇場なんて年に1回しか、2回しかしないよって言ったとしても、せっかくつくるんだったら人形劇場っていう看板にすれば、人もやってないし、目立つし、そうすると日置市は子育てに力を入れているっていうアピールになるんじゃないか、同じことをするでも。そういったことで、私、人形劇場って看板上げたらどうかって言ってるんです。財政の問題はさっきありました。お金のことは考えていただかなくてはいけませんが、この人形劇場っていう看板を上げるっていうのはいかがです。

○教育長（田代宗夫君）

ネーミングについては、確かに、それどうしたほうが一番、例えば市外にPRができるのかとかいうような意味がございますので、人形劇場ってする、しないについては、こだわってはおりませんので、今後いろんな立場から、もっとほかのいいイメージはあるのかもしれないけれども、そういうネーミングについては、今後また研究していきたいと思えます。

○8番（花木千鶴さん）

そうですね。私もそれにこだわるわけではありませんが、今回そうして提案してみた

ころです。

財政面は、もう当局のほうで十分に検討していただいて、でも使い方というところではいいんじゃないかと申し上げてます。

活動拠点をつくる件ですけれども、そこは教育、学術、文化に関する活動をする人たちの交流の拠点になる場だとも言えます。そんな人たちは、市外の方々との交流は大変盛なんですね。まずは、市民の活発な活動で東市来庁舎周辺のにぎわいを図ってはどうか。すぐ前に図書館と交流センターもあります。全市挙げての図書館まつり、各団体の活動まつり、市民みずから持ち寄っての古本まつりなど企画してもらったらどうだろうか。合併時の東市来のゾーニングの一つに教育や文化の拠点ではってというのがあったんじゃないかなったんでしょうか。その辺について東市来のゾーニングはそういうことなかったですか。その点についてお答えください。

○教育長（田代宗夫君）

これまで、そのような文化等の部屋とか、あるいは交流するスペースとかそういうものはございませんでしたけれども、今空いている部屋をどう活用するかという視点から考えたときには、一つのいい提言ではないかなとは思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、もっと全体的な立場からこの利用を考えながら、その中の一つとしてはいい提言の内容であるとは思っております。

○8番（花木千鶴さん）

はっきりはおっしゃりにくい立場はわかるんだけれども、庁舎全体のあり方の問題というのは庁舎問題ね、よく言われる本庁方式とか、支所をどうすると、今そこだろうと思うんですが、そのことについては結論が出るまでは待って、その間、結論が出るまでの間でも使わせてあげたらどうかと私は思います。何かものすごい手を入れるわけでもありませんので、結論が出るまでの間だけでも使わせ

たらどうか。それから、セキュリティーの問題ですね。業務以外、休日どうするかっていうのもありますが、それなら、まずはあいてる業務の時間帯だけでも使わせてみるということから検討してみてもいいのではないかと、できるところから。そして、ものすごく何かをやっているとかっていうのではないので、任意の団体ですので、そういったことをさせてもいいのではないかと思います。ほとんど皆さんボランティアの人たちです。お金ではないんですね。ちょっとした行政の支えと理解で、資質向上にもなると思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

私もセキュリティーの問題につきましては、先ほど検討課題と申し上げましたので、ですからそのあたりを支障がないような時間帯とか、あるいは方法論があれば何か、そういう仕切りをする方法もあるとは思っています。そういう方法でクリアはできると思います。ただ、あいてるからといってすべての部屋をどうするか、その問題もどうかかなと思っていますが、そういう関係団体の方々がどこかの一つの部屋でお互いに、事務所というまではなくして、そこで共有する立場で話し合いをしたりするような部屋としては非常にいいのかなと、それは思います。するしないという問題じゃなくて。そういうものがあればいいなとは今思っております。

○8番（花木千鶴さん）

いろんなセキュリティーを初め、いろんな課題が、財政も多少あるでしょう。そういった面、技術の面ですとか、それはあるとは思いますが、いい提案なので考えてみたい。それに限らずいろいろ検討いただきたいと思えます。

合併しなかった矢祭町というところは、皆さんご存じです。全国から本を寄附してもらって何万冊集まりましたね。何十万と集まっ

て、それをすべて町民のボランティアの力で図書館をつくり上げました。これ大変有名な話です。図書館はそのまちの知恵、知性の「知」です。その知のとりでだと言われている。

今回は教育のまちも標榜する日置市の施策として、今ある人的、物的財産を有効に使ってはどうかという視点で私は質問を組み立てさせていただきました。そのために女性の登用も必要だという観点で申し上げました。大変人的財産だと思って質問したところです。財政難にあっても希望を持って人づくりを進めていくために、そしてまちづくりをしていくために市民のマンパワーを生かしていく必要があると、財政難のときにはここにこそ力を入れるべきではないでしょうか。市長、教育長のまちづくりといたしますか、今後こんな財政難の状況にあっても、さらに希望を持って推進していかなければならない、市民とともに。そういった視点での見解をお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

一番まちづくりに必要なのは、私は人だと思っております。マンパワーだと。さっきご指摘ございましたとおり、財政がなくても人がおたらいろんな知恵が出てきていろんな活動をしていただける。今後におきましても、やはりこの人材育成といたしますか、マンパワーの登用といたしますか、こういうものはやはりどしどしやっていきたいという、基本的な考え方を持っております。

○教育長（田代宗夫君）

まさに、生涯学習のまちづくりということですので、これまでも私いろんな掌握次第でお話を申し上げてきたんですが、やはり一人一人の市民の皆さんが、自分のことではなくして地域のために、いろんなことに、何かにかかわりを持っていくことによって充実した生きがいというんですか、達成感というんで

すか、そういうもの、大変大きなものになるだろうと思っておりますので、大変いいことだと考えております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時05分といたします。

午後1時54分休憩

午後2時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

まず、このたびの東日本大震災における多くの犠牲者の皆様方に心からの哀悼の意を表しますとともに、多くの大切なものを一瞬にして失われながら懸命に生きておいでの皆様方に、負けないでいただきたいと心からお祈り申し上げます。同時に、今こその甚大な国難を乗り越えるという思いを私たち一人一人が持ち、この日置市からも再建への協力と努力に力を合わせていくべきと思っております。

昨日は、中学校の卒業式でした。穏やかな春の日よりの中で卒業式を迎えることのできるありがたさを身にしみて感じたところです。同時に、将来の夢を断たれた若い犠牲者も多かったろうと考えるとき、非情な悲しみを感じ、無事に卒業式を迎える、送れる若い皆さんが、犠牲になった多くの人々の命の分まで自分の人生を大切に生きてほしいという思いを、PTA会長さんの言葉とともに共有したところでした。

本日は公立高校入試の合格発表の日です。15の春を喜びと厳しさを、それぞれが実感しているのではないのでしょうか。きょうの思いを成長と充実の人生の第一歩としてほしい

と願うばかりです。

ご存じのように、今年度から日置学区が鹿児島学区へと広がり13高校で1つとなりました。また、昨年の県教育委員会は、23年度から9カ年計画の県立高校の振興方針骨子案を発表し適正規模、小規模校の取り扱い、拠点化、鹿児島学区の扱いなど23年度からの実施として出され、問題視されておりました。特に、地方の高校所在地の市町では、県への見直しを求める要請活動などもあり議論がなされていたところです。

私がこの通告を出した後の2月25日、県議会代表質問において骨子案にこだわらない旨の答弁も出されたようですが、その部分も含めてお尋ねをしたいと思います。

1番、今年度入試の志願者はどのような状況でしょうか。受験者とあわせてお答えいただきたいと思います。

2番、日置市内の高校及び市内生徒が多く通う周辺公立高校への振興方針が実施された場合の影響をどのように見ておいでだったのでしょうか。

3番、新方針における日置市の生徒、家庭、地域への影響をどのように見ておいでであったのでしょうか。お尋ねします。

4番、鹿児島学区の振興方針は他地区と別枠で定員策定や学校廃止を検討するとされておりましたが、どのような検討がなされる状況だったのでしょうか。

5番、いちき串木野市では基準見直しの要望書を県に出されました。本市の通学生も多い中で、本市ではどのように新廃止路線をとらえておいでだったのでしょうか。お伺いたします。

2番、次に災害などへの危機管理対策についてお尋ねします。

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源として始まった一連の巨大地震と大津波は、日本はもちろん全世界を震撼させて、想像を

絶する大きな被害と日本国全域への影響を与えようとしております。日本列島が大きな地球のプレートの先に引っかかっている小さなつり橋のような存在であるという実感を新たにし、私たちが築いてきた文明やそれによって支えられている私たちの命や生活基盤というものが、いかにもろくはかないものであるかということも思い知らされた気がします。世界で4番目の大地震、1000年に1度の大津波といわれますが、あすは我が身、他人事とは思えない大変なショックを受けております。

私たちの地域においても、火山爆発、口蹄疫、鳥インフルエンザ、大雪などの予測をし得ない状況が頻発するだけでなく、日置市境から直線距離20キロメートルのところにある川内原発が世界最大級と言われる3号機建設へと動き出しております。福島第一原発の危機的状況と、刻一刻と予測を上回る危険性に身も凍る思いでおります。日置市においても予期せぬ緊急事態の発生する今日、危機管理対策についてお尋ねをいたします。

1、地域防災計画策定や防災訓練などがなされておりますが、緊急事態などの指揮命令系統はうまく稼働しているか、お尋ねします。

2番、現在復旧作業に業者の皆さんに協力をいただいておりますが、その連携や対応についてお尋ねします。

3番、防災・減災・復旧に対し、男女共同参画の視点をどう反映させていますか。また、今後どう反映させていかれるおつもりか、伺います。

3番、鹿児島本線在来線の充実についてであります。

九州新幹線全線開通におきまして、漆や金箔の豪華な車両と中央駅博多間1時間19分という文明の象徴的存在の裏で、部分開業までのつばめ16往復がゼロ。最終的に鹿児島中央駅と川内駅間は51から27往復へと削

減されたという在来線の切り捨てが進んでおりました。多くを近隣市へ通って生活を立てる本市では、在来線の充実は不可欠であり重ねて一般質問をしているところです。日置市は単なる観光地とは異なる深い歴史的・文化的要素を持ち豊かな自然に恵まれる、関西方面からの体験型修学旅行の宝庫であります。ダイヤ改正と今後どのように取り組んでいかれるおつもりかをお尋ねいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の公立高校再編については、教育長のほうに答弁をさせます。

2 番目の災害などへの危機管理対策についてということでございます。

その1でございますけど、本市は合併以降9月1日の防災の日にあわせまして、防災週間の近い日曜日に各防災関係機関との連携、防災体制の確立と市民の災害意識の高揚を図る目的で総合防災訓練を実施しているところでございます。本市の災害対策本部の設置運用を初め関係機関との連携など、災害時における体制の確認という意味でも効率的な訓練ができていますと考えております。今後においても、地域防災計画に基づき緊急事態などの指揮命令系統が稼働できるように、総合防災訓練を実施し災害に備えていきたいというふうに考えております。

2 番目でございます。大規模な地震、風水害の災害を生じた場合は、そのおそれがある場合に関しましては、平成19年8月に県建設協会日置支部と大規模災害時における応急対策に関する協定を締結しておりますが、一般的な風水害につきましては、各地域ごとに建設互助会等の協力により早急な対応を行っていただいております。地域によっては、前もって業者ごとの作業区域や路線などを決めているところもあります。年末年始の大記録的な大雪に対する除雪作業につきましても、

災害復旧費の施設維持修繕料から本庁・支所で314万2,000円を支出してありますが、日置地区内の各業者の対応が早く、ほかの地区からも高い評価をいただいているところでございます。今後、さらに災害発生時などにおける建設業者との連携を深め、職員の情報伝達や参集体制など危機管理に関する応急活動体制を確立していくよう努めていきたいと思っております。

3 番目でございます。防災等の男女共同参画につきましては、本市では防災訓練時における炊飯支援訓練及び災害ボランティアセンター設置運用訓練等において、市社会福祉協議会や日赤奉仕団との連携をし、避難所開設等の際に住民の生活支援ボランティア訓練においても多数の女性ボランティアにも参加していただいているところでもございます。

しかしながら、平日の日中に災害が発生した場合は、どうしても男性が地域や家庭にいないことが想定されます。地域の自主防災組織の活動においても女性の役割が大変重要であることから、今後の地域における自主防災活動や訓練時にも積極的に女性の参加を検討する必要があると考えております。

また、地域防災計画策定は日置市防災会議で決定していくため、男女共同参画の観点から女性委員の登用も検討しているところでございます。

3 番目の鹿児島本線在来線の充実についてということでございます。

新幹線全線開業にあわせたダイヤ改正につきましては、串木野駅始発と終着の普通列車の上り2本、下り2本が川内駅まで延長され、川内駅での九州新幹線との乗りかえが若干便利になりました。これまでJRに要望してきた内容からすると十分なものではありませんが、車両数や運転手の数、または利用状況等から考えるとJR側もなかなか厳しい状況であり、思うようにならないものが現状でござ

います。

しかし、市民にとってJRも日常の交通手段として大きな役割を果たすとともに、観光振興を初め地域活性化を進める上でも重要な基盤でございますので、これまでも申し上げていますが、鉄道整備促進協議会と連携して継続的に要望活動を進めていきたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

公立高校の再編につきまして、今年度の入試の志願者はどういう状況かということですが、平成23年度公立高等学校入学学力検査出願者数につきましては、新聞紙上で既にご承知のことと思っておりますが、県全体の平均倍率は0.99倍で90年度以降初めて1倍を下回っております。また、県教育委員会高校教育課によりますと、特定の学校への集中はなかったとのこと。一方、旧鹿児島学区の普通科のある高等学校では、昨年度より出願倍率が低くなっております。旧日置地区の高等学校におきましては、吹上高校と伊集院高校の全学科で1倍を上回っており、市来農芸高校、串木野高校の全学科で1倍を下回っております。

次に、日置市内の高校及び市内生徒が多く通う周辺公立高校への振興方針の影響はどうかということですが、吹上高校、串木野高校、市来農芸高校の各3年間の出願者数の推移から見ますと、出願者数に大きな変化はなく例年並みであります。伊集院高校は1学級減となったこともあり、出願者数は昨年度より減少しています。このことは卒業生の減少によるものと考えております。また、鹿児島市内の主要な普通科への出願者は、若干ふえております。振興方針の影響は、今後数年間の推移を見て判断する必要があると考えております。

新方針による日置市の生徒・家庭・地域への影響はどうかということですが、本年度から日置市の生徒も鹿児島学区の普通科の高校の受験が可能になりましたが、このことは生徒の進路選択の幅が広がり多様な選択が可能になったと考えます。これまでも、鹿児島市の普通科のある高校には一定枠内であれば進学可能でしたが、その枠が撤廃されたことにより、より多くの生徒の希望がかなえられるチャンスができたと考えております。

4番目、鹿児島学区におきましては、他学区と異なり大幅な生徒減少が予想されることから、他学区とは異なる視点で募集定員の策定や学校数の削減等を検討することとしております。このことは、今後の生徒数の変移を見きわめながら検討するということであり、現段階では具体的にどうするかについては明確にされておられません。

いちき串木野市では基準見直しの要望書を県に出したが、本市の通学生も多い中で新廃止基準をどうとらえるかということですが、先般の新聞紙上では、先ほど発表されましたとおり「今後は骨子案の廃止基準にこだわらず学校単位で検討したい」という県の方針が出されました。そのために、これまでの廃止基準が厳密に当てはめられて廃止等が議論されることはないと考えております。

○15番（西園典子さん）

大体わかりましたが、まず、県の昨年出した振興方針のまた骨子案。そこ特に、廃止、小規模校などの件などです。その基準をちょっと説明していただけないでしょうか。確認の意味でお尋ねしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（成田 浩君）

手を挙げて。

○教育長（田代宗夫君）

昨年度の廃止の基準ですか。

○議長（成田 浩君）

ちょっと、質問をもう1回言ってください。

○15番（西園典子さん）

もう1回、時間使うんですか。

廃止の基準っていうのを出してありますよね。それを県のほうから出てると思いますが、それをご説明いただけませんか。

○教育長（田代宗夫君）

大変失礼しました。

県立高等学校の廃止に関する基準及びその適用等と書かれております。県立高等学校の廃止に関する基準ということで、「学級数が全学年で6学級の学校で、次のいずれかの場合に該当する全日制課程の学校は廃止をする」というものでありまして、1つは、「5月1日現在の全学年の在籍数が募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合」、2つ目が、「2学科設置校で5月1日現在の同一学科における全学年の在籍者数が当該学科の募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合」、3番目が「当該校が所在する市町村の中学校からの入学者数が当該校の全入学者数の2分の1以下の状態が2年間続いた場合」。この場合に廃止をするということでございます。全部読んだほうがよろしいでしょうか。（発言する者あり）よろしいでしょうか、それで。

○15番（西園典子さん）

確認をいたしますが、これは一応見直しと、保留という形になったのでしょうか。

○議長（成田 浩君）

手を挙げて。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げたところでございますが、この前の県議会におきまして議員のほうからも話がありましたように、「今後は骨子案の廃止基準にこだわらず学校単位で検討したい」と、「地域の実情や歴史的な背景を考慮し、個別に対応する方針を明らかにした」という助言で書かれております。

○15番（西園典子さん）

今後、骨子案にこだわらず学校単位で検討するということと、それから鹿児島学区が広がった——今年度から——それはきちっと残るわけですね。

そうした場合に、まずはお尋ねしたいと思いますが、鹿児島学区が今までは日置学区という形でした。それが、鹿児島市の、今までだった、そこまで広がったわけですね。それのことに关しまして、教育長は選択の範囲が広がった。だからより可能性が広がりよかったというふうなお答えでありましたけれども、そういうメリットだけであったかどうかということ、デメリットもないかということ、私も心配するわけですが、デメリットはどういうことがあるかということをお考えになったりはしませんでしたか。

○教育長（田代宗夫君）

今の問題が、ちょっとお答えしにくいんですが、メリットと言われてもだれに対するメリットかデメリットかということによって答えが変わってくると思うんです。

高校生にとっては、先ほど申し上げたようなことが、広がったということであるんじゃないかなということをお申し上げました。

○15番（西園典子さん）

いろいろあると思います。まずは、高校生それから高校自体。あると思いますが、高校生は能力がある子供は行くところが、また伊集院だけしかいけなかった生徒が鹿児島まで行けるとか、そういう範囲というところはあったとします。でも、伊集院のほうに鹿児島のほうからもまた来たりします。それで、鹿児島に、伊集院に入ろうかなと思ってた人が入りにくくなったっていうようなこともあり得る。一つの例です。

それから、高校自体のことをちょっと申し上げたいと思います。これは、以前はまだ小さい学区があった時代もありました。そこを

比較した資料がございますが、学校名を挙げるのはちょっとあれですので、肝属地区のAという高校とBという高校だというふうに考えていただきたいと思いますが。広い学区でないときには、得点が、Aというところは224点でBというところが184点、差が40点だったと。それが、広い学区になったと。そしたら、学区が拡大したら平成7年のこと、224点だった得点数が329点にAという高校はなって、Bという高校は184点だったんだけど152点になって、差が40点が177点という差に広がったと。学校実態の高校入試の入った人の平均点が。それから、国公立の合格者数が、先ほどの同じAとBとしたとき、Aという高校は学区が広がらないうちは、昭和33年だというふうで書いてありますが、33人いたのが、拡大したところは146人にふえた。だけど、Bという高校は15人、前は入ってたけれども、それがゼロになったということです。ということ、こうしてこの数字で、高校における点数から見てどのようにお考えになりますでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

今の問題は、ちょっと先ほど議員のほうは、鹿児島からも伊集院に入ってくる子供がいるので狭き門になったのではないかとおっしゃいましたけれども、必ずしもそうとはならないのではないかなと。出ている子供もいるわけでございますので。入ってくるもの仮にいて、どういう子供たちが伊集院高校に入ってきたかという、入ってきた子供たちの点数によっても変わってくる問題ではないかなと思います。したがって、今のご質問に対しても、実際に、きょうは発表がございましたので、その結果がどんな点数になってくるのか。私はそれを見ないとなかなか難しいのではないかなと思いますが、いかがなんでしょうか。

（笑声）

○15番（西園典子さん）

これで時間をとってるわけにいかないんですが。

実は、私が申し上げたいのは、範囲が広がる子供たちは、広がれば通学旅費も高くつく、また経済的ないろんな負担も、払える負担ができる子供、やっぱりそういうような子供たち、だけど地元じゃないといけないよという子供もいたりする。地元じゃないとお金、出せられないよという家庭の子供。そして、また能力がちょっとやっぱり低い、あれだけという子供、だけど私立は行かせられないから公立にいつてほしいという子供たち。だから、広がる子供たちと狭まっていく子供たちの2つに分かれていくのじゃないかなという心配をしてるわけです。今、金銭的なこと、能力的なことも含めて、そういうようないいものを持っている子供たちは広がる可能性だけれど、逆の子供達には狭まる可能性があるのではないかなということ、私を心配しているわけです。

それから、さっき高校のことを申し上げましたが、それは、この問題のときに、はっきり言いましたら伊集院高校の先生が、「やっぱりちょっとまずくなる可能性があるな」ということもおっしゃいました。それは、やっぱり今この日置地区でここで1番だというふうで、そういうアイデンティティーを持った、そういうステータスを持った伊集院高校。それが、こうして広く鹿児島学区に広がってしまえば、鹿児島学区の中で伊集院高校の立場がどうなってしまうんだろうかということの心配というか、マイナス的なことをお感じになったというのが先ほどのあれで、広がったらやっぱりいいところには集中するしってということです。そういうことで、そういうこともあるんじゃないかということです。

それから、もう一つ、「こだわらず学校単位で検討する」、これが非常に難しい問題を

抱えてるんじゃないかと。学校単位でということ、学校がそれぞれがどんなふうでして、かっていうことによって、廃止基準を示すよってということですね。そこをどんなふうにとらえてらっしゃいますか。

○教育長（田代宗夫君）

私も、県の、この高校振興課の担当する課でないので（笑声）、どう考えてるかと言われても、ちょっと答えようが私ないんですけれども。それぞれ学校には、私の立場で見ますと歴史的なものとかいろんなものがあって、そこに高校が建てられていると。そういう個々の学校、これまで流れてきた歴史とかそういうものを踏まえながら、個々にどうするかを判断していきたいと県教が言っているわけですので。それ以上のことは、私もちょっと中身によってそれぞれ違ってくるんじゃないかなと思いますので、ここでは具体的なことは申し上げられないと思います。

○15番（西園典子さん）

ちょっとおぼつかないご返事で、ちょっとがっかりしたわけですが。

例えば、吹上高校は存続の問題が出たときに、やっぱり自分たちの学校をどうにかしようというふうで官民挙げていろんなことを取り組んで、そして今回も、非常に、1倍を超えたところってそんなにたくさんはないです。そういう中で、そういう存在価値を示してます。やっぱりその高校がどんな特色を持ってどんなに頑張っているか、地域やら学校やら生徒やらがどんな状況で努力をして、能力を上げる努力してるかっていうのが、この判断基準になる可能性があるんじゃないかと私は思うわけです。ですから、そこ辺のところへ、やっぱり、今までは一律にいろんなことが決められて、国・県のほうから決められてきたかもしれない。それに従っていたかもしれない。でも、今からはそれぞれの高校が頑張らないといけないという時代がくると。それに

対して地域も頑張らないといけないし市も頑張らないといけないということになるんじゃないかなと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私も全く同じように考えております。個々に判断するということは、その学校がこの廃止基準に当てはまらないような努力をしていけば何も問題ないわけですので。でも、それにもかかわらず、前つくったこの廃止基準に係るとなったときには、先に言いましたように、もう頑張っていることもでしょうけれども、その地域的な問題とか、そういうものを絡み合わせながら県のほうでいろいろな判断をしていくということですから。おっしゃるとおりだと私も思います。

○15番（西園典子さん）

よく、私と気持は一緒だとおっしゃいましたので、今後ぜひやはりそういう意味で地域の宝でございます。やはりそれぞれの高校は、その地域の最高学府でございますので、そこはあるということでまちの活性化だけじゃなくて、やはり非常に高校を持たない東市来としてはうらやましいというふうでずっと思ってきておりますので、大切に市も力を合せて学力向上含めてしていくようお願いしたいと思います。

2番に行きたいと思います。今回、非常に、先ほど説明もございましたけれども、今回の大震災などにおきましていろんなことが、市長もこうして状態見られながらいろんなことをお感じになられたと思います。あそこは、あんなすればよかったのにとか、日置市にはこう取り組んでいくべきではないだろうかとか、いろんなこともお感じになったんじゃないかと思いますが。大震災の参考に、参考になって言ったら何ですが、どんなふうなご見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今のこの時期に、そういう感想というのは、ちょっと話すのは早いのかなと思っております。まだ、今ほんとにこの全容というのがわからない中で、どう感じたとか何とかというように、ちょっと時期尚早じゃないかなと思ってしております。基本的には、報道でございます「想定外」という一つの大きな形の中で災害が起きましたので、やはりまずこのことを全容がわかった中において、また本市にいろいろと当てはめてみて計画変更するものは計画変更していかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

わかりました。市長は、1月の年頭の初めのごあいさつの中で「日置市の危機管理体制はまだできてない」と「もうちょっと頑張らないといけない」というふうなお言葉をなさったようにお聞きしたんですが、覚えてらっしゃいますか。どういう意味でそんなふうにおっしゃったのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この危機管理、ちょうど大雪の場合でございましたので、私どもも、この大雪の場合、それで危機管理というのがまだ不十分であった。この大雪の、さっきも答弁さしてもらったとおり、やはり関係機関の連携、これが若干うまくいかなかった部分。そういう部分を今回1月1日の日を含めたあの大雪のふうにありましたので、今後反省するところは反省しながら進めていきたい。そういうこと、形の中で述べさせていただきました。

○15番（西園典子さん）

関係機関の連携、すべての連携が今度のを見ていてもなかなかうまくいってないというのが、一番私たちもテレビで見ていて感じるわけでございます。やはりそれが一番大事なんじゃないかとは思っております。

そこで、防災計画、私どもも、これ2年ぐ

らい前にいただいたような気がしますが、日置市地域防災計画、これを私も見させていただいているわけですが。その中で、いろんな連携の取り方、連絡の取り方っていうのの中で、こうして文書をあっちこっち見させていただいたりしたんですが、「電話連絡や無線連絡などでの連絡方法などで連携をとる」というふうになってますが。今回のこのあれを見ていたりするときに、電気も通じない、携帯も使えない、いろんなそういう現状の中で衛星携帯電話、あれがこうして非常に役に立った。でも、それが、ほかのところは1台しかなくてね。それもいろんなのが、事情でっていうような言葉がたくさん出てたんですが、そのそこ辺のところはどんなふうになってるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回の見ている中において、恐らく今一番大きな不安に思っているのは、連絡がとれない、これが一番だろうと思っております。特に、津波という形の中で、その拠点としたものも流されてしまっておる。そういう部分も一つ想定する中で、連絡がとれないという部分もあろうかと思っております。そういう中で、先般もちょっと申し上げましたけど、今後衛星の電話、こういうものも想定しながらやっぱり数多く設置をしていく必要があると、そういう計画を今後進めさせていただきと思っております。ですけど、今回みたいなこういう災害の中に、この衛星もほんとに通用するのか、ちょっと不安である部分もございまして、なるべくやはり実務的に連絡網ができるものから整備をすることに修正もかけながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

先ほどの18番議員の質問のときにも、今回のことでやはりいろいろなことを見直しをしていかなければいけない。そういうのに

迫られたというようなお答えがございましたので、多分これによって今回のあちらのほうなので、いろんなことを反省し、またこちらのほうにも生かしていかないといけないというようなことになるのではなかろうかと思えます。私も、これ、やはりこうして見さしていただいたときに、火事とか地震のは載ってるんですが、想定される災害の状況とかいろんなのが、こうして直下型の場合は、伊集院地区では中型のときには1,100何十軒が倒壊するとか、具体的な数字まで出たりしております。そして、人的被害、それからライフラインのこと。それに津波のものは載ってないんです。ですから、やっぱり津波のものもこうして今後はその中に入れる必要があると。それから、また先ほどから出ております、すぐ隣にあります原発。原発被害がもしあるときにはどうなるんだろうかというような、原発災害に対する防災の形っていうのもここには載ってません。だから、やっぱりそういうのも今後は入れる必要があるんじゃないかな。あるいは、防災は、原発関係はまた特殊なものであるならば特殊な地域防災、そういうことに関するのが必要なのではないかなと思ったりしますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に先ほども申し上げましたとおり、今回の全容を深めながら、特に今私どもは地震という形、それと大雨、台風、そういうものを想定しておった中で主体的には防災計画をつくらしてもらっておりますけど、今後やはり津波、特に、今、原発、こういうもろもろも、あのような形で大きく飛散しておる状況でございますので、十分ここあたりも、また私どもも勉強さしていただきながら、またこの地域にあった防災計画というのをづくり見直しをするべきであるとは思っております。

○総務課長（福元 悟君）

本市の地域防災計画の中では、これは震災

予防としての対策につきましては明記いたしておりまして、その場合につきましても、具体的には台風、高潮等に念頭に置いた海岸保全、それから災害危険予想地域の把握、それから避難体制の整備、これ等についてまだあるんですが、これ等については一応計画の中にあわせてはおるところです。

それから午前中もあつたんですが、原子力等につきましても、そういう災害等につきましては、基本的には原子力災害につきましては県の防災計画のほうに定まっております、私どものほうとしましては、もちろん国を通じて県に通達がなされ、県から私どものほうに通知されて、市としましては十分な避難体制をとっていくという中で対策本部の中では位置づけております。そういったところで、原子力に対しての具体的な表記というのはなかなか難しいんですが、私どもの地域防災計画の中では、避難体制ということで防災計画の中には定めておるところでございます。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

今、原子力関係に関しましては県の原子力対策本部ですか、それとの連携によってというようなふうにおっしゃいました。私もテレビでしかわからないわけですが、今の震災のところの自治体の職員の人たちの声がよく出てきますが、県からも国からも何の連絡もなくでどんなふうにしたらいいかわからないと。ああいうところも、恐らくそういう指示で、国・県・市町村というふうで、そういう連携でやってると思うんです。でも、それが連携がとれなくて、またこっちから問い合わせしてみてもなかなか通じなくて、ようやくこうして行っても、連絡しても通じない、それを何回かしてようやく指示待ち、どうにかしてるんだと。震災でもう困ってるのに、またこういうふうなことまでも本当に大変だというようなふうでどうしたらいいかわからないと。

ですから、そういうような言葉があるんです。でも、いつもこうしてこういうときには、お尋ねすれば、県・国に従って、上に従ってという答えしか返ってこない。それでいいのかという、それで住民を守れるのかっていうのをお聞きしたいんです。ですから、そのためには、やっぱりこっちはこっちで守るというような何かを、ここの地域での守る方法っていうのを考えないといけないんじゃないかなということをお尋ねしておりますけど、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

さっきから申し上げておりますとおり、恐らく今のマニュアルっていいですか、そういう防災計画どこもあったと思っております。ですけど、実際それが今の現実には機能してない。これがほんとに事実であろうかと思っております。こういうことを含めまして、それほど今回の地震というのは大きなものであったというふうには思っておりますので、ここあたりも、十分今後、やはり私どもも自主防災といえますか国・県・市という部分がございますけど、やはり市としてはどういう形の中で守られるのかどうか。こういうものも、やはり十分検討を今後さしてもらわなきゃならない。これが十分であるかわかりません。やはり、要するに、県、こういう災害が来たときには国、こういう形の力を借らなければ、災害はやはり復旧もいろんな防止もできないと思っておりますので、ここあたりの見直しも、やはり今後のこういう大きな災害があった場合を含めて見直しをやっていきたいというふうには思っております。

○15番（西園典子さん）

機能しないときこそ地域が、こういう自治体が頑張らないといけないということもあると思いますので、自分たちの足元は足元で守らないといけないという気持ちで、今後やっぱりこれを機会に十分考えていくべきことで

はないかと思えます。

具体的にちょっとお尋ねしたいと思います。やはりこういうふうになったときに、測定、今こうしていろいろと今後のことなど含めたときに、モニタリング、放射能などのサーベイメーターといえますかガイガーカウンターといえますか、ああいうのの放射能などのをこうして測定する器械が日置市にはあるのでしょうか。1台でも。

○総務課長（福元 悟君）

放射能を調べる測定器というのはないと思っております。ございません。

○15番（西園典子さん）

ないということは、例えば、こうして原発が今何も事故がないからいいですが、あったときには、ここの私たち日置市はどんなふうになっていても何にもわからないってことなんですか。それでいいんですか。

○市長（宮路高光君）

そういう質問のあり方が、やはり十分今後、やはりさきも申し上げましたとおり、それでいいのかという質問のあり方じゃあ、難しいと思っております。

やはり、私どもも十分今後こういうことにあった中において、こういう原発の中におきます測定。特に、今私どもは河川とかそういうものにはきちっと測定しておりますけど、まだそこまで入ってないというところもございますので、今後十分検討させていただきたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

原発というのが安全神話の上に立っていたということです。安全であると、事故などは起こさないという思いで、国も地方もみんな私たちもそういうので電気のためには大切なことだからというふうで容認した結果が、やっぱりすぐ隣にあるということがわかっていながら、こうして残念ながらそこまで手が回らなかった。ほんとは必要であるかもしれない

いと思いつながら手が回らなかったという。私は、個人的にも買いたいという思いもないわけではないけれども、なかなかそれではなくてみんながこうして、先ほども出ましたけど、ここは近隣にもなります。薩摩川内市とも接しているところもあります。そういう地域でありますので、やはりそういうモニタリング、継続的にずっとできるようなのを、やっぱりどこかにか何か所かぐらいは必要であるというふうに、今後はそういうふうになさるということを考えて、期待していいんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今後の設置するかということについては、やはり県とかそういう隣接する薩摩川内市ですけど、やはりここあたりと十分機能していかなければ、私どころだけそうあってもまたいろんな数値の取り方とかありますので。これは県全体の、やはり原子力に対しますあり方、こういうものが今回の中で見直されるというふうに思っておりますので、県とも十分協議していかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

県と協議をしてとおっしゃいますけれども、先ほどこの原発のことでもありますが、風向きによってどこも行ってます。福島のあるなかも、風が吹いて、風のことも言ってます。放射能が風に乗ってくる。この日置市は一番北西の風、原発の風を一番受ける場所なんです。もしもというときは。そして、いちき串木野市まではいろんなそれを守る手立てがあります。でも、ここからないんです。10キロというような近隣町ではないという、そういう10キロという範囲に、それから隣接扱いはされてないという形ですから、日置市からが何にも守りもないいろいろなものがないという現状です。そういうところで、県の大隅なども含めたそういうところと一緒に

にしてもいいというふうなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そういういいというのじゃなくて、今後そういう部分も含めて県とも協議をさせていただき、必要とあろう部分であれば設置もしていかなきゃならないということでございます。

○15番（西園典子さん）

そしたら、今後は、そういうことも、そういう大事なところであって、そういう危機と隣同士なところだと。いちき串木野市などでは、非常にこういうことも問題になってますが、自治体が変わればケロリといってもいいと言いたいぐらい無関心になってしまう。その恐ろしさを感じております。やはり、私の住んでるところも20キロありません。直線で結べば。やっぱりそこ辺はみんなほんとに考えるべきであると思っております。

それから、業者などの皆さんとの連携でございませぬけれども、機械などを持っていらっしゃる業者の方、そういう人たちが協力してくださって、いろんな災害の一生懸命協力してくださってます。そういう方なども今の非常に厳しい経済情勢の中で、車検とかいろんなのこうしてしながらも、やっぱり市のためにも頑張って、こうしていざというときに役立つといけないという使命感で協力してくださってる方もいらっしゃるのをご存じでしょうか。まずは。

○市長（宮路高光君）

意味がわからないんですけど、要するに機械を持っておるからそういう災害のとき、業者の方々それをフル活用している。こういうことは認識しておりますけど。もう少し、ちょっと意味がわかるように言っていただきたいと思ひます。

○15番（西園典子さん）

災害現場をごらんになってらっしゃると思ひますけれども、こうして土砂とかいろんなのをしたときに、まずはこうしてグレーダー

とかタイヤショベルとかそういうのが真っ先になって崩れたところを押して行って、その後を手伝ってくださる人、人夫の方々なんか人海戦術でいろんなことを、こうして道を整理したりいろいろとして行って、災害はそういうのが解決しているっていうのが現状だというふうに聞いております。

私も業者の方とも話しました。非常にご苦勞をなさってらっしゃるということですが、「お世話になりますね」ってしたときに、そういう機械なども、こうしてほんと自分たちはそんなに使うわけじゃないんだけど、やっぱりいざというときに役立たなければいけない市のいろんなそういう行事のとき、市が大切だと、いざというときに役立たなければいけないという思いで、私たちは持っているという声もありました。やっぱりそこ辺をなどは入札とかっていうので点数を加算したりとかってというような考慮なんていうのはないのかななんて、私はそのとき思ったんです。そこ辺はいかがですか。

○市長（宮路高光君）

実際におる、今機械の所有台数、そういうものも私どものほうも調査をしております。その業者が市の災害だけで機械をただ持つてということじゃ、やはり機能的に難しいじゃないかな。やはり自分たちも使いながら、いざというときに私どものところに、今回雪の除雪の中におきましていろんな機械を使って、所有している方々をお願いをしました。そういう中におきまして、特に今後におきまして、やはり総合評価の中におきまして技術員が何人おるのか、そういうものも総合の評価の中に入れております。ちょっとご指摘ございましたように、日置市のためだけで車を持っていると、そういうことだけじゃないと思っております。そこあたりもやはり十分、私もその実態も把握しておりますのでご理解をしてほしいと思っております。

○議長（成田 浩君）

発言時間があと1分となっております。

○15番（西園典子さん）

実態は把握していらっしゃるということを知って聞いて安心しました。その分、そのこと、よくそういうご苦勞、自分のためには必要だけど、市のためにも必要なんだと。その両方のためにやっぱりこうしているときに頑張っていかなければいけないという、その気持ちをやっぱり酌んでいただきたいと思います。

残り時間があれですが、在来線のこともちよっといろいろとお答えいただきましたが、引き続き連携をとるっていうことの、3市で連携をとって、6月議会するときには「3市で連携をとってしていかなければいけない」というふうに市長は答えになりましたので、ぜひ署名活動も連携をとってしました。ですから、あとは行政のほうも連携をちゃんととって今後プラスになるように、ぜひ市の発展にもつながるようにしていただきたいと思いますが、そここのところのお答えまでいただいて終わりにしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

そのようにいたします。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時00分散会

第 4 号 (3 月 1 7 日)

議事日程（第4号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-----|-------|
|-----|-------|

| | |
|-------|---------------------|
| 日程第 1 | 一般質問（14番、11番、2番、4番） |
|-------|---------------------|

本会議（3月17日）（木曜）

出席議員 21名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 黒田澄子さん | 2番 | 山口初美さん |
| 3番 | 東福泰則君 | 4番 | 出水賢太郎君 |
| 5番 | 上園哲生君 | 7番 | 坂口洋之君 |
| 8番 | 花木千鶴さん | 9番 | 並松安文君 |
| 10番 | 田代吉勝君 | 11番 | 大園貴文君 |
| 12番 | 漆島政人君 | 13番 | 中島昭君 |
| 14番 | 田畑純二君 | 15番 | 西蘭典子さん |
| 16番 | 池満渉君 | 17番 | 梶康博君 |
| 18番 | 長野瑛や子さん | 19番 | 松尾公裕君 |
| 20番 | 佐藤彰矩君 | 21番 | 宇田栄君 |
| 22番 | 成田浩君 | | |

欠席議員 1名

6番 門松慶一君

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 住吉伸一君 | 次長兼議事調査係長 | 恒吉和正君 |
| 議事調査係 | 下野裕輝君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 横山宏志君 |
| 教育長 | 田代宗夫君 | 総務企画部長 | 小園義徳君 |
| 市民福祉部長 | 桜井健一君 | 産業建設部長 | 瀬戸口保君 |
| 教育次長 | 山之内修君 | 消防本部消防長 | 吉丸三郎君 |
| 東市来支所長 | 豊辻重弘君 | 日吉支所長 | 熊野一秋君 |
| 吹上支所長 | 井之上正人君 | 総務課長 | 福元悟君 |
| 財政管財課長 | 富迫克彦君 | 企画課長兼地域づくり課長 | 上園博文君 |
| 税務課長兼特別滞納整理課長 | 平田敏文君 | 商工観光課長 | 鉾之原政実君 |
| 市民生活課長 | 有村芳文君 | 福祉課長 | 野崎博志君 |
| 青松園長 | 田淵裕君 | 健康保険課長 | 大園俊昭君 |
| 日置市診療所事務長 | 平地純弘君 | 介護保険課長 | 満留雅彦君 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 農林水産課長 | 瀬川利英君 | 建設課長 | 久保啓昭君 |
| 上下水道課長 | 宇田和久君 | 教育総務課長 | 地頭所浩君 |
| 学校教育課長 | 肥田正和君 | 社会教育課長 | 芝原八郎君 |
| 会計管理者 | 朴木義行君 | 監査委員事務局長 | 石塚澄幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 福留正道君 | | |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。

まず、東北地方太平洋沖地震で被害に遭われたすべての方々に心からお見舞い申し上げます。

さきに通告しました通告書に従いまして3項目、一般質問をいたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、首長と議会の関係についてであります。

（1）現在の困難な時節を越えていくには何よりもともに住民から選ばれた住民の代表者と言ってもいい首長と議員のコスト意識と新たな発想、そして厳しい時代認識が求められております。市長と議員は、市民の代理人であり、その見識と手腕に地域社会の命運が今日ほど大きくかかっている時代はないとまで言われております。このような状況下、市長と議会は感情的対立に陥ることなく、お互いに信頼し合いつつも、従来の既得権益となれあい、慣習に安住することはなく、つかず、離れず、常に健全な緊張関係を保つべきです。そしてお互いの資質向上のために常にお互い切磋琢磨しつつ、是々非々の立場に立ってお互いに議論を尽くし、お互いに知恵を絞り、汗をかいて市民に尽くしていくべきであります。また、議会は、首長、執行部の監視チェ

ック機関であり、そして政策形成機能を有した最終的な議決機関であることは申すまでもありません。そしてお互いに市民と共生、協働して、市の活性化と全市民の福祉と生活向上に努め、健全で持続可能な市の財政構造を構築し、個人に立脚した持続可能型の地域社会の形成を目指し、地域のあるべき姿を追求していくべきであると思っております。そこでこの場であえて市長にお聞きいたします。首長と議会の最も望ましい理想的な関係はどうか、市長の考えをお聞かせください。

（2）日本の地方制度は、首長と議会を直接公選し、双方が対等な政治機関として抑制均衡関係を保つよう求めた二元代表制で、本来は双方が対等なはずであります。そして地方自治の運営は、それぞれ住民から選ばれる首長と議会がともに並立した形でなされることになっています。現状の二元代表制の問題点として指摘されていること、特に首長と議会の関係における問題点は両者が対立してしまい、合意形成や事態の打開ができない場合、自治体の政策が停滞してしまうということに集約されると言われております。本来、自治体政策の最終決定の場は議会であります。実際には行政からの提案を受けて、質疑等を行うものの、おおむねイエスという結論を出すのが一般的でありました。そこにノーと言ったり修正したりする議会が登場すると、それによって政策をよりよく仕上げていくという方向にならず、議会が首長の足を引っ張ったという反応になり政策実現が阻害される、行政が停滞するという反応になってしまっています。これの典型的な例が阿久根市や名古屋市であります。市長は、現在の現状の二元代表制の問題点としてはどんな点を指摘され、それにどう対応しているのか、市長のとおられる実態をお知らせください。

（3）最近、名古屋市と阿久根市において

市長と議会のリコール運動が起こり、住民投票の結果、名古屋市は市長の出直し選挙があり、議会も出直し選挙が3月13日に実施され、阿久根市も出直し選挙で市長はかわり、議員も4月24日に、出直し選挙が行われる予定であります。市長は、最近問題となった阿久根市や名古屋市の市長と議会の対立の原因をどうとらえ、本市の市政運営にどう反映して、どう生かしているか答弁を願います。

(4) 議会と市長が対立した場合には、徹底した話し合いで一致点を見出さなければなりません。対立する者同士が合意しなければ政策が実現できないのであるから、熟議が必要であり、時間もかかるし、お互いの我慢も求められます。その上で話し合いが実らなければ住民にどちらを指示するか、次回の選挙のときに判断してもらうのがルールであります。もちろん冷静に判断してもらうためには、それまでの対立の過程を透明化し、対立の理由がよくわかるようにしなければなりません。住民の支持を一刻も早く得たいがために短兵急に事を運んだり大衆迎合や大衆扇動に走っていないか、また、喝采型のポピュリズム政治に陥っていないか、我々関係者は十分熟慮する必要があると思われまふ。そこで市長にお尋ね致します。地方政治にも熟議や成熟した地方政治のシステムを求める声は最近大きくなっていますが、市長はこれにどうこたえていくつもりか答えてください。

(5) 市長が平成23年度施政方針及び予算説明の初めに述べているような、市民の皆さんと一緒に安心して暮らせ、光り輝く日置市を創造し、そして、市民全員の共生・協働のもと、市政をさらに発展させるためには市民の政治不信や市政への無関心層の増大を少しでもなくすことが非常に重要であります。市長はこのために日常の市政運営でどう対処しているか、具体的にわかりやすく誠実に答弁願います。

第2点、首長と職員の関係についてお伺いいたします。

現在の市政運営で大事なことは、市職員の能力を最大限生かすこととあります。そのために市長がとるべき行動は、まず、①採用方法の改革によって分権時代に必要な能力を持つ若い職員を採用することによって庁内に刺激を与えることとあります。次に、現職の職員については、②行政の業務のうち、提携業務や非専門的業務及び地域社会で実施可能な業務を可能な限り外部化し、行政の業務を政策的業務、企画コーディネート業務、地方活性化業務などに、可能な限り集約して、職員の能力に見合った業務を提供することで、職員みずからが業務を通じてみずからの成長と公共活動の成果を認識できるようにすることとあります。そして③首長と職員が真剣に議論し合う場をつくり、議論とデータによる政策形成の習慣を定着させることとあります。そして、頑張った人が報われるマネジメントを行い、だれもが納得のいく人事を行っていくべきです。④最後に、政治家としての首長は、職員にとっては異物の存在であり続ける必要があります。職員に常に刺激を与え、やる気を引き出し、新たなチャレンジを求めることにより、職員が首長の姿勢を学んで、みずから主体的に行動する職員に成長するようにすることとあります。そこで市長は、首長と職員の望むべき関係をどのように考え、市政運営でどのように生かしているか、具体的に明確に答えてください。

(2) 現役職員から見た、今求められる首長像は一般的に次のように考えられます。1、適切な任期、2、政治的センスのよさ、3、垣根の低さ、4、みずからの物差し、判断基準、これらの4項目の詳しい内容は2問目で申し上げます。市長は、職員から見た今求められる首長像をどのように考え、現実の市政にどう反映させているか、市長の明確な答弁

を求めます。

(3) 自治体の首長は、自治体組織のトップであるとともに、その地域の経営者であるという二つの顔を持っています。このことを首長と職員は十分に理解し合って、首長は、事あるごとに職員にみずからの信念を伝えること、お互い思うところを語ることで理解し合えるようにするべきです。そして、政策の一つ一つの実践を通じて、ともに悩み、苦しみ、楽しんで、職員一人一人と揺るぎない信頼関係を構築していくべきであると思います。市長は、首長から見た今求められる職員像をどのように考え、日ごろの市政運営でどう教育指導されているか答えてください。

(4) これからの時代に求められるのは、政策形成力を高め、首長と一緒に走っていける自治体職員であります。今、自治体職員は給料分働いていないのではないかと、世の中から冷たい目で見られがちであります。そうでないことを市民に理解してもらうためには、一生懸命働くことはもとより、市民の中にしっかりと出ていき、市民と一緒に汗をかき、その姿を見せていくような努力も必要です。そうした努力を首長と一緒に職員で一緒になってしていくことも必要です。市長はそのような職員とするにはどうすればよいと考え、どう実行しているか答弁を求めます。

(5) 自治体組織と自治体組織を機能させるには、現場からのボトムアップを重視し、トップダウンとうまくつなぐことが不可欠で、その仕組みの一つが若手を中心とする職員との本音意見交換会ハートミーティングです。市長にとっては現場監督を磨く場であり、職員にとっては絶好のモチベーションアップの機会となります。本市でも市長と職員グループとの意見交換会の場としてハートミーティングのような会議を定期的で開催したらどうでしょうか。市長の方針と見解を述べてください。

第3点、最後であります。日吉地域天神ケ尾キャンプ場跡地利用についてお尋ねいたします。

(1) 日吉地域天神ケ尾キャンプ場は、合併前の平成15年に閉鎖され、それまでそこから近辺で実施されてきたサンドジョギング大会も合併直前の平成16年より中止となって現在に至っております。ここの松林は国有林で、県の鹿児島森林管理署が維持管理をしておりますが、このままずっと黙って見過ごして時間だけ経過させるわけにもいきません。もうここら辺で地域活性化とあのすばらしい大自然の繁茂を生かした観光振興のためにも何とか有効利用を積極的に図っていくべきであります。日置市として天神ケ尾キャンプ場跡地利用をどう考え、今後どのようにしていくつもりか、市長の見解と方針を明確にお示してください。

(2) 平成19年12月議会でも一般質問しましたが、その後、第1次日置市総合計画にある吹上浜のアスリートの森づくりプロジェクトに、具体的にどう取り組み、その成果は具体的にどうあられてきているか、わかりやすくはっきりと答弁願います。

(3) サイクリングロードは、帆の港までの日置市内は13.3キロメートルの事業で、平成18年度で終了はしていますが、当初の計画どおり天神ケ尾まで延長することはできないのでしょうか。また、トイレなどの整備も再度県にも要求するなどして、本市としてもその有効活用をもっと積極的に図っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

(4) 最後です、平成22年9月30日、本市議会に報告があった行政視察調査結果報告書の文教厚生常任委員会のところで、吹上浜の砂丘、砂浜侵食対策を今後検討する必要があると述べられています。吹上浜の砂浜侵食対策の進捗状況はどうかお答え願います。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のあ

る誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の首長と議会の関係で五つの項目がございますけど、一括して答弁させていただきます。

ともに住民を代表します首長と議会につきましては、首長には執行権、議会には議決権が与えられており、対等な機関として相応にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制しながら適性で効率的な行財政運営の確保を目指すというところでございます。その中で最近におけるご指摘の問題といたしましては、首長と議会が真摯に向き合うことなく対立が続いたこと、また、現行制度で想定されなかった事態が起こったことなどによりまして、結果的には合意形成や事態の打開が図られなかったことによるものと考えております。

首長と議会につきましては、託された民意を背景といたしまして、それぞれの立場を主張し合う関係にありますので、お互いに異なる立場をとる場合も想定されているところでございます。その場合には、お互いに行政運営につきましては正面から向き合い、十分に論議を重ねることで一致に向けまして最善を尽くし、熟議のプロセスを経ることが重要であると考えております。現在も地域に可能な限り出向き、市民の皆様方の対話を重要視しながら市政運営を展開しているところであり、今後におきましても市政の参加意識の高揚や参画しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

2番目の首長と職員の関係でございまして、その1でございまして。上司と職員の立場はありますが、私は職員から何でも相談しやすい雰囲気づくりに心がけて、年齢的な立場からも先輩として助言できるような関係に努

めるよう自覚しているところでございます。市政運営においては市民目線に立った対応が大切であり、そのことを日ごろから指導しております。

2番目でございまして。職員の先頭に立った役割が求められると同時に、職員とともに市役所が頑張ればまちが元気になるという気持ちで臨みながら、市民に最も身近な行政機関として、市民に期待される市役所づくりに努めていきたいと考えております。

3番目でございまして。職員研修や人事ローテーションにより、市役所の全体的な知識や経験を学ばせると同時に、一方では高度な市民要望に対応できる専門的な職員の育成が求められております。それぞれ職員が持ち合わせる能力、創造性、やる気を引き出せる組織づくりや職場環境に努めていきます。

4番目でございまして。各課、各職場の行政課題を意識した環境づくりが大切であると考えております。現在でも各課の行政課題について論議をさせ、研修報告を提出させております。

5番目でございまして。職員グループとハートミーティングを行ったらというご質問でございまして、このハートミーティングとは、職員との本音での意見交換の場として、風通しのよい組織風土の醸成と職員の士気向上を図ることを主旨としているところで、本市においても、若手職員の研究グループとして「まちづくり研究会」があります。現在この活動内容についても随時報告を受けながら意見交換を行っているところでございまして、若手職員と絶え間なく話し合いをしていくことが大変有意義なことであると考えております。

3番目の日吉地域天神ケ尾キャンプ場跡地利用についてというご質問でございまして。その1でございまして、昭和27年に開設されました天神ケ尾キャンプ場につきましては、

平成15年に閉鎖して現在に至っていますが、鹿児島森林管理署から、施設を使用していない状況であれば国有林を返還していただく必要があるとの指摘を受けており、市としては、施設の管理、防犯対策の面から返還する方向で考えているところでございます。

また、国有林の返還について森林管理署から示された内容については、返還届を提出し、施設内の建物・設備等をすべて撤去した後、撤去した敷地の部分、通路、キャンプ場入り口の駐車場に黒松を植栽して、返還後はキャンプ場の跡地は利用できないこととなります。

2番目でございます。天神ケ尾キャンプ場の跡地利用につきましては、「吹上浜アスリート森づくり」のプロジェクトの重要事業として位置づけられてはおりません。「吹上浜アスリート森づくり」プロジェクトは吹上浜の自然や県都に隣接する市の立地条件を生かし、吹上浜一帯をスポーツを通じた地域づくりの拠点としていこうというもので、大会誘致や交流事業を展開していく組織の設立と育成、体育施設を中心とした関連施設の整備などが主な施策になっております。

大会誘致や各種事業を展開していく組織として、旧吹上町で取り組んでおります施設利用促進協議会を「日置市施設利用促進協議会」として取り組みの範囲を広げ、宿泊施設を連携させて取り組んでいます。計画にあります「吹上浜スポーツ振興公社」の設立というところまでには至ってはおりませんが、この協議会の活動をさらに充実発展させていきたいと考えております。

施設整備につきましては、大規模な物は、東市来総合運動公園のテニスコートの新設工事を最後に終了しています。今後は、利用者や競技者のニーズに合った施設整備と管理運営に計画的に取り組みながら、4地域にある施設の管理業務や予約業務を一本化し、利用者のサービス向上や大会・合宿等の誘致がさ

らに円滑に進められるような体制づくりに努めていきたいと考えております。

3番目でございます。サイクリングロードにつきましては、県が昭和62年から平成18年度に大規模自転車道整備事業で、総延長24.1キロ、そのうち日置市内におきましては13.3キロの整備を完了しています。現在、永吉駅跡地やかめまる館周辺部を整備してもらっております。県の地域振興推進事業ではサイクリングロードを天神ケ尾まで延長する計画はありません。

4番目でございます。吹上浜の砂浜侵食対策につきましては、砂浜と松林等を一体的に保全する必要があることから、平成8年度の台風災害を契機に平成10年度に国土交通省や林野庁による現地調査が行われ、海岸侵食につきましては、平成18年から平成13年度にかけて鹿児島大学海洋工学や国土技術政策総合研究所の専門家による現地調査が実施されております。

海岸線については、長期的、また広域的な変化は見られないものの、まだ不明な点が多いため、中長期的に海岸の変化状況を観察することが重要であると結論づけています。

県におきましては、海砂採取と浜がけの関連について、関係市町村からの調査要望もあり、10数年前から調査を行っており、平成10年以降各種データを取得して、その中の適切で効率的な手段を採用しております。現在、吹上浜全体の状況を把握するには航空写真撮影や現地踏査撮影、汀線測量などを実施されていますが、これまでの調査結果につきましては、まだ結論づけができる状況ではないとのことでございます。今後も浜がけを引き起こす原因究明のため調査研究を関係機関に要望していきたいと思っております。

以上で終わります。

○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答えをいただきましたが、

さらに深く突っ込んで別の角度、視点からいろんな重点項目に絞って質問していきます。

首長と議会の関係について、二元代表制の問題点につきましては先ほど答弁をいただきましたが、もう少し掘り下げて議論していきたいと思います。今度は視点を変えてお尋ねいたします。

市長は、現在の二元代表制のメリット、すぐれた点をどのように考えておられるかも含めて、もう一度、現在の二元代表制に対する市長の評価をさらに掘り下げて詳しくお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、議会も首長も住民の代表であると、これは、この意識づけというのは大事でございます。やはり首長にしては執行権で、また議会については議決権、議会の中でも発議をしてそれぞれの条例等の制定もできます。やはりお互いがそれぞれの立場の中でそれぞれ政策論争していく、この2点、二元代表制というのは私はすばらしい制度であるというふうに考えております。

○14番（田畑純二君）

次に、議会がノーと言うときの議論の内容が、住民に対してきちんと発信され、納得されるようなものであれば、足を引っ張っているという市民の議会に対する評価にはならないはずであります。生産的な批判、生産的な修正が議会の成果として認知されるような議会活動が展開されない限り議会批判はやまないであろうという人もおります。市民の皆様方の意見を的確に反映しつつ、政策の専門的なレベルにも対応している代表機関としての議会をつくっていかうとする議会改革の中からこそ、現行の二元代表制の機能万全を克服していくような展開が生まれてくるのではないかなという考え方もあります。もちろん我々議会サイドでも現在の制度化で審議のあり方など改善していくべき点は改善できる

よう我々市議会議員全員が心を一つにして手を携え一致協力して、本音で抜本的に議論しながら最大限努力していかなければなりません。

最近、特に改めて地方議会のあり方に注目が集まっておりますので、あえて質問しますが、市長は執行部側から見て、現在の日置市議会の実態をどのように評価されているか、市長の見解をお示してください。もちろん微妙な質問で市長も率直に答えづらい点があることは十分承知しておりますが、市長と議会が今後とも信頼関係を持続していけることを願ってあえてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

議会活動という中におきまして、やはりそれぞれの地域でどう議会の議員の皆様方が活動していくのか、ただ議場だけでなく、やはりお互いに私もですけど、現場主義という一つの基本的な考え方の中で、私ども本市におきます議会の皆様方は現場でそれぞれ頑張っていらっしゃるというふうに思っております。基本的にはそれぞれ議決権でございますので、議会の中でもいろいろと賛否両論の意見があるろうというふうに考えておりますけど、最終的には議会の中におきましても多数決の中でそれぞれ決めていくことがいいことであろうかというふうに考えています。

○14番（田畑純二君）

次に、名古屋市と阿久根市の二つのリコールをめぐっては、これまでのリコールと違って地方政治をどう機能させるかという広がりのある制度問題を突きつけているという見方があります。その根本原因についても現在の地方自治法では首長と議会が対立した場合、議会が首長の不信任を議決することしか対立の解決策を定めていないことにあるという指摘が出ています。地方分権という改革の全体に視野を広げて考えてみる必要があるだろうとも言われております。そして、地方分権時

代の地方政治は、首長も議会もともに責任をとる意識が大切であると思われまます。市長は、こういう見方や、この二つのリコールの根本原因をどう考えておられるか、もう一度掘り下げて詳しく答弁してください。

○市長（宮路高光君）

この二つの大きな原因にかんがみますときに、やはりこれは議会の定数、報酬、これが共通する中におきまして執行部の首長のほうからの一つの提案があったと、ここでいろんなバトルがあったとっております。その中でやはり議会としても定数、報酬というものをやはり真摯にどうあるべきなのか、議会内の中でうまくこのことをまとめていけば、ここまで両市におきますバトルはなかったんじゃないかなと思っておりますので、ここあたりを私ども日置市の議会の皆様方はいち早く定数につきましても早く削減をし、そのことに市民に負託できるような体制をとっておられるというふうに認識しておりますので、今後におきましても議会内におきますことについては議会内できちっと早い形の中で論争していくことが大事であるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それから、名古屋市や阿久根市の場合、名古屋市や阿久根市の議会の状態こそが個人的人気で強権的政治手法を持ち込もうとする首長につけ入るすきを与えたという指摘する人もおります。こういう見方を市長は指摘をどのように考えておられますか、お答え願います。

○市長（宮路高光君）

首長が指摘する越権行為といえますか、これはもう私は議会の中は、さっきも申し上げましたとおり、議会のほうでいろいろ論争し、また、それぞれの制度設計というのは議会の中でし、このことが制度設計したことがやはり市民に信頼される制度設計であるべきであ

るというふうに認識しております。

○14番（田畑純二君）

それから、今後、地方分権が進めば国政上の政治性を帯びた対立点が地方に持ち込まれ、これを解決するのも地方政治の役割となります。熟議の方法論のみならず地方の政治を自分たちで回していけるかという地方政治の実力そのものが問われることとなります。

最近、首長による地域政党の旗揚げが目につくようになり、地方政治に新しい風が吹いているようであります。この地方に吹く新しい風を我々地方議員も形骸化しやすい地方議会への警告と受けとめるべきであります。その上で首長・執行部と我々議会は、熟慮と討議をじっくり重ね、説得したり説得されたりする熟議の政治を我々当事者全員、我が日置市でも求めていき、夢とロマンあふれる市政を展開していくべきであると思えます。

そして、議会とは徹底的に議論する場であり、少々時間はかかっても議員と執行部はお互いに十分理解し、納得するまで十分に話し合う場であります。そして、宮路市政のこの部分は賛成だがここは反対という是々非々の議論が交わされる場であります、場であるべきです。我々当事者は、ややもするとその場のぎの煮えきれない時間だけ気にかけての本質を突いていない通り一遍の議論になりがちです。ですから我々当事者全員常にこの原点を忘れずに、そして政争より政策協議を急ぐことを常に念頭に置いて日置市政を進めるべきであります。市長の考えられる地方政治の熟議や成熟した地方政治のシステムはどんなものか、さらに具体的に掘り下げて詳しく説明してください。

○市長（宮路高光君）

国政と地方議会、特に国政におきましては政党色といえますか、そういうものが大変色濃くした中で政治運営をされていくというふうに思っております。

地方につきましては、政党色じゃなく、それぞれの議員の個々といいますか、これが私は大事であるというふうに思っております。その個々である上でやはり地域と密着しておりますので、そういう政党政治じゃなく、それぞれの議員のそれぞれの本質といいますか、政策形成ですか、やはりこれは個々にゆだねられているのが大きなものであると、そういう地方議会であるべきであるんじゃないかなというふうに主観的に考えております。

○14番（田畑純二君）

次に、今度は、首長と職員の関係についてもう少し詳しく質問します。

現在の自治体職員は、激烈な競争試験をくぐり抜けて採用された高い能力の保持者であることは間違いありません。

ただし、受験競争やダブルスクールで公務員に特化した教育を集中的に受けてきたケースもあることから定型化され予測可能な業務を消化することには対応はできます。しかし、住民の生活の現場への対応や新たな発想を要する創造的な課題への主体的な取り組み、また、複雑な人間関係の統合など、地方分権時代に対応した幅広い対人、対社会対応力には不安があると一般的に言われております。そして、自分の担当分野の専門を外れると話題についてこられない職員が多いとも言われております。しかし、これはあくまで一般的に言われていることではありますが、市長は、現在の日置市職員の市政への取り組み方、業務への姿勢、様態、勤務状況等をどう評価されているか、市長の見解、見方をまず示してください。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございました、大変今の新しくかわられる方は大変何倍という難関を突破した能力的のある方であるやに認識しております。ですけど、基本的には能力という部分もございますけど、私はやはり人間味という部

分をやはり最重視すべきであるというふうに思っております。そのような中におきまして私ども本市におきましては3回の試験をしておりますけど、3回とも面接をそれぞれして、少しでも短い時間でありまして、そういう人間性を引き出しながら採用の結果になっていくというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり、私、公務員という市役所の中におきましては、やはり薄く広くといいますか、やはり専門的なのも大事なんですけど、やはり常識的に市民という方々は、それぞれの専門的な部署がありますが、やはり一職員としてしか見られるそのためにはやはり一般的な市役所におきます最小限のサービスができる、そういう常識はみんな持つておくべきであると。そういう形の中でいつも常々いろんな技術者であろうが、保健師さんであろうが、ほかのいろんな部類におきましても財政的なこともある程度いろんなことも、深くはなくても知っておるべきだと、そういうことで今もそのような指導を体制の中で進めていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

じゃあそういうことで。

次に、地方分権時代に最も求められることは、市民と行政が生活の現場を媒介に連携協力して地域社会の安心と安全を確保することです。そのためには行政内部の組織原理で働くことを求められていた職員が、地域社会の生活人である住民や企業団体などと連携し、地域資源をコーディネートしながら地域社会にとって最適な政策をくみ上げることができる実践型の職員に成長することが求められています。

首長は、そのための職員の研修を積極的に進めるだけでなく、地域社会全体の人材育成も積極的に推進し、市民の行政に対する姿勢も同時に変えていく努力を進める必要があります。

ます。そして、市長派とか反市長派とかの派閥にとらわれずに中立を貫くことができる第三局の市民をできるだけ多くすべきであります。市長は、このことをどう思い、実際の市政運営でどのように生かされているか答弁願います。

○市長（宮路高光君）

職員を含め話のとおり、反市長派とか市長派でないとか、そういうことは全然考えてもいません。やはり職員というのは平等にそれぞれの市民のために頑張っている、基本的には頑張っている職員はそれぞれきちっと評価もしていかなきゃならん。さっきご指摘ございましたとおり、やはり現場といいますか、やはり現場主義を重んじる職員、そういう気持ちの中でいろんな研修をさせていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、今度、自治体の職員は組織の大小に関係なく、職員は首長の一挙手一投足から自分のポジションを定めます。と同時に、首長に対する職員の感覚が首長の立ち位置を孤立させることもあります。結局は首長が1人で責任を負わなくてはならない立場にあります。すなわち、首長たるリーダーには部下である職員のすべての行動に最終的にはすべて責任を負うぐらいの強いリーダーシップが必要です。市長は、これらのことをどう思い、日ごろの市政運営でどういう態度、やり方で市の職員に接し業務命令を発し、指揮監督をしているか、具体的に明確に答弁してください。

○市長（宮路高光君）

いろいろ仕事をする職員の中におきまして、最終的な責任は市長にございます。その中で絶えず言っていることについては、やはり連絡といいますか報告、こういうことはいろんなことにおいて怠りなくして、最終的にいろんなことがあったら市長が一番最終的に責任

をとっていくんだと、そういう気持ちの中で職員は仕事をしてほしいと、そういうことをいつも話しております。

○14番（田畑純二君）

次に、今度は職員のあれですけども、今、政府が行いつつある地域主権改革では、長い間、住民のほうではなく、国、県の担当者に顔を向けて仕事をしてきた習慣から抜け出し、自前の政策づくりを行う職員たちの自立こそが求められています。

地方分権は自治体の力量を高めることを要求されており、職員たちの能力が能力いかににかかってくることは明らかであります。もはや、見習うべき基準もマニュアルも、お手本もない時代をみずからの力で切り開いていこうとする意識と努力が必要とされます。特に政策形成能力と、それを支える政策ホームの能力を鍛えることが必要となってきます。首長は、市長は自前の政策づくりを行う職員たちの自立を促すためにはどうやっていくつもりか、その方策、手段と方針を示してください。

○市長（宮路高光君）

こういう大変財政的にも厳しい状況でございますので、私は基本的には人づくり、職員におきましても本当に市民に役立つ職員づくりということに手がけておりまして、あらゆる機会の中で研修といいますか、そういう場を与えてやる。その中でそれぞれの職員がいろんな角度が違う中におきまして、いろんな体験をしていく。このことがやはり5年、10年、やはり長いスパンの中でそのようなことをやっていくことがやはりすばらしい職員を育成できると、そのように考えております。

○14番（田畑純二君）

それから、今度は現役職員から見た今求められる首長像、これは理想的な首長ですけども、さらに詳しく述べます。

まず、1、適切な任期。権力は腐敗する、絶対的権力は絶対的に腐敗するという言葉がありますが、首長は、議会のチェックを受けるとはいえ、予算の編成権と執行権、職員の人事権等を有し、その権力は絶大です。首長本人が自分を立志していても長く権力の座にあるとマンネリ化や周囲のいわゆるイエスマン化などにより停滞が起こる可能性があるからです。2、政治的センスのよさ。テクニックと違いセンスは教えてもらうことはできないので、危機管理を担い、その地方行政の重要課題の最終決断者である首長には政治的センスのよさ求められる。3、垣根の低さ。より重要なクローズドな情報が入ってくるためには、首長たる者は裸の王様にならず、垣根を低くし、都合の悪い情報であっても、迅速に入ってくるようなルートを設けておく必要があります。首長には垣根の低さが求められます。

4、みずからの物差し、判断基準。表現や言葉はどうであれ、首長には、みずからの信念を体現する社会、住民のための物差しを持ち、それに基づくぶれない判断をすることが求められます。

これらに対する市長の具体的な答弁がなかったようですので、市長の明確な見解、これに対する、再度求めます。

○市長（宮路高光君）

見解というよりも、今、田畑議員がおっしゃいましたとおり、首長たるものは、今議員がおっしゃったとおりであるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

吹上浜の砂浜侵食対策の進捗状況については、一応の答弁をいただきましたですけども、平成20年9月議会でも同僚の議員が質問をしております。それで、先ほど答弁があったんですけども、その後、進展が余り見られていないということでございますので、その後の調査研究結果及びそれに基づく対策、今後

どのようにしていくのか、もう一度掘り下げて詳しく答弁してください。

もうちょっと残念ながら時間がまいりましたので、予定しておりましたのを、もうこれですべて終わりますけれども、これで最後といたします。

○市長（宮路高光君）

吹上浜の海岸におきまして侵食が起こっている部分もございます。今後におきましても、その海岸線を含めまして注視しながら、またそれぞれ海砂等も、採取等もあったり、また、それぞれの場所には砂を返したり、そういうことを今後とも繰り返しながら、やはり吹上浜の海岸を守っていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、11番、大園貴文君の質問を許可します。

〔11番大園貴文君登壇〕

○11番（大園貴文君）

一般質問を始める前に、このたび、東日本全域に及ぶマグニチュード9の巨大地震は想像を絶する大きな被害を各地にもたらし、連日報道される悲惨なニュースは国民の一人として、被災地の皆様の心を痛み、哀悼の念にたえません。心からお見舞い申し上げます。想定外の危険は、どこでも発生する危険性が隠れています。私が、さきの一般質問で質問した重金属を含む産業廃棄物の不法投棄の問題も、侵された個人の財産を守るため、市の対策もなく、県も撤去せずにそのままとなっていますが、ドラム缶が腐敗し地域へ流れ出してからでは、重大な被害をもたらすと考えます。市長の適切な判断で、未来に禍根に残さないよう、今回の地震の教訓として申し上げます。

さきに通告してあります質問事項について市長に質問いたします。

昨今の社会情勢は、世界の景気は低迷し、

雇用が図られないことから、国内外を問わず政治不信や貧富の格差が問題となり、各地で暴動が起り、世界を巻き込んだ混乱の時代となっているのではないのでしょうか。

そんな中、国内においては、政府は経済状況について、12月の月例報告で景気は持ち直しているが、自立性に乏しく、失業率が依然として厳しい状況にある。先行きについては、当面厳しい情勢が続くと見られることから、緊急雇用に対する補助事業が次々に打ち出されているものの、成熟期に入った国の情勢は、経済の向上にはつながらず、効果としては見出されていない状況が続いているのではないのでしょうか。

日銀は、経済が緩やかに伸びていると言われますが、私は、一部のエコに関する高額の新車や地デジ対応のテレビなどの売り上げによるものが、一時的に景気を押し上げていたと考えます。

そのような中で、本市の状況はどうでしょう。基幹産業である農林水産業においては、米や麦、大豆など、国の補助事業に参入しても、小規模農家にとっては、所得どころか経費も補えず、存続すら危ぶまれ非常に厳しい経営状況ではないかと考えます。漁業にしても、温暖化等による不漁続きに、燃料の高騰、整備が進まない港、林業においては、依然として続く木材の低価格情勢により、先行きの見えない現況は一段と高齢化による離農家や後継者、新規就農者が見込めない状況です。

そんな中、過疎地域においては、34の自治会、2,000世帯が維持存続が危ぶまるとされており、5年、10年後を見据えたとき、市長、私は非常に強い危機感をもって対策に挑むべきだと考えます。

今の日置市の政策は、魅力が薄いことから、住んでいる人たちは、単純に利便性だけで中心部に移り住んできているだけで、期待された団塊の世代が、移住することもなく、市全

体の人口減少が進んでいるのではないのでしょうか。

特に、過疎地域においては、就農、集村、就労につながる建設的な投資を図るべきと私は考えます。過疎法による過疎地域自立促進計画は、28年3月まで継続となりましたが、自立に向けたこの事業を生かしたまちづくりが企画できなければ、地域の資源を生かした交流、滞在、定住につながることもなく、過疎が進み、産業が衰退する地域社会に雇用の機会が見込まれないものとなると、人口減少がさらに加速していくものと推測されます。

また、過疎地域では、人材不足から、地区館や自治会の役員選出も厳しい中、行政からの仕事量がふえ、負担が重くのしかかり、市が進める地区館を中心にした共生・協働の社会形成が難しくなっていると考えます。

これからの産業は、人と私は考えます。人と地域の資源が、地域を支え変えていきます。若い人たちには夢を、高齢者には安心を約束される福祉のまちを目指す市長は、もっと地域の課題を地域ごとに、分野ごとに分析し、改善のために産業の振興と雇用の拡大を目指し、大胆な企画と予算を立て、過疎対策に全力を注ぎ、次の世代につながる独自のまちづくりを進められることが市長の責務ではないかと考えます。

本市が抱える過疎地域問題は、6年目を迎える日置市長の政策に期待を持った半面、疑問を持つ声も出ています。高齢化で農林水産業を初め、商店や温泉街に後継者もなく、自然淘汰された廃墟の地域には、地域を守る人の人的要因の確保もできない、借りる人もいない、このような切実な声は、就業や集村、雇用対策をしっかりと行政が窓口となり、地域を支えてこそ、共生、協働の社会が構築されることが考えます。

以上を申し上げ、質問事項に沿って質問いたします。

1 番目、雇用対策について、①吹上、東市来の管理公社は、地域の高齢者等を雇用して公共施設の管理作業を中心にされてきましたが、今後の方向性について住民や議会が知らないところで、東市来は22年度、吹上は24年度で解散の話がありますが、どのように進められているのか経緯についてお伺いいたします。

②公社で雇用している臨時雇用者定年65歳について、条件つきで再雇用制度を検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

3番目、若い人からシルバーまで就労の機会をつくるために、日置市人材バンクセンターを各支所に設置し、シルバー人材センターを含め、雇用対策につなげるべきだと考えます。

2番目、林業、水産業に就業対策についての1番目、農業に限る新規就農支援事業を林業や水産業の後継者や担い手にも支援を充実させ、集村につなげ、産業の振興と活性化を図るべきだと考えます。

3番目に、中山間総合整備事業について、①先送りされた本事業は23年度から実施予定とされていましたが、計画についてお伺いし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の雇用対策で、まずその1でございますけど、まずは、東市来の管理公社につきましては、本年度、平成23年3月末をもちまして解散することが決定しております。4月以降の施設管理につきましては、直営及び日置市シルバー人材センターに委託することになっており、管理公社職員の処遇につきましては、日置市シルバー人材センターに移っていただく方と直営で運営する施設での勤務をお願いすることとしております。

また、吹上の管理公社につきましては、平成23年度から現在行っている業務のうち

「一般廃棄物収集業務」を廃止して、道路、公園等の維持管理業務と吹上キャンプ村の業務を行っていきたくと考えております。

今後の吹上管理公社につきましては、平成24年度までは吹上キャンプ村の指定管理者としての指定を受け、管理運営を行っていることと、さらに、平成25年度末までは、森林管理署との管理契約で、吹上キャンプ村の維持管理を続ける必要もあることから、平成25年度までは公社として運営を継続したいと考えております。

2番目でございます。吹上管理公社の職員の処遇についてのご質問でございますが、管理公社就業規定では、定年を年齢60歳として、60歳に達した方については、管理公社嘱託就業規定で65歳まで再雇用できるものとなっております。

65歳を超えた方につきましては、臨時職員としても採用ができるようになっております。

3番目でございます。人材バンクセンターにつきましては、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て職業を紹介する民間事業者が一般的でございますが、都道府県と一部の市では、介護、福祉分野の福祉人材バンクやセンターが設置されております。

人材バンクやセンターが取り扱う職業紹介の業務は、求人・求職情報の提供と、職業相談を通じて就職を促進する業務の充実、さらには企業からの求人データの豊富さなどから、国の職業安定所が重要な役割を担っておりますので、市において、人材バンクセンターを設置するとした場合は、職業紹介の専門的なノウハウやデータの蓄積、事務所体制など運営上の課題が想定されますので、各支所に設置することは困難であると考えております。

なお、シルバー人材センターは、高齢者の雇用の安定等に関する法律に基づいて業務を行っており、地域の家庭や企業、公共団体

からセンターが仕事を受注し、原則として60歳以上の会員が仕事をして配分金を受け取る事業で、職業を紹介する人材バンクセンターとは機能が異なるものであると考えております。

2番目の林業・水産業に就業対策をということでございます。

林業・水産業の就業対策については、今のところ、日置市としての支援対策は計画しておりませんが、鹿児島県では、林業への就業を希望される方々を対象に、「鹿児島きこり塾」として研修を実施しております。また、漁業就業に関心を持つ方を対象に、「ザ・漁師塾」として後継者の確保育成を図っております。

このような研修では、江口漁協で新規就業者があり、実習を終了し操業活動中でございます。

3番目の中山間総合整備事業についてのご質問でございます。

中山間地域総合整備事業日置南部地区は、平成23年度新規採択に向け要望を行っていましたが、農業農村整備事業予算が大幅に減額されている中で、現在のところ、平成24年度の採択に向けて努力していきたいと考えております。

このような状況であります。市内には耕作条件の改善や施設整備が必要な箇所が多くあり、また、各地域からも要望をたくさんいただいております。

市といたしまして、国、県の情勢を見きわめながら、できるだけ早く、これらの要望に対応できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○11番（大園貴文君）

市長答弁いただきましたが、真剣に日置市のことを考えられての答弁なのか、ちょっと疑問に思うところでした。

それでは、質問事項に沿って質問いたしていきます。

この東市来の管理公社、22年度で終了し、23年度からスタートする、先ほど答弁されましたが、市の税金を投入して運営されているこの公社について、市長は議会や住民に説明をする責任があったのではないかと思います。いきなり予算が上がってきても、そういった説明責任は市長としてどう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

議会のほうにもちょっと説明なかったということで、大変このことについてはおわび申し上げます。

従来この公社のあり方というのが、やはり大変地方自治法に基づきましたあり方の中で、若干意表的なものがあつたというのもありまして、今回この公社のあり方を両方ございまして、全面的に見直しをさせていただいたことございまして、今後、やはりこの公社は基本的には解散する方向の中でありまして、実務的には仕事内容も含めまして、そんなに公社がする形じゃなく、また、今、説明申し上げましたように、シルバーと、または直営、この両面の中で運営をしていきたいというふうに考えております。

○11番（大園貴文君）

説明していなかったと、説明していない中に我々は今当初予算を審議しているわけなんですけれども、やはり、議会の不信を招くのも、こういったことをしっかりと伝えていな

いからじゃないかと思えます。その辺は非常に管理公社というのは地域に密着し、そしてまた、地域で非常に行政の身の回りの世話と申しますか、草払いから、いろんなことについて一生懸命頑張ってくださった方々がいらっしゃるわけです。そういった方々の気持ちを察するときに、市のほうでは、作業的には変わらないけれども、直営とシルバーに移行するだけだと、そういった観点では、大変困った発言だったかなと考えます。

やはり、そこに働いていらっしゃる方々の気持ち、そしてまた、住民の代表である議員に報告はなく、そういった方向づけがされるということは、行革もどんなふうにして行革が進んでいくのか、私はこれから非常に不安を覚えるところです。

市長の説明の中で理事会等があられたと思えます。理事会の流れ、経緯、市長のほうにどのように報告があったのか、その流れについて、そして、議決の内容、そういったもの等があってされたのか、そこをお聞きします。

○東市来支所長（豊辻重弘君）

それでは、私のほうから、これまでの流れを説明させていただきます。

まず、公社のあり方については、当初合併の時点で協議をするということで、最初スタートをしているようでございます。その中で、これまで実際合併協議の中では、結果として協議がなされていないということで、その後、数年経つ中で、今回具体的な協議がなされたわけでございます。今年度、東市来のほうでは、公社のほうでは、2回ほど理事会開催させていただいております、今年度。その中で、1回目の中で、解散についての協議しまして、出席者の全員の内諾を得て、今後解散に向けて事務を進めるということで協議いたしております。と申しますのが、解散に向けて今議員のおっしゃる、そこで働いていらっしゃる方の雇用問題、大きな問題でござ

います。ということで、早めに着手させていただきたいということで進めてまいりました。そして、この規定をお持ちですよね。規定で確認されたと思うんですが、具体的な解散については、第25条で4分の3以上の同意を得たときに解散しますよということになっておりますけれども、きょう現在はまだ正式にこの25条の解散の同意そのものは得ておりません。ただ、予算等の計上もございまして、それと、雇用の関係とかございまして、理事会の中で諮った中で全員の同意を得て進めてきたということで、具体的には、予算を上程してございまして、それらの動向を踏まえて、今月末に正式に決定させていただくということで進めてまいっております。

以上でございます。

○吹上支所長（井之上正人君）

吹上のほうの管理公社の件につきまして、ちょっと若干説明をさせていただきます。

昨年、今後の管理公社の運営ということにつきまして、本庁のまた部長を含めた協議を行っております。その中で、廃棄物収集につきましては、吹上を除く他地区が入札ということで民営のほうで収集を行っているということで、吹上の収集につきましても、現在使っているパッカー車、この車ももう15年ぐらい経過しているということで、非常に故障と申しますか、救急な故障で収集がとれなくなったという状況もございましたので、もうまた新たに買う費用というのも相当な額になりますので、この際、収集につきましては、もうほかの地区と同じように民間委託というようなことで結論づけをいたしております。

それから、維持管理班につきましては、現在のところ、先ほどもありましたように、森林管理署とのキャンプ村の運営、こういったものがございまして、管理公社のほうにキャンプ村の経営も委託をしております。指定管理ということで、24年度までこの指定管理

が続くわけですが、最大限これだけは継続していきたく。ただし、また、25年度まで森林管理署との契約の中で指定期間という目的に沿った使用をしていただくというのがついておまして、できれば、25年度までは何とか管理公社として続けていきたくというふうには考えております。

当面、今のような状況でございまして、吹上の管理公社につきましては継続していきたくというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（大園貴文君）

今、東市来の支所長のほうから説明がありました。まだこの管理公社は手続上規約に基づいて解散をしていないということになると、予算がまた変わってくるんじゃないかと考えます。その辺、市長はどのように考えられますか。

解散が行われて、私は、その中で新しい提案をされるのが筋道だと考えますがどうですか。

○東市来支所長（豊辻重弘君）

現在やっている事業については、基本的に解散後に伊集院のシルバー人材センターに委託したりということで進めておりました。と申しますのが、現在のまだ事業実施するというのでございまして、草払い等とか、本公社においては、東市来駅、湯之元駅の改札業務等も受託しておりますので、ですから、解散に当たっては、引き続き事業を進めるということが基本になろうかと思っております。

ですから、年度途中で解散してから、次年度から他の直営とか委託とか、そういう流れじゃないというふうに認識しております。

以上でございます。

○11番（大園貴文君）

解散しないけれども事業を続ける、解散しても事業を続けると、何か非常に私は今説明、聞き方が悪かったのかしれません。今の説明

ではちょっと理解はできないかと思っております、市長。

解散するんであったら、今の答弁の内容をちょっと具体的に説明していただいて、解散するのであれば、3月31日で解散すると。それについては、余剰金の処分についてはどのようにすると、その予算はどこに入っているということを明確に答弁をお願いします。

○東市来支所長（豊辻重弘君）

議員のおっしゃるとおり、解散を予定して事務を進めてまいると。そして、3月末をもって、4月1日で解散し、同付で直営、委託ということになろうかと思っております。そして、今おっしゃる精算金につきましては、本公社につきましては、毎年度精算して、委託者である市のほうに返還しております。ということで、解散に当たっても、4月1日で解散し、精算いたして返納金は市のほうに返納するというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○11番（大園貴文君）

管理公社が運営していたことが非常に何か問題、先ほど法的なことではありましたが、具体的にその内容をお示しください。でない、何が原因でシルバーにするのか、また、その中で駅の管理やいろんなものを、そういったものをどうするというのを、説明責任がないからここで議会で言わないといけないわけです。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この説明につきまして、今後の全協の中でまた詳しく説明はさせていただきますというふうに思っております。

特に、公共施設管理公社という中におきまして、みなし法人という形になっておまして、理事長だけが民間、あとは全部職員という形の構成の中でやっておた公社でございます。そういう中におきまして、今後公益法人のあり方ということで、25年度までいる

んな法人が変更しなきゃならないということでございまして、そういうことも含めまして、市のほうでもこの管理公社につきましてはみなし法人という中におきましての位置づけのあり方がちょっと不適切な部分も考えられるということで、一応公社を解散して、直営、委託できるそういう方向でいこうという考え方でございましたので、今ご指摘ございましたので、議会のほうにまた議長とも相談しながら、早い時期に説明をさせていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

みなし法人ということで問題があったということが理由だということでございますが、じゃあ、シルバー人材センターはどうなんでしょう。

○市長（宮路高光君）

シルバー人材センターにつきましては、今社団法人ということでございますけど、公益法人のほうに移行を23年度中に変えるつもりでおります。

○11番（大園貴文君）

シルバー人材センターにしても、社団法人から公益法人に変えていくということなんですけれども、シルバー人材センターについて、国からの補助金は23年度は830万円しか入らないと。市の持ち出しが1,323万4,000円、売り上げ高にして約前年度は9,500万円ぐらいになっておりますけれども、ほとんど説明によりますと、9割方が人件費と、それから、材料代ということで、1割が事務費ということですから、1割の中にこの1,300万円も必要なんじゃないか。

○市長（宮路高光君）

特に、今までこのシルバーにつきまして国の行革という中におきまして、シルバーにおきます補助金の形の中で論議がされました。特に、今ご指摘ございます、市のほうとして

も1,300万円程度助成しておりますけど、事務費といいますか、今はそれぞれの運営の中におきまして、事務職員がおりますので、そういう運営に当たらせてもらっておりますし、また、やはりこれだけ削減している中におきまして、やはり今までの作業体系、こういうものも若干変えながら、やはり事務職の経費というのでも削減していく、そういう方向の中で、今シルバーの中でも改革といいますか、行政の中の効率性という形の中で進めさせてもらっております。

○11番（大園貴文君）

今の市長の説明からいくと、今後はシルバーと直営でやりたいということから考えると、直営でやったほうがお金かからないんじゃないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

直営の中におきまして、直営も必要かという部分もございまして、シルバーというのは、高齢者の生きがいの対策の中でございまして、そういう事業の趣旨の中におきまして、全部シルバーで行くわけじゃございません。また、若干シルバーでない方々もいらっしゃいますので、そういう方々は直営の中でも残していかなきゃならない。シルバーの構成というのが60歳以上という部分の一つでございますので、ここあたりは、両面の中でいくべきなことであるかというふうに考えております。

○11番（大園貴文君）

それで、シルバー人材センターの事務職員の人件費というのは幾らになっているんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと今ここに手元に資料がございませんので、また後ほど提出させていただきます。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

21年度の決算でいきますと1,870万円が人件費として決算が上がっております。

○11番（大園貴文君）

1,870万円、事務費の金額、何人分でどんな計算をされてそういう金額になるんでしょうか。といいますのは、公共施設の管理公社では、理事長が月額1万9,600円、幹事が4,900円といった形で、本当コストを抑えながら運営されていたと思いますが、このシルバー人材センターの事業では、事務職員さんのほうが給料をとる人が多いんですか、説明をお願いします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

シルバー人材センターの事務局としましては、事務局長が1人、それから、事務員が4人おります。この計5人の人件費というのが、先ほど申し上げた金額で、そのほかに事務局員として勤務していた1人が、定年退職後につきまして、現在臨時職員として再雇用しておりますので、この人件費については、その1人は含まれておりません。

○11番（大園貴文君）

このシルバー人材センターに市長も理事の中に入っているらしいです。今の作業の経費より人件費のほうが非常に高い形になっておるんです。4人、何人が必要だということで、それも日吉と伊集院が一緒になって、東市来が、伊集院はどこに連絡をくださいってこのように書いてあるんですけども、すべての窓口は伊集院になっている、ここに4人、5人いて作業が進められるんでしょうか。それだけの経費をかける必要があるんでしょうか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までのシルバーを創立いたしましたして約20年近くになっております。その中におきまして、今おっしゃいましたとおり、国と市の補助金の中で事務職員を含め、また事務室を含めた管理運営というものに当たっておりますし、また、それぞれの手数的に約1割の手数料もいただいておるのは事実でございます。約300名近くの高齢者の皆様方を就

労していく、そういう大きな目的の中で生きがいをしながらやっている、この事業でございまして、ご指摘ございましたとおり1,800万円程度人件費がかかっておりますけど、今後におきましてもいろいろと国の政策の厳しい中でございますので、人件費の圧縮ということも十分考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

人件費の圧縮をもちろんしていかないといけない、私もそう思います。高齢者が地域で自分の健康管理とともに働く就労の場所を提供するといった意味ではいいと思います。しかし、事務所の中での経費が圧迫するようではどうしようもないのかと。もっと簡素化で効率のいいシルバー人材センターが、これからの地域、そしてまた奉仕活動に参入していくべきだと考えます。

そういった中で、今後の作業につきまして直営かシルバーでやるということでしたけれども、私は、この中で、この業務については各支所に窓口をつくるべきだと思いますが、ほかの市町村でもそういった形をもって地域の方々がいろんな作業に参入されております。その辺、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

今現在でも、会員は、吹上、日吉、東市来、四つの地域から会員として募集も全域にかけましてやっております。その中におきまして事務的な取り扱いを含めた中で、その担当も含めて、また、支所におきます仕事の内容を含めまして、これもちょっとどこの支所に置くのか、また人の問題もかかってきますし、また兼任ができるのかどうか、このあたりは十分調査・研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

シルバーの今の現行は、東市来が33人、伊集院が149人、日吉が37人、吹上が

17人、計236人で構成されていると聞いております。そういった中で、これから東市来、吹上においては管理公社を廃止、解散ということに今市長は話をされました。各支所においては、このような高齢者の雇用場の提供するためのシルバー人材センターの支所部をつくるべきだとそのように考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、管理公社のほうは解散し、さっきも申し上げましたが直営でできるもの、シルバーに委託するもの、また会員の状況、そういう部分を含めて、対応ができなくなれば、会員が多くなれば、やはりそれぞれの人の配置というものを考えなきゃならないというふうに考えております。

基本的には、シルバーの仕事というのは、やはり地域におけます密着ということが大事であるというふうに私も考えておまして、基本的には軽微な仕事、就労時間を制約されておりますし、今後におきましても今議員がおっしゃいましたように雇用対策、この雇用対策をしていく中においては大変大きな高齢者の皆様方のシルバーというのは私は役割を果たしているというふうに感じておりますので、またそこあたりの体系というのも今後十分、シルバーセンターのほうでも理事会を含めた中で検討させていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

もう東市来においては解散を今年度ですということになっております。ゆっくりとして計画している場合ではない、そのように考えてます。また、吹上支所においても、やはりその地域に密着した身近な労働ですか、そういったものがつながっていくような形をするためには各支所にそういった窓口をつくっていくべきだと私は考えます。市長のスムーズなそうしたシルバーの窓口の設置に進めて

いただきたいと思います。

それから、そういった窓口、非常に私は最初冒頭で申しました雇用促進、国が進めている事業は、我々も財源の少ない補助金をもらわないとやっていけない、この日置市は特に、市町村はそうでしょうけれども、進めなければならぬと考えています。若い人たちの声からは、ふるさとに帰ってきて働く所がない、就労の場がない、窓口がない。もちろんハローワークはここにあります。やはりハローワークとはまた別に就労の機会のチャンスをつくるために、私が話をしました人材バンクセンターというのは非常にそんなにお金のかかるやり方ではなくて、自分のやりたい、就業したい業種やいろんなことを名簿に載せてそれを閲覧すると、企業がそれを見にきて連絡をとって仲介できると、そういったものが鹿児島の方にもあります。それはいろんな協会でも行っております。そういったのを設置することはコストがかかることではないと考えてます。市長その辺の検討をして、若い人たちも就労の機会、そしてシルバーの人たちもかかるまで、わたるまでそういった場所の提供を支所に設置、検討をすべきだと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特にさっきシルバーの中の窓口ということでございますけど、さっき言いましたように人件費も減らしていかなきゃならない。今私も考えてるのは作業班とって、もうその地域におきます作業してくださるリーダーの方々が見積もりからいろんなことをしていく。今までは職員がいろんなことをやっておりましたので、やはりそういうことも大変大きな経費的なものになりましたので、今後そういう作業をする方が特にこれは民間の仕事をする場合については注文をとってきて、また金額も提示する、そういう仕組み、システムというのを今後充実していきたいと思っております。

ます。

今おっしゃいましたように人材バンクのことでございますけど、特にこれは職安との関係もございまして、各支所におきましても今後職安からしていただいた提供、情報、こういうものにつきましてはやはりそれぞれの支所の窓口を含めてどういう仕事があるということもお知らせをする、そういうものはすぐでもできることでございますので、そういうことは今後職安とも十分情報をとりながら、そういうことを1週間に1回ぐらいの割の中では変えていたり、市民の方々が支所に来たときにそういうものを見れば今どこが求人しているとか、そういうものがわかるというふうに思っておりますので、そういうことはやっていきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

今ちょっと市長の説明の中で軽微な作業についてシルバーではなくて民間にという話が出たんですけども、管理作業、地域の例えば受託部会だとか、そういったところに見積もりをさせるという感覚で言われたのか、ちょっと確認します。

○市長（宮路高光君）

民間のシルバーがしているのが特に農作業、また草払い、庭の剪定、こういうものを主にしておりますので、そういう作業班といいますか、そういう現場で働ける会員の方々が自分たちでそういう見積もりをし、そういう就業の開拓もしていく、今までは職員が全部あちこち行ってやっておりましたので、そういうシステムを今後23年度から採用しようということで、シルバーのほうではやっております。その民間という形の中で、民間の仕事を、民間に委託するということがなくて、シルバーの仕事は民間の仕事をするのと公共的な仕事をするこの両面がございまして、その民間の仕事をする場合についてそのように作業をする。例えば班長さんでも決めて、

その方々が仕事の段取りをしていく、そういうことをご理解してほしいと思っております。

○11番（大園貴文君）

わかりました。ということは、公共の草払い等については、これまでどおりするというで理解してよろしいですか。

○市長（宮路高光君）

公共施設、管理公社がしている仕事について、公共施設についてはシルバーのほうでそれぞれの仕事内容といいますか、こういうものは今直営でしておったり、また公社においても人を雇ってやっておりましたので、こういうものについてはそういう年齢的な部分であられる方についてはシルバーの会員となっただけ、またそこで働いていただけることに運営をしていくべきであるというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

私の今回の質問の中では、雇用と、そして地域の産業の発展ということが一番の目的でございまして。やはりシルバーだけではなくて若い人たちもそういった就業機会を見つける窓口をつくることによって、企業側と働きたい方々との接点を各支所の行政の窓口につくることによって非常に地域内においてもいい効果があらわれると考えます。その辺は十分検討をすべきと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ民間におきましても今雇用対策のいろんな助成金等をいただいております。これは基本的には職安を通していかなきゃならない。私ども自治体を通った中で推挙することは、これは大変企業のほうにはとってもメリットではないといいますか、どうしても職安を通った中で行かなければ企業のほうにも国からの助成金は入らないということがございまして、さっきも申し上げましたとおり私どもが人材バンクをつくってそういうことをしてもそれぞれのメリットには大きな起業

にはならないというふうに思っておりますので。そういうお知らせはきちっとしていくし、また私どもも特に市内にございます企業が募集等を行ったときは、やはりそういう情報といますか、そういうものは基本的には職安を通りますけど、またいろんな市のお知らせ版等を使いながらでも、今後やはり企業との連携を組むためにはやっていきたいと思っております。どうしても雇用の確保については職業安定所という部分もございますので、ここを通じる形にならざるを得ないということでご理解をしてほしいと思っております。

○11番（大園貴文君）

制度的なことやいろんなことで制約があるのはわかっております。行政が雇用者と、また、そこに働く場をつなぐという窓口をしっかりとつくっていくべきだと考えます。市長もその方向で進めるということですので、対策をきちっとしていただきたいと思えます。

次に、林業、水産業の就業対策について、先ほど市のほうでは計画してないということでしたが、どうして計画をされないのか。基幹産業という言葉だけなのか、何を生かしていこうとするのか、その辺の市長の考えをお聞きします。

○市長（宮路高光君）

林業の中におきましては、これは森林組合の中におきまして、国の雇用対策の助成等は十分いただきながら雇用確保に努めているというふうに認識しております。また、水産につきましては、さっき言いましたように、江口漁協で取り組んでおりますけど。

ご指摘のとおり、それだけ林業の中におきまして本当に新しい林業の林業士といえますか、そういう方々を本当に育てていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、現実的にこの10年間を振り返ったときにおきまして、そのような方々がないというのも事実でございます。今後におきまして本当

に林業士で食っていける、そういう形でございましたら私どももやはり考えなきゃならないというふうに考えておりますので、今のところはやはり森林組合のほうにおいて雇用対策という面においては国の施策を使った中で雇っていただき、またそこからまた林業といえますか、そういう間伐を含めたいろんな作業体系はやっているというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

国の事業も必要だから森林組合のほうもしてるわけですね。市としても7割を占めるこの山林を持ち、市有林を持ち、そしてまたしているわけなんですけれども、じゃあ、農業に関してはいいけれども、林業や水産業については市としては計画はない。私が思うのは後継者の確保が一番重要なことと考えております。

例えば、今、農業の中で日吉の圃場整備が進まず縮小変更計画にしても理由は明らかなことであり、産業は成り立たないからじゃないのでしょうか。せつかく整備されても守り生かす人材を養育する機会をつくり、変わり行く時代に新しい感覚で取り組む若者の養成ができていないからだと考えます。そういったことから、そしてまた漁業においても江口漁協でも後継者が不足しているという話も聞いております。やはりそういった現場の、市長は先ほど同僚議員の中で現場が一番だと、現場の中ではそのような声が出ているんですけども、今回も予算には新規就農や担い手農家の予算はちょこっと上がってはおりますけれども、見込めないから少ない金額で終わっているんじゃないのでしょうか。やはりそういった日置市の基幹産業をいかに成長させ、そして経済を発展させるかということを考えると、私は林業、水産業にしても十分検討していくべきだと考えますが、市長はどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたように、過去10年のデータを含めまして、そういう就農する方もいっしょになかったというのも事実でございます、今後それぞれ水産、また森林組合を含めまして、そういうところで飯を食っていけると、そういう強い決意をする部分があったら、市といたしましてもそういう後継者育成ということでございますので、私どもがやはり第一次産業、水産、林業、また農業、こういう部分で対応する市でございますので、そういうことはまた今後十分そういう人材育成という部分でございましたら予算上も考えていくべきであるというふうには思っております。

○11番（大園貴文君）

今、市長のほうから要請があればということをおっしゃいました。要請があるんじゃない、今そういう10年、10年の間に要請がなかったら、どんな要請があったのか、我々も今初めて市長から聞く話であって、そういった林業、水産業にも幅を広げて基幹産業の成長のためにそういう遂行を図っていくんだということをおっしゃっていただければ困らないんじゃないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりそういう門戸を広げて、みんな経営的に成り立っていけば一番いいことなんですけど、このことは議員もご存じのとおり私ども市の独自の中でできるものじゃない、国策として、林業にしても、水産業、農業、こういう国策の大きな一つの根幹があります。こういうものもある程度整理をした中でいかなければ、むちゃくちゃな中でただ門戸を広げて、それでは林業をなささい、水産をなささいと、そういう自分の子供にそう言えるのかどうか、やはりここあたりも十分論争はできますけど、現実的な問題として、そこあたりもあってこういうある程度衰退したという

ふうには思っております。

ですけど、さっきも申し上げましたとおり、今後やはり林業、水産、そういう後継者を育成しなきゃならないというのは大きな行政としての役割もあろうかというふうには思っておりますので、特にさっきも申し上げましたとおり関係といいますか、漁業組合、森林組合、こういう方々と十分打ち合わせをした中で進めさせていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

現場の声を十分聞いていただき、やはり新規就農、担い手農家、こういったものとも計画はきちっと出されて、ある程度の売り上げ目標がきちっと精査された段階で担い手としての補助金等も支給されると思います。そういったもの等も漁業や林業についてもやはりその方向づけや後継者がどういった方向であるのかといったことと等がきちっとできていけば市としても対応していくべきだと私は考えます。その辺を市長がどのような判断でされていくのか、私は農業だけではない、そういった基幹産業の分野について、成長していただき、経済の発展につながることを進めていくことが重要と考え申し上げております。

中山間総合整備事業についてお聞きします。昨年は21年先送りされて23年度からということでありましたが、今の説明では予算の関係と減額する24年度に繰り越しという話がされました。その辺についてもうちよっと詳しくご説明をお願いします。

○市長（宮路高光君）

議員もご存じのとおり22年度を含めた中の予算編成の中で、農業・農村整備事業という国策の中におきます予算枠というのが基本的には半減ぐらいされたということでございます。やはり私どももこの事業を展開するには国のやはり補助事業というのを大事にしながら進めていくということでございまして、それまでの四、五年、大変、準備には大変か

かったと、時間を要しました。また、地域におけます農家の皆様方の同意もいただいた部分もたくさんございましたけど、やはりこれは市が事業主体になるわけではなく、県のほうが事業主体になって県費も費やしていかないとかならない。また、県としても基本的には継続事業を早く済ませていこうという一つのねらいがございまして、新規でつくるというのは大変難しいということで、昨年、県からそういう説明を受けました。そういうことで今の国・県の財政状況も十分把握しておりまして、とりあえず24年度を目指して県営の中でやってほしいと、こういうことを今もお願いをしていることが事実でございます。

○11番（大園貴文君）

国の予算もあることながら、今回の地震によっても、予算は別かもしれませんけれども先送りされるのではないかと、そういう懸念をしております。

ただ、一番危惧するのは、整備をされてもその後の利活用する体制をしっかりと市としては進めていく準備は整えておくべきだと考えております。

最後になりますが、いろいろ財源が厳しいという中で、今回の質問の中で国は財政運営に基づいて財源確保に、企業の成長と雇用の拡大を実現することを基本的考え方として編成されていることから、本市においても徹底した財源確保のために地場産業や企業の成長に雇用の拡大を図る環境づくりを市の政策として今後進めていくべきだと考えます。市長の最後に考えをお聞きして私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、やはり私も本市におきます経済活動の中におきましては、基本的にはやはり雇用の確保ということもございまして、また企業の成長といたしましては、産業の成長、こういうものを起こしていかな

ければどうしても私ども地域を守っていくには苦勞するというのは事実でございますので、なるべくそういう方向の中で行政を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時ちょうどといたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、私も東日本大震災の犠牲者の皆様へ心からのお悔やみを申し上げ、被災された方々へのお見舞いの気持ちをお伝えしたいと思います。国民の苦難のあるところ日本共産党あり、私どもも総力を挙げ、あらん限りの支援に24時間体制で全力を挙げているところでございます。また、福島原発の放射能漏れも深刻な状況となっており、世界でただ一つの被爆国・日本の知恵と技術を結集し緊急対応、一刻も早い救助と被災者支援が求められております。決して他人事ではないと日置市民もみんな心を痛めています。

そして、まさにこのような緊迫した状況の中で、地方自治に今何が求められているかが問われ、試されるのではないかと思います。

テレビの報道の中で被災地の市長へのインタビューがありました。陸前高田市の市長さんは、どのような苦難にも真正面から取り組んでまいりたいと毅然とした態度でお話しされておりました。また、南相馬市の市長さんは、水・食料・燃料が足りないと、国や県は

もっと積極的な対応をとれないのかと厳しい口調でおっしゃっていました。もし、このようなとき、宮路市長ならどのような対応をなさるでしょうか。

さて、私の質問は、地方自治に今何が求められているかという質問です。言うまでもありませんが、地方自治法にありますように、自治体は住民福祉の機関でございます。今年度の私どもの暮らしのアンケートのことは当初予算の総括質疑のときも申し上げましたが、最も多い82%の市民が、市民税や国保税などの負担を軽くしてほしいと答えています。次に多かったのが74.3%の景気をよくしてほしいということでした。3番目が69.2%で、安心して働きたい、安定した仕事につきたいというものでした。よく市民は「市民の役に立つから役場と言うのだ」と言っています。市長は、このような市民の声にどうこたえられますでしょうか。政治と社会への閉塞感が広がる中、どうしたら未来に希望ある市政をつくることができるとお考えでしょうか、見解を伺います。

次に、国民健康保険税について質問いたします。

3月議会には、市民の皆さんから陳情署名が提出されました。日置市の国保を考えよくする会から、国保税の値上げはやめて、引き下げてくださいという陳情でございます。市長は、この市民の声をどう受けとめ、その声にどうこたえられますか。誠意ある前向きなご答弁を期待します。

また、どこの自治体でも高過ぎる国保税の問題は深刻ですが、厳しい財政の中でも努力をされて、幾つかの自治体でこの間、引き下げを行っています。そういうところの情報をつかんで調査・研究されたのかについても伺っておきたいと思えます。

また次に、政府が進めようとしております国保の広域化について市長はどのようにこの

広域化のねらいと問題点をとらえておられるのか伺います。

そして、政府は、これまで国保への国庫補助を減らし続けてきました。以前は、かつては最大58%を負担していました。これは1974年です。しかし、現在は24%程度にまで下がっており、国庫負担減と反比例して国保税がウナギ登りに上がっています。また、昨年5月には、厚労省は、多くの市町村が行っている国保会計への一般会計からの繰り入れをやめるように通達まで出しています。市民の命と健康、暮らしを守る市長として、政府への働きかけを強める必要があるのではないのでしょうか。具体策を伺います。

次の質問は、公契約条例の制定についてです。

公共工事や公共調達における品質と労働者の最低賃金を担保する公契約条例は、2009年に制定した千葉県野田市に続き、川崎市議会が2010年12月15日に全会一致で可決し、ことし4月から施行します。政令指定都市では初めてです。あと、東京、国分寺市などで条例制定の準備が進み、国会でも公共事業報酬確保法案を提出する動きがあるなど、公契約法条例の運動が広がっています。公共サービス従事者の適正な労働条件確保への努力を求めた2009年施行の公共サービス基本法の視点からも官製ワーキングプアをなくすための運動の必要性は増しています。官製ワーキングプアをなくし、豊かな地域社会をつくるため、また、安定した雇用を守り、ふやしていくため、生活できる賃金と人間らしく働くことができる労働条件を定める公契約条例を制定するべきではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせ願います。前向きのご答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の地方自治には何が求められているかということでございます。

地方行政の運営は、国の政策や予算など表裏一体であり、政権基盤の安定が不可欠であると感じているところでありますが、これからは地域のことは、地域に住む住民が責任を持って決めるという「地域主権」時代が叫ばれておりますので、このことを十分とらえていく必要があります。

このことから、まず取り組んでいかなければならないことは、将来の安定した財政運営であります。また、本市の基幹産業である農林水産業を初めとした第一次産業の振興、企業誘致等を初めとした雇用機会の創出、子育て支援を初めとした福祉の充実、生活環境に配慮したまちづくりなどが重要なことだととらえております。

また、地域の活性化に対しましては、市民の方々の協力をいただきながら地区館を中心とした共生協働による地域づくりが求められていますので、各地域の皆様方と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

2 番目の、国民健康保険税について、その1でございます。

国民健康保険は、自営業者や無業者等の被用者以外の住民を対象とする制度ですが、昨今の経済状況の悪化等の影響により、低所得者世帯が増加し、国保税も減少傾向にあります。また、後期高齢者医療保険制度の導入により、被保険者数は減少しているものの、高度医療受診等により、1人当たりの医療費は伸びている状況にあるため、国民健康保険税の財政状態は危機的な状況にあります。

ご質問の国保税の引き下げにつきましては、さきの全員協議会におきましても、国民健康保険特別会計の現状と課題について説明をさせていただいたとおり、平成22年度決算見込みにおいて基金もなくなっている状況であり、単年度ごとの国保会計の運営にならざる

を得ない状況というふうに考えております。

このようなことから、厳しい国保財政の状況を被保険者の方はもちろんのこと、市民の皆様方にお伝えし、ご論議をいただき、歳入財源の見直しを実施したいと考えております。

2 番目でございます。引き下げを実施した自治体の調査・研究そのものは行っておりませんが、いちき串木野市につきましては、隣接市でございますので、かねてより情報交換を行っております。

引き下げの背景には、平成21年度末の国保基金残高が6億8,000万円に達していることと、平成21年度の国保特別会計につきまして2億8,000万円の繰越金が生じたこと等によりまして、1人当たり6,687円、1世帯当たり1万1,285円の国保税の引き下げを行ったとお聞きしております。

3 番目でございます。低所得の加入者が多く、年齢構成も高いなど構造的問題を抱えます国保につきましては、財政基盤強化策や収納率向上に向けました取り組みに加え、今後さらなる少子高齢化の進展を踏まえ、保険財政の安定化、市町村間の国保税負担の公平化等の観点から、国保財政運営の広域化が進められているものと認識しているところでございますが、市町村国保が抱えている構造的な問題につきまして論議することなく、単に財政運営を都道府県に移しただけでは、巨大な赤字団体をつくるだけで問題を先送りすることになります。持続可能な国保制度の構築に向け、国の財政責任を含めました本質的な検討が必要と考えております。

4 番目でございます。政府への働きかけについてでございますが、昨日の3番議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、毎年度「国保制度改善強化全国大会」が開催され、医療保険制度の一本化の早期実現や、国保財政基盤強化策の拡充強化などの決議を満場一致で採択し、大会終了後、政府・国会への陳

情活動を行っております。

また、九州・沖縄の各都市で構成いたします九州都市国民健康保険研究協議会におきましても、毎年度要望書を取りまとめ、厚生労働省へ陳情を行っております。

私どもも、これからの全国組織の一員として、これからも連携し、強く要望してまいりたいと思っております。

3番目の公契約条例についてでございます。

このことについて、今まで議員が何回かご質問もいただいております。2009年9月に千葉県の野田市が条例を制定して以来、全国でも議会の陳情書が提出されるケースも出てきているようですが、なかなか条例の制定までは至っていないようでございます。

本市の場合、これまでも申し上げておりましたとおり、使われる側と使う側の雇用契約に基づいてそれぞれの業種で企業活動が展開されており、その中で最低賃金を下回るような事案というのは発生してないと認識しており、公契約条例を制定することで、これまでの企業活動に支障を来すおそれも払拭できないことから、引き続き国やほかの公共団体の動向も注視しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（山口初美さん）

市長に、どうしたら未来に希望ある市政をつくることができるとお考えでしょうかと見解をお伺いしましたら、余りこう自分の言葉ではなくて、書いた文章を読まれたせいもあってか、余り展望が伝わってこないような気がいたしましたが、市民の皆さんの懐、本当に冷え込んだままでございます。売り上げが落ち込んで店を閉められた方もあります。また、年金の受取額がどんどん減らされて、1日何百円かで暮らすとおっしゃる高齢者の方、また、定職がなくて派遣で仕事のある日、ない日、その日暮らして食いつないでいる若

い人、それから、子供の教育費のためにパートで朝・昼・夜かけもちで頑張る若いお母さんなど、市民の暮らしは長引く不況のもとでますます厳しくなっています。こうした市民の暮らし向きに少しでも希望が持てるように、ここに自治体への期待があるわけです。市長の指揮のもと、日置市を希望の光の差すほうへ動かしていただきたいと思いますと思っております。

この点は、やはり市民の命と暮らしを守る、そういう自治体の役割をしっかりと果たしていただくということで、私のほうでまとめさせていただいて、次に進ませていただきたいと思います。——そうですね、すいません、もう一度、市長の書かれた物をお読みになるのではなくて、ご自分の言葉でとにかく市民に展望を示していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘がございましたとおり、私ども市民の皆さん方の経済と申しますか、雇用を含めまして大変厳しい状況であるというふうに認識しております。特に、市の県民所得の中におきましても平均いたしますと206万円程度ということで、県下の中で43自治体の中17番目ということで、真ん中程度だというふうには思っておりますけど、基本的には特にさっきも申し上げましたとおり、高齢者を含め一次産業、そういう主体の市でございます。企業がたくさんあって雇用がどんどんできるというそういう地域でない環境の中におきまして、大変皆様方も年金暮らしをしながら苦しんでいるという実態も把握しております。そのような中で行政としてどういう光を当てていくのか、このことが一番大きな課題でございますけど、特にさっきも申し上げましたとおり、こういうお互いに支えながら、やはり福祉の面につきましてもやはり少しでもみんなが生きがいを感じるようなそういう

心温まる施策といえますか、金銭的なものじゃなく人と人とのつき合いができる、そういう基本的なまちをつくっていかねばならないのかなというふうに考えております。

特にこういう経済活動でございます。私ども日本だけでなく世界の情勢の中でもやはり大きくいろいろと寄与する部分もたくさんございますので、やはり皆さん方と知恵を出しながら、やはりみんなが寄り添い合える、そういう形の中を進めていきたいというふうに考えております。

○2番（山口初美さん）

今、市長がおっしゃいましたように、市民一人一人の所得の減少がやはり一番大きな閉塞感を生んでいるというふうに私も思います。

そして、市長も今おっしゃいましたが福祉をよくしたいと、そういうような思いで行政の皆さんも一丸となって取り組んでおられるわけですが、やはり今回、当初予算などでも、今回の3月議会の議案の中にも指定管理者の導入のことなどの議案が出てきておりますが、やはり税金を使ってやる事業の中で、やはり安心して働くことができる職場、そういうものが減らされていく、そういう方向にあるかのように私は考えます。本当に若い人たちがこのまちに残って元気に働いていただける、そういう福祉のまちづくりです、ぜひまた今後力を入れていていただきたいと思います。

次の質問は、国民健康保険税でございます。

今回、陳情署名が出されておりますが、私もこの署名に取り組みまして、市民の皆さんといろいろ対話をしたりしてまいりました。ある方は「この署名で何とかなるの」と言いながらも、やっぱりしっかり書いてくださる方があったり、また、ちょうどよかったと、本当にこういう署名を待っていたんだということで、本当に高過ぎる国保税を何とかしてほしいという、そういう思いを込めてしっかりと署名をしてくださる方、訪問しましたら

じっくり話をしたいと、こう今の自分の苦しい生活のことなどを一所懸命話される方などいろいろな方が署名に協力をしてくださったわけでございます。今でもやっと払っている市民にとっては、そしてまた、払えずに分納したり、滞納したりと、本当にこの重過ぎる負担に苦しんでいる姿があるわけです。これ以上の負担増になるだろうということで、23年度の国保会計、大変基金なども枯渇して、本当に市民への負担増をどうしてもお願いしないといけないような当局のほうのご説明などもあるわけですが、私は、この以上の負担増となると、市民からの行政への信頼が本当に損なわれるのではないかと心配するわけです。このような点を市長はどのようにお考えになられますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

国保税は特別会計といえますか、目的的にその用途をなす中で保険料を払っていただいております。基本的にやはり医療費の抑制という部分が一番大きな課題であろうかというふうに思っております。みんなでお互いにこの医療費の抑制をすれば、それだけ国保税も少なくて済む、こういう部分が一番大きな課題であろうかというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、もう議員も国保会計という財政関係の中についてはもう十分説明もさせてもらっておりまして、今どういう状況であるかは十分認識していらっしゃるというふうに思っております。その中で、大変今以上に国保税を上げていくのは、大変心苦しいでございますけど、やはり財政的な安定化をしていくためには、やはり歳出に合った形の国の国保税を上げざるを得ない、大変くだんの気持ちの中で今回お願いしていかなくちゃならないということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、市民の皆さん方にも、こういう状況というのをきちっと説明を申し上げ

げていきたいと思っております。

○2番（山口初美さん）

今回もうその国保財政が本当にどうしようもないぐらいもう厳しいものになってきたというこの予測、今回、大変大幅な値上げになる可能性があるということで、大変私も危機感を持っているわけですが、ここに至るまでのその予測というのは立てられなかったのか。今回このような状況になったその経緯と申しますか、その原因のところをもう一度ここでお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

合併いたしました、17年度から均一課税といえますか、4町におきます課税等におきまして均一化していく、これ22年度までやってまいりました。その中におきまして、3番議員のほうにも申し上げましたけど、やはり、前期高齢者の形の負担金の歳入というふうな中におきまして、このことが予測しておったとおり、歳入が入ってこなかったということが一番大きな、22年度におきます基金を二億七、八千万円投入しなきゃならなかった。これさっきも申し上げたとおり、1年後でなく、1年半後ですか、その後でなければこの精算金というのはわからないということでございまして、予測が甘かったといえれば甘かったという部分があるというふうに思っております。

そうする中において、もう少し早くこの状況が打破できる、把握できれば、22年度からでも上げられたかなというふうには反省をしておりますけど、23年度におきまして、もうこういう状況であれば、23年度にどうしても上げていかざるを得ないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

今回は、日置市では今まで法定外の繰り入れは、一般会計から繰り入れはやってこなかったわけですが、値上げ幅を少しでも少なく

しようと当局のほうでは努力をされまして、繰り入れを行うということなどを決めておられるわけですが、この点は、私も本当に高く評価をしたいと思います。今までやってこなかったことを初めてされるということでございますが、ほかの自治体でもこれはそういう努力をされているところがたくさんあるわけございまして、この点、一般会計からの繰り入れ、国保ではない人たちからの今度はご意見がいろいろ寄せられる可能性もあるわけですが、その点については、市長はどのように説明していかれるおつもりかお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

どこに今までそのような一般会計からの繰り入れというのは考えておりませんでした。今回のこのように、今の推測でいきますと約3億4,000万円程度という形で歳入不足という部分でございますけども、この数字につきましては、さっきも申し上げたとおり、まだ2月、3月という状況を踏まえた中で若干数字が動くというふうには思っております。

そうする中におきまして、これがこれだけ増収を上げていくには大変、今の1.5倍以上の税率を上げなきゃならない。そうすることにおいて大変保険料を払っている方々は、高齢者または所得の少ない方、こういう方が大変多くを占めておりますので、まだまだ負担がのしかかってくるんじゃないかなというふうに思っております。

また、特に私ども日置市におきましては、約2万ちょっと世帯があるわけなんですけど、そのうち七、八千世帯という、約40%程度がもう国保世帯であるという部分もございまして。そういう中におきまして、今回、議会の皆様方、市民の皆様方のご理解をいただきながら、まだ額はちょっとそこあたりは算定しておりませんが、一般会計から繰り入れをしていかなければならないのかなというふ

うに思っております。

○2番（山口初美さん）

わかりました。先ほど国保広域化のねらいと問題点についてお伺いしましたところ、市長もこの問題点についてはしっかりとつかんでおられるようで安心をいたしましたけれども、本当に小規模だから、国保の財政が危機的な状況になったのでもなく、広域化したからといって、この財政の危機的状況が改善するわけではないわけです。本当に、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、構造的な本質的な検討が必要であるということ、私もそのように考えます。

そして、繰り返しになりますけれども、国庫負担削減が国保財政危機の一番大きな原因ですので、本当にこの国への働きかけ、ここが本当に今後も重要になってくるかと思いません。今までも、市長もいろんなところで、そういう働きかけをされて、そういう行動をとってこられたということでございますが、まだ、繰り返し繰り返しこのことは、やはり言っていないといけない問題だと思っておりますので、これから先もまた努力を期待したいと思います。

では、国保の問題は一応これまでといたしまして、公契約条例の質問のほうに移りたいと思います。

私も、この問題につきましては、今年の9月議会で取り上げておりました。その後、市長としても、やはり先進地の野田市の例とか、調査研究をされたのかどうか、されたのであれば、その点についてお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

まだ野田市の条例化というのは調査しておりませんが、このことについては、雇用の問題でそれぞれの企業の方、また働いている方、こういう方々に実際こういう形の中であるということでお話はさせていただきました。

基本的に、2つ話があったようでございます。企業の側から言わせれば、その物件物件で賃金が変わっていくということもいかなものかなと。特に企業の場合については、公的な仕事だけでなく、民間もやっておりますので、大変ここあたりも危惧しておりますし、また逆に雇用される方におきまして、やはりある程度一定的なもの、金額が、賃金が保障されたほうがいいと。いわば公的な契約の中で高い賃金をもらったり、そしたら、民間の場合につきましたら、何もそういう保障のないそれなりの賃金体系になる。こういうものはいかなものかなと、そういうものも、声も十分現場の中を聞かせていただきまして、今のところは、やはり私どもは、こういうふうにつきましましては、十分注視していく必要があるというふうに考えております。

○2番（山口初美さん）

わかりました。そこでまたお尋ねしますが、今、日置市の中で、この自治体の中でふえております非正規雇用の問題や、それから、また落札価格の下落が招く公共サービスの質の低下や、やはり働く人が受け取る賃金のやっぱり減少とか、こういう問題については、市長はこのままでいいと考えておられるのかどうかその点について伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特にこの入札関係につきまして、22年度を振り返る中におきまして、基本的には最低制限というのを設けております。やはり、私は基本的にはいろんな物件の中におきまして競争ということもよろしいわけなんですけど、やはりある程度の最低的な線というのがなければ、ただ取るだけの目的の中で安く取り、このことがやはり賃金とか、いろんな中に影響してくる、やはりある程度の水準というのは必要であろうかと、そういうふうを考えております。

そういう中におきまして、やはりあらゆる

分野の中におきまして、やはりこの最低制限のあり方というのも十分考えをしながら、入札等を臨んでいかなきゃならないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

この公契約条例は、あくまで地方自治体と事業者との契約に条件をつけるというもので、そのもとで働く民間の労働者の賃金などの労働条件を保障するものでございます。そして、この公契約条例の最大の目的といいますのは、私、やはり地域経済の活性化だということだと考えますが、この点は市長はどのようにお考えになられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この公契約条例を制定いたしまして、地域の経済活動といいますか、これが、効果が出てくるのかどうか、若干ここあたりは疑問視する部分もございますけど、やはり基本的に、地域の雇用を守っている、やはりこういうことは大事なことでございますので、やはりきちっとした形の中で、私どもやはり基本的には設計単価という中におきまして、人件費も含めて、ある程度の単価の中で積算しております。そういうことにおきまして、やはりその企業の方々が安定的に雇用を確保していく、そういうふうな中におきましては、やはりこの公共事業というのは大変大事なものであるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

今おっしゃったこともそうですが、もう一つ私が今申し上げようと思うのは、公契約条例はピンはね防止条例であるということです。公契約条例は、元請に直接雇用されている労働者に対してだけでなく、下請に出す際にも、そこで働く労働者にも一定額以上の賃金を支払うことを条件とすることを義務づけます。発注者である自治体があらかじめ賃金を積算し、その額を代金に含めているわけですから、いわば不当なピンはねを防止する条例

であって、その受注者に新たな負担を強いるものではないわけです。これは、下請労働者へのしわ寄せを前提にしたダンピング受注を抑制する効果があります。自治体の責任で元請などのピンはねをストップさせる条例ですから、事業者の方とともにこの制定に向けた取り組みを進めることができる制度だと私は考えます。市長いかがでしょうか。この点をご理解していただけますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

本市におきますそれぞれのこの下請、元請を含めまして、基本的には元請のほうがもう90数%でございます。下請というのは若干少のうございます。そういう地域性も十分あると、大都市とか、いろんなものについては、下請、孫請、そこあたりまでいく形の中でこの社会構造といいますか、そういうのがなっている地域もございますけど、本市におきましては、そのように下請業者、孫請業者、そういう方々は少のうございます。大概が元請の中でそれぞれやっているというのが実態でございますので、そこあたりは、ほかの市とは違う部分も、私ども日置市におきます経営実態はそのようであるというふうに認識しております。

○2番（山口初美さん）

今の下請は余り日置市ではないのだということでございました。この点は私のほうもまた勉強していきたいと思いますが、公契約条例が保障する賃金の出所は市民からの税金です。貴重な税金を使う自治体の仕事は効率性を追求していく必要がありますが、安ければよいという考えが官製ワーキングプアを乱しています。要するに、税金の使い方の問題ですから、自治体が仕事を発注するときに、安ければよいだけではだめだという市民的な合意が欠かせないわけです。このことは、自治体の発注する仕事に従事する労働者の賃金だけに限るものではなくて、自治体からの仕事

のあり方にかかわる問題だと考えます。この公契約条例は、労働者の暮らしを守るという政策実現の視点からのものですが、地域の企業を育成し、地域に仕事をつくる視点からも考える必要があります。

最終的には、地域経済活性化の視点から、地方自治体の仕事のあり方を考えていくのではないのでしょうか。この点はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この公契約条例を制定したから、その地域の経済を活性化するということがイコールじゃないというふうに思っております。やはり、今後におきまして、まだ各いろんな団体等もございますので、今のところ、日置市としては、この公契約条例を制定していくという考え方は今のところは持っておりません。

○2番（山口初美さん）

済みません。本当に働く人が安心して働ける日置市にしたいという思いで私はこの問題を取り上げているわけです。やはり、税金で行う事業というのは、本当にワーキングプアをつくってはいけないと私は思うわけです。私は、男女共同参画社会を目指すこの取り組みの中でも、この官製ワーキングプア、非正規の問題は重要だというふうに考えております。なぜなら、非正規で働く人の約7割、もっと多いかもしれません。それが女性だからです。女性の皆さんでも、資格や技術、経験を生かして働いていく、そういうことがやりていくような日置市でなくてはならないと思うわけですが、特に女性の官製ワーキングプアをなくすということが、日置市でも重要ではないかというふうに私は考えておりますが、この点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

雇用形態の中で正職員、非正規職員分かれ

る部分があるかというふうには考えております。正職員を精鋭して選べるのか、家族の方々を雇用できるのか、それはそれぞれの企業の考え方の中で行われるというふうに思っております。それぞれ今はこういう企業自体も大変厳しい状況であって、一番大きな問題としては、企業が倒産しない形が一番いい。そういういろんな抱えた中において、幾ら雇用雇用と言ってみても、企業は倒産してしまえば、大変失業してしまう、こういう実態も多かるうというふうに思っておりますので、これは、正社員、非正規、そういう区別でどうこうというんじゃなく、やはり少しでも多くの方を雇用していただきながら、また、経営企業も健全な運営ができる、そういう形をしていただける企業の皆様方を私どもはお願いといたしますか、そういう企業はたくさんあってほしいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

住民の皆さんから見れば、本当にみんな同じ責任を持って働いている人に見えるわけです。正職員と非正規職員の区別はだれにもつかないわけです。同じ責任を持って働いている、そういうことを考えたときに、日置市のいろいろな施設や、また指定管理の施設、民間に委託された施設、そういうところで本当にたくさんの不安定な雇用、それからまた、雇用が継続されない問題とか、働く人たちの問題がいろいろ発生していることは、本当にこれは重大なことだととらえまして、一人でも多くの方が本当に安心して働いていける、そういう日置市をつくっていかねばならないと思います。本当にそうしなければ、本当に住民へのサービスも向上しないとまちなもよくなりというふうに私は考えるんですが、市長はこの点はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までも、いろいろな行政改革という中で、私ども市役所の運営におきまして、正職員

を少なくして、非正規の方々を数多く抱えているのも事実でございます。これは、やはり基本的には、私どもも、自治体も財政運営と申しますか、こういうものをきちっと考えていかなければ、みんなそれぞれ正職員を雇用していく、そういう形態であることにおいて、大変財政的な圧迫もし、また、反面、その分市民サービスに大変大きな陰りをなしてくると。やはりここあたりが十分ご理解した中において、今ご指摘のとおり、指定管理者制度をすれば、雇用がなくなるという部分はございますけど、やはり私どもが、やはり財政的な側面から見た中においても、そういうふうにして、民間でできるものは民間にしていかなければならない。ご指摘のとおり、安定か不安定かということ論じることにおいて、大変またいろんな不安を持たせる部分もありますけど、やはりそこあたりも十分ご理解した中において、この公共と申しますか、市の財政運営もやっぴいかなきゃならないというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

今、行政改革ということで、どんどんやはりその非正規雇用が進んできたことも、今お話にありましたけれども、やはりこういう正規から非正規への置きかえ、こういうことがどんどん財政が厳しいからと、改革が必要だからと進められてきた、その結果がやはりまたさらに新たな閉塞感を生んでいるというふうに私は考えます。

ぜひ公契約条例、これから、ほかの自治体でもこの取り組みが広がっていくと思いますので、ぜひ本市でも前向きに検討していただくことを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。市長、今後の前向きな検討についてのご答弁をいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきもお答えしたとおり、今の段階でこのことについて検討していく考え方は今ござ

いません。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。次に、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

質問をいたします前に、さきの東日本の大地震でお亡くなりになりました方々に心からお悔やみを申し上げます。また、被災に遭われた方々のお見舞いを申し上げます。特に、私たち6名の議員だったんですが、一昨年10月に福島県の南相馬市小高区というところに、デマンド交通の政務調査で視察に行っただけでございました。あのときに対応していただいた小高区商工会の皆さん、どうされているかわからないんですが、原発の20キロの避難の範囲内にも入っております。非常に私も心配をいたしております。被災地の一日も早い復興を心から願っております。

それでは、さきに通告をいたしておりました2つの事項につきまして質問をいたします。

まず、1番目は、人口減少社会における日置市の将来像についてであります。

1月の21日、国勢調査の速報値が発表されました。鹿児島県の人口は170万6,428人で、5年前、平成17年の前回の調査より4万6,751人、2.7%の減少で、戦後最小の人口となりました。日置市の人口は、速報値で5万831人で、5年前の前回調査より1,580人、3.01%の減少となりました。10年前の平成12年の国勢調査と比較しても、2,560人の人口減少となっております。また、国立社会保障人口問題研究所が平成20年12月に発表した平成47年までの将来推計人口によりますと、今から5年後、平成27年の日置市の人口は4万9,163人で、10年後には4万7,261人となっております。また、20年後の平成42年には4万3,282人、

さらに25年後、平成47年には4万1,234人と推計をされております。

つまり、合併後30年間で約1万人の人口が減る計算となります。これは、日本のみならず、鹿児島県や私たち日置市が、この日置市は、少子高齢化による人口減少社会の到来を避けて通れないという事態であるわけでございます。

この人口減少社会の到来は、日置市にどのようなことをもたらすのか、また、私たちの生活環境がどのように変化するのか、地域経済がどうなるのか、はっきりいって、今私たち議員でもですし、行政側もでしょうが、はっきりいってわからない状況だと思います。

しかしながら、来るべき人口減少社会への備えをし、身の丈に合った社会にしていかなければ、これから社会を支えていく子どもたちに大きなつけを背負わされることとなります。そうならないためにも、私たちは、人口減少社会に向けた議論を行い、日置市の将来像を設計していく責任があると考えます。

そこで4つの質問をいたします。

①日置市の人口や児童生徒数、市役所の職員数など、人口減少社会の中で将来の推移はどのように予測をしているのでしょうか。

②人口減少による影響について、具体的にどのようなことが考えられるのでしょうか。

③人口減少に歯どめにかける対策を日置市としてどのように考えているのでしょうか。

次の質問に移ります。第2次行政改革大綱についてであります。先月7日、日置市行政改革推進委員会は、第2次日置市行政改革大綱について答申し、第2次行動計画、アクションプランが策定されました。平成23年度から5年間、日置市が身の丈に合った行政を構築するための指針になると思います。今後、日置市の行政を取り巻く環境は今以上に厳しくなると思われま。長引く経済不況、少子高齢化による人口減少社会の到来、合併特例

で続く地方交付税の合併算定がえの増額は終了し、平成33年には、今より約15億円の国からの地方交付税の減となります。これまでの感覚で行政サービスが維持できるのか、今後起こり得る厳しい環境への対応が求められます。そういった観点から、今回の行政改革大綱の策定に至ったものと推察をいたしますが、アクションプランを拝見いたしますと、具体的な方策が余り感じられません、見られません。今後、市当局は行政改革をどのように進めていくのか、また、将来の行政運営をどのようにしていくのか。将来の人口減少社会の到来を視野に入れ、今から広く議論を重ね、具体的に進めていくべきと考えます。

そこで、2つの質問をいたします。①第1次行政改革大綱と比較して、相違点や改善点はどのようなものでしょうか。また、今後はどのように推進をしていくのでしょうか。

②今回策定されたアクションプランは、具体性に欠けているものと思いますが、市長はどう考えていますか。追加や見直しなど、再検討をする必要はないのか伺います。

以上、2項目につきまして、市長、教育長並びに担当部課長の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人口減少社会における日置市の将来像について、その1でございます。特に職員数の推移につきましては、平成17年の職員数615人を基準といたしまして、今年度が90人減の525人、10年後の平成27年度は、第2次行政改革でお示ししておりますとおり、34人減の491人とし、平成17年度と比較しますと約2割の削減となります。また、その後の5年間に定年退職者が約100人予定されており、将来推計人口、財政計画などを総合的に勘案し、組織機能の見直しを随時行いながら、職員数を調整して

いきたいと考えております。

2番目でございます。国全体としてとらえれば、国の財政は年金制度、社会保障制度を初めとした医療費負担、公共交通の見直し等が必要になってくると予想されます。日置市にとりましても、生産年齢人口の減少に伴う税収の減収や高齢人口の増加による福祉面での行政需要が増加してくるものと予想しております。

3番目でございます。人口減少につきましては、合併後5年を経過して、約1,600名、3%の減少となっており、年ごとに毎年減少はしているものの、合併翌年の410人と比較しますと、本年度は196名と減少率は少しでありますけど、小さくなってきております。

このような状況の中で、本市で人口減少を抑える対策といたしまして、一番の要因として企業誘致という部分がございます。この企業誘致につきましても、大変厳しい状況でありますので、特に今私どもが目指しております企業懇話会等を含め、自社のそれぞれの拡張を一番大きなねらいと進めさせてもらっております。

今後におきましても、特に地場産業の育成、企業の育成ということに力をつけていきたいというふうに思っております。

次の第2次行政改革大綱についてのご質問でございます。

その1でございますけど、限られた財源の経営資源の中でより効率的・効果的のある質の高い行政サービスを提供していくという、行政改革の基本的な考え方につきましては、行政経営に当たり一貫して言えるものでありますので、第2次行政改革大綱の策定に当たりましても、第1次の基本理念や改革に向けた視点などを継承しながら見直しを行ったところでございます。その中で、第1次と相違点、改善点といたしましては、今回はアクシ

ョンプランについて、推進期間中であっても、必要に応じて見直しを実施しますという項目を盛り込みました。現時点での国への制度改革の不透明な部分もある中、改革を着実に進めるには、時代を的確にとらえる必要がありますので、今回追加したところでございます。

そのほか、具体的方策に、行革委員の皆様からの提言もあり、市民サービスの向上という項目を盛り込み、債権管理体制の強化による滞納整理の推進や協働によるまちづくりの推進など、本市が掲げる重要課題についても文中に取り込むなど見直しを図ったところでもございます。

行政改革の推進につきましては、これまでの体制を継続しながら、進捗状況について行政改革委員会の検証を受けながら、市民の皆様方にお知らせしていきたいと考えております。

2番目でございます。行革を進める上では、市民サービスの点で、地域経済の活性化の点、この2つのバランスを考慮しながら進めていかななくてはならないと考えております。

その中で、第2次行政改革につきましても、新たな公共サービスを担っていただくアウトソーシングや共生・協働の推進、債権管理の適正化などに取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、監査委員からもご指摘いただいております体育施設等を中心とした公共施設の中長期的な展望による検討や職員削減にあわせた組織機構についても一層の見直しが必要であるところがございます。

このような項目につきましては、市民サービスに大きく影響する部分でございます。市民の皆様方のご意見や反応を的確に把握しながら、段階的に実施していく必要があると思っておりますので、第2次につきましては、次期も見据えながら、行政改革を推進していく考えでございます。

そのため、行革委員会の皆さんに提言をいただきながら、策定したアクションプランでも、現段階での見直しについては考えておりませんが、さきの質問で申し上げましたとおり、推進期間中であっても必要に応じて見直しをしていかなければならないというふうを考えておりますので、ご理解をしてほしいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

人口減少社会における日置市の将来像についての1番目ですが、児童・生徒数の推移につきましては、平成17年度の児童数が2,990人、生徒数が1,697人で、合計いたしますと4,687人になります。17年度を基準にしますと、5年経過後の22年度は、児童数が306人減の2,684人、生徒数が229人減の1,468人、合計で535人減の4,152人となります。

また、10年経過後の27年度は、出生者数から推計すると、児童数が539人減の2,451人、生徒数が389人減の1,308人、合計で928人減の3,759人、児童・生徒数の合計で、おおむね2割減と推計をされます。

また、総合振興計画の人口世帯数の推移で、国立社会保障人口問題研究所の指導に基づいて、平成32年度のゼロ歳から14歳の年少人口は、構成比からおおむね5,151人としております。これは、平成17年度と比較しますと7,180人から2,050人の減で28.3%の減少となります。また、5歳区分の5歳から14歳を見ますと5,200人から3,645人へと1,555人、29.9%の減と推計されております。

このようなことから、平成17年度と比較しまして、15年間でおおむね3割程度の減少と予測されております。

2番目の児童・生徒数の減少の影響につい

てでございますが、まず、学校ごとの学級編制ですが、22年度19小学校のうち、複式が8校、内訳は、完全複式が3校、一部複式が5校ですが、27年度は複式が11校、内訳は完全複式が6校、一部複式が5校となることが推測されます。

また、現在少子化傾向にある中での小中学校のあり方について検討委員会を設置して、調査研究をお願いし議論を深めていただいております。

次に、第2次行政改革大綱についての1番目ですが、市長のほうから、相違点・改善点につきましては答弁がありますので割愛させていただきますが、どのように推進していくかということにつきましては、行政改革の推進につきましては、教育の効果は直ちにあらわれにくい面がありますが、行政改革推進委員会の付帯意見にありますように、経費削減とあわせて、教育の充実が図られるように推進してまいりたいと思います。

教育委員会施設の整備につきましては、日置市総合計画の実施計画により、施設ごとに計画を立て、事業を執行しています。具体性につきましては、学校施設については、現在のところ改築計画のある学校を除いては、現施設を適切に維持していく観点から整備を図っているところでございます。

アクションプランにありますように、施設整備に当たりましては、よりよいものをより安くというコスト削減を図りつつ行ってまいりたいと思います。

特に、決算審査意見書により監査委員から体育施設の維持管理等の指針検討方について指摘を受けております。長期的展望に基づく施設の管理運営指針については、各施設ごとに策定する予定でございます。なお、策定に当たっては、施設の利用関係者、体育指導員等から広く意見を求め、老朽化した施設は廃止時期も含め、スポーツ振興審議会に諮問し

てまいりたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時15分といたします。

午後2時06分休憩

午後2時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、開議を開きます。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、2問目質問をいたします。

まず、人口減少社会の問題についてなんです。先ほど市長の答弁の中で、もうこれ①、②、③一緒に質問していきますが、生産年齢人口が減少するということが、それに伴う税収の減ということをお答えになられましたが、長期的な視点から見て、大体どれぐらいの税収が減少するのか、見込みをどれぐらい立てられているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

具体的な数字はちょっとまだとらえておりませんが、基本的に人口年齢層からいきますと、約2割以上が15歳から60歳ということで、減になってきますので、そういう中におきまして、税収を含め、やはりこの2割以上は減になってくるというふうな見通しを立てなきゃならないのかなというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

それと、医療福祉関係の費用が増大してくるだろうと、需要がふえてくるだろうということですが、この辺の予算的な部分の見込み、10年後ぐらいまででいいと思うんですが、どういった見込みを立てられていらっしゃるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

高齢化の率といいますか、生産年齢が低くなる割には、この高齢者の率につきましては、

今私どもが28%程度だと思っておりますけど、これが恐らく10年後におきましては35%程度以上になるのかなと思っております。今でも、28%という部分におきましても、やはり年間1億円以上が増してくる、この需要額でございますので、これを見ますと、恐らく10年後におきまして、もう3割以上はこの部分に財政的な部分がくわれてしまう、そのような予測を立てております。

○4番（出水賢太郎君）

2009年に三菱総合研究所のほうが出しております資料で、2030年の地方の姿ということでシミュレーションしております。ある県をモデルとしてということで、前提として出ているんですが、いろいろ書かれています。例えば、経済活動に関しては、人口世帯数ともに減少することによって、土地の動きがなくなる。不動産関係です。需要がなくなることが想定される。それから、交流人口、これも、今日置市でも交流人口をふやそうと努力はしているわけですが、日本全体の人口が減りますから、この交流人口の減少も考えられると。それから、医療、福祉の分野、今話が出ましたけれども、福祉、特に、入所施設の設備整備が追いつかないと。在宅型介護のサービスは、その介護をするサービスの提供者、人手が足りなくなると。

それから、小児科を中心に医療機関がなくなり、中山間地域では、お医者さんがいない地域も出てくるだろうと。それから、保育所、幼稚園は減少になるだろうと。生活環境でいうと、災害対応、今も岩手、宮城、あちらの福島のほうでもありますとおり、中山間地域、過疎の地域、こういったところで孤立をする危険性がある。

あと教育文化でいうと、先ほど教育長からもお話があったような形で、児童・生徒の減少による学級数の減、そして、学校の統廃合が進む。それから、商業関係でいうと、商業

のイベント関係、これらがなくなるだろうと。

それから、雇用でいうと、先ほども雇用のお話が同僚議員からも質問がありましたけれども、生産人口が減るといことで、やはり、この生産量、雇用も減ってくるだろうと。

それから、農林水産業は後継者がいないために成り立たなくなる可能性がある。

そして、もう一つは、サービス産業等は雇用の創出が期待される。これは、恐らく福祉関係だと思えます。

それから、観光については、やはり入り込みが減るだろうと。あと、それをまとめているんですが、非効率的な公的投資が行われれば、社会基盤の利用効率は低下し、官への依存、一人当たりの地域維持のコストは大幅に拡大するだろう。この計算がされているんですが、今、市長が答弁された医療福祉関係で大体35%ぐらいになると。これが10年後の数字だと思うんですが、20年後の数字で、今を1として考えたときに、後期高齢者のコストが大体1.4倍、それから、高齢者の世帯、一人暮らしで暮らされている方等のコストが1.74倍、やはり、まさしく今市長が言われたとおりの数字がどんどんふえていくのかなというふうに感じております。

このような分析について、日置市もこれからこういうふうになってくると思うんですが、その辺の計算というか、見込み計算というか、シミュレーションを、これまで庁舎内で検討したことがあるのかどうか、また、これからする予定があるのかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、2030年、約20年後という中のシミュレーションの中で本市がする人口というのは4万3,000人程度という部分がされておまして、現段階では、人口推計、こういうものにつきましては検討をさせていただきました。

今からご指摘ございますとおり、基本的に

は10年後、20年後の推測というのもやっていかなきゃならないというふうに思っております。

その前に、今の国の動向を含めまして、こういういろんな構造が同じ一定の中でする推計しかできない。これが日々いろいろと構造的にかかわってくる中においては、この推計のあり方も若干変わると思っておりますけど、私は、基本的にこの10年もしないうちに、今のシステムといいますか、国から地方に流れてきている、このシステムも大きく変わってくるんじゃないかなと思っておりますので、推計はできるかもしれませんが、やはり、さっきの行革の中で申し上げましたとおり、もう今、日々いろんなことを想定した中で、毎年見直しをしながら、また、毎年それぞれの翌年度を含めた中で推計をしていく必要があると思っております。

今まで総合計画というのは10年という形でつくっておりましたが、もう10年後の設計というのは、今だれにかけるのかちょっとわからない程度であるのかなと思っておりますし、基本的には、この総合計画というのが議決権になっておりますけど、今後こういう総合計画だけで推移したまちづくりというのは、ちょっと根本的なものも変わってくると思っておりますので、いろいろ国の動向を含めて、やはりきちっと毎年注視しながら、毎年いろいろと見直しをしながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

全くそのとおりだと思います。もう将来、設計というものをつくってみたもののやはりそのとおりにはうまくいかないというのが、もう今の現実の問題だと思います。そこで、これから起こり得る問題について一つ一つちょっと事例を取り上げて、ご見解をお伺いしたいと思えます。

まず、限界集落の問題ということが出てく

ると思います。日置市の場合も、中山間地域、過疎地域含めて、やはり限界集落の問題というのは避けて通れません。これが、5年後、10年後どのような状態になるのか、その推移というものを伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

平成17年度に合併いたしました、私どもは自治会といいますか、この単位でちょっとお話を申し上げますと、約270ぐらいございました。これが、今現在180程度という形になって、100程度自治会を統廃合をさせていただきました。特に、統廃合した地域というのも、やはり過疎地域が中心でございました。統合することがいいことということじゃございませんけど、やはり今ご指摘ございました、約65歳以上が50%以上の、そういう集落、今は30か50程度ございますけど、これが恐らくこの10年後におきましては、もう今の180ぐらいの自治会を推移していく中においては、もう約半分近くがそういうところになってくると思っております。

そうするときにおいて、やはり高齢者の皆様方の生活の形態といいますか、あとは自治会の活性化といいますか、こういうものを減退してくることはもう否めません。そういう中を推計しながら、やはりある程度、災害等を含めた中におきまして、自主防災組織等におきまして、基本的には、今私どもが設置しております26の地区館が中心的な役割をしてほしいというふうに考えて、そこに強化しながら、それぞれの限界集落といいますか、そういう方々にどう力を注いでいけるのかも、それぞれの50%、60%になってくる集落については、いろんなこういう奉仕的な活動とか、そういうものもできなくなってくるので、ここあたりをまたいろいろと随時見直しをしながら、まだ地域とも十分方策を考えていかなければならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

アクションプランの中にも、集落の支援というのがもう書かれています。これが、1次と2次比較したときに新しく出てきた部分だと思います。やはり、こういうのは、どんなに自治会の方々が努力をしてもできない部分がある。これをやはりサポートしていくのが行政の仕事だと私も感じております。

また、奄美の豪雨災害でも、私どもも視察に行ったときにお聞きしたんですが、やはり職員が各合併した後に、各支所の職員が少なくなった影響で、山間の集落まで行き届かない。声もかけられないし、状況も把握できない。行こうにも人が出せなかったという状況もあったようでして、やはり、こういう限界集落の対応というのが、これからの大きなテーマになってくるんじゃないかなというふうに感じておるわけでございます。

そういった意味で、存続が危ぶまれる集落数というのがどれぐらいあって、そして、今度はその集落支援に対してどういった具体的な方策を考えてらっしゃるのか。この2つについて伺います。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

維持存続が危ぶまれる集落と呼んだほうがいいと思いますので、あえてそう申し上げますが、現段階で174自治会のうちの17自治会が1集落で65歳を超える方々が50%を超える自治会数でございます。

なお、10歳引き下げて55歳以上の方々が50%を上回る自治会、これがその倍になります。34自治会ございます。トータルしますと、174自治会の19.1%でございますので、2割近くがこの自治会数になっております。

したがって、この22年度中に補正予算でもお願いしましたけれども、自治会の点検を実施しております。先だって、1月の20日に説明会、これは、東市来と吹上、

4地域を含めた中での説明会を行いましたけれども、この点検も自治会長さん方はもちろんでありますけれども、職員も一緒に、集落担当職員がおりますので、その説明会に出席をいただいたところでございます。

なお、この調査の中身につきましては、チェックシートとして、人口動向あるいは自治会の活動、連携協力、そして、地域に埋もれた資源、魅力、あるいは就業でどういった産業形態に就業されていらっしゃるのか、こういったところ7項目を調査今しているところでございます。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、あと観光の面でお伺いいたします。

先ほど私も申し上げましたが、観光客が、やっぱり全体的に、日本全体が人口が減少しますから、もちろん観光客も減ると思います。また、こういった地震等もありますので、ますますそういった観光面の冷え込みというのは、これからも続くのかなと思うわけですが、こういった中で、やはりアジアの方面への目を向けていく。外国人観光客のやはり取り込みというのは必要になってくると思います。いかに、その外貨を日置市にお金をおとしてもらうか、こういった方策が必要だと思うわけですが、その辺の考え方をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、海外、アジア圏を含めた観光交流ということで、これは鹿児島県のほうも、県自体もそのような、特に新幹線開通を含めて、目の方向、向いているというのも事実でございます。

特に、私ども、日置市におきまして、その観光という大きなスポットといいますか、ないわけでございますけど、特に、今、私ども取り組んでいるのは、やはりこういうスポー

ツを通じた施設等の合宿誘致を含めた中で、特に韓国との問題も含めまして今促進しているわけでございます。

若干、今怖いというのが1つあります。ただ、経済的なこういう効果がありますけど、特にアジア圏、今しております口蹄疫、鳥インフルエンザ、やはりこのこともやはり必死に、ただ、観光面だけの経済効果ということも考えるんですけど、今、やはり口蹄疫を含めた、こういう防疫体制、こういうものもある反面、きちとした形でなければ、ただ観光産業を含めていけば大きな落とし穴がくると。今、口蹄疫におきましても、宮崎では29万頭でございましたけど、韓国では約300万頭、約3分の1以上がもう殺傷されております。こういう防疫体制というのは、どうしても防除といいますか、菌がなくなることはありません。一たん、1回出れば、またどこでどういうふうにして発生するのか、やはりここあたりも十分、こういうアジアに向けた中の観光産業ということを考えたときに、特に、私ども日置市、さっきもございましたように、1次産業をしている地域、これは、観光産業とその相反する部分はございますけど、やはり、ここあたりも熟慮した形の中で考えて、観光振興、アジアに向けた形をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

全くおっしゃるとおりですけれども、やはりお金をおとさなければ、税収もふえない。日置市に住んでいる市民の生活も向上しない。この両立って非常に難しいと思いますので、そこら辺はやはり防疫体制はしっかり整えなければならぬので、その辺の推進は図っていただきたいと思います。

それから、生産人口が減少することによる地域経済の影響というのも大きくとらえられると思うんですが、今市長も畜産の話されま

したが、農林水産業、後継者がやはり不足してくると、担い手がない。もちろんそうすると生産量も減ってくる。生産額も減る。こういったところによる経済の影響というもの出てくるかと思えます。

また、もう一つ考えられますのが、日本全体の人口が減ってくる、消費も減ってくる。ということは、特に製造業です、工場関係、この辺の生産体制にも影響が出るんじゃないかと思えます。特に、今でももう動きが出ているわけですが、日本からアジアに工場を移す企業もあります。中には、やはりこれから10年、20年した間に、大きな工場等が企業全体がもうその事業から撤退すると、あり得るんじゃないかなと思うわけでございます。

企業懇話会等でそういった話も出ているかと思えますが、その辺の見解というものを伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、企業懇話会、パナソニックを含め、私どものこの地域には、やはり世界に通じる関係の企業もございます。そうする中におきまして、今、ご指摘ございましたとおり、今後、やはりこの生産性という部分考えた、また、需要を考えた場合、やはり日本に拠点を置くべきなのか。幾ら法人税が5%下がっても、円高を含め、こういういろんな社会的な要素といいますか、こういうものも起因にすることにおいて、やはり大変こういう海外にシフトすることは、恐らく止めることは当分ちょっと難しいのかなと思っております。

そういう中で、やはり私どもは、鹿児島といいますか、半導体、自動車、これはすばらしい一つの法人税の実績を上げております。ですけど、ある反面怖い部分がそういうふうに移された場合に、基本的には縮小というふうになって、閉鎖という形が完全に出てまいります。

やはり、今後企業誘致を含めた形をするには、やはり製品といいますか、私どもは、やはり鹿児島にある食材、こういう関連する形の企業ということを考えていかなきゃならない。今話しましたとおり、半導体を含め自動車、これはすばらしいことで上げておりますけど、撤退されたら、大変大きな後遺症といいますか、これを含めて来る喜びよりも、撤退する、倍、3倍以上の経済的な効果といいますか、悪い効果というのがあらわれてくるということを大変危惧しております、今後も、やはり懇話会を通じまして、3回ぐらいいろいろと交流会しておりますので、地元のこういう交流会の皆様方と十分情報交換をさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

やはり鹿児島の資源は、特に、農林水産業を生かした加工、食品加工です。6次産業化をやはり進めていくべきであって、特に、日置市の場合は、60万都市鹿児島市も控えておりますから、そのお腹を満たす、そういった産業、福岡も近くなりましたので、その辺にやはり着目して、これからの企業誘致を進められたいというふうに考えております。

あと、先ほど教育長からも答弁がありましたが、21年度の決算でも指摘されました体育施設と公共施設の維持管理更新について、どういった形でこれから進めていくかというのが、やはりこれも人口減少社会の中で問われている課題だと思います。これは、もう日本全国だと思うわけですが、今後、10年間でもいいかと思えますが、考えられる公共施設の維持管理、大きなものを含めて、どれぐらいの経費が大体予測されるのか。これは、財政計画にもまだ乗せ込んでないと思うんですが、その辺はどう考えてらっしゃいますか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

今後の財政計画については、24年度以降

の計画をつくる予定で今作業を進めておりますが、その中の公共施設の維持管理経費ということで、一つの例としてお聞きいただければと思います。

例えば、ここの体育館の屋根を片面でしたけれども、ふきかえしようとするので2,000万円近くの経費がかかるわけです。それから、小中学校のプールのろ過機でありますとやはり800万円とか900万円、そういう経費になってまいりますので、今後のその施設のあり方、それをしっかり見きわめながら、その上で財政計画の中でも計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（出水賢太郎君）

できれば、各公共施設ごとに、今後10年間でもいいですけども、かかるコスト、それから、それに対する利用者数と、もし使用料をもらっているのであれば、その辺の維持の分、出の分、これをしっかりと各施設ごとに出していただきたい。これがなければこの議論は進まないと思います。

それと、学校の問題も、きのう3番議員からも質問がありましたけれども、あり方検討委員会で検討中ですので、教育長は答えできないということだったんですが、しかし、これおかしいと思うんです。あり方検討委員会で検討するのはもちろんそうなんですが、我々議会がここで議論することも大事なんです。やはりしっかりそこら辺を答えていただきたい。こうやって、実際にもう2割、3割減という数字が出てきたときに、地元の方々に、学校のあるところの方々にちゃんと話ができる体制をもっていったら議論すべきなんです。あり方検討委員会で検討するよりも、さきの、前の問題だと思うんです。その辺の体制ができていないから、こういつて質問が出てくるわけです。

先ほども11番議員からもありました議会軽視にならないような形で答弁をいただきたい

いわけですが、その辺の考え方を、市長か教育長かお答えいただきたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

各学校の、先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒数とか、どういう状況になってくるといふ現状については、皆さんおわかりいただいていると思います。

したがって、学校の統合については、行政のほうが、こんなふうにやりますよ、やりなさいよと、私はそういう形にしたくないということなんです。

したがって、住民の方の意見を、いろんな意見を聞いて、そして、最終的にどういう形でいくのかという、まず案をつくって、案というのは、私が考えております案は、どこどこを一緒にしますよという案ではございません。適正規模というのは、最もいいのを適正規模と皆さん考えていますよと。学校でこういうメリット、デメリット、小規模校、大規模校ありますよと。そういう中であって、日置市の学校をそれじゃあこれからどうしましょうかといったときに、こういう学校にしてほしいなという方針を出そうと思っているんです。出したときには、あとは、私どものほうから、それじゃあ、何小と何小を一緒にしましょうという案はつくらないつもりであります。

そういうものをつくって、地域の方に差し上げている。そして、子どもたちの小規模校、大規模のメリットはこういうメリットですよと。現状はこうですよと。県下ではこういう統合も進んでおりますよと。全国では、こういう一貫校もありますよと。いろんな情報提供をして、その中で地域の方々や子どもたち、保護者の方が、それを見て、うん、それは統合したほうがいいよとか、いや、まだいいんじゃないのかと、そういう議論もして、地域の方々が本当に自分のものとして考えて、これからの子どもの教育も考えていただきたい

と、そういう立場にいるものですから、だから、そういうものをこちらから、こうありたい、こうしますよというのは出せない。そういう意味で申し上げたところでございます。

○4番（出水賢太郎君）

例えば、施設の維持管理のそういった部分も含めて、やっぱりトータルで考えて、そういう考え方とかを示していただかなければ、我々もやはり疑心暗鬼になるんですから、今の答弁を聞いて私もよくわかりました。これからそういう情報をしっかりと議会にも出していただきたいと思います。

次に、3番目の人口減少に歯どめにかかるその対策ということで質問を移りますけれども、小規模校対策の、これ絡んでくるんですが、公営住宅の件、私も以前一般質問でもさせていただきましたが、あのとき市長は、収入、入居制限の部分です。収入の部分のその制限、基準、これは変えることはないんだと。通常の公営住宅と同じやり方だと。私が、あと入居年数のことも、例えば子どもがいる間はいいですけど、子どもが卒業した後の入居をどうするんですかということもあったけれども、それももう詳しくお答えいただけなかったわけですが、あれから半年ぐらい時間がたちました。この小規模校対策の問題点というのをどうクリアをしていくおつもりなのか、お考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました、これは公営住宅の法律といいますか、そういうものにのっとった国庫の補助金でつくるということでございまして、さっき言いましたように、収入の問題、年数の問題、公営住宅法においては、何年後は出なさいと、何年しかできないと、そういうことを謳ってないんです。基本的には、低所得者の方々の住宅を確保すると、そういう部分であります。

基本的に、私どもの一般財源でつけたら、

そういう年数もできますけど、とりあえず、今必要なのは、子どものおるそういう分までの国の解釈の中では出てまいりました。

そういうことですので、これは、やはり国庫補助金をし、会計検査対象にもなりますので、こちらのほうから10年間ですよとか、こういう部分ではできないと、こういう法的なものがございまして、ここあたりはちょっとご理解していただきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

法律の問題は私も十分理解しております。そのつもりで、一般質問も前回もさせていただきました。

公営住宅法というものの法の原点というのは何なのかということから前回質問したわけですから、一般財源でつくるのがいいのかわかりませんが、その辺の制限がある以上は、どんなにいいことをしても、制限がかかってしまえば、目的は達成できないんじゃないかと思うところもあるわけです。一時的にはいいと思うんですけども、鹿児島市が、期限つきの入居に関して、定期借家権制度で、今度は郡山の花尾の住宅だったりとか、合併した旧5町の周辺地域にそういった住宅をつくっていくと。つくりは全く日置市がやろうとしている3LDKの2階建て、全く同じタイプです。同じように、公営住宅法に適用した住宅をつくると、それだけ補助金もいただくと。そのかわり、この定期借家権制度の導入をするんだというふうにされています。こういった検討というものは、当局のほうではされていないんですか。

○建設課長（久保啓昭君）

入居基準とかいろいろございますけれども、先ほど市長のほうからもありましたとおり、公営住宅法でつくる住宅でございまして、住宅料の基準、それに見合っただけ子育て世帯というものを優先的に、そういうものを条件的にしていく、妙円寺のグリーンビレッジ

等もございますので、先ほどありました入居の年数、そういうものはまた今後検討していきたいというふうに考えております。

○4番（出水賢太郎君）

この件に関しては、最初の10年、15年はいいと思うんです。子どもが卒業するまでの間は、ただ、やはりその後の問題というものをしっかり考えてやらなければ、後からしまったなということになるんじゃないかなという危惧をします。

1つ紹介したいのが、長野県の下条村というところがあります。これは、長野県の南のほうの南アルプスのほうの飯田市というところが、人口10万ぐらいの市があるんですが、その隣接する、人口が4,000人ほどの村です。ここが、結局、アクションプランではないですが、いろんな経費削減策を実施している。職員も約23人減らして、60人いた職員を37人まで減らして、20年間予算に匹敵する約27億円の貯金を、村で貯金をしたと。そして、その貯金を使って単独事業で村営住宅を毎年1戸ずつつくっていったと。これで、2LDKで家賃が月3万6,000円、合計で、今112戸建っているそうですが、これによって、人口が3,859人だったのが4,200人を超えた。これはどういったところでふえたかという、ほとんどが飯田市からの転入と、若い世代の。今度は、若い世代が遊べるところをつくらんといかんといいことで、何か屋内プールというか、子どもたちと遊べる屋内プールまで、その貯金を使って建てたと。ますます人が飯田市から入り込んできている。そういった施策をやっているとこもございます。

先ほども11番議員の話の中でもあったんですが、地域間競争というのが激しくなってくると、やはり日置市も、鹿児島市のベッドタウン、市長がよく言われるように、その地理的特性を生かしたまちづくりとおっしゃっ

てますけども、ベッドタウン化としてのそういう特色のあるまちづくりというのを進めていかなければならない。そういった中で、この公営住宅、今進められている公営住宅というのは非常にいい考え方であるんですけども、もう少しその工夫をしていただきたい。そして、鹿児島市から若い世代が、鹿児島市の家賃より安くで入れるんだというような形で入り込んでくる、そういう施策をとっていかないといけないと思うんですが、その辺の市長の考え方をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、今大きなとらえ方として、この人口減少をする中におきまして、この人口対策ということであるというふうに思っております。こういう、今ご指摘ございましたとおり、今回の定住促進の中で公共住宅の場合につきましては、おっしゃいますとおり、10年後、15年後も想定すればいいわけでございますけど、とりあえずこの一、二年がどういう形の中で入っていただいて、学校も存続して、また、複式も解消できる、そういう部分もとらなきゃならなかったという部分もあります。

おっしゃいますとおり、10年、15年も想定した中であることも大事なことでありたいというふうに思っております。それぞれの市営住宅という中におきまして、やはりこういう一つの鹿児島市からの定住促進のためにやっていくと、このことが、人口がふえることにおいて、いろんな経済活動が活発になる、そういう部分。また、要するに、日置市民のためにお金をつぎ込むのか、増という分は、ほかの方々を入れてする、ここあたりの絡み合いというのが大変大きな論争になるというふうに思っております。ただ、来られる方だけで、そういういろんな一般的な財源をどこに使うのか、それとも、また、その方だけではなく、日置市民はたくさんいらっしゃいますので、そういうものにサービスをしてくれと、

これは本当にお互いの論争の中で、どっちをとっていかかというのは大変難しい選択肢もあるというふうに思っております。

今ご質問の中である、この人口増対策という部分だけを考えれば、そういう形でし、基本的には市内の人が移動するんじゃなく、市外から来る方々をとという形の政策の中でやっていける、そしたら、そういう一つの人口増対策の中で公共住宅もできるのかなと思っております。

いろいろとまだ市のほうにおきまして、この住宅政策の中におきまして、まだ少しいろんな定住圏のそういう公社がしている土地の分譲の中もございますので、そういう両面をどういうふうにして、そういう基金等、あった分を使っていくのか。今のところ、どうしても、そういう私どものほうには余裕がないといえれば余裕がない。まだ、市民の皆様方にどうしても還元していかなければならない部分が、私としてはまだ多いのかなと。まだ今の中で、人からどんどん来るような形の施策を大いにPRしていく、そういう一つの財源的な余裕というのが大変難しいというふうに私は考えております。

○4番（出水賢太郎君）

非常に悩ましい状況である。これはもう私たちも本当そう思います。特に、人口がもっと減ってきて、そして、財源も減ってきて、今度一括交付金が来年から入ってくれば、我々自身がその財源の使い道というものを考えていかなければならない。しかし、その前にやはり、今市長が言われたように、地域がどういうふうを考えているのが、これが一番大事になってくるのかなと私も考えております。

しかし、その辺の議論する、もとになる素材というか、こういうテーマがしっかりしていないと、議論も地域でできないので、どんどんこういうテーマを市長から発信をしてい

ただきたい、このように思っております。

それでは、行革についての質問に移ります。

先ほど市長は、市民サービスの向上というものが、今回の第2次の大綱で新しく含めたというふうに答弁されました。具体的に、市民サービスの向上をするために、どういったことをしようと思っているのか。また、そのための研修とか、職員に対する研修とかをどのように進めていかれるおつもりかお伺いたします。

○総務課長（福元 悟君）

市民サービスの維持向上というところでのご質問ですけれども、2月7日が、第3回行いました、行政改革推進委員会の最終日の答申日でございます、その中で示されましたのが、経費の節減、継続した経費の削減と市民サービスの維持向上を図るべきだという答申をいただきました。

それを受けましての今後第1次で50億円の目標数値を掲げまして取り組んできた、こういう行政の一つのスリム化に対しまして、これからの5年間につきましては、市民の皆さん方のサービスをよりよく展開していくということが一つの目標と一部ではなっております。

そういった中で、具体的には、若年層からの意見を十分に集約しなさいということ等も求められております。そういったところで、きめ細かなサービスということが、この第2次では必要になってくるということから、市民サービスの維持向上ということで市長のほうで答弁やったところでございます。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

ちょっと具体的に、サービスの向上というのがどういったことを示すのか。例えば、あいさつなのか、接客なのか、それともスピードなのか何なのか、具体的にちょっとお示しをいただきたいと思います。

○総務企画部長（小園義徳君）

市民サービスの向上ということですが、市役所に訪れた市民の方々が、この市役所に訪れやすいように、接遇の改善、そういったものを研修をしながら、接遇マニュアル等をつくって対応していくということをまず掲げております。

それから、今現在も設置しておりますけれども、総合案内の係を今設置しておりますが、これも引き続き継続して続けていくということで、市民サービスの向上という部分をつくられております。

行政改革という部分でいきますと、うらはらな表現になるかもしれませんが、そういった意味で、市民に対してはわかりやすい説明と接遇に努めていこうということでの表現になります。

○4番（出水賢太郎君）

今の部長がお答えになったサービスの向上と行革による職員の削減、相反することだと、全くそうなんですけれども、それを両立するためには、じゃあ結果的に何が必要かといったら、職員の技術向上だというふうに思うわけです。その辺の対策、研修とか、どういったことを今後進めていくのかをちょっと踏み込んでお答えをいただきたいと思います。

○総務企画部長（小園義徳君）

今現在踏み込んだ形ということでございますけれども、我々のほうは、わかりやすい市民への説明責任ということでいいますと、専門性を持った研修であったり、職員の説明の仕方なりの研修等が必要になってまいります。そういった意味で、研修を重ねながら、接遇マニュアル等をつくり上げて対応していくということでございます。

○4番（出水賢太郎君）

職員もですが、組織と機構の見直し、以前も質問したとき市長も、課の再編、そういうのをしていくと、最終的にはグループ制だっ

たり、事務分掌の見直しだったり、本庁、支所の関係をどうするのかというまで踏み込んでいかないといけないというふうに答弁をされました。そうなってくると、一人一人の職員に入ってくる仕事の量、対応する仕事の量というのは非常にふえてくる、倍ぐらいになってくる可能性があります。しかし、それをこなさなければならない。そのこなす技量が必要になってくると思うわけです。今の部長の答弁だと、ちょっとそこがおぼつかないなと私は感じるわけですが、市長は、今後その辺、市長としてどういうふうに職員に指導していかれるおつもりかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり、人口減少していく中においては、職員も減らしてしかなきゃならない。その中で、基本的にはやはり外部委託というのが一つ私は上げられていくというふうに思っております。やはり、いろんな意見があるかと思っておりますけど、やはり外部委託をしていなければ、やはりそれぞれ今まで行政がしておったことを民間というんな中でやっていって、これは、サービス向上はサービス向上の中でやる。ある程度一つは経費を減らしていく、この両面をやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、さっきも話のとおり、この組織再編に来ることも実施をしていかなきゃならないというふうに思っております。

特に一人一人の能力を上げていくには、やはり外部の研修といいますか、今も若干福祉施設に派遣したり、1日とかありますけど、やはりこの内部におけるサービスというんじゃないかと、やはり人間的にどう、例えば早くこの役所を含め、また応対したときに、みんなが早く帰っていただける、やはりそういう一つの職員の質を上げていかなきゃ本当に難しいというふうに思っておりますので、やはり現場において、やはりそういう研修も、特に

若い職員を対象に今から先、さっき言うように、今はこの体制、だけど恐らく10年、20年、若い職員がまた幹部になってくるときは大変職員数を含め、大変大きな負担が来るというのはもう間違いございませんので、特に今若い研修を県外に出したりいろいろとやっているのは、本当にそういう分に、今からそういう部分を備えていかなきゃならないと思って、やはり民間であろうが、また公的な機関の上部団体であろうが、やはり若い職員を法律とか、そういう研修といいますか、ただ机上の研修じゃなく、やはり現場の研修をさせるようなことをやっていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

あとアクションプランの効果目標額が5年間で6億2,700万円というふうに提示をされております。この目標額というものは、市長はもうこれで十分とお考えになっているのか。それから、前回のアクションプランは5億円程度でしたけど、これは最初目標、私前に質問したと思うんですが、目標ありきで積み上げじゃないんじゃないかということ指摘したんですが、今回のアクションプランは、やはり積み上げ方式なのか、それとも、目標から下におとしていく方式なのか、その考え方をお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この6億円という中におきましては、職員数を減らしたら費用年間出るとか、または土地の売却をしたらどれぐらいの費用が削減できるとか、若干の大ざっぱな積み上げ方式の中で6億円というものをしております。ですけど、さっきも申し上げましたとおり、これも毎年、やはり1回1回このことについては見直しをかけていかなければ、やはりその年度によって、1億円にしたり、2億円になったり、私は今後出てくるというふうに思っておりますので、まだ目標的には

5年間で6億円というものはございますけど、まだ単年度単年度でこの金額というのは変わる中で、努力をしていかなければ、数字的な削減というのは大変難しいことであるというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

この見直しについてですが、先ほど市長は国の制度、この交付税とか一括交付金の問題もあって不透明だから、これからも見直しを続けるというふうにおっしゃいました。当然のことだと思うわけですが、しかし、以前の第1次改革からも指摘を受けてきたとおり、やはり私たち議会、市民からの指摘があった場合に、やはりそれを取り入れて見直すことも必要だと思います。特に、国保の問題等もございます。この辺も全然このアクションプランの中に入っていない。

それから、今私がずっと指摘してきました人口減少社会に対する対応について何も入っていない、このアクションプランは。ですから、もう少し具体的に詰めていく必要があるかと思えます。そのためには、前もって我々議会にも、この答申なんかが出る前にたたき台を示していただきたい。それで、やはり我々の知恵、意見もしっかりと聞いていただきたい。こういった見直しを進める作業を、やはり24年度に向けて23年度中は具体的に進めていただきたいと思うわけですが、その辺の考え方、進め方をお伺いいたしまして、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

特に最終的には私ども執行のほうも部長会の中で、行革本部会の中で見直しはするわけでございますので、事前に、最終的な決定でなく、毎年また全協等もございますので、議会のほうにはそういう決定する前にいろいろと情報をし、またそこでご意見をいただいて、たたき台をつくりながら、私ども執行と議会と一緒にこういうものはやっていきたいとい

うふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時04分散会

第 5 号 (3 月 1 8 日)

本会議（3月18日）（金曜）

出席議員 21名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 黒田澄子さん | 2番 | 山口初美さん |
| 3番 | 東福泰則君 | 4番 | 出水賢太郎君 |
| 5番 | 上園哲生君 | 7番 | 坂口洋之君 |
| 8番 | 花木千鶴さん | 9番 | 並松安文君 |
| 10番 | 田代吉勝君 | 11番 | 大園貴文君 |
| 12番 | 漆島政人君 | 13番 | 中島昭君 |
| 14番 | 田畑純二君 | 15番 | 西蘭典子さん |
| 16番 | 池満渉君 | 17番 | 梶康博君 |
| 18番 | 長野瑳や子さん | 19番 | 松尾公裕君 |
| 20番 | 佐藤彰矩君 | 21番 | 宇田栄君 |
| 22番 | 成田浩君 | | |

欠席議員 1名

6番 門松慶一君

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 住吉伸一君 | 次長兼議事調査係長 | 恒吉和正君 |
| 議事調査係 | 下野裕輝君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 横山宏志君 |
| 教育長 | 田代宗夫君 | 総務企画部長 | 小園義徳君 |
| 市民福祉部長 | 桜井健一君 | 産業建設部長 | 瀬戸口保君 |
| 教育次長 | 山之内修君 | 消防本部消防長 | 吉丸三郎君 |
| 東市来支所長 | 豊辻重弘君 | 日吉支所長 | 熊野一秋君 |
| 吹上支所長 | 井之上正人君 | 総務課長 | 福元悟君 |
| 財政管財課長 | 富迫克彦君 | 企画課長兼地域づくり課長 | 上園博文君 |
| 税務課長兼特別滞納整理課長 | 平田敏文君 | 商工観光課長 | 鉾之原政実君 |
| 市民生活課長 | 有村芳文君 | 福祉課長 | 野崎博志君 |
| 青松園長 | 田淵裕君 | 健康保険課長 | 大園俊昭君 |
| 日置市診療所事務長 | 平地純弘君 | 介護保険課長 | 満留雅彦君 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 農林水産課長 | 瀬川利英君 | 建設課長 | 久保啓昭君 |
| 上下水道課長 | 宇田和久君 | 教育総務課長 | 地頭所浩君 |
| 学校教育課長 | 肥田正和君 | 社会教育課長 | 芝原八郎君 |
| 会計管理者 | 朴木義行君 | 監査委員事務局長 | 石塚澄幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 福留正道君 | | |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、漆島政人君の質問を許可します。

〔12番漆島政人君登壇〕

○12番（漆島政人君）

おはようございます。けさ、鹿児島地方はすごく冷え込みました。しかし、地震のあった東北地方は雪です。暖房もない中で避難されている皆さんのことを思えば、何と言いやうもない思いがします。被災された皆様方に対して心からお見舞い申し上げます。

今回の地震を受けて、私たちの日置市においても、合併後、一時避難所の場所も集約されています。これが今後このままでいいのか。また、防災訓練のあり方、備蓄品のあり方など見直す部分は多くあるように感じます。

それでは、第2次行革大綱について質問いたします。

今まで都市部を中心に景気は回復傾向にあると言われてきました。しかし、今回の大地震で政治も経済も大打撃を受け、景気回復より、どうやって復旧させていくのか、このことが先になっています。そうした中、私たちの日置市における住民生活は全体の約61%の方は年収100万円以下です。うち国保世帯で見ると全体の約70%世帯は100万円以下となっています。この数字でもわかるように、自分たちの生活は今後どうなっていくのか心配されている人も多いです。原油高騰で物価も上がっています。近く国保税のアップも計画されています。また来年度は介護保

険料が上がるのも間違いないです。住民の方が安心して生活していける環境づくりは政治の基本的な役割です。また、そのためには財政基盤の強化も不可欠です。

そこで、本市の財政構造について申し上げますと、約70%を国などからの交付金に依存し残りを借金と税収で賄っています。しかし、皆様もご承知のとおり、国の財政は巨額な赤字体質の中で支出に対する財源確保は追いつかない状況です。また今回、大地震も発生しています。したがって、今後は地方へ支出される交付金等も縮減されていくことは間違いないと思います。そうした中で、日置市の将来的な財政見通しについて申し上げますと、働き世代の減少や不景気などで実財源の要である市税は減少していくことは予測されます。逆に、医療や介護、障害者福祉費等に必要なお金は年々増加しています。また歳出に占める借金返済の割合もかなり高いです。そのほか平成28年度からは合併支援策も終わり、地方交付税も約15億円段階的に減らされていきます。したがって、日置市の財政は今で徹底した歳出削減改革に取り組まなければ、将来的にかなり厳しい状況に陥るのではないかと予測いたします。

そこで、市長はそのことを踏まえ、平成23年度から5年間で第2次行財政改革に取り組むための大綱を示されました。しかし、私の印象では、この改革プランだけでは、所得が低い人たちの生活の安定や安定した財政運営の維持は難しい気がいたしますが、市長はどうお考えかお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の第2次日置市行政改革大綱についてというご質問でございます。

少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増大や高水準で推移する公債費など、義務

的経費が膨らむ一方で、景気低迷による税収の減少や将来の一本算定による地方交付税の削減などを見据えると、極めて厳しい財政状況であるということは認識しており、引き続き、行政改革を進めていくところでございます。

その中で、今後の行政改革の中心的事項を申し上げますと、まずは「民間でできるものについては民間にお願いする」、「地域でできることは地域にお願いする」という考えのもと、アウトソーシングや協働による新たな公共を担っていただくというところでございます。

また、経常経費では人件費について引き続き抑制を図るため、職員数の削減に取り組むとともに、さらに今後の維持管理経費を考慮しますと、公共施設の中長期的視野に立った検討や一層の事務事業の見直しなども必要になってくると思っております。

そのため、今後の行政改革を推進するに当たっては、市民サービスを可能な限り維持していくことを基本にアウトソーシングや共生・協働を進めてまいりながら、同時に市民サービスに大きく影響する分については、段階的に進めていかなければならないと考えております。

行政改革につきましては、市民の皆様の理解とご協力が必要であり、早急に行政改革を実施することは、急激なサービス低下が危惧されるところでもあります。ただし、決して行政改革を緩めるわけではなく、着実に進めなければ、結果的に市民の皆様方の負担増になりかねぬことも認識しているところでございます。

以上のように、第2次につきましては、国の制度改革も的確に把握しながら、行政改革を進めてまいりたいと考えておりますので、今回の第2次の期間だけでなく、時期も見据えた中で、安定した行政経営を目指して進め

てまいりたいと考えております。

○12番（漆島政人君）

質問をする前に、今回第2次行革の中に議会改革も入っています。

そこで、市長に質問する前に、まず自分たちの議会改革はどうあるべきか、そのことについて、これはあくまでも私の個人的な見解ですが、申し上げたいと思います。

議会は、福祉を初め教育からごみ処理すべてに至る住民サービスにつきまして、執行部と熟議を重ね、一番いい住民サービスはどこにあるのか、その妥協点を見出していく。そこが一番の役割だと思います。そのためには、議会が住民の皆さんと直接意見交換をする場があったり、また議員が執行部に対して一方的に質問するだけではなく、逆に執行部のほうから議員に質問するような、そういったあり方もあっていいと思います。そのためには、そこで議員が高い見識で熟議を重ねていくためには、どうしても、やっぱり、パート議員では難しいと思います。やはりフルタイムで働かないと中身のある議論はできないと思います。したがって、そういった若い議員を育てていくためには、やはり、その人たちが生活できる報酬はきちんと出してやるべきだと思います。また議会の意見は、議員全体の広義体での意見集約になりますので、やはり、効率性や財政的なことも考えれば、議員定数は私はまだまだ減らしてもいいと思います。そういった取りまとめた議会基本条例の制定が必要ではないかと思っております。これはあくまでも私の意見ですけど、申し上げました。

次に、質問の本題に入ります。

アクションプランが出てますけど、示されてますけど、この中身についてお尋ねいたします。

まず、事務事業の見直しにより、年1,000万円で、5年間で5,000万円の削減とあります。年次的にどういった事業を

どういふふうに見直していくのか、まずこのことについてお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

アクションプランの項目を40項目とした中での事務事業の整理統合ということでの5,000万円の計画についてのご質問でしたが、これにつきましては行政評価等を活用して、さらに総合計画等の実施計画等についても、さらに突っ込んで見直しを行って、必要な事業等について再度今後も詰めていった中での目標数値を毎年度1,000万円ずつ5年間ということで5,000万円の目標値を定めたところでございます。

具体的な項目というところまでは、その事務事業の一つの事業名というところまでは突っ込んではおりませんが、毎年その計画で予算と連動させていきたいと考えております。

以上です。

○12番（漆島政人君）

わかりました。次に、職員数を5年間で34人減らし、2億3,800万円の削減とあります。やはり、この合併前と比較して職員数は約100名ぐらい減っています。しかし、事務事業の見直しというのは少なくなるほうにはないようです。

そこで、34名今後減らした場合に、やはり減らすのはいいけど、住民サービスの低下につながるのではないかと思います。そこで、どういった事業の見直しをしていくのか。また、組織再編等はどういった考え方で、この30人を減らしていいというふうな根拠に基づいているのか、そのことについてお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

5年間で34名の縮減の方策としましては、今の一般職員の退職者というのが見込まれておるわけですが、退職者の2分の1を新採として充てていくとしておりまして、さらに、技術員等の技能の労務職員等任命しておりま

すが、そういう職についても補充しないということで、現場的には臨時職員で対応することになりますけれども、そういったところで34名。さらに今後組織等につきまして、さらに突っ込んで、整理統合——済みません。再編です。組織の再編等について進めていきたいと思っております。さらに、市長の答弁もありましたとおり、今後、民間委託を含めた施設等のあり方を進めてまいりますので、そういったところの人員の抑制が図られるものと思っております。

以上です。

○12番（漆島政人君）

次で、滞納整理によって5年間で1億2,500万円の確保。これは今非常に景気が厳しいわけですけど、この回収できる、徴収できる、その裏づけというのはあって、この数字が出てきたのかお伺いいたします。

○総務課長（福元 悟君）

これも目標値とした1億2,500万円ですが、単年度で申し上げますと、アクションプランにも書いておりますとおり、毎年度2,500万円を債権対策として今以上に徴収努力を重ねるということでございます。21年度の未納合計が7億9,000万円でしたので、そういったところからの数字を、約3%は向上させていくというような最低限の数字の中で1億2,500万円を計上したところでございます。

以上です。

○12番（漆島政人君）

もう1点お尋ねしますが、未利用地の財産処分で1億5,000万円の収入確保とあります。どこの土地をどれくらいの金額で、どういった販売戦略で、この金額を確保されるのか、このことについてお尋ねいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

未利用土地の活用処分のことについてでございますが、財政健全化法に基づく公会計の

情報データを整理をする中で、市内に104箇所ほどの売却可能資産というのが見えてまいりました。それについては現在状況を確認しながら、具体的にどこから始めていくのかという作業を進めております。その一方で、市民の皆さんから売却、売り払いの申請があった土地、そういったものの売却を進めながら作業を進めているところでございますが、金額については、それぞれの土地の評価もでございます。したがって、今掲げております1億5,000万円というのは、一つの目標値ということでご理解いただければと思います。

○12番（漆島政人君）

今、皆さんもお聞きになったとおり、答弁を聞いてますと目標数値を掲げただけですよ。改革に対する具体性もない。また、その収益に対する根拠も全くない。単にアクションプランをつくっただけだと、そういう印象があるわけですけど、そのことについてはどう認識されているのか、お尋ねします。

○総務課長（福元 悟君）

庁内のほうで各本部会議を経ながらできる目標を掲げておりましたが、今回6億2,700万円の縮減額でございます。積み上げていく中で実現可能なものということの基本にしますと、これから事務事業で詰めていきますけれども、一つの将来10億円、交付税が縮減されてくるだろうという数字の中で、まず前期はこの5年間は4割程度、それから5年後につきましては、6割程度ということで、その交付税等が縮減されていくその数字を分母として、取り組む目標値として定めております。これについては、具体的な何をどうするということまでないというご指摘でございますけれども、今後それは事務事業を毎年度見直す中でつくっていくとか、確保していくというような方向性でございます。

以上です。

○12番（漆島政人君）

私は冒頭、「住民の方が安心して生活していける環境づくり」、これが政治の大きな役割であると申し上げました。それを具体化していくのが総合振興計画や過疎計画だと思います。しかし、この事業計画については、常に見直していかなければ、財政との整合性がとれなくなったり、住民ニーズに合わなくなってくる。

そこで、見直し作業が必要なのが行革だと思います。その行革はどういった基準であるかと言いますと、住民生活に必要なものは何か的確に把握し、優先順位の高いものは取り入れ、低いものは縮小や廃止をしていく。その見直し計画を積み上げたものが、私は行革アクションプランだと思いますが、再度このことについてお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

さっきもお答えしましたが、非常に、市民サービスの維持を努めながら、事務事業を当たっていくわけですが、とりあえず目標値を定めて、予算の、非常にこう予算が縮減方向にあるわけですので、それをベースとして予算編成前に、その確保すべきそれぞれの項目の財源というのは迫られてつくっていくかざるを得ないと思っております。本来なら、市民サービスのところでは思い切ったところも必要であります。今のところ職員数につきましても、方針34名といたしましたが、この何とか職員数で不補充しながらでも、何とかサービスの維持向上という形では乗り切っていくということでの中身でございます。

○12番（漆島政人君）

そこで、具体的にちょっと中身に突っ込んでちょっと質問したいと思っております。

それでは、優先順位の高いもの、低いもの、見直しが必要なもの、この改革について、ちょっと幾つかお尋ねいたします。

先ほど私は、国保世帯の約70%の世帯は所得が100万円以下であると申し上げました。そこで具体的な一例を申し上げますと、年齢が40歳で奥さんと子供さんが2人いらっしゃるって、4人家族で所得が100万円で固定資産が10万円のと、年に支払う国保税は20万3,000円です。こういった例は本市の中でも専業農家や旦那さんは日給月給で働き、奥さんはパート、また夫婦で営む個人事業主など、よくある例だと思います。市内にはこういったご家庭が多いわけですが、市長はこういったご家庭の家計について、どういった状況だと認識されるか、このことをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、雇用の問題を含め給与体系、大変厳しいといえますか、100万円、200万円の中で、子供4人生活する。大変また自分の家を持っている方、また借家にいる方、これはさまざまであるというふうに思っております。やはり、自分で家を建てた中におきましては、やはり、それぞれの自己責任もあられるというふうには思っております。そういう中におきまして、大変今こういう経済的な活動の中におきまして、厳しいという状況は本当に私自身自身も認識しております。そういう方々にとりまして、やはり、今ご指摘ございました税の問題、国保の問題、こういうものの負担、これが大変のしかかっているというのも事実でございますので、いろいろと私どももそういう方々に分納制をすすめたり、いろいろとみんなで薄く広くという気持ちも持ってはおります。その中で、いろいろと今後の先行きの不透明な中におきまして、そういう方々は大変不安であるということも認識もしております。

○12番（漆島政人君）

今、市長が言われたとおり、やはり当然自己責任はあると思います。しかし、少し行政

がサポートしてやれば、やはり、その経営改善ちゅうのは、かなり改善していくと思います。所得の改善ですね。

そこで、私は、こういった人たちの所得基盤を改善していくための改革は自主財源の確保かと思うのですが、若い世代を定住化させていくためにも優先順位が非常に高いと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に若い方々を定着させる。これは本当に必要であると。それに伴う経済活動といえますか、産業構造。やはりこのことも一番大きな仕事であると。定着していただけるけど、働く場がない。また農業におきまして、いろんな問題が、先ほど出てきたように所得的に安定でない。このことについて、私どもの市だけでできることじゃなく、やはり、国策という部分も大分大きな要因を持っているというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり、やはり、この産業構造を含めた中に経済活動ができる、大きなたくさん高い給料じゃなくても、そういうものを私ども行政としてもやはり農業は農業なり、また中小企業の皆様方がやはり雇っていただけるような、こういう環境。こういうものをどういう形の中で今後も創出できるのか。先般もちょっと一度質問の中でございましたとおり、私ども日置市に見合った、そういう企業、そういうものをやはり今後、私どもは雇用に関しまして増築をしていただいたり、そういう中において、やはり市としても大変、今回もやはり3,000万円程度一つの企業には出しますけど、こういうものが本当に安定的にパートでも何でも働いていただける。そういう施策はやはり行政としてはやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

確かに雇用環境は市だけでやれない部分が

あります。そこで、一つ新規就農者の一例でお尋ねします。

市長は以前、新規就農者の生活が厳しいことは認識しているとお話されたことがあります。私自身も募集するときの経営内容と実態とではかなり違いがあると思っています。

そこで、この事業の中枢を担う農業公社に関する改革も計画の中にあります。中身については、中期経営計画を策定し、経営目標数値を掲げ、進捗状況等をホームページで公表すると、このことが書いてあります。こういう表現は農業公社に限らず、プランを見るとあちこちで出てくるわけですね。

そこで、この改革で新規就農者の所得増を図れるとお考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

新規就農者含めまして、農業を営んでいらっしゃる方々を含めまして、大変こういう国際的な価格を含めましたことにおきまして、大変低水準であるというふうに思っております。本当に希望という言葉が適するかわかりませんが、やはり、新規就農する中におきまして、やはり、私どもができる精いっぱい一つの助成金の中でやっておりますけど、それが済んだ後においては、やはり、ある程度自立した中におきまして経営をやっていたかなきゃならない。その後については、やはり、新規就農者におきましては、特に技術指導、こういう技術指導をどうバックアップしてできるのか。ここあたりも十分配慮した中で進んでいかなければ、新規就農者が自立して生活ができる。ここまで来るには大変長い年月もかかるかというふうに考えております。

○12番（漆島政人君）

当然本人の努力も必要だと思います。しかし、募集するとき、こういう状況でなる予定ですから来てもらえませんか、というふうに募集したわけですから、そのことは、

そういう目標値に至らない場合は、それは当然その本人もですけど、やはり行政も責任をもって改善していく改革は必要だと思います。

そこで、やはり私から言わせれば、生産量の増とか、品質のアップとか、経費の削減、販売価格を上げるための方策。これは新幹線も福岡まで直で行きます。福岡に日置市の販売店があってもいいんじゃないかと。極端な例を言えばです。こういった具体的に経営が改善していくための改革を、こういう経営計画とか何とかじゃなくて、こういうの具体的に盛り込む必要があるのではないかと思います。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回アクションプランの中には農業関係におきます、ここに対しますアクションプランの中には表現はしておりません。先般も農政審議会等におきまして、それぞれの農業後継者、担い手を含めた、その目標値、また生産額、そういうものは、また、これとは別にそれぞれのところでも経営方針の中で5カ年計画の中でどうあるべきかと、そういうものはうたっておりますし、またお互いにそういう論議をする場も設けておりますので、それぞれの目標値を目指しながら、それぞれ生産基盤を強化していかなくちゃならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

計画があっても改善をしなければ何の意味もないわけですね。少しずつでも改善していかないと。

そこで次に、優先順位の低いものの改革について、ちょっとお尋ねします。

前にもちょっと申し上げましたけど、現在指定管理に出してる、ゆすいん、ゆーぷる吹上、吹上キャンプ村、B&G東市来海洋センター、伊集院・吹上の福祉センター、これに関する運営費、またその修繕費も含めて、年間で約8,500万円です。

そこで、ゆすいんとゆーぶる吹上については、私は民間へ無償譲渡して民間で事業継続をしていただいてもいいんじゃないかと。また、吹上キャンプ村は利用者も少ないし、伊集院にすばらしい森林公園キャンプ場もあります。B & Gについては、やっぱり施設も古いので後々経費も要ります。また2つの福祉センターについては、代用できる施設もあるわけですので、これ廃止してもいいと思います。この改革をすることで年間8,500万円が削減効果があるわけですよ。

そこで、指定管理契約が終了する後、やはり、民間への譲渡や廃止、こういったこともアクションプランをつくる段階で行革の中に入れていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、このアクションプランの中におきまして、指定管理者制度の中におきますその後ということは今のところ入っておりません。その中で、ご指摘ございましたように、それはそれぞれ個々に指定管理している中におきまして、その期間内の中におきまして、今後それぞれどうしていくのか、そういうことを考えていかなきゃならない。今、ご指摘ございましたとおり、市民の皆様方の福祉といいますか、そういう面でもとらえていくのか、経営的な中でとらえていくのか、両方いろんな見方があるというふうに思っておりますので、ここあたりを先般指定管理をしたときにも、その論争になりましたけど、行政として、どうこの福祉の部分を見合っていくのか、今ご指摘のとおり、今上げましたのは約8,000万円程度でございます。その中におきまして、民間譲渡委託すれば一番ゼロになるかもしれません。ですけど、これを本当に受けていただける。そういう部分があるのか。また市有財産を含め、ここあたりも問題もまだ残っておるといふふうに思ってお

りますので、指定管理者制度につきましては、それぞれの議会のほうにもいろいろとお話申し上げるところでございますので、その都度都度、期限が切れる中において、譲渡するのか、また継続するのか、そういう論議もさせていただきたいと思っております。

○12番（漆島政人君）

指定管理で出して運営してるのと、民間に譲渡して運営する場合と、どこがどう違うのか。私は民間に譲渡しても、同じ形で経営を継続していただく契約を結べば、それで問題はないと思います。また福祉サービスのことも言われましたけど、それやっぱり財政に見合う福祉サービスのレベルというのがあるわけですよ。そこで優先順位がどうなるか。そこをきちんと判断されたのかですね。やっぱり、私が一番気になるのは、民間に譲渡する施設については譲渡価値があるうちに譲渡しないと、仮にもう受け入れ手がなければ、莫大な経費を使いながら、最後は解体費用が残るだけのその負の遺産になっていく。したがって、的確なそういった長期的な見通し計画は大事ですよということです。それについてどうですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、それぞれ施設の残存価格を含めまして、やはりこれは大事なことであるというふうに思っております。そういうこともやはり今後民間の中で受け入れをしていただける。そういう方々もあらわれてくれればありがたいことであるというふうに考えております。ここあたりは、それぞれ、さっき申し上げましたとおり、物件物件ごとにそれぞれそういう残存価格を含め、またそれぞれの経営状況、そういうものも、きちっと見た中において進めていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

次に、見直しが必要な改革について申し上げ

げます。

地区公民館を拠点とした公民館活動や地域づくりですが、地区館に配置されてる地域づくり支援員主事補、また証明書発行等にかかる予算の総額は約6,000万円、これはまだ超すんじゃないかと思えますけど。

そこで、旧東市来町では、今の地区館制度はありませんでした。前にも申し上げましたけど。したがって、当然こういった経費は必要ないわけです。しかし、生涯学習にしろ、地域づくり事業にしろ、私の今までに見聞きする限り、調査する限りでは、今とそう大きな違いはないように感じます。

そこで、改革に必要なのが事業評価分析でありますけど、地域の方々に証明書発行を含めて今の制度ができたことによって助かっているとお考えなのか、また余り変わらないとお考えなのか、そういったことについて、アンケート調査をしたり、事業分析をされたことはあるのか、お尋ねいたします。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

各施設のこういった証明の発行ですけれども、発行数につきましては、ほぼ横ばいでございます。ただ、郵便局の発行が非常に毎日の発行でございますので、利用者はふえる傾向にありますので、今後はそういった点については現状の地区公民館での発行が伸びない現状を考えますと、その辺の検討は今後進めていかなければいけないと考えております。——失礼しました。アンケートにつきましては、これまで実施しておりません。

○12番（漆島政人君）

証明書発行は横ばいですと。低空で横ばいは何の意味もないわけですよ。そして検討するちゅうのはもう何回も聞きました。そこで具体的な評価分析もしないで、退職した人を、それも校長先生とか、何とか、職場におられた方を、退職した方を再雇用して、年間6,000万円もの投入して、地区公民館

サービスをする考え方は、私は行革理念に反するのではないかと。また皆さん先ほども言ったけど、厳しい雇用条件の中で必死で働いてる方々のことを考えれば、そういった方々の目線にも、目線ともかなり乖離してると思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

ご指摘のとおり、地区館のこういった発行に関しましては、かなりな経費もかかっている状況でございます。したがって、先ほど検討させていただくという答弁申し上げましたけれども、一地区館につきましては、やはり、今後は郵便局への移行も考えなければいけないということも十分考えております。さらに、今ご指摘いただいた総体的な経費にいたしましても、これまでよりも若干ふえてる状況もございます。この辺もあわせて、今後においては地域づくりがかなり皆さん方の中にも定着してまいりました。そういった意味で、これまでの地域づくりを考えていく中の、それ以前の取り組みよりも今1億5,000万円のこの年間の地域づくり予算も投じておりますけれども、その辺は地域づくりを進める上でかなり地域の皆さん方への波及というのはつながってるのではないかと思いますので、経費面から考えますと、おっしゃいますとおり、大変大きな費用でございますが、現状のところでは今の中身で進めて予算的に改革できるところは改革していきたいと考えております。

○12番（漆島政人君）

やはり合併した後は、やはり行政圏は広がってます。したがって、地区館単位で細々したそういったハード事業やっていくほうがいいのか。私は合併後の地域づくりは、やはり地区館で取り組むのはソフト事業だけだと思います。地域のいろんな環境整備。ソフト的なですね。あとハードとか、ソフトの大きいものについては、やはり各支所単位で

取り組んでいくことが事業効果もあるし、財政的にも事務的にも効率はいいと思います。また、そういった、そうしていくほうが地域としての結束や主体性、自立心、そういうのも養われていくし、また特性も出てくると思いますが、そういった見直し改革は必要ないとお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、合併して6年ということでございまして、この地区館のあり方については、議員とはもう今までも何回となく、このことには論争させていただきました。それぞれ地区のあり方について、合併6年の間にも、やはり中身を含め、まだやり方、仕様につきましても、少しずつ、若干ずついろんなことにも変えてまいりました。やはり、今、議員がおっしゃいますとおり、旧支所ごとといいますか、旧町ごとにすべきだと、今おっしゃいましたとおり、東市来には支援員というのは三、四人しかいないで、それで十分であったと、そういうご指摘の中、今私どもが26の中で、これだけの人材を登用しているのは効率的じゃないじゃないかという議員の考え方であるというのわかっております。その中で、やはり、この合併する中におきまして、支所単位の中がいいかもしれませんけど、やはり、今後こういう、特に過疎化を含め、限界集落を含め、こういうものについて、支所単位でもできない部分もあろうかというふうに思っております。いろいろと、この地区館につきましては、今後もいろんな形の中で改革をしていかなきゃならない。昨年も私も地区の役員の方々、自治会長、そういう方々とも、いろいろと話もさせていただきました。その中で、今、ご指摘ございましたとおり、議員は支所単位という分もございましたけど、地区のトータルの中においては、やはり、こういうきめ細かな地区館運営というのを充実させてほしいという意見もたくさんいただいております。

ます。ご指摘のとおり、このままでということとはございませんけど、やはり、いろいろと3年間ぐらいの中において、また、どう、地区があるべきなのか、やはり、このことも考えていかなきゃならない。私としては、やはり、この地区館運営、地域にとって身近なものでございますので、今後はNPO法人を含めて、今ご指摘いただきました講座だけでいいという部分もございませうけど、やはり、その地区館が今後経済活動を含めて、やはり、そういうものまで発展していく。そういうこともやはり地域皆さま方と十分ご相談しながらやっていくべきなことじゃないかなというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

6,000万円出して支援員を雇用していくほうがいいのか、私はですね、支援員の役割をしてくださる方は、役所に勤めておられる職員の方は、地域でも一所懸命されてます。そういう方々のアドバイス、指導、リーダーシップ、物すごい見張るものがあります。やはり、私はそういった方々をお願いして、そういう方を中心にやっていけば、本当にまだまだいい形での両面的な効率が図られていくと思います。

次は、赤字要素の大きい診療所運営改革についてお尋ねいたします。

23年度予算について、既に委員会では審議したわけですけど、そこで、この予算の中で診療所運営費に市の予算が5,750万円投入されています。これはつまり赤字補てんの額です。そこで民間経営に近づけるための努力が当然必要です。

そこで、健康診断なんかは大きな収入源であるし、地域医療を守っていく、健康管理をしていく大事な役割でもあると思います。しかし、4団体単位は決まっておりますけど、でも地域内にはまだいっぱい事業所があるわけですね。日置市地域内には。そういったところ

への働きかけとか、あと人件費比率を見ても、事業収入に対する130%です。これはもう民間ではあり得ないことです。これはまだまだ改善する必要があるのではないかと思います。財政圧迫を抑えて、地域医療を守ろうとすれば、これぐらいの経営改善は当然のことだと思いますが、こういった経営に対して、こういったご指導をされたのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、今回の23年度予算におきまして、約5,000万円ぐらいの繰り入れをしております。今回、この旧日吉町のこの病院から診療所、今後私どもが目指しております指定管理、ちょうど過度期でございます、やはり、そういう収入減も含めまして、こういう過度期の政策をするときにおきましては、大変ちょっとのリスクが必要であるというのも思っております。やはり、人の問題、患者数の問題、そういうもろもろもあるというふうに考えておまして、今、ご指摘いただきました、この5,000万円というのは、指定管理者制度を含めていけば、基本的には、今後はやはりそういうもののリスクをゼロにしていきたいということを考えておりますので、そういう過度期の変革していく中には、若干の財源も投与しなきゃならなかったということで、ご理解をしてほしいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

やはり、改革の基本は、まず身近な足元からできることを改善していく。それが改革の基本だと思います。したがって、この23年の事業運営については、全くそういった成果は見られないと。そういうふうには私は感じません。

次に、診療所の指定管理について、この診療所を今後どうしていくのか、さきの委員会

のところでも示されました。中身につきましては、現在議会で提案されている指定管理者制度を導入するための議案が可決すれば、即青松園と一体化した形で指定管理いたすための準備作業に入っていくと。2つを1つにする理由は診療所単独だけでは受け入れ先が難しいと。したがって、経営内容のいい青松園をつけるんだと。指定管理料については、修繕費等一切経費は出さない条件で年間500万円を市に納付してもらおうと。また契約期間は5年間とし、その後、民間へ無償譲渡するとの説明を受けました。

そこで、この条件で受け手がなかったら、どうされるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、なかったということじゃなくて、してみることも大事なことでありまして、やってみなきゃならない。なかったという前提であれば、いろんなことが論争になりますので、私はこういうことで一応やってみて、またその部分につきまして、どこが厳しかったから来なかったというふうに出てくるんじゃないかなと思っておりますので、一応、議会の中でご説明申し上げたことにおきまして、一応こういうことをやっていきたいと思っております。

あと一つ、両方一緒にやっていくのは、基本的には今後の医療と介護、これ一体化していかないと。これが一番大きな前提の中です。やはり、別々の中で、また別々の経営者がやっていくことにおいては、大変いろいろと患者から見たときに、たらい回しじゃないかもしれませんが、そういうものになるよりも、やはり、介護と医療というのは、今後も制度設計の中では一体化していく。そういうことも基本でありましたので、今回皆様方にご提案申し上げて、論議していただいているのは、一体化することにおいて、市民の皆様方にもっともよりよい形のサー

ビスができるということでございます。今、それぞれ委員会、また最終的な議会の中で、このことは議決されるか、されないか。ここあたりは、また皆さん方の判断の中でやってほしいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

受け手があるかないか、やってみないとわからないという考え方は、やはり、経営者として、そういう考え方で事を進めるといのはどうなのかなと思います。

そこで、まず受けてくれる指定管理者に、5年先はそのまま無償譲渡しますよという条件が約束がつけば、それはあり得る話かもしれません。しかし、これは議会議決の前倒しが必要になります。そんな5年先の前倒しができるはずがないです。そういう考え方もあるし、逆に年間500万円、市に納付していただく額は少ないんじゃないかという考え方もあります。したがって、どうするかという身の振り方は、当然善後策は考えた上で事は進めるのは基本的なことだと思います。

そこで、私は指定管理に出すより、民間へ譲渡したほうが財政的にも、後々的にもいいと思いますが、その検討はされたんですか。

○市長（宮路高光君）

この民間へ移譲とする場合について後々ということで、今回、約3億数千万円かけて診療所を建設をさせていただき、この中で、無償という部分と指定管理と一般に譲渡という部分につきまして、やはり補助金の適化法の部分もございました。

ここあたりの部分も論議しました。今、しましたけど、当分、やはり5年間、この様子を見ながら、その部分につきまして、また、そのもし預かっていただける方々とも十分協議し、また、議会のほうともそこあたりの部分は、十分その前に論議をしながら、結論づけてしていかなきゃならないというふうに考えております。

○12番（漆島政人君）

補助金適化法の壁があるのは私も承知しています。

そこで、国庫補助を受けた財産処分に関する法律の中に、10年未満であっても処分はできる、ただし書き条項があります。そこで、医師の確保が困難になっている、偏在している、この状況は国策による影響は大きいわけですよ。

それと、また譲渡した後は、医療施設として継続されていくわけですので、そのことを国へ説明して理解を求めていく、そのことは、まず、指定管理をする前にやるべきことだと思いますが、こういった考えはないのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいましたとおり、補助金適化法、約8年以下の場合ありますし、人が同じであれば、ある程度のその部分を存じ上げております。

このことにつきましても、いろいろと内部の中で検討したわけでございますけど、さきにも申し上げましたとおり、市といたしまして、やはりある程度、この5年間、様子を見た中でやっていくという方向で、方針をただしてもらいました。

議員は、すぐ一発で譲渡がいいという部分があるかもしれません。ですけど、22年度議会の中でも、それぞれ意見が私は分かれているというふうに思っております。委員会の論議のこともお聞きしておりました。それぞれ委員会でもいろいろと論議があったというのも事実でございますので、最終的には、この本会議を含めた中におきまして、議員それぞれの考えの中で、最終的に、この今回出しております議案等におきまして、結論を出していただければいいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

医療サービスは変わらないで、持ち出し経費が少なければ、その議員はすぐ譲渡譲渡と言われるけどと市長はおっしゃいますけど、医療サービスはさがらないで、持ち出しが少ない方法が確保できたら、それがなぜ悪いんですか。

○市長（宮路高光君）

今回、指定管理者にしても一緒なんです。今言ったように、今回、出すのに至っては、私どもはいろいろと経営の中におきます一切繰り入れはしないと、修繕もしないと、そういう中で一応、公募をする。そういう考え方でございますので、議員と一緒に、やはり市からのこの持ち出しは少なくていいですか、なくするという考え方は譲渡なのか、指定管理なのか、ただその手法が違うだけのことであって、これは私は基本的に力を出して、いろいろとそういうお金を出さないと、そういう方向は一緒だというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

これはあくまでも行革について質問していますから細かくは言いませんけど、でも、仮に無償譲渡が決まれば、青松園の黒字分はそんなに残っていくわけですよ。でも、指定管理に出せば、500万円ずつしか残らないわけですよ、ですね。その比較は当然、住民目線で考えていくべきだと思います。

そこで、次の質問ですけど、昨日の4番議員の答弁の中で、これからの事業計画は、制度や状況等の変化が早いので、毎年、見直していく必要があると、そういった趣旨の答弁をされました。

私も、現段階では、見直すべき事業はたくさんあると思います。そう感じております。しかし、現状は毎年同じ形で、予算は昨年度実績を見込んだ額が提案されているパターンがほとんどです。

これがすべて事業評価分析をして、また優先順位等も検討した上で提案されているのか、

そのことについてお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

事業評価等につきましても、行政改革推進のほうにも報告いたしまして申請いただいております。

また、内部での行政改革推進本部での必要な事務事業の部分での審査といたしますか、本部会議で評価をしながら進めてきております。

以上でございます。

○12番（漆島政人君）

ここに細かく事業評価をしたその結果を議会に説明した上でどうなのか、それが基本になると思います。

今、答弁を聞いておれば、改革委員会がちゅっても、この事業までそこまでやっていくのか、当然、我々も議会ですので決算審議、いろんところでそういう事業評価をした上で、どうあるべきだという提言がしていくのは、これは役割として大きいのは十分認識しています。

そこで、私も、今まで幾つか事業改革についてお尋ねしてきました。仮に、私が言ったことが改革されれば、年間1億5,000万円、これが5年間で7億5,000万円削減されます。それに新規就農者の所得が少しでも上がれば、日置市の農業に希望も出てきます。しかし、市長の改革に対する認識と私とは、かなり違いがあるようです。

そこで、ここ一、二年で、市長も十分承知しておられると思いますが、国からの臨時交付金で予算規模はかなり膨れ上がっています。その臨時交付金で単発でやった事業はいいです、ハード的なものはいいですけど、このソフト的に継続していくようなものも、結構、福祉関係では入っているわけですよ。

したがって、これはもう単発の補助ですので、これがなくなったら、この継続性がある事業はどうしていくのか、やめていいのか、やめれば住民サービスでどういう影響が出て

くるのか、やはりこの反動はかなり大きいと思います。

それとまた、24年度から開始される予定の一括交付金、これも拡大した形で一括にはならないと思いますね。当然、縮小した形で一括交付金化になってくると思います。

まだ、国保会計の繰入金、これも第1案でいくのか第2案なのかわかりませんが、これもやはり億の単位のつく持ち出しになるんじゃないかと思います。

それで、これは我々にも関係あるわけですが、議員年金制度の廃止に伴う負担金のこれも五千何百万円ですよ。これ、我々が決めるんだったら、もう早い時点で、こんな制度はなくしてしまいます。でも、すべて国が決めるわけですから、国が決めた後、こういう負担が出ますよなんて、何でこんな住民の方に説明ができるもんじゃないです。

こういった突発的な支出だけでも、私は3億円超すんじゃないかと思います。支出はふえても、収入がふえる要素っていうのは少ないわけですよ。

したがって、今後、住民生活がある程度、どうやって安定させていくか、また、財政規模をどうやって強化していくか、やはりこれからの行革にどうやって取り組んでいくかが大きな試金石になると思いますが、このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、議員がおっしゃいますとおり、やはり私どものこの市におきます財政規模を含め、また中身を含めて、本当に歳入に見合った歳出という部分が一番大事であるというふうに思っております。

今、ご指摘のとおり、やはり市民サービス、市民からの要求、大変これは多岐にわたってまだまだ、いろいろとあるというのも事実でございます。

そういう中におきまして、今後、やはり市民の皆様方と、この私どもの市におきます財政状況を含めて、こういう1つの情報等もきちっと流していかなければならないというふうに思っております。

特に、皆様方が危惧しております今回の震災の中におきまして、やはり国として、大きな1つの転換とありますが、このことが私は国の予算におきましても来るというふうに思っております。

私どもの地域は、幸いにして大きな水災害に見舞われなかったわけでございますけど、やはり国のパイというのが、もう本当にあるわけでございますので、やはりこのことが今、さっきご指摘ございました交付税を含め、いろんな交付金を含め、これに影響があるということ、もう自覚していかなきゃならないというふうに思っておりますので、さきも申し上げましたとおり、もう単年度単年度、やはりそういうものにつきまして、身の丈に合った1つの私どもの日置市におきます市民サービスを含め、また、財政基盤の安定化ということに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。弥生3月も半ばを迎え、例年ならば春うららかな季節であります、まさかのマグニチュード9.0を記録する世

界最大級の大地震と大津波によって、大変な災害が起きてしまいました。

まずは、お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災されました多くの方々には、心より心よりお見舞い申し上げます。

今後は、人命救助はもとより1日も早い復旧や復興事業に取り組み、被災されました多くの方々の物心両面にわたる生活の安定を強く望むものであります。

さて、つい4日前のお昼12時のチャイムにびっくりしました。日置市民歌が流れており、昨年12月議会で私が一般質問をさせていただいたものでしたので、1人でバンザイをしました。また、市民歌が市役所の電話のお待たせメロディーにもなっており、うれしかったです。

さらに、この3月議会に男女共同参画相談員、救急医療キッド、デジタル教科書、そして子供たちを髄膜炎から守るヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンと女性の命を守る子宮頸がんワクチンの3種のワクチンに、9割助成が予算計上されました。

これまでの7回の定例議会における一般質問での私の提案が予算書となって上がってきたことに、一般質問に挑戦する励みとなりました。当局の素早い対応にうれしく思っております。

それでは、平成23年第2回定例市議会に当たり、公明党所属議員としまして質問させていただきます。

まず初めに、国際化社会に対応できる教育という観点から伺います。

市長の23年度施政方針の中にも、「英語教育と国際理解教育の充実を図り」とありますように、グローバル化が加速度的に進展する中、今や世界の中の日本として児童生徒の教育において、国際理解やその手段としての英語教育の充実は、もはや国策となっている

と言っても過言ではありません。

英語教育だけを考えるならば、私たち日本人の大人は、どれだけ長く英語を学んできたことでしょうか。残念ながら、話せない英語教育に費やした時間と費用をもったいないと思うのは、私だけではないと思います。

そこで、英語教育の励みとなる英語検定試験に関して伺います。

まず、本市の中学生の英検の受験者数と取得状況について伺います。

次に、本市として英語教育の下支えともなる本市の中学生の英検受験者をふやしていくために、どのような対策を講じておられるのかについてお聞かせください。

第3点目として、本市の中学生の英語力向上のために、せめて英検受験者に受験料を助成されるお考えはないかについて伺います。

次に、大変残念なことでありますが、国民の政治離れが急速に進んでおります。政治家の不祥事が相次ぎ、政治不信に陥ったり政治に無関心な国民や市民が多くなり、各種選挙においても投票に行かない人たちもふえています。

一方、国民の権利である投票率を向上させるための制度改正も行われ、投票当日に行けない人のための期日前投票も定着してきてはおりますが、さらに投票率をアップさせるために、期日前投票について3点お伺いいたします。

初めに、近年の各種選挙における期日前投票と当日投票の状況についてお知らせください。

次に、本旨の1世帯当たりの平均有権者数をお知らせください。選挙での投票権は、市民にとって大切な権利であり、この投票率を上げることは、選挙管理委員会の大切な仕事であります。投票率を上げるために、市民がもっと投票に行きやすい環境をつくるという観点から、私は、期日前投票をもっと簡素化

すべきではないかと提案したいのであります。

近年の期日前投票においては、市民より多くの苦情が寄せられています。「はがきの投票券を持っていくのにいろいろ書かなければならず、時間がかかる」。あるいは、「投票券を持ってきているんだから、市民であるという確認がとれたら、すぐに投票用紙を渡してくれたらいいのに」とか、中には、「多くの職員がおられて緊張します、上がってしまいます。国政選挙で選挙区と比例区を間違えそうになりました。もう行きたくないです」と言われる市民もおられます。

決して、職員の対応が悪かったということではありませんが、五、六人の職員が、この職務上、じっと見つめる中で1人の市民が投票する際は、大変な緊張状態になるとの市民の声であります。高齢の有権者の方々は特に緊張されるようです。

また、成人して初めて期日前投票を利用された方からも、同様な感想をうかがいました。仕事などで忙しくても、棄権することなく投票に来てくださるまじめな市民のためにも、今の投票のあり方をもっと検討すべきではないかと考えます。

そこで、期日前投票をもっと簡素化するために、自宅に郵送されてくる投票券のついたはがきに、誓約書を添付することによって、市民が既に自宅で誓約書に記入して、期日前投票に行けるようにできないのかについて見解をお聞かせください。

お尋ねする3点目として、ここ数カ月をかけて文教厚生常任委員会のメンバーで、本市の障がい者用トイレ等について調査をしましたが、今回は、その結果、たくさんの問題が見えてきました。

そこで、障がい者や高齢者に優しいまちづくりの観点から、今回は、学校のトイレに限定して伺います。

障がい者、高齢者というと、特定の人たちを創造しますが、ずっと以前、私の学生時代に、特殊教育の研修を受けた際に、メガネをしている人は視覚障がい、虫歯で治療をしている人は歯の障がいであり、健常者と言われる人たちも、何かのふぐあいによって障がいを持つことがあるんです。

高齢になれば、足が痛くてつえをつくこともあるでしょう、歩行も困難になるでしょうと教えてくれる先生がおられました。

2.0の視力だけが取り柄だった私も、今や老眼鏡が手放せない視覚の障がいがあります。健常者と言われる人も、一たん、けがをして歩くことが困難になったり、目の病気になって眼帯をはめて文字が見づらくなったりすると、途端に健常な人でも困難を来すことがたびたびあるというわけです。

学校において障がいのある児童生徒だけではなく、このようなけが等でトイレが困難になる場合が、よく見受けられます。

そこで、まず、本市の小中学校のトイレについて、洋式トイレや障がい者用トイレの設置状況についてお知らせください。

次に、既に平成に入り23年、子供たちはほとんどが産まれたときから洋式トイレで生活しており、学校で初めて和式を使用する子供もまれではありません。

また、さきに述べた理由により、本市の子供たちがスポーツ等で足をけがした場合、和式トイレが使えずに、トイレのために保護者が介助に学校に出かけてくるなどといったことも、これまであったように聞いております。

以上のことを踏まえて、本市の小中学校のトイレの洋式化に取り組むとともに、障がい者トイレの設置に取り組むべきであると考えますが、市長、教育長の見解と対応を伺います。

お尋ねする最後に、本年6月までに設置が義務づけられている火災警報器設置について

伺います。

本市においても、ここ数年をかけて火災警報器の設置に取り組んできておられると思いますが、現在の設置状況について伺います。

次に、全国的には火災警報器設置に関連して、悪徳商法に高齢者等がだまされた事案が報告されていますが、本市では、そのようなトラブルはなかったかについて伺います。

3点目に、全世帯設置に向けて、本市では、どのような取り組みをしてこられたかをお知らせください。

最後に、6月までに本市において全世帯設置の見通しについて市長の見解をお伺いし、以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国際化社会に対応できる教育についてと、3番目の障害者、高齢者に優しいまちづくりについては、教育長のほうに答弁をさせます。

2番目の各種選挙の投票率向上につきましては、選挙管理の書記長のほうに答弁をさせます。

4番目の火災報知器の設置促進についてというご質問でございまして、住宅火災による死者数を踏まえ、住宅警報器の設置を義務づける消防法の改正が平成16年に明文化され、平成18年6月から新築住宅が適用対象となっており、既存住宅は、市町村条例で設置を定めることとされており、日置市も、本年の5月31日までに設置を義務づけているところでもあります。

まず、1番目でございますけど、平成23年3月1日現在で、日置市の設置率は57.36%となっております。県内の設置率については53.7%でございますので、若干上回っているというふうに思っております。

2番目でございます。日置市内において、

高額で購入したというトラブル等は確認されておられません。特に「訪問販売等に注意」を広報紙の中にも掲載しまして、市民の皆様方に注意を喚起しているところでございます。

3番目でございます。火災予防条例には、平成23年5月31日まで設置義務を定めてあります。

平成20年5月及び平成21年7月に、日置市内の各自治会長にお願いいたしまして、設置状況のアンケート調査を実施し、その結果に基づき、消防職員が未設置世帯を戸別訪問し、設置のお願いをしております。

また、地元消防団員についても、秋の火災予防週間とことしの春の火災予防週間に、未設置世帯に対して戸別訪問を行ってまいりました。各地域の自治会長、民生委員会においても設置促進についてお願いし、それと日置市の広報紙、消防ひおきの広報紙、各世帯へのパンフレットを作成し、配付いたしました。

また、10月より防災無線で毎月1日に広報も実施しているところであります。

それと、日置市警報器設置助成事業も実施しており、現在で1,205件の助成を行っております。

4番目でございます。今後についても、消防職員による設置調査の継続はもちろんでございますけど、関係機関と連絡をとり、調査を行い、未設置世帯の戸別訪問を中心に設置を呼びかけていきたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

国際社会に対応できる教育についてということ、本市の中学生の英検の取得状況についてですが、平成22年度の本市の各中学校におきます英検の取得状況につきましては、全体で18.5%の生徒が準2級から5級までの級を取得している状況でございます。

受験者増についてということですが、英語

検定試験は、各学校が会場となりまして年3回実施をいたしております。それぞれの学校では、英語検定試験の周知をすべての学校で行い、受験者をふやすために次のような取り組みを行っております。

1つは、英語検定を英語の学力向上に位置づけ、過去の問題を解かせるなどして生徒の意識を高めること。

それから、英語検定の検定受験のポスターの掲示や資料等を取り寄せて生徒に周知を図る、このようなことをやっているところでございます。

次に、受験料の助成につきましては、その英検の検定料は2級で3,900円、それから5級で1,200円となっておりますので、3,900円から1,200円までの額が決められているようでございます。その級に応じた金額となっております。その検定料への助成につきましては、現在のところ助成する考えはございません。

検定料の助成はしておりませんが、先ほどありましたとおり、英語教育の重要性は十分認識しておりますので、また、来年度から小学校でも外国語教育が入ってまいります。

そのようなことから、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度とコミュニケーション能力の基礎を養うために、小学校外国語活動の研究校を指定しまして取り組みを進めておりますが、20年度から21年度は伊集院小学校で、21年度から22年度は妙円寺小学校、それから土橋小学校、そして、22年から23年度は湯田小学校を現在指定して、その先進的な取り組みを行い、その成果を各学校へ波及することに務めているところでございます。

また、8月には、小学生を対象とした英語体験活動や教職員に対しての外国語活動の指

導法研修会等も行っているところでございます。

次に、障害者や高齢者に優しいまちづくりの小学校のトイレについてですが、洋式トイレや障がい者トイレの設置状況について、小・中学校26校のうち、洋式トイレが校舎内に設置されている学校は25校でございます。

また、設置されていない学校は1校でございます。ただし、この1校が、校舎内にはありませんが、屋外トイレには設置されております。

障がい者用トイレについては、3校に設置をいたしております。

設置促進についてですが、トイレ洋式化については生活様式の変化もあり、設置を促進する必要性は認識をいたしているところです。

現在においては、その必要が生じた場合、あるいは学校の施設改修要望に応じて、トイレ改修とあわせて洋式化を進めるなど、対応しているところでございます。

また、障がい用トイレについては、既存のトイレ施設の改修ではなく、新たに設置することとなりますので、場所の確保等の課題もあります。

今後においては、各学校の状況に応じて検討していきたいと考えております。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

各種選挙の投票率向上のためにということで、近年の選挙における期日前投票と当日投票の状況ということでのご質問でした。

これにつきましては、昨年の参議院議員選挙、県の選出分ですが、これにつきましては、期日前投票者が5,913人、当日投票者が2万329人、全投票者で2万6,242人。率で申し上げますと、期日前の投票者が14.05%、それから当日の投票率が48.30%、全投票率で62.35%でございました。

それから、その前の21年8月に行いました衆議院議員選挙の小選挙区で申し上げますと、期日前投票者が7,499人、当日投票者が2万3,368人、全投票者で3万867人。投票率で申し上げますと、期日前投票者が17.78%、当日投票者が55.40%、全投票率で73.18%というふうな数字でございました。

それから次に、1世帯当たりの平均の有権者数ということでのご質問でした。これにつきましては、アパートとか施設とか、非常に極端に少ない世帯とか施設につきまして1人というのがあるわけですが、これを有権者で割ってみますと、1世帯における数につきましては約1.90人でございます。

それから、期日前投票の促進のための誓約書等の簡素化ということでのご質問でございました。

投票所におきましては、期日前について誓約書を書いて、本人であるということも含めて確認をして、投票していただくというような流れになっております。

これにつきましては、非常に待たせるというようなことや、投票を出しづらいというご意見等もいただきましたけれども、これにつきましては、本人確認という意味もございましたが、現在では、本市は電算システムの再構築といいますか、今、改修にそれぞれ業務、見直しにかかっております。

この選挙システムにつきましては、今、議員のご質問のその誓約書の工夫といいますか、効率的に選挙が行える体制としまして、来年の4月の本稼働に向けまして、今、調整中でございます。

具体的には、これまで期日前投票される方が前日までいらっしゃるわけですが、そのはがきのほうに宣誓書を刷り込んで、もう書いていただくと、そのようなことをできるようにシステムのほうを今、進めておりま

す。

そういったところで、待ち時間がなかったりいたしますので、なるだけこの辺の投票できる環境づくりを事務的にも見直して、ご要望の件、こたえるようにしております。

ただ、今度、県議会議員選挙、それ等についてはちょっと間に合わない状況でございますが、来年の4月に向けまして調節していただきたいと思っております。

それから、ご質問の中で、なかなか選挙が圧迫感があるような状況ですが、非常に選挙につきましては、いろんな問題等ある、生むわけいきませんので、非常に厳格な雰囲気があるのは、もう当然だろうと思っております。

選挙の公正を期すために、非常にその雰囲気が出るのは承知いたしておりますが、その辺の公正さということの必要性から、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

ご答弁をいただきましたので、1点ずつ、再度、質問をさせていただきたいと思っております。

この英検の受験料に対しての助成について、今回、申し上げました。

まず、市長、教育長にお伺いいたします。市長、教育長は、大体何年ぐらい英語を学んでこられましたでしょうか。そして、英語は上手に話せるでしょうか、そこを伺います。

○市長（宮路高光君）

私としては約10年近くということで、大変英語はまるっきりだめでございます。評価も学校の成績もよくございませんでした。

○教育長（田代宗夫君）

教科の中で英語が一番嫌いでした。余り得意ではございません。

○1番（黒田澄子さん）

想像どおりのご答弁でしたけれども、それは昔の時代の話でございます。なぜならば、私たちの時代はといいます、多分、皆さん

もご一緒だと思いますが、一番最初に習ったのは、「This is a pen.」、これは毎日、生活する中に必要でない言葉を一番最初に教えてもらいました。

次に教えてもらったのは、「That is a chair.」とか、「That is a desk.」とか、私の生活に毎日、例えば初めて合った外国の人と話をするときに、ほとんど必要ない。

先ほど教育長は、小学校の英語教育の推進の中で、「コミュニケーション能力を」という言葉を使われましたが、とても外国人の英語圏の人で英語を話せる人を相手にしたとき、「This is a pen.」、「That is a chair.」では、何もコミュニケーションは生まれないどころか、あなたは何を聞いているのかというふうな、怒られるような内容のまですtartの分がそのような勉強であったということは、多分、ここの皆様は、皆さんそういうふうに勉強されたと思います。そこで、やはり、10年勉強しても、「苦手です」、「話せません」。それが今までの日本の英語教育の本当に何なんだろうというくらいの汚点であると思っております。

私ごとになるんですけれども、私は今ボランティアで外国の子どもたちのホームステイをさせておるホストファミリーを10年以上させてもらっています。その中でたくさんの国の子どもがやってまいりますけれども、英語圏でない国の子ども、15歳から18歳、もしくは大学生がちょこちょこっと来ますけれども、香港、マカオ、フィリピン、タイ、キルギスタン、チリ、ドイツ、ロシア、フランス、ここは母国語が英語ではございません。ドイツ語だったり、ロシア語だったり、母国語はちゃんとあります。フィリピンの子もいます。ところが15歳の子どもたちが英語をきちんと話せるわけなんです。ということ

は、コミュニケーション能力を超えて、皆さんもよくわかるように、今英語というのは世界共通語、言いかえますと、英語がわかっていると、どの国の人と接するときも、母国語がわからなくても、英語で話をすると相手の人との意思がしっかり疎通できる。そういう意味で、今、日本は国策として小学校まで英語をやっぱりやるべきだというふうに言われているんだと思うんですけれども、この話を聞かれて、教育長、どう思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたけれども、英語が国際共通語と言いましょか、そういう役割を果たしていることは十分認識をいたしております。したがって、先ほど、これから、来年度から小学校にも外国語が入ってくるということで、盛んにどの学校でも既に5、6年生では授業をしております。その中で、今おっしゃったように、あいさつの仕方から、文字を書いたりすることはほとんどしませんけれども、そういう日常のあいさつや何か、料理をつくるなんかをちょっとするとか、そういう場面もつくって、今授業いたしておりますので、小学校の子どもたちは、本市の子どもたちは既にそういうコミュニケーションに近い形での場面での学習をしておりますので、きっと私みたいな者に育たないで英語のできる子どもに育っていくんじゃないかと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

今一所懸命英語教育にも尽力をしている。私たちの時代とは違う英語教育をしておりますと言われる中で、やはり、でも、この英検の受験をする人たちは18.5%という結果でございます。何も英検の私は協会の回し者とかいうわけではないのですが、やはり、英語能力をはかっていく。また、英語を勉強して、ここまで来たという楽しみになるのは、やっぱり、この検定試験なのかなと思います。

ほかのお稽古ごとやライセンスをとるにしても、やっぱり、そういうものを1つずつ取得していく。お花にしても、踊りにしてもそうですけども、何か一つずつ、基礎講座から学びながら上がっていくというのは、子どもにとってはとっても自信にもなりますし、目標にもなっていくという点で、今回は、ほかの行政、すごい近隣市でございます。薩摩川内市の事例と今回取り組むことに決められたお隣いちき串木野市のお話をさせていただきます。

薩摩川内市におかれましては、平成18年からこの英語検定料を全額1年間に1回だけ助成されます。その級は、先ほど検定料にも、準会場と本会場によって、金額が違うわけです。準会場というのは、中学校や高校などの学校を使ってする会場のときは、若干安くなります。本会場より。その全額をどの級でもいいので、一番低い5級の場合、準会場は1,200円です。もし2級を受ける子がいたら3,900円ですが、全額助成をされております。7,700万円のお金を計上されていて、すごいなと思いました。これをしてくださいというふうには私も言えないところですが、事例として、聞いていただきたいと思っております。

そして、この英語検定の、例えば、4級を受けた子どもさんが1回目であまり点数がとれなくて不合格になってしまいました。そういう級を、同じ級をもう1回年度内に受けられる人は、もう1回薩摩川内市は助成をして、頑張れと、市長が押し出してくださっているようでございます。その結果、これはとり方にいろいろあって、パーセントをはっきりとは言えませんが、平成17年は薩摩川内市もこの助成を行っておりません。そのとき、先ほど言われたように、年3回、この受験ができる機会がありますので、その延べ人数が1,118人だったそうです。ところが、

18年度からこの制度が取り込まれたときに、5,182名、約5倍にふえております。そして18年度は約中学生の90%ぐらいの子どもがこの準会場において、それぞれの学校における英検の受験をされております。そして現在この平成22年度におきましては、97%の中学生が英検受験をしているという内容でございます。私は、薩摩川内市の子どもたちに日置市の子どもたち負けてほしくないなという思いでいっぱいでございます。同じ地域に住んでいて、英語力にこんなに差があっては非常にいけないなと思います。もちろん学校の授業で、しっかり勉強すればいいということではありますが、やはり、こういう検定試験を受けることで能力が上がっていくというふうに思っています。そして、それを思われたかどうかわかりませんが、今年度の予算にお隣いちき串木野市も半額助成を今回計上されております。この3月議会でもし可決されれば、お隣いちき串木野市の中学生は半額助成になるわけでございます。いちき串木野市は英語のまちづくりのような授業を今回制定されておられます。そういうことを聞かれて、もう一度ご感想を伺います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど助成する考えはないと申し上げましたけれども、このような英語の検定とかいうものは、どちらかというと個人の資格を取得するという意味合いが非常に強いと思います。大変英語も大事だと私は思っておりますけれども、また一方では、日本語の大事な漢字の検定というのもまたございます。そして、薩摩川内市といちき串木野市の話先ほどされましたけれども、要は、市として英語教育を特に何か重視する施策とか、あるいはそうせざるを得ないような状況が出るとか。例えば、英語の力が本当に日置市の子どもは低いと、これを底上げしたいとか、何かそういう特別な私は事情がある場合には、どうかなどは思

います。ただ、今のところでは、例えば、いちき串木野市、これは私のいろんな調べたところによりますと、昔、今アメリカのカリフォルニア州のサリナス市ですか、あそこ昔集団移住があったということで、中高生の交流をやっております。派遣授業ですね。それから、いちき串木野市は幕末のころ、イギリスのほうに薩摩の群像という像が立っておりますが、薩摩の若い人たちが留学に行ったところでもあり、そういうことから、多分町として、その英語というものに対する取り組みをされているのではないかと。また、いちき串木野市の場合は、当時小中の一貫教育ということで、特区申請をされて、小中一貫の英語の取り組みをされております。そのような取り組み、市としてのことがあったために、そういうことから取り組みをされていると思います。

それから、英語力に差があるとおっしゃいましたけれども、確かにそういうものをすれば英語が好きになってくるとは思いますけれども、どれだけ差がついたかどうか、そこは私もわかりませんが、その効果については、私も認めることは認めますが、そのような必要性が出てきたときには、あるいは周りのいろんな状況等がそういう場面に即した場合とか、あるいはまた財政上の問題もいろいろございますから、そういうものを勘案しながら、今後また研究はしていきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

先ほどの努力をしてるという中に、過去の問題を解かせたりして、先生たちも子どもの受験に協力をしてるというふうに向いました。それは受ける子どもたちに対しての努力であって、結局底上げをしていくということに、この助成は非常にいいなと私は思いました。教育長もお金がいっぱいあれば、多分してくるというふうに言われたのかなと思います

す。積算しましたけれども、まずは100万円ぐらいだけでも、順番だけでも助成ができたらどうかというふうにご提案をして、この件は、今後ぜひ検討されたいというふう申しておきます。

次、期日前投票について、前向きな答弁いただきましたありがとうございます。それで、先ほど市長のところにもお渡ししましたが、お隣いちき串木野市が今度の県議会議員選挙より、このわかりやすくするためにピンクにしましたけど、3枚、はがきに3人は宣誓書が添付できるように、ということは、これまで、いちき串木野市も私たちと同じように4人が1枚のはがきで家族の中で4人までは投票券がついてきます。今回いちき串木野市さんはそれを3人までにして、そのかわり幅を広くして、このように添付ができるようになって、今度の県議会議員選挙から使われるということで、これを当局にいただきました。ここには期日前投票宣誓書とありまして、市民が記入するのは、その自分が行く日の日にちと、それから自分の生年月日、そして4項目にわたって、こういう理由で当日投票に行けないんだというところを丸をする。この3つのことで、すぐに投票用紙をいただいて、投票ができるというふうになっておりますので、ぜひこういうことも参考にされて、もう1つは指宿市さんのほうは、1人に対して1枚のはがきが来るということで、大変ちょっと高額な投票券になってるんだなと思いましたので、それは参考にはできないと思いましたので、きょうは、このいちき串木野市の様子をご紹介して、今後頑張っていたきたいというふうに思います。

続きまして、トイレについて、子供たちの学校のトイレについて伺います。

すべての改修をしなければならないということだけではなく、私たちはこの文教厚生常任委員会で、昨年度もでしたが、先生が例え

ば、そういう足が不具合ということで改修があったり、今年度予算計上されておりました、小学校に子どもさんがちょっと障がいがあって入られるので改修をしてくださいというので、現場の調査に伺いました。そういう人たちがいる場合にだけは、必ずせざるを得ないというふうに市のほうも思っておられると思いますが、では、障がいを持った方たちは、学校には訪れないのでしょうか。教育長、伺います。

○教育長（田代宗夫君）

いえ、そういうわけではないとは思いますが、障がいのある方も、どうぞ学校に進んで出てきていただきたいとは思っております。

○1番（黒田澄子さん）

まず、PTAで保護者はたびたび来校されます。保護者が皆さん健常であるとか、例えば不具合がないということは決まっていないし、わからないと思います。また、地域に開かれた学校ということで、毎年11月には教育週間というものがそれぞれの学校で設置されて、地域の皆さんが来校されるようになっております。高齢者や障がいのある方も当然お見えになるかもしれないわけです。公的な建設物である学校にはもちろん障がい者用トイレがあるべきであると私は考えます。なぜならば、高齢者また障がいのある方はお出かけをするときに、一番気にするのは、私が入れるトイレはどこにあるかな。あそこだったら、あるから、あそこに行きましょうとか、そのように、まず特に障がい者用トイレは設置があるところ、ないところございますので、そこに行く場合、同じ買い物でもそういうところを見ていく。もしくは行く前にそういうことをちゃんと済ませて、短い時間で帰ってこなければとかいうふうに気を配っておられるわけですね。学校も開かれた学校というのであれば、そうい

う方たちがおいでになっても、どうぞっていうためには、最低限度でも、一つの学校に、一つの障がい者用トイレが設置されるべきと私は考えておりますけど、いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

確かに、おっしゃるとおりですね、どういう施設にあっても、公的な施設というのは設置する方向で進めなければいけないとは、もう認識をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、いろんな改修の機会とか、あるいはそういうことも含めながら、少しずつ状況に応じて計画をしてやっていきたいということでございます。

○1番（黒田澄子さん）

前向きな答弁をありがとうございます。今後、一度にはできないと思いますが、順次やっていっていただきたいと思っております。

それと、先ほどの教育長の報告の中で、26校中洋式トイレが25校と言われました。じゃあ、25校幾つ設置してあるのでしょうか。洋式トイレ。例えば各階に1個ずつとか、学校に1つしかないとか、25校といっても1個あってもありますということに入ると思うんですけども、どのような状況になってますでしょうか。お知らせください。

○教育総務課長（地頭所浩君）

各階それぞれに洋式トイレを設置してる学校につきましては、11校でございます。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

結局、各階にはなくて、ほかのところにあるところが14校はまだあるということですね。1個ぐらいいは設置をしてあるけれどもという状況ですね。

ある小学校の先生にお話を伺いました。小学校1年生の子供たちに対して、入学された後に、トイレの使い方のお勉強をされるそうです。その中で、先ほども言いましたように、平成に入ってもう23年、今23歳の子供た

ちは平成生まれでございます。若い男性の中にも、立って用を足すということをされない人も多いというふうに伺っています。それは家庭の中に男性用の立ってするものと普通にするものが2つ、昔は日本の家屋の中にはございましたが、今はほとんど洋式トイレが1つあるというところがほとんどの家庭で、そのようになりつつあっておりますので、立ってトイレをするという必要が余りなかったり、座ってしたほうがタイミングがよかったり、いろいろな状態で、そういう男性がふえているという現状をお知らせしております。そして、今回たまたまですけれども、私は男の子しか育てておりませんで、4人息子がいるわけですが、今回トイレのこういうことを一所懸命勉強しておりましたら、ある息子が言いました。「学校のトイレは和式トイレは要らないぐらいだ。1個あればいい。あとは洋式にしてほしい」。これが今の男子の子どもたちの声でしたが、これを聞いてどう思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

洋式トイレにすれば、不都合はないとは思いますが、私、こういう考え、それはいけないかもしれませんが、いろんなものにも多様に対応できることも必要ではないのかなど、そんなふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

多様なことに対応するのはいいのですが、先ほど言いましたように、けが等をされた子どもがおられる場合、障がい者用トイレの設置は3校ですので、あとのところでは皆お母さんたちが、そのトイレの時間になったら走ってきて、トイレの介助をしたりとか、中には、ポータブルを置かせてくださいと言われて、そういうことをされてるということも今まで聞いたりしておりますので、今後ぜひ努力をして、この洋式化に取り組んでいただきたいというふうに図られたいと思います。

最後に、火災警報器について伺います。

本市は、この設置目標を、目標値をどの辺りに置いておられますか、伺います。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

設置目標については、やはり、焼死者をなくすためには警報器をつける。これが一番の切り札と考えております。できれば100%が目指せば一番いいと思いますけれども、なかなかこの法改正の中で、義務であって、罰則とか、そういうのもなく、なかなか難しい部分もありますけれども、一応我々としては100%を目指していきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

これまで消防団の方等を、また消防職員の方等が戸別訪問をされて、この数年一所懸命に努力をされてこられてることは敬意を表したいと思います。その中で、半分ちょっとの家庭では、もう設置がされているという成果で、これをどう見るかということだと思います。まずは市民の皆様が5月31日までに設置義務があるということをどれくらい知ってもらえるというふうに想像されますでしょうか。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

市民の方が、義務化、ここあたりがどれだけわかってらっしゃるかということでございますけど、私ども消防といたしましても各年置きにずっと広報誌、また今では市長の答弁にもありましたように、防災無線、1日、1日にずっと呼びかけをしてる。この部分については皆さん耳にしていらっしゃると思っております。

○1番（黒田澄子さん）

この設置義務があるというのはわかっている方も多いと思いますが、6月までにやらなければならない。5月31日までにやらなければならないとなると、そこがちょっとぼや

けている市民もたくさんおられるように、私は回ってみて感じております。

それで、あと、先ほど、市のほうで助成もされてあるというふうに伺いました。ひとり暮らしの65歳以上の高齢者のところとかへの助成等がたくさん進んでいるというのも担当課より伺っておりますけれども、先日伺ったときに、生活保護世帯のところには、そういう助成制度はないんだということを聞いておりますが、総務省、消防局の消防庁のホームページを見ましたところ、23年度にそういったところにも交付金が出るようなことが書いてあったのですが、それは本市では使えるのでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

生活保護世帯の分の補助についてでございますが、生活保護世帯についても、問答集のほうでうたわれておりまして、価格のほうは安価な物に限るとなっていますが、住宅扶助費として見るようにというようなふうにはうたわれておりますので、現在広報と推進を図っているところであります。

○1番（黒田澄子さん）

あと、難聴者世帯の方々のところへの設置のほうはどのようになっておりますでしょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

障がい者のほうの助成ということでございますが、視覚障がいと聴覚障がいの方々を対象ではないかと想定される方が73名ほどいらっしゃると思います。ただ、この家庭につきましては、独居またはそれに準ずるような世帯というような縛りがありまして、なかなか障がい、主に、障がいの1級、2級の方に助成になるんですが、その重い方が独居またはそれに準ずる世帯というのがなかなかないんじゃないかというようなこともありまして、現在まだ申請はございません。ただ、そのような世帯が数件でもあるかというようなふう

に思われますので、今後、啓発をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

もう3月に入っております、5月31日までと期限が迫っている中で、やはり、これは形ではなくて、市民が火災に巻き込まれて亡くなっていかれるというような、そのような状況に置かないようにするために一所懸命に取り組んでいくべきことであると思うので、大事なことだと思って、今回一般質問させていただきました。まだ、今からだったら、幾らでも市民への周知の方法もあるのではないかと、私なりに考えました。

それで、ひとり暮らしの65歳以上の独居の方のところ、または先ほどもありましたように、障がい者でも同居の方のところにはそういう助成等はありませんが、助成の問題ではなくて、取り付けの問題を今回伺います。

高齢者の方、お2人の世帯のところは今のところ何も施策的にはないと思います。購入を、地元のお店で購入をしてきました。ところが天井が高くて、とっっても心配で取り付けられないという市民がいた場合は、どこに行けばそういうことの相談に乗っていただけますでしょうか。伺います。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

取り付けの問題でございますけれども、個人の電気屋さんで買われた場合は、電気屋さんのほうが責任を持って取りつけてくださるとは思っているんですけど、ホームセンターとか、そういうところで購入されて、家でまた取り付けができてない。そういう部分につきましては、先ほども申しておりますように、消防団、消防職員、全世帯を回っておりますので、そのときに設置をやっているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

今、共同共生のまちづくりを一所懸命市長がおっしゃってまして、社会福祉協議会のほうにもボランティアの要請が受ければやってくれるということもあったり、聞いております。また、福祉課の皆様もそういうことがあったら取りつけに行きますよというようなお話も聞いておりますので、少ないかもしれませんが、高所のところに取りつけることがやはり心配で困難だと言われる方の中にはおられると思います。まだ50数%ですので、40数%の皆様は設置がされていないという状況の中でございますので、その中に、そのような取りつけること自体が非常に困難だという方もずいぶんおられるのではないかと思いますので、そういうところへの広報活動を、例えば、提案でございしますが、自治会長会がまた年度が変わりましたらあると思います。また民生委員さんや声かけボランティアの方々、そして地域の消防団の方とか、育成会とか、子供会とか、いろんな方面にわたって、地域を囲みこむという思いで、つけてないところが、あなたのところだめよというやり方ではなくて、危ないからつけていきましょう。もし、とりつけが困難であれば、私だったらお手伝いできますよというような周知の仕方というのをやっていかなければ、これは100%というような、本当に本当に厳しい数字で、60%も行くのかなと心配をします。

それはもう一度戻りますが、市民の火災で亡くなるような方をなくすという国策でございしますので、市長、最後にこのことをまとめて見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

先も申し上げましたとおり、100%が本当に完璧なことであるというふうに思っております。基本的には意識づけ、やはり、こういう部分の中でございますので、ご指摘ございました取りつけを含めまして、あらゆる機

関の皆様方に今後ともお願いしていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですね。ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番、佐藤彰矩君の質問を許可します。

〔20番佐藤彰矩君登壇〕

○20番（佐藤彰矩君）

東北関東に甚大な被害をもたらした国内史上最大の地震、津波で被害を受けられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈りするものであります。

一般質問も本日で終わりとなりました。あと2人でございます。

さて、政権交代から約1年6カ月、菅内閣成立から約9カ月が経過しようとしております。衆議院選挙のとき、民主党のマニフェストを聞かれた、そして一度させてみようという国民の期待とは裏腹に、内外の問題が山積し、尖閣沖中国漁船体当たり事件、ビデオ流失事案、警視庁公安情報流出事案、北方領土問題対応、普天間移設問題等、稚拙な外交防衛政策による国益の損失、後手後手の口蹄疫対応、政治と金の問題、さらには総理大臣以下各閣僚の相次ぐ軽率で無責任な発言等及び不祥事に国民はうんざりし、政治の先は混沌としておりましたが、今回の地震、大津波で流されようとしているところではないでしょうか。

一方、地方におきましては、地方分権改革の推進に伴い、地方議会の役割と責任はますます大きくなることから、真の地方自治の現

実に向け、さらに挑戦し続けることが求められていると思います。

さて、今回質問とします熔融炉の運営と施策の問題であります。リサイクルセンターは不燃物系ごみのリサイクル施設、可燃ごみの焼却施設、焼却灰やリサイクル残渣を熔融し安定化する熔融施設、そのほか埋め立て処分地施設及びリサイクルプラザからなっております。実は先日も議会だより22号の中で文教厚生常任委員会より、熔融スラグの利用拡大の報告がなされました。その後、現場を見に行きました。現場はスラグが山積みされ、数年分だろうと思われ、雑草が生え、このままでは今後置き場もなく大変なことになるのではないかということを考えました。

そこで、2月に鹿児島市横井の北部清掃工場に鹿児島市の施設のスラグの販売推進または処理はどのような方法をされているか調査に行っていました。そこには山積みされたスラグは全然ございませんでした。

そこで、本市の事業の中で、次の点についてお尋ねいたします。

1番目としまして、熔融炉のできるスラグが現在5,000トンから6,000トン程度残留していると言われるが、スラグの利用及び販売促進について、どのような努力をしてきたか。また市発注の土木工事等で使用の相談はできないのか。山積みされている現状の置き場も限られていると思うが、今後どのような計画か。

次に、2番目の熔融事業の運営について、1番目としまして、費用対効果について、建設当時と今日では投資効果について考えや国の指導も違って来たと思うが、どのように考えているのか。

2番目としまして、作業に応じて非常に危険と言われております。全国的にも沖縄等で事故が発生しまして報道されているが、運営上問題はないかということでございます。

3番目としまして、環境的にもCO₂の発生が多く、問題視されているが、CO₂の発生について、どのように考えているのか。

4番目、実は環境省から補助金等にかかわる財産処分承認基準の運用について連絡があったと思うが、どのように対応したのか、以上お尋ねし、1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の熔融炉のできているスラグの利用及び販売促進についてというご質問で、その1でございます。

本市の熔融炉施設は平成11年に建設され、以後、年度別修繕計画等により、適正に管理され、順調に業務を運営している状況でございます。

ご質問のスラグの利用・販売促進については、市内の土木建設業者やタイル・レンガ等の製造業者へ試験的な利用を含め販売促進を図っておりますが、依然として利用されていない状況でございます。ほかの施設では、最終処分の覆土材以外にコンクリート二次製品やアスファルト混合物用骨材として有効利用している事例もありますので、各種材料等への試験利用も含め調査しているところでございます。その結果、利用可能となれば、土木工事等でも利用していただくようお願いをしていきたいと思っております。

2番目でございます。平成23年1月末現在、熔融スラグ発生量は1万977トンで、うち7,044トンを貯留しております。現況から見ますと、現在と同量程度、あと12年程度の貯留が可能であると判断しているところであります。

2番目の熔融事業の今後の運営について、その1でございます。

設備の維持管理に多額の費用がかかっているところでございますが、焼却灰のダイオキシン類の無害化対策と最終処分場の延命化に

有効とされ、溶融処理施設を導入して、その効果はあると思いますので、今後も施設保全計画に基づき経済的に維持していきたいと思っております。

2 番目でございます。

溶融炉は、温度 1,200 度以上で、焼却灰を溶かし、無害化をする設備で、定期的なレンガの交換や炉を冷却するための冷却壁の補修等を怠ると、水蒸気爆発等の事故につながる可能性があります。事故を防止し、施設を安全に効率よく運転するため、プラントメーカーの指導と補修実績をもとに設備の予防保全補修計画を作成し安全操業に努めています。

3 番目でございます。

溶融炉の形式は、バーナー式表面溶融炉で、A 重油を燃料としていますが、CO₂を発生させない熱源に変更する等の設備の改善も多額の費用を利用します。CO₂の削減は人類が安心して暮らせる地球環境を守るために最も重要なことでもありますので、可燃ごみの削減対策で使用量、燃料を減らしていく必要があると思っております。

4 番目でございます。

平成 22 年 3 月 19 日、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用」の通知が届いています。対象設備として、平成 9 年から 16 年に公募された焼却施設の灰溶融固化設備となっており、本市の施設も該当していますが、承認に必要な条件が 5 項目あり、すべて満たさないといけないとされています。

現在の溶融施設を廃止しますと、焼却灰のすべてを最終処分に埋め立て処理することとなりますが、最終処分の残存容量もあるため、焼却灰の再生処理も含めて検討すべきだと思っております。

以上で終わります。

○20 番（佐藤彰矩君）

1 回目のご答弁をいただきましたので、2 回目から順次一応質問をさせていただきます。

まずは、このスラグの溶融事業について、灰を溶融化、スラグ化する目的ですね。必要性はどういうためにスラグ化するのか、まず説明をお願いいたします。

○市民生活課長（有村芳文君）

灰を溶融スラグする目的といたしましては、まず今先ほど市長のほうから答弁がありましたが、平成 9 年から 16 年度に国庫補助を受けて焼却施設を整備する場合、灰の溶融化設備の設置を補助要件としていたことによりまして、このスラグ溶融化をしております。これでスラグの有効利用ができるということ、いいますと、事業者の販売したり、それから個人に売却したりして、利用していただくということも可能であるということでございます。

それから、灰を埋め立て処分するよりも、最終処分場のほうに処分しようとした場合に、スラグ化しますと体積が半分程度になります。それで処分場の延命化が図れるということもございます。そういうことで、このメリットとしてございます。

○20 番（佐藤彰矩君）

目的として、一応有効利用ということで、一応この事業が始まったわけでございます。そういう中で試験的利用ということで 11 年からということになりますと、もう約 10 年ぐらい、この事業がそのまま続いていたと。試験的利用の中で何か工夫はなかったのか、その経緯について質問いたします。

○市民生活課長（有村芳文君）

これにつきましては当然利用をされるということをつくりまして、現在まで来ております。これにつきましては、試験的ということにつきましては、県の土木事務所のほうにも、これまで利用の促進を図った経緯が

ございます。

平成16年度に、平成15年ですね、15年度から16年度、この辺にかけて、利用を目的といたしまして、試験的に使ってくださいということでした経緯がございます。

それから、建設業者関係にも、平成16年度ぐらいに少しずつ使っていただいたという経緯もございます。しかし、これが後々まで長続きして使われなかったということがございます。

○20番（佐藤彰矩君）

そこで、年度別のこのスラグの販売量、販売額をお示しいただきたいと思います。

○市民生活課長（有村芳文君）

13年度からスラグを販売をしようということで行ってきておりまして、22年度の途中ですけれども、2,000トンぐらいが処理されていると、利用されているということがございます。

それから、ここ最近では、処分が、利用が進んでこなかったということで、料金はいただいている部分もございますが、過去3年間19年度から21年度までが8,100円程度という収入になっております。

以上です。

○20番（佐藤彰矩君）

3年間で8,100円ということは、一応溶融事業に対するですね、投資のほうでございまして、20年度あたりから運営費、そしてまた事業の中で、工事の中で、補修、それから修繕ですね。こういうものに対する年度別の一応投資額の金額をお示しいただきたいと思います。

そして、また、できたら今後24年からあとの一応投資的なもの、年度別にわかれば、ちょっと予定的なもので結構でございますのでお示しく下さい。

○市民生活課長（有村芳文君）

はい、年度別に。平成20年度が補修費が

8,800万円、8,900万円程度、それから21年度が9,500万円程度、それから22年度が2,850万円程度になります。この平均で1年あたり7,100万円程度が補修費として支払いをされております。

それから、23年度から27年度までの今後の見込みですけれども、これは予防保全の補修計画というものをもとにいたしますと、23年度が1億2,200万円、24年度が1億6,900万円、こういうもので、27年度までの1年間あたりの平均をいたしますと1億3,000万円程度の補修額になるということで、現在予定をいたしております。

運営費のほうは、20年度が9,500万円、それから21年度が8,900万円、それから22年度が9,100万円、トータルで2億7,600万円程度です。それから1年あたりにいたしますと、9,200万円程度です。トータルをいたしますと1年あたりの平均で1億6,300万円という平均数値になっております。

それから23年度以降、27年度までの、これは人件費、補修費を除く人件費等になるんですけれども、平均1年あたり9,200万円程度が予想されますので、その辺を加味しますと、1年あたりトータルで1億8,500万円から1億9,000万円程度に毎年支払いの状況になると予定をされております。

以上です。

○20番（佐藤彰矩君）

運営費、そしてまた今後の工事について、後でちょっと質問させていただきますけれども、要はスラグの販売のほうでございまして、実は鹿児島市の場合、先だって、2月一応研修に行かせていただきましたけれども、年間50トンぐらいのスラグの購入があるということで、土木業者も人気がよくて、道路の路盤の材として、路盤材として、年間

50トンぐらい使われていると。そしてアスファルト舗装のときには大体30%ぐらい入れるように一応指導している。そしてまた協力をいただいているということでございますけれども、本市はなぜ、このような方向にできていないのか、そこをお尋ねいたします。

○市民生活課長（有村芳文君）

舗装に使ってもらいたいということで、県のほうにもお願いした経緯もございます。しかしながら、県のほうでも、スラグを使ったときの工事を試験的にやったのもございます。

そのことで、路面性試験を実施したということで、まだ若干、安定度については基準値を満足しているものの、通常のアスコン合材と比較すると劣るため、今後の研究課題であるということで、県のほうがそういう検査をした経緯がございまして、その後、まだ使用に至らなかったという経緯がございます。

○20番（佐藤彰矩君）

日置市の場合は、そのような形で、そしてまた鹿児島市の場合、そうして認められて使っているということでございます。その違いは何なのか。

○市民生活課長（有村芳文君）

さっき、今も申しましたけれども、強度が、スラグをまず使う量にもよりますけれども、例えば舗装の材料に使ったときの強度、その辺がはっきりしていないということもございます。

ですから、正式に強度が求められる、車が通るような強度を上げるような道路については、無理ではないのかということで、これまで差し控えた経緯がございます。

○20番（佐藤彰矩君）

この件について、土木課あたりが専門の業界、担当課になろうと思っておりますけれども、土木課あたりとも協議・研究会、そういうものをされているのか、された経緯があるのか、そして、その結果、どうなっているかお尋ね

いたします。

○建設課長（久保啓昭君）

市民生活課長が申されたとおり、試験的に施工された経緯がございます。平成13年度、14年度に県の土木部のほうでされておりますけれども、先ほどありましたとおり、アスコン合材のほうに20%ほど混入して使用したということでございまして、これにつきましては、施工性やコスト的には問題ないということですが、安定性に若干問題があるということで、平成15年以降はちょっと使っておられなかったということでございまして、これにつきましては、プラント工場等とまた協力しながら、使用に向けた試験施工、いろいろやっていかなければならないというふうに考えております。

○20番（佐藤彰矩君）

スラグの有効活用、そしてまたその間の長い間、10年近い見直し、研究、一応、そういうのをされて、全然効果がないというようなことございますので、非常に残念に思うわけでございます。

本市のスラグの場合、検査側、自主規格の基準、これはクリアしているのか、その辺の検査はされたのか、その辺については、どのような進め方をされたんでしょうか。

それぞれ、これの販売促進について、もう10年間ぐらい放置されていたということは、非常にこれは問題があるということで、せっかく大金を投資してこういう施設をつくり、そして年間、莫大な費用をかけながら1年間に1億8,000万円ぐらいの投資をして、その投資が全部、もうただでということですので、もう捨て金みたいな、一応、なっているわけですが、その辺について、どういう努力を今後されていくのか、今後、今までの努力、その辺について答弁をお願いします。

○市民生活課長（有村芳文君）

溶融スラグの進出につきましては、スラグ自体の分析の試験結果ということにつきましては、スラグに溶融されている溶質量、その辺の基準項目、これは毎月いたします。それから、含有量の基準項目、これは年に2回程度ですけれども、これを実施いたしております。すべて基準値以内であるという結果が出ております。

それから、これまでの取り組みですけれども、学校に校庭に持って行ってもらったり、それから、それぞれ所管のところに利用をお願いしたり、その辺はやってきております。

また、今年度は、12月にまるごとフェスタがありましたので、あそこに軽トラで運んで行って展示して、みんなに見てもらったというのもあります。

それから、市役所のほうには、今、入り口のほうにスラグを展示して、利用していただけないかというPRもいたしております。それをしたことによって、ここ最近、何十トンか利用があるという実績になっております。

今後、各支所においても、そういう展示をして、利用していただくようにしていきたいと思っております。

○20番（佐藤彰矩君）

そのようないろんな基準をクリアしながら、クリアしているということでございますので、使えば、十分使える素材であろうかという理解しているんですけども、どういうことが理由で鹿児島市は使っているということなのに、日置市が使えないというのが、どうも不可解な問題であるということを考えるわけです。

今後は、土木あたりとも研究を重ねながら、スラグの有効利用、これが有効利用っちゃうのが最初つくるときの目的なんですから、そういうような使い方というものを進めていく必要があるかという気がいたしますので、どうかそういう形で、早くあの現場が山積みされないように、市長のほうでは、11年分

ぐらいのまだ確保があるという説明でしたけれども、11年間山積みが続けるというわけにはいきませんので、早くこの問題については解決するような努力をしていただきたいという気がいたします。

それから、溶融事業の運営についてでございますけれども、要は、スラグにする前の灰の問題です。鹿児島市の研修の中で、灰のセメント工場のほうの生産の中で、灰を取るといような話があったんですけども、日置市の場合は、灰の混入のこういうセメント工場からの話はなかったのかお伺いします。

○市民生活課長（有村芳文君）

去年の3月に、国のほうから、この財産処分についての通知が届いております。それ以降に、九州管内のセメント業者、製造業者のほうから、今まで2社の方がクリーンリサイクルセンターのほうに照会ということで話をいただいております。それで今、いろいろなことについて協議をしているところでございます。

○20番（佐藤彰矩君）

灰の購入ということで、この2社あるということで、非常にありがたいことじゃないかと思えます。というのは、溶灰を処分すれば、溶融炉設置においては必要なくなるわけでございます。

ということで、今後、もうその去年の時点で、そういう話があったということであれば、もっと早くその件について、どのような協議をされたのか、どの時点でどのようなメンバーでその協議がなされたのか、そしてまた、それについての結論的なものがもう出たのか、その辺、そこについてお尋ねします。

○市民生活課長（有村芳文君）

メンバーは、市民福祉部内のほうで今、協議をしているところでございます。

その内容につきましては、日置市のリサイクルセンターは、焼却施設ができた後に溶融

施設ができております。それで、ほかの焼却場については、焼却施設と溶融施設が一体化された施設で国の補助金を使ってつくってありまして、日置市のような分離された施設を持っているというところはありません。余り数が多くありません。

それで、九州管内を見ましてもほとんどないということで、私どものほうが、スラグ化を、灰を使うという場合にそういう施設であるということで、業者のほうはいらっしゃったと思います。

そういうこともありまして、まだ調査をしないと、いきなり費用が浮くからといって話に乗っていったらどうかということもございます。

それから、その2社のほうにお話をする中で、それが灰を搬送する場合に、10年、20年、30年、日置のクリーンリサイクルセンターが使える間、灰を引き取ってもらえますかという話をしますと、長期間については何とも言えないということもございまして、即、その施設を今、とめるかということについては、これまで多額の費用を使って作りまして、それから、同じくたくさん維持費をかけてきましたという経緯もございまして、簡単にそっちのほうに切りかえるのはかなということもございまして、今、検討しているところでございます。

○20番（佐藤彰矩君）

セメント工場より灰の今、買い取りのお話、もう非常に結構な話だろうと思います。今度は、セメントの需要というものも、今回の買取、また災害においては、セメントの需要ということで、非常にいい環境になるんじゃないかというような気がいたしますので、この問題も一応、進める必要があるんじゃないかということを考えています。

そこで、実は、4番目のお話に入りますけれども、鹿児島市のほうに研修に行ったとき

に、一応、この件はどうなっているかという事で、環境省より所管の補助金等にかかわる財産処分承認の件、これが焼却施設に拡大される灰溶融固化施設の財産処分ということの処理でございます。

この件について、本市の場合は、どのような協議をされたのか。まず、説明を求めます。

○市民生活課長（有村芳文君）

財産処分につきましては、5つの条件をすべて満たす場合に承認すると、承認されるというふうになっております。

その中で1番目として、焼却飛灰の施設によって、今、処理をしているわけですが、その灰を処分する方法、例えば、焼成処理、セメント固化、それから薬剤処理、またはその他の施設で溶融処理など、適切な方法で処分または再生されることということが1番目にあります。

これについては、今、考えられるのは、セメント工場にやるわけですが、そういう処分がちゃんと見込まれる、見込まれるというか、そういう処分を考えていることということですね。

それから2番目で、焼却灰はやむを得ず埋め立て処分を行う場合は、維持管理基準に適合することということでございます。

埋め立てをする場合には、今、塩分とかそういうものを除くということで処理をいたしております。そういうことが、適正に処理されていることが条件です。

それから、廃棄物処理計画に基づいて、処分場の残余年数が15年以上確保されているということもございまして、これは、日置市の場合も、残存容量は20年程度とかいう数字が出ておりますので、これも確保されていると思います。

それから、温室効果ガスの削減に寄与するためにCO₂の削減が客観的に明確であることというふうになっております。これも、埋

め立て、焼却、灰を今、セメント化する場合にも、CO₂が出なくなるということでございまして、これも明確にされるということでございます。

それから、現在、使っている施設が不適切な状態が生じていないことということもございまして、今は適切に運営がされておりますので、これもクリアしているということで、そのようなことを今、補助を廃止する場合に、どの程度、どこがクリアできていないかと、できているかと、そういうことを含めながら検討いたしてきております。

○20番（佐藤彰矩君）

内容はそういうことなんです。私も、実は鹿児島の北部清掃工場に行ったときに、それをいただきました。そして、一応、中身の検討をしたんです。

鹿児島市が22年の4月の15日に受け付けをしております。本市がいつしたのか。そしてまた、この問題について、内部検討は部課長決裁をされたと思いますけども、部長も決裁されているのか、その辺について、まず決裁から確認させてください、どこまで決裁されているのか。

○市民生活課長（有村芳文君）

今は、部長を含めた中で協議をいたしております。まだしかし、相手業者の話の中で、まだ、はっきりと確定していない部分、例えば何年ぐらいだったら契約できるとかその辺もありまして、まだ決裁までは至っていないところです。

○20番（佐藤彰矩君）

なぜ、この問題をこうして取り上げたかといいますと、この年間1億8,000万円ぐらいの投資の金、これは単独事業で全部、国庫はないんですね。全部単独で払っている金なんです。

ということが、この溶融事業をもしやめて、その灰がセメント工場に持っていってもらえ

ば、溶融事業はやめられるんですよ、極端に言うと。

ということは、単独事業で行っている年間1億8,000万円ぐらいのお金が、財源として浮くんです。そういう大事なこの通知を恐らく日置市も、去年の4月か5月ごろでは受けているはずなんです。その受けた、この内容を内部検討、どの程度まで検討されてどういう結論、早くすれば場合によっては、ことしの23年度から対応できたかもしれない。1億8,000万円という金が浮くかもしれない、そういう事業なんです。

実は、鹿児島市の場合、このレーンが焼却溶融から可燃物の焼却からレーンが1レーンなんです。たまたま今、課長が言われたとおり、日置市の場合は、とってつけたんです、後から、ですので話されるんですよ。

鹿児島市は残念ながら、うちはこれは対応できませんと。機械の流れによって対応できませんと。でも、これは大事な問題だから、検討を今、していますと。何とか、今の流れの中でも改善はできないかというような、そういうような努力もしていると、そういうことまで考えていらっしゃるんです。

うちの場合は、離そうと思えば、機械上においては離されるんですよ。ですので、その協議をなぜ今までこの程度しかなかったのか、その辺についての認識をお示してください。

○市民福祉部長（桜井健一君）

今、佐藤議員からお話があったことにつきまして、実際に私どもが協議に入りましたが、通知を受けた後、この内容がどういう内容なのかということを県のほうに確認をしまして、今、おっしゃったようなその通知の内容というの、中身を確認をして、で、実際にセメント業者の方がリサイクルセンターのほうに、去年、おいでいただいたときに、2社来られたんですが、そのときに、いろいろ

ろ詳しい内容もお話をさせていただきまして、メリットとかデメリットとか、あるいは向こうの受け入れの条件、それから中身をどういうものであればいいのか、また、向こうに搬送する場合のトラックなどのいろんな条件等もありました。

こういうものを当然クリアしていくためには、どうすればいいかというようなところで、今、協議をしてきまして、基本的には、中身をこういう方向で進めていったほうが、先ほど佐藤議員のほうからもありましたとおり、うちはストーカー炉で最初つくって、ほかの鹿児島市など、あるいは霧島市などと違いまして、向こうは、もうずっと焼いた焼却がそのまま自動的にスラグ化していく装置になっておりますけども、日置市の場合は、そういう途中で切れておりますので、今おっしゃったように、こういうスラグをつくるために、一たん、灰をもう一つの炉に入れていくという作業があります。

で、それをしなくて済むということですので、こういうのありがたい制度が来ているということは認識しております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、これやるには、まだほかにいろいろな制約もあるというようなことで、今年度中に協議をして、来年度、間に合わなかったら、実際的に来年度中には、こういう向こうと最後の詰めをして、こういう協議をしたいということで、今、協議をしているところでございます。

で、実際に、向こうに運ぶとしたら、トラックの搬送料とか、もうそういうものが2,000万円程度は必要になってくるというような試算もしておりますので、実際に、こういう協議に入って、業者も設定していないといけないんですけども、何社かあると思います。今、2社は来ておりますけども、そういうところもして、23年度中には結論を出して、早急にしていきたいというふうに。

ただ、これも、ここにするか、あるいは、もう一つ大きな要因というのは、実際に、これをやりますと、今ある溶融炉をとめてしまいます。

で、先ほど課長が申したように、これがずっとやってくれるんだったら、非常にありがたいんですけども、例えば10年間しか受け取らないというようなことに結果としてなりますと、また、その炉を10年間使わなくて、再度、使おうとする場合は、大きな改修をかけないといけないということもいろいろありまして、そういうところも、デメリットとしても考えないといけないというようなこと等で、いろいろ協議をしている最中でございます。

ですから、そういうのも含めて、ただ最終的には、やはりこちらのほうに今後、地球環境の面とか、そういうほうからも持っていったほうが、より有利にはなるだろうということで、そういう方向で、今、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○20番（佐藤彰矩君）

この問題は、そういう財源に、本市の財源の根本にかかわるような大きな問題でございます。

そこで、この処理の中のをよく読みますと、普通の事業は補助事業でやっております。そして、こういう途中でやめますと繰り上げ返還ということで、また、国に納めなければ、残った補助金を。

でも、この中で、今さっき課長が言われたそういう問題をクリアすれば、補助金の返還はしなくていいということなんですよ。こんないい話はないですよ。

繰り上げ償還のない事業なんですよ、そういうクリアすれば。そして灰は持っていく会社がある、そして、うちの施設においては、別々に溶融施設はなされる、そしてその上、

償還はせんでもいい、こんないい話はないじゃないですか。

ですので、そういう話をなぜ早く、去年の4月ごろにもらったこういうものをもっと早く協議をし、そして真剣に取り組んでいかれなかったのかというところが問題で、今回しているんですけども、今後、市長、いろいろと財源不足の現状ということで、今回もまた地震、津波、こういうものを影響を考えると、各事業の見直し、そういうものも必要になってくるだろうと思います。

特に、23年度の補正における歳入、恐らく期待できないし、また、24年度の当初においても、交付税等の減額というのは、もう目に見えるような気がいたします。

そういう中で、こういう各事業の見直しをしながら、もっと無駄はないのか。そしてまた、削減できるところはないのか。そして、工夫できるものはないのか、そういうものを考えながら、一応、市の運営というものをする必要があると思いますけれども、一応、市長の考えをお聞きして終わります。

○市長（宮路高光君）

今、担当部長、担当課長がご説明申し上げたとおりでございまして、今、このことにつきましては、特に受け入れをするところがどうなのか、お話を聞いてみますと、まだ九州で1カ所程度しか受け入れをしていないということもお聞きをしておりますし、おっしゃいますとおり、1億8,000万円ぐらい毎年かかっております。

その中で、やはりこれはもう1回、若干改修もしなければ、このままじゃ使えないということもございまして。

それともう一つ、さっき言ったように、その相手の業者との契約をどういう形にするのか、一番ここにポイントになりますし、また、そのときに再開するとき、今の炉をまたそのまま使えるのかどうか、やはり両面をちょっ

と時間をいただきまして、そういう幅広い形の中で検討させていただき、最終的に決定をしなきゃならないというふうに思っております。

今回、このような業者の方々が来ておりますので、私ども、また執行部と業者とも十分話をし、このことをまた議会の皆様方にもご報告申し上げます、今、ご指摘ございましたとおり、節減できるところは節減しながら、やはり環境といいますか、特にこのCO₂、ダイオキシン、この環境に関することとございまして、若干、慎重にしながら、対応をやっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

昨年12月議会に続きまして、3月議会も一番最後の質問となりました。

私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る視点で、通告に従いまして質問をいたします。

1問目でございます。今回、3名の議員が質問し、市民から大変高い関心が寄せられております国保会計の現状と今後の見通しについて質問をいたします。

少子高齢化の中で、現行の社会福祉利用制度について、今、国や自治体においてさまざまな議論があるのは、皆さん、ご承知のとおりだと思います。

給付と負担の問題も、今、真剣に考えていくべきであると思います。そういう視点で一部重複する質問があったかもしれませんが、3点について質問をいたします。

1点目でございます。さきの2月全員協議会で説明があり、資料もいただきましたが、日置市の国保会計について、市長自身、どの

ように認識をされているのか。

2 点目でございます。国保世帯の自営業、専業主婦、子供 2 名、固定資産税 1 0 0 万円のモデルで、所得が 4 人家族のモデルの場合、所得が 1 0 0 万円、2 0 0 万円、3 0 0 万円、4 0 0 万円の場合の本市の国民健康保険税額は幾らでありますか。

3 点目でございます。国保会計が大変厳しい中、国民健康保険税の税率引き上げが計画されております。見解はどうであるのでしょうか。

2 問目でございます。国保税が高い最大の要因は、本市の 1 人当たりの医療費の高さが起因していると言われております。医療費削減への取り組みの状況と市民の健康づくりについて、以下の点で 4 点質問いたします。

①、健康づくりのための各種検診の受診率向上、健康づくりの参加者増への課題は何でしょうか。

2 点目でございます。健康づくりのために、各種検診の各地域、地区公民館ごとの受診率の状況はどうか。

3 点目でございます。国が 3 0 % を目標としております、ジェネリック医薬品の日置市の利用状況はどうでしょうか。

4 点目でございます。元気な高齢者をつくるため、4 地域の温泉施設を活用した「温泉活用健康教室」の事業を実施すべきではないかと思っております。

3 問目の質問をいたします。現在、市議会の中でも議論されております、日置市診療所・青松園の指定管理について、以下の 3 点で質問をいたします。

1 点目です。在り方検討委員会で示された方針にのっとり、財政的な問題、医師確保の問題等で、2 施設の指定管理による民営化が検討されている現状をどのように認識されているのでしょうか。

2 点目でございます。利用する市民にとって

は、どのようなメリット・デメリットが考えるのでしょうか。

3 点目でございます。市民病院・青松園には正規職員、嘱託、臨時職員が数多く働いております。これまで雇用については、本人の希望を尊重しながら、正規職員について配置転換を考えるとという答弁もありましたが、正規職員については、希望があれば継続雇用させたいという答弁もいただきました。

指定管理が進む中で、今後、どのように考えていくのかお尋ねいたしまして、3 点について質問をしたいと思います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の国保会計の現状と今後の見通しについてというご質問でございます。その 1 で、本市の国保会計の現状につきましては、被保険者の平均年齢が 5 3 . 3 歳と高く、平成 2 1 年度の 1 人当たりの医療費は 3 9 万 9 , 3 4 7 円と、県内でも上位に位置しております。

また、所得が 1 0 0 万円未満の世帯が全体の 6 割以上を占めており、国保税の軽減世帯も 5 3 % と、全国平均の 4 0 % より 1 0 % 以上高い状況でございます。

被保険者数につきましては、年間 3 0 0 人程度の減少傾向にございますが、1 人当たりの医療費の伸び率が、毎年 3 % 程度上昇するなど、医療費の増加に歯どめがかからない状況でございます。

また、国保基金も本年度繰り入れを行いますと、残り 6 , 6 2 4 万円程度となり、収支両面にわたり非常に厳しい状況に追い込まれております。

今後も、高齢化の進展や経済状況の低迷による国保税収入の減少など、国保会計を取り巻く環境は大変厳しい状況が続くものと認識しているところでございます。

その 2 でございます。自営業の国保世帯の

モデルの税額試算でございますが、所得が100万円世帯の場合で、年間税額は20万3,000円、所得が200万円世帯の場合では、年額の税額が37万9,000円となり、所得が300万円世帯では、年間の税額は48万6,000円となります。

3番目でございます。被保険者の皆様方の負担増となります国保税率の引き上げは、大変心苦しいことと思っております。医療費が増加する中で、歳入不足を補うためには、やむを得ない改正とご理解いただきたいと存じます。

また、一般会計からの繰り入れにつきましても、国民健康保険事業が国民皆保険制度の根幹をなす制度であることや、定年後の市民の受け皿となっていること、また、高齢者や低所得者が多く、脆弱な財政基盤という構造的な問題がございますことから、一般会計からの支援が必要であると判断しております。

被保険者の皆様方、市民の皆様方にもご負担をおかけしますが、改正の趣旨を丁寧に説明し、ご理解を賜りたいと思っております。

2番目の医療費削減の取り組み状況と健康づくりということで、その1でございますけど、検診未受診の理由といたしましては、「通院中だから受診する必要がない」、「時間の都合がつかない」、「元気で健康だから受ける必要がない」というのが一番大きな理由と思っております。

また、受診動向につきましても、働き盛りの40歳、50歳代の男性の受診率が60歳以降の受診率を大幅に下回っておりますことから、40歳、50歳代の受診率をいかに引き上げるかが、大きな課題となるところでございます。

今後も、時間の都合がつかない方には、土曜・日曜日検診の案内と、健康な方には健康教育の推進により、検診の必要性について改めて認識していただくなどの取り組みを進め

ながら、受診率の向上に努めてまいりたいと存じます。

健康づくり教室につきましては、妊婦検診を初め高齢者の方々まで、それぞれの対象者、年齢の応じた教室を開催しているところでございます。

特に、高齢者の方を対象に開催いたします教室が複数でございますが、参加されます方々が固定化する傾向にありますので、参加されていない対象者の方をいかに教室まで案内するかが、課題となっているところでございます。

2番目でございます。国民健康保険における特定健診の受診率でございますが、平成21年度で申し上げますと、日置市全体で21.1%と前年度と比較いたしまして9.7%上昇しております。

また、地域別では、東市来地域が20.5%、伊集院地域が24.0%、日吉地域が20.3%、吹上地域が22.4%でございます。

地区公民館ごとの状況でございますが、30%台が2地区、20%台が18地区、10%台が5地区、10%以下地区が1地区となり、最高は、飯牟礼地区と平鹿倉地区の30.6%でございます。

平成22年度につきましては、まだ年度途中でございますので集計はしておりませんが、市全体で25%程度になる見込みでございます。

3番目でございます。本市におきまして、ジェネリック医薬品の使用の促進策といたしまして、希望カードの配付と、また、本年度から、これまで医薬品とジェネリック医薬品を使用した場合との差額通知を行っております。その結果、平成22年12月現在の本市のジェネリック医薬品の数量ベースの利用率は27.4%と、国の8月現在の利用率22.2%を5.2%上回っております。

4番目でございます。市内には温泉を活用した健康づくり施設といたしまして、B&G東市来海洋センター、健康づくり複合施設やすいん、ゆーぷる吹上がございますが、B&G東市来海洋センターやゆーぷる吹上におきましては、関節痛改善のための教室や水中ウォーキング教室が開催されております。

ゆすいんにつきましては、温水プールの施設がございませんので、施設内では、マシン等を活用した貯筋講座を高齢者の方々を対象として実施しております。

日吉地域には、老人福祉センター内に歩行浴がございますが、毎日、十数名の利用者があるようでございます。

このようなことから、高齢者の介護予防教室のときに、市内のこれらの教室等の紹介をいたしております。

ご質問の温泉活用健康教室につきましては、既存のこれらの教室がございますので、市民の皆様方に一層のご周知を努めながら、活用を図ってまいりたいと思っております。

3番目の日置市診療所、青松園の指定管理者についてというその1でございます。

平成18年度設置した病院事業在り方検討委員会において、有床の診療にした場合の収支見込みについては、約2,000万円弱の赤字が見込まれる見通しを示しましたが、平成22年度は、医師の退職に伴う入院患者等の抑制などにより、診療収入の見込みが悪化し、決算見込みの収益も大幅に減少が見込まれ、また、23年度以降にも悪化していると思われま

す。また、全国的な勤務医師の不足状況も、今後も続くものと考えております。

診療所及び青松園とも、それぞれの在り方検討委員会の答申を踏まえ、両施設を同時に民間移譲していく上では、当初から一体的な経営形態となることが最良と考えております。

国の逼迫した医療・介護保険財政を考えま

すと、今後の報酬改定を含め、両制度を一体化した見直しが進められることが予想されることから、両施設の共通性が認められ、1つの指定管理者が行えば、効率的かつ効果的な管理が可能であるとともに、多様なニーズに対応できるサービス提供が期待できると考えております。

2番目でございます。介護と医療の連携における多種多様なサービス提供が可能となり、また、民間手法によるサービス向上や地域における医療の継続が確保され、患者ニーズに大したサービスを受けることができると考えております。

医師の確保についても、指定管理者が責任を持って行うことになり、今後も、地域における医療の確保を目指していくことで、地域住民の皆様方に安心して医療提供ができると考えております。

デメリットといたしましては、職員の処遇問題や指定管理者を受けてくれる医療機関があるかどうか、まだ、不透明なところもあります。

3番目でございます。職員及び臨時職員については、現在の仕事を希望するには、指定管理者募集要項に継続雇用についての公募の条件としたいと考えております。

職員が希望しない場合は、原則、雇用の確保という観点から配置転換等を行っていきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時15分といたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（坂口洋之君）

先ほど、市長が3点についてご説明をいただきました。答弁に従って再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの国保の現状については、国保の平均年齢が53歳、そして医療費についても県内上位に位置していると。53%が軽減世帯であり、国保基金も大変厳しい状況というそういったご説明をいただきました。

私も、国民健康保険税世帯でございます。家族3人ですが、この国保税の負担については非常に重く重税感を感じているところでございます。

この国保の問題については、少子高齢化が進む中で、厳しい財政状況の中で、避けては通れない問題だと感じております。

市長自身も、今後、国保の税率負担が進む中においては、市民の皆様方からさまざまなご意見、時にはご批判もいただくのではないかと感じております。そういった点で再質問をさせていただきます。

景気が低迷して、デフレ経済も進んでおります。今回の大災害によって、今後、私たちの生活にも、税の負担、またいろんな面で負担がどんどんふえるのではないかと感じております。

先ほど、市民が安心して暮らせる生活状況が悪化しているというそういったこともございます。

まず、市長自身、今回の災害も含めて市民生活の現状をまずどのように認識させているのか。また、円高が進む中において、特に国保世帯と言われる自営業の方々の生活が今後、厳しくなるのではないかと私は心配しておりますが、その点についてのご見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今のご質問の中におきまして、この私ども本市におきましても、特に雇用の問題を含めまして、大変厳しい環境下でありますし、特

に、自営業の皆様方も、この消費の停滞ということを含めまして、大変いろいろと厳しい状況であられるというふうに思っております。

特に今、ご指摘のとおり、国保税、住民税、固定資産とあるわけでございますけど、その圧迫感を感じておるのが国保税であるというふうに、私、自分自身も認識しております。

そのような中におきまして、やはり先ほど申し上げましたとおり、私ども行政としては、この健全な国保のあり方という、健全財政、やはりこのこともきちっとしていかなければならないと、いつも考えておきまして、基本的には、そういう国保税等が安いほうが、市民にとっては一番いいという部分はわかっておりますけど、この問題につきましましては、今までもお話申し上げましたとおり、国の負担率を含め、いろんなものがのしかかって、このような重圧感の財政運営をされているということでございますので、市民の皆様方にも、税の額もですけど、また、医療費の問題を含めまして、やはり説明責任といえますか、これを果たしていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

私も、市民の方にいろんなご意見をいただきました。景気が厳しくて、国民の負担が大変今後、予想される中で、今回の負担について、おかしいというそういった意見もありました。

また、少子化が進む中で、これからの社会を考えた場合には、被保険者も一定程度の負担も考えないといけないというそういった意見もございました。

中には、伊集院駅の北口整備に11億5,000万円かける一方で、一方では、市民の皆さんに対して一定の負担をお願いするというので、本来ならば、一般会計と国保会計というのは切り離さなければならないん

ですけれども、市民にとっては、一般会計も特別会計も、余り認識がございません。

そういった意味で、お金の使い道について、やはり疑問の声も多少上がっております。そういった声について市長はどう説明したいと、説明なさると思われますか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、市民にとって特別会計、一般会計、こういうことは、やはりこういう行政とか議員さんとか、そういう方々に携わった方でないとわかりにくいと。やはり、いろんなことが行政が仕事をしておりますので、国庫補助金が幾らとか、何が幾らとか、起債をどこ借りたとか、そういう本当に細かいことはわからない。

やはり今、現実的に、今、どういう部分であるのか。その中におきまして、いろいろなご批判をいただく、これは私どもは、このことは当然として受けとめて、今後、いかなければなりません。

やはりそのためには、きちっとした今後におきまして、私ども、そういう説明をする以外しか、何も手だてがないというふうに思っておりますので、丁寧な説明を今後ともし続けていかなきゃならないと思っております。

○7番（坂口洋之君）

元来、国保の基金は、月額医療費の3カ月分であります。日置市で例えますと、約10億円強の国保基金が必要とされておりますけれども、日置市の現状を最終的にはわかりませんが、6,000万円程度しか基金がないというそういった状況でございます。

日置市の国保の財政状況をまず信号で例えますと、黄色信号と理解していいのか、やはり赤信号と理解していいのか、その点をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほど来、すごい厳しいと申し上げており

ますので、今回、こういう税率を上げるということにおいては、やはり赤信号といいますか、緊迫した形でありますから上げていかなきゃ、上げざるを得ない。そういうやはり危機管理を持ちながらということでございますので、黄か赤といえ、赤のほうが本当に強いというふうに認識しております。

○7番（坂口洋之君）

国保世帯の年齢構成を見ますと、55歳から60歳の方の人数の方が非常に多くなりまして、当然、少子化が進むにわたって、逆ピラミッド型の世帯構成になっております。

今の日本の医療費が34兆円と言われております。そして、2025年には、日本の医療費が80兆円とも言われております。

そういった中で、日置市においても、2025年がピークと予想されますけれども、今後、医療費が今後も伸び続ける中、長期的な負担と給付の関係について、日置市としてどのように分析されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、2025年、約15年近くありますけど、今、逆ピラミッドがまたなお進んでいくというふうに思っております。

そのような中におきまして、やはり今後ともこの生産性の年齢構造というのが少なくなる、また、そういう負担をしていただける方が少なくなってくる、これはもう予測の中でもわかっていることでございます。

その中におきまして、特に医療費を含めた抑制をどういうふうにしてみんなですていくのか。やはり相互でこのことは総参加といいますか、みんなが国保、国保だけじゃなく社会保険、共済保険とありますけど、そういう全体的にしていかなければならない。

今、ちょっと国保がきつうございますけど、今後、恐らく社会保険、共済保険、同じよう

な道をたどっていくことは、もう間違いございませんので、やはりここあたりにつきます抜本的ないろいろと社会保障制度の問題で、改革の中で、このことは国においても論議をしてほしいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

これまで、3名の議員がこの国保の問題についても質問いたしました。

また、さきの文教厚生委員会の中でも、具体的に自治体として国にどういった形で要望を上げているということをお尋ねいたしましたら、さまざまな形で国に要望を上げているということで、自治体としても、それなりに取り組んでいることについては評価しております。

国民健康保険税の問題は、私たち日置市だけの問題ではございません。当然、各自治体においても、課題や問題点があると思います。

市長も、市長会等で、国保の国への負担軽減について要望書等も出されているというの、私も理解しております。

市長会の中でも、この国保の問題について、さまざまな意見や考え方があると思いますけれども、そこら辺の状況についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今、論議されておるのが、税と社会保障という1つの国改革論議の中で論争されているものの1つでございますし、また、この国保を取り上げてみましても、やはり国保負担の問題、それと広域化、今までそれぞれ市町村単位でやっておりました。

こういういろんな論議が渦巻いておまして、まだ、最終的な結論というのは出ておりませんが、やはり今から先を含めて、どの市町村も、この国保の会計につきましては、大変頭の痛い財政運営をしていかなきゃ、今までのこの制度設計の中でいきますと、大変大きな財政運営を敷いていかなければなら

いというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

国保財政についても、やはりいろんな論議も出されておりますし、また、国保引き下げの陳情等も、各地区で出されてきているようでございます。

霧島市も、いちき串木野市も、たしか市長の公約で国保税の引き下げが決まったのではないかなと思っております。引き下げても、持続可能であればいいんですけども、国保財政が厳しくなれば、また、さらなる負担をしなければならないということで、各自治体も、市長も、非常に頭を悩ませているのではないかと思っているところでございます。

次の質問にいたします。国保税は、被保険者で運営されております。一般会計からの繰り入れは、市民全体から適正ないという意見もございます。全国の7割の自治体が国保会計の赤字を埋めるために、年間2,600億円を一般会計に繰り入れております。

現行の国保の世帯構成、職業構成、所得の構造では、年間所得が160万円程度の中では、被保険者の負担が大きい。健康増進づくりの強化という観点でも、私は一定程度の繰り入れは必要であると感じております。

今回、一般会計からの繰り入れについては、部長会等でも活発な議論があったと、今、お聞きしております。市長自身は、この一般会計の繰り入れについては、非常に慎重であったということもお聞きしております。そこら辺の考え方をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

だれがどう言ったのか、私が慎重じゃったとか、それは別といたしまして、基本的に、この国保の中におきましてはやはり特別会計ということで、今までもどうにかそれぞれの中でやってまいりました。そういう部長会の中がどういうふうにしてお耳にいったかようわかりませんが、私が慎重じゃったという

部分じゃなく、やはりこの現状というのをきちっとみんな考えてほしいという部分で、いろいろと論議もさせていただきました。

その中で、やはり市民の皆様方の目線を見たときに、今回のこの今、6,000万円程度ということでございますけども、この数字は若干本当に今までお話したとおりに変わってきますけど、やはり急激な増というのは、今でも増という部分を持っておりますので、そのためには一般会計のほうも苦しゅうございますけど、少しでも埋めてやって、快くじゃないんですけど、そういう気持ちを私ども行政もそういう努力をしている、また、市民の方々の国保をしている方々にも、そういう気持ちの中で納めをしていただける。

そういう形の中で、今後の部分につきましては、入れる方向と会計、一般会計から入れる方向は方向でございますけど、また、どれだけ金額を入れていったほうがいいのか、これはまた最終的な数字の中で決めていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

一般会計の繰り入れについては、県内の状況を見ますと、3分の2程度の自治体が繰り入れをしていたのではないかと、私も認識しておりますけれども、一般会計からの繰り入れについて、どの程度が範囲と市長自身は考えているのか、金額が、金額的には難しければ、そこら辺についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さきの話もございますけども、これを恒久的に入れていくのか一時的なのか、ここあたりも、それぞれ単年度収支を見ていかなきゃならないというふうに思っております。

そういう中におきまして、今の現段階で幾らと言えることは、さきも言いましたように、ある程度、数字が出てきて、それをやはり上げる分と一般会計で入れていく、両面の中で見ていかなければ、日置市民みんなが国保会

計じゃないという部分もございますので、ここあたりは、そういうバランスというのがあるというふうに、私自身自身は思っておりますので、また、いろんな皆様方ともご相談しながら、そこあたりの部分は検討させていただきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

今から具体的な数字的な面は、当然、検討されていくと思われま

す。これまで、市長も国に国民健康国保税の国保負担の国からの繰り入れについて、要望等も一生懸命されていると思われま

す。毎日新聞の3月2日の新聞記事を見つけました。厚生労働省も、税と社会の一体改革で、市町村の国保の低所得者対策に公費を投入することについて検討に入ったという記事がございました。

国保加入者は所得が低い高齢者や無職が多く、市町村の一般会計からの拠出では、低所得者の負担を軽減している。しかし、国保会計の厳しい状況を安定するねらいとのことである。

今回の災害を含めて、財源という大きな課題もありますけれども、今回、厚生労働省のこの動きについての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この問題は、さっき話ございましたように、税と社会保障、この一体化の中で、そういう話があるというのは新聞報道でも存じ上げております。

一般会計からの中に入れての中におきましては、厚生労働省はそのような見解、総務省は一般会計からはあんまり入れるなど、今、両面がありますけど、このように、やはり低所得者の皆様方が多い国保会計でございますので、さっきも申し上げましたとおり、一般会計から入れるにいたしましても、慎重にいろいろ論議した中で私は入れていくべきである

というふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

今後とも、ぜひ国保の負担についても厳しい財源ということは、皆、承知ですけれども、やはり強く自治体の長として訴え続けていただきたいなと思っております。

今回の負担増が国保の年齢構成を含めた現状の国保会計に長期的に見ても、解決するとは私は思っておりません。

将来的には、今の国保会計を1つの自治体で運営することについて、私自身は限界を感じております。

先ほど広域化についても説明がありますけれども、今後、持続可能な制度についてどうあるべきなのか、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、この国保の場合、ことしの医療審議会といいますか、24年度から、この医療費の部分がどうなるのか、やはり私はどうもまだその見通しもまだ立たないわけでございますけど、基本的には増になっていく方向であるということは、もうわかっております。

そのような中におきまして、やはり安定的にしていくにはどうしていくべきなのか、ここあたりも十分熟慮した中で進めていかなければならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

国保の問題は非常に難しい問題だと思っております。私たち自身も負担については限界を感じながらも、将来的に見たときも、やはり議員もですし行政もですし、住民自身も、やはりしっかりした形で考えていく必要があるのではないかと思っております。

当然、並行していくのは医療費抑制でございます。2点目の医療費の抑制について質問をしたいと思っております。

私も、日置市議会に入りまして、現在、文

教厚生委員会に所属しております。前の委員会も、環境福祉ということで、福祉に関する委員会に4年間入りまして勉強させていただきまして、財源の問題、また、給付の問題についても、さまざまな課題があるとつくづく感じていると思います。

医療費を抑制する観点から、これから質問をしてまいりたいと思っております。

議長に許可を得まして、資料を市長に配付をさせていただきました。そういったことも含めて、並行して質問してまいりたいと思っております。

市長も一市民でございます。健康づくりについては、大変留意されているということもお聞きしております。市長自身、まず、健康診断等は十分しっかりされているのか。また、健康についてどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

年に1回は、人間ドックに行かされてもらっております。今の体型から見れば、若干メタボのほうに入るかというふうに思っております。

ほかのところにつきましては、今のところ、何も異常という部分はいただいておりませんので、やはり皆様方も含めまして、この健康維持をどうしていくのか、これはあんましお医者さんに行きたくないとか、いろんな部分はあるというふうに思っておりますけど、もう自己管理といいますか、自己管理をしていく以外しか、1つの健康管理、それから私ども行政で勧めるわけなんですけど、最終的には、自己管理をどうしていくかということが、一番大事なことであるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

私も、こういった体型でありますので、ここ最近では、自宅から必ず歩いて市役所に行くことに心がけているところでございます。

市長のもとには、日置市の各種がん検診の受診状況の推移についてお渡しをしております。お目通しになったと思いますけれども、なかなかがん検診、がんで亡くなる割合が非常に高いと言われておりますけれども、その一方で、がんの受診率がなかなか上がらないというそういった現状があります。

多くの市民が、国保税は高いとよく言います。しかし、市民一人一人よく見ますと、各種検診とか健康教室に関しては、時間がないから行かない、忙しいから行かない、元気だから行かないというので、そういった医療費を少しでも抑制するという観点については、なかなか意識が低いということを私自身も痛感しております。

市長、この日置市のがん検診の受診状況を見て、率直なご感想をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、がん検診、胃がん、大腸がん、それぞれあるわけがございますけど、高いほうじゃないというふうに思っております。

この中でも、さっきも言いましたように、ちょっと私どもは、これは検診でしている率でございます、ほかには自分たちで行っている方もたくさんいらっしゃるのかなと、その数字は若干持っておりませんので、本当に日置市市民のほうが、この推移で動いているかどうかというの、ちょっとわからないわけがございますけど、今、データをもらっている中においては、低い形の中で推移をしているというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

通院されている方もいらっしゃいますし、場合によっては、別なところで受けられている方もいらっしゃいます。分母を差し引きしますと、当然、受診率は上がっているところでございます。

次の質問にまいります。平成22年度の健康意向調査回収率の調査票の伊集院地区の調

査票を市長のもとに配付をさせていただいております。

自治体によっても、かなり回収率に差があります。まず、そのことについてどのように思われるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回は、健康推進の皆様方にもお願いしながら、このことにつきまして回収もさせていただきまされたけど、それぞれ地区におきまして差異があるというふうに認識もしております。

○7番（坂口洋之君）

市長と同じ私は朝日ヶ丘の自治会でございます。朝日ヶ丘自治会の22年度の回収率が63%であります。お隣の猪鹿倉は49%ということで、この健康意向調査の調査票も2人に1人が提出していないというそういった状況でございます。

行政としては当然、自治会に要請してあると思います。自治会は、班長にお願いをしておりますけれども、班長も、声をかけながら回収される方もいらっしゃるし、そのまま、その方にポストにぽんと入れて、なかなかそれ以降のフォローをされていないというそういった状況であります。

今週の朝日ヶ丘自治会の回覧板にも、保健推進員3名の連名で、日置市の医療費が高いと。少しでも抑制するために、検診意向調査票をぜひ出してほしいという、そういった文書も配付されていたと思いますけれども、今、この意向調査については回収されていると思っておりますけれども、23年度の意向調査について、回収率アップに向けて、自治体、自治会、保健推進員、回収率アップについてどのように努力されているのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（大園俊昭君）

23年度の回収率アップに向けての取り組みということでございますけれども、現在、日置市におきましては、回収率100%を目

指しまして取り組みを進めております。

その中で、自治会長さん、あるいは保健推進員さんを中心にいたしましてお願いをしているところがございますけれども、2月には、保健推進員さんの各地域ごとの研修会を開催いたしましたので、その席で研修を行いまして、回収率を100%を目指すということでお願いをいたしております。

また、自治会長会につきましては、2月に伊集院地域と日吉地域で自治会長会が開催されましたので、その席でお願いをいたしているところがございます。また、他の地域につきましては、文書でお願いをいたしております。

また、防災無線によりまして、市民皆様に対しまして、提出方を呼びかけをいたしたところがございます。

○7番（坂口洋之君）

調査票を見ても、大きな自治会の妙円寺でも、回収率が40%から50%のところありますけれども、妙円寺5区に関しては92%ということで、非常に積極的な回収状況もありますので、そういった自治会の取り組み状況を参考にしながら、回収率アップに向けて、ちょうど3月の25日までというふうに我が自治会では掲載されておりますので、ぜひ努力をしていただきたいなと思います。

特定健診について質問をいたします。

21年度が21.8%、22年度は現行では25%ではないかと思っております。25年度までに、本市のメタボ検診の受診率が65%を超えないと、後期高齢者医療制度の支援金が10%上乘せされるというペナルティーがございます。そうさせないために、メタボ健診の受診率の向上は、喫緊の課題であると私は感じております。

メタボ健診、太っている人だけ受ければいいというそういったイメージがあります。特定健診の目的について、市民は正しく認識さ

れていると思われませんか、その点についてお尋ねいたします。

○健康保険課長（大園俊昭君）

まず、特定健診でございますけれども、特定健診の意義と申しますと、肥満を伴う高血圧、高脂血症などを早期に発見し、生活習慣を改善することで、将来の脳卒中、心臓病、糖尿病などの発症を予防し、膨らみ続ける医療費の抑制につなげるというような趣旨がございます。

ご指摘のように、太っている人だけが受けるよというような解釈をされて、受診を控えているという方の声は聞いておりませんが、中には、元気だから受けないというような方が、かなりの割合でいらっしゃいます。

このことは、特定健診が病気の予防のための健診であるということを正しく認識されていないというふうに考えておりますので、知識の啓発に一層進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

私も今回、特定健診の質問をしたんですけれども、それまでは、どちらか余り勉強をしなかったんですけれども、今回、質問をすることによって、非常にこの特定健診の重要性について認識を高めたところでございます。

先ほど説明の中で、特定健診の地区公民別の受診率の説明があったと思います。最高は飯牟礼地区の30.6%、最低は扇尾地区の8.2%という数字でありますけれども、この特定健診、高血圧、糖尿病、心臓病は対象外ということで、ただ、この数字だけ見ると非常にわかりづらいですので、再度、この細かい分析についてご説明を願いたいと思います。

○健康保険課長（大園俊昭君）

受診率等についての細かい分析というのはいたしておりませんが、特段、都市部とあと山間部とでの差というのは、ないよう

でございます。

また、受診率の低い地域につきましては、病院に通院しているというような事情で特定健診の受診を控えている点が多いようでございます。

また、一般的にメタボリックシンドロームの予備軍につきましては、40代、あるいは50代の方が多いというような状況でございます。

その中でも、本市におきましては、特に40代、50代の男性が、同じ年代の女性等から見ますと、かなり受診率が低いというような状況でございます。

このようなことから、本年度におきましては、それぞれの地域におきまして、特に特定健診の受診率の低い地域ということで、地区公民館におきましての健康づくり講演会ということで、地元の医師の方をお招きいたしまして、講演会を開催いたしたところでございます。

○7番（坂口洋之君）

行政のほうも、それなりに努力をされていると思いますけれども、今回、特定健診の細かい数字については、私も検証をいたしますと、平成20年の段階で、平成20年から、この特定健診が始まったんですけれども、平成20年度の日置市の受診率は、県内の自治体で最下位となる11.4%だったと思うんですけれども、その最下位になったま原因はどうか、原因は何だったのか。そしてその後、日置市としてどのように生かされたのか、その点についてお尋ねいたします。

○健康保険課長（大園俊昭君）

まず、平成20年度に受診率が低かった原因ということでございますけれども、21年度に本市が実施いたしましたアンケート調査では、特定健診をしらなかったという方が、111人中34人ということで31%を占めておりました。このことから、制度の周知不

足があったのかなというふうに考えております。

またもう一つは、特定健診の対象者についてとしては、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者全員が対象となっているところでございますけれども、20年度に実施いたしました段階で、医師会の先生方と話し合いを行いまして、そこの中では、予防のための健診ということで、現在、治療中の方につきましては、健診はどうなるのかというようなご意見もいただいたところでございます。

そのようなことから、治療中の方について健診の対象者から除いたということも、1つの要因というふうに考えているところでございます。

また、今後の取り組みということでございますけれども、現在は、医師会の協力のもとに、個別健診とか、あるいは情報提供もいただいております。平成21年度につきましては、先ほどございましたように、10%近く上昇もいたしているところでございます。

また、今年度につきましても、特定健診につきましては、個別健診とあと集団健診の二本立てで実施いたしまして、先ほど答弁もありましたけれども、25%ということで、前年度に対しまして4%ほど受診率を向上しているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

特定健診の受診率向上に向けて、メタボ対策の目標値が広報紙にも掲載されております。

特定健診の受診率が65%、メタボ該当者の特定健診率45%以上、メタボ該当者を10%減らすことが示されております。ペナルティーがないように、特定健診の受診率65%を絶対達成しなければならないと私は感じております。

25年度に向けての課題について2点ほどお聞きいたします。

25年度に向けて、住民意識の向上へ具体

的にどのように取り組む考えなのか。また、各種検診意向調査にも、先ほど述べられましたけれども、自治体によってかなり回収率も差があったようでございますが、自治会、保健推進員にどのように協力を求め、この目標達成に向けて、市として今後、努力されるのか、その2点についてお尋ねいたします。

○健康保険課長（大園俊昭君）

まず初めの23年度は、住民意識の向上についてどのように取り組むかということでございますけれども、特定健診につきましては、20年度から始まりまして23年度が4年目ということでございます。

その中で、一番の課題となっておりますのが、未受診者の問題でございます。そのためには、何のための健診かということを繰り返し繰り返し訴えることによりまして、住民意識を変えていくということが必要じゃないかというふうに考えております。

具体的には、未受診者の方につきましては、看護師が訪問を行いまして受診の勧奨を行っておりますが、23年度につきましても引き続き実施したいというふうに考えております。

また、各地域ごとにも、地区とかあるいは自治会等より職員が出向きまして、疾病予防の重要性を説明し、自覚症状のない名前、特に生活習慣病についての関心持ち、自己防衛を努めるように啓発をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、2点目の回収率のアップということでございますけれども、意向調書の回収につきましては、平成21年度、22年度、それぞれ自治会長さんとか、あるいは保健推進員さんのほうのご尽力をいただきまして、回収を行っているところでございますけれども、23年を過ぎても引き続きお願いをいたしまして、市民の皆さんが意向調書については、必ず提出するというふうな意識を植えていただくようお願いをいたしているところでござ

います。

また、自治会の中には、自分でチラシをつくりまして、啓発に努めているというところもございますので、市といたしましても、そういったチラシをつくる際の内容の検討など、手助けをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

自治会も独自のチラシをつくって、独自に啓発もされているようでございます。行政だけが頑張っても、やはり住民が意識を高めないと、この特定健診の受診率の向上には、なかなかつながらないと思っております。

健康増進課も、いつも夜遅くまで残って、非常に日常的な仕事を努力されていると思いますけれども、やはり市長にお尋ねいたしますけれども、25年度の65%に向けて、人員配置を含めて積極的に市としても取り組むべきじゃないかと思っておりますけれども、この目標に向けて、市長の考えと決意をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ただいま25%までということで、大変65%というのは大きなハードルであるというふうに認識しております。

若干、さっきも申し上げましたように、分母のとり方を含めて、このパーセントの中でも若干違うのかなという部分がございますけど、やはり65%というのは大変大きなPRと市民意識を持っていただかなきゃならない。

特に、この65%のペナルティーの中におきましてどれぐらい減額されるのか、ここあたりも十分私どもも、まだ今から調査をしなければならぬと思っております。

基本的には、今、お話をいたしましたとおり、保健師、いろんなのをふやしてPRをすべきだという部分がございますけど、今のところ、やはり現状の中でどれだけできるのか、たくさんふやしたから、率が上がるとか、それが

相乗効果が出ないことはないかもしれませんが、ここあたりは十分熟慮した中で配置をしていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

特定健診についても、やはり全国的にも、非常に厳しい数字が上がっているということで、各自治体もいろんな工夫をされているようでございます。きょうは時間がありませんので述べませんが、今後とも、目標達成に向けて全力で取り組んでいくべきだと思っております。

ジェネリック医薬品についてお尋ねいたします。

日置市のジェネリック医薬品の利用率が、先ほどの説明で28.4%だったと思っております。日置市の1年間の医療費が36億円だったと思っておりますけれども、そのうち医薬品の金額はまず幾らであって、そしてジェネリック医薬品を使ったことによって、どの程度軽減されたのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（大園俊昭君）

まず、日置市の医薬品の使用状況ということでございますけれども、年間につきましては約4億5,000万円程度というふうに考えております。

また、ジェネリック医薬品を使用した場合の効果ということでございますけれども、現在、数量ベースにおきましては、先ほどございましたように28.4%ということでございますが、これを金額ベースで見ますと11.7%ということでございまして、金額では、約250万円の節減があったというふうに思われているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

28.4%で250万円だという答弁でございました。

日置市の本市の設置医療機関であります日置市診療所のジェネリックの利用状況と、日置市診療所としてジェネリック医薬品につい

て基本的な考え方をご説明願いたいと思います。

○日置市診療所事務長（平地純弘君）

日置市診療所におきますジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品について使用状況についてでございますが、院内処方の254目中69品目でありまして、割合にして27.2%でございます。金額による比率によりまして12%ということになります。

基本的な考え方としましては、医療費の抑制の面から、厚生労働省の主導でジェネリック医薬品の普及が進められていることから、日置市診療所としましては、普及については以前から取り組んでいるところでございます。

○7番（坂口洋之君）

では、時間もありませんので、次の温泉を活用した温泉教室ということで、各地域に温泉プールもありますので、3カ所は歩行浴もできるようなそういった施設がありますけれども、伊集院地域は健康増進施設ということで、ゆすいんがあり、高齢者の方も、100円で入浴されるということで、温泉に通われている方もいらっしゃるようでございます。

日置市は、東市来に湯の元温泉がありまして、吹上に吹上温泉があります。私も、温泉を活用した健康づくりということで強く訴えておりますけれども、なかなか具体的にどうしていかまでは考えつかなかったんですけども、市民の方が、せっかく4カ所の温泉がありますから、月に1回ぐらい、普通の温泉でありますけれども、水着を着ながら、年齢に関係なくお風呂に入りながら、体操をしたりとか軽いストレッチをしながら、家に帰ってお風呂に入ってもまたできるような、そういった温泉を活用した地域づくりをぜひしてほしいという、そういった意見がありましたので、このことを述べさせていただきました。

次の、日置市診療所青松園のあり方につい

てお尋ねいたします。

合併しまして6年がたちました。市長は、合併当初から、当時、日置市民病院・青松園の民営化を含めていろいろな形で考え方を持たれていたと思っておりますけれども、これまで6年間を見たとき、日置市診療所・青松園の果たした役割、市長自身、どのようであったと、どのように検証されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、日吉地域におきます病院にいたしましても、大変かかりつけ病院といえますか、そういう種の中で大変ありがたられておったと思っております。

また、青松園におきましては、介護保険、日吉の皆様方が約80%ぐらい利用されておりました、本当にこの両施設につきましては、日吉地域を含め、また日置市におきましても、今後ともやはり大事な施設であるというふうには思っております。

○議長（成田 浩君）

坂口洋之君、あと1分であります。

○7番（坂口洋之君）

この診療所と青松園について、今後、最終本会議で指定管理については採決がありますので、私が所属しております文教厚生委員では、このことについては否決されたわけでありましてけれども、4月から新しく院長を迎えて、入院がなくなった形で通院だけの診療が始まりますけれども、現時点で、現院長と新しく入られる院長との引き継ぎの状況はまずどうなのか。

そして、新しく入られる院長、これから1年間、運営されるわけでございますけれども、新しい院長の地域医療に対するビジョンについて、どういった形で、今後いかされるのか、その点についてお尋ねいたしまして私の質問を終わります。

○日置市診療所事務長（平地純弘君）

お答えいたします。

新しく来られる先生については、希望としては引き継ぎをしたいということですが、今のところ、現、勤めていらっしゃる病院のほうで休みがなかなかとれないということで、最終の週について引き継ぎをしていただこうと思っております。

それから、雇用の関係でいろいろ話をしましたところ、現在、今やっている診療所の診療については、すべて大体引き受けて実施したいということを書いていらっしゃると思いますので、そのことについて雇用契約のほうで契約書を取り交わしております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

以上で、一般質問を終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

本日の日程は、全部終了いたしました。3月28日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時04分散会

第 6 号 (3 月 2 8 日)

議事日程（第6号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議案第 12号 日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 2 | 議案第 14号 日置市診療所条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 3 | 議案第 29号 平成23年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告） |
| 日程第 4 | 議案第 30号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 5 | 議案第 31号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 6 | 議案第 35号 平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 7 | 議案第 36号 平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 8 | 議案第 39号 平成23年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 9 | 議案第 40号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第10 | 議案第 41号 平成23年度日置市診療所特別会計予算（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第11 | 議案第 32号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告） |
| 日程第12 | 議案第 33号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告） |
| 日程第13 | 議案第 37号 平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算（産業建設常任委員長報告） |
| 日程第14 | 議案第 38号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告） |
| 日程第15 | 議案第 42号 平成23年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告） |
| 日程第16 | 議案第 34号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第17 | 陳情第 1号 国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第18 | 陳情第 8号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第19 | 意見書案第3号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書 |
| 日程第20 | 意見書案第4号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書 |
| 日程第21 | 意見書案第5号 核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書 |
| 日程第22 | 発議第 1号 日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第23 | 発議第 2号 日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正 |

について

日程第 2 4 報告第 2 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

日程第 2 5 報告第 3 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

日程第 2 6 議案第 4 3 号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 2 7 議案第 4 4 号 日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正について

日程第 2 8 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 2 号）

日程第 2 9 決議案第 1 号 東北地方太平洋沖地震に関する決議

日程第 3 0 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 1 所管事務調査結果報告について

日程第 3 2 行政視察結果報告について

本会議（3月28日）（月曜）

出席議員 21名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 黒田澄子さん | 2番 | 山口初美さん |
| 3番 | 東福泰則君 | 4番 | 出水賢太郎君 |
| 5番 | 上園哲生君 | 7番 | 坂口洋之君 |
| 8番 | 花木千鶴さん | 9番 | 並松安文君 |
| 10番 | 田代吉勝君 | 11番 | 大園貴文君 |
| 12番 | 漆島政人君 | 13番 | 中島昭君 |
| 14番 | 田畑純二君 | 15番 | 西蘭典子さん |
| 16番 | 池満渉君 | 17番 | 梶康博君 |
| 18番 | 長野瑛や子さん | 19番 | 松尾公裕君 |
| 20番 | 佐藤彰矩君 | 21番 | 宇田栄君 |
| 22番 | 成田浩君 | | |

欠席議員 1名

6番 門松慶一君

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 住吉伸一君 | 次長兼議事調査係長 | 恒吉和正君 |
| 議事調査係 | 下野裕輝君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 横山宏志君 |
| 教育長 | 田代宗夫君 | 総務企画部長 | 小園義徳君 |
| 市民福祉部長 | 桜井健一君 | 産業建設部長 | 瀬戸口保君 |
| 教育次長 | 山之内修君 | 消防本部消防長 | 吉丸三郎君 |
| 東市来支所長 | 豊辻重弘君 | 日吉支所長 | 熊野一秋君 |
| 吹上支所長 | 井之上正人君 | 総務課長 | 福元悟君 |
| 財政管財課長 | 富迫克彦君 | 企画課長兼地域づくり課長 | 上園博文君 |
| 税務課長兼特別滞納整理課長 | 平田敏文君 | 商工観光課長 | 鉾之原政実君 |
| 市民生活課長 | 有村芳文君 | 福祉課長 | 野崎博志君 |
| 青松園長 | 田淵裕君 | 健康保険課長 | 大園俊昭君 |
| 日置市診療所事務長 | 平地純弘君 | 介護保険課長 | 満留雅彦君 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 農林水産課長 | 瀬川利英君 | 建設課長 | 久保啓昭君 |
| 上下水道課長 | 宇田和久君 | 教育総務課長 | 地頭所浩君 |
| 学校教育課長 | 肥田正和君 | 社会教育課長 | 芝原八郎君 |
| 会計管理者 | 朴木義行君 | 監査委員事務局長 | 石塚澄幸君 |
| 農業委員会事務局長 | 福留正道君 | | |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について

△日程第2 議案第14号日置市診療所条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について及び日程第2、議案第14号日置市診療所条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第12号、14号につきまして、ご報告申し上げます。

この2つの議案は、去る2月23日の本会議におきまして、本委員会に付託されました。

それを受け、2月25日、3月1日、3月14日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、提案理由について担当部長、課長等の説明を受けた後、質疑を行い、審議いたしました。

そこで、この2つの議案は、本来なら別々にご報告申し上げるのが基本ですが、執行部より、議会開会前の全員協議会の席で、特別養護老人ホーム青松園と日置市診療所の2つの施設を一体化した形で、平成24年度から指定管理者制度を導入したいとの意向が示されていました。

したがって、委員会では、この2つの議案は不可分の関係にあることから、同時に審議したほうがいいとの意見集約になりましたの

で、審議経過につきましては一括してご報告申し上げます。

初めに、提案理由につきましては、今申し上げましたとおり、特別養護老人ホーム青松園と診療所の2つの施設を一体化した形で、平成24年度から指定管理者制度を導入するために、その前段である指定管理者制度を導入することができるようにするための条例改正をしようとするものであるとの説明でありました。

次に、主な質疑とその答弁について申し上げます。

青松園への入所を待っている待機者は、常に30から40人いるが、指定管理者に出した場合、入所に関する優先順位の決定は、今まで実施していた市の方針でできるのか、それとも指定管理者側の方針が優先する場合もあるのかの質疑に、指定管理者側の方針で優先順位が決まる可能性はある。しかし、契約の中で従来の方針で入所できるように協議はしていく予定であるとの答弁。

青松園は、待機者も多く住民にとって必要な施設である。また、収益実績も毎年3,000万円前後の黒字である。なぜその施設を指定管理者に出す必要があるのかの質疑に、施設自体は25年経過し、近い将来、建てかえも必要になってくる。しかし、自治体が運営する施設の建てかえについては、国庫補助がない。また、県内には自治体経営による特老が青松園を含め8施設あり、うち5施設が離島で、その分は把握していないが、日置市を除くほかの2施設は、旧高尾野町と旧坊津町にあり、いずれも民営化の方向で進めていたが、今後は医療と介護施設については一体的に民間委託していかないと難しいとの意向で白紙に戻っている。したがって、本市も診療所と青松園を一体化した形で指定管理者制度を導入していく予定で、5年間指定管理に出し、その後は民間譲渡していく方針

であるとの答弁でした。

今でも指定管理者に出した施設の修繕費については問題点が多い。そうした中で、2つの施設を一体化した指定管理者制度導入については、修繕費等も含めさまざまな問題も考えられる。指定管理ありきではないか。また、先々民間譲渡する考えがあるのであれば、最初から譲渡する考えはなかったのかの質疑に、修繕費については、一切出さない方針で指定管理委託していく予定である。また、診療所については、補助金を受けて建設したばかりで、補助金適化法の絡みもあり、民間譲渡は難しいとの答弁でした。

次に、仮に2つの議案が可決すれば、早速、指定管理導入を図るための手続に入っていくのかの質疑に、時間的な余裕もないので、4月から進めていく計画であるとの答弁でありました。

委員会では、この段階で、本議案は指定管理者制度の導入を図ることができるようにするための条例の一部改正である。しかし、この議案が可決すれば、制度導入に向けた事務手続きが進められることから、一体化した形での制度導入の意義や問題点、また、ほかの運営に関する選択肢等、幅広く意見を聞いて審査する必要があることから、指定管理者制度の導入を担当する総務課の考え方も聞きたいということで、総務課への出席を求め質疑をすることといたしました。

そこで、そのときの質疑の状況について申し上げます。

出席者は、総務企画部長ほか課長、課長補佐、担当職員、市民福祉部長、診療所事務長、青松園園長です。

初めに、今までの審議経過を総務課に説明し、総務課に出席を求めた理由を説明した上で質疑に入っていました。その質疑と答弁内容について申し上げます。

なぜ診療所と青松園を一体化した形で、指

定管理者制度の導入を図ることが一番よいと考えたのかの質疑に、今回の方針は庁内で議論を重ね協議を得た上で決定した。決定理由については、診療所だけでは受け手がないことや、指定管理料が高くなることが予想される。したがって、経営状況のよい青松園を一体化した形で出すことで指定管理者が受けやすいのではないかと考えた。また5年間、指定管理に出し、その後は民間へ譲渡する方針である。

なお、一体化した形で指定管理に出すメリットとして、職員の管理上、また修繕費を出さない形での契約を考えているので、財政的な点でメリットとなる。また、施設間が近いので、効率的な運営ができると同時に、サービスのスピード感が出て住民サービスの向上が期待できる。そのほか医師の確保の問題が解消できる。こうしたこと等がメリットとして考えられるとの答弁でありました。

診療所だけ指定管理に出しても受け手がないので、年間3,000万円から4,000万円の黒字を出している青松園をあめ玉的存在として一緒に出すということなのかの質疑に、そうであるとの答弁。

5年先には民間譲渡するとのことであるが、補助金適化法のクリア基準である10年は経過していない。譲渡の確約はできるのかの質疑に、5年先は民間譲渡できると考えているとの答弁。

指定管理に出して5年先は、同じ指定管理者へ譲渡されることが確約されていれば、受け手側も修繕費を出さない考え方には理解も示すだろうが、そのためには5年先、民間譲渡するための議会議決の前倒しが必要である。しかし、法的にそれはできる話ではない。

したがって、指定管理者の瑕疵以外による事故等が発生した場合、施設保有者である市側に社会的にも法的にも責任が課せられるのではないかと考えた。そうした場合、修繕費を全く出

さない考え方が通用すると思うのかの質疑に、青松園については、23年度でスプリンクラーを設置するので天井周辺、周りについてはすべてそのとき点検し、悪いところは修理する計画である。診療所についても医療機器の修繕等は契約の中でうたっていれば指定管理者側で対応していただけるとの答弁。

指定管理ありきで事が進められている感がある。直営のほうが運営に関する中身の様子も把握しやすい。また、経営改善等もやりやすい。もう少し直営で様子を見る必要があるのではの質疑に対し、直営では赤字幅が拡大し、その分を一般会計で補てんすることがよいとは思わない。また、地域医療を守る目的については、指定管理に出しても、その医療サービスの状況は確認していただけるとの答弁。

指定管理者制度導入の方針が決定しているということは、当然、指定管理料も決定していると思うが、その額は幾らなのかの質疑に対し、この質疑については、即答はなされませんでした。執行部側で協議がなされた結果、市へ500万円納付していただく予定であるとの答弁がなされました。

それに対し、500万円を納付していただく条件で、指定管理者候補者がつくと思うか。仮につかなければ条件を変えるのか、それとも新たな方針を検討するのかの質疑に、つくかどうかはわからない、つかなければ再度検討することになるとの答弁。

直営の外来診療だけにして経費を抑え、青松園はそのまま、そして5年先には2つの施設を同時に民間譲渡する考え方もあるのではの質疑に、入院設備も整っているのに外来診療業務だけとはいかないとの答弁。

施設機能を全部生かして、全部活用していくことはいいことである。しかし、そうすると、過去の経緯から判断しても赤字幅は膨らむ。財政事情も考えながら医療サービスの提供のあり方も検討していく必要があるのでは

ないか。また、平成24年度から診療所を民間譲渡することができれば、支出も発生しない。国庫補助を受けた施設で10年未満であっても財産処分に関する法律の中に、ただし書きの中で、財産処分できる項目もある。医師が偏在している今の実情は国策の影響もある。国へ直接出向き、こういった事情や民間移譲して長期的に地域医療を守っていく今後の事業計画等も説明して理解を求める努力も必要と思うが、そうしたことは考えなかったのかの質疑に、4億円近くかけた施設を民間譲渡することは、住民の理解が得られるとは思わない。また、簡単に民間譲渡といっても、どういった医師が来るか、そのリスクはある。指定管理に出すことによって、地域医療を守っていかうとする今の方針がどうしてだめなのかの問いに、委員から、診療所を無償譲渡することへの住民理解は、診療所を建設した段階で始まったことで、後は早いか遅いかの問題で、今さら議論する余地はない。

また、仮に譲渡先が決まったときの医師の信頼性は、指定管理でも同じリスクはある。人件費や固定資産税の支払い等も考えれば、安易な考えで譲渡を引き受ける医療機関はない。

したがって、仮に診療所が早い段階で民間譲渡できれば、青松園の5年間の利益はそのまま残る計算になる。それができれば、指定管理に出すより財政的にも医療サービスの的にもいい結果になるのではとの委員からの答弁。

以上が2つの議案に対する主な質疑と答弁内容です。

その後、委員会では質疑を終了し、初めに、議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について討論を行ったところ、市民病院と青松園の運営に関する検討委員会からの答申は理解している。それを受けて、市民病院を診療所へ建てかえた経緯がある。その中で、診療所と青松園を一体化した

ターミナルケアを目指すべきだとの意見もあった。

そうした中で、今回、指定管理者制度導入の改正案が提出された。委員会審査では、指定管理者の有益に配慮した説明はあったが、市や市民に配慮した内容には触れられなかった。

また、老朽化した施設の管理責任は市にある。指定管理料とそのほか実際にどれくらい負担するか、現在の状況では極めてわかりにくいのが現状である。

この条例案は施設運営を丸ごと委託することしか書かれていないため、承認しがたいものであるとの理由で反対討論がなされました。

それに対し、移管も含め、民間でできることは民間で、契約の中で責任を明確にし、入所者処遇が低下しないようにサービス向上を図る手段である。また、施設の特性上病院との連携も大切だと思うとの理由で、賛成討論がなされました。

討論を終了し、採決を行ったところ、賛成少数により、本案は否決すべきものと決定いたしました。

引き続き、議案第14号日置市診療所条例の一部改正について討論を行ったところ、今回の条例案は、医師不足そのための入院体制がとれないこと、赤字が膨らむなどを理由に、指定管理者制度を急ぐものである。

また、財政問題についても十分な精査はなされていない。民間委託である指定管理者制度への移行については、十分な住民説明がなされなければならないと考えるため、承認できないものであるとの理由で、反対討論がなされました。

それに対し、新築し、開院して1年しか経過していないのに、指定管理者制度の導入は抵抗があるが、地域医療を守っていくための方策として、今後民間のノウハウを取り入れ経営努力をしていく方法から考えると賛成で

あるとの理由で、賛成討論がなされました。

討論を終了し、採決を行ったところ、可決同数となりましたので、委員長裁決の結果、議案第14号は否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第12号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

本案に対する委員長報告は否決です。最初に、東福泰則君の原案に賛成の討論の発言を許可します。

○3番（東福泰則君）

私は、議案第12号日置市特別養護老人ホーム青松園条例の一部改正について、原案に賛成の立場で討論いたします。

本案は、日置市特別養護老人ホーム青松園を指定管理者制度の導入を図るために提案されたものであります。

ご承知のとおり、指定管理者制度は、施設の設置目的を効果的に達成するため、公の施設の管理に民間事業者等の有する能力を活用することにより、住民サービスの向上を図っていくことを目的に設けられた制度で、これまでに本市においても施設の目的に沿った導入を実施しております。

青松園は入所等の状況を見れば、市民の需要もあり、今後においてもニーズは高いことが見込まれる施設であります。さらに経営状況もよく、施設の耐用年数等も考慮し、存続を必要とする施設であります。

今後の運営方法として、あり方検討委員会の提言を報告の中で、民間でできるものは行

政は行わないとする考え方にに基づき、積極的に民間参入を拡大していくことが求められています。

民間法人は、特別養護老人ホーム単位でなく、介護、医療の連携によるターミナルケアなど、サービスの多様化に対応しているなど、青松園の果たすべき機能と役割を維持していくためには、民間、民営化を行い、弾力的な経営と多様なニーズに対応するサービス提供を行う必要があります。

このことを含め、私は、青松園、診療所の両施設の共通性が認められ、一つの指定管理者を行えば、効率的、かつ効果的な管理が可能であるとともに、多様なニーズに対応できる、サービス提供が持てると考えます。

なお、直ちに両施設を民間譲渡も考えられますが、診療所は補助金適正化法における財産処分及び市債の繰り上げ償還における負担リスクなどの課題及び直営では建設費にかかわる補助がないことから、今後の改修等を考慮すると、現状では公設民営で、市が最終責任である指定管理者の導入を優先して行い、その後に民間譲渡を最終目標とすることが最善策と考えます。

以上の理由から、私は原案に対し賛成の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、山口初美さんの原案に反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第12号に反対の立場で討論に参加いたします。

特別養護老人ホーム青松園に、指定管理者の導入を図るための条例改正ということで、私は指定管理者制度そのものに反対であり、認めるわけにはいきません。住民の福祉を守る仕事は、自治体が一番力を入れてやるべき仕事です。青松園は病院とともに、日吉地域にとって、また日置市にとっても必要な施設で

あり、日置市が責任を持って管理運営していくべきと考えます。

ここで働く人たちの雇用を守り、また住民福祉サービスを向上させていくためにも、公的な施設として残していくべきであり、待機者も多いわけですから、今後拡充されるべきであるということを強く申し上げ、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、池満渉君の原案に賛成の討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

議案第12号について、先ほどの賛成者の討論内容と重複する内容もあるかと思いますが、重ねて賛成の立場から討論を申し上げます。

少子高齢化の時代を迎えて、これからの自治体経営はますます厳しさを増してまいります。これまで国を初め、我がふるさとを支えてこられた先輩方を皆で、国民全部で支えていかなければならぬことは当然の義務であり、承知しております。しかしながら、社会の構造の変化、また、急激な経済発展は、その裏で国や地方自治体の財政の悪化という反動を生んだことも無視できるものではありません。

今、日置市には、5つの養護老人ホームがあります。その中で公営の施設は青松園が1つで福祉制度が充実している現在では、老人福祉施設はその多くが民間であり、市民の雇用の場としても、また産業としても、その役割は大きくなっております。現行では、公設の施設に補助制度もなく、23年度に予定をしているスプリンクラー設置も全額市の負担となります。

ただ、青松園ができたのは昭和40年のことで、民間の施設がまだ少ないころ、旧日吉町が英断を持って設置されたとの経緯も聞いております。現在、入所者80名、お世話す

る職員約50名で順調な経営がなされ、青松園が果たす役割も多大である。そのことも承知しております。

しかし、この状態がいつまでも持続できるかは定かではありません。国や地方自治体の財政状況を考慮すれば、公営であるがために運営が厳しくなることも予測されるからであります。議案第14号との関連もありますが、これからの養護老人ホームなどはまさに医療施設と一体となった運営が不可欠であります。青松園は平成13年の大規模改修で、施設も割とよい状態でありまして、その際の起債も少しは残っておりますが、いわゆるいい状態で、行政範囲の縮小を模索する時期であります。経営形態が変わっても市民サービスを続行できることがまずは第一で、指定管理者制度を導入してからも市民の立場で、その監視を怠ることなく見守り続け、次のステップへの移行について、順序立てて事を運ぶのが最良だということをお伝えをして、賛成討論いたします。

○議長（成田 浩君）

次に、花木千鶴さんの原案に反対討論の発言を許可します。

○8番（花木千鶴さん）

私はただいま議題となっております議案第12号について、反対の立場で討論をいたします。

青松園については、青松園及び市民病院の運営あり方検討委員会から民営化が望ましいこと、また市民病院との連携が重要であるとの答申がなされていたところです。

そのような中で本議案が、新設された診療所の医師不足に端を発した指定管理者導入の前倒しに伴って、青松園も同時に指定管理者にしようとする条例改正案となっております。

青松園は、特別養護老人ホームですが、常任委員会審査において、指定管理者制導入についての質疑に、診療所を指定管理者制にす

るためには、黒字経営の青松園を一緒にしたほうがいいからとの答弁に終始しました。現に、青松園の運営責任者は日置市であり、指定管理者制の導入後も変わりはありません。

しかし、待機者の公平な入所措置が図られるのかについては、入所措置の委員会に行政も入るといような話ではありましたが、指定管理者への委託の範囲であれば、それも形式に過ぎません。入所者が委託できるようになったとはいえ、これまでの指定管理者制度を導入した施設と違って、最もこのことは留意しなければならないことだと考えます。

財政面で見てもみますと、青松園は年間3,000万円の黒字となっております。診療所は4,000万円ほどの赤字だが、指定管理者制では人件費を削減できるので、赤字を2,000万円ぐらいにすることができると言っています。それならば、青松園の黒字は少なく見積もっても5,000万円になるはず。両施設の指定管理料は払わずに500万年を市に納付させる予定だと言いますが、なぜ500万円なのかの説明はありません。このようなことは、協定書において契約することとなっておりますが、本市のこれまでの指定管理契約を見てみると、契約議案の審査時に議会側からさまざまな問題が指摘されても修正することはなく、次回の更新時までには考慮すると言いながら、改善されたことなどほとんどないに等しい状況であります。

加えて、青松園と診療所の次回の更新は民営化の予定であり、指定管理者が引き継ぐことも十分考えられます。ですから、現時点において十分な議論ができていなければ、なし崩しが目に見えているのであります。

指定管理者制導入後、民営化の予定であるがゆえに、公的福祉施設としての責任の所在と、黒字経営である施設の移行については、市民への納得いく説明ができなければなりま

せん。

以上の理由から、本議案については反対するものであります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。しがたって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。本案に対する委員長の報告は否決です。

最初に、東福泰則君の原案に賛成の討論の発言を許可します。

○3番（東福泰則君）

私は、議案第14号日置市診療所条例の一部改正について、原案に賛成の立場で討論いたします。

本案は、議案第12号と同じく、日置市診療所を指定管理者制度の導入を図るために提案されたものであります。

ご承知のとおり、診療所は平成18年度設置された病院事業あり方検討委員会において有床の診療所にした場合の収支見込については約2,000万円の赤字が見込まれる見通しを示しておりましたが、平成22年度は、医師の退職に伴う入院患者の抑制などにより、診療収入の見込みが悪化し、決算見込みも収益も大幅に減少が見込まれ、さらに23年度以降も悪化していくものと思われま

す。また、全国的な勤務医師の不足状況は今後も続くものと考えられます。

このようなことを踏まえ、診療所及び青松園とともに、それぞれあり方検討委員会の答申を踏まえ、両施設を同時に民間移譲していく上では、私は当初から一体的な経営とすることが最良と考えます。

国の逼迫した医療、介護保険財政を考えると、今後の報酬改定を含め、両制度を一体とした見直しが進められることが予想されることから、両施設の共通性が認められ、一つの指定管理者が行えば、介護と医療の連携による多種多様なサービス提供が可能になり、また、民間手法によるサービス向上や地域における医療の継続が確保され、患者ニーズに対応したサービスを受けることができると思います。

医師の確保についても指定管理者が責任を持って行うことになり、今後も地域における医療の確保を目指していくことで、地域住民の皆さんに安心を提供できると考えます。

なお、直ちに両施設の民間譲渡も考えられますが、診療所は補助金適正化法における財産処分及び起債の繰り上げ償還における財政負担リスクなどの課題及び直営では平成24年度から医師確保が困難なことや、経営赤字による財政負担に加え、医療制度改革等によるさらなる経営の厳しさなどから、このまま直営を堅持しても地域医療を守る診療所として十分な機能を果たしていけないことが予想されます。

このことから、公設民営で、市が最終責任者である指定管理者の導入を優先して行い、その後に民間譲渡を最終目標とすることが最善策と考えます。

以上の理由から、私は原案に対して賛成の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、山口初美さんの原案に反対討論の発

言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は議案第14号に対して反対討論を行います。

住民の命や健康を守る仕事は、本来自治体が一番責任を持ってやるべき仕事です。この条例の改正によって、法的責任を放棄し、日置市診療所に指定管理者制度の導入を図るといふもので、私は福祉の後退につながると思いますので認めることはできません。

また、不安定な雇用を生み出す指定管理者制度では、福祉や行政サービスもよくなりませんし、町も発展する方向には進まないと思います。日吉地域には安心して働ける職場がどんどん減っていき、ますます寂れていくことになると思います。

日置市のちょうど中心にある病院を市民の健康を守り、福祉の拠点としてしっかり位置づけ、充実させていくことが今回の東日本大震災の教訓からも求められていると思います。

また、診療所は、多額の投資、借金をして新しく建て直し、22年の4月オープンしたばかりです。こんなに早く指定管理者制度を導入するなど、市民の理解は到底得ることはできないと思います。

また、昨年、医師の公募を行った際、4年ほどやりたい、やらせてほしいと言われたほうの医師を市長が断られた経緯についても納得がいきません。

繰り返し申し上げますが、日置市の一番中心にあって、市民の医療、福祉サービスの拠点としての役割を果たすべき公立の病院を民間に任せることを私は認めるわけにいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、池満渉君の原案に賛成の討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

再び賛成の立場から討論を申し上げます。

ただいまありましたように、診療所は昨年度市民病院を規模縮小をして新たにスタートしたところであります。改築費はおよそ3億7,400万円、国からの補助金2,700万円、起債が3億3,700万円、自主財源980万円、大体こういったところですが、起債の返済もまだ始まってはおりません。

診療所スタッフは、医師や看護師など総勢25人ほどで地域医療に頑張っておりますけれども、ご承知のように、その経営は非常に厳しく、議員各位もご承知されておりますように、毎年の繰り入れがされております。市民の命を預かるのに、採算性ばかりを口にするのはよくないかもしれません。しかし、同時に、民間でも市民サービスは継続できることを考慮すれば、厳しい財政状況の中で市民の税金が少しでも多くの受益者に還元できる事業を取捨選択する必要があります。

さて、条例の改正では、診療所の経営を指定管理者に任せることができるという内容で、市民の代表で構成されるあり方検討委員会の協議でも、早くて5年後を目標に民間へというような内容もあります。まだ今後の正式な方向は細かいところまでは確定していないというふうに理解をしております。補助金適化法の問題も、10年未満の規定などもありますし、現段階では厚生労働省の見解について、これからその妥当性などについて説明をして判断を仰がなければならないところであります。

起債の償還についても、交付税措置がされない部分の本市の持ち出し部分をどうするのか、指定管理者制度にしる、民間譲渡にしる、これから細かいところを研究しながら協議をしていく必要もあります。

いずれにせよ、厳しい財政状況の中で、市民へのサービスを維持しつつ、働く人の立場も守り、行政範囲の縮小を図ることを、英断

を持って実効しなければ、持続可能なまちづくりそのものも危うくなります。改築したばかりなのに、しかも青松園までセットで指定管理者制度の導入を図るとはけしからんとのおしかりを受けそうでございますが、新しいうちにいい条件でないとだれも振り向かないことも事実であります。

最後に、診療所の運営に、公設民営でこれからも市民の側に立って、市が最終責任者としてかかわることを条件に賛成の討論いたします。

○議長（成田 浩君）

次に、坂口洋之君の原案に反対討論の発言を許可します。

○7番（坂口洋之君）

私は、議案14号日置市診療所の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

官から民への流れで、全国的に公的病院の民営化が進んでいるという現状は理解しております。合併してから6年間の中で、5名の議員の中から職員の健康診断の実施や、市の公立病院としての明確な情報発信やホームページ等の自治体病院としての位置づけと経営改善等の提案がありました。

これまでの流れを見る限り、公的医療という明確な位置づけが弱く、医師、職員、地元住民の連携が十分でなかったと感じております。

3年間は経営改善を進めながら考えるべきであり、わずか1年間の指定管理の導入は、医師不足と経営不振だけでは判断できないと考え、反対いたします。

○議長（成田 浩君）

次に、花木千鶴さんの原案に反対討論の発言を許可します。

○8番（花木千鶴さん）

私は、ただいま議題となっております議案第14号について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、先ほどの議案第12号と関連しているものであります。問題は、指定管理者制度へどのように移行するののかということであり、診療所も青松園も、これまでの指定管理者制導入の施設とは大きく異なります。医療、介護といった多くの専門職でなければ従事できない事業であり、うまくいかなかったらすぐに市が引き取れるというものではありません。

今回の条例改正に当たっては、市当局は診療所の赤字経営にばかり目が向けられているように感じられますが、医療、介護の分野では、利用する市民にとっては、だれが責任を持ってくれるのかが重要なのではないのでしょうか。

私たち文教厚生常任委員会では、昨年夏に佐野市民病院へ行政視察に行つてまいりました。

そこでの話は、日本全国の公立病院の指定管理者制度は、ほとんどうまくいっていない、指定管理者制度にすればうまくいくのだという簡単な話ではなく、重要なのは医師の確保である。佐野病院は責任者としての医師を確保してから運営を任せる指定管理者を公募していました。本市でも、姿勢こそは佐野市に学ぶべきではありませんか。指定管理者制度を導入すれば、医師の確保は何とかなると言っていますが、余りに無責任で丸投げだと言われても仕方がないのではないのでしょうか。指定管理者が医療と介護の責任を持つわけではありません。あくまでも市が責任者としての役割を果たす必要があるのです。

もう1点は、本市の医療費の高騰を無視することはできません。私は所管の委員会に所属していますので、国保などの会計を毎回の議会で審査をしております。予防、健診、医療費のレセプト審査等や、昨年度からジェネリック医薬品のカードを提示できるようにもしていますが、なかなか菌どめはかかりませ

ん。本市の国保、後期高齢者医療、介護保険事業の特別会計を合わせると、年間で約120億円にも上ろうとしています。平成23年度当初予算は歳入不足で、歳出見込みを、見込み額を計上できないという予算編成でありました。今年度中に国保税の値上げが検討されているところであります。指定管理者制が単に診療所と青松園会計だけにとどまらないことも踏まえて、財政面の検討はすべきであります。

また、補助金適化法についても、何年で幾らの納付金が生じるのか、国との協議もわからなければ、合理的な財政の比較検討などできません。赤字だから仕方がないというのではなく、指定管理者導入や民営化へ向けて、公の責任を果たすべき最善の方法をもっと議論すべき事柄がたくさん残っていると私は考えます。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。しがたって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第29号平成23年度
日置市一般会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第29号平成23年度日置市一般会計予算を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっています議案第29号は、去る3月8日の本会議におきまして本委員会にかかわる分を付託され、3月9日、10日、11日に委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案について歳入・歳出の大枠と、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

歳入・歳出の総額は、社会保障関係費や公債費の増額で、昨年度当初予算より6億4,000万円多い、それぞれ221億円となり、財政健全化計画で目標としていた200億円より21億円増加する形となっています。

まず、歳入についてであります。

市税では、個人市民税は納税者の83%を占める給与所得者をはじめ、すべての分野での所得の減少を見込んで4.7%の減、法人市民税においても業績悪化を予想して2.4%の減、市町村たばこ税も昨年の値上げの影響を予測できない中で11.2%の減、入湯税も旅館の廃業や宿泊客の減少により8%の減、ただ固定資産税は土地・家屋・償却資産の課税標準額の増加により2.1%増、軽自動車税は軽四輪乗用車の登録台数が200台増加すると見込み1.4%の増とし、市税合計で対前年比0.1%減の39億7,291万6,000円の予算計上であります。

地方交付税は、合併算定がえの期間内でもあり、国が地域主権改革を進めるために、前年度と同額程度を確保する見込みであることから、普通交付税で対前年比2.7%増の81億1,000万円を見込み、また交付税

の算定方法を簡素化し、その割合が引き下げられる特別交付税は7.7%減の6億円を見込み、合計で87億1,000万円の予算計上。

国、県支出金は、子ども手当支給事業費、生活保護費、障害者自立支援給付費、公営住宅建設事業費、小学校建設事業費など、国が約29億8,000万円、県が約13億8,700万円の合計43億6,700万円の予算計上であります。

市債では、合併特例債が8億4,860万円、過疎債が2億2,530万円、辺地債が4,000万円、地方交付税の不足分を補完する代替財源、いわゆる赤字地方債の臨時財政対策債が10億8,000万円となり、市債合計は25億2,570万円の予算計上となります。これによって平成23年度末の一般会計債務残高は318億7,236万円の見込みとなります。

そして、歳入歳出予算の財源調整のために財政調整基金から約5億6,000万円、地域づくり推進基金から約8,400万円など、基金からの繰り入れを6億5,400万円ほど予算計上することとしています。

次に、歳出についてです。

まず、人件費では市議会議員の年金制度廃止に伴う負担金の増額、共済組合の負担率の改正と退職手当組合負担金の増額などで、対前年比1.9%増の43億7,265万6,000円を予算計上。

扶助費では、子ども手当支給事業に9億347万4,000円、保育所運営費に10億7,287万4,000円。障害者自立支援給付費に8億6,607万9,000円、生活保護費に8億6,519万8,000円など、また小学校就学前児童の医療費の無料化に6,930万円と総額で45億4,565万5,000円を予算計上。

公債費では、合併後の市道整備などに要し

た起債の償還も始まり、臨時財政対策債など元金で34億172万1,000円と利子5億4,616万4,000円と、2.5%増の合計39億4,888万5,000円を予算計上。

普通建設事業費では、日置南学校給食センター、榎園公営住宅建設などの事業は終了したものの、過疎地域への公営住宅建設、伊集院小学校校舎改築、伊集院駅周辺整備、防災行政無線整備などの大型事業を予定しているために、前年度とほぼ同額の26億7,342万6,000円を計上。

物件費では、電算システムの移行に伴うパソコン等の機器購入、コミュニティバス・乗り合いタクシー業務・土地・家屋の評価システム改修業務、消防本部の通信司令施設の更新、新学習指導要領教科用指導書購入などと、最低賃金改定による賃金改定分など、合わせて28億2,534万8,000円を予算計上してあります。

積立金は、合併特例債の活用による地域づくり推進基金の造成が主で2億361万6,000円が予算化され、繰出金14億4,128万1,000円は介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計など、9つの特別会計への繰り出し予算であります。

次に、本委員会にかかわる新規事業と特質すべき事項について申し上げます。

まず、昨年より吹上・伊集院地域で試行期間として運行してきました乗り合いタクシー事業を本格運行するために、1,010万円が予算計上されています。

地域情報化推進事業の中で、藤本工業団地で超高速ブロードバンドが活用できる回線の整備に188万4,000円を計上。

災害時の情報伝達や行政情報伝達のための、防災行政無線整備実施設計と先般所管事務調査を行った扇尾地区が運用を開始した地域コミュニティ無線電波伝播調査業務を市内全域

で実施するために2,300万円、及び衛生携帯電話5台の購入に190万円を計上。

導入から27年が経過した本市の消防本部通信司令台のハード・ソフト両面を5年間のリース契約で購入更新するための、初年度リース料966万円、及び伊集院方面団再編による土橋分団車庫の整備に3,100万円を計上。

1期3年目の地区振興計画の課題解決のために、地域づくり推進基金の約6割8,641万円を請負工事の時期平準化を図るためにも早期発注予定であります。

平成24年度からの電算基幹システム変更に伴い、同年度の家屋評価がえに向けた、評価基準改正のシステムと地籍管理システムを395万円で改修し、住民の利便性向上と業務の効率化・課税の正確性のために、住民税の申告書の電子化に670万円をかけて取り組むとしております。

芸術の都・日置を目指し芸術家招聘による地域振興事業は、全国の芸術家を地域の一員として迎え、その地域の活性化を図り、本市の地域づくりのモデルケースにしようとするものであります。平成23年度と24年度に各2人ずつを、吹上地域の一員として居住させ、生活・家賃・赴任経費など292万円ほどを予算化したものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、財政管財課関係では、いわさきコーポレーションの株式売り払いの理由は何か。また、現在3社の株式を保有しているが、そのメリットはどうかとの問いに、昭和39年ごろ1株50円で南薩線の関係などで取得したものであるが、いわさき側からの買い戻しの申し出によるもので、時価相場1株150円と見込み計上をした。現在保有している鹿児島銀行は縁故債の関係もあり、またMBCは報道・広報の関係も考えられる。今は配当もあるが、資産形成としてそのことが

妥当なのか、今後検討していきたいとの答弁。

自主財源の発掘のために、公有財産の売却・有効活用をどのように計画しているかとの問いに、平成22年度は10件で1,700万円ほど、23年度は現段階で2ないし3件を予定しているとの答弁。

起債償還のピークはいつごろか、また平成23年度から27年度までの財政計画は、27年度からの算定がえも考慮して綿密に立てなければならない。平成23年度交付税の見込みなどはどうかとの問いに、借入額は抑制をしてきており、起債の償還は3、4年後から始まるので、平成23年度、24年度がピークとなる。財政計画は、国の動向など不確定な部分もあり予定と違ってきた。共済の負担率変動や退職者の手当などもあり、予定をオーバーした年度もあった。今後はいろいろな情報を集めて的確な見込みを立てて財政計画をつくっていきたい。また、交付税額は7月には決定するが、当初では少なめに算定しているとの答弁。

次に、総務課関係では、これまでの職員の人事交流先はどのような分野だったか、また23年度の派遣職員の選定基準はどの問いに、県との交流で本市へは財政管財課の技監として迎え、一方県へはこれまで行政係、地域施策などが主であった。今度の国への派遣職員は厳しい職務に耐えられ、優秀な職員が選ばれることになるが、最終的には市長が決定するとの答弁。

派遣先の職種により専門知識は得られるが、帰ってきてからの職務が限定されることはないか、またどのように生かしていくのかとの問いに、国とのつながりなどメリットは大きく職務を超えて派遣効果を生かしていきたいとの答弁。

県の権限委譲事務交付金175万円は、その仕事量に見合っているのかとの問いに、地方への権限委譲の流れもあり、事務量は増加

をしているが、市民生活の近いところで許認可の手続きができ、市民にとってはメリットが大きいと思うとの答弁。

防災行政無線の事業予定はどうなっているか、また事業の予算規模はどうかとの問いに、検討委員会でコミュニティ無線の方式が承認されている。全体事業費を22億円ほどと見込み、本年度に整備のための実施設計を予算化した。平成24年度に、日吉地域を整備し、次に吹上地域のデジタル無線化へと進み、地域コミュニティ無線と連携をして進めたい。合併特例債の適用が平成26年度までであり、この期間に整備を終了する計画であるとの答弁。

災害備蓄品の内訳に飲料水はないがとの問いに、備蓄用のアルファ米・毛布・簡易トイレセット・敷マットなどは予定している。飲料水は入っていないが災害用自動販売機の利用もできるのではとの答弁。

交通安全対策費のロードミラーの設置・修繕、及び通学路の防犯灯の管理など、地域づくり推進事業との線引きはどうなっているのかとの問いに、修繕については交通安全対策費でやり、ミラーの設置については予算枠もあり優先順位とし、順番が下位だったり、急を要する場合などに地域づくり費で対応するところもある。通学路については、教育委員会の対応となるが、線引きについては関係各課と連携をとっていききたいとの答弁。

次に、企画課関係では、市民開放用の地区公民館インターネット工事については、身近に使用しやすい体制にしてほしいがとの問いに、個人のパソコンを持ち込めるアクセス先をふやすなど、市民がインターネットを理解し、利用しやすいような体制づくりを目指したいとの答弁。

ふるさとCM製作用のビデオカメラなどの購入が予定されているが、年間を通して郷土芸能、地域行事などの収録ができるようにす

べきだがとの問いに、地区館行事なども収録できるように柔軟にその活用を広く市民にも広報していききたいとの答弁。

さきの補正でも250台のパソコン購入があった。さらに200台購入予定であるその理由は、また更新された機器は地区館などで使えないか、そして機器の対応年数はどの問いに、全部でおよそ700台のパソコンがあるが、耐用年数は5年程と考える。ウイルス対策がされていない機器などかなり古いものもあり、24年度からの移行もあり、行政システムに合致したものへの更新である。職員用が主であり、一部地区館などへも配置できると思うとの答弁。

次に、地域づくり課関係では、芸術家招聘事業のきっかけとなった吹上ワンダーマップの昨年とことしの観客動員数は、またこの事業の対象範囲を吹上以外にも広げられないかとの問いに、拠点となる野首地区で2,000人、温泉街・商店街などでのサテライト会場も含めて約1万人と、昨年もことしもほぼ同数である。地域との連携や意見交換、学校現場との交流など現在の取り組みを強固なものにしていき、モデルケースになればその他の地域にも波及していけると思うとの答弁。

宝くじ関連のコミュニティ助成事業の状況はどうか、なかなか順番が回ってこない自治会もある。宝くじの交付金は回せないのかとの問いに、コミュニティ助成事業の募集については、ことしになって県内で新たに12自治体が加入し、まだ県からの内示もない状況である。本市の事業では、まだ18件の申し込みが控えている。宝くじ交付金については、文化振興の活動など一般財源として広く活用する見込みであるとの答弁。

地域づくり推進事業は、1期が23年度で終わるが、地区振興計画など2期目の取り組みはどうなるのかとの問いに、第1期の計画は国道から集落道までであり、余りにも幅広く

なり過ぎたので、地域が独自で解決できる計画を策定し、実行可能な事業展開を検討しているとの答弁。

次に、商工観光課関係では、シルバー人材センターの国の交付金が削減されたが、東市来の管理校舎の合併もあり大丈夫か、また予算額は決算委員会での意見を反映したものかとの問いに決算委員会の意見を参考とし、東市来の校舎の件も確認をしている。センターの管理部門についての補助であるので、予算内で可能であると思うとの答弁。

ゆーぷる吹上の屋根防水工事の内容は、また工事手法は建設課の意見も反映しているかとの問いに、劣化のために雨漏りが発生し天井の電気器具まで影響があり、22年度から25年度までの計画で、まず22年度は研修・宿泊棟を、23年度が温泉棟を855m²、24年度に本館、25年度にプール棟と、段階的に防水工事を行う予定であり、建設課とも協議したとの答弁。

コインロッカーの購入は、かぎの不具合とのことであるが部分的な修理で対応できないのかとの問いに、利用者から防犯に対する指摘もあった。また、同型ロッカーは生産中止でかぎだけの修繕も不可能とのことで、6人用20台を更新し、使用できるものは入れかえを行って利用するとの答弁。

指定管理している業者の状況はどうか、また備品の購入・修理など業者との取り決めは規定にのっとっているかとの問いに、毎月の業務報告書をチェックし、現場に出向き指摘をしている。利用者のアンケートで職員の接遇に対する声などもあり、副市長以下職員が出向いて改善を求めたこともあった。備品購入や施設の修繕などは、協定書に沿って対処しているとの答弁。

東郷記念館は美山地区公民館との併設であるが、電気料など管理費はどのように案分しているのかとの問いに、電気代を含めた管理

にかかるものは東郷記念館が支払っているとの答弁。

商工観光課として、商工業者の厳しい現状を踏まえ、物品購入などは市内業者を優先するよう各課及び物産館や行政が関係する機関にお願いをしているかとの問いに、先般の部課長会でも市内事業者からの調達の徹底を要請し、今後もその件については注視していくとの答弁。

次に、税務課関係では県や森林管理局の資産に対する交付金はあるが、JRなどの税はどうなっているのか、その額は幾らかとの問いに、固定資産税の中に総務大臣配分としてJR、九電、NTTなど10カ所から約2億1,300万円が納付されるとの答弁。

特別滞納整理課関係では、差し押さえ対象に不当利得分の処理があったが、貸し金業法改正移行の状況はどうかとの問いに、不当利得にかかわる相談の多くが、弁護士などの民間に移り、行政での取り扱いは少なくなっている。ただ、納税相談の中で消費者金融など返済があれば対応をしていくとの答弁。

会計課関係では、公金の資金運用はどのようにしているか、また工事代金などの支払いで滞りはないかとの問いに、資金に余裕があるわけでもなく、運用は安全を第一としているので、短期の定期預金が主である。支払い業務に滞りはないとの答弁。

次に、消防本部関係では消防団員の定数と実数は、また市役所職員の入団状況はどうかとの問いに、定数613人に対して559名で54名の不足である。市役所職員は、現在36名が入団しており、今後も働きかけたいとの答弁。

B型肝炎については、75名の職員のうち35名が陰性とのことであるが、予防接種で防げるか、また通信指令台の更新内容はどのようなものかとの問いに、予防接種で抗体ができて感染をしない。通信指令台は昨年3回

の故障があった。今の救急要請は3ないし4割が携帯電話からで、それに対応するためのシステム改修と自動出動装置などを、5,740万円の5年間、60回のリースとして更新するものであるとの答弁。

建物の高層化により、はしご車の導入は検討できないかの問いに、1台投入すれば予算的には2億円、人員で8ないし10名の増員が必要で、財政的な問題などもあるとの答弁。

救急隊・消防団員など過酷な現場でのストレスも懸念される。それを解消する手だて、研修も必要と思うがとの問いに、ストレス解消については文書での周知を行っている。消防団員については、部長級以上の105名に研修会を実施したが、今後は対応を検討したいとの答弁。

災害は、近所が助け合うことが先決であるが、自主防災組織との連携はどうかとの問いに、要請がある組織には積極的に出かけ合同演習をしているが、今後も総務課などとも連携をとり強化をしていきたいとの答弁。

そのほか多数の質疑がありましたが、担当課長、部長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第29号の本委員会所管にかかわる予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、すべての公共施設及び指定管理している施設の維持・補修など、決算委員会の意見なども参考に、計画的に管理し、職員一人一人が我が家の家計と思って、最小の経費で最大の効果を上げられるように、さらに努力されることを委員会の総意としてつけ加え、報告といたします。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています議案第29号平成23年度日置市一般会計予算について、本委員会に分割付託された部分について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました。それを受け3月9日、10日、11日、14日の4日間、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと委員会を開会し、担当部長、課長等からの提案理由の説明を受けた後、質疑を行い、審査いたしました。

まず、市民福祉部所管に関する予算から申し上げます。提案された予算の総額は94億8,261万4,000円で、昨年度対比5億6,737万6,000円の増額です。

それでは、それぞれの所管課における予算説明の概要と主な質疑応答について申し上げます。特に、新規や変更等があった事業等を主にご報告を申し上げます。

初めに、市民生活課から申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の中の主なものは、戸籍総合システム機器の保守料及び賃略料、ソフト使用料である。予防費の中の狂犬病予防費は、犬2,950頭の注射手数料とそれに伴う予防注射関連経費等である。なお、3月7日現在で新規登録された頭数については206頭であるとの説明でありました。

環境衛生費の需用費の新規事業分については、消耗品費で家庭のコンセントに簡易型電力表示器を接続することで、CO₂の排出量や使用電力のデータが確認できる簡易型のエ

コワットを1台2,840円の50台購入するもので、これを各家庭に1台貸し出し、モニターの活用を図る同時に、各家庭でエコに対する意識高揚を図っていただくとの説明。

同じく、印刷製本費の環境家計簿印刷代については、市内の19校の小学校へ600部を配布し、夏休みなど各家庭でCO₂の非出量を記入してもらおう。また、一般廃棄物処理基本計画見直しのための委託料は、平成18年度作成した計画が今年度中間時期にあることから、ごみ搬出予測等も含め、計画の見直しをするための委託であるとの説明でありました。

同じく投資的経費に関する450万円の事業費は、吹上地域の助代自治会の10戸数の飲料水供給施設は山奥の谷合を流れる小川から取水し、飲料水として利用していた。しかし、昨年は渇水状況でタンクに貯水することが難しく苦慮したことや、また住民の高齢化により取水場所やタンク等の清掃ができなくなったこと等の理由で、新たな水源確保に関する市への要望が提出されていた。

そこで、当該地域は明治から昭和初期にかけ金の発掘があった場所で、砒素の検出もあった経緯もあり、平成22年度の地域づくり事業で電気探査も実施し、最適と思われる掘削候補地も把握されていたので、今年度、掘削や施設整備費等の予算を計上したとの説明でありました。

塵芥処理費のごみ収集委託料の中の吹上地域分については、今まで市で収集車を購入し管理公社へ業務を委託していたが、随契による委託契約の問題指摘や収集車が既に15年近く経過していることから、平成23年度から入札により民間事業所への委託へ変更することとしたとの説明。

主な質疑につきましては、クリーンリサイクルセンターの施設にかかわる補修は計画どおり実施できそうか、また現在原油高騰影響

で重油や電気料などが値上がりしているが、その分は予算に反映させているのかの質疑に、今年度は焼却運転制御システムも電気基盤の更新時期にあることもあり、3億176万円予算要求したが、予算措置は約半分であった。また、最近の値上がり分は予算に反映されていないとの答弁。

環境家計簿の活用に対する教育委員会との連携についてはの質疑に、今後協議し連携を図っていくとの答弁。

23年度は、環境意識を変えるための細かな取り組みが提案されているが、平成25年度開催予定の環境自治体会議を見据えての取り組みかの質疑に、それに関係なく環境への取り組みが必要であるため提案したとの答弁。

次に、福祉課について申し上げます。

初めに、障がい者福祉に関する新規事業関係については、障がい者自立支援に関する相談業務は民間事業所を委託していた部分もあったが、補助事業等を活用し、今回新たに臨時の相談支援員3名と発達障がい児等支援員として臨床心理士を1名配置し、保育園や家庭、子ども支援センター等を訪問し、支援活動を行っていく。

雇用にかかる予算は約900万円を計上し、財源については県の子ども基金事業補助金等を充てることになる。また、委託料では日置市障がい者福祉計画の策定業務を委託するため117万8,000円を計上したとの説明。

次に、老人福祉に関する部分では、高齢者福祉計画を策定するのに63万円を予算計上、なお平成22年度で実施調査が終了していたので、これをもとに今後計画を策定する。

また、配食サービスで使用していた車3台が、今回更新時期を迎えるので、今年度から備品購入からリース契約へ変更したとの説明。

次に、児童福祉関係については、児童相談に関する相談件数が増加していることに伴い、家庭相談員を従来の1名体制からさらに1名

追加し、2名で相談業務に対応していく。また、相談員が使用する公用車を2台購入する予定で、これにかかわる財源は県の安心子ども基金事業からの100%補助である。

また、扶助費の母子家庭、自立支援給付金事業費507万6,000円は3名が対象となっているが、うち2名が新規で、看護師と保育士を目指し就学するとの説明。

同じく子ども手当支給事業については、平成23年2月から平成24年1月まで12カ月を計上。人数は、小学校までが月平均4,497人の延べ人数で5万3,966人分、中学生は月平均1,294人の延べ1万5,532人分を予定し、予算額については9億347万4,000円を計上した。そのほか、福祉事業等にかかわる扶助費の総額は45億4,565万円で、前年度対比9.6%増となっているとの説明でありました。

質疑について申し上げます。子ども手当支給に関する予算は約9億円であるが、市に持ち出し分はの質疑に、1億48万7,000円である。なお、公務員は勤務先から支出されるため、この扶助費の中には含まれていないとの答弁。

生活保護費など、扶助費に関する伸びは1.05%を見込んでいるが、この見通しはの質疑に、前年度の実績と残りの見込み分を踏まえ計上したとの答弁、障がい児保育業は国が当然対応すべき事業であるのに、なぜ単独事業質疑の質疑に、以前は国庫補助があったが、現在は交付税の基準財政需要額で措置されているとの答弁。

平成24年度から一括交付金化が進められるが、福祉関連補助についての見通しはの質疑に、障がい児福祉関係については現状のとおりで余り変更はないと予想されているが、児童福祉関係では対象となるようであるとの答弁。

次に、健康保険課について申し上げます。

保健衛生総務費の中の在宅当番医制、事業委託料335万1,000円は、土曜、日曜における在宅当番医として、日置市医師会へ委託するもので、共同利用型、病院運営事業費負担金212万8,000円は、同じく休日夜間の診療に対応していただくため、鹿児島市医師会病院へお願いする負担金である。

なお、負担割合は人口割で3分の2は県補助であるとの説明。

また予防費に中のその他委託料1億2,835万9,000円は、65歳を対象に実施する胸部レントゲン撮影委託料5,000枚分をはじめ、各種予防接種の委託料である。

その中の日本脳炎、乾燥培養については、平成17年5月以降積極的な接種勧奨は控えることとされていたが、3歳児と小学校6年生について積極的に接種を再開することから、前年度対比1,900万円の増額となった。

また、23年度は子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金を活用して、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチン接種者に接種料金の9割を助成し、接種率を50%と見込んで予算計上した。なお、この財源は2分の1は県補助であるとの説明。

保健指導費のその他委託料1億971万4,000円の主なものは、妊婦検診委託料3,992万5,000円は、22年度までは2回から14回までは同一単価となっていたが、検診内容が毎回異なるため、23年度からは検診項目に見合った単価設定とされ、1人につき6,990円の増額となった。なお、妊婦一般検診費用の6回から14回までの2分の1は県補助となる。

各種がん検診等事業費6,203万3,000円は、40歳以上の全市民を対象に実施している。また40歳以上を対象とした前立腺がん検診は、今までオプションとなっていたが、今回から助成対象となった。そのほか、厚生連に新たにヘリカルCT車が配置されたことから、

肺がんのヘリカルCT検診、ヘリカルCT検診とは丸いトンネル装置が腹部の周囲をらせん状に回って撮影するそういったものですが、その検診のために300人を予算計上したとの説明。

今まで委託料で計上していた「地区館での元気な市民づくり運動推進事業」は、活性化交付金との整合性を図るため、23年度から交付金として支出する。また乳幼児医療費助成費6,930万円は、就学前の乳幼児が使う医療費の自己負担分を全額助成するもので、医療費から3,000円を引いた額の2分の1が県補助であるとの説明でありました。

また、23年度から単独事業で実施する不妊治療助成費200万円は、不妊に悩む夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図るための助成で、1組の夫婦に対し、年間10万円を限度に通算5年間助成するもので、23年度は20件分を計上したとの説明でありました。

質疑につきましては、日本脳炎、乾燥培養が3歳児と小学校6年生について積極的接種を再開した理由はこの質疑に、日本脳炎の予防接種は通年3歳児に2回接種したが、平成17年度から副反応の関係で中止されていた。今回、新しいワクチンが開発されて接種が再開となったとの答弁。

小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、副作用等いろいろ指摘がなされているが、どういった指導していくのか。また、子宮頸がんワクチンの接種希望者は多く、ワクチン不足も言われているが、助成対象時期を過ぎた場合、また予算枠以上の希望があった場合、補正で対応するのかの質疑に、小児用肺炎球菌ワクチンの接種指導については市内の医療機関に対し説明会を開催する予定である。また、子宮頸がんワクチンについては、平成23年度は補助の対象となるが、平成24年度以降については未定であるとの答弁。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特

例交付金は、何年活用できるのかの質疑に、平成24年度は国からの交付金はない。したがって、法定接種になるよう要望していくとの答弁でありました。

乳幼児医療費助成は、昨年度対比ふえているが、その要因はこの質疑に、平成21年度までは月2,000円の自己負担分があったが、22年度から全額助成となったことで、償還請求の件数が多くなっているとの答弁。

不妊治療対象者の要件はこの質疑に、本市に1年以上居住し、夫婦の合計所得が730万円未満で、これは県の助成と同じ額である。かつ市税等の滞納額がない方が対象となるとの答弁。

不妊治療費は高いと聞くが、この補助でどの程度カバーできるのかの質疑に、平均的に40万円くらいと聞いている。したがって、県補助分と合計すれば25万円は補助金で対応できるのではとの答弁。

がん検診の受診率は県内と比較してどうかの質疑に、個人的に受診を受けている方もいるので、県内では高い方にはない。現在、意向調査を実施しているので、100%回答していただくよう努力している。また、回答していただくことで、検診に対する意識も高まるとの答弁でありました。

次に、介護保険課について申し上げます。

老人福祉費の中の介護保険利用者負担対策事業費50万円は、負担能力のある家族がいない。また、預貯金が一定基準以下の低所得者が社会福祉法人の運営する施設に入所または訪問サービスを受ける場合、1割負担及び居住費の一部を補助するもので、23年度は20人を予定している。なお、4分の3は国、県からの補助である。

同じく繰越金6億6,695万4,000円は、介護給付費、介護予防事業費、包括・任意事業費など介護保険事業にかかわる事業費の一般会計からの繰り入れ分であるとの説明。

介護予防サービス事業に係る一般賃金3,474万9,000円は、包括支援センターで勤務するケアマネジャー13人分の賃金である。同じく委託料848万円は、要支援者の介護プラン作成を民間事業所に委託する分で、継続分で150件、新規分で5件の12月分を予定しているとの説明。

質疑につきましては、包括支援センターのケアマネジャーの確保が難しいことは、さきの補正予算の審議でも出たが、23年度は1名増の見込みはあるのか。また、遅くまで勤務していることもあるようだが、そういったときの対応はの質疑に、23年度は12人体制であるが、引き続き1名を募集していく。また、介護認定の更新時期が重なるときは忙しく、時間外勤務も生じてくる場合もある。時間超過した分については、時間外勤務手当または時差出勤等で対応していくとの答弁。

次に、教育委員会所管にかかわる予算審議内容について申し上げます。

提案された予算額は、歳入歳出予算の総額を21億6,685万4,000円とするもので、昨年度対比1億8,945万1,000円の減額となっています。

それでは、それぞれの所管課における予算説明の概要と主な質疑応答について申し上げます。

初めに、教育総務課と学校教育課から申し上げますが、特に新規事業等について申し上げます。

事務局費では、昨年度に引き続き、日置市学校あり方検討委員会の継続に伴い、委員の出席謝金を計上。また、昨年度、環境学習ブック作成検討委員会での協議結果を踏まえ、今年度45万円の予算で環境学習ブック600冊を作成する予定である。

また、今年度、姉妹友好都市交流事業で、北海道弟子屈町の交流団が来市されることに伴い、食糧費等を予算計上。

消耗品費のデジタル教科書90万円は、研究校2校分のソフトを購入する。また、新学習指導要領教科用指導書2,472万4,035円は、学習指導要領が改正されることに伴い、先生方の指導書を購入するものであるとの説明。

全国学力・学習状況調査の集計分析等にかかわる委託料60万円は、現在、国は学力調査を抽出方式で実施しているが、本市においてはすべての学校で実施している。それを受け、テストの結果を今後の教育に生かしていくためデータの分析が必要であることから予算を計上したとの説明でありました。

次に、小学校管理費については、修繕料520万8,000円の主なものは、パソコンの修理費である。施設維持修繕料については、学校のガラス、フェンス、屋根等の修理費であるとの説明。また、単独による工事請負費1,200万円は、フェンスや給食コンテナ室前の舗装工事など、鶴丸・湯田・伊作田・美山各小学校における修理費等である。

また、補助金では、日吉地域の日新小学校で実践している山村留学に対するもので、里親へ補助する経費で3万円の12カ月分を計上したとの説明。

教育振興費では、単独事業で実施している教育振興扶助費617万1,000円は、対象児童数をおおむね300人を見込んでいるとの説明。

工事請負費の補助事業に関する3億6,625万5,000円は、伊集院小学校の改築に伴う解体工事費や改築費に伴うもので、1期工事分であるとの説明。

次に、中学校関係予算については、単独事業による工事請負費2,031万円は、吹上中学校屋体屋根防水改修工事及びスクールバス車庫屋根修理費であるとの説明。

備品購入費の伊集院北中移動式ゲージは、ボールが国道3号線へ出ないようにするための備品購入である。

また、教育振興費のパソコンリース料 229万円は、日吉中分で、既に21年度の9月に終了してから2年が経過しているとの説明。給食センター費については、通常の運営経費を計上したとの説明でありました。

質疑について申し上げます。環境ブックはいつでもできるのか、またどういった形で活用していくのかの質疑に、5年生以上を対象に夏休みの研修や自主学習で活用していきたい。また、でき上がるのは、2学期ごろになるのではと考えているとの答弁。

デジタル教科書の具体的な活用策はの質疑に、ソフトを2校分購入しているので、2校を研究校に指定し、教師や子供たちがデジタル教科書を電子黒板で利用するなどして、有効活用できるか模索していきたいとの答弁。

山村留学については、実績があるのか、また23年度の見込みがどうなのかの質疑に、最近では実績はないが、23年度については、受け入れが予定されているので準備しているとの答弁。

準要保護の対象者の推移状況はの質疑に、平成22年度、小学校では266人であったが、23年度は304人へ増加する見込みである。中学生については、昨年度と比較して15人ぐらいふえ、190人を想定しているとの答弁。

小中一貫教育全国サミット出席旅費が計上されているが、本市で研修成果をどう活用していくのかの質疑に、土橋小中、伊集院小中及び飯牟礼小学校間で先生方の入れかわり授業も実施されており、他県の実施状況等を参考にしていきたいとの答弁。

次に、社会課について申し上げます。

公民館費の単独の工事請負費323万6,000円は、日置市中央公民館3階大会議室のマイク音響設備など、取りかえ工事費等である。同じく備品購入費の200万円についても、大会議室の空調設備改修費である

との説明。

図書館費の備品購入費541万5,000円は、図書購入費等で、図書については2,320冊を購入予定している。

文化振興費の委託料及び単独事業の工事請負費6,408万円は、文化会館調光基盤取りかえにかかわる工事費と管理料である。なお、工事費の95%は起債で対応するとの説明。

また、文化財費の中で辻堂原発掘調査にかかわる賃金や印刷製本費を計上している。なお、発掘調査報告書は300冊を予定しているとの説明。

次に、体育施設費については、市内にある運動施設の運営管理費で、総額が1億6,191万8,000円で、昨年度対比922万9,000円の減額となっている。

主なものは、賃金で3,366万1,000円、光熱水費など需用費で4,494万1,000円、B&Gなど指定管理委託費など委託料で5,436万3,000円、工事請負費、備品購入費等で2,063万円で、工事請負費の主なものは、日吉総合体育館の電気設備系統の修理費で、備品購入費は同じく体育館事務所会議室のエアコン購入費であるとの説明でありました。それに対し、歳入では、保健体育施設使用料で2,150万7,000円を計上したとの説明。

質疑につきましても、蛍光灯の取りかえ等が多く計上されているが、市長はLEDへの交換を推進していく意向の答弁をされたようだが、LEDへの交換はないのかの質疑に、年じゅう継続的に使用する場所で、例えばロビーとか廊下などLEDは効果的だと思うが、継続して使用しない場所についてはなじまないと考えているとの答弁。

保健体育施設利用対策費190万円の中身はの質疑に、宿泊規模で利用団体へ補助金を出している。補助額は延べ500人以上の宿

泊で30万円、300名以上で20万円、100名以上で10万円であるとの答弁。

学校施設開放事業について、補助金交付のあり方は統一されたのかの質疑に、平成22年度から本庁一括で統一した形で実施しているとの答弁。

以上が本委員会に付託された所管分に関する説明及び質疑、答弁です。

質疑を終了し、討論を行ったところ、市民の願いは、市税や国保税などの負担を軽くしてほしい、景気をよくし、安心して働ける場所や、安定した仕事につきたいというのが多くの人の願いである。しかし、23年度予算は、市民の願いや声にこたえた予算内容になっていないとの理由で反対討論がなされました。

そのほかの討論はなく、採決の結果、議案第29号の文教厚生常任委員会に付託された部分については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第29号平成23年度日置市一般会計予算の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月8日の本会議におきまして、本委員会所管にかかわる予算を分割付託され、3月9日、10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、農業委員会局長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案されました予算のうち、農業委員会を含む農林水産業にかかわる予算総額は8億688万4,000円にしようとするもので

あり、前年度当初予算と比較すると1,691万6,000円、2.1%の減額であります。

まず、農業委員会における予算は6,485万8,000円で、前年度より1,250万1,000円の増額であります。

歳入の主たるものは、県補助金として農業委員会補助費、農地制度実施円滑化事業費、雑入として、農業者年金業務委託手数料、農地保有合理化事業等の委託金であります。

歳出の主なものは、報酬費として農業委員定数28名分であります。賃金は、各支所で行う年金受給者の現況届の事務、経営移譲に伴う調査、農地制度実施円滑化事業業務に伴う補助筆耕費であります。報償費として、農地等利用の紛争における和解仲介の謝金、農業者年金新規加入推進活動の謝金、担い手農家結婚支援モデル事業、農地制度実施円滑化事業にかかわる謝金、担い手農家結婚祝い金等であります。

委託料としては、農地基本台帳システムと農地地図情報システム等を統合した農地情報管理システムの保守業務、担い手農家結婚支援モデル事業のふれあい交流会開催に伴うものであります。

次に、農林水産業にかかわる予算は、総額7億4,202万6,000円で、前年度当初予算と比較すると2,941万7,000円減額しようとするものであります。その内訳は、農業費は前年度より384万5,000円減額し、6億3,722万円、林業費は、昨年度より2,749万円減額の8,987万円。水産業費は、前年度より191万8,000円増額の1,493万6,000円であります。

それでは、主な歳入、歳出について申し上げます。

まず、主な歳入は分担金として、土地改良施設維持管理適正化事業として、田代地区畑かん施設ポンプ修繕に伴うものであります。使用料としては、農村センター、伊集院森林

公園、県養蚕試験場跡地の新規就農者、担い手農家の研修農場の活用によるものであります。県補助金として、中山間地域等直接支払交付金事業、市内95地区分、活動火山防災営農対策事業、産地づくり対策事業として中川いちご生産組合に。また、農業農村整備対策事業として、日吉地域の御伊勢殿地区のかんがい排水ため池工事への補助であります。委託金としては、松くい虫特別防除事業費であります。

雑入としては、チェスト館、蓬莱館の指定管理者納付金、土地改良事業団連合会からの田代地区茶園の防霜用送水ポンプ補修工事に伴うものであります。

次に、それぞれの主な支出について申し上げます。

まず、農業総務費は、総額2億1,935万8,000円で、前年度と比較すると1,364万2,000円の増額であります。

委託料として、新規事業の直売所経営強化対策推進事業による営農技術者4名分、継続事業として修学旅行生のグリーンツーリズム推進事業、二地域住居、地域間交流推進による雇用創出事業であります。負担金として、日置市農業公社への運営負担金等であります。

次に、農業振興費として、総額1億4,795万6,000円で、前年度と比較すると1,040万4,000円の減額であります。報酬費として、農業後継者就農祝い金5名分、委託料として、農政推進特別指導委託料1名分であります。補助及び交付金として、中山間地域等直接支払交付金事業の26地区増の95地区、農家数延べ3,132名、対象面積721.8haに伴うものであります。投資的経費としては、活動火山防災営農対策事業、産地づくり対策事業として、中川いちご生産組合のハウス5棟の建設、暖房機施設整備によるものであります。新規事業として、国の補助対象事業（受益面積1ヘクタール以上）

では事業化が難しいため、単独助成事業として、鳥獣害電気柵補助事業費であります。

畜産業費は3,309万1,000円、前年度と比較すると398万6,000円の増額であります。主なものは、口蹄疫、鳥インフルエンザに苦慮している畜産農家に対する畜産技術指導監1名分の賃金、受精卵移植技術事業委託料、受精卵移植用供卵牛1頭の導入、和牛削蹄推進事業の補助であります。

農地費は、2億1,193万9,000円で、前年度と比較しますと747万5,000円の減額であります。主なものは、日吉地域の県営かんがい排水事業の野首原地区44haの畑地帯総合整備に伴う事業計画等の委託料、新規事業として伊集院地域玉田地区、吹上地域印口地区の河川工作物応急対策事業の計画書作成業務の委託料であります。

工事費として、土地改良施設維持管理適正化事業の東市来田代地区の茶園の防霜用の送水ポンプ工事、県農業農村活性化推進施設整備事業による日吉地域御伊勢殿地区ため池整備事業であります。

林業費の主なものは、投資的委託料として、松くい虫駆除事業、有害鳥獣捕獲事業であります。

水産事業の主なものは、水産業振興費として、江口、吹上漁協種苗放流事業の補助、施設維持修繕料として、江口蓬莱館のクーラー取りかえ修繕、工事請負費として吹上漁港の航路浚渫工事であります。

農林水産施設災害復旧費は1,493万6,000円、前年度と比較しますと1,645万9,000円の減額であります。歳入は、県補助金、歳出は、4地域の災害発生に伴う測量設計業務委託料及び補助対象と単独の工事費であります。

次に、建設課については、歳入、歳出を総額20億6,144万1,000円、前年度の当初予算と比較しますと、2億493万8,000円、9%減額しようとするもので

あります。

歳入の主なものは、土木使用料として電柱等の道路占用料、公営住宅の使用料及び滞納繰越分、公営住宅駐車場使用料及び滞納繰越分であります。

土木手数料として、屋外広告物許可、優良住宅造成認定申請手数料。国庫補助金として、活力創出基盤交付金の街路事業分の伊集院駅周辺整備、土地区画整理事業分であります。すべての補助率60%であります。住宅費国庫補助金として、がけ地近接等危険住宅移転事業及び公営住宅家賃対策等、また、公園等国庫補助金として、公園長寿命化計画事業の予備調査にかかわるもの等であります。県負担金としては、大里川の公共施設管理者負担金であります。県補助金としては公共団体土地区画整理事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、また、県委託金として、水門管理3カ所分、建築許可確認指導取り締まり、建築物実態調査費分であります。財産貸付収入として、一般住宅貸付収入18団地52戸分であります。雑入として、土地区画整理事業に伴う保留地3筆分の処分費であります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時ちょうどといたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

上園哲生産業建設常任委員長の報告をお願いいたします。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

それでは、建設課の歳出について、引き続いてご報告させていただきます。

次に、歳出の主なものは、土木総務費は8,464万5,000円で、前年度と比較す

ると、948万2,000円の減額であります。委託料として、土木積算システム保守点検業務、使用料としての土木積算システムが主なものであります。

次に、道路橋梁費は2億2,063万1,000円で、前年度と比較しますと3億2,057万7,000円の減額であります。

総務費としては、市道台帳整備委託料、道路台帳管理システム保守業務が主なものであります。

道路維持費は、道路維持作業費20名分の賃金、報償費として、市道愛護作業175自治会、597kmに対するものであります。委託料は、市道の植栽管理や路側伐採業務に伴うものであります。

道路新設改良費は、委託料として辺地対策事業2路線、過疎対策事業3路線、工事請負費は辺地対策事業吹上地区の永野竜之瀬線の1路線、過疎対策事業4路線は東市来地域皆田鉾谷線、尾木場樋脇線の2路線、日吉地域坪線、吹上地域赤仁田日添線の計4路線、公有財産購入費で、辺地対策事業費2路線は伊集院地域小間線、吹上地域竜之瀬平鹿倉線の2路線、補償金として辺地対策事業2路線、過疎対策事業3路線分が主なものであります。

河川費は604万3,000円で、前年度と比較しますと2,313万1,000円の減額であります。主なものは、報償費として、河川愛護作業123自治会174kmに対するものであります。また、委託料は河川堤防伐採、水門管理委託に伴うものであります。

都市計画費は、12億1,684万8,000円で、前年度と比較しますと2,144万6,000円の増額であります。

土地区画整理費の主なものは、投資的委託料として湯之元第一地区20戸の建物調査、徳重地区の18.2haの出来高確認測量、まちづくり交付金事業が、平成23年度で終了することに伴う都市再生整備計画事後評価事

業であります。工事請負費は、補助事業（交付金事業）として、徳重地区の大久保橋側道橋上部工事、湯之元第一地区の道路築造工事、単独事業として、宅地整地工事、道路築造工事であります。補償金として、徳重地区6件、湯之元第一地区17件の建物等移転補償、家賃減収等の補償であります。

街路事業費は、委託料として、伊集院駅整備にかかわる自由通路、南口広場、駅舎等の設計、さらに工事請負費として、伊集院駅北口広場4,000m²の整備工事、使用料及び賃借料として、小城線仮設雨水ポンプ借り上げ料であります。

公園費としては、委託料として、公園長寿命化計画予備調査、都市公園管理業務。工事請負費として、都市公園遊具補修整備費、報償費として第28回全国都市緑化かごしまフェア市町村デーステージ出演にかかわる謝金であります。

特殊地下壕対策事業は、東市来地域の地下壕入り口封鎖工事10カ所分であります。

住宅費は、5億3,327万4,000円で、前年度と比較しますと2,680万6,000円の増額であります。

住宅建設費として、社会資本整備総合交付金を活用し、委託料、工事請負費として、上市来、和田、花熟里の新築工事、新規公営住宅地、美山の土地鑑定評価、用地測量、建築設計等であります。さらに、公有財産購入費として、美山の土地購入費であります。

住宅対策費は、投資的経費として、がけ地危険住宅移転費1件分であります。

公共土木施設災害復旧費は1,700万円で、前年度と比較しますと73万3,000円の減額であります。

次に、主な質疑の概要について報告いたします。

まず、農業委員会において、農地制度実施円滑化事業による耕作放棄地の解消の実績、

現状、また、小規模な迫田、山間の土地利用の今後の取り組みについての質疑に対し、平成20年度の耕作放棄地の全体調査の後、年1回利用状況調査を9月、10月に実施している。平成22年度に解消された耕作放棄地は、10.2ha、新たに耕作放棄地と確認されたのが1.3ha、実質解消は8.9haである。市内全域で確認されている全放棄地、遊休農地が482haあり、耕作放棄地の地主、耕作者に耕作するよう指導する傍ら、担い手農家が減少したり、高齢化しているのが、農業法人や企業の参入を図り、面的集約を促進してきている。小規模な迫田、山間の日当たりや、水はけの悪い土地は、台帳地目上は田、畑になっているが、戦後食料難時代の田、畑で、近くの住民に管理をお願いしているが、現状は手が届かない厳しい状況であるとの答弁でありました。

担い手農家支援モデル事業の募集PRはどのように行っているのかとの質疑に対し、新聞社が発行している「フェリア」という情報誌が新聞をとっていない家庭にも配られているとうことで、一番効果があったと感じているが、その情報誌への掲載やチラシの本市全戸への回覧、企業事務所へのポスター掲示、新聞のイベント等の記事への掲載を行ったとの答弁でありました。

次に、農林水産業所管にかかわる質疑は、口蹄疫、鳥インフルエンザの今後の予防対策はどの質疑に対し、自衛防疫協会によると、家畜は自衛防疫が基本である。昨年のように、当事者だけでは自衛しきれない部分に対して、消石灰の配布など組織的な連携を図った。今後は、家畜係各支所1名体制を考えているので、家畜業務に学識経験豊かな畜産指導監を月20日程度委託するとの答弁でありました。

養蚕試験場跡地の管理運営をどのように考えているのかとの質疑に対し、県有地で畑地面積2.6haが、平成23年4月無償譲渡され

る。これまで国分酪農が無償管理してきた経緯があり、1.8 haは牧草地として国分酪農が使用し、残り0.8 haは市で加工ネギ部会と協議して、小ネギの植えつけを行い、JAを通じ餃子の王将へ出荷予定である。また、中核農家、新規就農者への研修農場として計画しているとの答弁でありました。ちなみに県は、10年間は農地として利用することが約束とされ、違反すると違約金が発生することでありました。

有害鳥獣捕獲対策について、イノシシ、シカの被害が増加しているが、猟友会の会員の高齢化が進み、今後の捕獲業務はどのような対応を考えているのかとの質疑に対し、猟友会会員の確保については、明確な対策や対応がないのが実情である。今後は、自衛策として、農家のわな免許の取得など、農産物生産者自身による防衛も必要と考えている。そこで、農地の周りに電柵の設置補助も予算計上し、普及啓発を進めていく。また、大型鳥獣捕獲は犬も必要であるので、狩猟犬の注射費用を援助するとの答弁でありました。

指定管理者納付金について、チェスト館は前年度と比較すると、入客数、売り上げが1割ほど減であると聞くが、納付金への影響、また直売所の商品の出し方、陳列状況、販売方法などについてどのように認識し、対応しようと考えているのかの質疑に対し、チェスト館の納付金については、現段階では平成22年度の数値が確定していないので、今後の推移を見守るが、収益が落ちてきていることは認識している。直売所に生産物を出せば、売れる時代は過ぎたと感じている。そのため、技術指導員を配置し、品質の統一、量を年間を通して計画的に行うため、生産農家へ出向き、生産物の出荷時期、品質、量等を指導したいとの答弁でありました。

建設・土木所管における質疑は、街路事業の伊集院駅周辺整備にかかわるJR九州との

資金的負担も含め、どのように協議していくのかとの質疑に対し、JR九州の負担分は、概算で見通しはつけている。今後詳細な詰めをしていく。また、事業費も概算で算出し、実際工事に入ったときに、協定を毎年結んで契約をしていき、また、駅前広場の管理区分も決めていく予定であるとの答弁でありました。

公営住宅の入居条件として、子供がいる世帯、入居年数、所得制限等があるが、どのように検討しているのかとの質疑に対し、補助事業で整備し、公営住宅法が適用されるため収入基準は変えられない。入居募集の仕方は、子育て世帯を優先的にする方向で考えているが、入居年数は鹿児島市などは、地域活性化の住宅として、中学3年生までとか、15年間とか決めているようであるが、今後の検討課題であるとの答弁でありました。

土地区画整理事業の徳重地区と湯之元第一地区の今後の課題と保留地処分計画をどのように考えているのかとの質疑に対し、徳重地区は、平成24年までの計画であり、今年度の補助事業は、県道大久保橋の上部工を実施する。保留地は13筆、面積1,740 m²で、契約済みが10筆、955 m²、未契約が3筆、784 m²である。そのうちの2筆は、隣接地権者の要望による随意契約、残り1筆が抽選になる。

湯之元第1地区は、補償移転交渉が進まないことには事業は進まない。平成23年度は20戸を予定している。あと、河川と道路の協定関係もあり、大里川の改修と湯之元駅前通りの進捗状況が焦点となる。保留地は1,750 m²、先行取得で確保しているものが11筆3,288 m²である。保留地の考え方は、従前地の住宅が100 m²以下が多かったので、希望される方は100 m²までは復帰するという形で売買する。いずれにしても、大きな街区整備が済まないことには、処分はできないと

の答弁でありました。

公園長寿化計画の予備調査の最終的な目的は何か、対象になる公園はどの程度かとの質疑に対し、調査はバリアフリーの状況や施設の老朽化の状況を主に調査する。予備調査を行い、長寿命化計画の策定につなげていく。対象は市内全52カ所の都市公園であるとの答弁でありました。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管部長、農業委員会局長、課長等の説明、関係資料等で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第29号平成23年度日置市一般会計予算の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第29号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第29号平成23年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

日置市23年度の当初予算は、市税の収入のほとんどが借金返済に消えていきます。この予算に市の財政の厳しさが非常によくあらわれております。そして、市民の暮らしも厳しく、収入がふえない中で、貧困と格差はますます拡大し、苦勞して生活をしております。

市民の願いは、市税や国保税などの負担を軽くしてほしい、景気をよくしてほしい、安

心して働けるようにしてほしい、安定した仕事につきたいということです。こういった市民の願いや声にこたえて、未来に希望がわくような23年度の予算になっているのかどうかという視点で見たときに、残念ながらそうはなっていないと言わなければなりません。国保税の値上げなどで市民を苦しめる予算となっていると言わざるを得ません。

市民の願いという点では、不妊治療の助成、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの接種費用の9割を助成するための予算が新たに組まれるなどの点は高く評価をいたしますが、23年度も指定管理制度の導入が継続されます。公的な責任が放棄され、民間任せになり、住民サービスの後退につながり、雇用の悪化を招くなど、指定管理者制度は問題だと私は考えます。このことも反対の理由の大きなものでございます。

また、人権啓発事業費の37万8,000円は問題です。特定の団体、部落解放同盟にどうして市民の貴重な税金を支払わなければならないのか理解ができません。市民の納得は得られないと思いますし、私は認めるわけにいきません。

また、生きがい対応型デイサービスが22年度までは東市来と日吉地域で社会福祉協議会で実施されておりました。23年度から東市来は同じ地域内の民間の施設で実施されることになり、また日吉地域の生きがい対応型デイサービスについては、伊集院の民間施設で行われることになるとの説明でございました。遠くの地域まで行くのは大変ですし、同じ地域内でサービスを受けることができなくなれば、せっかく今喜んで利用されている方々が、サービスを受けにくくなることから、私はこの点も福祉の後退であると考えております。

以上のような理由から本予算に反対いたします。以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、梶康博君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（梶 康博君）

私は議案第29号平成23年度日置市一般会計予算に原案への賛成の立場で討論を行います。

ただいま、反対者は市税、国保税の軽減、指定管理制度への反対、人権啓発等の予算の削除等を求めておられるわけですけれども、平成23年度日置市一般会計予算は歳入歳出総額221億円となっています。

本市では、平成18年度から5カ年計画で行財政改革行動計画を策定し、議会や市職員定数の見直し等を実施し、一般会計総額200億円が適正予算規模であるとし、それをめどとしてきたところであります。しかし、政府にあっては長引く不景気脱却を図るため、国税収入の見込みが見込めない中、多額の国債発行による財源確保を見込み、平成22年度予算、同年度末補正予算、23年度予算の3段階の経済対策としており、本市予算はそれに基づいた設計されたものであります。

歳出では、義務的経費として総額128億6,719万円、投資的経費で総額27億684万円、その他の支出として65億2,595万円となっております。そのほかの中で、ただいま3常任委員長も詳しく説明がありましたように、市民生活に密着した多様な事業費は計上されております。

歳入においては景気低迷により市税は減少傾向にありますけれども、福祉費等の動向に伴う国・県の支出金、地方交付税は対前年度並みが見込まれておりますが、3月11日発生の東北関東大震災は、岩手、宮城、福島県の太平洋沿岸は壊滅的惨事で、死者、行方不明者は3月27日現在2万7,000人を超え、3万人を超える可能性もあります。

今回のこの大地震は1,000年に1度あ

るかないかの空前の大災害でありますので、平成23年度予算の執行にあたっては国会の動向も踏まえ、市長の施政方針にある第2次行政改革に取り組み、住民サービス向上とコスト削減を目指すと言われておりますので、さらなる行政改革を推進されることを期待し、賛成の討論といたします。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第5 議案第31号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第6 議案第35号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第7 議案第36号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第8 議案第39号平成23年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第9 議案第40号平成23年度日置市後期高齢者医療特別

会計予算

△日程第10 議案第41号平成23年度日置市診療所特別会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第4、議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算から日程第10、議案第41号平成23年度日置市診療所特別会計予算までの7件を一括議題といたします。

7件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第30号、第31号、第35号、第36号、第39号、第40号、第41号について、委員会審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

7つの議案は、去る3月8日の本会議におきまして本委員会へ付託されました。それを受け、3月9日、10日、11日、3月14日の4日間、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと委員会を開会し、担当部長、課長等からの提案理由の説明を受けた後、質疑を行い、審査いたしました。

初めに、議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算から申し上げます。

23年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億1,577万9,000円で、昨年度対比7億9,320万4,000円の減額です。

予算内容については、一般管理費の主なものは国保連合会へ委託しているレセプトなどの電算処理料である。また、医療費適正化特別対策費の中のレセプト点検委託料については、23年度から歯科にかかわるレセプト点検員を賃金で雇用する。同じく、印刷製本費115万5,000円は、現在の医療費の状況や国保の仕組みなどを掲載した医療費抑制パンフレットを1万枚作成し、22年度分の決算が終了する秋口に国保世帯を対象に配布

する計画であるとの説明でありました。

一般被保険者療養給付費の負担金32億5,668万2,000円は、一般被保険者の医療費見込みの公費負担分であるが、平成22年度の実績見込みに2%の上昇率で試算すると36億円の支出が見込まれる。したがって、約3億5,000万円の不足分については、国保税率改正後、財源が確保された時点で補正をさせていただきたいとの説明でありました。

次に、葬祭費240万円については、平成21年度実績の81件をもとに100件を見込んだ出産育児一時金2,100万円は、同じく21年度実績40人をもとに50人分を見込んだとの説明。

7款1項1目の高額医療費共同事業拠出金の1億2,411万7,000円は、1件当たりの医療費の額が80万円を超える医療費について、保険者からの請求に基づき国保連合会から交付される共同事業の財源に充てるため、22年度見込み相当額を計上したとの説明。

同じく2目の保険財政共同安定化事業拠出金7億7,610万円も、1件当たりの医療費の額が30万円を超える医療費について保険者からの請求に基づき、国保連合会から交付される共同事業の財源に充てるため、22年度見込み相当額を計上したとの説明。

特定健康審査等事業費の一般賃金、88万2,000円は追跡調査にかかわる保健指導を受けた方のその後の状況を把握するため23年度から実施するとの説明。

同じくその他委託料2,199万9,000円は、特定検診及び特定保健指導にかかわる委託費で、平成21年度は受診率が21.1%であったため、受診率の向上を図るため22年度に続き23年度も個別検診と集団検診の2本立てで行う予定である。また、その中の動機づけ支援委託料200万円は、生活

習慣を見直すサポートが必要な方、いわゆる動機づけ支援が必要な方について特定保健指導を委託するもので、初回面接、中間面接、最終面接の計4回の面接と実績データの作成等を委託するもので、200人分を予算計上したとの説明でありました。

歳入の国保税9億1,543万1,000円は、一般退職被保険者が支払う保険料で昨年度対比1,786万1,000円の減額となっているとの説明。

次に、質疑について申し上げます。

医科と歯科にかかわるレセプト点検は、年間どれくらいあるのかの質疑に、年間で医科については20万件、歯科については1万8,000件くらいあるとの答弁。

医療費と国保税の動向はの質疑に、医療費は平成21年度実績で36億円、また平成22年度で36億9,000万円を見込んでいる。また、国保税については毎年被保険者数は約300人減少し、税額で4,000万円程度減となっている。それに対し、医療費は横ばい状態であり、1人当たりの医療費が高くなっていることがうかがえるとの答弁。

国保税の滞納徴収に回った実感はの質疑に、260件回ったが市の説明不足の部分もあったのではと感じている。しかし、生活苦で払えない人もいる。見極めが必要、分割納付についても丁寧に指導していくとの答弁。

国民健康保険事業計画の中身はどういった内容かの質疑に、医療費の分析、ジェネリック医薬品の活用増、疾病内容の分析、がん検診の受診率を上げるための策など、計画に盛り込んでいくとの答弁。

質疑を終了し、討論を行ったところ、これまで高過ぎる国保税が市民の暮らしを圧迫し、苦しめているとして引き下げを要求してきた。財政が厳しいからと、これ以上市民に負担を押しつけるのは間違っている。今でもやっと国保税を払っているのに、さらに国保税が上

がれば払えなくなる人がふえるのは目に見えている。市民の立場から、本議案は反対するとの理由で反対討論がなされました。

そのほかの討論はなく、採決を行ったところ、議案第30号については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,100万円で、昨年度対比936万2,000円の増額です。

初めに、歳入の施設介護サービス収入は、介護保険の9割相当分と利用者の自己負担1割分で、昨年度対比919万2,000円の増を見込んでいる。また、短期入所サービスのショートステイ利用収入は、同じく保険給付分と自己負担分で昨年度対比16万8,000円を増額計上した。なお、この収入見込みは昨年度と比較し、延べ利用者がふえる見込みにより936万円増額計上しているとの説明でありました。

そのほか、平成22年度分の繰越額500万円を計上したが、繰越額については今後実績に伴い補正で対応していくとの説明。

一方、歳出の主なものは、正規職員13名と臨時職員37名分の人件費と、施設運営に必要な光熱水費やおむつなどの需用費、また委託料ではスプリンクラー設置に関する設計管理委託料や宿直委託料等である。また、工事請負費についてはスプリンクラーの設置義務が消防法で平成24年の3月までとなっていることから、その工事費に4,140万円、またショートステイの屋根防水工事に150万円を計上したとの説明。

また、起債残高については、ショートステイの居室を増築したときの3,370万円の起債が1件で、残額は23年度末で1,706万円、償還終了は平成30年まで

となっているとの説明でありました。

問題とするような質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第31号については全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号平成23年度日置市温泉給湯事業特別会計について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ482万7,000円で、前年度対比5万1,000円の減額となっています。

予算内容につきましては、歳入の主なものは温泉使用料で335万7,000円、内訳については日置市が吹上砂丘荘を含め、7温泉施設へ1リットル当たり月額1,780円で、温泉を供給することで、各施設が支払う温泉使用料である。また、一般会計からの繰入金145万2,000円は、旧吹上町が温泉掘削をしたことに伴い、湯量が減少した分を市が補てんする額で、1リットル当たり月額1,780円の1月68リッターの12月分であるとの説明でありました。

一方歳出の主なものは、施設維持管理に伴う委託料で95万2,000円、光熱水費や施設維持修繕料などの需用費で295万8,000円、予備費で56万3,000円を予算計上しているとの説明でありました。

質疑については、市が民間へ温泉を供給することで使用料をもらっている自治体がほかにあるのかの質疑に、霧島市で条例を制定し、霧島の温泉地域で似たような事業は実施していると答弁。

質疑を終了し、討論を行ったところ、討論もなく、議案第35号については全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号平成23年度日置市公衆浴場事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ109万

9,000円で、前年度対比4万3,000円の減額です。

予算内容につきましては、歳入の主なものは指定管理者が市へ納付する108万円である。

歳出については、施設維持修繕料を90万円、火災保険料4,000円、基金への積立金を1万6,000円、残りの17万9,000円を予備費へ計上していると説明。

質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第36号については全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号平成23年度日置市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,619万9,000円で、昨年度対比3億8,738万9,000円の増額となり、8.47%の伸びとなっています。

提案理由の説明につきましては、予算増額となった主な歳出は1款総務費では新しく設置される介護関係施設が開設当初から問題なくサービスが提供できるよう、例えばベッドの購入とか、そういうものです。そういうものの準備に助成する施設開設準備経費助成特別対策事業費7,140万円が新たに加わったことで、前年度より296万円の増となっている。

2款の保険給付費では、前年度の給付費をもとに介護認定者の増に伴う介護サービス利用者増額分と新しく整備される看護施設の増額分を考慮し、前年度より3億7,414万円の増額となっている。また、内訳については前年度と比較して居宅介護サービス給付費で1億4,500万円、地域密着型サービス給付費で4,640万円、施設介護サービス給付費で1億5,380万円、居宅介護サービス計画給付費で1,550万円、高額医療合算介護サービス費で1,450万円を増額

していると説明でありました。

5款地域支援事業費では1,101万円を増額した。その中でも介護予防費のうち2次予防事業、これは前年度までは特定高齢者施策事業と呼んでいましたけど、今年度からは2次予防事業ですね、この2次予防事業の通所教室を前期高齢者と後期高齢者に区別して実施することで、教室への参加を多く促し、要介護状態にならないための予防教室の充実を図るため、557万2,000円と増額したとの説明でありました。

また、総合相談事業では、日置市社会福祉協議会から派遣していただいていた社会福祉士が育児休暇から復帰することによる人件費分443万9,000円を増額。

また、歳入では保険給付費及び地域支援事業費の対前年度増額計上に見合う財源を、その負担率・補助率に応じて国・県・支基金・日置市の負担額を前年度に比べ増額計上したとの説明でありました。

質疑につきましては、国が進めている認知症サポーター養成講座の平成22年度の実績状況はの質疑に、毎月中央公民館で実施しているが、平均で15名程度の参加がある。グループホーム等の見学も実施しているとの答弁。

質疑を終了し、討論を行ったところ、討論もなく、議案第39号については全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,719万7,000円とするものです。

予算の中の主な歳入については、後期高齢者医療保険料3億7,565万9,000円は、特別徴集分、普通徴集分及び滞納繰越分である。

また、一般会計からの繰入金2億624万5,000円は、事務費と保健基盤安定繰入分である。

また、雑入で受けている重複・頻回受診者訪問指導事業補助金については、広域連合からの補助金で、広域連合からデータが来るので、それをもとに指導している。ちなみに平成21年度の改善割合は44.9%であったとの説明。

一方、歳出の主なものは広域連合への納付金5億7,058万7,000円で、被保険者の保険料と保健基盤安定分担金であるとの説明。

質疑もなく、討論を行ったところ、討論もなく、議案第40号については全委員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第41号平成23年度日置市診療所特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,779万3,000円とするもので、昨年度対比2億2,007万2,000円の減額となっています。なお、減額の主な要因は医師1名体制により、入院患者を受け入れないことと外来診療収入の減が主な要因であります。

予算内容については、歳入の主なものは診療収入5,623万5,000円で、内訳については外来診療収入とインフルエンザなどの予防接種や青松園定期健診委託料、職場検診などのその他委託料収入である。なお、外来患者は1日30人の289日を見込んで予算計上した。また、青松園定期健診は1人5,000円の80人の12月分を計上したとの説明でした。

手数料160万円については、診断書料及び介護保険・身障者主治医意見書等の手数料であるとの説明。

一般会計繰入金5,990万4,000円は、事業運営等に関する交付税措置分710万円と

歳入不足を補うための5,046万7,000円、及び事業債償還金繰入金233万7,000円であるとの説明。

歳出の主なものは、給与職員手当共済費の5,167万1,000円は、事務員2名看護師3名、放射線技師1名分であるとの説明。賃金の2,388万円は、医師1名と受付事務2名、清掃員1名分である。謝金の449万4,000円は、非常勤医師謝礼分であるとの説明でした。

ほか、運営経費については、光熱水費で458万7,000円、医療事務業務や白衣の洗濯、合併浄化槽管理等の委託料で336万2,000円、医薬材料費や臨床検査業務委託料などの医業費関係では1,933万4,000円を予算計上したとの説明。

次に、質疑の主なものにつきまして申し上げます。歳入で受けている職場検診の健康診断料270万円の中身はの質疑に、職場名ではウメの里・社会福祉協議会・大和電機の3団体で人数では約150名分の健康診断料であるとの説明。

ほかにもまだ多くの団体があるが、呼びかけはの質疑に、新たな働きかけは行っていないとの答弁。

X線CT装置保守点検業務委託費147万円は入札にかけたのかの質疑に、熟知したメーカーでないと点検等が難しい。また、部品交換等が必要になっても無料で交換してくれるため随意契約となっているとの答弁。

新しいのにどこまで点検が必要なのか、また部品交換が発生しているのかの質疑に、まだ部品交換まではないと思うが、万が一の場合もある、の答弁。

1,500万円で買ったものを、年147万円の保守点検料は高い、ほかの医療機関などの実態も調査したのか、また購入の段階で条件はつけられなかったのかの質疑に、ほかの医療期間の調査を行っていない。物品の購入なので、現行制度では保守点検料までつけら

れなかったとの答弁。

あと、医師の賃金と非常勤医師謝金の根拠はの質疑に、医師については週4.5日勤務で、1月150万円の12月分で1,800万円、非常勤医師については週0.5日勤務で積算してあるとの答弁。

民間の場合、多いところでは1日100人程度の外来患者を診るのは一般的であるが、何を基準に1日30人の外来見込みとしたのかについての質疑に、ふえる可能性はある。それについては医師も柔軟に対応されていくとの答弁。

質疑を終了し、討論を行ったところ、23年度より医師1人体制により入院なしで外来診療となることは、日吉地域における医療福祉の大幅な後退であるとの理由で反対討論がだされました。それに対し、賛成討論はなく、採決の結果、議案第41号については賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、7議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第30号について、討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

この当初予算には、まだ具体的な値上げ額や率などは示されておりませんが、23年度は値上げの計画があります。これまで、私は

高過ぎる国保税が市民の暮らしを圧迫し、苦しめているとして引き下げを要求してまいりました。払えない世帯もふえています。

私は、何事にも優先して引き下げを行うべきと考えます。財政が厳しいからと、これ以上市民に負担を押しつけるのか間違っています。今でもやっと市民は苦勞して払っています。市民の生活の実態を見れば、払えない人をさらにふやすことになるのは目に見えています。私は、高過ぎる国保税の引き下げを願う市民の立場で、また市民の命と健康、暮らしを守る議員として、この予算に反対をいたします。

以上です。

次に、東福泰則君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（東福泰則君）

私は、議案第30号平成23年度日置市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

23年度当初予算は、歳入歳出を60億1,577万9,000円にしようとするものであります。国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や介護給付金を合わせた保険税の収納率向上対策に取り組む一方、保険財政は収支両面にわたる構造的な問題により、極めて厳しい状況にあります。

このことは、年々増加傾向にある医療費の伸び、及び国保加入者の状況を考慮すれば、最低限の予算編成策であると考えます。

今後、財源確保という面において国保税の見直しなども余儀なくされている現状であります。そのような理由で賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

40号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第41号について、討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第41号平成23年度日置市診療所特別会計予算に対する反対討論を行います。

23年度より医師1人体制になり、入院なしで外来のみの診療となることは、日吉地域における医療福祉の大幅な後退であると私は考えます。私は、この予算を認めるわけにいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、東福泰則君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（東福泰則君）

私は、議案第41号平成23年度診療所特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

今年度より医師の確保が困難の中、1名体制になり大きく変化する中、地域医療を守るという点から、一般会計からの繰り入れをして運営を余儀なくされています。診療収入の増を図る努力を期待するとともに、今後のあり方も含め必要最低限の予算編成だと考えます。

以上の理由をもって、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する

委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分といたします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 議案第32号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第12 議案第33号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第13 議案第37号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第14 議案第38号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第15 議案第42号平成23年度日置市水道事業会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第11、議案第32号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算から日程第15、議案第42号平成23年度日置市水道事業会計予算までの5件を一括議題といたします。

5件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

[産業建設常任委員長上園哲生君登壇]

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第32号から議案第42号までの産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る3月8日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、3月10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び資料を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第32号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出総額は6億4,468万6,000円とし、前年度と比較しますと4,381万8,000円の増額であります。その増額の要因は、処理場の修繕工事、つつじヶ丘団地幹線築造工事の補助事業の増額、処理場の長寿命化計画作成等の委託業務であります。歳入の主たるものは事業費負担金として、平成23年度は猪鹿倉1万5,549m²、下谷口4,037m²、ニュー八久保台1万2,443m²の受益者負担金、下水道使用料は平成23年度分から料金改定を行うことで2,500万円の増額、国庫補助金として未普及解消下水道事業、地震対策下水道事業、水質保全下水道事業ですべて50%補助であります。一般会計繰入金は起債償還分と事業費分であります。

算出の主たるものは、維持管理費として29年間使用してきた終末処理場のポンプ場運転操作電気設備等の修繕工事、委託料は処理場ポンプ場等の維持管理業務の委託であります。年中無休の24時間体制で行っております。下水道整備費の工事請負費は区画整理地区の管渠築造工事やつつじヶ丘団地幹線管渠築造工事であります。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。つつじヶ丘団地にかかわる管渠工事で補助分はわかるが単独工事はどのようなものかとの質疑に対し、基本的な幹線は整備局や県

の許可がされているが、工法等的には細かな協議が済んでおらず、詳細を今後決めていく中で補助対象とならない部分に対応するための単独費であるとの答弁でありました。

ことしから使用料の値上げが行われるが、この料金改定の増収で全体の経営計画の維持管理費や一般会計繰入金の今後の推移はとの質疑に対し、国の目指す20m³当たり3,150円に向かっていかなければならないと考えるが、職員の人員削減も合併時より25%と進んでいるが、今後さらなる経営努力を行い、元利償還金に対する交付税措置費40%などあらゆることを考慮に入れ、今後の料金改定が必要なのか推移を見ていかなければならないとの答弁でありました。

事業負担金には平成18年度以前の受益者負担金も含まれているのかとの質疑に対し、平成18年度以前の分もあると考える。過去には面的にある程度建物が建築されたら負担金をかけていたが、団地が開発されたらすぐかけていかないと後でトラブルということもあり、おくれた分については早急にかけていくとの答弁でありました。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了。討論にしましたが討論はなく、採決の結果、議案第32号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計予算は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出総額3,774万4,000円とし、前年度と比較すると266万9,000円増額しようとするものであります。歳入の主たるものは、使用料と一般会計繰入金であります。歳出の主たるものは、維持管理費は10年が経過していることから、機器等の劣化に伴う修繕料、内訳は濃縮汚染供給ポンプ取りか

え、汚水ポンプ取りかえであります。手数料は汚泥処分手数料、委託料は処理施設及び中継ポンプ施設の機能保持のための施設技術点検委託等であります。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。歳入の使用料が人口減少に伴い減っていく中で維持管理費等の修繕費がふえ、そのために一般会計繰入金もふえ、厳しい経営が予測されるが、今後の長期的運営をどう考えているのかとの質疑に対し、基金が約7,600万円ほどあるので、今後はそれを取り崩していきながらあわせて供用開始後10年たった施設において、更新等における補助事業を活用しながら機器等の延命を図っていききたい。また、使用料も基金の取り崩し状況を勘案しながら検討していきたいとの答弁でありました。そのほかにも多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第33号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計予算は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出総額は58万8,000円で、前年度と比較すると6万5,000円の増額であります。歳入の主たるものは水道使用料と財源不足に伴う一般会計繰入金であります。歳出の主たるものは役務費として浄水50項目、原水39目、指標菌22目の水質検査手数料と委託料としてメーター検針、水質検査であります。

質疑の概要について申し上げます。現業でポンプが壊れた場合、扇住地区からポリ管を道路にはわせて緊急措置の給水体制をとることであるが、具体的にはどのようなものか、また給水車の対応は考えていないのかとの質疑に対し、日吉支所に水道のホースのよ

うなポリ管が800mほどあるので、緊急時には地表上をはわして住吉から久木野々の地区に引いてくる措置である。給水車は本庁に2台、他地区にもあることから準備はいつでもできる体制であるが、断水が長引いた場合に備えておきたい。いずれにしても早い時期に送水配管の工事に着手したいとの答弁でありました。

そのほか質疑はなく、所管部長、課長等の説明及び資料で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第37号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出総額は324万5,000円で、前年度と比較しますと84万3,000円の減額であります。歳入の主なものは、貸付金元利収入と歳出見込みに対する歳入の不足見込み額による一般会計繰入金であります。歳出の主なものは地債元金及び利子の償還見込み額であります。所管部長、課長等の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第38号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号平成23年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

水道事業の概要は、給水戸数2万1,910戸、内訳は東市来地域6,007戸、伊集院地域8,998戸、日吉地域2,520戸、吹上地域4,385戸、年間総給水量515万5,000tで、前年度より10万980tの減、1日平均給水量は1万4,123tで、戸数はふえてきているが使用料は減少している状況であります。

主な事業は、伊集院北地区未普及解消事業、配水管3,275m、配水池築造を行う。単独事業では配水池フェンス、消火栓設置等を行う。進捗率は金額ベースで約67%であります。日吉・吹上地域の台帳整備は最終年度となり、情報をデータ化して今後の水道施設の運営等に生かしていくためのものであります。

東市来地域の鍋山水系の水源確保のための削井工事、吹上地域の中央地区水量確保のためのろ過池浄水場改修工事、水源確保のための吹上地域北部中央地区、東市来地域の皆田地区、伊集院地域の清藤地区の電気探査を行う予定であります。

収益的収入・支出総額は7億5,341万1,000円で、前年度と比較しますと1,092万9,000円の減額であります。収益的収入の主なものは、営業収益としての給水収益7億739万7,000円、営業外収益としての一般会計補助金等であります。収益的支出の主なものは、配水及び給水費、減価償却費等の営業費用であります。資本的収入は3億1,448万1,000円で、企業債国庫補助金は伊集院北地区に係るもの、工事負担金は市道等の道路改良工事及び簡易水道工事に係る一般会計からのもの、市補助金は簡易水道起債元金償還の2分の1の一般会計からの補助金であります。資本的支出は6億5,929万9,000円で、建設改良費企業債償還金であります。前年度と比較しますと2,160万9,000円の減額であります。資本的支出額に対する不足額は利益剰余金の留保資金で補てんするものであります。

次に、主な質疑の概要について申し上げます。年間の総給水量の有収水率はどのくらいか、また漏水の状況、改善に向けてどのような対応をしているのかとの質疑に対し、有収水率は91%程度である。漏水の件数は平成22年度は1月末で全体で199件、地域別

では伊集院40件、東市来86件、日吉20件、吹上53件であります。漏水の改善には、全地域に遠方監視システムの整備を行い、配水量が異常に高いところがあれば漏水の可能性があると判断して対応をしているとの答弁でありました。

清藤工業団地内の水量の現状、確保は今後どのように考えているのかとの質疑に対し、清藤簡易水道は1日180トンの計画で、現在多いときで160トンを超える配水を行っているので10数トンしか余裕がない状況である。そのため電気探査を行い水源の有無や配水池の近くを把握して来年度には掘削を行い水量を確保したいとの答弁でありました。

そのほか多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第42号平成23年度日置市水道事業会計予算は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第32号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第34号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

○議長（成田 浩君）

日程第16、議案第34号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計予算を議題といたします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっています議案第34号は、去る3月8日の本会議で本委員会に付託され、3月10日に委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、3月11日に討論、採決を行いました。これから本案について本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額を2億5,000万円

とし、主な歳入は事業収入が2億4,336万8,000円で全体の97.3%を占め、そのほかは繰入金、繰越金、財産収入であります。歳出の98.8%は経営費で基金への繰入予定額1,800万円を加えた2億4,699万8,000円、残りが予備費となります。

まず、歳入では事業収入のうち食事料、宿泊料、売店売上料、飲み物料などの料金収入を社会動向など厳しさはあるものの、売上目標として前年度当初予算とほぼ同額を予算計上、また客室の網戸取りかえ、非常用照明設備、浄化槽工事などのために国民宿舎事業基金繰入金549万円を計上しています。

歳出については経営費で嘱託職員15名、パート、アルバイト42名の賃金が約8,200万円、賄い材料費、光熱水費、LPガスの燃料費などに約1億700万円を予定、また賃金に係る社会保険料が900万円、消費税など公課費に520万円と、工事請負費として繰入基金を財源に停電時の非常用照明の改修と浄化槽制御盤及び配線工事が約450万円で、それに各種委託料、需用費と合わせて2億2,900万円ほどが直接費用となります。なお、基金積み立ては1,800万円を計上しております。

次に、質疑の概要について申し上げます。婚礼の22年度実績は6組だが、予定数10組は多いのではないかと、また基金繰り入れと積み立ては相殺して計上できないのかとの問いに、婚礼の数は23年度の努力目標としての数字を計上した。繰り入れは当初から予定している施設の改修工事などに充て、積立金は年間の経営状況によって将来の資金需要に備えて積み立てるもので、総計予算として計上するので相殺は難しいとの答弁。

電気料は1,200万円必要かと、消費電力が少ない器具への買いかえなど時流に合った経営も必要と思うがとの問いに、客商売でもあり節電には限度があり、従来額を予定し

ている。しかし、極力節電していく。また、現段階においては太陽光発電など導入の計画は予定していないとの答弁。

経営について現場の支配人との打ち合わせなどは綿密になされているかとの問いに、支配人は民間出身者で企画力もあり努力をしている。定期的に協議しているが、社会情勢も厳しい中、より一層知恵を出し合っていきたいとの答弁。

ことしオープンする江口浜荘との競合もある、今後の宿舎の経営について、民間委託なども含めてその方向性を考えておく必要があるのではないかとの問いに、当然民間との競争になる、本来行政がやるべき事業なのか、泉源の問題なども含めて今後その方向性は協議されると思うとの答弁。

そのほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第34号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、江口浜荘のオープンも控えており、国民宿舎事業の今後について市の方向性を早目に検討することが大事との委員会の意見をつけ加え、ご報告いたします。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第34号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長

報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

△日程第17 陳情第1号国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第17、陳情第1号国民健康保険税の値上げを中止及び引下げを求める陳情書を議題といたします。

本件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました陳情第1号国民健康保険税の値上げ中止及び引下げを求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町野田2383番地、日置市の国保を考え、よくする会の松下兼文さんから提出されたもので、2月23日の本会議におきまして本委員会へ付託されました。それを受け委員会では3月14日、全員出席のもと、第2委員会室におきまして審査いたしました。

陳情内容につきましては、市長は昨年12月、国保税の値上げを表明された。しかし、長引く不況等の影響を受け生活している自営業者や年金収入だけに頼っている国保世帯にとっては国保税の値上げは今後大きな負担としてのしかかってくる。したがって、次の項目について陳情する。

1つ目に、市は国保税の値上げを中止し引き下げること。

2つ目に、一般会計の無駄をなくし国保会計に繰り入れること。

3つ目に、国保運営を透明化し、真に国保当事者を運営に参加されること。

4つ目に、国の負担率を以前の50%に戻すよう、政府に有効に働きかけること。

以上が提出された陳情内容です。

そこで、委員会では1項目ごとに所管課から説明を求め、現況がどういった状況にあるのか詳しく把握することにいたしました。その結果、60歳以上の多くは国保へ移り、その受け皿となっている。そのため加入者の平均年齢も年々上がっている。また、その一方で、被保険者の数は毎年約300人減少しており、保険税収入は約4,000万円減少となっている。しかし、その一方で、使う医療費は横ばいで推移している。このことは1人が使う医療費が年々ふえていることが裏づけられる。この問題を解決していくため、担当課でもさまざまな方策を講じているが、根本的な改善につながる見通しは立っていないのが現状です。

そこで、23年度は残っていた国保準備基金をほとんど繰り入れしたが、それでも前年との医療費実績を考慮すれば、約3億5,000万円の歳入不足が予測される。そこで、その財源不足を税率のアップと一般会計からの繰り入れで乗り切っていきたいというのが当局の考えである。

そこで、本委員会では使われている医療費の中身や法定外での一般会計から繰り入れしたときの問題点等さらに詳しく説明を求めた上で討論を行った結果、本市の医療費は県内でも高位置にあり、1人当たりの医療費も年々伸びている。このことは被保険者の意識改革による努力改善も必要である。しかし、不足する財源のすべてを税率アップに求めることは、今の国保世帯の生活実態から考慮しても難しい。また、国保財政等について審議

する委員会のメンバーの中には、被保険者も2名参加されていることから、国保当事者の運営参加を求める陳情は当たらない。また、逼迫している今の国保財政の問題は、国策や国庫負担の引き下げ等の影響も一因していることから、国へ負担割の増を求めることは議会としても必要であると認識するとの理由で、本陳情を総合的に検討した結果、不採択であるとの討論がなされました。それに対し、国保世帯の多くは所得も少なく、今も必死で生活している中で国保税を払っており、これ以上の負担増は納得できない。不足する分は行政責任で一般会計から繰り入れるべきであるとの理由で、本陳情は採択すべきであるとの討論がなされました。討論を終了し採決したところ、陳情第1号は賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。本件に対する委員長の報告は不採択です。

まず、山口初美さんの採択することに賛成討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は陳情第1号に対する賛成討論を行います。この陳情は日置市の国保を考え、よくする会から署名とともに提出されました。さきの12月議会において、市長が国民健康保険税の値上げの方針を表明されました。もともと国保の加入者負担額は所得割以外に社会保険や公務員共済にはない世帯割、均等割、固定資産割負担分が加算されるという不公平な

実態があり、このため国保税はほかの健康保険負担額の2倍にもなる金額になっており、根本的な解決が求められています。長引く不況のもとで自営業の方には国保税の負担が重くのしかかっています。また年金収入、年金生活の方には加齢とともに医療費がふえています。家計をやりくりして何とか国保税は払うけれども病院の受診は手控える、減免になっても年間数万円の国保税はきつい、頑張って収入を得てもその1割以上の国保税は高過ぎる。命と健康を守りたいという市民の声は切実です。

陳情項目として、1つ、国民健康保険税の値上げを中止し引き下げること。2つ、一般会計の歳出の無駄をなくし国保会計に繰り入れること。3つ、国保の運営を透明化し、真に国保当事者を運営に参加されること。4つ、国の負担率をもとの50%に戻すよう政府に有効に働きかけること。以上の陳情の趣旨と陳情項目に賛成であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、坂口洋之君の採択することに反対討論の発言を許可します。

○7番（坂口洋之君）

陳情第1号国民健康保険税の値上げ中止及び引き下げを求める陳情書について反対の立場で討論いたします。

国保税の負担については、多くの市民が重税感を感じております。陳情者の心情は議員全員が十分に理解しております。本来、国保財政においては月額医療費の3カ月分、10億円程度が望ましいと言われておりますが、本市では3月末まで7,000万円弱しか基金財政がなく枯渇寸前、予算も組めない厳しい状況でございます。私たち議員は、住民の負担を少しでも軽減する一方、この厳しい国保会計を破綻させてはいけない、安定した国保会計をつくる責任もでございます。国の

負担についても意見書も提案されております。低所得者への負担の軽減、十分な医療を受けられない市民についても十分配慮することを求めます。現行の制度の負担は限界にきていると思います。少子高齢化と若い世代の将来への負担をさせていいのかという押し付けないそういった観点から反対といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

△日程第18 陳情第8号核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第18、陳情第8号核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 涉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 涉君）

ただいま議題となっております陳情第8号についての本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は日置市伊集院町徳重528の6、田丸三郎氏から提出され、昨年11月30日の本会議で本委員会に付託され、内容などについてさらなる調査が必要との判断から継続審査となっていたものであります。

陳情の趣旨は核のない世界を求める国際社会の中で、南アジアでは核拡散と核軍拡の危機的状況が続いている。パキスタンへの中国の原子力発電所提供計画を初め、インドへはアメリカ、フランス、ロシアなどが原子力協力を始めている。このような中で我が国も共同提案国となり、国連安保理事会で核兵器開発計画の中止、核兵器用の核分裂性物質の生産中止を求め、すべての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器計画に何らかの形で資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出の禁止を決議している。いまだCTBT（包括的核実験禁止条約）に署名していないのは、インド、パキスタン、北朝鮮だけであり、とりわけインドに対しては我が国が持つ原子炉圧力容器の生産など、原子炉関連技術を有利な交渉材料としてNPT加盟、CTBT署名批准を目指して原子力協定交渉を進めてほしい。このことはさきにインドとの原子力協定を結んでいるアメリカやフランスからも協力への圧力がある。よって、本議会においてもこの趣旨を地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を内閣総理大臣及び外務大臣あてに提出し、陳情内容の実現に向けて働きかけをしていただきたいとのことであります。

3月11日に委員会を開催し、本陳情について審査し、討論、採決を行いました。以下、委員会での委員の意見など、次のとおりであります。

恒久平和は何に比べても重要であり、核拡散、核軍拡の動きは阻止しなければならない。本市は平成18年9月28日に非核平和都市宣言に関する決議を既に行っており、陳情趣

旨である核のない社会の実現は当然である。

そのほか同様の意見が出され、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、陳情第8号については採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第8号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△日程第19 意見書案第3号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

△日程第20 意見書案第4号拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

○議長（成田 浩君）

日程第19、意見書案第3号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書及び日程第20、意見書案第4号拡大生産者責任

(EPR) とデポジット制度の法制化を求める意見書の2件を一括議題といたします。

2件について提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました意見書案第3号、4号について趣旨説明を申し上げます。

初めに、意見書案第3号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案から申し上げます。

国民健康保険は制度設計された当時に比べ、無職者や年金生活者の割合が増加し、医療費は増大しています。また、その一方で、被保険者の数は年々減少し、国保税の額は減少しています。その結果、国保会計は慢性的な赤字運営に陥り、加入者の保険料負担増は家計を大きく圧迫しています。この背景には長引く不景気や少子高齢化の問題、また先に実施された国保負担率の引き下げがあり、いずれも国策による影響が大きいです。

そこで、今回、政府へ国庫負担割合の増を求める意見書を提出するため、日置市議会会議規則第14条の第2項の規定に基づき提案するものであります。細かな内容につきましてはお手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により政府へ意見書を提出するものであります。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

引き続き、意見書案第4号拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書案について趣旨説明を申し上げます。

ごみのポイ捨てや不法投棄、またごみの大量排出の問題は後を絶たないと同時に財政負担も増大しています。この問題は1997年、容器リサイクル法の制定で一部改善はされたものの、ごみの発生の抑制や再利用の促進はさらに必要であると認識いたします。

そこで、この問題を抜本的に改善していく

ためには、生産者が生産過程でごみとらしく製品をつくり、使用済み製品の回収や資源化まで責任を持つために処理やリサイクルにかかる費用を製品価格に含めた拡大生産者責任や使用済み容器の高い回収率を図るためのデポジット制度の導入は必要であります。

そこで、今回その制度を法制化していくための意見書を提出するため、日置市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提案するものであります。細かな内容についてはお手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により政府へ意見書を提出するものであります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣であります。ご審議くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号及び意見書案第4号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号及び意見書案第4号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第3号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第21 意見書案第5号核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書

○議長（成田 浩君）

日程第21、意見書案第5号核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書を議題といたします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

さきに採択されました陳情8号の願意が陳情内容の意見書送付でありますので、会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

意見書の送付先は、内閣総理大臣、外務大臣であり、意見書案はお手元に配付してあり

ますのでよろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第5号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を15時10分といたします。

午後3時00分休憩

午後3時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第22 発議第1号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正につ

いて

○議長（成田 浩君）

日程第22、発議第1号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提出者の池満渉君から提案理由の説明を求めます。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

ただいま議題となっております発議第1号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本市における現下の財政状況は少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増大や高水準で推移する公債費など、義務的経費が膨らむ一方で、景気低迷による税収の減や交付税など見込めない中、各種事業への取り組み、住民サービスの維持、継続事業の推進など、財政需要に対する財源確保が大変厳しい状況下となっております。このことを踏まえて議会としましては、市財政の健全化に寄与するため、平成23年度においても継続して市議会議員の報酬月額を減額するため、条例の一部を改正しようとして提案するものであります。よろしくご審議くださいますよう、お願いをいたします。

○議長（成田 浩君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありましたが、これから発議第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第23 発議第2号日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第23、発議第2号日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提出者の宇田栄議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長宇田 栄君登壇〕

○議会運営委員長（宇田 栄君）

ただいま議題となっております発議第2号日置市市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本市議会は、これまで日置市行政改革行動計画に基づき議員定数や政務調査及び常任委員会構成等について不断の検証を行って見直しを実施しております。

今回、議員報酬の支給方法の第3条第3項中、委嘱した議会議員の議員報酬の支給方法をその月の現日数を基礎として日割によって

計算するための条例の一部を改正しようとして、日置市市議会規則第14条第2項の規定により提案するものであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから発議第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第24 報告第2号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第25 報告第3号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求

及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第24、報告第2号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について、及び日程第25、報告第3号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についての2件を一括議題といたします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第2号及び報告第3号は、市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解の報告についてであります。

今回の報告2件につきましては、市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納するとともに以前締結していた分割納付誓約につきましても誓約内容どおりの履行がなされず滞納額が累積していたものでございます。このようなことから、市では幾度ともなく相手方との交渉を繰り返し、その結果、今回双方合意による解決の見込みとなりましたので、伊集院簡易裁判所に民事訴訟法第275条訴えの提起前の和解の申し立てを行い和解に至ったものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものでございます。

詳細につきましては総務企画部長に説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、まず初めに報告第2号、報告第3号に係る訴えの提起前の和解という制度につきましてご説明を申し上げます。

この制度につきましては、民事訴訟法第

275条に規定されており、即決和解とも呼ばれております。この制度は、訴訟や調停によらず、当事者双方の合意による解決の見込みがある場合に裁判所で和解を行うもので、裁判所で作成される和解調書は確定判決と同じような取り扱いになるものでございます。そのため和解の金額が計画どおり納付されないなど不履行が生じた場合は、和解調書に基づき明け渡し等の強制執行ができるものでございます。

また、この報告につきましては現段階で相手方との紛争はなく、今後の計画的返済につきまして合意に至っておりますことから、相手方のプライバシーに配慮し、氏名等につきましては黒塗りとし伏せさせていただきましたのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第2号につきましてご説明を申し上げます。

資料の1ページ、和解調書をごらんください。本和解調書につきましては日置市からの申し立てに基づき、平成23年3月15日に裁判所が日置市及び相手方に出頭を要請し、伊集院簡易裁判所和解室におきまして、裁判官立ち会いのもと確認され作成されたものでございます。2ページの当事者目録、3ページの請求の趣旨及び原因につきましてはお目通しいただきたいと行います。

4ページをお開きいただきたいと思います。和解条項の主なものについてご説明を申し上げます。第1項では5ページと6ページの滞納明細書でもご確認いただけますように、滞納累計額が本年2月末現在におきまして348万1,000円であることを相手方が認めたものでございます。第2項でございしますが、滞納額の支払いにつきましては、7ページの滞納額分割納付計画書に基づき毎月月末までに支払うものでございます。第3項は前項の支払いがおくれた場合、その遅

滞額が3カ月相当分の11万円に達した場合は計画書に関係なく残額を一括して支払わなければならないというものでございます。第4項は平成23年3月以降の当月分使用料についても滞納額の分割納付額とあわせて支払うものでございます。第5項は分割納付が滞った場合、または平成23年3月以降の当月分使用料の納付を3回怠った場合は、建物の使用許可を取り消し、直ちに明け渡すというものでございます。第6項から第8項につきましてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、報告第3号につきましてご説明申し上げます。報告第3号の1ページ、和解調書をごらんください。本和解調書につきましては、報告第2号と同日、裁判官立ち会いのもと確認作成されたものでございます。

4ページの和解条項をごらんください。第1項でございしますが、5ページの滞納明細書でご確認いただけますように、滞納累計額が本年2月末現在におきまして、47万4,600円であることを相手方が認めたものでございます。第2項で滞納額の支払いにつきましては、6ページ、滞納額分割納付計算書に基づき、毎月月末までに支払うというものでございます。

以下につきましては、報告第2号と一部金額等は異なりますが、内容につきましては同じでございますので、説明を省かせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ、現行の家賃のことについて伺いますけれども、平成20年3月以降の家賃が月々によって差額があるわけですが、築何年になってどのような理由でこういう差額が起きているのか、そのことについての説

明を求めたいと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

この家賃の差額でございますが、収入とかそれぞれの世帯の状況に応じて計算した家賃でこれにかかってくると思います。

以上です。

○17番（梶 康博君）

この滞納金額の夏と冬のこの返済額を考えると、相当額の返済能力があると言えるわけで、それでこういう2万四、五千円までは納得するんですけれども、1万8,000円台の現在の家賃というのは、15万円や20万円の返済能力を考えたときに、ちょっと整合性がとれないんじゃないかと思っておりますけれども、やはり今課長の説明どおり間違いはないわけですね。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

この納付計画書の12万円とか20万円とか入れているわけですが、これは家族の中でも家族のその調査を行いました結果、収入等がある方もいらっしゃるしまして、そこらを換算しまして、この時期にはこういう金額を納付計画として掲載してるところでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

お尋ねいたします。この件につきましては債権処理の条例を定めたことから、このような形で処理をしていくものと理解はしております。それで、その条例作成するときにもつくるときにも申し上げたんですが、どのようにしてその訴訟の段階までをどういった案件についてしていくのか、いたずらになされるようではいけないというようなことを意見として申し上げたと思います。本2件について、先ほど来収入の件もあるかと思いますが、1点お尋ねいたします。

ここに至るまで一定の収入もあると見込まれるその相手方が、このようにして滞納を積

み重ねてきた理由と申しましょうか、そしてそれを徴収義務を持っている行政によってどのような徴収努力が図られてきたのか、この間のことについてをご説明いただきたいと思っております。

○建設課長（久保啓昭君）

この2件につきまして、東市来支所のほうで住宅使用料等しておるわけですが、これまで使用料につきましての滞納になっておる件につきまして再三申し入れ、また分納誓約等も結んでいるにもかかわらず分納が中断したりした、この金額の大きい件につきまして特別滞納整理課のほうに移譲したということでございます。

○8番（花木千鶴さん）

今の答弁ではなかなかその様子がわからないんですが、能力のある人が払ってくれないというのはどういうわけなのか、納税の意識が低いといえども、状況からすると再三言ったけれども払ってくれないという、その積み重ねだということになるのでしょうか。そうしますと、これまでも分納の約束をしていたけれども、それでも払わなくなったんだというくだりがございました、説明の中にですね。今回、このようにして能力を持っているこれまでの方が今回和解したわけですが、再三払ってこなかった人が払っていきまうといった今回は約束したことになるわけですが、それで今回のこのことはどのようなことで、一応形式的に処理をしていく上で今回のことは一過性の何ていうか、処理する一段階としてこれを手続を踏まないといけないということなのか、和解の段階でもうこれまでとは違ってきちんと支払ってくれるであろうという、そういった確約といいますか、そのようなことが判断できる根拠ってものがあつたのか、そこをご説明いただけますか。

○市長（宮路高光君）

今回伊集院簡易裁判所、裁判官の立ち会いの中で行っております、一つは。今までは私も職員のほうが分納誓約という形でまいりましたけど履行していただけなかった。今回はこのように裁判所のほうの立ち会いのもとでやったということで、この効果は大変大きなものである。また、明け渡しにしても、こういう事実の中でまた分納していただかなければ私どものほうはやはり明け渡しの手続きをとっていきたく。今までの分納と今回の場合につきましては、簡易裁判所におきます裁判所の立ち会いの中であった、このことが一番大きな意義であったというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

では、最後になりますがお尋ねします。履行されていくことを望んでおりますのですが、支払わなかった場合には撤去というか、引き渡すという形ができるんだということですね。これまではなかなかできませんでした。それができるようになったということですが、もしそうなったときに、滞納されていたお金は最終的にはどういうふうに取り扱いになるのか、ご説明いただけませんか。

○市長（宮路高光君）

基本的には滞納という形では残るというふうに思っております。これはまた取り続けていかなきゃならない。今ご指摘ございましたとおり、基本的にはやはり明け渡しというこういう手段をとっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これで報告第2号及び報告第3号の2件の報告を終わります。

△日程第26 議案第43号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

△日程第27 議案第44号日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第26、議案第43号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、及び日程第27、議案第44号日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第43号は日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。市の財政運営に寄与するため、平成18年度から実施している市長等の給料月額及び部課長等の管理職手当の金額並びに平成21年度から実施している部課長等の給料月額の減額について、平成23年度においても継続して実施するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。内容につきましては後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第44号は日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正についてであります。各選挙区の選挙人の数の変動に伴い、当該選挙区において選挙すべき農業委員会の選挙による委員の定数を変更するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。内容につきましては農業委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第43号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

第1条第1項中、平成23年3月31日を平成24年3月31日に改める。これは市長、副市長、教育長がそれぞれ給料の15%、10%、8%の減額をしております期間を1年延長しまして、平成24年3月31日までとするものでございます。

次に、第3条の見出しを管理職員の給料月額の特例に改めますのは、管理職員以外の職員について100分の99の支給額を100%に戻したことにより、減額の対象が管理職員に限定できることによるものでございます。

また、管理職員の給料支給月額を100分の98とする期間を1年延長しまして、平成24年3月31日までとするものでございます。第4条は管理職手当の月額の特例の規定ではありますが、10%減額している期間を1年延長しまして、平成24年3月31日までとするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

今回の改正によりまして、市長、副市長、教育長の給料減額と管理職員の給料減額及び管理職手当の減額は、平成22年度に引き続き実施することとし、この条例によります減額の年間総額は957万2,000円という見込みでございます。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○農業委員会事務局長（福留正道君）

ただいま議題となっております議案第44号日置市農業委員会の選挙による委員の選挙区等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、農業委員

会の委員の任期が本年7月19日に満了となり、農業委員会の選挙が行われます。農業委員会の委員選挙の日は4月に決定されますが、任期の30日前までの期間で実施されますので、6月末に行われる予定でございます。告示説明会等の日程を考慮しまして、本日追加提案するものでございます。主な内容としましては、本年度の23年1月1日現在で、3月31日確定予定の農業委員会選挙人名簿調整の結果、選挙区における選挙人の数の変動に伴いまして、各選挙区において選挙すべき委員の定数を再計算し変更するものでございます。

別紙をお開きください。改正につきましては本則の表、東市来の項中、6人を7人に改め、同表伊集院の項中7人を6人に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は次の日置市農業委員会の選挙による委員の一般選挙から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ伺います。農業委員の選挙にかかわる問題ですけれども、今回東市来と伊集院地域の定数が入れかわるということですが、23年の1月現在の農家戸数あるいは有権者の数について調査人数がまとまっているんじゃないかと思うんですが、お知らせをいただければと思います。

○農業委員会事務局長（福留正道君）

1月1日現在の総農家戸数が3,824人でございます。東市来町が1,111人、伊集院町が1,075人、日吉町が757人、吹上町が881人となっております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号及び議案第44号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号及び議案第44号の2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△日程第28 議案第45号平成22年

度日置市一般会計補正予算（第12号）

○議長（成田 浩君）

日程第28、議案第45号平成22年度日置市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第45号は平成22年度一般会計補正予算（第12号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億6,205万1,000円とするものであります。今回の補正予算の概要は、平成22年12月31日から1月1日並びに1月15日から16日にかけて発生しました雪害により、農業ハウスや畜舎に被害が発生し、生産振興に影響が生じており、県の3月補正予算で制度が設けられ補助事業が活用できることから、被害を受けた農家に対しハウス等の復旧に要する経費について支援を行う園芸施設等雪害復旧対策事業の予算措置による増額補正と、徳重地区土地画整理事業等の年度内に完成が困難なものの明許繰越の設定による補正でございます。

まず、歳入では、県支出金の農林水産業費県補助金で園芸施設等雪害復旧対策事業費県補助金の交付見込みにより364万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、農林水産業費の農業振興費では、園芸施設等雪害復旧対策事業の補助金の増枠により364万9,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

1件だけお尋ねいたします。この13件です、13件ですか、上がっているわけですが、畜舎とハウス、この対象物件っていうんですかね、それはどのようにして決められるのか、大小いろいろあるかと思うんですが。どこを根拠にこの13件を決めていくのか、その決め方についてをご説明いただけませんか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

今回の13件の決め方というふうなことでございましたけれども、今回県のほうで実施要領が作成されております。この中で復旧するハウス等につきましては、いわゆる県の標準型ハウスを原則とするというふうな形になっております。この場合に事業費的には1㎡当たり5,000円を事業費の上限というふうな形で決められております。これらを準用しまして今回の事業費を確定したところでございます。

○8番（花木千鶴さん）

済みません、これは全協で説明があったのかどうか私も今記憶にないところですが、配分が県のほうから決まっているのか、それともこちらのほうからの申請によっての額だったのか、そこも答弁いただけますか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

今回の部分につきましては基本的には申請事業であります。12月31日から1月1日にかけて、あるいは1月15日から16日にかけて市内ではビニールハウスが17戸で52棟、それから畜舎が1戸で4棟ということでございました。このうち被害面積が7,747㎡、被害額の速報値では2,317万円となっております。この後、各農家のほうに聞き取りをいたしました、これができるということで。そうしたときに申請が上がりましてのが13戸21棟、畜舎が1戸4棟というふうになっております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○5番（上園哲生君）

今被災に遭われた件数が13件ということでもございましたけれども、施設にはいろいろな補助事業を使ったり、つくられた施設もあったりするわけですが、今回の対象がそうであるかどうかわかりませんが、そういう施設に対しては共済保険がかけられておりますよね。そういう共済保険金との兼ね合い、あるいは今回の13件の中に保険をかけて保険金が払われたケースがあるのか、そこらをちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

すべてのハウスを共済金の部分までまだ確認はしておりません。ただ、今回は伊集院地域のほうでは苺のハウスが多かったんですけども、いわゆる苺を栽培するハウスではなくて育苗用のハウスというふうなことで、これらのハウスにつきましては基本的には共済制度自体がございませんので、その部分についてはもう共済がないものというふうに理解しております。それ以外では吹上のほうでトマトのビニールハウス棟が全壊したものがありません。こういうのは基本的には共済対象になると思いますので、これらについては共済の部分がいわゆる出るというふうに理解しております。

○5番（上園哲生君）

そこを確認したかったんです。要するに共済保険金が出てきた。それに対して県がこういう補助金の予算を組んできた。そこらの兼ね合いというのはどういうふうになるのか、そこらをちょっとお尋ねしたいんですけれど。

○農林水産課長（瀬川利英君）

当初、こういうふうな補助制度はこれまでなかったわけでございます。それほど大きな鹿児島県にとっては大きな被害であったのかなというふうなことを理解しております。こ

れらにつきましては市としましても単独での助成等も考えたところでございますけれども、基本的には共済制度の存在というふうなこともありまして、市としてはこういう助成については消極的に考えとったところですが、今回こういうふうな大きな被害だったということを含めまして、県が制度をつくっていただきました。今回はこの制度を入れまして、早く復旧いたしまして農家の支援に当たりたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

平洋沖地震に関する決議

○議長（成田 浩君） 日程第29、決議案第1号東北地方太平洋沖地震に関する決議を議題といたします。

本件について提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長宇田 栄君登壇〕

○議会運営委員長（宇田 栄君） ただいま議題となっております決議案第1号東北地方太平洋沖地震に関する決議について提案理由の説明を申し上げます。

まずは、このたびの東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々、ご遺族に対し、深く哀悼の意をあらわすとともに、いまだに余震が続く中避難所等で不便な生活を余儀なくされている被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の東北地方太平洋沖地震において多数の死傷者、行方不明者また沿岸地域は壊滅的な被害が発生しました。今回の地震被害を教訓とし、さまざまな自然災害への対応、川内原子力発電所の安全対策及び住民の安全を確保するための基準の見直しなど、抜本的な防災対策が講じられるよう強く求めるものであります。よって、本市議会は市民の安全安心な暮らしを守るため、最大限の努力を行うことをここに決議するため、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから決議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。決議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省

△日程第29 決議案第1号東北地方太

略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、決議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、決議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第30 閉会中の継続調査申し出
について

○議長（成田 浩君）

日程第30、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第31 所管事務調査結果報告に

ついて

○議長（成田 浩君）

日程第31、所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定いたしました。

△日程第32 行政視察結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第32、行政視察結果報告についてを議題といたします。

議会運営委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。その写しを配付しておきましたからご了承ください。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。

まずは、東北地方太平洋沖地震による被害は日を重ねるごとに被害の実態が明らかになり、想像を絶する光景が連日のように報道されています。このような状況に対して国、県を初め各自治体も本格的な救援活動が着々と進められておりますが、完全復興にはかなり

の時間もかかる見込みであります。

日置市としましても支援本部を設置し、被災発生の後から義援金の受付や緊急援助隊の派遣を行っており、また被災者に対する市営住宅等の提供の準備もできておりますので、今後入居希望がありましたら積極的に受け入れて支援してまいりたいと思っております。また、人的な支援要請がありましたら、可能な限り派遣にこたえていきたいと思っております。

被災地におきましては一日も早い復興を願っておりますが、被害が甚大なだけに完全復興には大変厳しい道のりだと思われませんが、前向きに力強くこの難局を乗り越えて乗り切っていただきたいと思っております。

さて、今期定例会は2月23日の招集から本日の最終本会議にわたりまして、平成22年度一般会計補正予算及び平成23年度一般会計当初予算を初め、日置市地区公民館条例及び日置市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定、また日置市特別養護老人ホーム青松園及び日置市診療所に指定管理者制度の導入を図るための条例の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして心から厚くお礼申し上げます。

平成23年度につきましては第1次総合計画の後期計画や日置市行政改革大綱の第2次のスタートでありますことから、引き続き徹底した行政改革に取り組む一方、しっかりした行政サービスの提供にも配慮しながら将来にわたり人が住みたくなる町、市民が誇りを持てるまちづくりのために全力を傾注してまいりたいと思っております。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましても十分これを尊重し検討いたしまして、市政の運営に遺憾なきを期してまいるとともに、予算の執行につ

きましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつにさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（成田 浩君）

これで平成23年第2回日置市議会定例会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後3時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 宇田 栄

日置市議会議員 黒田 澄子